

第1節 計画の目的と内容

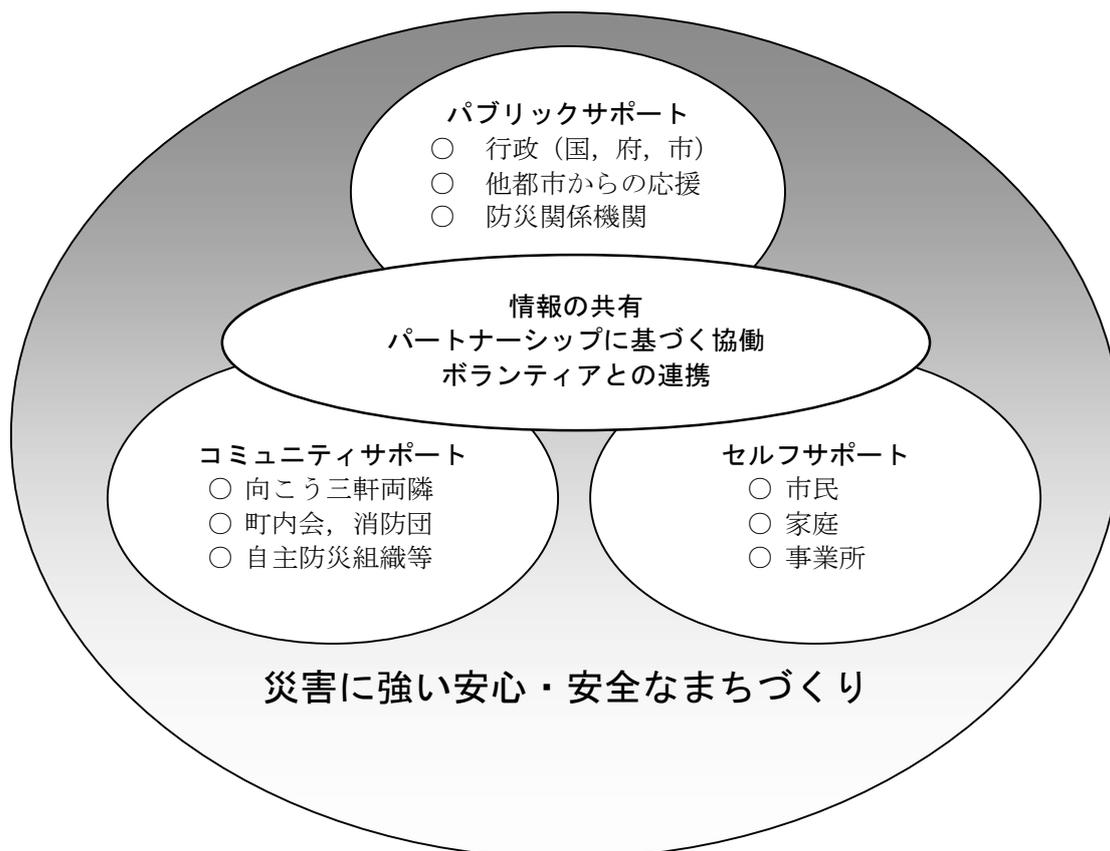
1 計画の目的

(1) 計画の目的

世界文化自由都市の理念及び「暮らしに安らぎ、まちに華やぎ、21世紀の京都」を実現するために、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守る総合的な防災対策を推進し、「災害に強い安心・安全なまちづくり」を図ることを目的に、京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、京都市防災会議が作成する計画として、本市の地域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画等に関する事項を定めるものである。

(2) 計画の理念

「自らの身の安全は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、市民、事業所、地域、行政機関がそれぞれの役割を自助（セルフサポート）、共助（コミュニティサポート）、公助（パブリックサポート）として明らかにし、情報の共有とボランティアとの連携も図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制等の整備など、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進する。



2 計画の内容

(1) 計画の構成

ア 京都市地域防災計画の基本構成

京都市地域防災計画は、地震による災害や警戒宣言が発令された場合の防災対策の基本を示す「震災対策編」と、風水害、土砂災害及び大規模火災が発生した場合の防災対策の基本を示す「一般災害対策編」並びに多数の者の被災を伴う航空事故その他の大規模な事故が発生した場合の防災対策の基本を示す「事故対策編」で構成する。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集する。

イ 京都市地域防災計画「震災対策編」の基本構成

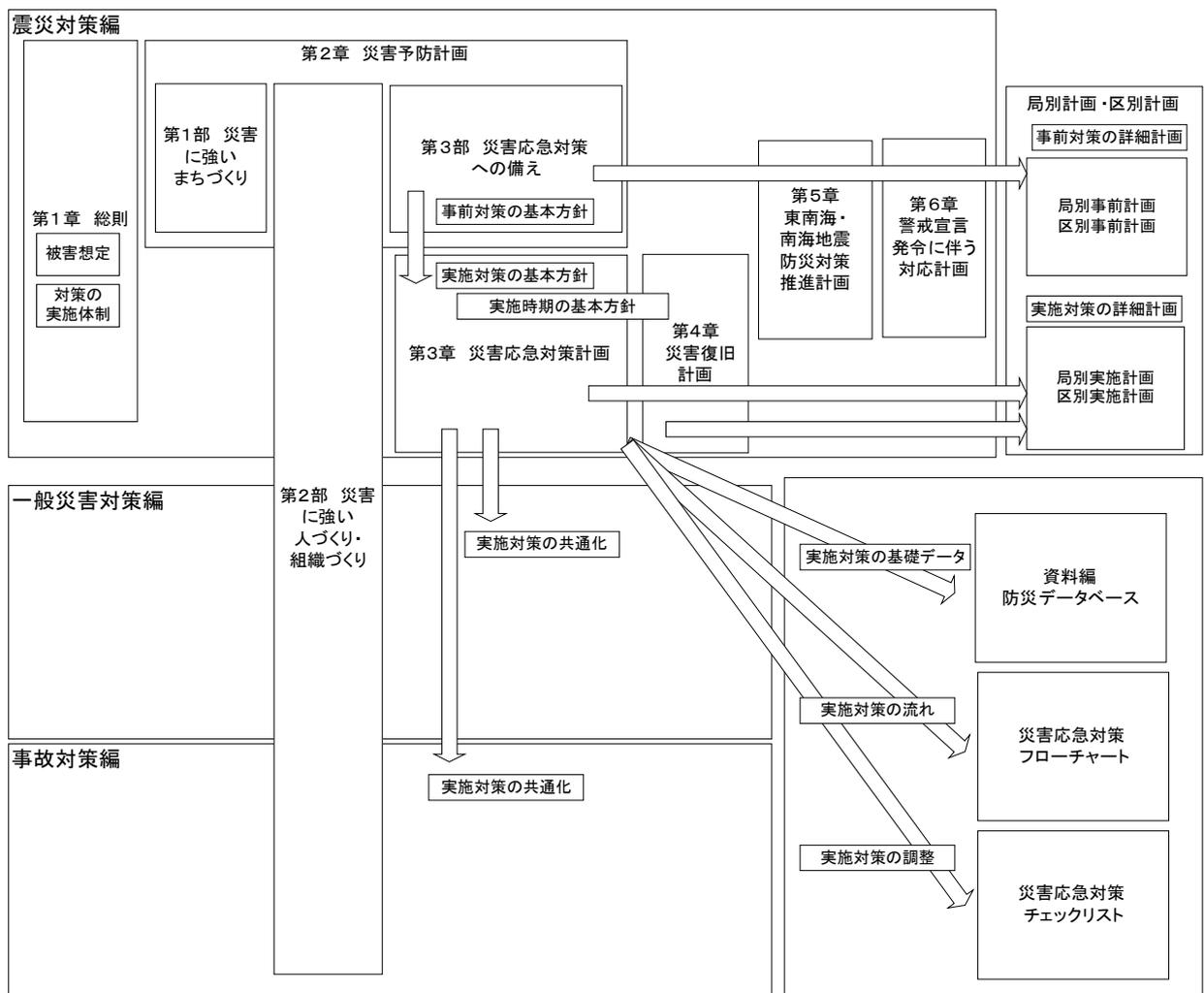
京都市地域防災計画「震災対策編」（以下「本計画」という。）は、震災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき防災対策を「予防」、「応急」、「復旧」の時系列に配し、各局、区及び関係機関の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本方針を示すものである。

ウ 「一般災害対策編」及び「事故対策編」との共通事項

本計画第2章「災害予防計画」第2部「災害に強い人づくり・組織づくり」について定める各計画は、震災対策のみならず、すべての災害対策に共通する対策であるため「一般災害対策編」及び「事故対策編」の「災害予防計画」との共通事項とする。

また、本計画第2章「災害予防計画」第3部「災害応急対策への備え(事前対策)」, 同第3章「災害応急対策計画」及び同第4章「災害復旧計画」について定める各計画については、災害の状況、規模によっては、「一般災害対策編」及び「事故対策編」と共通の対策が必要となるため、各計画の共通化を図るものとする。

(京都市地域防災計画 震災対策編の構成)



エ 実施計画

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、「局別計画」をあらかじめ定めるものとする。また、区は、区本部の応急対策について、区の実状や地域性を踏まえたうえで「区別計画」をあらかじめ定めるものとする。

なお、関係機関においては、防災計画の策定に当たって、本計画の基本方針との整合を図るものとする。

(2) 「震災対策編」の目標

本計画は、「第1章 第6節 地震被害想定概要」に掲げる京都市域に被害を及ぼす地震及び大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震（以下「東海地震」という。）に対処するための基本的な計画であり、最悪の事態を想定して各種対策を樹立しておくことを目標とする。

(3) 「震災対策編」の基本方針

地震災害の特性は、他の災害に比較してその規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害となつて一瞬のうちに広範囲にわたって壊滅的打撃を受け、社会機能が一時的にマヒ状態に陥ることである。

このような地震災害から、「市民の安全を確保し、被害を最小限度にとどめる」には、長期的総合的な施策を通じて、災害に強いまちづくりを進めていくことと、いかなる時に地震が発生しても、これに対処し得る体制を整備しておくことが必要である。また、被害を少なくするためには、災害に強い市民の育成も大きな要素である。

本市の地震対策は、次の3つを基本目標として推進していくものとする。

- | |
|---------------------|
| ア 災害に強いまちづくり |
| イ 災害に強い人づくり・組織づくり |
| ウ 災害応急活動体制及び復旧体制の整備 |

(4) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、各局、区は、「局別計画」、「区別計画」に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(5) 計画の周知徹底

本計画は、本市の職員及び防災関係機関等の職員に周知徹底するとともに、市民に対しても周知徹底を図るものとする。

(6) 京都府地域防災計画等との関係

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、京都府地域防災計画「震災対策計画編」との整合性を図るとともに、指定行政機関の防災業務計画との整合性を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき大綱

本市及び指定地方行政機関等が、防災に関して処理する事務及び業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 京都市

京 都 市	<ol style="list-style-type: none"> (1) 京都市防災会議及び京都市災害対策本部に関する事務 (2) 地震防災に関する施設、組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の災害対策の促進 (4) 防災思想の普及及び防災訓練の実施 (5) 災害等に関する情報の収集及び伝達 (6) 災害等による被害の調査報告と災害広報 (7) 避難の準備、勧告又は指示 (8) 災害の防除と拡大の防止 (9) 救助、防疫等被災者対策 (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保 (11) 消防、水防、その他の応急措置 (12) 被災市管理施設の応急対策 (13) 被災企業等に対する融資等の対策 (14) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 (15) 災害時における保健衛生及び文教対策 (16) 災害時における文化財の保護 (17) 災害対策要員等の動員 (18) 災害時における交通、輸送の確保 (19) 被災施設の復旧対策 (20) 関係機関、関係団体が実施する災害応急対策等の連絡調整
-------	--

2 指定地方行政機関

近 畿 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電波の統制管理 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導
近畿財務局京都財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被災公共土木施設等の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
京 都 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 産業災害予防対策
近 畿 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 土地改良機械の緊急貸付 (3) 農業関係被害情報の収集報告 (4) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除対策の指導 (5) 被災農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の供給あつせん (7) 災害時における主要食料の応急配給
近 畿 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること (6) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局京都運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請 (2) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 (3) 災害時における不通区間における迂回輸送等の指導

京 都 地 方 気 象 台	(1) 気象，地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象，地象及び水象の予報及び警報 (3) 気象，地象及び水象の資料に関する情報の収集及び発表
---------------	---

3 自衛隊

自 衛 隊 (第 7 普 通 科 連 隊)	1 災害に対する準備措置 (1) 情報の収集・連絡 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 災害派遣計画の作成 (4) 防災に関する教育訓練 (5) 防災関係資器材等の整備・点検 (6) 隊員の態勢 2 災害時における措置 (1) 災害派遣初動の準備 (2) 災害に係る第一次情報等の収集 (3) 通信の確保 (4) 予報及び警報の伝達に対する協力 (5) 非常災害対策本部等に対する輸送協力 (6) 災害派遣の実施 (7) 災害派遣時に実施する救援活動 ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等の搜索救助 エ 水防活動 オ 道路又は水路の啓開 カ 応急医療，救護及び防疫 キ 人員及び物資の緊急輸送 ク 炊飯及び給水 ケ 物資の無償貸与又は譲与 コ 危険物の保安及び除去 サ その他 (8) 災害復旧（瓦礫撤去）
----------------------------	--

4 京都府

京 都 府	(1) 市町村，その他の防災関係機関等の連絡調整，指示，斡旋 (2) 京都府防災会議及び災害対策本部に関する事務 (3) 災害救助法の適用 (4) 防災に関する施設，組織の整備
-------	---

5 京都府警察本部

京 都 府 警 察 本 部 (警 備 部 警 備 第 一 課)	(1) 災害に関する情報収集及び広報 (2) 被災者の救出救助及び避難措置 (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 (4) 被災地及びその周辺の交通規制 (5) 危険物の保安措置 (6) 災害警備用装備資機材の整備充実
--------------------------------------	---

6 指定公共機関等

郵 便 事 業 株 式 会 社 郵 便 局 株 式 会 社	(1) 災害時における郵便物の配送計画 (2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付
----------------------------------	--

日本赤十字社京都府支部	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施 (2) 災害時における被災者の救助保護 (3) 義援金品の募集, 受領, 救援物資の受領配分 (4) 防災ボランティアの組織整備, 指導普及及び連絡調整
日本放送協会京都放送局(NHK)	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
西日本高速道路株式会社 関西支社茨木管理事務所	(1) 高速道路の保全 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 京都支社	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力
西日本電信電話株式会社 京都支店	(1) 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全 (2) 災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達協力
大阪ガス株式会社 導管事業部京滋導管部	(1) ガス施設等の安全保安対策
日本通運株式会社京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
関西電力株式会社京都支店	(1) 電力施設等の安全保安対策
澁川右岸水防事務組合	(1) 組合の属する区域の水防活動
桂川・小畑川水防事務組合	(1) 組合の属する区域の水防活動
株式会社京都放送(KBS京都)	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府医師会	(1) 災害時における医療救護の実施
株式会社エフエム京都	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
阪神高速道路株式会社 京都管理所	(1) 高速道路の保全 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

第3節 京都市の防災組織及び推進体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策等防災諸活動に即応するため、府、市その他の関係諸機関相互の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 京都市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき本市の附属機関として設置し、本市域に係る防災に関する基本方針の作成並びに本市の業務を中心に本市域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図るとともに、災害が発生し、又はそのおそれのあるときには、情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

- ※ 資料1-3-1 京都市防災会議条例
- 資料1-3-2 京都市防災会議運営要綱
- 資料1-3-3 京都市防災会議委員名簿
- 資料1-3-4 京都市防災会議専門委員名簿
- 資料1-3-5 京都市防災会議幹事名簿

2 地震洪水等対策委員会

(1) 地震や洪水等に対する対策の審議

地震や洪水等に対する対策の前提となる被害想定、応急対策、都市安全対策等について審議を行う。

(2) 地震洪水等対策委員会の運営

地震洪水等対策委員会の運営は、次によるものとする。

ア 地震洪水等対策委員会は、地震洪水等対策委員会要綱に基づいて運営する。

イ 地震洪水等対策委員会は、京都市防災会議会長が指名する同会議の委員及び専門委員並びに京都市防災会議会長が必要と認める者で構成する。

- ※ 資料1-3-6 京都市防災会議地震洪水等対策委員会要綱
- 資料1-3-7 京都市防災会議地震洪水等対策委員会委員名簿
- 資料1-3-8 地震洪水等対策専門委員会運営要領

3 区防災会議

(1) 趣旨

区の地域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図るため、区における本市及び本市以外の防災関係機関による区防災会議を設置する。

(2) 所掌事務

区防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- ウ 災害発生時における災害情報の収集、伝達（連絡）等応急対策に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 自主防災組織の設置育成に関すること。
- カ その他区における災害対策の実施に関すること。

(3) 組織及び運営

区防災会議の組織及び運営は、区長が定める。

4 京都市防災対策推進会議

本市における防災対策の円滑かつ総合的な推進を図るとともに、他都市等で災害が生じた場合における支援対策の実施について協議を行うため、本市庁内の連絡調整組織として京都市防災対策推進会議を設置する。

- ※ 資料1-3-10 京都市防災対策推進会議要綱

5 京都市災害対策本部

本市域又は周辺において地震、洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動を実施する必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき京都市災害対策

本部を設置する。災害対策本部の組織及び運営等については、本編「第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策活動体制の整備計画」の災害対策本部に関する計画に基づくものとする。

- ※ 資料1-3-11 京都市災害対策本部条例
- 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

6 京都市事故対策本部

本市域において航空事故、鉄道事故、道路事故等の大規模事故が発生した場合、危機管理監は京都市事故対策本部を設置し、関係機関と密接に連携して、住民に対する適切な広報、捜索、救助、消火、避難誘導及び医療活動その他の応急救助を実施する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

7 京都市災害警戒本部

本市域に災害が起こるおそれがある場合に、京都市災害対策本部の設置に至らない段階の体制として、情報収集及び連絡体制を確保するため、消防局長が設置する。

8 雪害対策本部

積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、雪害対策に万全を期するため、それぞれの区を単位として区役所、土木事務所、教育委員会等の関係機関で構成する「〇〇区雪害対策本部」を設置し、道路除雪のほか、災害の未然防止に必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

9 市民及び事業所等

阪神・淡路大震災の教訓として、大規模災害時には、市民一人一人、家庭、事業所、自主防災組織等それぞれの活動や協働が救出、初期消火、更には日常生活の維持、復興等に大きな役割を果たすことが明らかとなった。また、災害時におけるボランティア活動についてはその重要性が広く認識された。

(1) 市民

市民は、地震や洪水等の災害が発生した場合、あわてず冷静な行動がとれるように、普段から家族と話し合い、各々の役割を決めておくなど防災意識の向上を図る。また、普段から建物の耐震、防火、家具の転倒防止に努め、最低3日分程度の食料や水を備え、地域で行われる防災訓練や行事への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織

地域住民は連帯協同して、地震その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて、自主防災組織を自主的に設置し運営する。特に、地域での助け合いの仕組みをつくり、高齢者や障害のある方などを地域ぐるみで災害から守るように努める。

(3) 事業所

市内の事業所では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保や経済活動の維持、地域への貢献などのため、普段から防災体制の整備や防災訓練の実施など、積極的に地域と連携した防災対策の推進を図る。

(4) その他（公共的団体）

産業経済団体、厚生社会事業団体、文化教育事業団体等は、普段から防災関係機関や地域との協力体制を整え、防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時には防災関係機関等の実施する災害応急活動に組織的に協力する。

(5) ボランティア

市民、自主防災組織、事業所及びその他公共的団体による防災活動の取組は、それぞれの関係する地域が被災していないときには、他の被災した地域あるいは他都市においてボランティアとして活動することが可能であるため、ボランティアの支援を受ける側と支援する側とは、防災活動の取組では常に表裏一体なものとしてあることを理解し、災害時にはボランティア活動を志すよう努める。

第4節 京都市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市の位置する京都盆地は、断層運動による基盤岩の断裂、破壊、上昇、沈降によって形成された東西約10km、南北約20kmの構造盆地であり、東山、桃山丘陵を挟んだ東側には同じ断層起源の山科盆地を伴っている。

また、盆地の北西部から桂川、北東部から鴨川が盆地中央の南部へ向かって流下し、東南部から宇治川、更に南部から木津川が流入し、南西部で合流して淀川となり大阪湾へ注いでいる。宇治川と木津川の合流点付近にはかつて巨椋池があり、現在は干拓されている。

市内における最高地点は、標高971.5m、最低地点は同9.2mと大きな差があるが、市街地の大部分は、標高20～70mの範囲内にある。

(2) 地形・地質

地形の概略をみると、北から本市の北半分を占める山地、丘陵、段丘、低地の順で雛壇状に配列し、市街地は丘陵、段丘、低地に形成されており、高度は地形の変化にあわせて、北から南に低下している。

低地部は、鴨川水系の河川により形成された扇状地、桂川及び宇治川、木津川の氾濫により形成された自然堤防帯に大きく分けられる。

ア 山地

中生代の丹波層群（砂岩、頁岩、チャート等）とこれを貫く花崗岩の固結した基盤岩類から構成され、北部から南部にかけて次第に高度を下げていく。また、東側、西側の山地と盆地との境界には、活断層による急斜面が形成されている。

山地の斜面は、土砂生産の場であり、現在安定している斜面でも、降雨や地震により山麓崩壊、地すべり等の土砂災害の可能性が考えられる。

イ 丘陵

山地との裾をなす高度 200m以下の地形で、本市の東側に桃山丘陵、宇治丘陵、西側に向日丘陵、西山山麓丘陵が分布している。

丘陵の地質は、主に第四紀前期、中期（30万から100万年前）の大阪層群からなる安定した洪積地盤である。

ウ 段丘

かつての平野面が河川の浸食を受け、氾濫を受けなくなった安定した地形で、平坦な段丘面と急な段丘崖からなり、高位、中位、低位の三段に分類される。現在の河川影響がないため、洪水、氾濫等の水害は発生しにくく、また、地震に対しても比較的安定した地形である。

エ 扇状地

河川が山地から低地に出るところに形成される地形で、山地で生産された土砂が山間から低地に出ると河川の勾配が緩くなるため、谷の出口を頂点として扇状に広がる砂礫層を主とした堆積地形である。扇状地は、主に砂礫層により形成されているため、比較的堅く地震動による影響が少ない地盤であるが、地下水位が高く地震動が強い場合、液状化する可能性がある。

オ 自然堤防帯

自然堤防帯は、自然堤防と呼ばれる微高地、浅い皿状の凹地である後背低地、帯状の凹地である旧河道などにより構成される地形である。本市域では、桂川流域に形成されるとともに、高度25～30m以下で低平な自然堤防帯に移り変わり、南部のかつて巨椋池などが存在した低湿地帯に連続していく。この地形面上には、旧河道や自然堤防などが発達している。

カ 谷底低地

主に山間部等の細長い谷間に形成される低平な地形で、礫、砂、粘性土などの未固結の堆積物により形成されている場合が多い。山間部に形成されている場合、比較的基盤岩が浅く、地震動による影響は少ない。しかし、砂質土により形成されている場合液状化する危険性がある。

また、台地、丘陵を流れる河川に形成されている場合、軟弱な地盤が発達している場合が多く、地震動による影響が大きくなる可能性がある。本市域においては、洛西ニュータウン付近の地形がこれに当たる。

キ 麓屑（ろくせつ）面・土石流堆

麓屑面は、斜面脚部に崩壊や地表面の浸食によって形成される堆積地形であり、崩壊による土砂災害の可能性が高い。土石流堆は沖積堆とも呼ばれ、小渓流からの土石流などの土砂の流出により形成される急勾配な扇状地である。主に山地の小渓流の谷口にみられ、土石流の危険性がある。

ク 干拓地・逆デルタ

干拓地は、かつて池であったところを人工的に排水し、整地した陸地化地形であり、地盤が軟弱で低湿なため、地震動による影響が最も大きくなる可能性がある。逆デルタとは、洪水時、河川からの逆流によって形成されるデルタのことである。三川合流点付近（巨椋池干拓地）に存在する逆デルタは、淀川から巨椋池へ流入する洪水により形成されたものである。

(3) 京都盆地の活断層

活断層とは第四紀、特に過去約数10万年間に繰り返し活動し、今後も地震を伴って活動する可能性の高い断層と考えられている。京都盆地周辺では、山地、丘陵、低地という地形の境界部に一致して活断層が分布し、過去の活動のたびに山地の隆起と低地の沈降を繰り返してきた。その結果、現在の地形が形成されてきた。

活断層は、①数百年から数千年に1回程度のほぼ一定の周期をもって繰り返し地震を発生すること、②長く連続する大きな断層ほど大規模な地震を発生する、などの共通性を持っている。

京都周辺の活断層の特徴は、①盆地の東西両縁にそって南北性の断層が走る、②平行又は斜交する数本の断層からなり、幅数kmの断層帯を形成する、③山地の境界をなす西山断層や黄檗断層では最近の活動度が低く、その前面に活動的な断層が新たに派生、分岐する傾向をもつ、④京都盆地の地下構造を南北に区切る断層が宇治川に沿ってほぼ東西に走る、などに要約される。

最近におけるトレンチ調査などの活断層調査によって明らかとなった主な活断層の活動性に関する情報について表に示す。

(主な活断層の活動性一覧表)

断層名	最新活動時期 (年前又は西暦)	活動間隔(年)	平均変位速度 (千年あたりの鉛直成分)	備考
花折断層(北部)	AD1662			途中谷トレンチ
花折断層(南部)	1,500~2,500	4,500~6,300	0.1~0.5m	修学院トレンチなど
桃山断層			0.2~0.35m	低位段丘面変位
勧修寺断層	12,000~25,000	17,500~36,000	0.08~0.04m	西野山地区
			0.2m	Ma3上下変位
檜原断層	3,000~4,000		0.22m	基盤岩上面変位
			0.38m	ボーリング調査
光明寺断層			0.05~0.21m	ボーリング資料等
神吉一越畑断層			0.08~0.12m	トレンチ調査
黄檗断層			0.25m	高位段丘面変位
宇治川断層	1,000~3,000	1万数千~2万数千	0.09~0.12m	ボーリング調査
琵琶湖西岸断層系	2,400~3,000	4,600~6,800	2m	饗庭野断層
			1.5m	堅田断層
有馬・高槻断層系	AD1596	1,000~2,000程度	1.5m	トレンチ調査

注) 有馬・高槻断層系のみ横ずれ成分を示す

京都盆地は、このような活断層の活動によって形成された構造盆地である。表に示したように、各断層は、それぞれ異なる性質のもとに活動していることが明らかになり、これらの活断層の活動は今後も継続することが予測されている。

(4) 京都盆地地下構造調査 3次元地下構造モデル

平成10年度から実施した地下構造調査により，京都盆地の地下のあらましが明らかになり，それにより盆地の3次元地下構造モデルが作成された。

図1は，京都盆地の基盤岩の様子を立体的に表現している。青い部分は活断層により基盤岩に崖状の落差を生じている部分である。図2，3は基盤岩の上に年代別で示した堆積岩を重ね合わせた様子である。各図とも高さ方向を8倍に強調している。

3次元地下構造モデルは，地層の状態を年代別に立体的に表現することにより，地層がたわんでいる状態がよく分かる。また，断層によって地層がずれている様子もよく分かる。

地下構造調査，活断層調査により，基盤岩の深さだけでなく地層の重なり方，断層のつながり方も分かかってきた。宇治川断層のように盆地を東西に横切る断層もあるが，多くの断層は盆地の縁に沿っており，京都盆地が断層の動きにより形成されたことが分かる。

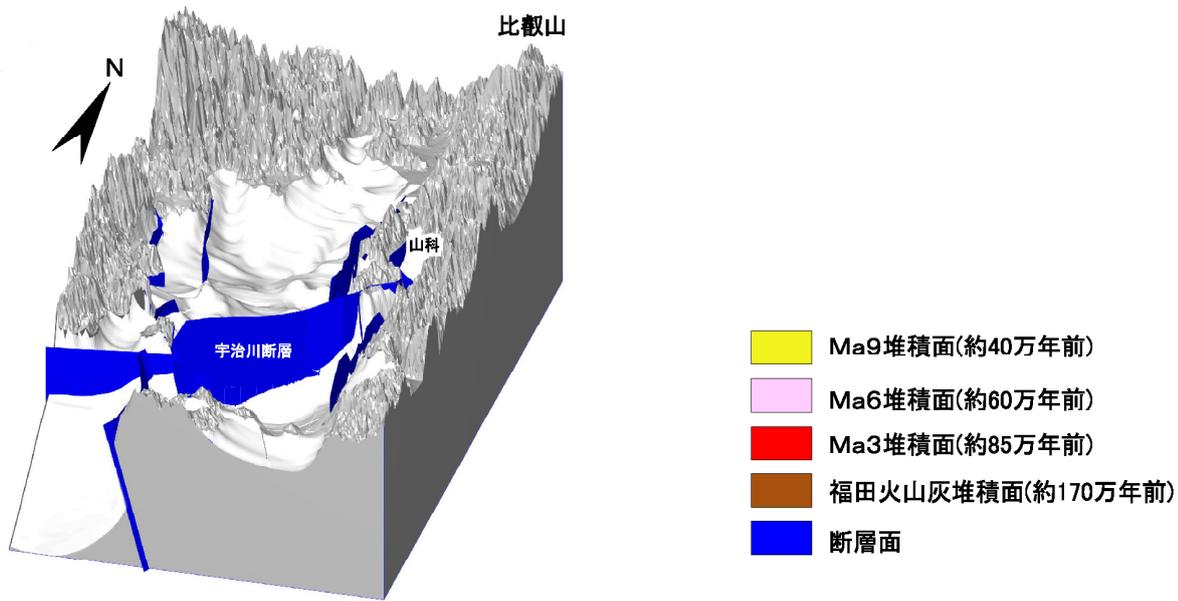


図1 堆積層のない基盤岩上面の図

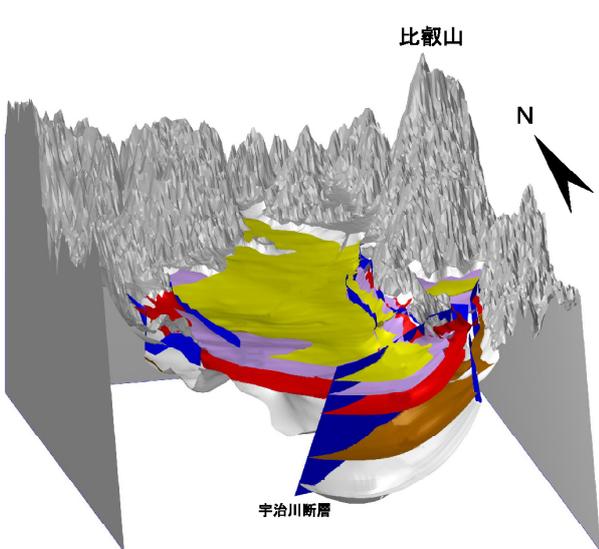


図2 地下構造モデル図その1
(東西断面を南から見る)

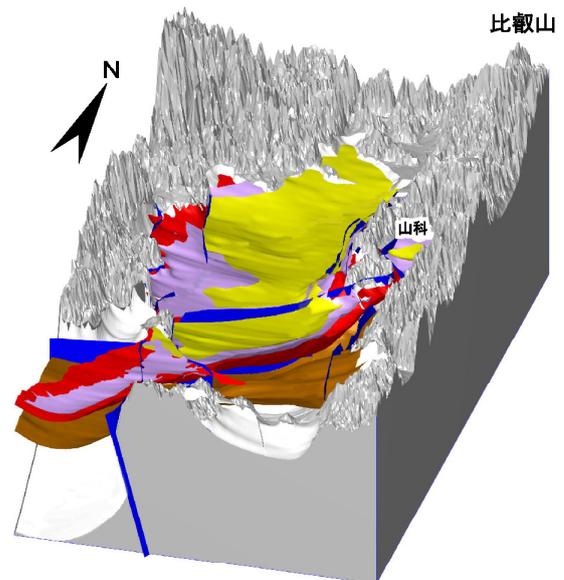
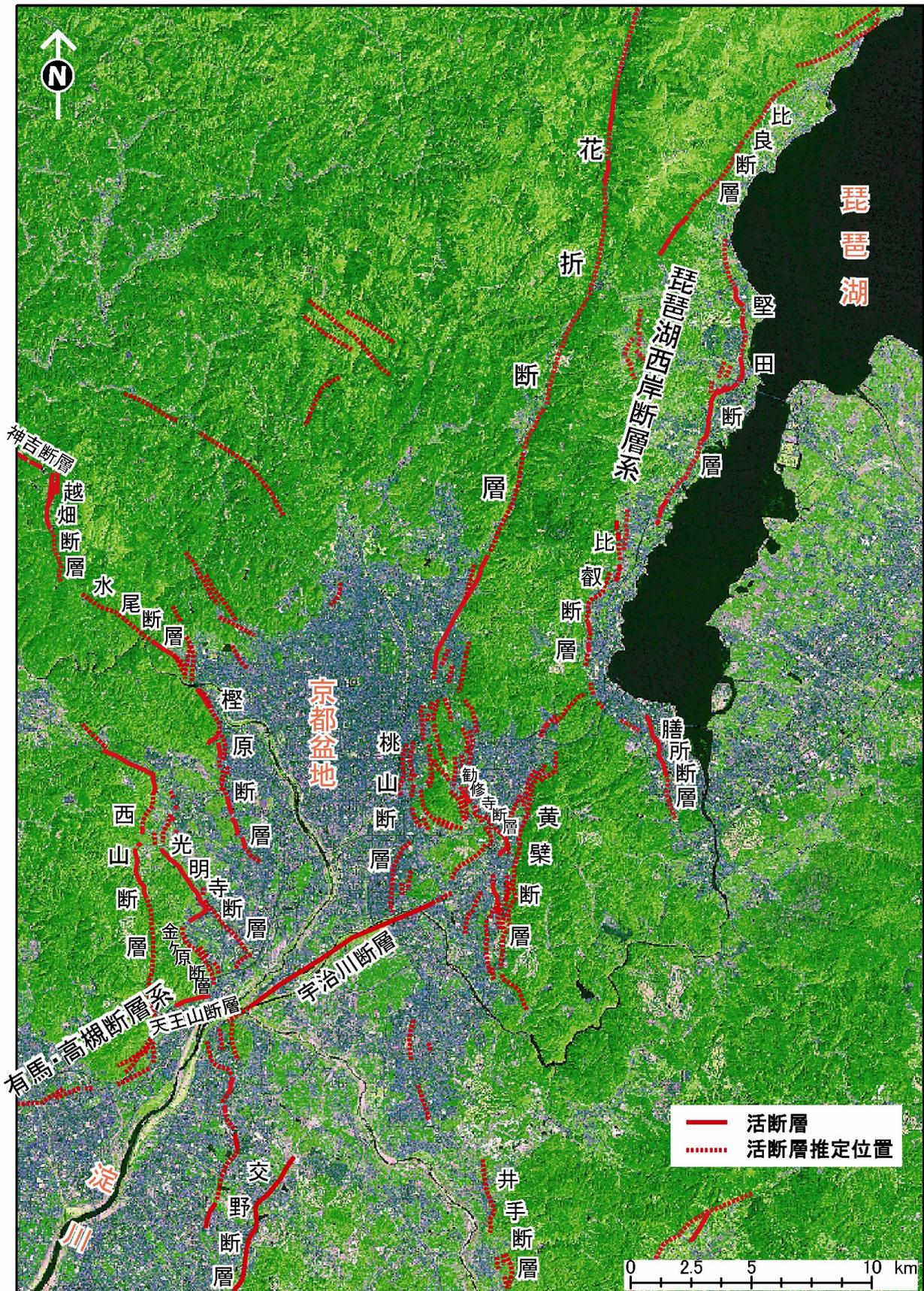


図3 地下構造モデル図その2

(京都市活断層分布図)



出典：「京都市第3次地震被害想定報告書」京都市 平成15年10月

2 社会的特性

(1) 人口分布

ア 人口の分布

京都市の人口は約 147万人（平成17年国勢調査）である。地震が発生した場合、その後の被災者の行動や防災関係機関等の活動にも制約を与えるため、次のような人口の分布をもとに、震災後の迅速な救助活動や消火活動などの初期初動体制を考えていく必要がある。

イ 昼間人口の分布

京都市の昼間人口は約 158万人（平成17年国勢調査）で、人口の約 147万人に対し約11万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約24万人が流入している。

昼間の活動時間帯に地震が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。

ウ 高齢者等の分布

京都市の人口を年齢別にみると（平成17年国勢調査）、15歳までの年少人口は約 18万人(12.0%)である。また、65歳以上の老年人口は約29万人（19.9%）である。近年、年少人口の減少に対し老年人口の増加が著しく、昭和45年の老年人口と比べると実数値で2倍以上の増加を示している。

高齢者は、地震による揺れが大きくなった場合、若年者に比較して機敏な避難行動が困難となることが予想される。また、震災後に長期間の避難所生活を余儀無くされた場合、高齢者や乳幼児等は健康面、食料や生活必需品等の物資供給面においても、特有のニーズが発生することが予想される。

エ 観光客の分布

京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成22年中に京都市を訪れた観光客は 4,955万人で一日平均すると約14万人となり、そのうち約26%が市内への宿泊客である。

(京都市の人口・建物分布状況)

	世帯数	人口	老年人口比 (%)	年少人口比 (%)	昼間人口	人口比 (%)	全建物棟数	木造建物比率 (%)
北区	55,982	124,266	21.1	11.6	128,308	103.3	54,540	79.5
上京区	41,876	83,534	23.6	9.2	98,864	118.4	48,123	73.3
左京区	80,298	169,587	20.7	10.5	170,961	100.8	70,752	74.1
中京区	51,580	102,129	21.0	9.9	159,055	155.7	51,785	60.2
東山区	21,016	42,464	27.4	7.3	58,184	137.0	22,918	75.2
山科区	56,429	136,670	18.9	12.7	117,623	86.1	52,073	70.3
下京区	38,455	75,437	22.7	9.4	140,624	186.4	37,174	62.0
南区	43,063	98,193	19.2	12.6	140,119	142.7	45,619	56.1
右京区	86,622	202,356	19.6	12.4	182,207	90.0	80,459	71.2
西京区	59,525	154,756	16.1	15.1	119,382	77.1	45,954	71.1
伏見区	119,014	285,419	18.4	13.7	267,653	93.8	91,946	58.8
合計	653,860	1,474,811	19.9	12.0	1,582,980	107.3	601,343	67.8

(注) 人口、世帯数は平成17年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。

人口比＝昼間人口÷人口×100

(2) 建物分布

ア 年代別木造建物の分布

建築基準法の施行以前（昭和25年以前）の木造建物の分布は、すべて在来の伝統的な木造軸組み工法で建築されていると考えられる。このグループには京町家も含まれる。京都市では、戦災の影響が少なかったため、戦前の建物を多く含むこの時代の建物が非常に多いことが特徴である。区別には、上京区、中京区、下京区、東山区を中心とした旧市街と、伏見区の旧市街に集中している。

第二次大戦後の物資不足期から高度成長初期に建設された木造建物（昭和26年～45年）は、工法的には軸組み工法が主流であるが、木造2階建ての文化住宅が多く、耐震的な問題がある建物が多いと見られる。区別には、右京区、左京区、北区、山科区、南区、伏見区北部に多い。

高度成長後期からオイルショックを経てバブル初期に建設された木造建物（昭和46年～55年）は、狭小間口の建売り住宅が多く、工法的にはプレハブ工法が在来工法に替わって主流となる。屋根も軽量となり、耐力的には改善されているが、在来工法に比較して変形性能は小さく粘りのない建物が多い。

バブル期を含み第2次住宅ブーム期の木造建物（昭和56年以降）は、住宅の質に対する高級化志向もバブル崩壊以前の特徴である。工法的には、ツーバイフォー工法が普及し、木造3階建て住宅も多い。昭和55年に新耐震基準に基づき建築基準法の改正が行われて、全体的に耐震性は向上している。

イ 非木造建物の分布

非木造建物は、昭和45年以前の建物数が総計で3万戸と少なく、かつては京都市の建物は木造建物が主であったことを示している。昭和46年～昭和56年の建物数6万戸、新耐震基準適用の昭和57年以降のものが、約13万戸と増加している。新耐震以前の約9万戸には、耐震性能の低い建物が含まれている可能性がある。

(3) 文化財の分布

非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成23年4月1日現在、市内の重要文化財は1,836件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは206件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。

第5節 既往被害地震

京都市は内陸活断層の密集する地域にあり、過去数10万年の間続いている活断層の運動で形成された都市であり、規模の大きな地震が発生し強震動を経験する頻度が高い都市である。過去に京都市及びその周辺地域に大きな被害を及ぼした地震の一覧を示したものが、次表（京都盆地とその周辺地域の主な地震被害）である。

過去に被害を及ぼした地震をみると、プレート境界におけるプレートの沈み込み運動によるマグニチュード8クラスの巨大地震と、活断層帯のマグニチュード7クラスの大規模地震がある。

京都市とその周辺の地震活動の特性は、以下のように整理できる。

- (1) 京阪神地域は、内陸の浅い地震の発生頻度が高い地域であるが、なかでも京都市とその周辺は地震発生頻度が極めて高い地域である。
- (2) 南海トラフのプレート境界における海溝型の巨大地震は約90～150年ごとに繰り返し発生し、京都市とその周辺地域にも影響を与える。次の南海トラフの巨大地震は2030年から2040年頃と予測される。
- (3) この地域の内陸型の地震活動には活動期と静穏期が見られ、平均的には南海トラフの巨大地震の約60年前から約10年後までが活動期である。したがって、現在すでに活動期に入っているものと考えられる。
- (4) 内陸の活断層帯の地震は、最近数百年の間に活動した活断層帯とは異なる活断層帯に発生する。京都市に比較的近く、発掘調査や史料から、この数百年の間に活動が確認されていない活断層帯は、大規模地震の発生期が迫っている可能性があり注意が必要である。

（京都盆地とその周辺地域の主な地震被害）

年月日	規模	発生地／地震名	主な被害の内容
◇416年8月23日 (允恭5年7月14日)		遠飛鳥宮付近 (大和)の地震	「日本書紀」に「地震」とあるのみ。被害の記述はないが、わが国の歴史に現れた最初の地震の資料である。(允恭天皇の皇居は遠飛鳥宮〈奈良県明日香村か〉。陵は大阪府南河内郡)
◇599年5月28日 (推古7年4月27日)	M7	大和の地震	倒潰家屋を生じた。「日本書紀」にあり、地震による被害の記述としてはわが国最古のもの。「・・地動、舎屋悉破、則令四方、俾祭地震神」。(推古天皇の皇居は豊浦宮と小墾田宮〈共に奈良県明日香村〉)
■684年11月29日 (天武13年10月14日)	M8.3 津波	土佐その他南海・東海・西海地方の地震	山崩れ、河湧き、家屋社寺の倒潰、人畜の死傷多く、津波来襲して土佐の船多数沈没。 土佐で田苑5万余頃(約12km ²)沈下して海となった。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
◆734年5月18日 (天平6年4月7日)		畿内・七道諸国の地震	民家倒潰し圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れが無数に生じた。
◆827年8月11日 (天長4年7月12日)	M6.8	京都の地震	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月まであった。
◇868年8月3日 (貞観10年7月8日)	M7	播磨・山城の地震	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく頽れ倒れた。京都では垣屋に崩れたものがあつた。山崎断層の活動によるとみられる。
■887年8月26日 (仁和3年7月30日)	津波	諸国(主として西日本太平洋側)の地震	京都で諸司官舎及び東西両京の民家の倒壊あり、圧死者多数。五畿七道諸国で官舎破損多し。津波あり、溺死者多数。摂津の国で浪害が最もひどかつた。余震8月末まで続く。南海トラフ内側のM8級の巨大地震とみられる。
◆938年5月22日 (天慶元年4月15日)	M7	京都・紀伊の地震	宮中の内膳司頽れ、死4。舎屋・築垣倒れるもの多く、堂塔・仏像も多く倒れる。高野山の諸伽藍破壊。余震多く、8月6日に強震があつた。
◆976年7月22日 (貞元元年6月18日)	M6.7以上	山城・近江の地震	両京で屋舎・諸仏寺の転倒多く、死50以上。近江の国府・国分寺・関寺(大津市)で被害。余震が多かつた。余震7月末まで続く。7月13日地震のため改元。

■1096年12月17日 (永長元年11月24日)	M8級 津波	畿内・東海道の 地震	大極殿小破，東大寺の巨鐘落ちる。京都の諸寺に被害があった。近江の勢多橋落ちる。津波が伊勢・駿河を襲い，駿河で社寺・民家の流失400余。余震が多かった。東海沖の巨大地震と見られる。
■1099年2月22日 (康和元年1月24日)	M8級 津波	南海道・畿内の 地震	興福寺・撰津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があつたらしい。南海道沖のM8級の巨大地震とみられる。
◆1185年8月13日 (文治元年7月9日)	M7.4	近江・山城・大 和の地震	京都，特に白河辺りの被害が大きかった。社寺・家屋の倒潰破壊多く，死多数。宇治橋落ち，死1。 三井寺金堂回廊倒れ，比叡山でも被害が大きかったらしい。琵琶湖の水北流し水位下がり，後日旧に復した。 田3町淵となる。余震9月末までに約230回に及んだ。8月12日の余震も強かった。
◆1317年2月24日 (文保元年1月5日)	M6.5～7	京都の地震	これより先1月3日に京都に強震，余震多く，この日大地震。白河辺の人家悉く潰れ，死5。諸寺に被害，清水寺出火。余震が5月になっても止まらなかった。5月半ばまで地震多し。1317年2月22日の地震と併せて群発地震か。
□1360年11月22日 (正平15年10月5日)	M7.5～8 津波	紀伊・撰津の地 震	4日に大震，5日に再震，6日の六ツ時過ぎに津波が熊野尾鷲から撰津兵庫まで来襲し，人馬牛の死が多かった。
■1361年8月3日 (正平16年6月24日)	M8級 津波	畿内・土佐・阿 波の地震	撰津四天王寺の金堂転倒し，圧死5。その他，諸寺諸堂に被害が多かった。津波で撰津・阿波・土佐に被害，特に阿波の雪(由岐)湊で流失1,700戸，流死60余。余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
■1498年9月20日 (明応7年8月25日)	M8級 津波	東海道全般の地 震	紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で震動大きかったが，震害はそれほどでもない。津波が紀伊から房総の海岸を襲い，伊勢大湊で家屋流失1千戸，溺死5千，伊勢・志摩で溺死1万，静岡県志太郡で流死2万6千など。南海トラフ沿いの巨大地震とみられる。
◇1510年9月21日 (永正7年8月8日)	M6.5～7	撰津・河内の地 震	撰津・河内の諸寺で被害。大阪で潰死者があった。余震が70余日続く。
◆1520年4月4日 (永正17年3月7日)	M7以上 津波	紀伊・京都の地 震	熊野・那智の寺院破壊。津波があり，民家流失。 京都で禁中の築地所々破損した。
◆1596年9月5日 (慶長元年閏7月13日)	M7.5	畿内の地震	京都では三条より伏見の間での被害が最も多く，伏見城天守大破，石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒潰も多く，死傷多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。
■1605年2月3日 (慶長9年12月16日)	M8級 津波	東海・南海・西 海諸道の地震	『慶長地震』：地震の被害としては淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ，仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に来襲して，八丈島で死57，浜名湖近くの橋本で100戸中80戸流され，死多数。紀伊西岸広村で1,700戸中700戸流出。 阿波宍喰で波高2丈，死1,500余，土佐甲ノ浦で死350余，崎浜で死50余，室戸岬付近で死400余など。ほぼ同時に二つの地震が起こったとする考えと，東海沖の一つの地震とする考えがある。
◆1662年6月16日 (寛文2年5月1日)	M7.5	山城・大和・河 内・和泉・撰津・ 丹後・若狭・近 江・美濃・伊勢・ 駿河・三河・信 濃の地震	比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し潰家1,570。大溝で潰家1,020余，死37。彦根で潰家1千，死30余。榎村で死300，所川村で死260余。京都で町屋倒壊1千，死200余など。諸所の城破損。江戸・長崎で有感。余震12月まで続く，大規模な地震でM7.5あるいはそれ以上か。比良断層系，又は花折断層から発生したという見方がある。
■1707年10月28日 (宝永4年10月4日)	M8級 津波	五畿・七道の地 震：『宝永地震』	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万，潰家6万，流失家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく，津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸

			<p>や瀬戸内海を襲った。</p> <p>津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で1～2m隆起し、高知市中西部の地約20km²が最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。近畿地方内陸部でも震害は大きく、潰家大和郡山で468、柳本690、奈良65。大阪では津波による橋や船の被害も多かった。潰家500余～約1,800〔約8千～1万6千世帯〕、死500余〔打たれ死3,600～7千、水死1万2千〕。落橋30～50。</p> <p>徳島県下では波高5～7m、牟岐死110余、浅川140余。高知県沿岸では推定波高5～8m〔25〕、潰家約5千、流失家屋約1万2千、死者行方不明併せて約2,800。種崎では一木一草も残らず死700余、宇佐死400、須崎死300、久礼死100余。</p> <p>瀬戸内海では、高松領内で潰家約950、円亀領内で413、福山(含鞆)60など。山陰では杵築(大社町)の潰家130が目立つが、ここは、1946年南海地震のときも被害が目立った。九州佐伯潰約100、推定津波波高約3m、流失約400、死22。日向天領で潰家440、死1。道後温泉145日止まり、湯ノ峯・山地・龍神・瀬戸・鉛山の湯が止まった。室戸岬1.5m隆起し、津呂・室津では大型船入津が不可能になった。高知市の西隣では約20km²が最大2m沈下、船で往来したという。串本1.2m、御前崎1～2m隆起。この地震の激震地域、津波来襲地域は、安政元年11月4日東海地震と、11月5日南海地震を併せたものによく似ている。M8級の二つの巨大地震がほとんど同時に起こったのかもしれない。</p>
◆1819年8月2日 (文政2年6月12日)	M7.3	伊勢・美濃・近江の地震	<p>近江八幡で潰家82、死5、木曾川下流では香取(多度町)で40軒全滅。金廻では海寿寺潰れ圧死70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。</p>
◆1830年8月19日 (天保元年7月2日)	M6.5	京都及び隣国の地震	<p>洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒潰はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死280。上下動が強く、余震が非常に多かった。鳴動あるいは弱い前震で始まった。京都や亀山(亀岡)で被害が多かった。二条城本丸大破、御所破損、堂社仏閣・御殿・表通りの町屋の倒壊は少ない。石垣・築地の崩れ、門・塀・端々の民家の倒壊多く、壁・瓦・庇の落下が多い。</p> <p>西本願寺1尺ほど傾く。愛宕山の坊2、3(を残して)崩潰。京都で死280、地割れあり、泥噴出、宇治川通りの堤防崩れる。伏見で町屋の倒壊あり。淀で城の櫓・石垣破損、領内で潰4。大津で潰6、死1。丹波亀山(亀岡)で崩家41、死4。高槻・茨木被害なし。出雲・美作で有感。余震は非常に多く、翌年1月までに635回以上。</p>
◆1854年7月9日 (安政元年6月15日)	M7.3	伊賀・伊勢・大和及び隣国の地震：『伊賀上野地震』	<p>6月12日頃から前震があった。15日0～2時頃本震、6～8時頃最大余震があったようだが、地域によっては、ほぼ同じように感じ、四日市付近などでは後者を強く感じたようである。</p> <p>伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で被害が著しく、伊賀上野町方で全壊460余、死130、郷方で全壊1,400～1,800、死460余、奈良で全壊約500、死60余〔300余〕、大和郡山全壊約150、死120～130。四日市でも被害多く、全壊300～400、死70～80、焼失60余、焼死約60。</p> <p>木曾川、町屋川、明朝川、鈴鹿川などの土手に裂け目が</p>

			でき、沈下したところが多かった。紀伊半島沿岸の住民は津波の心配をしたという。木曾馬籠付近で往還損じた。宮津でかなりゆれ、広島有感。上野の北方で西南西－東北東の方向に断層を生じ、南側の約1km、幅約200mの地域が最大1.5m沈下したという。木津川断層系から発生した地震と考えられる。
□1854年12月23日 (安政元年11月4日)	M8級 津波	東海・東山・南海諸道の地震：『安政東海地震』	被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。地殻変動や津波の解析から、震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されており、すでに100年以上経過していることから、次の東海地震の発生が心配されている。
■1854年12月24日 (安政元年11月5日)	M8級 津波	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道の地震：『安政南海地震』	東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど。地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。大阪湾北部で推定波高2.5m、大阪で津波が木津川・安治川を逆流し、停泊中の船多数〔8千とも〕破損し、橋々を壊し、死者700余〔約400、2千、3千、7千などの説もあり〕。 紀州沿岸熊野以西大半流出。紀州領(勢州領分を含む)潰破損家1万8千余、流失約8,500、流死約700。広・湯浅推定波高4～5m、併せて全壊約20、流失家屋300余、死約60。紀伊田辺領潰250余、流失530余死24。袋湊で約7m。津波は北米沿岸に達した。 松山領で城中・町家・百姓家合計潰約1,500、丸亀で潰50、加古川潰約80、広島で潰22、岡山町方潰半潰89、死1。出雲杵築(大社)辺で潰150、この地区は1707年宝永地震、1946南海地震などでも被害が大きかった。 高知市付近は約1m沈下し浸水、上ノ加江付近で約1.5m、甲ノ浦で1.2m沈下、室戸岬で1.2m隆起。(和歌山県)加太で1m沈下、串本で約1m隆起。湯ノ峯温泉、道後温泉止まり、翌年2～3月頃から出はじめる。紀伊鉛山湾の温泉も止まり、翌年5月頃から冷水が出はじめ、翌々年4月頃旧に復した。紀伊有田郡横浜村では10月中旬から汐の干満が常ならなかった。また、10月下旬から小地震を感じた。
◇1899年3月7日 (明治32年)	M7.0	紀伊半島南東部の地震	奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大きく、木ノ本・尾鷲で死7、全壊35、山崩れ無数。大阪・奈良で煉瓦煙突の破損が多かった。
◇1909年8月14日 (明治42年)	M6.8	滋賀県姉川付近の地震：『江濃(姉川)地震』	虎姫付近で被害が最大。滋賀・岐阜両県で死41、住家全壊978。姉川河口の湖底が数十m深くなった。
◇1925年5月23日 (大正14年)	M6.8	但馬北部の地震：『北但馬地震』	円山川流域で被害多く死428、家屋全壊1,295、焼失2,180。河口付近に長さ1.6km、西落ちの小断層二つを生じた。葛野川の河口が陥没して海となった。
◇1927年3月7日 (昭和2年)	M7.3 津波	京都府北西部の地震：『北丹後地震』	被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死2,925、家屋全壊12,584。郷村断層(長さ18km、水平ずれ最大2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ7km)を生じた。測量により、地震に伴った地殻の変形が明らかになった。

◇1936年2月21日 (昭和11年)	M6.4	大阪・奈良の地震： 『河内大和地震』	死9，家屋全半壊148。地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。 主として，大阪－奈良県境山地を挟んで，奈良盆地と大阪府南河内郡東部に瓦の落下，壁の破損，土塀・築地塀の崩壊，道路・堤防の亀裂，墓石転倒などの被害を生じた。
□1944年12月7日 (昭和19年)	M7.9 津波	東海道沖の地震： 『東南海地震』	静岡・愛知・三重などで合わせて死・不明1,223，住家全壊17,599，半壊36,520，流失3,129。このほか，長野県諏訪盆地でも住家全壊12などの被害があった。津波が各地に襲来し，波高は熊野灘沿岸で6～8m，遠州灘沿岸で1～2m。紀伊半島東岸で30～40cm地盤が沈下した。
■1946年12月21日 (昭和21年)	M8.0 津波	南海道沖の地震： 『南海地震』	被害は中部以西の日本各地にわたり，死1,330，家屋全壊11,591，半壊23,487，流失1,451，焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に来襲し，高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し，室戸で1.27m，潮岬で0.7m上昇，須崎・甲浦で約1m沈下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。
◇1952年7月18日 (昭和27年)	M6.7	奈良県中部の地震： 『吉野地震』	震源の深さ60km。和歌山・愛知・岐阜・石川各県にも小被害があった。死9，住家全壊20。春日大社の石灯籠1,600のうち650倒壊。
◆1995年1月17日 (平成7年)	M7.3	兵庫県南部の地震： 『平成7年兵庫県南部地震』： 『阪神・淡路大震災』	活断層の活動によるいわゆる直下地震。神戸，洲本で震度6だったが現地調査により淡路島の一部から神戸市，宝塚市にかけて震度7の地域のあることが明らかになった。 多くの木造家屋，コンクリートの建物のほか，高速道路や新幹線を含む鉄道道路なども崩壊した。被害（平成14年12月26日現在）は死者6,433，不明3，負傷43,792，住家全半壊約25万棟，火災285件など。早朝であったため，死者の多くは家屋の倒壊と火災によるもの。 (京都市内の被害) 重傷1，軽傷28，火災1，住家一部損壊750（西京区樫原450，右京区西京極30，左京区浄土寺近辺10数戸ほか），道路被害5，水道断水334世帯，電話不通400世帯，社寺仏閣被害78件（うち，指定文化財36社寺）

(注)表中の年月日の前に□印のあるものは，南海トラフのプレート境界の巨大地震と考えられるもの，◇印のあるものはその他の京都周辺の地震であり，そのうち■や◆のあるものは特に京都盆地に大きな影響があったと思われるものである。

第6節 地震被害想定の概要

被害想定は、過去の歴史地震のデータや活断層調査、地下構造調査など各種の調査研究をもとに、一定の条件下で地震を想定し、京都市の地勢、人口密度、建物分布などの自然的条件、社会的特性を前提として被害の様相を想定するものであり、今後の災害の予防や応急対策、復旧対策のより効果的な計画の策定や予防対策の実施状況の指標としての役割を果たすことを目的とする。

京都市では、昭和60年に関東大震災をモデルとする火災延焼による被害を主とする最初の被害想定を策定し、以後、平成9年に阪神・淡路大震災のデータを活用した建物倒壊による被害を主とした第2次の想定を策定し、更に平成15年10月30日の防災会議で、詳細な地震動予測に基づく、建物倒壊による被害と火災延焼被害を総合した第3次地震被害想定が承認されている。第3次の地震被害想定の詳細は以下のとおりである。

1 想定地震

(1) 内陸型地震の想定

今後京都市が防災対策を確立するために考えるべき地震として、8つの活断層による内陸型地震を想定した。これらの地震の起震断層は、京都市活断層調査、「新編日本の活断層」や「都市圏活断層図」などをもとに、京都盆地とその周辺地域に分布する活断層より選定したものであり、各起震断層の選定基準は、以下のとおりである。

ア 花折断層

断層の長さが長く、発震時の規模が大きいと予想される断層

イ 桃山断層・樫原断層・光明寺断層・黄檗断層・宇治川断層

断層の長さは短く、発震時の地震規模はあまり大きくないが、断層が盆地の内部や縁辺部に位置するため、盆地の地震動が大きいと予想される断層

ウ 琵琶湖西岸断層系・有馬・高槻断層系

京都盆地の周辺地域において、複数の断層が一連の断層帯を形成し、断層長さの長い起震断層として評価される断層であり、発生する地震の規模が大きいと予想され、京都市域でも強い地震動が発生する可能性がある断層

(想定地震 (内陸型))

起震断層名	想定長さ	想定傾斜角	想定断層幅	マグニチュード
花折断層	30(北部)+17(南部) =47km	85 E	北部18km 南部16km	7.5
桃山断層～鹿ヶ谷断層	11km	70 E	17km	6.6
宇治川断層	10km	70 N	16.2km	6.5
樫原～水尾断層	9(樫原)+6(水尾) =15km	70 W 90	14.0km 14.9km	6.6
光明寺～金ヶ原断層	8km	70 W	14.2km	6.3
有馬・高槻断層系	34km	85 N	14.1km	7.2
黄檗断層	10km	70 E	16.2km	6.5
琵琶湖西岸断層系	55km	70 W	17.0km	7.7

(2) 南海・東南海地震

南海・東南海地震に関しては、中央防災会議の「南海・東南海地震等に関する専門調査会」による各地における地震動が、1kmメッシュで既に求められている。この予測結果では、京都市域の盆地内は概ね震度5強、山地で5弱となっており、盆地内の一部に震度6弱の発生が予測されている。

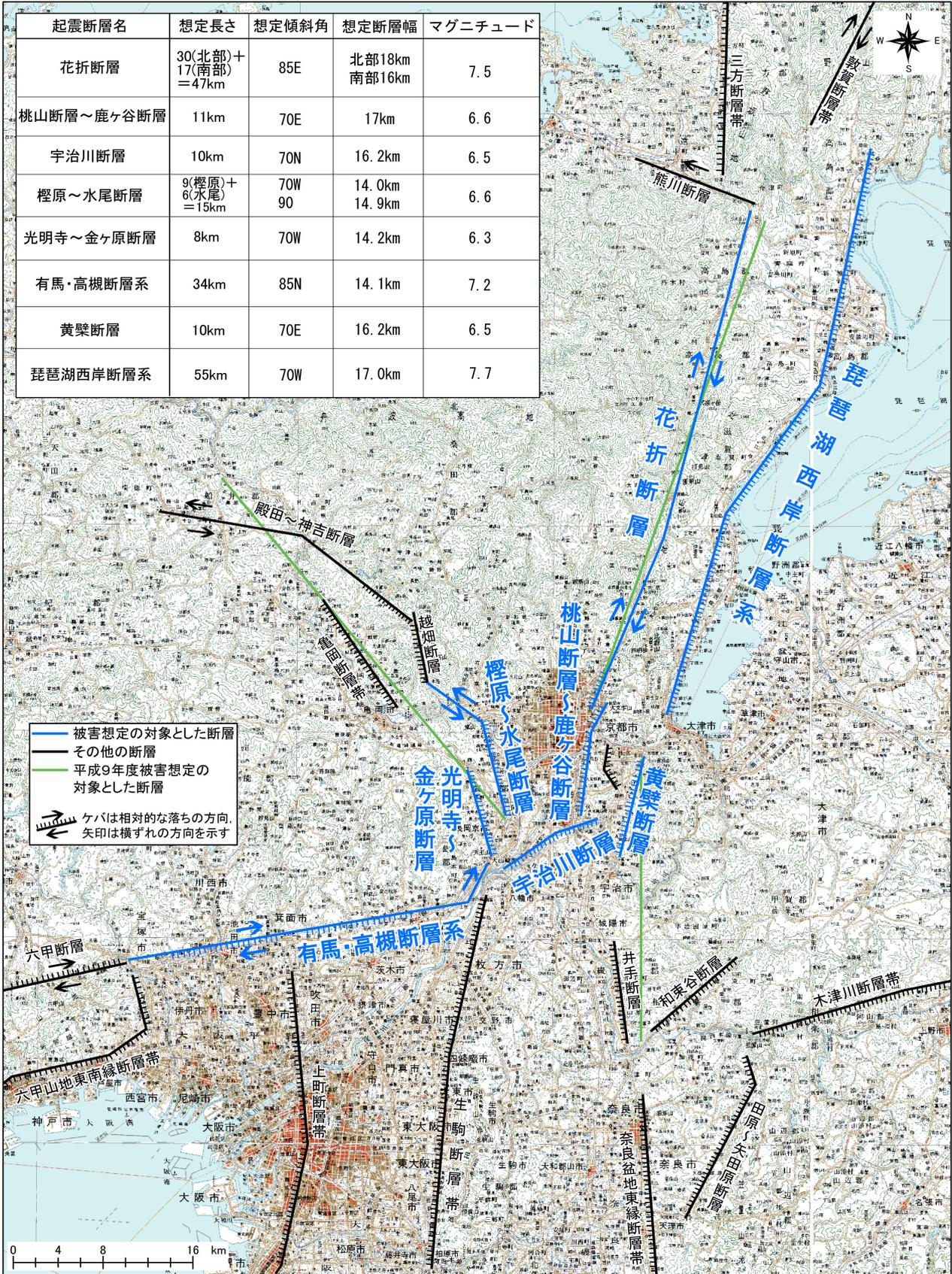
被害想定では、中央防災会議の予測結果を、京都市の地下構造及び地盤モデルに適用した。手法は、地震基盤(岩盤)の波形を用意し、これを京都市の深部構造モデルに入射して工学基盤の波形を求める手法を採った。

ア 想定長さ : 中央防災会議による想定

イ マグニチュード : 8.6 (モーメントマグニチュード)

(地震動予測の対象とした起震断層)

起震断層名	想定長さ	想定傾斜角	想定断層幅	マグニチュード
花折断層	30(北部)+ 17(南部) =47km	85E	北部18km 南部16km	7.5
桃山断層～鹿ヶ谷断層	11km	70E	17km	6.6
宇治川断層	10km	70N	16.2km	6.5
檜原～水尾断層	9(檜原)+ 6(水尾) =15km	70W 90	14.0km 14.9km	6.6
光明寺～金ヶ原断層	8km	70W	14.2km	6.3
有馬・高槻断層系	34km	85N	14.1km	7.2
黄檗断層	10km	70E	16.2km	6.5
琵琶湖西岸断層系	55km	70W	17.0km	7.7



2 被害想定手法

(1) 地震被害想定基本構想

被害想定基本構想は、次に示す5項目である。

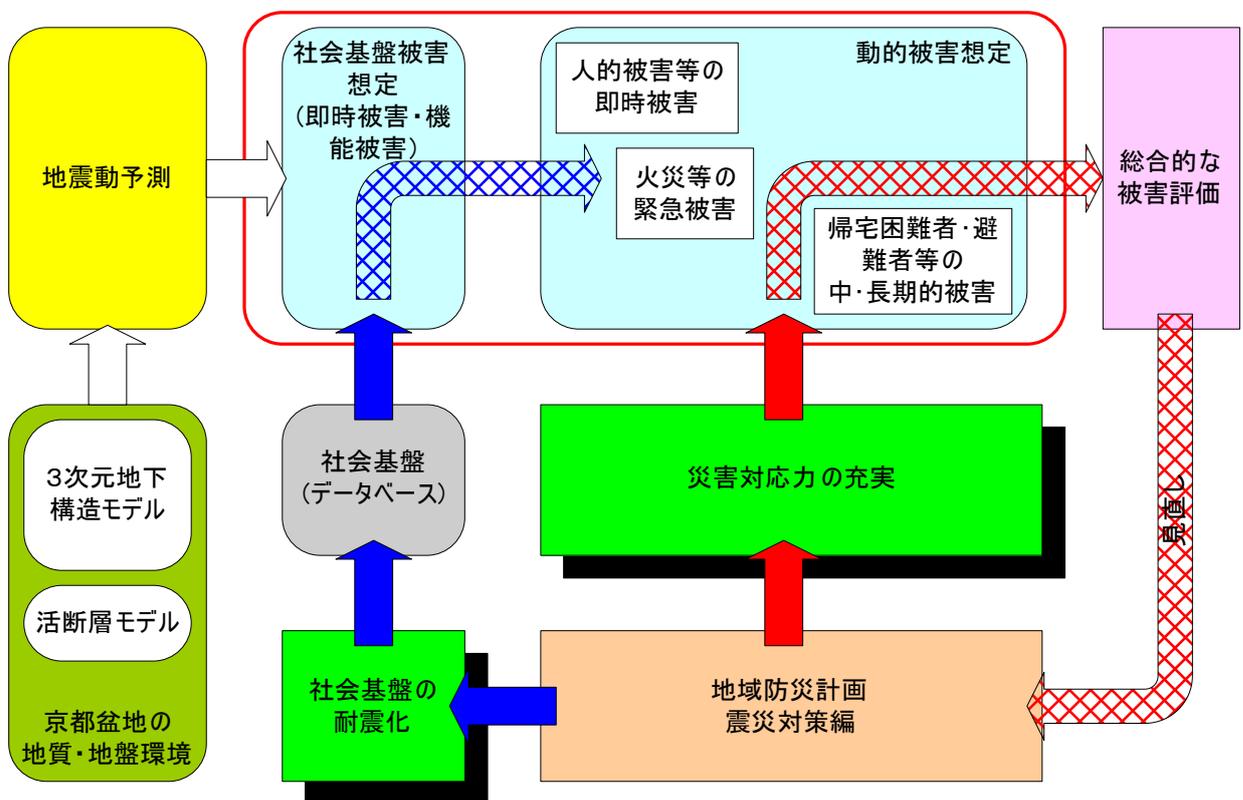
- ア 活断層調査・地下構造調査の成果を反映した精密な地震動予測を実施する。
- イ GIS（地理情報システム）を利用し、空間的に情報を管理する。
- ウ シナリオ型被害想定導入により、発災後の時系列予測を行う。
- エ 被害項目相互の関連を考慮した複雑な災害状況を表現できるようにする。
- オ 対話型の被害予測システムを構築し、災害対応能力を演習・評価できるようにする。

被害想定結果は、災害対応能力の充実に結びつくものでなければならず、被害想定位置付けを本市地域防災計画及びそれに基づく災害対応能力との関係で示したのが下図である。被害想定と、地域防災計画との関係は、2つのループで構成されている。

1つ目のループ（）は、地域防災計画の災害予防計画に対応するものであり、建造物の耐震化計画等の効果を予測・判定することができる。

2つ目のループ（）は、地域防災計画の災害応急対策計画に対応するものであり、行政、民間、個人を含んだ災害対応力の効果の予測、判定を行うことができる。

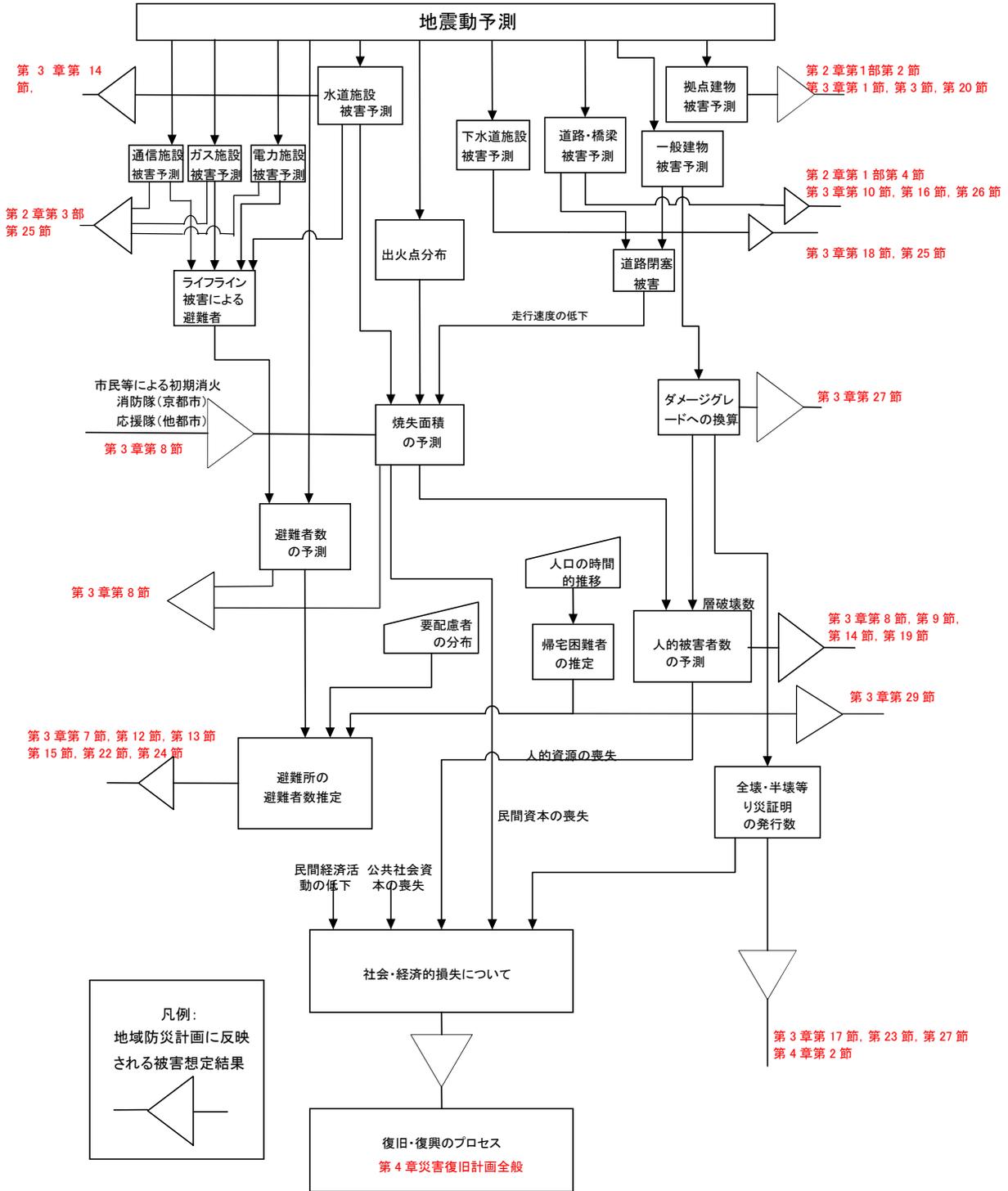
（被害想定位置付け）



(2) 地震被害想定と地域防災計画の関連

地震被害想定と地域防災計画の関連、及び本計画において被害想定結果を活用する際の関連先は以下のとおりである。

(被害想定との関連図)



3 被害想定

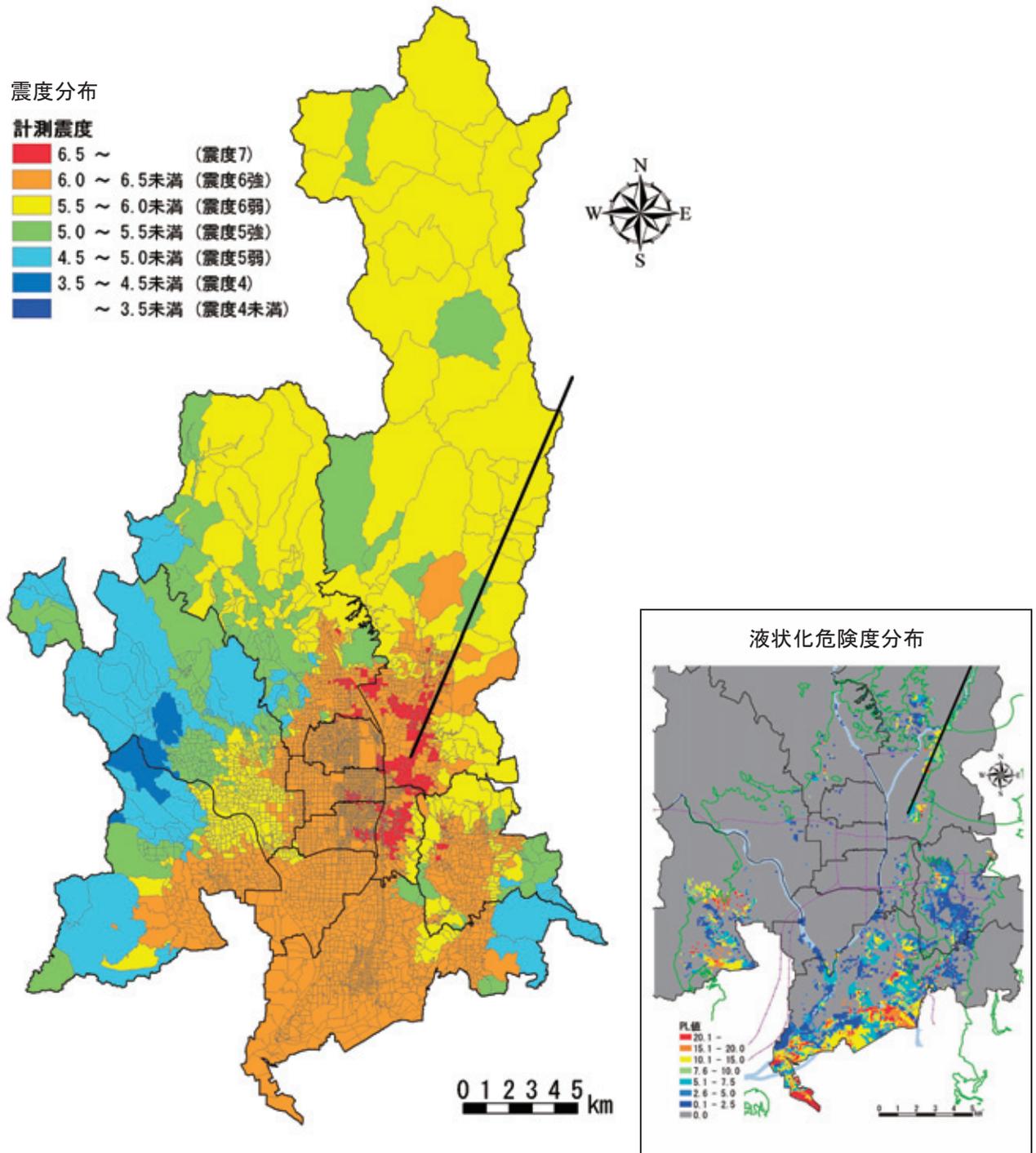
(1) 花折断層

ア 震度分布

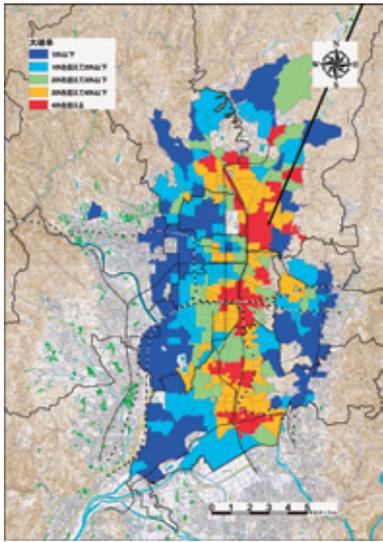
市街地のほとんどが震度6弱以上となり、平地部では全域震度5強以上になる。このうち、市街地のかなり広範な地域で震度6強となり、左京区、東山区、北区、上京区、中京区、下京区、山科区の一部に震度7地域が出現する。

イ 液状化危険度

三川合流付近、宇治川左岸のやや広い地域で、高い危険度となるほか、西京区の山麓にも液状化危険度が高い地域が散在する。白川砂が分布する左京区の山際も液状化危険度が高くなる。

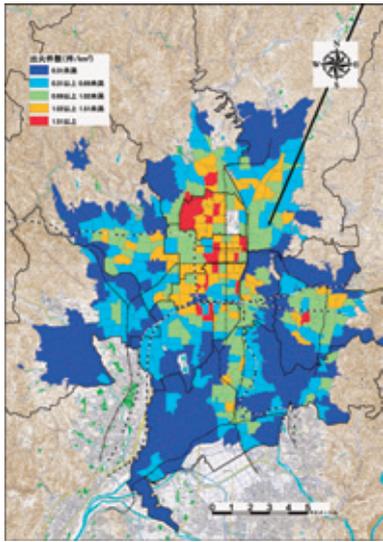


家屋被害
(家屋大破率の分布)



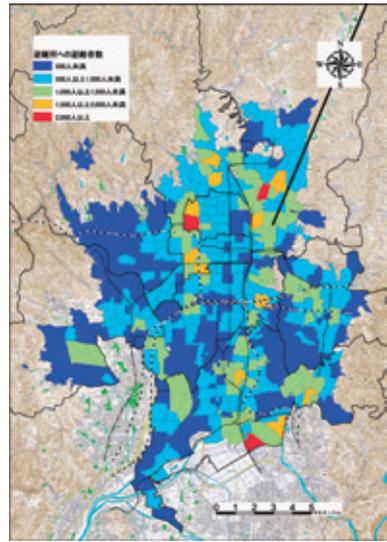
全壊:117,800 棟
半壊: 44,300 棟

火災被害
(出火危険度分布:冬 18 時)



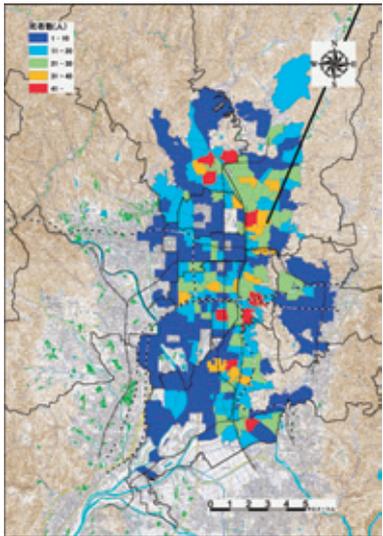
出火件数:26~96 件
焼失面積:0.26~1.11 km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

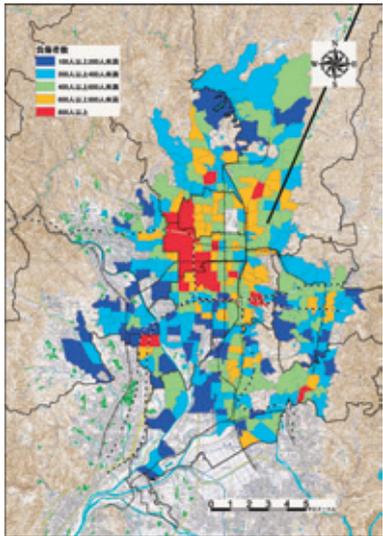


避難者:(10 時間後)293,600 人

人的被害
(死者数の分布:平日 18 時) (負傷者の分布:平日 18 時)



死者:3,300~5,400 人



負傷者:111,900~163,400 人

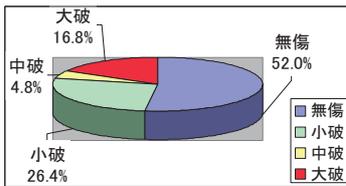
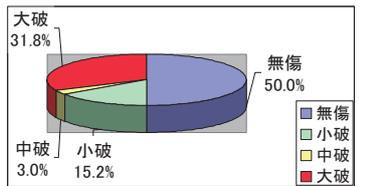
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	2	34	1	3	0	0	0
重要文化財	11	121	11	13	2	0	0
伝 建 地 区	1	2	0	0	1	0	0
そ の 他	22	173	17	19	1	0	0
計	36	330	29	35	4	0	0
世界遺産	0	8	0	6	0	0	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
2	76	229	109	44	4	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約520,000戸
	復 旧 所 要 日 数	約1.5箇月間
電 気	停 電 戸 数	約147,000戸
	復 旧 所 要 日 数	約 6 日
ガ ス	供給停止メーター	687,500件
	復 旧 所 要 日 数	約 50 日 間
通 信	被 災 加 入 数	76,000
	復 旧 所 要 日 数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	20橋
その他の橋梁	29橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後4日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期						
		発災後0時間						
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震発生	地震動分布	地震に伴う自然現象	当区域の山間部や山麓一帯で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが多数発生。かなり強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域の蹴上・松ヶ崎浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で広範囲で断水する。断層運動による管路破断も懸念される。
			左京区 震度6強～7	建物被害	左京区・東山区では木造建物を中心に大被害が発生する。山科区では西部の被害が大きい。拠点となる公共建築物にもかなりの被害が発生する。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			東山区 震度6強～7	橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の内、十数橋には重大な機能障害が生じる。また国道1号等の被害状況如何では、山科区との交通が遮断される可能性がある。		通信	架空ケーブルを中心とした被害により被災加入者数は2万2千を超える。
			山科区 震度6強(一部6弱,7)	人的被害	倒壊家屋により、多数の即死者が発生する(3区合わせて約1,300人)。落下物、転倒物などで重傷者を含む負傷者が約44,000人と多数発生する。		電力	変電所設備被害により左京区一体に甚大な被害。3区で約72,000戸が停電する。
				火災被害	27件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス	全市で一時的に全てのガスの供給が停止する。
市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生	地震発生	北区 震度6強～7(一部5強,6弱)	地震に伴う自然現象	北区山麓で斜面崩壊や盛土の小規模地すべり発生。かなり強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	当地域は配水管の被害が原因で広い範囲で断水する。
			上京区 震度6強(一部7)	建物被害	北区東南部・上京区東端の鴨川沿い・中京区中央部・下京区東南部では木造建物を中心に大被害が発生する。その他の区域では中程度の被害である。拠点となる公共建築物にも一部被害が発生する。洛中に多数存在する町家建築は、かなりの被害を受けるが、壊滅的な被害ではない。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			中京区 震度6強(一部7)	橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の内、数橋には重大な機能障害が生じる。市内東部地域の被害とあわせ鴨川の左右岸の交通容量が減少する可能性がある。		通信	4区で被災加入者数2万8千近い被害が発生する。市中心部において情報伝達に多大な支障が発生する。
			下京区 震度6強(一部6弱,7)	人的被害	死者数は4区合わせて1,300人程度発生する。4区の広範囲にわたって負傷者は約67,000人発生する。		電力	4区で4万2千棟を超える停電が発生する。
				火災被害	北区南東部から上京区西部、中京区中央部、下京区東部にかけて出火危険度が高く、32件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス	全市で一時的に全てのガスの供給が停止する。
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震発生	地震発生	南区 震度6強(一部6弱)	地震に伴う自然現象	桃山丘陵周辺で斜面崩壊や盛土の小規模地すべり発生。桂川・宇治川合流点付近や宇治川南方の旧巨椋池干拓地付近で液状化が発生。かなり強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は100%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で広い範囲で断水する。
			伏見区 震度6強(一部6弱)	建物被害	南区の京都駅南方・伏見区中央部の旧市街地・同中書島・向島地区では木造建物を中心に大被害が発生する。その他の区域では中程度の被害である。拠点となる公共建築物にも一部被害が発生する。巨椋池干拓地などで液状化による家屋被害が発生する。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
				橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の内、数橋には重大な機能障害が生じる。伏見区の淀地域及び宇治川南部の向島地域では液状化による道路被害が発生する可能性がある。		通信	被災する加入者数は多く2万1千に達する。
				人的被害	死者数は2区合わせて約1,100人発生する。転倒や転落などが原因で伏見区で26,000人、南区で11,800人の負傷者が発生する。		電力	両区で2万6千棟を超える停電。
				火災被害	広範囲に22件の火災が発生する。特に京都駅南部に出火危険度の高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス	全市で一時的に全てのガスの供給が停止する。
市内西部(右京・西京区)の被害状況	7・5	地震発生	右京区 震度6弱(一部6強)	地震に伴う自然現象	小畑川流域や檜原の丘陵付近で液状化が発生。西京区を中心とした山麓部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。かなり強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域にある山ノ内浄水場の供給能力が少し低下する。また配水管の被害が原因で断水する地域がある。
			西京区 震度6弱～6強	建物被害	右京区は東南部を除き被害は小さい。西京区はごく一部以外被害は小さい。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
				橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の被害は軽微である。		通信	他地域に比較して被害は少ない。
				人的被害	他地域に比較して被害は軽微であるが、右京区で家屋倒壊による死者が若干発生する。負傷者は2区あわせて14,000人発生する。		電力	他地域に比較して停電棟数は少ない。
				火災被害	15件の出火が予測され、家屋被害、人的被害、ライフライン被害、道路施設被害に比較すると、他地域より必ずしも被害は軽微ではない。		都市ガス	全市で一時的に全てのガスの供給が停止する。

救命・救助期(情報がしだいに流されてくる。)			
発災後10～12時間	活動は発災直後から開始する。	発災後100時間(約4日)	
<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。 ・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。 ・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。 ・冬季であるため、日没と停電により被害の大きい市内東部・中部・南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。 一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。 発災後10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。 ・京都市の文化財建築物は、地震動によって特に低層の木造建築・石造・レンガ造建築を中心にかんがりの被害が発生することが予想される。また市街地にある寺社等の文化財が出火危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険がある。 美術工芸品の転倒等による被害も多く発生することが予測される。 ・鉄道は全面的に停止状態となる。また帰宅途中の通勤客が多く、鉄道の被害による人的被害の発生や、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。 	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。蹴上・松ヶ崎浄水場の機能低下しただけでは消火栓が使用できず、防火水槽や自然水利だけで消火に当たる事態が発生が想定される。また、重要施設(消防局関係含む)のうち3割程度は施設自体が大破被害を受ける可能性があり、消火活動に支障を来す恐れもある。消火活動が全くうまく行かない場合、約1,600棟程度の家屋が焼失し約220人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で5件～6件程度の出火を火元で抑えることで、320棟程度の焼失を防御することができ、火災による死者も170人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば焼失棟数は380棟に減少し、当地域の死者数は約50人となる。</p>	<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後約10～100時間でようやく被害状況に関する情報が明らかになる。 ・当期は特に全力で救命・救助事案に取り組みなければならない時期に相当する。 消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。 特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。 橋梁の被害や道路閉塞箇所が多く消防・救助活動は困難を極める。 ・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、この時期の比較的早い段階で明確となる。また道路渋滞は2日後位にピークに達すると考えられ、早い段階から強力な交通規制が必要となる。 ・市外への通行ルートが確保されるにつれて、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出して行く。 特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。 ・文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所の確保が必要がある。 美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。 ・全市的に負傷者数が極めて多く、トリアージの必要性は極めて高い。救護班、応援救護班が活動するが、後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。 ・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。 ・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。 ・尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。 ・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。 ・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。 ・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。 ・ライフラインのうち電力はこの期末に、ほぼ復旧する。 	
		<p>消防活動(救助)</p> <p>約10,500棟の層破壊家屋が発生し、下敷きや屋内に閉じ込められるという救助事案が多数発生する。ただし、大半は自力ないし付近住民によって救助される。</p>	
		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者が多数発生する。このため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。医療機関の空き病床数は限りがあるため、待合室、廊下、緊急処置室に患者が滞留する。断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない医療機関も多く、重傷者のみならず既入院患者の一部を含め、後方への搬送体制の構築が急務となる。</p>	
		<p>避難所の運営</p> <p>避難者が80,300人発生し、予定以外の施設の応急利用を含め避難所が開設される。しかし予定施設の安全確認の結果、使用できないなどの事態の発生も予想される。</p>	
		<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり240tの給水量が必要となる。小売店舗などに客が殺到する可能性がある。市民備蓄も3日程度分であることから、4日目以降は全量の給水体制が必要となる。</p>	
		<p>消防活動(消火)</p> <p>松ヶ崎・山ノ内浄水場の機能低下しただけでは消火栓が使用できず、防火水槽や自然水利だけで消火に当たらなくてはならない事態の発生も想定される。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで約3,500棟の家屋が焼失し、約500人が火災により死亡すると予測される。初期消火の一部成功により、焼失棟数は2,800棟に、火災による死者は約400人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば、焼失棟数は約860棟、火災による死者は約100人となる。</p>	
		<p>消防活動(救助)</p> <p>10,200棟の層破壊家屋が発生し、救助事案が多数発生する。また、中・高層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。</p>	
		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>路上などで多数の負傷者が発生する。医療機関では断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない事態もありえる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>	
		<p>避難所の運営</p> <p>多数の避難者83,100人が発生する。避難所が開設される。これに加えて、帰宅困難となった通勤客が多数滞留する可能性が高い。</p>	
		<p>給水活動</p> <p>給水活動が実施される。必要給水量は1日250tである。小売店舗などに客が殺到する事態も発生する可能性がある。</p>	
		<p>消防活動(消火)</p> <p>広範囲で多数の火災が発生するため、機動力が要求されるが、重要橋梁の機能障害のため通行が困難となる事態が発生する可能性がある。新山科浄水場の供給能力は確保されるので、比較的水利に関しては有利であるが、仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約1,600棟の家屋が焼失し、200人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が4～5件程度成功すれば焼失家屋は約1,200棟に、火災による死者は170人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば焼失家屋は380棟に、火災による死者は50人に減少すると予測される。近隣他府県からの応援隊が順次到着する。</p>	
		<p>消防活動(救助)</p> <p>8,800棟の層破壊家屋が発生し、多数の救助事案が発生する。</p>	
		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者が多数発生する。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。医療機関では断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない事態もありえる。</p>	
		<p>避難所の運営</p> <p>87,700人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>	
		<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、1日当たり260tの給水量が必要となる。</p>	
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は約1,000棟の家屋が焼失し、140人の火災による死者が発生する。初期消火が成功すれば焼失棟数は810棟に、火災による死者は110人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、焼失棟数は210棟に減少し、火災による死者は30人程度にまで減少すると予測される。近隣他府県からの応援隊が順次到着する。</p>		
	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋は約200棟発生する。他の区域に比較して救助事案は少ない。</p>		
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者はかなり発生するが、施設被害やライフライン被害が比較的少ないので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。</p>		
	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が42,500人発生する。避難所が開設される。他区から避難所を求めて移ってくる市民の発生も予想される。</p>		
	<p>給水活動</p> <p>洛西ポンプ場の機能は確保されるため、給水活動は比較的順調に行われると予想される。避難者への給水量は1日130tである。</p>		

(発災後100時間から1000時間までの時系列シナリオ)

地震発生	被災地応急対応期～回復期				
	発災後100時間		発災後1000時間(42日間)		
冬季 平日午後6時 地震発生 (花折断層を震源とする。マグニチュード7.5)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期当初から2日後(発災から6日後)に回復する。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスの復旧は50日(約1.5ヶ月)を要する。当期末には大部分復旧する。 水道の復旧は約1.5ヶ月を要する。当期末には大部分復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、阪神・淡路大震災の約70%～80%の期間で回復すると考えられる。		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は、当期当初には交通容量の減少によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、ある程度確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、当期後半の交通容量ははかり増加する。 被害橋梁等に関しても、被害程度により仮復旧が進行し供用できる個所がでてくる。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料の供給に関する需要は、当期当初には備蓄が底をついていることから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 後方医療機関への2次搬送が続く。 当期当初はライフラインの回復も低レベルであるので、多くの人手を要し、医療ボランティアの需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期当初での避難者数は、全市で277,000人程度と想定される。 避難所の避難者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では、ペットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大12万人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 全国からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数162,100棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路の通行障害等により、当期当初はゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道、電気等ライフラインの回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・被災証明その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。但し大規模な余震があれば、再調整の必要も出てくる。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

復旧・復興期			
発災後1000時間(42日間)	発災後100日	発災後1年	
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、阪神・淡路大震災に比較して被害程度が小さいため、約3ヶ月程度で機能が回復すると考えられる。 鉄道関係の被害は、阪神・淡路大震災に比較して被害程度が小さいため、約3ヶ月以内で復旧すると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で、電力・通信は完全復旧、水道は9割以上、ガスは7割以上回復している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は1年以上継続すると予測される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約3ヶ月、最終処分までは10ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 		
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで3～5ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約3万戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約5ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の斡旋も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、京都特有の歴史的景観の再生も考慮した都市計画が要求される。 	
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 就職難に伴う若年層の市外流出などで、人口構成上に占める高齢者比率が高まり、社会的活力が低下する恐れがある。 		
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連4兆5,000億円、公共施設関連8,000億円、商工関係1兆8,000億円となり、合計7兆1,000億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害1兆8,000億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、数年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと伝統的産業の手工業の幾つかの職種が壊滅する懸念がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 京都市の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 京都市の民間企業のほとんどは、零細・中小企業であり、震災のダメージは大きく、また京都特有の伝統産業のダメージも大きいと考えられる。 また産業別には、観光・レジャー・商業・サービス業等の第3次産業に占める比率が高い。阪神・淡路大震災の例から、これら第3次産業の震災によるダメージが最も大きいと考えられる。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> 震災による人口の一時的減少は数年継続する。また人口構成の変化により社会的活力の減少も懸念される。 地域コミュニティの早期再生が復興の基本となる。 京都の都市再生は、歴史的・文化的都市の特色をいかに再生するかが、キーポイントとなる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかんりの部分を占める観光産業の再生に直結する。 この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。加えて伝統的手工業等の歴史的遺産の一部を構成する産業の再生をいかに図るかも重要な課題である。 被災した文化財の復旧・再生、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 		

参考文献 内閣府(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

(2) 桃山断層～鹿ヶ谷断層

ア 震度分布

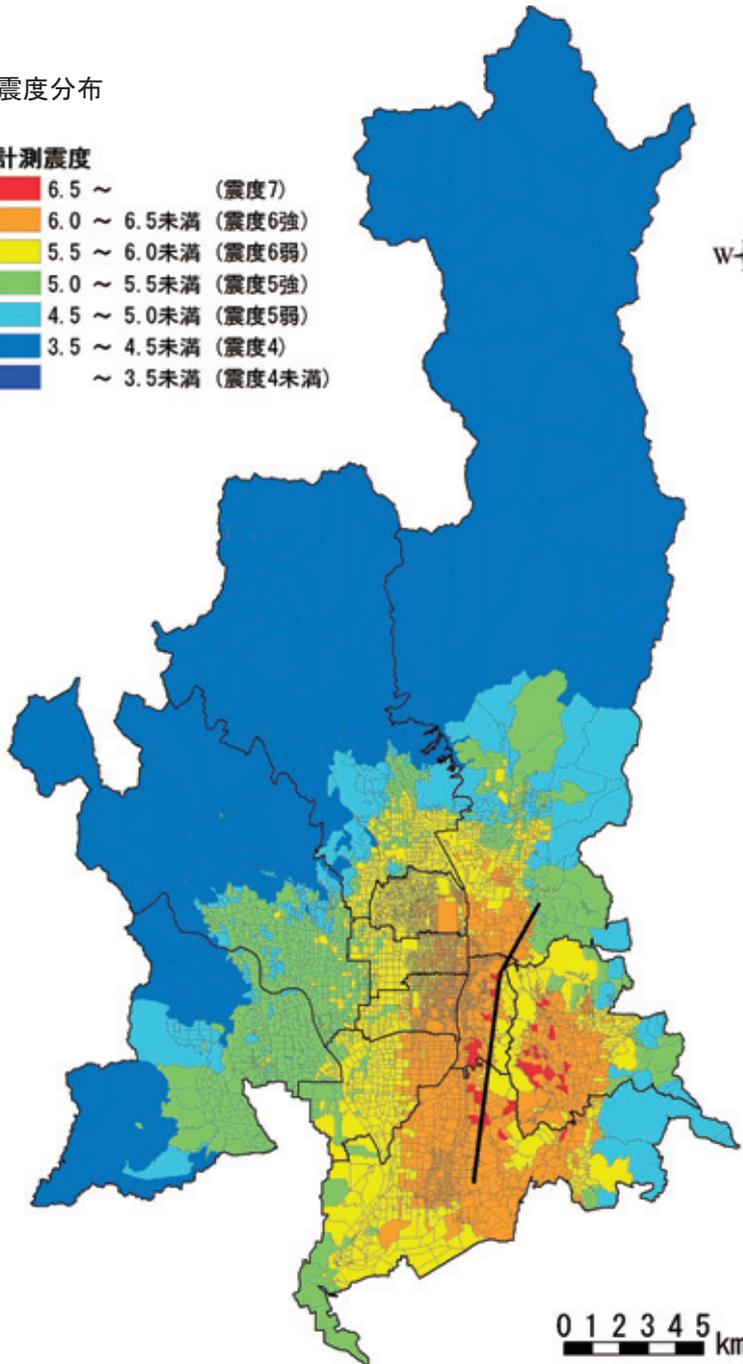
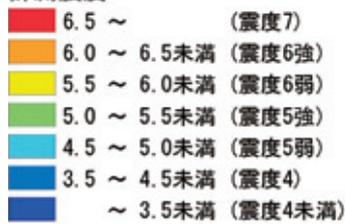
山地を除く東山区の全域が震度6強以上となり、伏見区、山科区の広い地域、左京区、北区、上京区、中京区、下京区、南区の一部が震度6強となる。東山区、伏見区、山科区の一部で震度7が予測される。

イ 液状化危険度

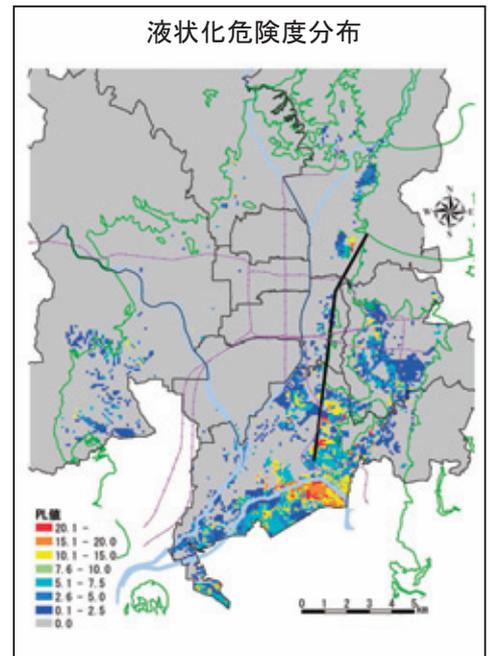
宇治川左岸の地域で、高い危険度となるほか、山科川沿いと深草に危険度の高い地域が点在する。

震度分布

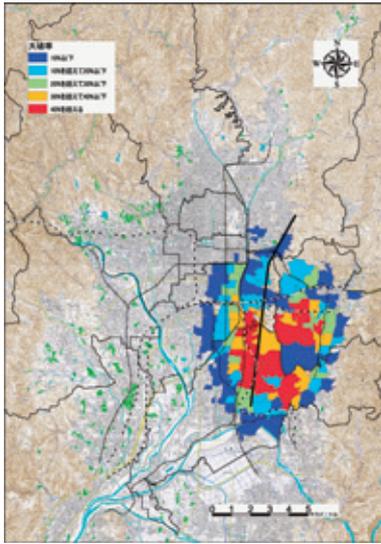
計測震度



液状化危険度分布

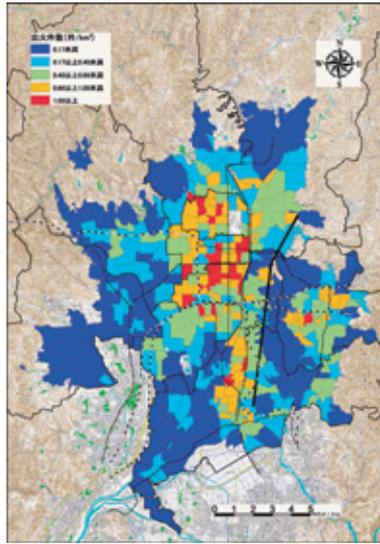


家屋被害
(家屋大破率の分布)



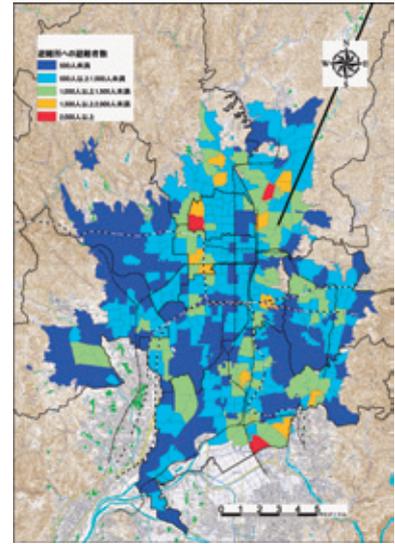
全壊:49,100 棟
半壊:23,000 棟

火災被害
(出火危険度分布:冬 18時)



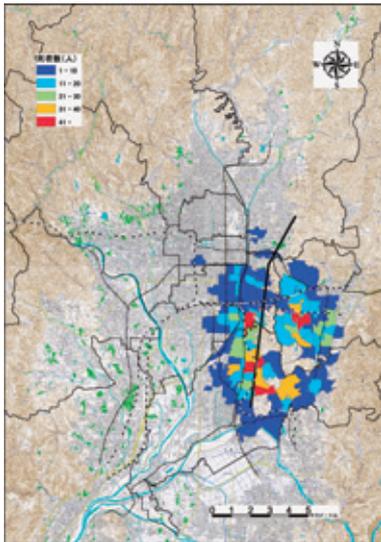
出火件数:16~59 件
焼失面積:0.00~0.68 km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

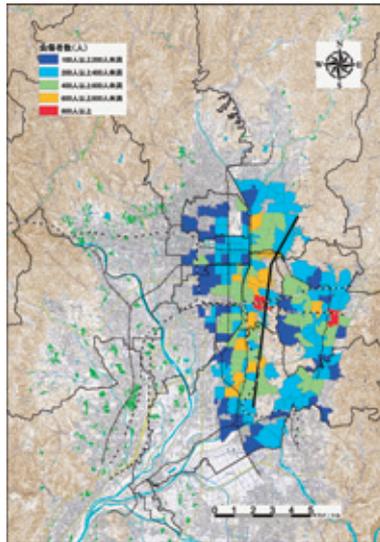


避難者:(10 時間後)156,000 人

人的被害
(死者数の分布:平日 18時) (負傷者の分布:平日 18時)



死者:1,500~2,200 人



負傷者:45,200~68,600 人

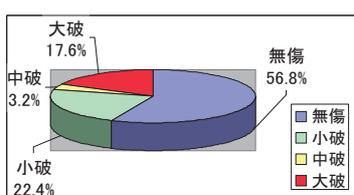
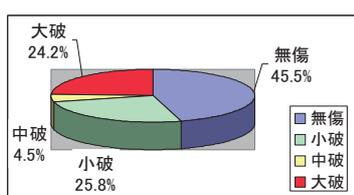
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	14	20	3	1	2	0
重要文化財	1	75	48	14	6	14	0
伝 建 地 区	0	2	0	1	1	0	0
そ の 他	1	118	61	32	14	6	0
計	2	209	129	50	22	22	0
世界遺産	0	2	5	1	4	2	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
1	40	41	59	106	217	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約360,000戸
	復 旧 所 要 日 数	約 1 箇 月 間
電 気	停 電 戸 数	約 21,000 戸
	復 旧 所 要 日 数	約 4 日
ガ ス	供給停止メーター	199,100件
	復 旧 所 要 日 数	約 20 日 間
通 信	被 災 加 入 数	16,100
	復 旧 所 要 日 数	2 週 間 以 内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	12橋
その他の橋梁	23橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後4日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期				
		発災後0時間				
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震動分布	地震に伴う自然現象	東山区や山科区(山麓部、左京区の大文字山・比叡山南東山麓一帯で、斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生。 吉田山東麓部・山科区(西部・南部の一部)で局所的に液状化が発生する。 中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設 基幹施設のうち当該地域の蹴上浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で広範囲で断水する。断層運動による管路の破断の可能性はマグニチュードから判断すると高くない。
		左京区 震度5強～6強	建物被害	東山区南部・山科区では木造建物を中心に大被害が発生する。 拠点となる公共建築物にもかなりの被害が発生する。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		東山区 震度6強(一部7)	橋梁・道路施設被害	当該地域の重要橋梁の内、数橋には重大な機能障害が生じる。また国道1号等の被害状況如何では、山科区との交通が遮断される可能性がある。		通信 東山区を中心に3区で被災加入者数は4,600となる。
		山科区 震度6強(一部6弱,7)	人的被害	倒壊家屋により、東山区で100人、山科区で500人の死者が発生する。落下物、転倒物などで重傷者を含む負傷者が3区で約29,100人と多数発生する。		電力 電柱の倒壊により3区で6,400戸が停電する。
		火災被害	15件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス 東山区・山科区で取り付けメーター75,300個が供給停止となる。		
		市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生 (桃山断層・鹿ヶ谷断層を震源とする。マグニチュード6.6)	地震に伴う自然現象		北区(山麓)で、斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する可能性がある。 中程度の強さの余震が発生する。
北区 震度5弱～6弱	建物被害	下京区東部では木造建物を中心にかなりの被害が発生する。 その他の区域では大破に至る被害は比較的少ない。 拠点となる公共建築物に軽微な被害が発生する。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。		
上京区 震度6弱～6強	橋梁・道路施設被害	当該地域の重要橋梁の内、数橋には機能障害が生じる。東山区の被害とあわせ鴨川の左右岸の交通容量が若干減少する可能性がある。		通信 下京区を中心に4区で被災加入者数は4,600となる。		
中京区 震度6弱～6強(一部5強)	人的被害	死者数は下京区を中心に約100人程度発生する。負傷者は下京区・中京区を中心に約14,900人と多数発生する。		電力 電柱の倒壊により4区で4,900戸が停電する。		
下京区 震度6弱～6強(一部5強)	火災被害	20件の火災が発生する。上京区西部、中京区中央部、下京区にかけて出火危険度のやや高い地区が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス 下京区で取り付けメーター12,000個が供給停止となる。		
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震に伴う自然現象	桃山丘陵周辺で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生。桃山丘陵周辺山麓部・淀地区・宇治川南方の旧巨椋池干拓地付近で液状化が発生。 中程度の強さの余震が発生する。		ライフライン被害	水道施設 基幹施設のうち当該地域に給水している新山科浄水場の供給能力は100%確保される。しかし当該地域は配水管の被害が原因で広い範囲で断水する。	
南区 震度6弱～6強(一部5強)	建物被害	南区東部の一部及び伏見区北部から中央部の桃山丘陵周辺山麓の地区では木造建物を中心に大被害が発生する。他の区域では比較的軽い被害である。 拠点となる公共建築物にもかなりの被害が発生する。伏見区南部の液状化発生域では軽度の家屋被害が発生する。	下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。			
伏見区 震度6弱～6強(一部7,5強)	橋梁・道路施設被害	当該地域の重要橋梁の内、数橋には機能障害が生じる。伏見区(淀地域及び宇治川南部の向島地域)では液状化による道路被害が発生する可能性がある。	通信 伏見区を中心に4区で被災加入者数は6,700となる。			
人的被害	死者数は2区合わせて600人程度発生する。転倒や転落などが原因で伏見区で17,800人、南区で3,900人の負傷者が発生する。	電力 電柱の倒壊により2区で9,500戸が停電する。				
火災被害	18件の火災が発生する。京都駅南部・伏見区中部に出火危険度の高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス 伏見区を中心に、2区で取り付けメーター111,800個が供給停止となる。				
市内西部(右京・西京区)の被害状況	地震に伴う自然現象	中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害		水道施設 配水管の被害が原因で断水する地域がある。	
右京区 震度5強(一部6弱,5弱)	建物被害	右京区は全般に被害は小さい。 西京区は全般に被害は小さい。 拠点となる公共建築物の被害はない。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。		
西京区 震度5弱～5強(一部6弱)	橋梁・道路施設被害	当該地域の橋梁の被害は軽微である。		通信 右京区で被災加入者数は200となる。		
人的被害	他地域に比較して被害は軽微である。	電力 電柱の倒壊により右京区で200戸が停電する。				
火災被害	2区あわせて6件の火災が発生する。右京区東部にやや出火危険度の高い地域が存在する。	都市ガス 供給停止は発生しないと予測される。				

救命・救助期(情報がしだいに流されてくる。)			
発災後10～12時間	活動は発災直後から開始する。	発災後100時間(約4日)	
<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。 ・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。 ・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。 ・冬季であるため、日没と一部停電により被害の大きい市内東部・南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。 ・発災後、10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。 ・文化財建築物は、地震動によって特に東山・桃山山麓地域を中心として低層の木造建築・石造・レンガ造建築を中心にかんがりの被害が発生することが予想される。また市内東部・南部の市街地にある寺社等の文化財が出火危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険がある。美術工芸品の転倒等による被害も多く発生することが予測される。 ・鉄道は全面的に停止状態となる。また帰宅途中の通勤客が多く鉄道の被害による人的被害の発生や、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。 	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。蹴上・松ヶ崎浄水場の機能低下により消火栓が使用できず、防火水槽や自然水利だけで消火に当たる事態が発生が想定される。また、重要施設のうち2割程度は施設自体が大破被害を受け、消火活動に若干支障を来す恐れも考えられる。消火活動が全くうまく行かない場合、970棟程度の家屋が焼失し約130人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で3件程度の出火を火元で抑えることで、230棟程度の焼失を防衛することができ、火災による死者も100人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後約10～100時間でようやく被害状況に関する情報が明らかになる。 ・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組みなければならぬ時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。 ・特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。橋梁の被害や道路閉塞箇所が多く消防・救助活動は困難を極める。 ・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、この時期の比較的早い段階で明確となる。また道路渋滞は2日後位にピークに達すると考えられ早い段階から強力な交通規制が必要となる。 ・西方面への交通機関の被害は比較的小さいと考えられるため、一部復旧する交通機関を利用し帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出して行く。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。 ・市内東部・南部の文化財を中心に、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。 ・市内東部・南部に負傷者数が極めて多く、トリアージの必要性は極めて高い。救護班、応援救護班が活動するが、市外・市内西部等の後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。 ・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。 ・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。 ・し尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。 ・遗体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。 ・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。 ・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。 ・ライフラインのうち電力はこの期末に、ほぼ復旧する。 	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>東山区・山科区で5,400棟の層破壊家屋が発生し、住民が下敷きになったり屋内に閉じ込められる多数の救助事案が発生する。ただしこのうち大半は自力ないし付近住民によって救助される。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>東山区・山科区を中心に負傷者が多数発生する。現場でのトリアージの必要性は極めて高い。医療機関の収容能力は限りがあるため、また断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない可能性がある。重傷者・既入院重症患者等の後方への搬送体制の構築が急務となる。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が53,200人発生し、予定以外の施設の応急利用を含め避難所が開設される。しかし予定施設の安全確認の結果、使用できないなどの事態の発生も予想される。</p>		<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり160tの給水量が必要となる。小売店舗などに客が殺到する可能性がある。市民備蓄も3日程度分であることから、4日目以降は全量の給水体制が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>松ヶ崎浄水場の機能低下しただけでは一部で消火栓が使用できず、防火水槽や自然水利だけで消火に当たってはならない事態の発生も想定できる。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで2,100棟程度の家屋が焼失し、約300人が火災により死亡すると予測される。4件の初期消火の成功により、焼失棟数は1,850棟に、火災による死者は260人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助)</p> <p>下京区で600棟の層破壊家屋が発生し、救助事案が発生する。また、中層・高層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>下京区を中心に路上などで多数の負傷者が発生する。断水・停電などにより医療活動が困難な事態もありえる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>		<p>避難所の運営</p> <p>一般の避難者は35,200人程度予想される。避難所が開設される。</p>
	<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり105tの給水量が必要となる。小売店舗などに客が殺到する可能性がある。市民備蓄も3日程度分であることから、4日目以降給水体制が必要となる。当区域は西からの交通アクセスが確保されるため、給水活動は比較的スムーズに実施されると思われる。</p>		<p>消防活動(消火)</p> <p>広範囲で火災が発生するため、機動力が要求される。新山科浄水場の供給能力は確保されるので、比較的水利に関しては有利であるが、仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約1,300棟の家屋が焼失し、180人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が3～4件程度成功すれば焼失家屋は約1,000棟に、火災による死者は140人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>4,900棟の層破壊家屋が発生し、多数の救助事案が発生する。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者が多数発生する。特に伏見区は市内で最も多い負傷者となる。断水・停電などにより医療活動が困難な事態もありうる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>60,600人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>		<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、避難所に対して1日当たり約180tの給水量が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は400棟の家屋が焼失し、約60人の火災による死者が発生する。初期消火が1件成功すれば焼失棟数は約300棟に、火災による死者は40人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助)</p> <p>救助事案は比較的少ない。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内東部・南部への救護班の応援も考慮される。</p>		<p>避難所の運営</p> <p>避難者が7,000人発生する。避難所が開設される。市内東部・南部から避難所を求めて移ってくる市民の受入れも予想される。</p>
	<p>給水活動</p> <p>山ノ内浄水場・洛西ポンプ場の機能は確保され、管路被害も軽度であるため給水に関する被害は軽度である。</p>		

(発災後100時間から1000時間までの時系列シナリオ)

地震発生		被災地応急対応期～回復期			
		発災後100時間		発災後1000時間(42日間)	
冬季 平日午後6時 地震発生 (桃山断層・鹿ヶ谷断層を震源とする。マグニチュード6.6)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約20日間を要する。当期末には復旧する。 水道の復旧は約1ヶ月を要する。当期末には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約50%～60%の期間で回復すると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は、市内東部・南部では当期当初には交通容量の減少によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、市内東部・南部の当期後半の交通容量はかなり増加する。 市内西部の交通容量は既に回復していると想定できる。 被害橋梁等に関しても、仮復旧が進行し多くの箇所でも供用できる。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料の供給に関する需要は当期当初には、備蓄が底をついてから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 当期には後方医療機関への2次搬送が続く。 当期当初はライフラインの回復も低レベルであるので、多くの人手を要し医療ボランティアの需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期当初での避難者数は、全市で143,300人程度と想定される。 避難所の収容者がほぼ固定される。郵便配達業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ではペットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大6万人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 全国からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数72,100棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路の通行障害等により、当期当初はゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道、電気等ライフラインの回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・被災証明等	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

		復旧・復興期	
		発災後1000時間(42日間)	発災後1年
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、阪神・淡路大震災に比較して被害程度が小さいため、約2ヶ月程度で機能が回復すると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、当期当初には既に復旧していると考えられる。 ライフラインの水道、電力、通信、ガスの被害は、当期当初には既に復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧は1年以上継続すると予測される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは6ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 		
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで2~3ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約1万戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約3ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の斡旋も必要となる。 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。 この場合、東山・桃山丘陵山麓から市街地中心部にかけての歴史的景観の再生も考慮した都市計画が要求される。 	
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 	
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連1兆8,200億円、公共施設関連3,600億円、商工関係7,600億円となり、合計2兆9,400億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害7,600億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、1年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと観光産業・伝統的産業を中心とする京都市東部・南部地域の産業の衰退をもたらす恐れがある。
	<ul style="list-style-type: none"> 京都市東部・南部の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 被害の集中する京都市東部・南部の民間企業は、零細・中小規模の観光・レジャー・商業・サービス業等の第3次産業の占める比率が非常に高い。阪神・淡路大震災の例から、これら第3次産業の震災によるダメージが最も大きいと考えられる。また東部の伝統産業とともに南部の工業地域に立地する工場の操業停止や、市内中心部の業務機能の被害も小さくないと考えられる。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する京都市東部・南部は、観光資源の集中する地域であり、これにより観光客が長期にわたって減少する可能性がある。 京都市全体にとっても、この地域の特色を保つ形で、いかに再生するかが重要な課題となる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかなりの部分を占める観光産業の再生に直結する。 この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。 加えて歴史的遺産の一部を構成する清水焼など地域固有の伝統的手工業の再生をいかに図るかも重要な課題である。 被災した文化財の復旧・再生、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 		

参考文献 内閣府(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

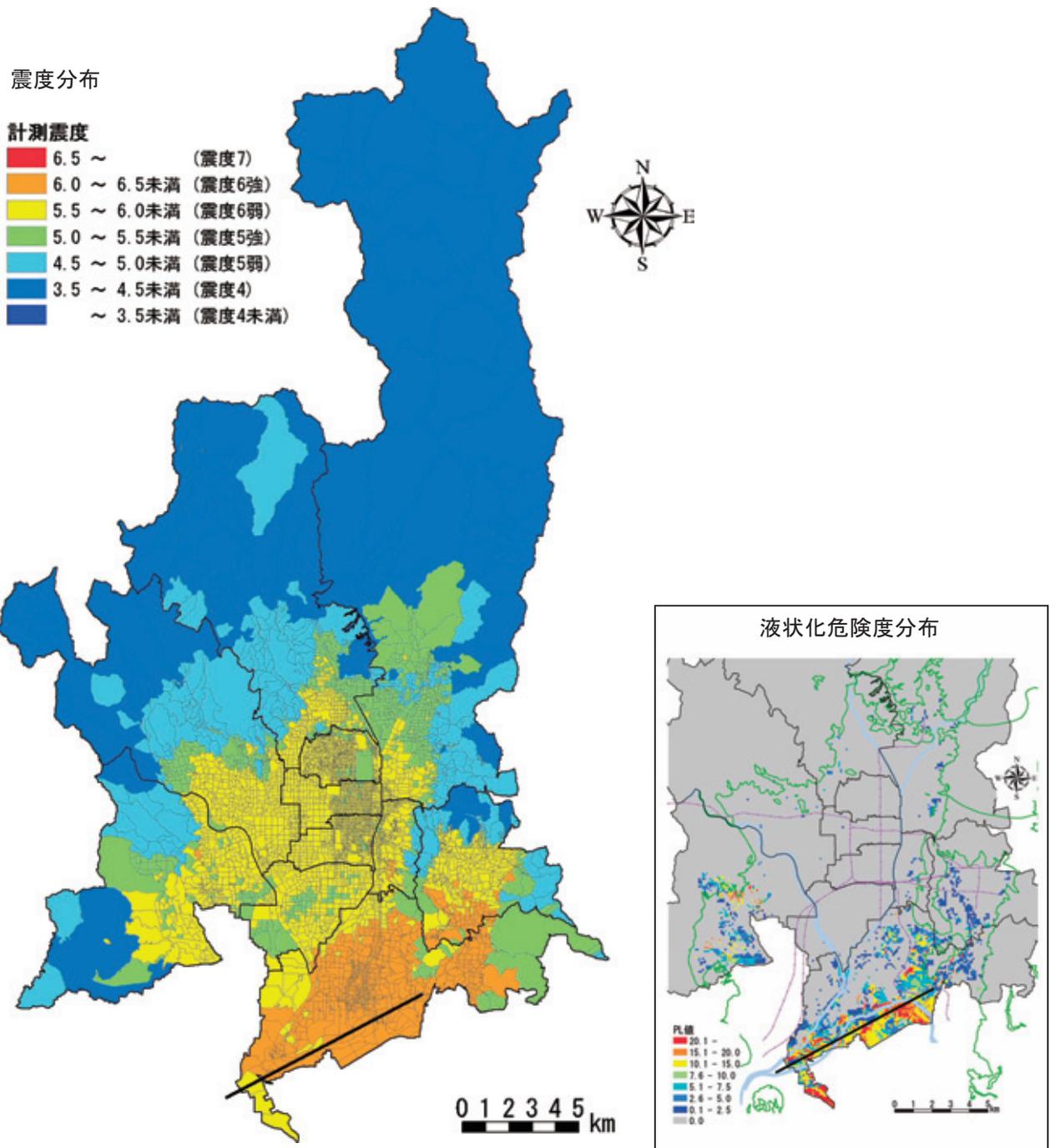
(3) 宇治川断層

ア 震度分布

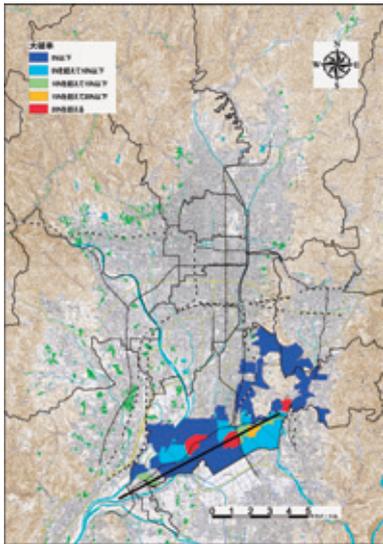
伏見区の広い地域と山科区の一部、東山区と西京区の数カ所で震度6強となる。市街地の広い範囲が震度6弱となる。

イ 液状化危険度

宇治川沿いの地域で、高い危険度となるほか、山科川沿いと西京区の高麗地域に危険度の高い地域が点在する。

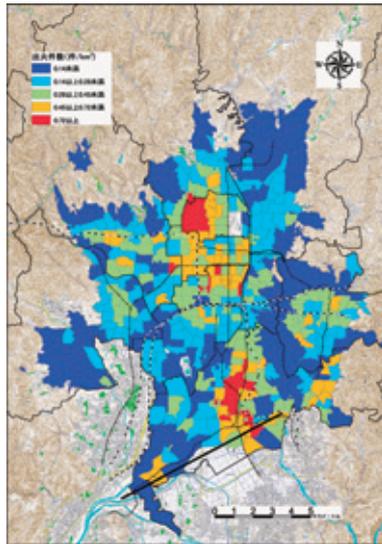


家屋被害
(家屋大破率の分布)



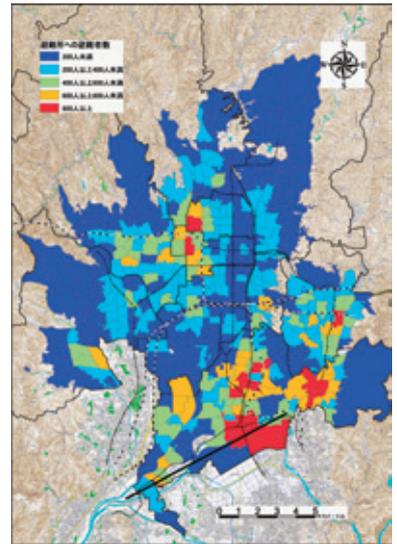
全壊: 12,100 棟
半壊: 9,700 棟

火災被害
(出火危険度分布: 冬 18 時)



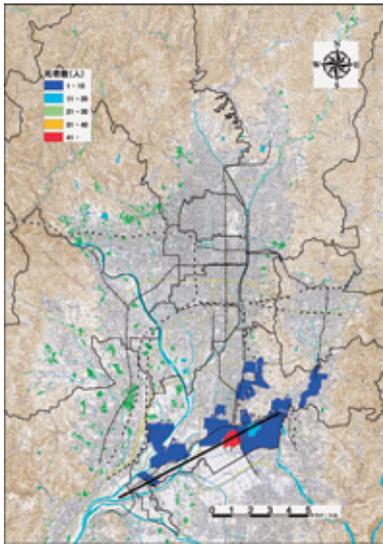
出火件数: 12~44 件
焼失面積: 0.00~0.49 km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

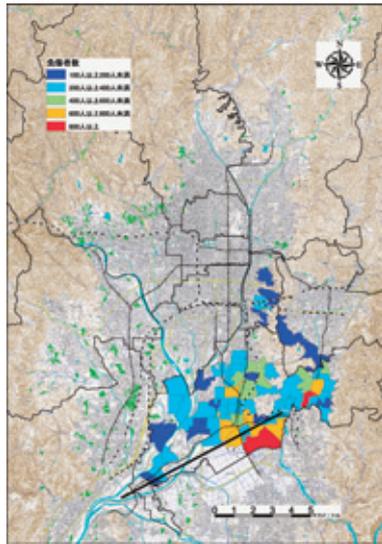


避難者: (10 時間後) 134,600 人

人的被害
(死者数の分布: 平日 18 時) (負傷者の分布: 平日 18 時)



死者: 300~700 人



負傷者: 20,900~32,400 人

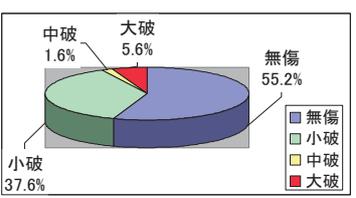
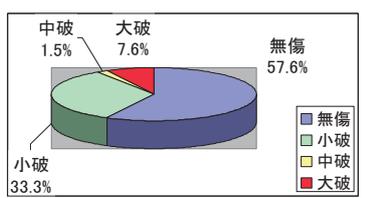
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	7	26	2	3	2	0
重要文化財	0	14	109	18	5	12	0
伝 建 地 区	0	0	2	1	1	0	0
そ の 他	0	8	169	41	10	4	0
計	0	29	306	62	19	18	0
世界遺産	0	1	5	4	2	2	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
0	23	40	81	117	203	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約320,000戸
	復旧所要日数	約 3 週 間
電 気	停 電 戸 数	約26,200戸
	復旧所要日数	約 4 日
ガ ス	供給停止メーター	106,700件
	復旧所要日数	約 15 日 間
通 信	被災加入数	8,900
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	11橋
その他の橋梁	19橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後3日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期				
		発災後0時間				
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時 地震発生 (宇治川断層を震源とする。マグニチュード6.5)	地震動分布	地震に伴う自然現象	東山山麓部・山科西部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライフラン イン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で山科区や東山区の一部で断水する。
		左京区 震度5強～6弱 (一部5強)	建物被害	山科区南部、東山区南部では木造建物を中心に被害が発生する。拠点となる公共建築物の被害は比較的軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		東山区 震度6弱 (一部6強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。		通信 架空ケーブルを中心とした被害で被災加入者数は500を超える。
		山科区 震度6弱～6強 (一部5強)	人的被害	家屋倒壊による死者はほとんど発生しない。東山区・山科区では落下物、転倒物などで重傷者を含む負傷者が合計約3,200人発生する。		電力 電柱倒壊により山科区を中心に約4,500戸が停電する。
			火災被害	8件の火災が発生する。山科区にやや出火危険度の高い地区がある。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生する。		都市ガス 当区域では供給停止は発生しない。
市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況		北区 震度5強～6弱	地震に伴う自然現象	北区山麓部で斜面崩壊等の可能性がある。中程度強さの余震が発生する。	ライフラン イン被害	水道施設 当地域は配水管の被害が原因で一部地域で断水するが被害は比較的軽微である。
		上京区 震度6弱 (一部5強)	建物被害	この区域の4区の建物被害は比較的軽微である。上京区・中京区・下京区では、木造建物を中心に被害が発生する。拠点となる公共建築物の被害は比較的軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		中京区 震度6弱 (一部5強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。		通信 4区で被災加入者数は約2,200となる。
		下京区 震度6弱 (一部5強)	人的被害	家屋倒壊による死者はほとんど発生しない。負傷者は4区合わせて約1,600人発生する。		電力 4区で5,100戸が停電する。
			火災被害	12件の火災が発生する。上京区西部、中京区、下京区北部にかけて出火危険度のやや高い地区が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス 当区域でガスの供給停止は発生しない。
市内南部(南・伏見区)の被害状況		南区 震度6弱 (一部5強)	地震に伴う自然現象	桃山丘陵周辺山麓で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。伏見区深草・桃山地区で液状化が発生する可能性がある。また淀地区・宇治川沿いの広範囲でやや激しい液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライフラン イン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は80%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で伏見区を中心とした広範囲で断水する。
		伏見区 震度6強 (一部6弱)	建物被害	伏見区南東部では木造建物を中心にかなりの被害が発生する。南区では比較的軽い被害である。拠点となる公共建築物にも被害が発生する。伏見区の液状化発生域では家屋被害が発生する可能性が高い。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			橋梁・道路施設被害	当地域では数橋の重要橋梁に機能被害が発生する。また液状化により道路に被害が発生する可能性が大きい。		通信 2区で被災加入者数は約5,400となる。
			人的被害	家屋倒壊による死者は伏見区で100名程度発生する。転倒や転落などが原因で伏見区を中心に25,000人程度の多数の負傷者が発生する。		電力 伏見区で8,600戸、南区で2,100戸が停電する。
			火災被害	16件の火災が発生する。伏見区の市街に出火危険度の高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス 伏見区で取り付けメーター104,300個が供給停止となる。
市内西部(右京・西京区)の被害状況		右京区 震度6弱 (一部5強)	地震に伴う自然現象	西山山麓で斜面崩壊等が発生する。西山丘陵山麓部等で、液状化の発生する地区がある。中程度の強さの余震が発生する。	ライフラン イン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域にある山ノ内浄水場の供給能力が少し低下する。また配水管の被害が原因で断水する地域がある。
		西京区 震度6弱 (一部5強、6強)	建物被害	右京区・西京区とも全般に被害は小さい。西京区では小畑川流域・榎原丘陵沿いに液状化による被害が発生する可能性がある。拠点となる公共建築物の被害は小さい。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。		通信 他地域に比較して被害は少ない。
			人的被害	家屋倒壊による死者はほとんど発生しない。負傷者は2区合わせて約1,200人発生する。		電力 2区で5,900戸が停電する。
			火災被害	8件の火災が発生する。右京区東部で出火危険度の高い地区がある。		都市ガス 当区域でガスの供給停止は発生しない。

救命・救助期(情報がしだいに流されてくる。)			
発災後10～12時間	活動は発災直後から開始する。	発災後72時間(約3日)	
<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。 ・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。 ・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。 ・冬季であるため、日没と停電により被害の大きい市内南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。発災後10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。 ・市内南部の文化財建築物は、地震動によって特に低層の木造建築等を中心に被害が発生することが予想される。また市街地にある寺社等の文化財が火災危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険がある。美術工芸品は転倒等による被害もかなり発生することが予測される。 ・鉄道は一時全面的に停止状態となるが、地震動の大きい地域が市内南部で、多くの路線に被害が出ると想定される。帰宅途中の通勤客が多く、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。 	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。甌上浄水場の機能低下により東山区などでは消火栓が使用できず、防火水槽の用水や自然水だけで消火に当たる事態の発生も想定される。消火活動が全くうまく行かない場合、500棟程度の家屋が焼失し約70人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で2件程度の出火を火元で抑えることで、90棟程度の焼失を防衛することができ、火災による死者も60人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災翌日には被害の全貌が明らかになる。 ・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組みなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。市内南部では橋梁の被害や道路閉塞箇所が多く消防・救助活動は困難である。応急活動は市内の東部・西部・中央部を拠点に、南部を救援する形で実施される。 ・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、発災翌日には明確となると考えられる。また道路渋滞は発災翌日にピークに達すると考えられ、早い段階から強力な交通規制が必要となる。 ・北・東方面を中心に市外への通行ルートが確保されるにつれて、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出していく。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。 ・被害地域である市内南部の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。 ・市内南部で負傷者数が多く、トリアージの必要性は高い。救護班、応援救護班が活動するが、後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。重症者の市内東部・西部・中央部への二次搬送は可能であると考えられる。 ・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。 ・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。 ・し尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。 ・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。 ・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。 ・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。 	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>山科区を中心に負傷者がかなり多数発生する。後方搬送体制が必要になる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は高い。</p>	
	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が26,900人発生し、避難所が開設される。</p>	<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり81tの給水量が必要となる。</p>	
	<p>消防活動(消火)</p> <p>断水状況下では一部地域で消火栓が使用できない事態の発生も想定できる。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで1,400棟程度の家屋が焼失し、約200人が火災により死亡すると予測される。初期消火が2件程度成功すれば、焼失棟数は1,100棟に、火災による死者は約160人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。また、中層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。停電した場合大規模小売店や地下街のパニックも懸念される。</p>	
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>繁華街を中心に路上・店舗内などでかなりの数の負傷者が発生する。施設被害やライフライン被害は軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内南部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>避難者26,900人が発生する。避難所が開設される。</p>	
	<p>給水活動</p> <p>給水活動が実施される。必要給水量は1日81tである。小売店舗などに客が殺到する事態も発生する可能性がある。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>新山科浄水場の供給能力は80%確保される。仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約1,100棟の家屋が焼失し、約150人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が3件程度成功すれば焼失家屋は約900棟に、火災による死者は約130人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>伏見区で900棟の層破壊家屋が発生し、一時的に住民が屋内に閉じ込められる。このうち大半は自力ないし付近住民によって救助されるが、複数の要救助事案が発生すると考えられる。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>伏見区を中心に負傷者が多数発生する。負傷者の医療機関への集中や停電・断水等により、医療救護活動が困難な事態も予想される。重傷者のみならず既入院患者の一部を含め、後方への搬送体制の構築が急務となる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>	
	<p>避難所の運営</p> <p>57,800人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>	<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、1日当たり173tの給水量が必要となる。</p>	
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は520棟の家屋が焼失し、約70人の火災による死者が発生する。初期消火が2件程度成功すれば焼失棟数は約410棟に、火災による死者は60人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>救助事案は比較的少ない。</p>	
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内南部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が25,100人発生する。避難所が開設される。他区から避難所を求めて移ってくる市民の発生も予想される。</p>	
	<p>給水活動</p> <p>洛西ポンプ場の機能は確保されるため、給水活動は比較的順調に行われると予想される。避難者への給水量は1日75tである。</p>		

(発災後72時間から720時間までの時系列シナリオ)

地震発生	被災地応急対応期～回復期			
	発災後72時間		発災後720時間(30日間)	
冬季 平日午後6時 地震発生 (宇治川断層を震源とする。マグニチュード6.5)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約15日を要する。当期内には復旧する。 水道の復旧は約3週を要する。当期内には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部・東部または中央部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約40～50%の期間で回復すると考えられる。 	
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は市内南部では、当初には橋梁被害や道路閉塞によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、ある程度確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、市内南部の当期後半の交通容量はかなり回復する。 市内の他地域の交通容量は既に回復していると想定できる。 市内南部では橋梁に関して、機能被害が発生するが、仮復旧等により供用できる箇所がある。 液状化による道路陥没等の被害は仮復旧される。 	
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の供給に関する需要は、当期当初には備蓄が底をついていることから最大となる。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 後方医療機関への2次搬送が続く。 前期から継続して市内西部・東部または中央部からの救護班等の応援の効果が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 	
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 	
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期当初での避難者数は、全市で114,400人程度と想定される。 避難所の避難者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では、ペットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市でも最大48,000人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 全国からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 	
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数21,800棟である。
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路の通行障害等により、当期当初はゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道、電気等ライフラインの回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。
	被害把握・被災証明その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

復旧・復興期			
発災後720時間(30日間)	発災後100日	発災後1年	
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、花折のケースに比較して被害程度が小さいため、当期当初には一部機能が回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、当期当初にはほぼ復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で完全復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は1年以上継続すると予測される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは4ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 		
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで1～2ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約3,600戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約2ヶ月程度を要する。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の数により、仮設住宅の建設戸数は減らすことができる可能性がある。 大きな被害を生じた地域の応急仮設住宅の建設については、地域コミュニティの早期再生の観点が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 		
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 		
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連5,100億円、公共施設関連1,100億円、商工関係2,700億円となり、合計8,900億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害2,700億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、1年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと零細・中小企業を中心とする京都市南部地域の産業の衰退をもたらす恐れがある。
	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域である京都市南部の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被害の集中する京都市南部の民間企業は、零細・中小規模の商工業や第3次産業の占める比率が高い。阪神・淡路大震災の例から、これら零細・中小規模企業・第3次産業の震災によるダメージは大きいと考えられる。また、南部の工業地域の工場への影響も大きいと考えられる。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する京都市南西部は、商工業・住宅・農地の混在する地域である。創造のまちづくりのビジョンのもとで、いかにこの地域を復興するかが重要な課題となる。 また、市内の広い地域で震度6弱以上となることから、被災地区ではコミュニティの特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。 同様に被災する周辺市町村との協力も念頭において、都市計画を実施する必要がある。 被災した文化財の復旧・再生、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 		

参考文献 内閣府・(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書,2000年

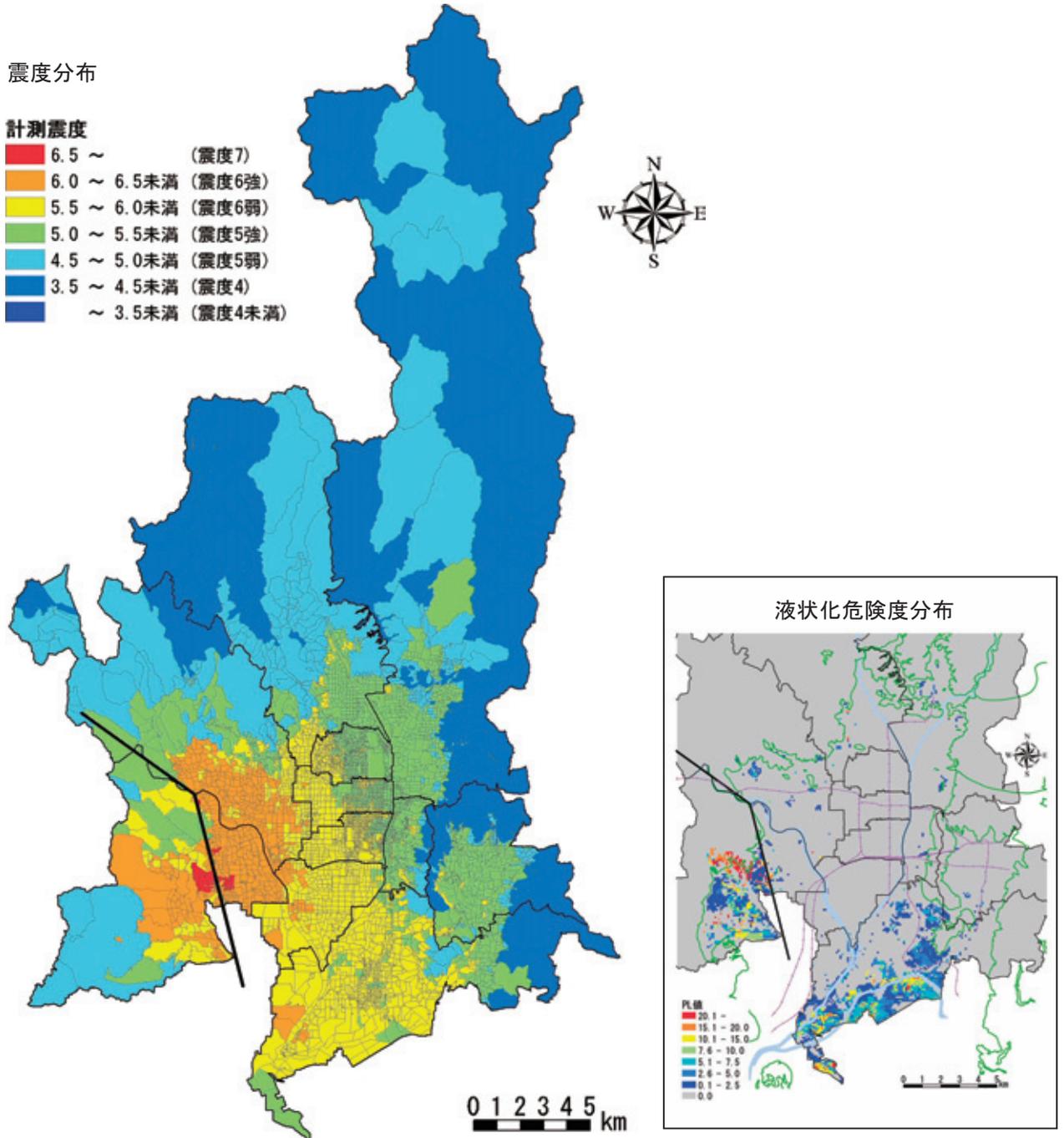
(4) 梶原～水尾断層

ア 震度分布

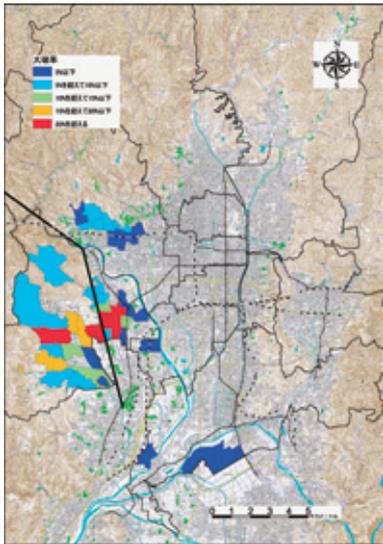
市街地の西部が震度6弱以上となり，西京区の広い地域と右京区，南区の一部，伏見区の桂川沿いの一部が震度6強となる。西京区の断層付近に震度7の地域が出現する。

イ 液状化危険度

西京区の小畑川，善峰川などの谷筋の地域で高い危険度となるほか，宇治川に沿って危険度の高い地域が点在する。

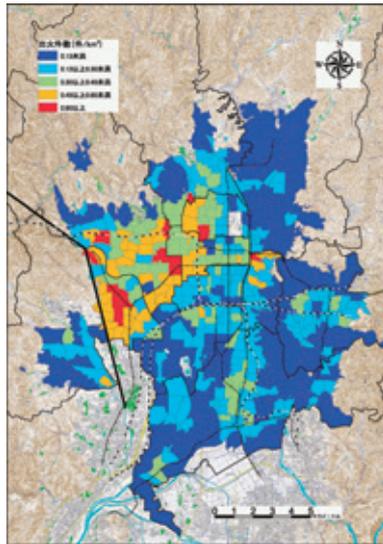


家屋被害
(家屋大破率の分布)



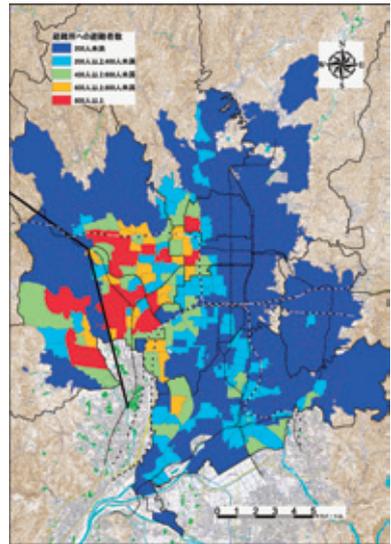
全壊:13,500棟
半壊: 8,300棟

火災被害
(出火危険度分布:冬 18時)



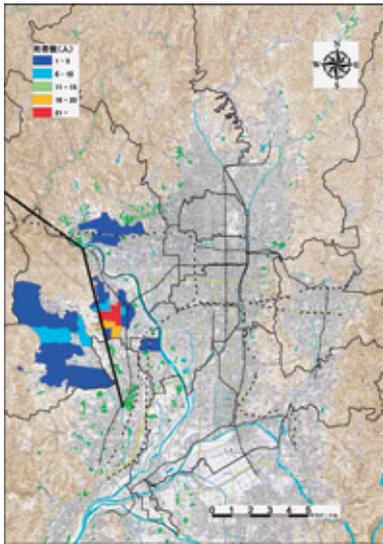
出火件数:11~40件
焼失面積:0.00~0.46km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

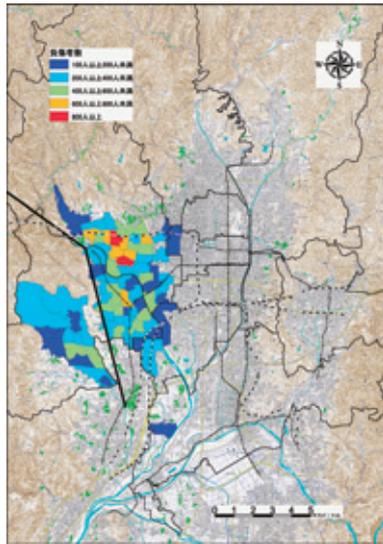


避難者:(10時間後)118,200人

人的被害
(死者数の分布:平日 18時) (負傷者の分布:平日 18時)



死者:400~700人



負傷者:22,900~38,500人

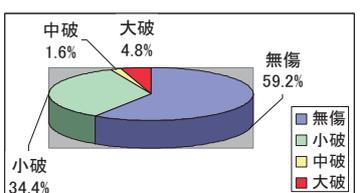
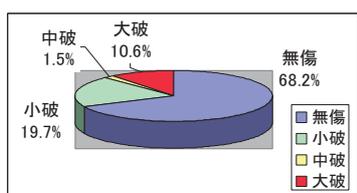
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	1	12	22	5	0	0
重要文化財	0	6	36	102	6	8	0
伝 建 地 区	0	0	1	3	0	0	0
そ の 他	0	19	53	120	35	5	0
計	0	26	102	247	46	13	0
世界遺産	0	2	3	5	4	0	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
2	14	28	92	106	222	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約280,000戸
	復旧所要日数	約 3 週 間
電 気	停 電 戸 数	約20,000戸
	復旧所要日数	約 4 日
ガ ス	供給停止メーター	209,100件
	復旧所要日数	約 30 日 間
通 信	被災加入数	5,000
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	7橋
その他の橋梁	8橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後4日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期				
地震発生		発災後0時間				
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震動分布	地震に伴う自然現象	山科区や東山区の一部の山麓で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する可能性がある。中程度の強さの余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害	水道施設 基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力が若干低下する。また配水管に起因する断水は生じないと予測される。
		左京区 震度5強	建物被害	当区域の建物被害は比較的軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害は軽微である。
		東山区 震度5強(一部6弱)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁・道路施設の機能被害は軽微である。		通信 当区域の被害は東山区で被災加入者数は100となる。
		山科区 震度5強(一部6弱)	人的被害	家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者もほとんど発生しないと考えられる。		電力 当区域の停電被害は軽微である。
		火災被害	7件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス 当区域では被害は軽微である。		
		市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生 (榎原断層・水尾断層を震源とする。マグニチュード6.6)	地震動分布		地震に伴う自然現象
北区 震度5強～6弱	建物被害	当区域の建物被害は中京区・下京区を中心に一部損壊家屋を中心に発生するが、全体として比較的軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。		
上京区 震度5強～6弱(一部6強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁・道路施設の機能被害は軽微である。		通信 4区で被災加入者数は1,800となる。		
中京区 震度5強～6弱(一部6強)	人的被害	当区域では家屋倒壊による死者は発生しない。負傷者は下京区・中京区を中心に4区で約1,300人発生する。		電力 電柱の倒壊により4区で2,300戸が停電する。		
下京区 震度6弱(一部5強)	火災被害	10件の火災が発生する。北区南部, 上京区西部, 中京区西部等に出火危険度のやや高い地域が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス 中京区・下京区での取り付けメーター42,000個が供給停止となる。		
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震発生 (榎原断層・水尾断層を震源とする。マグニチュード6.6)	地震動分布		地震に伴う自然現象	桃山丘陵周辺で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する可能性がある。伏見区の淀地区・宇治川南方の旧巨椋池干拓地付近で液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害
南区 震度6弱(一部5強,6強)		建物被害	南区西部の一部及び伏見区の一部では木造建物を中心に被害が発生する。他の区域では比較的軽い被害である。拠点となる公共建築物にも一部被害が発生する。伏見区南部の液状化発生域では軽度の家屋被害が発生する。	下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。		
伏見区 震度6弱(一部5強,6強)		橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の内, 教橋には機能障害が生じる。伏見区の淀地域及び宇治川南方の向島地域では液状化による道路被害が発生する可能性がある。	通信 2区で被災加入者数は1,400となる。		
人的被害		当区域では家屋倒壊による死者は発生しない。負傷者は2区で約3,000人発生する。	電力 電柱の倒壊により2区で9,300戸が停電する。			
火災被害		8件の火災が発生する。京都駅南部・伏見区中心部に出火危険度のやや高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス 南区を中心に2区で取り付けメーター45,200個が供給停止となる。			
市内西部(右京・西京区)の被害状況		地震発生 (榎原断層・水尾断層を震源とする。マグニチュード6.6)	地震動分布	地震に伴う自然現象	榎原丘陵周辺や西山山麓部では斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。西京区の小畑川・善峰川沿いの地域では液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	
右京区 震度6強(一部5強,6弱)	建物被害		右京区では市街地西北部で木造建物を中心に被害が発生する。西京区では桂地区等榎原断層沿いの地域及び小畑川・善峰川沿いの地域で、木造建物を中心に大きな被害が発生する。拠点の公共建築物に大破を含む被害が発生する。	下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。		
西京区 震度6強(一部6弱,7)	橋梁・道路施設被害		当地域の重要橋梁の内, 教橋には機能障害が生じる。西京区の小畑川・善峰川沿いの地域では液状化による道路被害が発生する可能性がある。	通信 2区で被災加入者数は1,700となる。		
人的被害	西京区で家屋倒壊により、200人の死者が発生すると予測される。また負傷者は両区で29,000人と多数発生する。		電力 電柱の倒壊により2区で8,400戸が停電する。			
火災被害	2区あわせて17件の火災が発生する。右京区東部・西部, 西京区東部に出火危険度の高い地域が存在する。		都市ガス 2区で取り付けメーター121,700個が供給停止となる。			

救命・救助期(情報がしだいに流されてくる)			
発災後10～12時間 対応その他	活動は発災直後から開始する。	発災後100時間(約4日) 対応その他	
<p>・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。</p> <p>・発災時間からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。</p> <p>・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。</p> <p>・冬季であるため、日没と一部停電により被害の大きい右京区・西京区等の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。</p> <p>一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。</p> <p>・発災後、10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、市内西部地域については、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。</p> <p>・文化財建築物は、地震動によって特に西山、嵐山・嵯峨野地域を中心として低層の木造建築を中心にかなりの被害が発生することが予想される。また右京区のみならず市街地にある寺社等の文化財が火災危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険がある。</p> <p>美術工芸品等の転倒による被害も多く発生することが予測される。</p> <p>・鉄道は全面的に停止状態となる。また帰宅途中の通勤客が多く鉄道の被害による人的被害の発生や、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。蹴上浄水場の機能低下により一部で消火栓が使用できず、防火水槽や自然水利だけで消火に当たった事態の発生も想定される。また、消火活動が全くうまく行かない場合、390棟程度の家屋が焼失し約55人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で1件程度の出火を火元で抑えることで、300棟程度の焼失に減少し、火災による死者も42人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・発災後約10～100時間でようやく被害状況に関する情報が明らかになる。</p> <p>・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組みなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。</p> <p>特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。被害集中地域の右京区・西京区では橋梁の被害や道路閉塞箇所が多く消防・救助活動は困難である。</p> <p>・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、この時期の比較的早い段階で明確となる。また道路渋滞は発災翌日にピークに達すると考えられ早い段階から強力な交通規制が必要となる。</p>	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋による救助事案は発生しない。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>この区域内で負傷者はほとんど発生せず、また施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また西京区・右京区への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>・東方への交通機関の被害は小さいと考えられるため、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出して行く。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が5,900人発生し、避難所が開設される。</p>	<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり18tの給水量が必要となる。</p>	<p>・市内西部を中心とする被害地域の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史的資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>一部の断水区域を除いて水利は確保されると想定される。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで1,160棟程度の家屋が焼失し、約160人が火災により死亡すると予測される。初期消火が2件程度成功すれば、焼失棟数は910棟に、火災による死者は127人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋による救助事案は発生しない。しかし、中層・高層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。</p>	<p>・西京区・右京区では負傷者数が極めて多く、トリアージの必要性は極めて高い。救護班、応援救護班が活動するが、後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>路上などでやや多数の負傷者が発生する。医療施設の被害は軽微であるので、対応上大きな困難はない。負傷者数がやや多いため現場でのトリアージの必要性がある。また施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また西京区・右京区への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>一般の避難者は21,100人程度予想される。避難所が開設される。</p>	<p>・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。</p>
	<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり63tの給水量が必要となる。断水地域は限られているため給水活動に大きな問題はない。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>新山科浄水場の供給能力は確保されるので、比較的水利に関しては有利であるが、仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約530棟の家屋が焼失し、74人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が1～2件程度成功すれば焼失家屋は約410棟に、火災による死者は57人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。</p> <p>・尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋による救助事案は発生しない。しかし、中層・高層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者がやや多数発生する。断水・停電などにより医療活動が困難な事態もありうる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は高い。</p>	<p>・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>29,800人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>	<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、避難所に対して1日当たり約90tの給水量が必要となる。</p>	<p>・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。</p> <p>・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は1,000棟の家屋が焼失し、約140人の火災による死者が発生する。初期消火が3件程度成功すれば焼失棟数は約820棟に、火災による死者は115人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋が2,100棟発生し、住民が下敷きになったり室内に閉じ込められる。多くは自力で脱出したり、周囲住民に救助されると考えられるが、複数の要救助事案が発生する。また、中層・高層建築などで停電によりエレベーターの停止なども想定される。</p>	<p>・ライフラインのうち電力はこの期末に、ほぼ復旧する。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者が多数発生する。断水・停電などにより医療活動が困難な事態もありうる。医療機関の収容能力には限界があるため、重傷者のみならず既入院患者の一部を含め、後方への搬送体制の構築が必要となる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が61,400人発生する。予定以外の施設の応急利用を含め避難所が開設される。</p>	
	<p>給水活動</p> <p>給水活動が実施される。避難所に対して1日当たり184tの給水が必要となる。小売店舗などに客が殺到する事態も懸念される。</p>		

(発災後100時間から1000時間までの時系列シナリオ)

地震発生		被災地応急対応期～回復期		
		発災後100時間		発災後1000時間(42日間)
午後6時 地震発生 (榎原断層く水尾断層を震源とする。マグニチュード6.6)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約30日間を要する。当期末には復旧する。 水道の復旧は約3週間を要する。当期末には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内東部・中央部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約50%～60%の期間で回復すると考えられる。 	
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は、市内西部・南部では当期当初には橋梁被害・道路閉塞等によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、被害集中域の当期後半の交通容量はかなり増加する。 市内他地域の交通容量は既に回復していると想定できる。 被害橋梁等についても、仮復旧が進行し多くの箇所が供用可能となる。 	
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料の供給に関する需要は当期当初には、備蓄が底をついていることから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域でも、救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域では発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 当期には被害集中域から後方医療機関への2次搬送が続く。 当初は被害集中域のライフラインの回復も低レベルであるので、多くの人手を要し医療ボランティアの需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域でも、医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 	
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 	
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 発災後100時間での避難者数は、全市で101,700人程度と想定される。 避難所の収容者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ではベットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大42,000人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所の内多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 近畿一円からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 	
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数21,800棟である。
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 交通網の機能低下により、当期当初はゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理は下水道管路の被害の大きい地域を除いて、水道の復旧に伴い平常どおりの処理が可能となる。 水道の復旧に伴い公衆浴場が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。
	被害把握・被災証明その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

		復旧・復興期		
		発災後1000時間(42日間)	発災後100日	発災後1年
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、阪神・淡路大震災に比較して被害程度が小さいため、約2ヶ月程度で機能が回復すると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、当期当初には既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で、すべて復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は1年以上継続すると予測される。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは6ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 			
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで2～3ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約4,000戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約2.5ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の転貸も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。 この場合、西山、嵐山、嵯峨野地区等の歴史的景観の保存・再生も考慮した都市計画が必要となる。 		
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 		
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連6,700億円、公共施設関連1,100億円、商工関係4,500億円となり、合計1兆2,300億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害4,500億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 被害の集中する右京区・西京区は、零細・中小規模の観光・レジャー・商業・サービス業等の第3次産業の占める比率が非常に高い。阪神・淡路大震災の例から、これら第3次産業の震災によるダメージが最も大きいと考えられる。 本市西部の工業地域の工場操業の休止の影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、1年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと右京区・西京区地域の産業の衰退をもたらす恐れがある。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する西京区・右京区には西山、嵐山、嵯峨野地区などの観光資源の集中する地域があり、これにより観光客が長期にわたって減少する可能性がある。 京都市全体にとっても、この地域の特色を保つ形で、いかに再生するかが重要な課題となる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかなりの部分を占める観光産業の再生に直結する。 この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。 被災した文化財の再生・復旧、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 			

参考文献 内閣府(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

(5) 光明寺～金ヶ原断層

ア 震度分布

西京区の広い地域と右京区西部、伏見区西部の一部地域で震度6弱以上となり、西京区の断層に近い地域では震度6強となる。

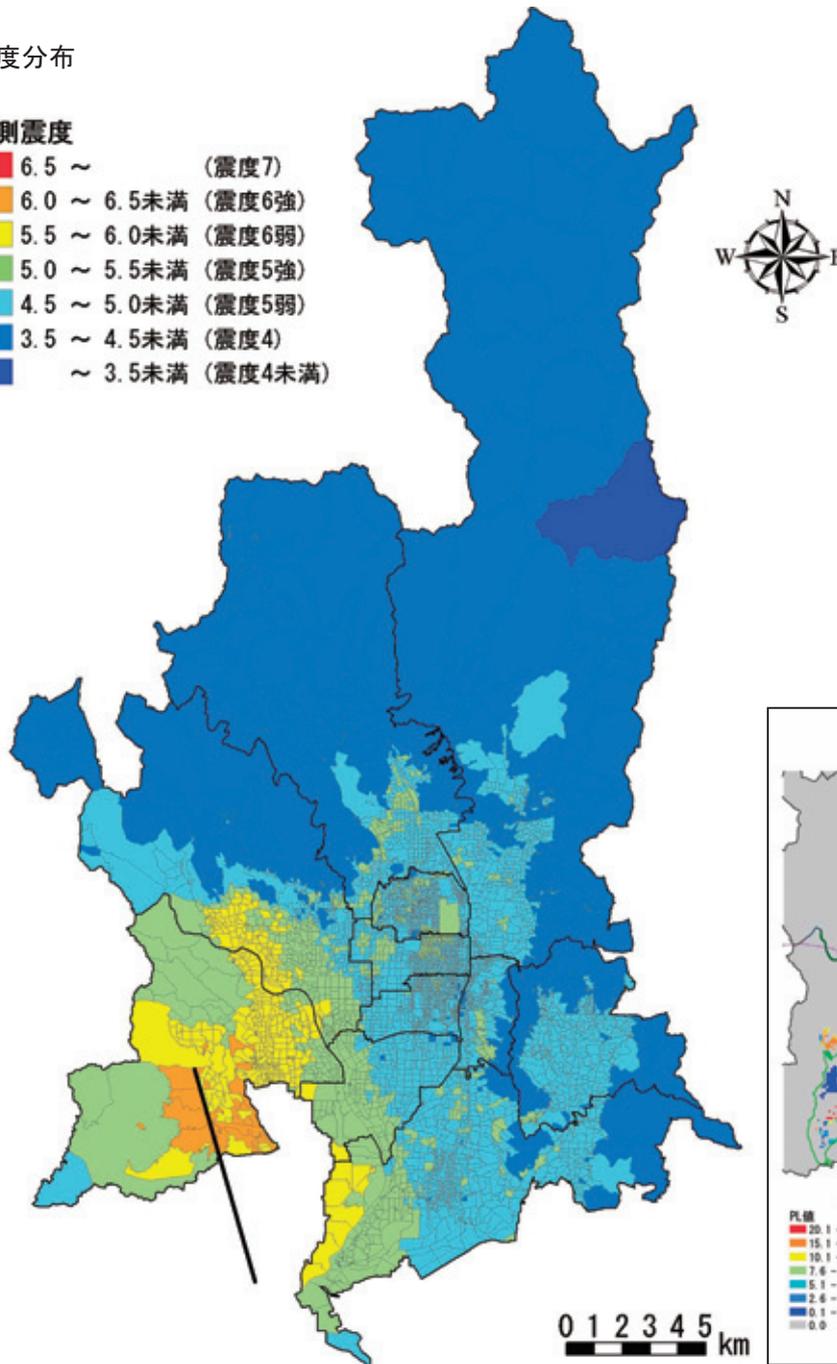
イ 液状化危険度

西京区の小畑川、善峰川などの谷筋の地域で高い危険度となるほか、宇治川に沿った一部地域に危険度の高い地域が点在する。

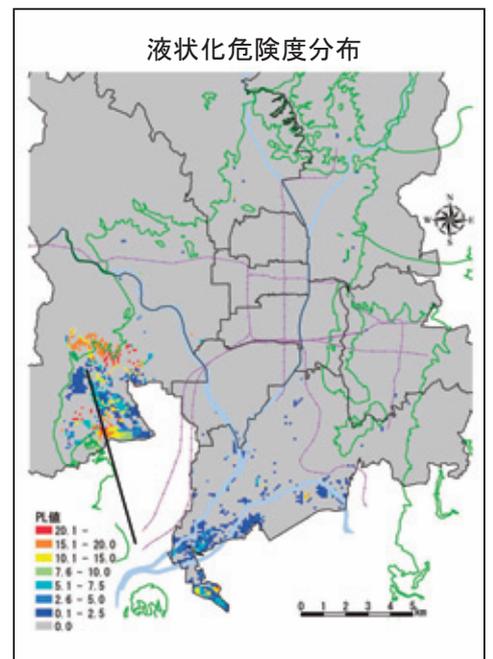
震度分布

計測震度

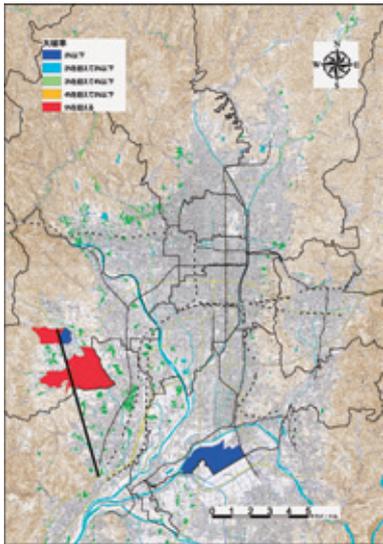
6.5 ~	(震度7)
6.0 ~ 6.5未満	(震度6強)
5.5 ~ 6.0未満	(震度6弱)
5.0 ~ 5.5未満	(震度5強)
4.5 ~ 5.0未満	(震度5弱)
3.5 ~ 4.5未満	(震度4)
~ 3.5未満	(震度4未満)



液状化危険度分布

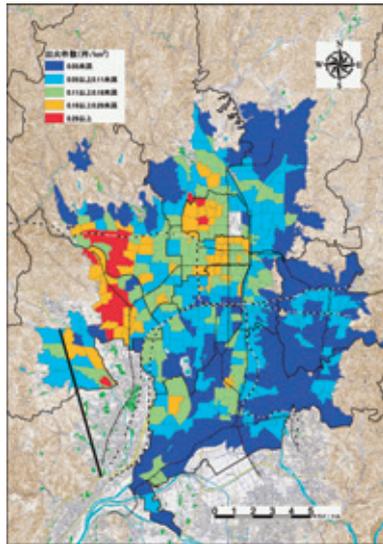


家屋被害
(家屋大破率の分布)



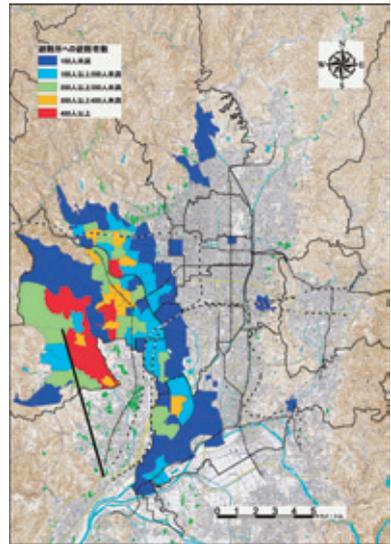
全壊:1,800棟
半壊:1,100棟

火災被害
(出火危険度分布:冬18時)



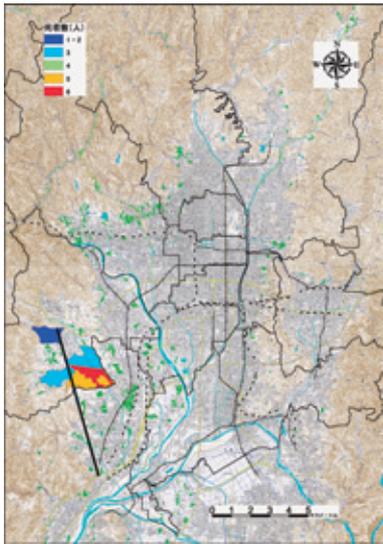
出火件数:5~18件
焼失面積:0.00~0.19km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

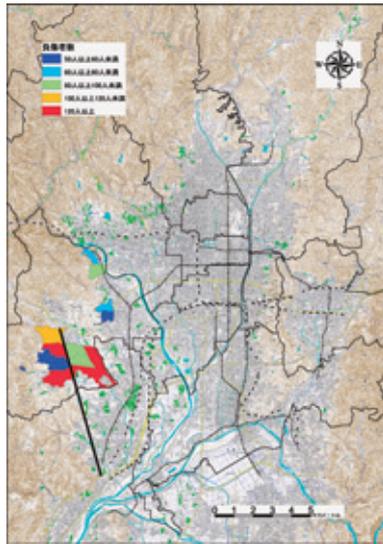


避難者:(10時間後)23,800人

人的被害
(死者数の分布:平日18時) (負傷者の分布:平日18時)



死者:100人以下



負傷者:1,600~2,900人

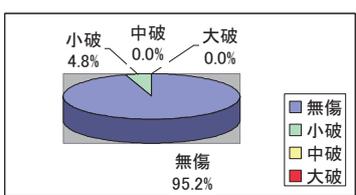
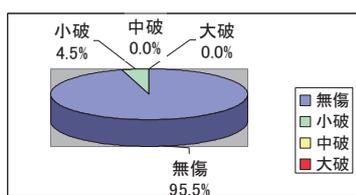
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	0	0	2	35	3	0
重要文化財	0	0	6	7	131	14	0
伝 建 地 区	0	0	0	1	3	0	0
そ の 他	0	1	18	14	188	11	0
計	0	1	24	24	357	28	0
世界遺産	0	0	2	1	7	4	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度							計
7	6強	6弱	5強	5弱	4		
0	3	28	12	82	339	464	

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約110,000戸
	復旧所要日数	約10日間
電 気	停 電 戸 数	約5,700戸
	復旧所要日数	約2日間
ガ ス	供給停止メーター	66,700件
	復旧所要日数	約10日間
通 信	被災加入数	1,000
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	1橋
その他の橋梁	4橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後3日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期						
		発災後0時間						
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震発生	地震動分布	地震に伴う自然現象	東山、山科の山麓で盛土の小規模な地すべり等の可能性がある。中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力が若干低下する。また配水管に起因する断水は生じないと予測される。
			左京区 震度5弱(一部5強)	建物被害	当区域では一般の建物の被害は軽微である。また拠点となる公共建築物に被害は発生しない。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害は軽微である。
			東山区 震度5弱(一部5強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁・道路設備の被害は軽微である。		通信	当区域の被害は軽微である。
			山科区 震度5弱(一部5強)	人的被害	家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者もほとんど発生しないと考えられる。		電力	当区域の被害は軽微である。
				火災被害	各区1件ずつ計3件の火災が発生する。		都市ガス	当区域の被害は軽微である。
市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生	地震発生	地震に伴う自然現象	北区、山麓で盛土の小規模な地すべり等の可能性がある。中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	当地域の断水被害は軽微であると考えられる。	
			北区 震度5弱(一部5強)	建物被害		当区域では一般の建物の被害は軽微である。また拠点となる公共建築物に被害は発生しない。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害は軽微である。
			上京区 震度5弱(一部5強)	橋梁・道路施設被害		当区域の橋梁及び道路施設には被害は発生しないと考えられる。	通信	当区域の被害は軽微である。
			中京区 震度5弱(一部5強)	人的被害		家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者もほとんど発生しないと考えられる。	電力	当区域の被害は軽微である。
			下京区 震度5弱(一部5強,4)	火災被害		各区1件ずつ計4件の火災が発生する。上京区西部に出火危険度のやや高い地区が分布する。	都市ガス	当区域の被害は軽微である。
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震発生	地震発生	地震に伴う自然現象	桃山丘陵山麓で盛土の小規模な地すべり等の発生可能性がある。宇治川南方の旧巨椋池干拓地付近及び宇治川・木津川合流点付近の一部で液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	当地域の断水被害は軽微であると考えられる。	
			南区 震度5弱～5強(一部6弱,4)	建物被害		当区域では一般の建物の被害は軽微である。また拠点となる公共建築物に被害は発生しない。伏見区南部の液状化発生地域では軽度の家屋被害が発生する。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害は軽微である。
			伏見区 震度5弱～6弱(一部4)	橋梁・道路施設被害		当区域の橋梁及び道路施設には被害は発生しないと考えられる。	通信	2区で被災加入者は約200となる。
			人的被害	家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者は伏見区で100人程度発生する。		電力	電柱の倒壊により伏見区で800戸が停電する。	
			火災被害	伏見区で3件、南区で1件の火災が発生する。		都市ガス	南区で取り付けメーター7,700個が供給停止となる。	
市内西部(右京・西京区)の被害状況	6.3	地震発生	地震に伴う自然現象	西山丘陵山麓部では斜面崩壊や小規模の盛土の地すべりが発生する。西山丘陵山麓部や善峰川沿いに液状化が発生する。	ライフライン被害	水道施設	管路の被害が主因で西京区を中心に断水する。	
			右京区 震度5強～6弱(一部5弱)	建物被害		西京区の西南部で層破壊に至る大きな建物被害が発生する。その他の区域では全般に被害は小さい。拠点となる公共建築物の被害はない。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害は軽微である。
			西京区 震度5強～6強	橋梁・道路施設被害		当地域の重要橋梁の被害には教橋の機能被害が発生する。また液状化による道路被害の可能性がある。	通信	2区で被災加入者数は700となる。
			人的被害	家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者は西京区中心に2,200人程度発生する。		電力	電柱の倒壊により2区で4,900戸が停電する。	
			火災被害	2区で合計7件の火災が発生する。		都市ガス	西京区で取り付けメーター59,000個が供給停止となる。	

救命・救助期(情報はしだいに流れてくる。)			
発災後10～12時間 対応その他	活動は発災直後から開始する。	発災後72時間(約3日) 対応その他	
<p>・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。</p> <p>・発災時間からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。</p> <p>・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。</p> <p>・冬季であるため、日没と一部停電により被害の大きい西京区南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外やや困難である。一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。</p> <p>・発災後、10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がやや困難であり、情報の混乱期が継続すると考えられる。</p> <p>・文化財建築物は、地震動によって特に右京区・西京区を中心として被害が発生することが予想されるが該当する数は比較的少ない。また寺社等の文化財が出火危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険があるが該当する数は少ない。美術工芸品の転倒等による被害は地震動の大きい地域で発生することが予測される。</p> <p>・鉄道は一時全面的に停止状態となるが、西山に近い路線を除き、安全点検後比較的早く、運行が再開されると考えられる。</p>	<p>消防活動(消火) 震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。消火活動が全くうまく行かない場合、140棟程度の家屋が焼失し20人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で1件程度の出火を火元で抑えると、焼失家屋は100棟とすることができ、火災による死者も14人となる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・発災の翌日には被害状況に関する情報が明らかになる。</p> <p>・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組みなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。</p> <p>特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。火災は市内の比較的広い範囲で、複数発生すると考えられる。一方救助事案は比較的少数である。</p> <p>・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、比較的軽微であり、翌日には機能は回復していると考えられる。また道路渋滞は翌日にピークに達すると考えられ早い段階から強力な交通規制が必要となる。</p> <p>・交通機関の被害は西山に近い路線を除き、小さいと考えられるため、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者は比較的円滑に市外に脱出して行く。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。</p> <p>・被害が集中する地区の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。</p> <p>・西京区・右京区では負傷者数が多く、トリアージの必要性は高い。救護班、応援救護班が活動するが、市内他区域等の後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。</p> <p>・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。</p> <p>・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。</p> <p>・屎尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。</p> <p>・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。</p> <p>・被害が集中する地域を中心に生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。</p> <p>・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。</p>	
	<p>消防活動(救助) 層破壊家屋による救助事案は発生しない。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動 この区域内で負傷者はほとんど発生せず、また施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また西京区・右京区への救護班の応援も考慮される。</p>
	<p>避難所の運営 当区域から避難者は発生しないと予測される。他区域からの要請次第では、避難者の受け入れが可能である。</p>		<p>給水活動 平常時と同様の給水が可能であると予測される。</p>
	<p>消防活動(消火) 当区域の消防水利の機能は確保されると考えられる。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで500棟程度の家屋が焼失し、70人が火災により死亡すると予測される。初期消火の成功により、焼失棟数は380棟に、火災による死者は53人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助) 層破壊家屋による救助事案は発生しない。中・高層建築などでエレベーターの一時停止なども想定される。大規模小売店や地下街のパニックは地震動の大きさから考えて可能性は低い。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動 この区域内で負傷者はほとんど発生せず、また施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また右京区・西京区への救護班の応援も考慮される。</p>		<p>避難所の運営 当区域から避難者は発生しないと予測される。他区域からの要請次第では、避難者の受け入れが可能である。</p>
	<p>給水活動 平常時と同様の給水が可能であると予測される。</p>		<p>消防活動(消火) 仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約210棟の家屋が焼失し、30人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が1～2件程度成功すれば焼失家屋は約170棟に、火災による死者は24人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>
	<p>消防活動(救助) 層破壊家屋による救助事案は発生しない。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動 負傷者は少数発生する。医療施設の被害やライフライン被害が軽微であるため、平常時に準じた活動となる。また右京区・西京区への救護班の応援も考慮される。</p>
	<p>避難所の運営 伏見区で2,200人、南区で1,000人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>		<p>給水活動 新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、避難所に対して1日当たり約10tの給水量が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火) 仮に消火活動が全くうまく行かない場合は400棟の家屋が焼失し、約56人の火災による死者が発生する。初期消火が成功すれば焼失棟数は約310棟に、火災による死者は43人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助) 救助事案は比較的少ない。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動 西京区を中心に負傷者がかなり発生する。現場でのトリアージの必要性は高い。医療機関の収容能力は限りがあるため、また断水・停電等により医療活動が実施できない可能性がある。重傷者・既入院重症患者等の後方への搬送体制の構築が急務となる。</p>		<p>避難所の運営 避難者が2区で20,600人発生する。避難所が開設される。</p>
<p>給水活動 給水活動が実施される。必要給水量は1日62tである。断水地域では小売店舗に客が殺到する事態も想定される。</p>			

(発災後72時間から720時間までの時系列シナリオ)

地震発生		被災地応急対応期～回復期			
		発災後72時間		発災後720時間(30日間)	
冬季 平日午後6時 地震発生 (光明寺く金ヶ原断層を震源とする。マグニチュード6.3)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は既に回復している。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約10日間を要する。当期内に復旧する。 水道の復旧は約10日間を要する。当期内に復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約20～30%の期間で回復すると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網の機能低下は西京区を除き比較的軽微であると考えられる。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 鉄道網の機能は、一部を除き確保されていると想定する。当期前半には全て復旧すると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、西京区一帯の交通網は当期後半には回復している。 被害橋梁等に関しても、仮復旧により既に供用できる。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域での食料の供給に関する需要は当期当初には、備蓄が底をついていることから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり被害集中域の流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、期中頃には改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 当期前半には後方医療機関への2次搬送も完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 当期にはほぼ完了している。 			
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 発災後10日での避難者数は、全市で19,700人程度と想定される。 避難所の収容者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者を中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も存在する可能性があるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ではペットの問題も含め、種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後42日の避難者数は、全市で最大8,000人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 市内や近畿一円からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数2,900棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋による道路閉塞等により、被害地域のゴミ収集の効率は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道の復旧に伴い公衆浴場が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・ り災証明、 その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 り災証明発行の要望が高まる。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> り災証明発行事務の事務量が増加する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明に関連して建物被害の再調査事案などが発生する可能性がある。

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

復旧・復興期			
発災後720時間(30日間)	発災後100日	発災後6ヶ月	
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の機能は既に回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で、すべて復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は4ヶ月以上継続すると予測される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは3ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 		
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで2～3ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約500戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約2ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の斡旋も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 		
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、被災地区一帯のコミュニティのありかたを考慮した都市計画が要求される。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者の失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 	
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連700億円、公共施設関連100億円、商工関係1,300億円となり、合計2,100億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害1,300億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域は住宅地・農地が中心であるが、一部工業地域もあり、規模の小さい企業には、被害の打撃は大きいと思われる。地域活性を維持する面でも対策が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 被害の集中する西京区・右京区南部・伏見区西部の民間企業は企業数はそれほど多くないが、零細・中小規模の企業の占める比率が高い。阪神・淡路大震災の例から、これら零細・中小企業のダメージが大きいと考えられる。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する地域にも、貴重な観光資源が存在する。地震被害によりこの地域の観光客が長期にわたって減少する可能性がある。 京都市全体にとっても、この地域の特色を保つ形で、いかに再生するかが重要な課題となる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかなりの部分を占める観光産業の打撃軽減に直結する。この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら当該地域の街並みの再建を行う必要がある。 被災した文化財の復旧・再生、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 		

参考文献 内閣府(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

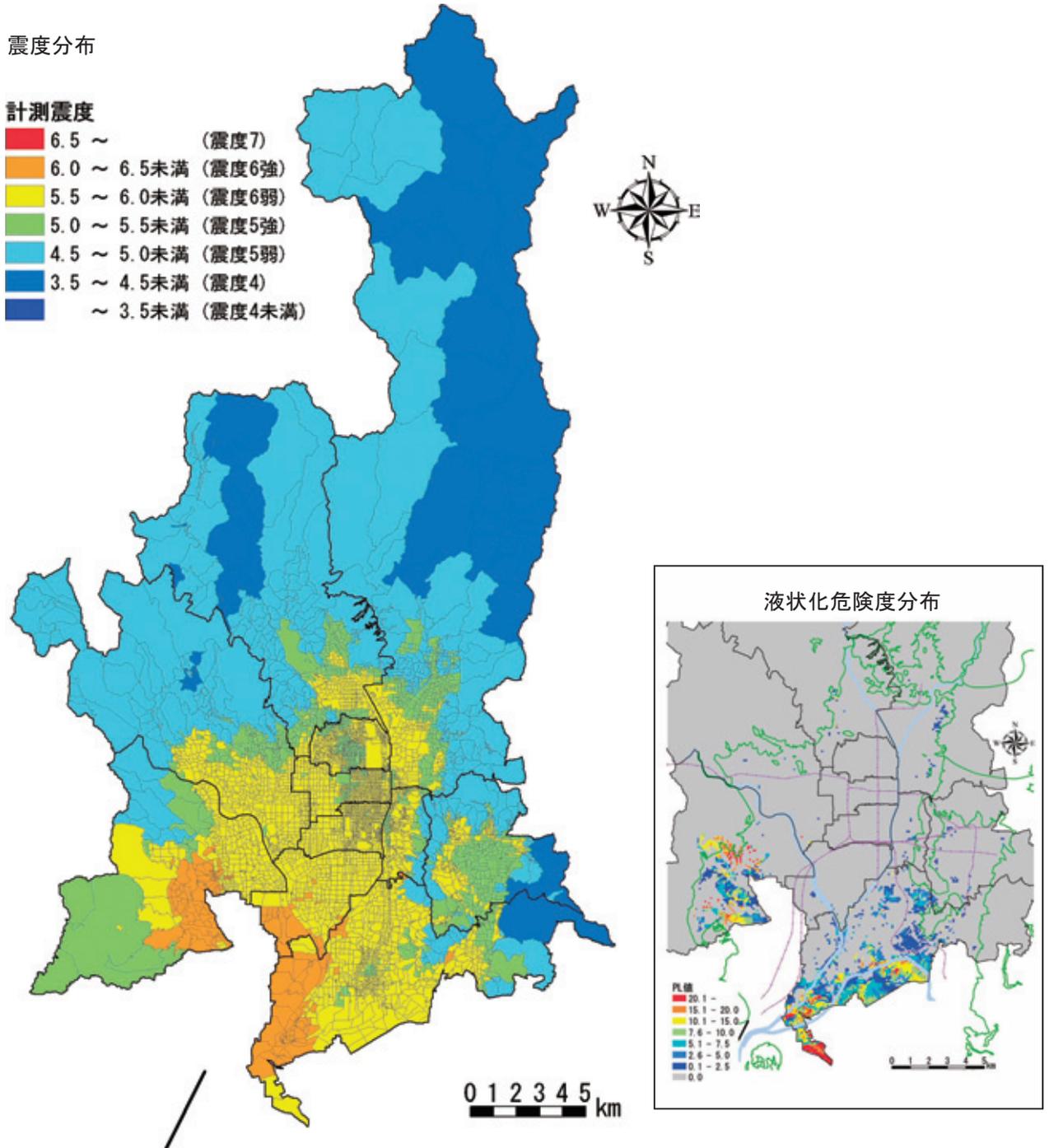
(6) 有馬・高槻断層系

ア 震度分布

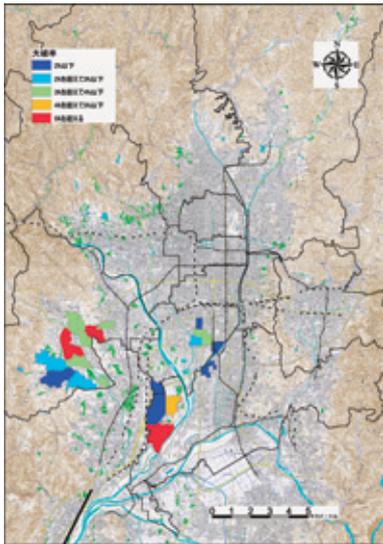
市街地の広い範囲で震度6弱以上となる。西京区の一部と伏見区並びに南区西部の一部地域では震度6強となる。

イ 液状化危険度

西京区の小畑川、善峰川などの谷筋の地域で高い危険度となるほか、宇治川に沿った地域に危険度の高い地域が点在する。

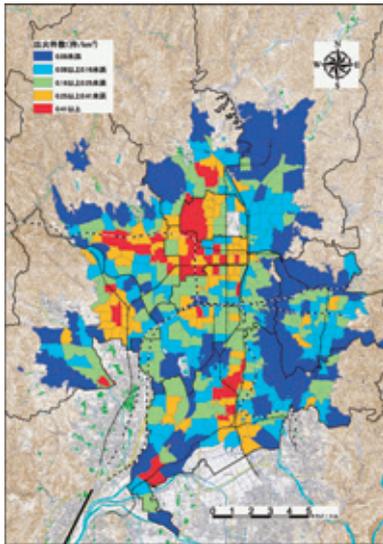


家屋被害
(家屋大破率の分布)



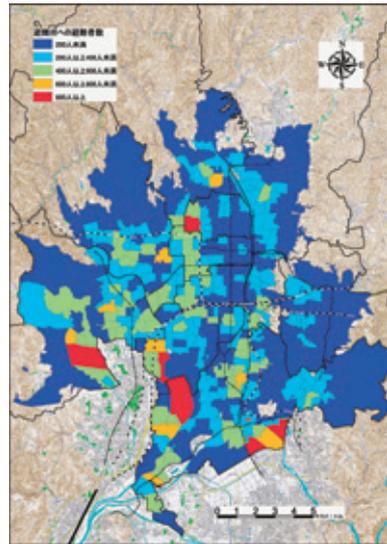
全壊:8,300棟
半壊:7,700棟

火災被害
(出火危険度分布:冬18時)



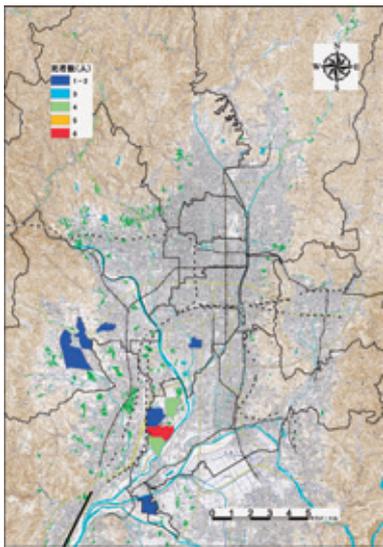
出火件数:9~32件
焼失面積:0.00~0.32km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

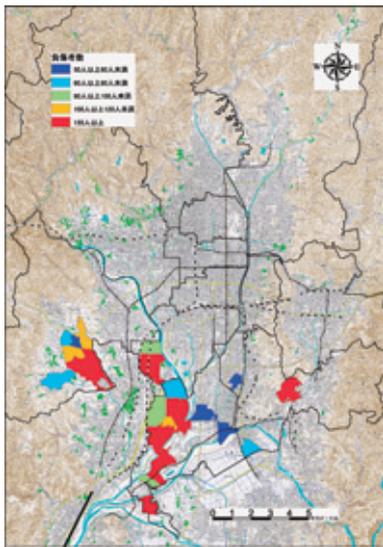


避難者:(10時間後)110,800人

人的被害
(死者数の分布:平日18時) (負傷者の分布:平日18時)



死者:100~500人



負傷者:5,000~7,900人

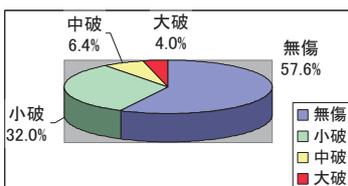
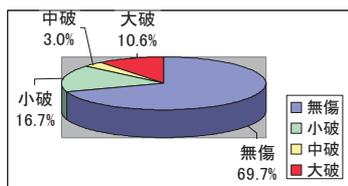
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	0	19	18	2	1	0
重要文化財	0	1	74	69	7	7	0
伝 建 地 区	0	0	1	3	0	0	0
そ の 他	0	0	159	58	11	4	0
計	0	1	253	148	20	12	0
世界遺産	0	0	4	7	2	1	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
0	4	39	65	250	106	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約220,000戸
	復旧所要日数	約 2 週 間
電 気	停 電 戸 数	約25,500戸
	復旧所要日数	約 4 日
ガ ス	供給停止メーター	98,200件
	復旧所要日数	約 15 日 間
通 信	被災加入数	8,000
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	6橋
その他の橋梁	12橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後3日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期				
		発災後0時間				
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震動分布	地震に伴う自然現象	山麓部で斜面崩壊等が発生する。やや強い余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害	・水道施設 基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で山科区や東山区の一部で断水する。
		左京区 震度5強～6弱 (一部5弱)	建物被害	当区域の建物被害は比較的軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		・下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		東山区 震度6弱 (一部5強)	橋梁・道路施設被害	当区域の橋梁・道路施設の被害は軽微である。		・通信 架空ケーブルを中心に3区で被災加入者数は800を超える。
		山科区 震度5強～6弱	人的被害	家屋倒壊による死者は発生しない。3区で負傷者が合計約400人発生する。		・電力 電柱倒壊により3区で約2400戸が停電する。
			火災被害	5件の火災が発生する。		・都市ガス 当区域では供給停止は発生しない。
市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生 (有馬・高槻断層系を震源とする。マグニチュード7.2)	地震に伴う自然現象	山麓部で斜面崩壊等が発生する。やや強い余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害	・水道施設 当地域は配水管の被害が原因で一部地域で断水するが被害は比較的軽微である。	
		北区 震度5強～6弱	建物被害		この区域の4区の建物被害は比較的軽微である。上京区・中京区・下京区では、少数の大破の被害が発生する。拠点となる公共建築物の被害は比較的軽微である。	・下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		上京区 震度5強～6弱	橋梁・道路施設被害		当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。	・通信 4区で被災加入者数は約2,100となる。
		中京区 震度5強～6弱	人的被害		家屋倒壊による死者はほとんど発生しない。負傷者は4区合わせて約400人発生する。	・電力 4区域で4,300戸の停電が発生する。
		下京区 震度6弱 (一部5強)	火災被害		8件の火災が発生する。北区南部、上京区西部、中京区西部にかけて出火危険度のやや高い地区が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生すると考えられる。	・都市ガス 下京区で取り付けメーター12,000個が供給停止となる。
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震発生 (有馬・高槻断層系を震源とする。マグニチュード7.2)	地震に伴う自然現象	桃山丘陵周辺山麓で斜面崩壊や盛土の小規模地すべり等が発生する。伏見区の淀地区・宇治川沿いの広範囲で液状化が発生する。やや強い余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害	・水道施設 基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は80%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で伏見区を中心とした広範囲で断水する。	
		南区 震度6弱～6強	建物被害		伏見区桂川右岸・南区中部では木造建物を中心に被害が発生する。拠点となる公共建築物にも被害が発生する。伏見区の液状化発生域では家屋被害が発生する可能性が高い。	・下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		伏見区 震度6弱～6強 (一部5強)	橋梁・道路施設被害		当地域では数橋の重要橋梁に機能被害が発生する。また液状化により道路に被害が発生する可能性が大きい。	・通信 2区で被災加入者数は3,800となる。
			人的被害		家屋倒壊による死者は伏見区で若干発生する。転倒や転落などが原因で伏見区・南区で4,500人程度の負傷者が発生する。	・電力 2区で11,200戸の停電が発生する。
			火災被害		10件の火災が発生する。伏見区中部の市街及び淀地区に出火危険度の高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	・都市ガス 2区で取り付けメーター27,200個が供給停止となる。
市内西部(右京・西京区)の被害状況	地震発生 (有馬・高槻断層系を震源とする。マグニチュード7.2)	地震に伴う自然現象	西山山麓部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべり等が発生する。西山山麓部谷筋等で、液状化が発生する。やや強い余震が発生する。	ライ フ ラ イ ン 被 害	・水道施設 基幹施設のうち当地域にある山ノ内浄水場の供給能力が少し低下する。また配水管の被害が原因で断水する地域がある。	
		右京区 震度5強～6弱	建物被害		右京区は全般に建物被害は小さい。西京区は小畑川流域で建物被害が発生する。また液状化地域では建物被害が発生する可能性がある。拠点となる公共建築物にも一部被害が発生する。	・下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
		西京区 震度6弱～6強	橋梁・道路施設被害		当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。	・通信 他地域に比較して被害は少ない。
			人的被害		家屋倒壊による死者は西京区で若干発生する。負傷者は2区合わせて約2,200人発生する。	・電力 他地域に比較して停電戸数は少ない。
			火災被害		9件の火災が発生する。右京区中部・西京区桂地区などで出火危険度のやや高い地区がある。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	・都市ガス 西京区で全戸のガスの供給が停止となる。

救命・救助期(情報はしだいに流されてくる。)												
発災後10～12時間	活動は発災直後から開始する。											
発災後72時間(約3日)	対応その他											
<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。 ・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。 ・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。 ・冬季であるため、日没と停電により被害の大きい市内南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。発災後10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。 ・この地震による京都市の文化財建築物の被害は、震度6強に達する強い地震動が市内南西部に限定されることから、建物被害は耐震性の低いものに限って発生するととどまると予測される。美術工芸品等は転倒等による被害もかなり発生することが予測される。またこの地震により、市内南西部の市街地で火災・延焼の危険にさらされる文化財は比較的小さい。 ・鉄道は一時全面的に停止状態となるが、地震動の大きい地域が市内南部に限定されるため、多くの路線の被害は軽微であると想定される。市内南西部の路線では帰宅途中の通勤客が多く、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。 	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。この区域の消防水利の機能はほぼ確保されると考えられる。万が一消火活動が全くうまく行かない場合、160棟程度の家屋が焼失し約20人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で1件程度の出火を火で抑えることで、40棟程度の焼失を防御することができ、火災による死者も17人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>対応その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災の翌日には被害全貌が明らかになる。 ・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組まなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。応急活動は市内を拠点に、南西部を救援する形で実施される。またこの地震では有馬・高槻断層系に沿う大阪府側の被害が大きいことが想定される。従ってこの方面からの応援は期待できない。 ・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、発災翌日には明確になると考えられる。また道路渋滞は発災翌日にピークに達すると考えられ、早い段階から強力な交通規制が必要となる。 ・西方面の交通機関の復旧は遅れると考えられるが、東方面を中心に市外への通行ルートが確保されるにつれて、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出していく。 ・被害地域である市内南部の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。 ・市内南部で負傷者数が多く、トリアージの必要性は高い。救護班、応援救護班が活動するが、市外等後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。 ・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。 ・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。 ・し尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。 ・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。 ・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。 ・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。 										
	<p>消防活動(救助)</p> <p>家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者は3区で400名程度であり、医療施設の被害も軽微と考えられるので、二次搬送の受け入れや市内南西部への救護班の応援の拠点となることも考慮される。</p>									
	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が14,900人発生し、避難所が開設される。</p>			<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットルの給水が実施される。1日当たり45tの給水量が必要となる。</p>								
	<p>消防活動(消火)</p> <p>この区域の消防水利の機能はほぼ確保されると考えられる。万が一消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで1,500棟程度の家屋が焼失し、約210人が火災により死亡すると予測される。初期消火が2件程度成功すれば、焼失棟数は1,200棟に、火災による死者は約160人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>				<p>消防活動(救助)</p> <p>家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。なお、中層建築などで停電によりエレベーターの停止などが想定される。</p>							
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者は3区で400名程度であり、医療施設の被害も軽微と考えられるので、二次搬送の受け入れや市内南西部への救護班の応援の拠点となることも考慮される。</p>					<p>避難所の運営</p> <p>避難者23,500人が発生する。避難所が開設される。</p>						
	<p>給水活動</p> <p>給水活動が実施される。必要給水量は1日70tである。</p>						<p>消防活動(消火)</p> <p>新山科浄水場の供給能力は100%確保される。仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約850棟の家屋が焼失し、約120人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が2件程度成功すれば焼失家屋は約680棟に、火災による死者は約95人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>					
	<p>消防活動(救助)</p> <p>伏見区で100棟の層破壊家屋が発生し、一時的に住民が屋内に閉じ込められる。このうち大半は自力ないし付近住民によって救助されるが、少数の要救助事案が発生すると考えられる。</p>							<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>伏見区を中心に負傷者が多数発生する。負傷者の医療機関への集中や断水等により、医療救護活動が困難な事態も予想される。重傷者のみならず既入院患者の一部を含め、後方への搬送体制の構築が急務となる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は高い。</p>				
	<p>避難所の運営</p> <p>40,200人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>								<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、1日当たり120tの給水量が必要となる。</p>			
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は710棟の家屋が焼失し、約100人の火災による死者が発生する。初期消火が2件程度成功すれば焼失棟数は約600棟に、火災による死者は80人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>									<p>消防活動(救助)</p> <p>西京区で100棟の層破壊家屋が発生し、一時的に住民が屋内に閉じ込められ、このうち大半は自力ないし付近住民によって救助されるが、複数の要救助事案が発生すると考えられる。</p>		
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>西京区を中心にかかなりの数の負傷者が発生する。負傷者の医療機関への集中や断水等により、医療救護活動が困難となる事態も予想される。後方への搬送体制が必要となる。</p>										<p>避難所の運営</p> <p>避難者が32,200人発生する。避難所が開設される。他区から避難所を求めて移ってくる市民の発生も予想される。</p>	
	<p>給水活動</p> <p>洛西ポンプ場の機能は確保されるため、給水活動は比較的順調に行われると予想される。避難者への給水量は1日96tである。</p>											<p>給水活動</p> <p>洛西ポンプ場の機能は確保されるため、給水活動は比較的順調に行われると予想される。避難者への給水量は1日96tである。</p>

(発災後72時間から720時間までの時系列シナリオ)

地震発生	被災地応急対応期～回復期				
	発災後72時間		発災後720時間(30日間)		
冬季 平日午後6時 地震発生 (有馬・高槻断層系を震源とする。マグニチュード7.2)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約15日を要する。当期内には復旧する。 水道の復旧は約2週間を要する。当期内には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部・中央部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約20%～30%の期間で回復すると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は市内南西部では、当初には橋梁被害や道路閉塞によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、ある程度確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、市内南部の当期後半の交通容量はかなり回復する。 市内の他地域の交通容量は既に回復していると想定できる。 市内南部では橋梁に関して、機能被害が発生するが、仮復旧等により供用できる箇所がある。 液状化による道路陥没等の被害は仮復旧される。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の供給に関する需要は、当期当初には備蓄が底をついていることから最大となる。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は市内南西部を中心に救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 後方医療機関への2次搬送が続く。 前期から継続して市内中央部・東部からの救護班等の応援の効果が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期発災後100時間での避難者数は、全市で92,900人程度と想定される。 避難所の避難者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所生活は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では、ベットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大39,000人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性が出てくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数16,000棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路閉塞等により、当期当初は市内でゴミ収集能力は大幅に低下している。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道、電気等ライフラインの回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・被災証明,その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

復旧・復興期			
発災後720時間(30日間)	発災後100日	発災後1年	
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、花折のケースに比較して被害程度が小さいため、当期当初にはほぼ機能が回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、当期当初には既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で完全復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は1年以上継続すると予測される。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1ヶ月、最終処分までは3ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 		
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで1~2ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約2,000戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約2ヶ月程度を要する。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の数により、仮設住宅の建設戸数は減らすことができる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、地域の特色を考慮した都市計画が要求される。 	
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する零細・中小企業の従事者の失業対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 	
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連4,400億円、公共施設関連800億円、商工関係2,000億円となり、合計7,200億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害2,000億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、1年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと零細・中小企業を中心とする京都市南部地域の産業の衰退をもたらす恐れがある。
	<ul style="list-style-type: none"> 被害の集中する京都市南部の民間企業は、零細・中小規模の商工業や第3次産業の占める比率が高い。阪神・淡路大震災の例から、これら零細・中小規模企業・第3次産業の震災によるダメージは大きいと考えられる。また、南部の工業地域の工場の操業への影響も大きいと考えられる。 		
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する京都市南西部は、商工業・住宅・農地の混在する地域である。 創造のまちづくりのヴィジョンのもとで、いかにこの地域を復興するかが重要な課題となる。 また、市内の広い地域で震度6弱以上となることから、被災地区ではコミュニティの特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。 同様に被災する周辺市町村との協力も念頭において、都市計画を実施する必要がある。 被災した文化財の復旧・再生、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 		

参考文献 内閣府・(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

(7) 黄檗断層

ア 震度分布

東山から桃山丘陵の東縁から東の地域が震度6弱以上となる。山科区、伏見区の断層付近で震度6強となり、伏見区の一部では震度7の地域が予測される。

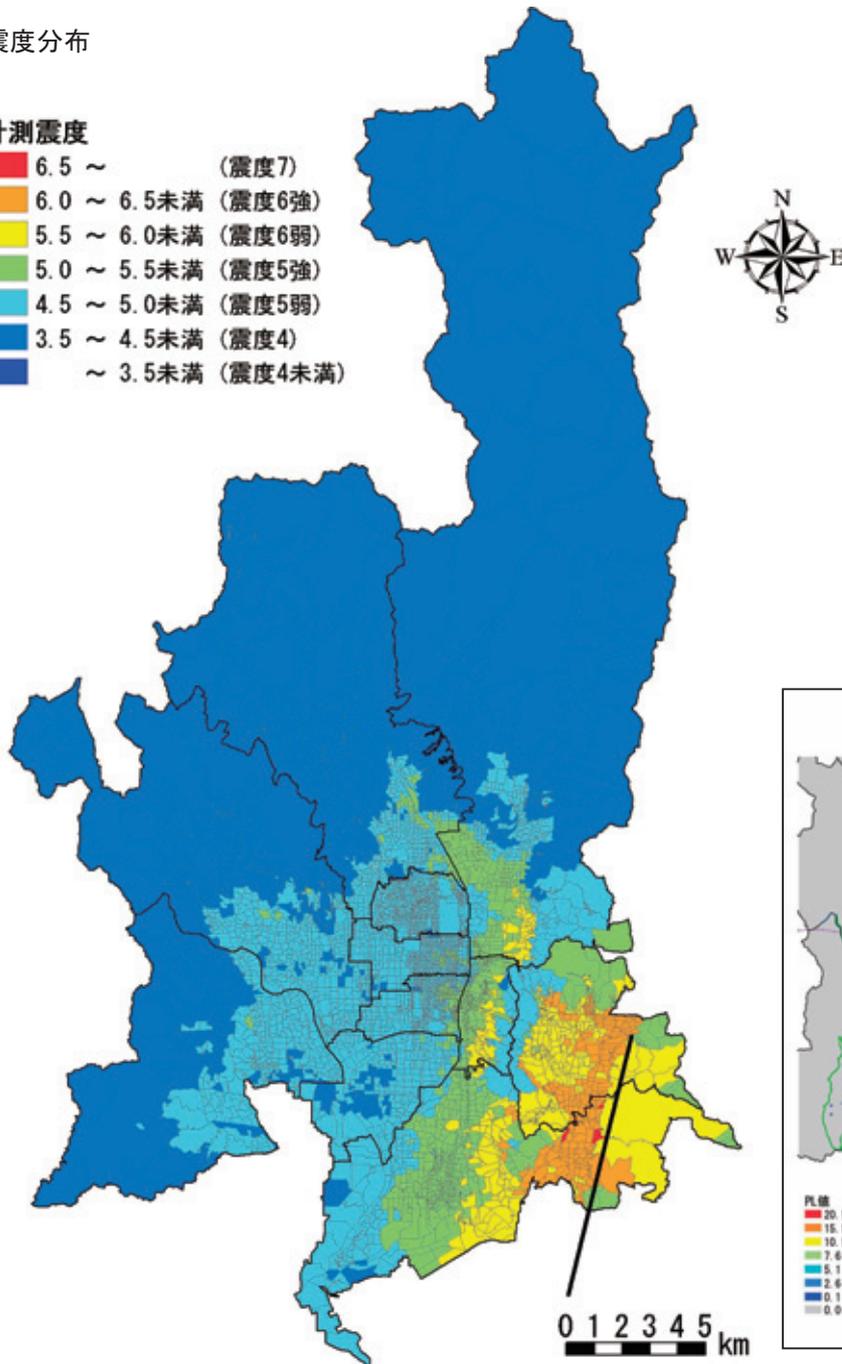
イ 液状化危険度

伏見区東部の宇治川左岸に液状化危険度が高い地域が現れるほか、山科川に沿って危険度の高い地域が点在する。

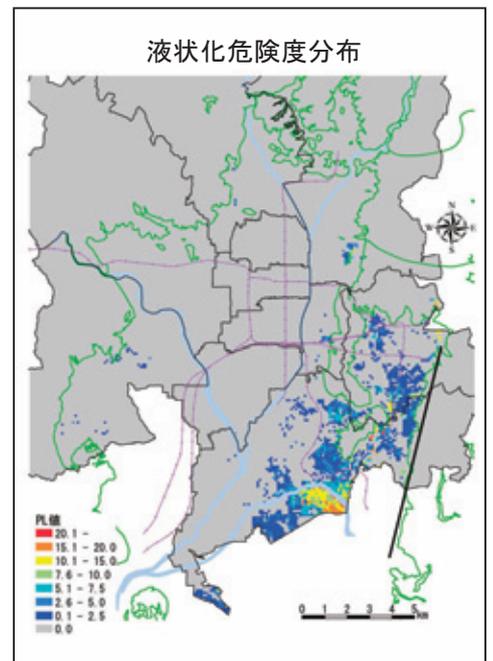
震度分布

計測震度

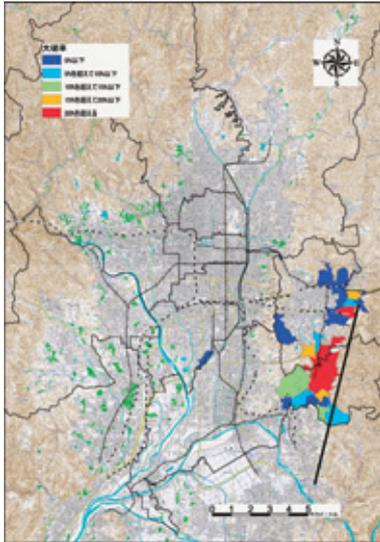
6.5 ~	(震度7)
6.0 ~ 6.5未満	(震度6強)
5.5 ~ 6.0未満	(震度6弱)
5.0 ~ 5.5未満	(震度5強)
4.5 ~ 5.0未満	(震度5弱)
3.5 ~ 4.5未満	(震度4)
~ 3.5未満	(震度4未満)



液状化危険度分布

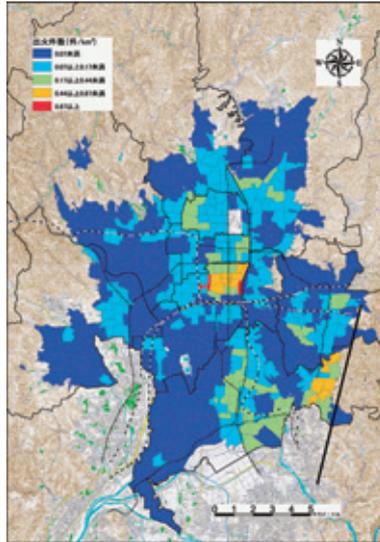


家屋被害
(家屋大破率の分布)



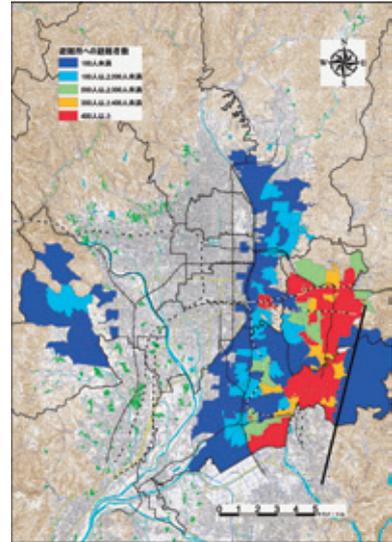
全壊:10,800棟
半壊:5,100棟

火災被害
(出火危険度分布:冬18時)



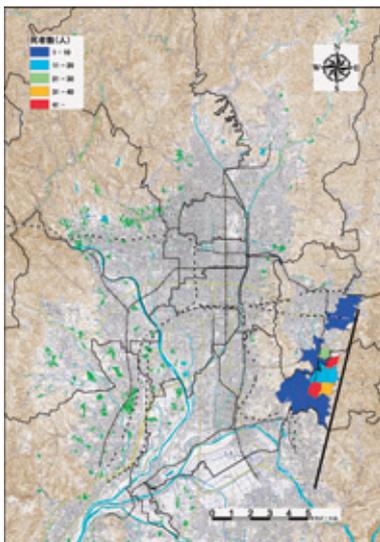
出火件数:5~7件
焼失面積:0.00~0.21km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

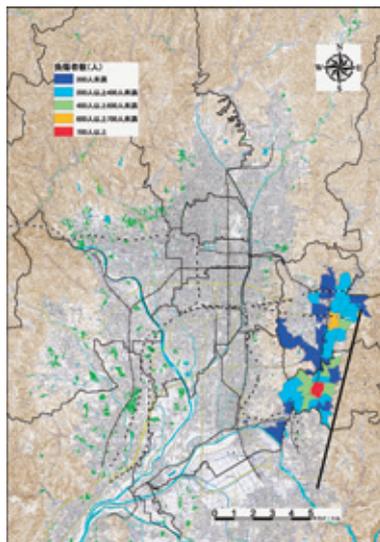


避難者:(10時間後)41,100人

人的被害
(死者数の分布:平日18時) (負傷者の分布:平日18時)



死者:300~500人



負傷者:8,800~14,800人

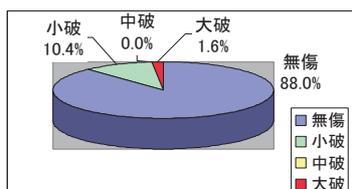
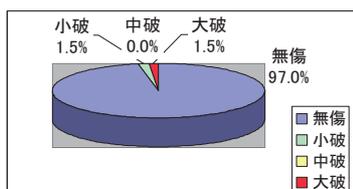
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	7	1	9	20	3	0
重要文化財	0	6	11	55	65	21	0
伝 建 地 区	0	0	0	1	2	1	0
そ の 他	0	4	10	71	126	21	0
計	0	17	22	136	213	46	0
世界遺産	0	1	0	2	7	4	0

震度別土砂災害危険箇所数

	震 度						計
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	
	0	16	31	30	58	329	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約160,000戸
	復 旧 所 要 日 数	約 10 日 間
電 気	停 電 戸 数	約6,400戸
	復 旧 所 要 日 数	約 2 日
ガ ス	供 給 停 止 メ ー タ ー	27,400件
	復 旧 所 要 日 数	約 5 日 間
通 信	被 災 加 入 数	5,100
	復 旧 所 要 日 数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	1橋
その他の橋梁	2橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後3日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期						
		発災後0時間						
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時 地震発生	(黄檗断層を震源とする。マグニチュード6.5)	地震動分布	地震に伴う自然現象	山科や東山の山麓部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。山科区の南部山科川沿いで局所的に液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で山科区を中心に断水する。
			左京区 震度5弱～5強(一部6弱)	建物被害	山科区東部・南部では木造建物を中心に大被害が発生する。拠点となる公共建築物にも被害が発生する。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			東山区 震度5強～6弱	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁・道路設備の被害は軽微である。		通信	山科区を中心に3区で被災加入者数が1,500となる。
			山科区 震度6弱～6強	人的被害	倒壊家屋により、山科区で約100人の死者が発生する。山科区中心に落下物、転倒物などで負傷者が約6,800人と多数発生する。		電力	電柱の倒壊により山科区で3,300戸が停電する。
			火災被害	山科区で2件、左京区で2件の火災が発生する。	都市ガス		山科区で取り付けメーター2,400個が供給停止となる。	
			市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震に伴う自然現象	中程度の強さの余震が発生する。		ライフライン被害	水道施設
北区 震度5弱(一部5強)	建物被害	当区域では一般の建物の被害は軽微である。また拠点となる公共建築物に被害は発生しない。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。				
上京区 震度5弱(一部5強)	橋梁・道路施設被害	当区域の橋梁及び道路施設には被害は発生しないと考えられる。	通信	当区域の被害は軽微である。				
中京区 震度5弱(一部5強)	人的被害	家屋倒壊による死者は発生しないと想定される。負傷者もほとんど発生しないと考えられる。	電力	当区域の被害は軽微である。				
下京区 震度5弱(一部5強)	火災被害	5件の火災が発生する。下京区中部・東部に火災危険度のやや高い地区が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス	当区域の被害は軽微である。				
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震に伴う自然現象	醍醐丘陵・桃山丘陵周辺で斜面崩壊・盛土の小規模地すべりが発生する。宇治川南方の旧巨椋池干拓地付近及び山科川沿いの一部で液状化が発生する。中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は100%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で伏見区を中心に広い範囲で断水する。			
				南区 震度4～5弱(一部5強)	建物被害	伏見区醍醐地区では木造建物を中心に大きい被害が発生する。伏見区南東部の他の区域では中程度の被害が発生する。拠点となる公共建築物にも一部被害が発生する。伏見区南部の液状化発生域では軽度の家屋被害が発生する。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
				伏見区 震度4～6強(一部7)	橋梁・道路施設被害	当地域の重要橋梁の内、1橋には機能障害が生じる。伏見区の宇治川南部では液状化による道路被害が発生する可能性がある。	通信	伏見区で被災加入者数が3,600となる。
				人的被害	家屋倒壊により伏見区で200人程度の死者が発生する。転倒や転落などが原因で伏見区で6,100人、山科区6,600人の負傷者が発生する。	電力	電柱の倒壊により伏見区で3,100戸が停電する。	
				火災被害	伏見区で5件、南区で1件の火災が発生する。伏見区東部に火災危険度の高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス	伏見区で取り付けメーター25,000個が供給停止となる。	
				市内西部(右京・西京区)の被害状況	地震に伴う自然現象	中程度の強さの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設
右京区 震度5弱(一部4.5強)	建物被害	右京区は全般に被害は小さい。西京区は全般に被害は小さい。拠点となる公共建築物の被害はない。	下水道施設					全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
西京区 震度5弱(一部4.5強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁の被害は軽微である。	通信					被害は発生しない。
人的被害	他地域に比較して被害は軽微である。	電力	被害は発生しない。					
火災被害	2区それぞれ1件、計2件の火災が発生する。	都市ガス	供給停止は発生しないと予測される。					

救命・救助期(情報はしだいに流れてくる。)			
発災後10～12時間 対応その他	活動は発災直後から開始する。	発災後72時間(約3日) 対応その他	
<p>・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。</p> <p>・発災時間からみて比較的多くの職員は在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。</p> <p>・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集配備につく。</p> <p>・冬季であるため、日没と一部停電により被害の大きい伏見区東部・山科区南部の被害状況の確認・把握が火災発生以外や困難である。</p> <p>一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。</p> <p>・発災後、10時から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がやや困難であり、情報の混乱期が継続すると考えられる。</p> <p>・文化財建築物は、地震動によって特に伏見区東部・山科区南部を中心として被害が発生することが予想されるが該当する数は比較的少ない。また、寺社等の文化財が出火危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険があるが該当する数は少ない。</p> <p>美術工芸品等の転倒による被害は地震動の大きい地域で発生することが予測される。</p> <p>・鉄道は一時全面的に停止状態となるが、安全点検後比較的早く、運行が再開されると考えられる。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。蹴上浄水場の機能低下により消火栓が使用できず、一部地区で防火水槽や自然水利だけで消火に当たる事態の発生が想定される。消火活動が全くうまく行かない場合、160棟程度の家屋が焼失し22人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で1件程度の出火を火元で抑えと、焼失家屋は140棟とすることができ、火災による死者も20人となる。さらに、警防態勢下の平常時消火力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・発災の翌日には被害状況に関する情報が明らかになる。</p> <p>・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組まなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。</p> <p>特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。火災は市内の比較的広い範囲で、複数発生すると考えられる。一方救助事案は地震動の大きい伏見区東部・山科区に限定される。</p>	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>山科区で600棟の層破壊家屋が発生し、住民が下敷きになったり屋内に閉じ込められる救助事案が発生する。ただしこのうち大半は自力ないし付近住民によって救助される。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>山科区を中心に負傷者が多数発生する。現場でのトリアージの必要性は極めて高い。医療機関の断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない可能性がある。重傷者・既入院重症患者等の後方への搬送体制の構築が急務となる。</p>	<p>・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、比較的軽微であり、翌日には機能は回復していると考えられる。また道路渋滞は翌日にピークに達すると考えられ早い段階から強力な交通規制が必要となる。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>山科区中心に避難者が21,700人発生し、予定以外の施設の応急利用を含め避難所が開設される。しかし山科区では予定施設の安全確認の結果、使用できないなどの事態の発生が予想される。</p>	<p>給水活動</p> <p>避難所を中心に避難者1人当たり3リットル、1日当たり65tの給水量が必要となる。小売店舗などに客が殺到する可能性がある。市民備蓄も3日程度分であることから、4日目以降は全量の給水体制が必要となる。</p>	<p>・交通機関の被害は小さいと考えられるため、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者は比較的円滑に市外に脱出して行く。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>当区域の消防水利の機能は確保されると考えられる。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで480棟程度の家屋が焼失し、67人が火災により死亡すると予測される。初期消火が1件程度成功すれば、焼失棟数は370棟に、火災による死者は52人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>層破壊家屋による救助事案は発生しない。中・高層建築などでエレベーターの一時停止などが想定される。大規模小売店や地下街のパニックは地震動の大きさから考えて可能性は低い。</p>	<p>・被害が集中する地区の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>この区域内で負傷者はほとんど発生せず、また施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また伏見区東部・山科区南部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>当区域から避難者は発生しないと予測される。他区域からの要請次第では、避難者の受け入れが可能である。</p>	<p>・被災者が集中する地区の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。</p>
	<p>給水活動</p> <p>平常時と同様の給水が可能であると予測される。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約230棟の家屋が焼失し、32人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が1～2件程度成功すれば焼失家屋は約170棟に、火災による死者は24人に減少する。さらに警防態勢下の消火力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・伏見区・山科区では負傷者数が多く、トリアージの必要性は高い。救護班、応援救護班が活動するが、市内他区域等の後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>伏見区で1,700棟の層破壊家屋が発生し、多数の救助事案が発生する。</p>	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>負傷者が多数発生する。断水・停電などにより医療活動が困難な事態もありうる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は高い。後方への搬送体制が必要となる。市内西部・中央部等への搬送は可能である。</p>	<p>・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。</p>
	<p>避難所の運営</p> <p>伏見区で18,900人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>	<p>給水活動</p> <p>新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、避難所に対して1日当たり約60tの給水量が必要となる。</p>	<p>・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は130棟の家屋が焼失し、約20人の火災による死者が発生する。初期消火が成功すれば焼失棟数は約100棟に、火災による死者は14人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>救助事案は比較的少ない。</p>	<p>・尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、一次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また伏見区東部・山科区南部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>避難所の運営</p> <p>避難者が西京区で500人発生する。避難所が開設される。他区域からの要請次第では、避難者の受け入れが可能である。</p>	<p>・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。</p>
	<p>給水活動</p> <p>平常時と同様の給水が可能である。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>平常時と同様の給水が可能である。</p>	<p>・被害が集中する地域を中心に生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。</p> <p>・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。</p>

(発災後72時間から720時間までの時系列シナリオ)

地震発生		被災地応急対応期～回復期			
		発災後72時間		発災後720時間(30日間)	
冬季 平日午後6時 地震発生 (黄檗断層を震源とする。マグニチュード6.5)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は既に回復している。 通信は発災後最大2週間、当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約5日間を要する。当期内には復旧する。 水道の復旧は約10日間を要する。当期内には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約20～30%の期間で回復すると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網の機能低下は伏見区東部・山科区を除き比較的軽微であると考えられる。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、伏見区東部・山科区も当期後半には回復している。 被害橋梁等に関しても、仮復旧により既に供用できる。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域での食料の供給に関する需要は当期当初には、備蓄が底をついていることから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり被害集中域の流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 当期には後方医療機関への2次搬送が続く。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 発災後10日での避難者数は、全市で37,600人程度と想定される。 避難所の収容者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者を中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割も果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も存在する可能性があるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ではペットの問題も含め、種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後42日の避難者数は、全市で最大15,600人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 市内や近畿一円からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の仮置き場所(オープンスペース)の確保が問題となる。 災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数15,900棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋による道路閉塞等により、被害地域のゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理は下水道管路の被害の大きい地域を除いて、水道の復旧に伴い平常どおりの処理が可能となる。 水道の復旧に伴い公衆浴場が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・り災証明、その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 り災証明発行の要望が高まる。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明発行事務の事務量が増加する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明に関連して建物被害の再調査事案などが発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

		復旧・復興期		
		発災後720時間(30日間)	発災後100日	発災後6ヶ月
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の機能は既に回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で、すべて復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧は6ヶ月以上継続すると予測される。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは3ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 			
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで2～3ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約3,000戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約2ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の斡旋も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、醍醐地区一帯の歴史的景観の再生も考慮した都市計画が要求される。 			
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者の失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 			
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連3,800億円、公共施設関連800億円、商工関係1,800億円となり、合計6,400億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害1,800億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害集中域は住宅地が中心で、企業数はそれほど多くないと考えられる。しかし規模の小さい企業が多く、被害の打撃は大きいと思われる。地域活性を維持する面でも対策が必要である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 被害の集中する伏見区東部・山科区南部の民間企業は、零細・中小規模の観光・商業・サービス業等の第3次産業の占める比率が非常に高い。阪神・淡路大震災の例から、これら第3次産業の震災によるダメージが最も大きいと考えられる。 			
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する地域にも、貴重な観光資源が存在する。地震被害によりこの地域の観光客が長期にわたって減少する可能性がある。 京都市全体にとっても、この地域の特色を保つ形で、いかに再生するかが重要な課題となる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかなりの部分を占める観光産業の打撃軽減に直結する。この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら当該地域の街並みの再建を行う必要がある。 被災した文化財の再生・復旧、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 			

参考文献 内閣府・(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

(8) 琵琶湖西岸断層系

ア 震度分布

市街地の北半分の広い地域が震度6弱以上となり、左京区、北区、上京区の広い範囲と東山区、山科区、右京区の一部の地域では震度6強が予測される。

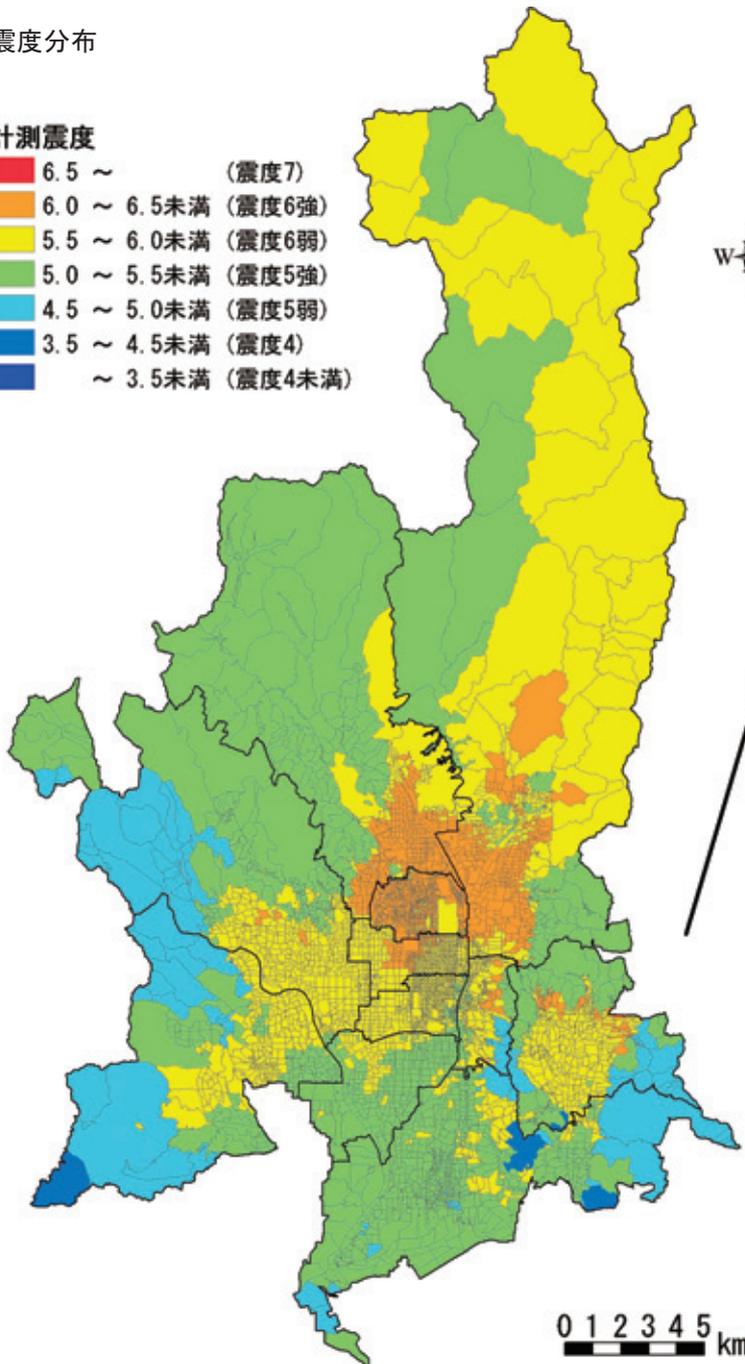
イ 液状化危険度

西京区の小畑川、善峰川などの谷筋の地域と白川砂が分布する左京区の山際の地域に危険度の高い地域が点在する。

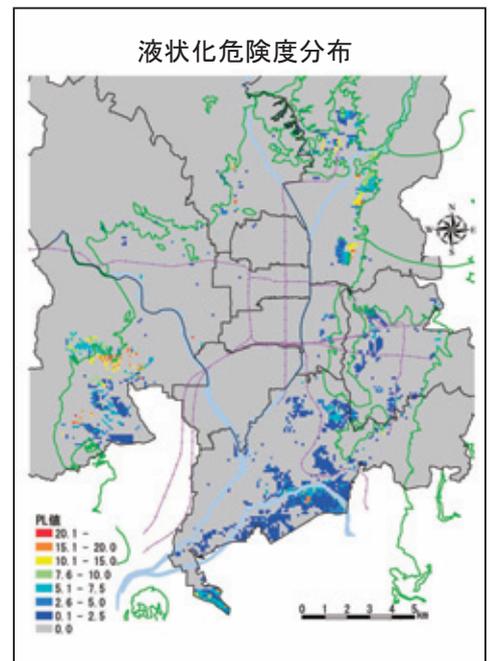
震度分布

計測震度

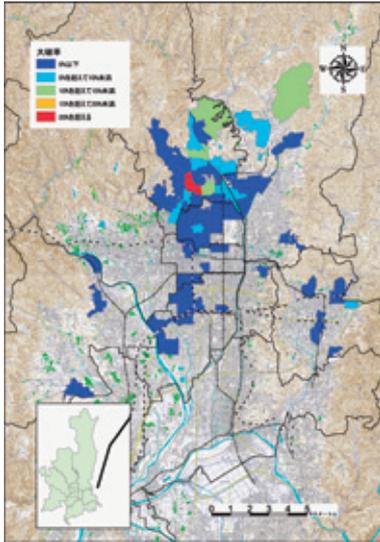
6.5 ~	(震度7)
6.0 ~ 6.5未満	(震度6強)
5.5 ~ 6.0未満	(震度6弱)
5.0 ~ 5.5未満	(震度5強)
4.5 ~ 5.0未満	(震度5弱)
3.5 ~ 4.5未満	(震度4)
~ 3.5未満	(震度4未満)



液状化危険度分布

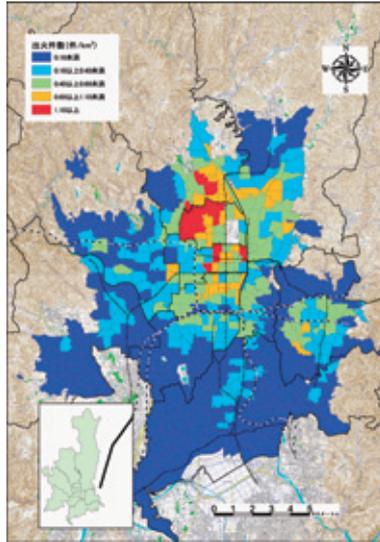


家屋被害
(家屋大破率の分布)



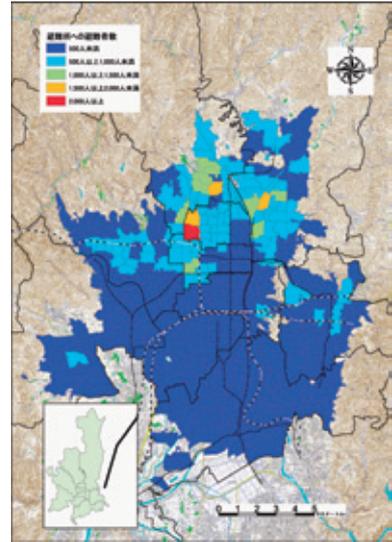
全壊:28,700棟
半壊:23,800棟

火災被害
(出火危険度分布:冬18時)



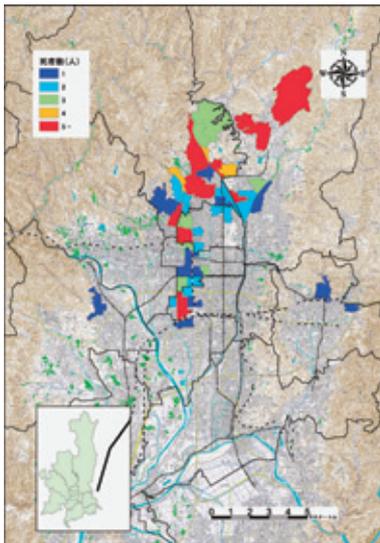
出火件数:14~51件
焼失面積:0.00~0.65km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))

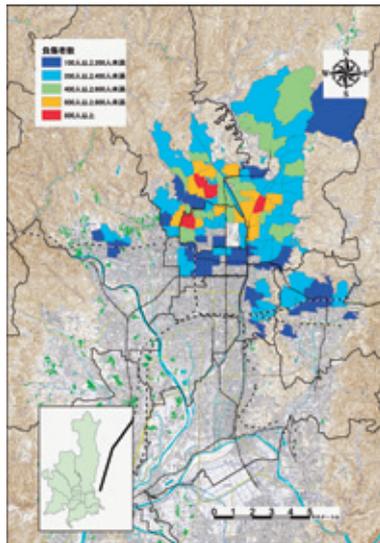


避難者:(10時間後)140,700人

人的被害
(死者数の分布:平日18時) (負傷者の分布:平日18時)



死者:200~800人



負傷者:32,200~49,100人

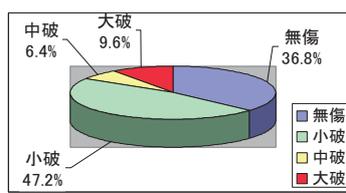
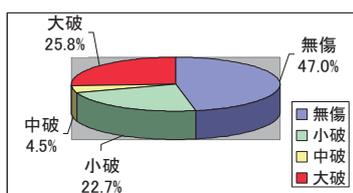
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	8	22	10	0	0	0
重要文化財	0	40	86	29	3	0	0
伝 建 地 区	0	2	1	1	0	0	0
そ の 他	0	61	142	25	3	1	0
計	0	111	251	65	6	1	0
世界遺産	0	3	5	6	0	0	0

震度別土砂災害危険箇所数

	震 度						計
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	
	0	27	116	270	48	3	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約330,000戸
	復旧所要日数	約3週間
電 気	停 電 戸 数	約21,700戸
	復旧所要日数	約4日
ガ ス	供給停止メーター	189,800件
	復旧所要日数	約20日間
通 信	被災加入数	14,100
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	3橋
その他の橋梁	4橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後4日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期						
		発災後0時間						
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時	地震発生	地震動分布	地震に伴う自然現象	左京区の比叡山南東山麓一帯での斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが多数発生する。東山区山麓部・山科区北部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。吉田山東麓部・比叡山南東山麓・岩倉地区の一部で局所的に液状化が発生する。強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域の松ヶ崎浄水場の供給能力がかなり低下する。また配水管の被害が主因で左京区・東山区を中心に広い範囲で断水する。
			左京区 震度6弱～6強	建物被害	左京区の岩倉北部、鴨川・高野川間、東山区北部、山科区の一部では木造建物を中心に被害が発生する。拠点となる公共建築物にもかなりの被害が発生する。		下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			東山区 震度6弱～6強(一部5強)	橋梁・道路施設被害	当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽度である。左京区東北部の山間部の道路に斜面崩壊などの被害が予測される。		通信	左京区を中心に3区で被災加入者数は2,100となる。
			山科区 震度6弱～6強	人的被害	家屋倒壊による死者はほとんど発生しない。落下物、転倒物などで重傷者を含む負傷者が約21,000人と多数発生する。		電力	電柱の倒壊により3区で6,300戸が停電する。
				火災被害	16件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。		都市ガス	左京区で取り付けメーター31,500個が供給停止となる。
市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	地震発生	地震発生	地震に伴う自然現象	北区山麓部で斜面崩壊や盛土の小規模地すべりが発生する。強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	当地域は配水管の被害が原因で北区を中心とした地域で断水する。	
			北区 震度6弱～6強	建物被害		北区東南部では木造建物を中心にかなりの被害が発生する。上京区・下京区西部、中京区の一部では、中程度の被害が発生する。その他の区域では大破に至る被害は少ない。拠点となる公共建築物は北区・上京区を中心にかなりの被害が発生する。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			上京区 震度6強(一部6弱)	橋梁・道路施設被害		当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽度である。	通信	下京区を中心に4区で被災加入者数は4,600となる。
			中京区 震度6弱～6強	人的被害		家屋倒壊に伴う死者数は、北区で100人程度発生する。北区・上京区を中心に負傷者は約24,000人発生する。	電力	電柱の倒壊により4区で8,700戸が停電する。
			下京区 震度6弱(一部5強)	火災被害		20件の火災が発生する。北区東南部、上京区西部、中京区中部・東部にかけて出火危険度のやや高い地区が分布する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス	4区で取り付けメーター158,300個が供給停止となる。
市内南部(南・伏見区)の被害状況	地震発生	地震発生	地震に伴う自然現象	桃山丘陵山麓で斜面崩壊等が発生。伏見区深草地区や宇治川沿いで液状化が発生する可能性がある。やや強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は100%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で広い範囲で断水する。	
			南区 震度5強～6弱	建物被害		南区西北部では木造建物を中心に被害が発生する。他の区域では比較的軽い被害である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。伏見区深草地区の液状化発生域では軽度の家屋被害が発生する。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			伏見区 震度5強～6弱(一部5弱)	橋梁・道路施設被害		当地域の橋梁・道路の被害は軽微である。	通信	2区で被災加入者数は1,100となる。
				人的被害		家屋倒壊による死者は発生しない。転倒や転落などが原因で2区で300人程度の負傷者が発生する。	電力	電柱の倒壊により南区で300戸が停電する。
				火災被害		7件の火災が発生する。京都駅南部・伏見区中部に出火危険度のやや高い地域が存在する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス	供給停止は発生しないと予測される。
市内西部(右京・西京区)の被害状況	7・7	地震発生	地震に伴う自然現象	山麓部で斜面崩壊等が発生する。小畑川流域や檜原丘陵付近で液状化発生。やや強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設	配水管の被害が原因で断水する地域がある。	
			右京区 震度5強～6弱(一部6強)	建物被害		右京区は全般に被害は小さい。西京区は小畑川流域・檜原丘陵沿いに被害が発生するが、範囲・被害程度ともに小さい。拠点となる公共建築物の被害はない。	下水道施設	全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。
			西京区 震度5強～6弱	橋梁・道路施設被害		当地域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽度である。	通信	2区で被災加入者数は1,500となる。
				人的被害		他地域に比較して被害は軽微であるが、転倒や転落が原因で右京区では2,200人程度の負傷者が発生する。	電力	電柱の倒壊により2区で6,200戸が停電する。
				火災被害		8件の火災が発生する。出火は発災後1時間以内に8割以上の率で発生するが、断続的に出火が続くことも考えられる。	都市ガス	供給停止は発生しないと予測される。

救命・救助期(情報がしだいに流されてくる。)			
発災後10～12時間 対応その他	活動は発災直後から開始する。	発災後100時間(約4日) 対応その他	
<p>・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請を行う。</p> <p>・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。</p> <p>・職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。</p> <p>・冬季であるため、日没と一部停電により被害の大きい市内東部・中央部の被害状況の確認・把握が火災発生以外困難である。</p> <p>一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。</p> <p>・発災後、10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がかなり困難であり、情報の空白・混乱期が継続すると考えられる。</p> <p>・文化財建築物は、地震動によって特に市内東部・中央部地域を中心として低層の木造建築・石造・レンガ造建築を中心にかなりの被害が発生することが予想される。また市内東部・中央部の市街地にある寺社等の文化財が火災危険度の高い地域に立地する場合、延焼の危険がある。</p> <p>美術工芸品等の転倒による被害も多く発生することが予測される。</p> <p>・鉄道は全面的に停止状態となる。また帰宅途中の通勤客が多く鉄道の被害による人的被害の発生や、駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。</p>	<p>消防活動(消火)</p> <p>震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。松ヶ崎浄水場の機能低下により消火栓が使用できず、防火水槽の用水や自然水利だけで消火に当たる事態の発生も想定される。また、重要施設のうち2割程度は施設自体が大破被害を受け可能性があり、消火活動に若干支障を来す恐れも考えられる。消火活動が全くうまく行かない場合、770棟程度の家屋が焼失し約100人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で3件程度の出火を火元で抑えることで、焼失棟数は約630棟に、火災による死者は90人程度に減少する。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>対応その他</p> <p>・発災後約10～100時間でも早く被害状況に関する情報が明らかになる。</p> <p>・当期は特に全力で救命・救急事案に取り組みなければならない時期に相当する。消防、緊急消防援助隊、自衛隊、警察が協力して消防・救助活動を行う。</p> <p>特に火災に対する消防活動及び層破壊建物等からの救助活動が緊急の課題となる。市内東部・中央部では橋梁の被害や道路閉塞箇所が多く消防・救助活動は困難である。</p>	
	<p>消防活動(救助)</p> <p>左京区で300棟の層破壊家屋が発生し、一時的に住民が屋内に閉じ込められる。このうち大半は自力なし付近住民によって救助されるが、複数の要救助事案が発生すると考えられる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>左京区を中心に負傷者が多数発生する。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。医療機関の収容能力は限りがあるため、待合室、廊下、緊急処置室に患者が滞留する。また断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない事態もありえる。重傷者のみならず既入院患者の一部を含め、後方への搬送体制の構築が急務となる。</p>	<p>・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、この時期の比較的早い段階で明確となる。また道路渋滞は発災翌日～2日後位にピークに達すると考えられ早い段階から強力な交通規制が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>松ヶ崎浄水場の機能低下しただけでは一部で消火栓が使用できず、防火水槽の用水や自然水利だけで消火に当たらない事態の発生も想定される。消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで1,760棟程度の家屋が焼失し、約250人が火災により死亡すると予測される。4件の初期消火の成功により、焼失棟数は1,470棟に、火災による死者は約200人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>北区・上京区を中心に4区で1,600棟の層破壊家屋が発生し、救助事案が発生する。また、中層建築などで停電によりエレベーターの停止などが想定される。大規模小売店や地下街のパニックも懸念される。</p>	<p>・滋賀県側の被害により東方面への交通支障は大きい。西方面への交通機関の被害は小さいと考えられるため、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出して行く。</p> <p>特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>北区・上京区を中心に路上・店舗内などで多数の負傷者が発生する。医療機関の収容能力は限りがあるため、待合室、廊下、緊急処置室に患者が滞留する。また断水・停電・施設自体の破損により医療活動が実施できない事態もありえる。負傷者数が多いため現場でのトリアージの必要性は極めて高い。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>一般の避難者は56,400人程度予想される。予定以外の施設を含めて避難所が開設される。しかし予定施設の安全確認の結果、使用できないなどの事態の発生も予想される。</p>	<p>・市内東部・中央部の文化財に関して、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も緊急の課題となる。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>新山科浄水場の供給能力は確保されるので、水利に関しては有利であるが、仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約490棟の家屋が焼失し、約70人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が2件程度成功すれば焼失家屋は約390棟に、火災による死者は約55人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>	<p>・市外や市内東部・中央部に負傷者数が極めて多く、トリアージの必要性は極めて高い。救護班、応援救護班が活動するが、市外や市内西部・南部等の後方への搬送体制の構築、医薬品の確保が急務である。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>負傷者が100人程度と少数であるため、救護活動は容易であると考えられる。施設被害やライフライン被害も軽微なので、二次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内東部・中央部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>救助事案は比較的少ない。</p>	<p>・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は330棟の家屋が焼失し、約50人の火災による死者が発生する。2件程度の初期消火が成功すれば焼失棟数は約290棟に、火災による死者は40人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>11,200人の避難者が発生する。避難所が開設される。滋賀県の被害により発災直後に緊急停止した新幹線の3～5本(約5,000人程度)の乗客が、発災翌日まで京都市内に滞留する可能性がある。</p>	<p>・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。</p>
	<p>消防活動(消火)</p> <p>仮に消火活動が全くうまく行かない場合は330棟の家屋が焼失し、約50人の火災による死者が発生する。2件程度の初期消火が成功すれば焼失棟数は約290棟に、火災による死者は40人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、二次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内東部・中央部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>・生活物資の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>救助事案は比較的少ない。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、二次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内東部・中央部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>・遺体安置場所の確保や火葬の体制構築が必要となる。</p>
	<p>消防活動(救助)</p> <p>この区域内で発生する負傷者は比較的少なく、施設被害やライフライン被害も軽微なので、二次搬送先、二次搬送の起点として利用される可能性が高い。また市内東部・中央部への救護班の応援も考慮される。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>避難者が28,300人発生する。避難所が開設される。他区から避難所を求めて移ってくる市民の受入れも予想される。</p>	<p>・ボランティアの受入体制の構築が必要となる。</p>
<p>消防活動(救助)</p> <p>避難者が28,300人発生する。避難所が開設される。他区から避難所を求めて移ってくる市民の受入れも予想される。</p>	<p>消防活動(救助)</p> <p>山ノ内浄水場・洛西ポンプ場の機能は確保され、管路被害も軽度であるため給水に関する被害は軽度である。</p>	<p>・ライフラインのうち電力はこの期末に、ほぼ復旧する。</p>	

(発災後100時間から1000時間までの時系列シナリオ)

地震発生		被災地応急対応期～回復期			
		発災後100時間		発災後1000時間(42日間)	
冬季 平日午後6時 地震発生 (琵琶湖西岸断層系を震源とする。マグニチュード7.7)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスの復旧は約20日間を要する。当期末には復旧する。 水道の復旧は約3週間を要する。当期末には復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、建物被害の比較的軽い区域から早く回復する。従って市内西部方面から順次回復する。 ライフライン全体の被害規模からみて、花折断層の約40%～50%の期間で回復すると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網は、市内東部・中央部では当期当初には交通容量の減少によりかなり機能低下している。 前期までの交通渋滞は交通規制により、当期当初にはかなり改善されている。 地下部分の多い鉄道網の機能は、確保されていると想定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上放置車両・道路上の倒壊建物の撤去などにより、市内東部・中央部の当期後半の交通容量はほとんど回復する。 市内の他地域の交通容量は既に回復していると想定できる。 橋梁等についても、被害数が少ないため仮復旧が進行しほとんど供用できる。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料の供給に関する需要は当期当初には、備蓄が底をついていることから最大となる。 飲料水も各家庭の備蓄が底をつき、断水地域については、給水体制を継続する必要がある。 その他生活必需品の需要も高まり流通経路の回復を早期に図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の到着、配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災当初は救命医療や負傷者治療が中心であったが、負傷者のみならず疾病者の治療割合も高まっていく。 当期には後方医療機関への2次搬送が続く。 被害集中地域では当初はライフラインの回復も低レベルであるので、多くの人手を要し医療ボランティアの需要が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 発災後72時間を過ぎた時点で救出者の生存率が0%近くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期当初での避難者数は、全市で143,300人程度と想定される。 避難所の収容者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 避難所は食料・給水や援助物資の配給などの拠点としての役割を果たすようになる。 指定避難所以外の自主的避難所も数多く存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 PTSDへ対応するカウンセリング等の体制が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ではベットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大51,000人程度と予測される。 避難者の自立を促進する必要性がでてくる。 避難所のうち多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 全国からのボランティアの参集が本格化する。特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制の強化と組織化が必要となる。 大量の救援物資が届き始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の倒壊家屋等の解体に伴う廃棄物が発生し始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物の置き場(オープンスペース)の確保が問題となる。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数52,500棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 交通網の機能低下により、当期当初はゴミ収集能力は大幅に低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道・電気等ライフラインの回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・被災証明その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が殺到する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が急増する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが大量に発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

		復旧・復興期		
		発災後1000時間(42日間)	発災後100日	発災後1年
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、橋梁が中心であるが、花折のケースに比較して被害程度が小さいため、当期当初には機能が回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、当期当初には既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で完全復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事は1年以上継続すると予測される。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1.5ヶ月、最終処分までは6ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、仮置きスペースの確保、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 			
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで2~3ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約8,000戸以上必要と考えられる。すべて建設するには約3ヶ月程度を要する。 応急仮設住宅の建設についても、地域コミュニティの早期再生の視点が必要となる。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の斡旋も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、洛北・比叡山山麓の歴史的景観の再生も考慮した都市計画が要求される。 		
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は様々な窓口から集まってくる。義援金の管理運営が必要となる。 義援金の配分方法などの検討が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 		
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連1兆4,100億円、公共施設関連2,600億円、商工関係5,700億円となり、合計2兆2,400億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害5,700億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業の再生には、1年以上かかる可能性があり、適切な対応策を立てないと観光産業・伝統的産業を中心とする京都市東部・中央部地域の産業の衰退をもたらす恐れがある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 京都市東部・中央部の事業所のうち10%以上は震災の直接的影響を受け、そのうち半分程度が移転・廃業を余儀なくされる可能性がある。 被害の集中する京都市東部・中央部の民間企業は、零細・中小規模の観光・レジャー産業等の第3次産業及び西陣など伝統的産業の占める比率が非常に高い。阪神・淡路大震災の例から、これら第3次産業・零細・中小規模企業の震災によるダメージは大きいと考えられる。 			
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> この地震で被害の集中する京都市中央部は、観光資源の集中する地域であり、これにより観光客が長期にわたってかなり減少する可能性がある。 京都市全体にとっても、この地域の特色を保つ形で、いかに再生するかが重要な課題となる。 上記のことは、京都市の産業基盤のかなりの部分を占める観光産業の再生に直結する。この場合、都市計画に歴史的・文化的特徴を生かしながら街並みの再建を行う必要がある。加えて歴史的遺産の一部を構成する、西陣地域など地域固有の伝統的産業の再生をいかに図るかも重要な課題である。 被災した文化財の再生・復旧、歴史資料の整理等には全国的な体制構築が必要となり、10年以上の長期にわたるものと考えられる。 			

参考文献 内閣府・(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

(9) 南海・東南海地震

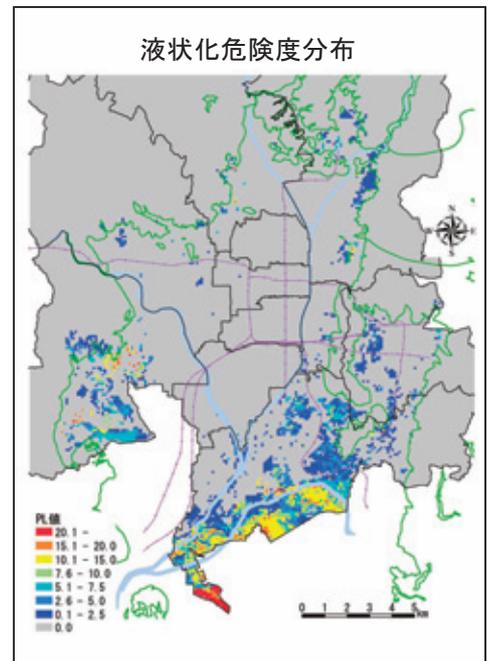
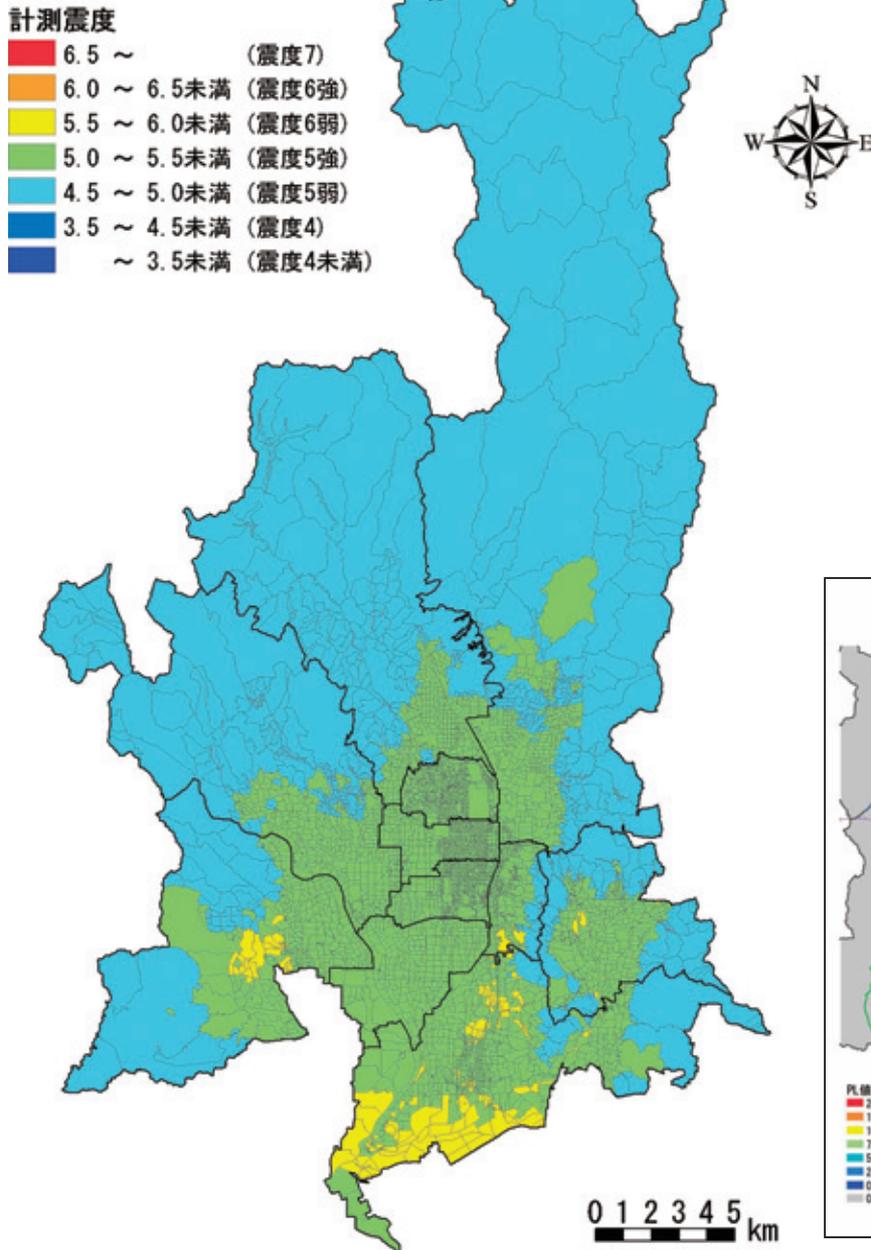
ア 震度分布

市街地のほとんどが震度5強，伏見区，東山区，山科区及び西京区の一部で震度6弱が予測される。

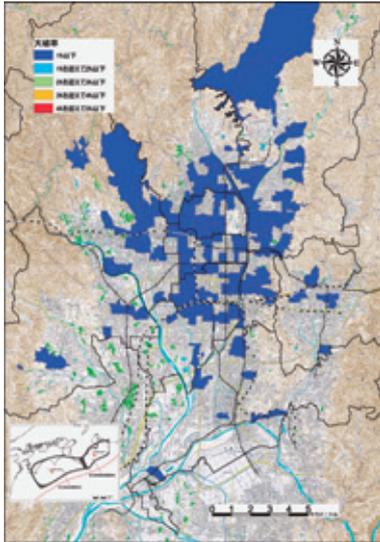
イ 液状化危険度

宇治川沿いと西京区の谷筋に液状化危険度の高い地域が現れる。

震度分布

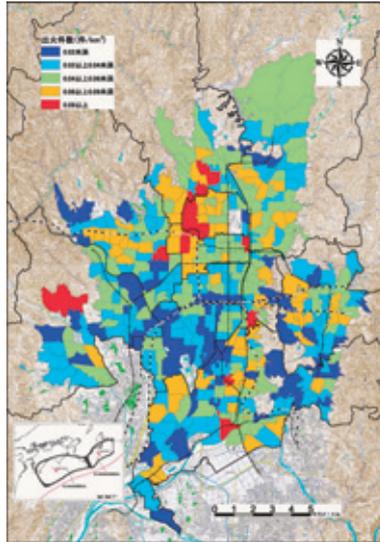


家屋被害
(家屋大破率の分布)



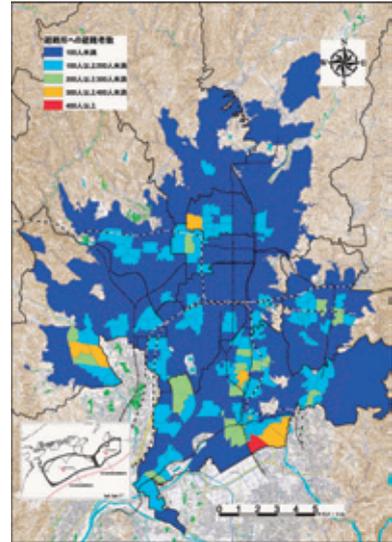
全壊:300棟
半壊:300棟

火災被害
(出火危険度分布:冬18時)



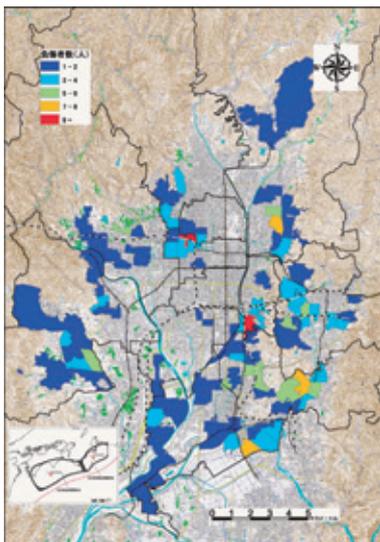
出火件数:5~18件
焼失面積:0.00~0.20km²

避難者
(避難所への避難者数(就寝者数))



避難者:(10時間後)33,400人

人的被害
(負傷者の分布:平日18時) (死者数:平日18時)



負傷者:100人

死者:100人以下

南海・東南海地震は、花折断層などの内陸活断層による直下型地震とは異なる最大級の海溝型地震であり、長周期の強い揺れや超広域的に甚大な被害をもたらすという特徴があることから、高速道路などの長大構造物に及ぼす影響や、広域的なライフライン被害等による本市への影響も懸念される。また、近畿圏のみならずわが国の経済システム全体への影響が本市経済や市民生活に及ぼす間接的な被害も考慮する必要がある。

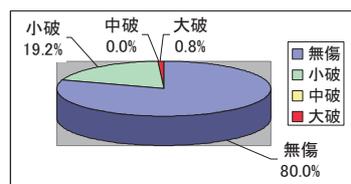
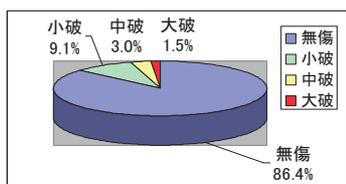
震度別文化財数

分類	震 度						
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	4未満
国 宝	0	0	0	35	5	0	0
重要文化財	0	0	3	131	24	0	0
伝 建 地 区	0	0	0	3	1	0	0
そ の 他	0	0	1	209	22	0	0
計	0	0	4	378	52	0	0
世界遺産	0	0	0	7	7	0	0

震度別土砂災害危険箇所数

震 度						計
7	6強	6弱	5強	5弱	4	
0	0	3	84	377	0	464

重要建築物被害
(重要施設) (学校施設)



ライフライン被害

水 道	断 水 戸 数	約110,000戸
	復旧所要日数	約 3 週 間
電 気	停 電 戸 数	約 6 0 0 戸
	復旧所要日数	約 1 日
ガ ス	供給停止メーター	即時の供給停止無し
	復旧所要日数	—
通 信	被災加入数	2,400
	復旧所要日数	2週間以内

橋梁被害
(機能障害となる橋梁)

重要路線に架かる橋梁	0橋
その他の橋梁	1橋

発災後の時系列シナリオ

(発災後3日間程度の被災地の状況の時系列シナリオ)

地震発生		情報空白期(何が起きているのか判らない)～情報混乱期					
		発災後0時間					
市内東部(左京・東山・山科区)の被害状況	冬季 平日午後6時 地震発生	地震動分布	地震に伴う自然現象	吉田山東麓で液状化が発生する可能性がある。多くの余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域の蹴上浄水場の供給能力がかなり低下する。配水管の被害による断水は発生しない。	
		左京区 震度5弱～5強	建物被害	当区域の建物被害は軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。	
			東山区 震度5強(一部6弱)	橋梁・道路施設被害		当区域では橋梁被害は発生しない。道路施設の被害は軽微である。	通信 架空ケーブルを中心とした被害で東山区で被災加入者数が100となる。
				人的被害		家屋倒壊による死者は発生しない。負傷者はほとんど発生しない。	電力 全市の被害は軽微で合計600戸の停電が発生する。
		火災被害	5件の火災が発生する。	都市ガス 全市で即時的な供給停止は発生しない。			
		市内中央部(北・上京・中京・下京区)の被害状況	冬季 平日午後6時 地震発生	地震に伴う自然現象		多くの余震が発生する。	ライフライン被害
北区 震度5弱～5強	建物被害	当区域の建物被害は軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。		下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。			
	上京区 震度5強	橋梁・道路施設被害		当区域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。	通信 4区で被災加入者数が1,000となる。		
		中京区 震度5強		人的被害	家屋倒壊による死者は発生しない。負傷者はほとんど発生しない。	電力 全市の被害は軽微で合計600戸の停電が発生する。	
下京区 震度5強	火災被害	5件の火災が発生する。		都市ガス 全市で即時的な供給停止は発生しない。			
市内南部(南・伏見区)の被害状況	(南海・東南海を震源とする)	地震に伴う自然現象		桃山丘陵山麓で盛土の小規模地すべり等の発生可能性がある。伏見区の淀地区・宇治川沿いの広範囲で液状化が発生する。多くのやや強い余震が発生する。	ライフライン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域に給水している新山科浄水場の供給能力は100%確保される。しかし当地域は配水管の被害が原因で伏見区を中心とした地域で断水する。	
南区 震度5強		建物被害	当区域の建物被害は軽微であるが少数(2区で300戸)の全壊家屋が発生する。拠点となる公共建築物の一部被害が発生する。	下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。			
		伏見区 震度5強～6弱	橋梁・道路施設被害	当区域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが被害は比較的軽微である。また液状化により道路に被害が発生する可能性がある。		通信 2区で被災加入者数が900となる。	
			人的被害	家屋倒壊による死者は発生しない。伏見区で約100名の負傷者が発生する。		電力 全市の被害は軽微で合計600戸の停電が発生する。	
火災被害		2区で4件の火災が発生する。	都市ガス 全市で即時的な供給停止は発生しない。				
市内西部(右京・西京区)の被害状況			地震に伴う自然現象	檜原丘陵山麓部で盛土の小規模地すべり等の可能性がある。西山丘陵・檜原丘陵山麓部等で、液状化の発生する地区がある。多くのやや強い余震が発生する。		ライフライン被害	水道施設 基幹施設のうち当地域にある山ノ内浄水場の供給能力は確保される。配水管の被害による断水は発生しない。
右京区 震度5強	建物被害		当区域の建物被害は軽微である。拠点となる公共建築物の被害は軽微である。	下水道施設 全市的に基幹施設の処理場の被害はそれほど大きくない。			
	西京区 震度5強(一部6弱)		橋梁・道路施設被害	当区域の橋梁の一部に機能障害が生じる可能性があるが、被害は全体的に軽微である。	通信 2区で被災加入者数が500となる。		
			人的被害	家屋倒壊による死者は発生しない。負傷者はほとんど発生しない。	電力 全市の被害は軽微で合計600戸の停電が発生する。		
火災被害	4件の火災が発生する。		都市ガス 全市で即時的な供給停止は発生しない。				

救命・救助期(情報はしだいに流されてくる。)			
発災後10～12時間 対応その他	活動は発災直後から開始する。	発災後72時間(約3日) 対応その他	
<p>・市災害対策本部が設置され、全市に災害活動体制が発令される。防災情報システム、消防指令システム等で情報収集に努めるとともに、自衛隊をはじめ広域的な支援要請の必要性の検討を行う。</p> <p>・発災時刻からみて比較的多くの職員が在庁しているが、多数の職員は帰宅途中にある。職員の配備は、まず在庁職員を中心に行い、徐々に非常参集職員が参集し配備につく。</p> <p>・冬季であるため、日没により被害状況の確認・把握がやや困難である。一般の電話・携帯電話による情報伝達は、回線輻輳と通話制限により困難となる。発災後10時間から12時間(翌朝日の出)までは、以上のような理由から、組織的な情報収集がやや困難であり、市内の状況についても若干の情報の空白・混乱が発生すると考えられる。</p> <p>・広域的な被災状況の情報収集に努めるとともに、他都市への応援体制の構築を検討する。</p> <p>・この地震による京都市の文化財建築物の被害は、震度6弱に達する強い地震動が市内の南部と西部に限定されることから、建物被害は耐震性の低いものに限って発生することとまると予測される。美術工芸品は転倒等による被害も若干発生することが予測される。またこの地震により、市内の市街地で火災・延焼の危険にさらされる文化財は比較的少ない。</p> <p>・鉄道は一時全面的に停止状態となるが、地震動の大きい地域が市内南部に限定されるため、多くの路線の市内での被害は軽微であると想定される。しかしながら広域的に交通網は大きな被害を生じていると考えられる。また、この地震の揺れは長く続くと考えられるので、帰宅途中の通勤客が多い駅や商店街等でパニック状況になる危険がある。</p>	<p>消防活動(消火) 震災警防態勢のもと、消火活動が実施される。この区域の消防水利の機能は一部を除きほぼ確保されると考えられる。万が一消火活動が全くうまく行かない場合、250棟程度の家屋が焼失し約35人の火災による死者が発生すると予測される。一方初期消火が成功し当地域で1件程度の出火を火元で抑えることで、焼失家屋を170棟に減少することができ、火災による死者も24人程度に減少させることが可能になる。さらに、警防態勢下の平常時消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>	<p>・発災翌日には市内の被害の全貌が明らかになる。しかしながら、広域的な被害状況は完全には把握できない可能性がある。</p> <p>・当期は特に全力で救命・救助事案に取り組みなければならない時期に相当する。消防、警察が協力して消防・救助活動を行う。特に火災に対する消防活動が緊急の課題となる。</p> <p>・京都市における被害はそれほど大きいものではないが、この地震による災害は太平洋側を中心に極めて広域的に発生するため、他府県からの応援は期待できず京都市独自で災害に対処することが迫られる。</p> <p>・道路網・鉄道網など交通機関の被害は、発災翌日には明確になると考えられる。また道路渋滞は発災翌日にピークに達すると考えられ、早い段階から強力な交通規制が必要となる。</p> <p>・市外への通行ルートが確保されるにつれて、帰宅困難者、観光客などの一時滞留者が徐々に市外に脱出して行く。特に観光客へは情報提供等の対応が必要となる。</p> <p>・一方で広域的な被災者の受入体制の構築が必要となる。</p> <p>・被害発生の可能性は高くないが、倒壊した文化財建築物の部材の一時保管場所を確保する必要がある。美術工芸品・歴史資料等の保管対策・緊急避難対策や、盗難防止対策も課題となる可能性がある。</p> <p>・建物の応急危険度判定はこの時期の早い段階から実施する必要がある。</p> <p>・断水している地域全体において、仮設トイレの需要が急増する。</p> <p>・し尿処理は下水道の処理場の被害がそれほど大きくないためマンホール投入が可能である。</p> <p>・広域的災害であるため生活物の売り惜しみや価格高騰、買占めを防ぐ対応が必要となる。</p> <p>・広域的な経済関係システムの被害による本市経済への影響と対策を講ずる必要がある。</p>	
	<p>消防活動(救助) 家屋の層破壊に至る被害はほとんど発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動 負傷者は、ほとんど発生しないため、平常時の医療活動となる。</p>
	<p>避難所の運営 避難者が5,300人発生し、避難所が開設される。</p>		<p>給水活動 避難所を中心に避難者1人当たり3リットルの給水が実施される。1日当たり16tの給水量が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火) この区域の消防水利の機能はほぼ確保されると考えられる。万が一消火活動が全くうまく行かない場合、当地域だけで610棟程度の家屋が焼失し、約85人が火災により死亡すると予測される。初期消火が1件程度成功すれば、焼失棟数は460棟に、火災による死者は約64人に減少させることが可能となる。さらに平常時消防が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助) 家屋の層破壊に至る被害は発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動 負傷者は、ほとんど発生しないため、平常時の医療活動となる。</p>		<p>避難所の運営 避難者6,400人が発生する。避難所が開設される。</p>
	<p>給水活動 給水活動が実施される。必要給水量は1日19tである。</p>		<p>消防活動(消火) 新山科浄水場の供給能力は100%確保されるが断水の発生が想定される。仮に消火活動が全くうまく行かない場合、約300棟の家屋が焼失し、約42人の火災による死者が発生すると予測される。初期消火が1件程度成功すれば焼失家屋は約250棟に、火災による死者は約35人に減少する。さらに警防態勢下の消防力が十分に機能すれば延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>
	<p>消防活動(救助) 家屋の層破壊に至る被害は発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>		<p>消防活動(救急)・医療救護活動 伏見区を中心に負傷者が100名程度発生するが平常時に準じた医療活動で対処可能と考えられる。</p>
	<p>避難所の運営 14,400人の避難者が発生する。避難所が開設される。</p>		<p>給水活動 新山科浄水場の供給能力が保証されるので、比較的給水活動は順調に行われると予想されるが、1日当たり43tの給水量が必要となる。</p>
	<p>消防活動(消火) 仮に消火活動が全くうまく行かない場合は210棟の家屋が焼失し、約29人の火災による死者が発生する。初期消火が1件成功すれば焼失棟数は約150棟に、火災による死者は21人程度に減少する。さらに平常時消防が完全に機能すれば、延焼火災は完全鎮圧することができる。</p>		<p>消防活動(救助) 家屋の層破壊に至る被害は発生しないため、救助事案はごく少ない。</p>
	<p>消防活動(救急)・医療救護活動 負傷者は、ほとんど発生しないため、平常時の医療活動となる。</p>		<p>避難所の運営 避難者が7,300人発生する。避難所が開設される。</p>
	<p>給水活動 洛西ポンプ場の機能は確保されるため、給水活動は比較的順調に行われると予想される。避難者への給水量は1日21tである。</p>		

(発災後72時間から720時間までの時系列シナリオ)

地震発生	被災地応急対応期～回復期				
	発災後72時間		発災後720時間(30日間)		
冬季 平日午後6時 地震発生 (南海・東南海を震源とする)	ライフラインの回復状況	<ul style="list-style-type: none"> 電力は当期の初めには回復している。 通信は発災後最大2週間、すなわち当期内に回復する。 都市ガスには被害は発生しない。 水道の復旧は約3週間を要する。当期内に復旧する。 下水道は管路被害の大きい地域を除き、当初から機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの回復は、周辺地域からの応援が期待できないため、やや復旧のペースが遅れるが、当初被害が軽微であるため影響は小さい。 ライフライン全体の被害規模からみて、当期内にはすべて回復していると考えられる。 		
	交通網の状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通網の機能は液状化地域等の一部を除きほぼ確保される。 当市域の鉄道網の被害は軽微であるが、広域災害であるため、市営高速鉄道を除いて運行上他地域の被害の影響を受ける可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 若干の橋梁に関して、機能被害が発生するが、仮復旧等により供用できる状態となる。 液状化による道路陥没等の被害は仮復旧される。 		
	必要物資の供給	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水等の供給に関する需要の増加は、避難者数がそれほど多数ではないことなどから特に大きくはない。 この地震による災害は広域災害であるため、市域外からの物資流通が円滑に行かなくなることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 配給システムの確立等により物資供給は、当期中頃にはかなり改善される。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のニーズは被災地の状況の回復に伴って変化する。 	
	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害は軽微であるため、平常時に準じた活動で対処可能であると考えられる。 広域災害であるため他の自治体からの応援要請を受けることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療対象は、負傷者から疾病者中心となる。高齢者比率が高い京都市では生活環境の悪化による疾病者の急増や悪化が想定される。 		
	救助・救命活動	<ul style="list-style-type: none"> 活動は当期には完了している可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索は当期中継続する。 		
	避難所の生活	<ul style="list-style-type: none"> 当期発災後100時間での避難者数は、全市で27,500人程度と想定される。 避難所の避難者がほぼ固定される。郵便配送業務も円滑化する。 避難所の管理運営は、施設管理者中心から自治組織中心に移行する。 指定避難所以外の自主的避難所も存在すると予想されるため、その実態把握が必要となる。 避難所における高齢者や要配慮者の対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では、ペットの問題も含め種々の生活ルールが形成される。 避難所生活が長期化するに従って、プライバシー問題や防寒対策(夏季では防暑対策)、健康上の問題などが顕在化してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当期末の避難者数は、全市で最大11,300人程度と予測される。 避難者の早期自立を促進する必要性がでてくる。 避難所の内多数を占める学校では、教育の再開に応じて共存しながらの教育の正常化を図る必要がある。 	
	ボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> 市外からのボランティアは期待できず、市内からのボランティアの参集が本格化する。 特に避難所におけるボランティア活動は貴重な存在となる。 ボランティアの受入体制と組織化が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体間や避難所自主運営組織・行政との関係など各種調整が必要となる。 		
	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量は当期の初めにはそれほど多くない。 東部山間埋立処分地へ至るアクセス道路に被害があれば応急復旧が緊急課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生量は平常時に準じる量である。 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の解体の本格化に伴い災害廃棄物が発生する。災害廃棄物の大半を占める全半壊家屋等は全市で総数600棟である。 	
	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 市内のゴミ収集効率は市内南西部で若干低下する。 防疫、消毒活動が本格化する。マスク等の防塵対策も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道の回復につれ、被害を受けなかった公衆浴場の営業が再開される。 	<ul style="list-style-type: none"> 路上ゴミ等の発生量は平常時に比較して大幅に増加するため、清掃活動の推進などの必要が生じる。 	
	被害把握・被災証明その他	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の作業は終了に近づく。 被災証明発行の要望が発生する。このため建物被害調査を実施する必要がある。 商工関係の被害把握のための調査も必要となる。 緊急融資等の経済対策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明発行事務の事務量が增加する。 公的支給・貸付制度など資金面からの被災者の生活支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明に関連して建物被害の再調査事案などが発生する可能性がある。 	

(社会経済的被害(復旧・復興シナリオ))

		復旧・復興期		
		発災後720時間(30日間)	発災後100日	発災後1年
社会基盤の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 道路関係の被害は、軽微であるため当初には機能が回復していると考えられる。 鉄道関係の被害は、被害程度が小さいため、当期当初には既に復旧していると考えられる。 ライフラインは当期当初の時点で完全復旧している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤の施設的な完全復旧工事に関して、工事量は少ないが1年程度継続すると予測される。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の解体は阪神・淡路大震災の例から推定すると約1ヶ月、最終処分までは2ヶ月程度かかると予想される。 解体処理に伴い、粉塵の発生、アスベスト等有害物質の処理、不法投棄対策、リサイクルシステムの確立等の環境に関する課題が生じると予想される。 			
住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の閉鎖まで1～2ヶ月を要すると考えられる。 応急仮設住宅は、阪神・淡路大震災の事例から推定すると約100戸程度必要と考えられる。すべて建設するには約2ヶ月程度を要する。 市内・近隣自治体の公営住宅の空室の数により、仮設住宅の建設戸数は減らすことができる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅から恒久的住宅への移転を推進し、仮設住宅の解消を図る必要が生じる。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅の補修・再建が本格化する。 住宅再建のための各種支援、特に資金関係の支援策が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅復興のための長期計画が必要になる。この場合、地域の特色を考慮した都市計画が要求される。 		
生活の再建	<ul style="list-style-type: none"> 義援金は広域的な対応が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興基金の創設などの検討も必要となる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 震災に関連して発生する零細・中小企業の従事者の失業者対策が必要となる。 仮設住宅入居者の健康面で様々な問題が発生し、震災関連死などの発生が懸念される。 		
経済的損失と産業の再生	<ul style="list-style-type: none"> 直接被害額は、建築物関連600億円、公共施設関連100億円、商工関係300億円となり、合計1,000億円と予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の間接被害は、直接被害300億円と同程度か、その数倍に達する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 南海・東南海地震による日本経済全体の影響を考慮する必要がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な震災であるため、長期にわたり経済が低迷することが懸念され、関西を基盤とする企業の一部は、震災の間接的影響を受け倒産などの影響を受ける可能性がある。 			
都市の再生	<ul style="list-style-type: none"> 関西の復興ビジョンの中で京都の将来のあり方を明確に位置付け、関西圏の広域的な復興の取組の中で本市の復興を進める必要がある。 			

参考文献 内閣府・(財)阪神・淡路大震災記念協会、阪神・淡路大震災教訓情報資料集 平成11年度報告書、2000年

4 被害想定総括表

想定地震に基づいて、市域内の被害量をまとめて被害想定とした。その結果は次表のとおりである。

地震規模	想定地震		花折断層	桃山断層 ～鹿ヶ谷断層	宇治川断層	
	長さ		47 k m	11 k m	10 k m	
	マグニチュード		7.5	6.6	6.5	
	想定される総地震モーメント		2.85E+26dyn・cm	2.43E+25dyn・cm	2.1E+25dyn・m	
	アスペリティ領域応力降下量		172bar	117bar	91bar	
家屋被害	全 壊		117.8千棟	49.1千棟	12.1千棟	
	半 壊		44.3千棟	23.0千棟	9.7千棟	
出 火 件 数			26～96件	16～59件	12～44件	
焼失面積 (最大出火件数：平時消防～放任時)			0.26～1.11 k m ²	延焼火災なし～ 0.68 k m ²	延焼火災なし～ 0.49 k m ²	
人的被害	死 者		3.3～5.4千人	1.5～2.2千人	0.3～0.7千人	
	負 傷 者		111.9～163.4千人	45.2～68.6千人	20.9～32.4千人	
		重傷者		28.0～40.9千人	11.3～17.2千人	5.2～8.1千人
		中等傷者		20.1～29.4千人	8.1～12.3千人	3.8～5.8千人
		軽傷者		63.8～93.1千人	25.8～39.1千人	11.9～18.5千人
ライフライン被害	水道	断水戸数	約52万戸	約36万戸	約32万戸	
		復旧所要日数	約1.5ヶ月	約1ヶ月	約3週間	
	電気	停電戸数	約147,000戸	約21,000戸	約26,200戸	
		復旧所要日数	約6日	約4日	約4日	
	ガス	供給停止取付メーター数	68.8万件	19.9万件	10.7万件	
		復旧所要日数	約50日	約20日	約15日	
	通信	被災加入数	76,000	16,100	8,900	
		復旧所要日数	2週間以内	2週間以内	2週間以内	
橋梁被害	機能障害	重要路線に架かる橋梁	20橋	12橋	11橋	
		その他の橋梁	29橋	23橋	19橋	
避難所への避難者数(10時間)			293.6千人	156.0千人	134.6千人	

檜原 ～水尾断層	光明寺～ 金ヶ原断層	有馬・高槻断層系	黄檗断層	琵琶湖西岸 断層系	南海・東南海
15 k m	8 k m	34 k m	10 k m	55 k m	中央防災会議に よる想定
6.6	6.3	7.2	6.5	7.7	8.6 (モーメントマ グニチュード)
3.06E+25dyn・cm	1.24E+25dyn・cm	1.28E+26dyn・cm	2.1E+25dyn・cm	4.79E+26dyn・cm	1.05E+29dyn・cm
108bar	108bar	138bar	91bar	202bar	219～245bar
13.5千棟	1.8千棟	8.3千棟	10.8千棟	28.7千棟	0.3千棟
8.3千棟	1.1千棟	7.7千棟	5.1千棟	23.8千棟	0.3千棟
11～40件	5～18件	9～32件	5～17件	14～51件	5～18件
延焼火災なし～ 0.46 k m ²	延焼火災なし～ 0.19 k m ²	延焼火災なし～ 0.32 k m ²	延焼火災なし～ 0.21 k m ²	延焼火災なし～ 0.65 k m ²	延焼火災なし～ 0.20 k m ²
0.4～0.7千人	0.1千人	0.1～0.5千人	0.3～0.5千人	0.2～0.8千人	0.1千人
22.9～38.5千人	1.6～2.9千人	5.0～7.9千人	8.8～14.8千人	32.2～49.1千人	0.1千人
5.7～9.6千人	0.4～0.7千人	1.3～2.0千人	2.2～3.7千人	8.1～12.3千人	0.0千人
4.1～6.9千人	0.3～0.5千人	0.9～1.4千人	1.6～2.7千人	5.8～8.8千人	0.0千人
13.1～22.0千人	0.9～1.7千人	2.8～4.5千人	5.0～8.4千人	18.3～28.0千人	0.1千人
約28万戸	約11万戸	約22万戸	約16万戸	約33万戸	約11万戸
約3週間	約10日間	約2週間	約10日間	約3週間	約3週間
約20,000戸	約5,700戸	約25,500戸	約6,400戸	約21,700戸	約600戸
約4日	約2日	約4日	約2日	約4日	約1日
20.9万件	6.7万件	9.8万件	2.7万件	19.0万件	ほとんど 被害なし
約30日	約10日	約15日	約5日	約20日	—
5,000	1,000	8,000	5,100	14,100	2,400
2週間以内	2週間以内	2週間以内	2週間以内	2週間以内	2週間以内
7橋	1橋	6橋	1橋	3橋	0橋
8橋	4橋	12橋	2橋	4橋	1橋
118.2千人	23.8千人	110.8千人	41.1千人	140.7千人	33.4千人

第1部 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強い都市構造の形成

■ 計画の目的

1995年1月の阪神・淡路大震災は、6,400余名の尊い生命と市民の貴重な財産を奪っただけでなく、建築物、道路、ライフライン、鉄道等の都市施設に広域的な被害をもたらし、長期間にわたって、市民生活に大きな影響を与えるなど、災害、とりわけ、地震災害に対する都市の脆弱性をあらためて再認識させることとなった。

そのため、今後、「災害に強いまちづくり」を推進していくためには、木造住宅が密集した市街地の改善、建築物や都市施設の耐震不燃化の促進、オープンスペースの確保など、都市全体の防災性を向上していく必要があるとともに、その推進に当たっては、行政機関のみならず、市民や企業等の積極的な参画のもとに、総合的かつきめ細かな対策を実施していく必要がある。

1-1 災害に強いまちづくりの基本的考え方

1 災害に強いまちづくりの方針

(1) 災害に強いまちづくりの目標

災害に強いまちづくりの推進に当たっては、各地域の特性を十分に踏まえたうえで、地域の実状に応じた各種施策の展開が必要となる。そのため、それぞれの地域の特性や地域住民のニーズの把握を的確に行ったうえで、以下の目標のもとに、都市全体の防災性の向上を考慮した総合的なまちづくりの推進を目指していく。

ア 道路、公園等の整備による都市安全空間（オープンスペース）の確保

イ 建築物、都市施設の耐震不燃化の促進

ウ 治山、治水対策の推進と宅地の安全確保

エ ライフライン施設等の整備と機能確保

オ 交通機能の安全性、代替性の確保

(2) 災害に強いまちづくりの推進

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想として策定された京都市基本構想の「第2章 市民のくらしとまちづくり、第1節 安らぎのあるくらし、3 だれもが安心してくらするまち」に示されているとおり、木造建築物や袋路の多い京都のまちの特色に配慮しながら、地震などの大規模な自然災害に強いまちづくりを進め、都市施設や建築物の防災機能を強化する。一人ひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々のくらしの中に生かすとともに、災害に強い組織づくりを進める。当面は、2001年から2010年までの部門別計画である「京都市基本計画」及び地域別計画の「各区基本計画」並びに2025年までの都市計画分野の部門別計画である「京都市都市計画マスタープラン」及び同マスタープランで位置付けられた総合的な地震防災対策に関するハード面のマスタープランである「京都市防災都市づくり計画」に沿った計画を進める。

そのために、国、京都府、近隣自治体等との相互の連携による広域的なまちづくりはもとより、行政、市民、企業等の協働によるパートナーシップ型のまちづくりの中で、よりきめ細かな「災害に強い安全・安心なまちづくり」の形成を目指す。

2 災害に強いまちづくりのための整備

(1) 都市安全空間の確保

市街地に公園、緑地、緑道、一団の耐火建築物群を整備するとともに、震災時の避難者の安全を確保するための避難スペース、延焼遮断帯としての機能確保を図り、更に、災害応急対策、復旧対策を円滑に実施するための災害対策活動の拠点や、がれき等の一時集積場、応急仮設住宅用地等としての活用を図る。

(2) 災害に強い市街地の整備

木造建築物が密集している地域や公共施設が不足している地域等においては、災害時の安全性を確保するためにも、建築物の耐震不燃化、宅地の安全性、道路、公園、ライフライン施設の整備を総合的に図るなど、各種事業の重層的な実施による市街地の面的整備や住環境の整備を図るとともに、地域地区や地区計画など都市計画の法制度を有効に活用して、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(3) きめ細かな災害に強いまちづくり

各種の防災情報を積極的に市民に提供することにより、市民の防災意識、自己責任意識を高める。また、街区、地区レベルでのきめ細かな安全・安心にかかわる身近で幅広いテーマについて市民や企業と行政の「協働」により、地域の特性にあわせて必要なルールを定め、実践していく「パートナーシップ型」まちづくりの実現を図る。

3 地震防災上緊急に整備すべき施設等

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第1項第1号及び同施行令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

4 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）を受け、地震災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「第1次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成8～12年度）及び「第2次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成13～17年度）を策定し、地震防災上、緊急性の高い施設等の整備を推進してきた。今後は、これまでの計画の進捗状況等を踏まえて京都府知事が新たに策定した「第3次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成18～22年度）に基づき、引き続き事業の実現に向けて地震防災対策の充実・強化を図る。

1-2 都市安全空間（オープンスペース）の確保

■ 基本方針

本市の市街地は、建築密度が比較的高く、加えて戦前からの木造建築物がなお多く残っていることなどから地震や火災に対して脆弱な一面を呈している。

そのため、万一の災害時の住民の避難地、避難路はもとより、更には、災害応急対策に多面的に利用することができるオープンスペースを確保していく必要がある。

都市安全空間（オープンスペース）は、市街地に公園、緑地、一団の耐火建築物群等の整備を図り、震災時の避難者の安全を確保するための避難スペースとして活用するとともに、延焼遮断帯としての機能を確保する。更には、災害応急対策、復旧対策を円滑に実施するための災害対策活動の拠点や、臨時のヘリポート、がれき等の一時集積場、応急仮設住宅用地等としての活用を図っていく。

1 都市安全空間（オープンスペース）計画の策定

(1) 緑の基本計画の策定

平成11年2月に「京都市緑の基本計画」を策定しているが、計画策定から10年が経過し、この間、公園をはじめ都市における緑の役割はますます重要となってきた。そこで、新たに都市公園の整備方針を盛り込んだ新しい「京都市緑の基本計画」を平成22年3月に策定するとともに、その実施計画となる「第1次京（みやこ）のみどり推進プラン」についても平成23年5月に策定するなど、都市における緑地の保全及び緑化の推進に取り組んでいる。

(2) 避難地・避難路の整備計画

「京都市防災都市づくり計画」に基づき、震災及び震災時における火災から、市民や観光客等の生命の安全確保を図るため延焼遮断帯や避難施設として避難地、避難路などの整備を図っていく。

(3) オープンスペース利用計画の検討・策定

大規模な災害時には、オープンスペースの多面的な利用が必要となるため、あらかじめ災害時の利用計画や候補地等について関係部局や機関による検討を行い、災害発生時に迅速な判断や応急対策が実施できるよう必要なデータベースの整備及びその共有化を図っていく。

※ オープンスペース利用計画の検討（行財政局，都市計画局，消防局ほか）

2 公園・緑地の整備（公園・緑地・緑道等の整備）

都市公園は、平常時には市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの空間として活用されるが、震災時を想定して、安全な避難スペース、延焼遮断帯、災害対策救護活動の拠点、臨時のヘリポート、応急仮設住宅用地等、災害時に効果的な活用を図ることができる空間として「京都市防災都市づくり計画」に

沿った整備を図る。

また、街路樹は樹木の存在そのものが防災に果たす役割が非常に大きいため、その整備充実を図っていく。更に、都市公園、街路樹、緑道等による緑のネットワーク化を図り、都市環境の改善に努める。

(1) **広域避難場所となる防災公園の整備**

安全で安心できる都市づくりを推進するため、震災時、広域避難場所となる防災公園の整備を推進するとともに、主要な公園内に防災機能を強化する備蓄倉庫、耐震型防火水槽等の災害応急対策に必要な施設や井戸等の設備の整備を推進する。

(2) **地域の集合場所となる防災公園の整備**

震災時に、近隣住民の緊急的な避難地、防災活動の拠点等として活用できる地域の集合場所となる防災公園の整備や防災機能を強化する設備の整備を推進する。

(3) **自然との共生を目指した公園の整備**

自然環境とふれあえる公園の整備を推進する。

(4) **多様なレクリエーションに対応した公園の整備**

運動公園の整備を推進する。

(5) **身近な公園の整備**

公園の不足している地域での公園の整備を推進する。

※ 資料2-1-1-1 既設都市公園の現況

※ **都市公園整備の重点事業（建設局）**

○ 宝が池公園

※ **身近な公園整備（建設局）**

○ 緑の基本計画に基づき、公園の不足している地域の公園整備及び緑化の充実を図る。

3 緑地の保全

(1) **特別緑地保全地区**

都市緑地法に基づき、都市内のまとまった緑地を保全するため「特別緑地保全地区」を指定している。

(2) **近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区**

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、都市近郊における相当規模の広さを有する樹林地のうち、相当規模の面積を有し、無秩序な市街地化のおそれのある区域を、「近郊緑地保全区域」として指定し、その中で特に重要な箇所を「近郊緑地特別保全地区」として指定している。

(3) **歴史的景観・自然景観の保全**

ア 歴史的風土地区の保存

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づき、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している区域を、「歴史的風土保存区域」に指定し、その中で特に重要な地域を「歴史的風土特別保存地区」に指定して保存を図る。

イ 自然風景保全条例等に基づく三山等の保全推進

京都市風致地区条例等による自然・歴史的景観の保全の強化を図るとともに、本市の周辺の三山の山並み等の自然景観を保全するため、京都市自然風景保全条例に基づき、景観規制のみでなく、市民の自然風景保全育成活動に対する支援・助成制度を実施し、保全活動の一層の強化を図る。

(4) **農地等の保全**

生産緑地法に基づき、市街化区域内で一定の要件に該当する農地を、「生産緑地地区」として都市計画に定め、農地を保全することにより、良好な生活環境の確保を図るとともに、震災時における市街地内の貴重なオープンスペースとしての確保を図る。

また、市民農園の整備による緑地の確保についてもその推進を図っていく。

※ **特別緑地保全地区（都市計画局）**

○ 洛西中央地区（約12ha）、吉田山地区（約14ha）

※ **近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区（都市計画局）**

○ 約3,333ha（1区域）を近郊緑地保全区域に指定し、このうち約212ha（2地区）を近郊緑地特別保全地区として指定

※ **歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区（都市計画局）**

○ 約8,513ha（14区域）を歴史的風土保存区域として指定し、このうち京都盆地の周辺のほかすべての山麓部を含む約2,861ha（24地区）を歴史的風土特別保存地区として指定

- ※ 生産緑地地区（都市計画局）
 - 平成23年3月末現在約666ha指定
- ※ 市民農園の整備（産業観光局）
 - 桂上野農藝ひろば（西京区桂上野），山科大宅農藝ひろば（山科区大宅），天空農園（西京区大原野）

4 公共空間の整備

(1) 公共施設のオープンスペースの確保

市の管理する庁舎や学校，その他施設は，改善・更新計画に併せて，地域に開放された緑やオープンスペースの提供を図る。

(2) まちなかの公開空地・広場の確保

総合設計制度は，市街地の整備改善を目的とした建築基準法上の制度であり，建築物の敷地内に日常一般に開放された公共的な空地（公開空地）を確保することにより，建築物の建ぺい率や容積率，高さの規制を総合的に判断するものである。

「京都市総合設計制度取扱要領」（平成12年3月）の運用により，京都の特性にあった建築計画を誘導し，都市に緑とうるおいを与え，市街地環境の整備改善を図る。

- ※ 緑の生け垣整備事業－グリーンベルト計画－（教育委員会）
 - 学校のブロック塀等を取り払い，地域の景観や自然環境に配慮した「緑の生け垣」に整備し，避難路の安全性の確保や避難場所となる学校の防災機能を確保する。（平成8年度～）
- ※ 花の庭園整備基本計画策定（教育委員会）
 - 学校ごとに特色ある花や樹木を植え，市民に広く開放し，緑を楽しみ憩う場所として整備するとともに，緊急時に地域の集合場所となるスペースを確保するための基本計画を策定する。
- ※ 公開空地の確保（都市計画局）
 - 平成23年3月末現在許可実績22件（総合設計制度）

1－3 災害に強い市街地の整備

■ 基本方針

阪神・淡路大震災を契機に，安全度の高い住宅や住環境の重要性が再認識された。木造住宅の多い本市では，防災安全性の向上に向けた取組が求められており，特に袋路などでは，狭い路地に多数の老朽木造家屋が密集し，居住者の多くが高齢者であることから，住宅の改善と併せた防災安全性の確保が課題となっている。また，周辺部の造成された宅地においては，宅地の安全性が求められる。

これらの市街地に対しては，都市計画の法制度を積極的に活用し，各種事業や誘導施策の重層的な実施を図るとともに，「京都市住宅マスタープラン」に基づき，市民が安心して住むことができるよう，京都の良さを生かしつつ，地震や火災などの災害に強く，また，高齢者や障害のある市民の住みやすさに配慮した良質で安全な住宅・住環境づくりを進める。

1 住環境の整備

面的に居住環境の悪化している地域においては，防災性や居住性を高めるための全体の整備計画を策定し，計画に沿って建替えの誘導や通路等の整備などの住環境整備を推進する。

(1) 住宅市街地総合整備事業

火災危険度が高い老朽住宅の密集など住環境の整備が必要と認められる地区において，部分的クリアランスを行い，老朽住宅の除却や道路整備を図ることにより，住宅環境の改善や地区施設等の整備を行い，地域の防災性の向上を図る。

(2) 住宅地区改良事業

不良住宅が密集して，保安，衛生，防災等に関し危険又は有害な状況にある一団地を改良地区として指定し，当該地区の環境の整備改善を図り，健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する。

(3) 市営住宅の耐震改修及び建替え等の推進

市内の市営住宅のうち，狭小化・老朽化した住宅については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき，入居者の理解と協力を得ながら，順次，耐震改修又は建替え等を行うことにより，防災性と居住性の向上を図る。

(4) 大規模住宅地の整備

公共賃貸住宅団地総合再生事業により、住宅機能の低下や老朽化が著しい団地の再生を図り、安全で良好な住環境の再整備を図る。また、これらの整備により、周辺市街地に対して震災時の避難場所としての機能を有するオープンスペースや、安全な避難緑道等の機能を提供する。

- ※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局）
 - 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125戸（平成23年4月1日現在管理戸数）
- ※ 住宅地区改良事業（都市計画局）
 - 改良住宅等 4,431戸（平成23年4月1日現在管理戸数）
- ※ 醍醐団地総合再生事業（都市計画局）

2 市街地の整備

(1) 市街地再開発事業

市街地再開発事業により、既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、耐火建築物への共同化、高層化による防災機能の強化を行うとともに、道路、公園等の公共施設やオープンスペースの整備を図る。

(2) 土地区画整理事業

新たに市街化される区域を放置しておくとならざるに無秩序で乱雑な都市の形成に陥り、震災時の災害危険の拡大に結びつくおそれがある。土地区画整理事業は、一定の施行区域を対象に、公共施設の整備と宅地の利用増進を図る面的な事業である。今後、未施行地区についても安全で快適な市街地の形成に向けて事業化を推進していく。

(3) 市街地の小規模単位の整備の誘導

ア 袋路の整備促進

袋路地権者等の建替えに対し、協議会活動への専門家派遣や助成を行う。（（財）京都市景観・まちづくりセンターの「まちづくり活動支援事業」により実施）また、優良再開発建築物整備促進事業を活用して共同住宅への建替えを支援する。また、連担建築物設計制度を活用し、協調的なルール設定のもと、個別建替えを促進する。

イ 優良建築物等整備事業（優良再開発建築物整備促進事業・共同化型）

敷地を共同で利用して建築し、公共性の高い空間を創出するなど、個々の建築活動に合わせた良好な市街地整備を誘導することを目的として、建築設計費や除却費等の一部に対して補助を行う。

- ※ 土地区画整理事業（建設局）
 - 市施行7地区, 組合施行2地区が施行中
- ※ 袋路の整備促進（都市計画局）
- ※ 優良建築物等整備事業（都市計画局）

3 災害に強い市街地への誘導

(1) 防火・準防火地域の指定

建築物の不燃化・耐震化を誘導し、防災性の高い市街地形成を目的として、防火・準防火地域の効果的な指定を図る。

ア 大震災時等における大火災に対する避難路の確保と被害を最小限に止めるため、防火・準防火地域を指定する。

イ 火災時の延焼を防止するため準防火地域を指定する。

(2) 高度利用地区

土地利用が細分化され、公共施設が不十分であるなど防災上高度利用を図るべき区域では、高度利用地区の指定により建築敷地の統合を促進し、小規模建築物を抑制し有効な空地を確保することで、災害に強い市街地を誘導する。

高度利用地区は、建築物の建築面積の最低限度、建ぺい率の最高限度及び容積率の最高・最低限度等を規制する地域地区で、市街地再開発事業も主に高度利用地区内で行われる。

(3) 特定街区

宅地の統合や建築共同化による耐火建築物を誘導するため、特定街区制度を効果的に活用する。この制度は、容積率、壁面の位置等の制限を定め、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の環境整備を図ることを目的としている。

※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局）

- 平成23年3月末現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約143ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,234haを指定

※ 高度利用地区（都市計画局）

- 京都駅南口地区，山科駅前地区，太秦東部地区を第一種市街地再開発事業地区に指定

※ 特定街区（都市計画局）

- 京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定

4 災害に強い市街地の開発

京都市域における新市街地の整備に当たっては，災害に強いまちづくりの観点から開発地域の防災性を高めるための基盤整備を図る。また，京都市全体の防災機能を高めるため，建築物の整備に際して，災害発生時に多目的な利用が図ることができるオープンスペースが確保できるよう誘導するとともに，災害時の情報や物流等のバックアップ機能の充実にに向けた施設整備を目指す。

※ らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラム（都市計画局）

- 南部創造の先導地区として位置付けるらくなん進都（十条通以南の油小路通沿道の区域）について，住民，企業，行政が連携するパートナーシップ型のまちづくりを基本的な枠組みとし，地区の将来像と取組方針を示したまちづくり推進プログラムを平成21年5月に策定。現在，「新しい京都を発信するものづくり拠点」として，世界に通用する技術力を有するものづくり企業の集積を図るとともに，住む人，働く人にとって快適な都市環境の創出を目指し，同プログラムに基づく取組を展開している。

1-4 きめ細かな災害に強いまちづくり

■ 基本方針

これまでのまちづくりは，主として，都市全体のマクロな観点から都市の骨格づくりを行う都市計画と，建築基準法に基づく敷地単位のミクロな建築規制の二本立てで行われてきたが，この両者をつなぐ，地区・街区レベルの問題（建築物の用途・形態の混在，無秩序な不良市街地の形成など）が顕著となってきた。

今後，「京都市防災都市づくり計画」に沿って，「パートナーシップ型」まちづくりの仕組みを実現し，その推進のなかで災害に強いきめ細かなまちづくりを図る。

1 パートナーシップ型まちづくりの推進

今後の新たなまちづくりにおいては，住民，企業の参加を促していく仕組みを整備することにより，異なる価値観を有する個人や企業の自己実現を目指した自由で多様な活動，交流をできる限り尊重する。

今後，行政が市民共通の夢やまちづくりの将来像を大きな枠組として示したうえ，地域の特性にあわせて多様な選択肢の中から自らの進むべき道を選択し，必要なルールを定め，実践していく「パートナーシップ型」まちづくりの仕組みを目指す。

このパートナーシップ型まちづくりの中で，市民，企業，行政等が相互に連携しながら役割を分担し，地域環境の整備，地域課題の解決に取り組むことによって，併せて「きめ細かな災害に強いまちづくり」の実現を図る。

※ 職住共存地区整備ガイドプランに基づく地域協働型地区計画の策定の推進（都市計画局）

- 都心再生の先導地区としての職住共存地区（都心部の幹線道路に囲まれた内部区域）については，職住共存地区整備ガイドプラン（平成10年4月策定）に基づき，地域住民との協働作業により，主に学区ごとでのまちづくりの将来像やルールを策定する「職住共存地区地域協働型地区計画」の策定に取り組んでいる。

※ らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムに基づくらくなん進都整備推進協議会の活動の推進（都市計画局）

- 南部創造の先導地区として位置付けるらくなん進都（十条通以南の油小路通沿道の区域）においては，らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムに基づき，住民・企業・行政の参画するらくなん進都整備推進協議会とも連携しながら，地区のまちづくりを推進し，「新しい京都を発信するものづくり拠点」として，世界に通用する技術力を有するものづくり企業の集積を図るとともに，住む人，働く人にとって快適な都市環境の創出を目指すこととしている。

2 まちづくり制度の活用

(1) 地区計画制度

街区から住区に至る地区のレベルにおいて、道路や公園等の地区施設、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等の建築物等の制限により、一定水準の環境を備えた市街地の形成を図るための計画を作成し、災害に強い良好な市街地形成を進める。

(2) 建築協定

法律で一律的に定められた基準では保持できない地域特性に応じた住環境の保全や商店街の利便を図るため、地区住民が地区独自のきめの細かいルールを定める制度。建築協定は、民・民の私的な契約であるが、建築基準法に基づき市長が認可することで協定締結時の合意者だけでなく、その後に合意地を新たに購入した者に制限が及ぶ制度であり、継続的なまちづくりを進めることができる。建築協定では、建築物の敷地、位置、構造、高さ等の制限を定めることができる。

都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路や河川に隣接する相当区間の土地所有者等が全員の合意のもとに既存の樹林や生垣を保全したり、植栽する樹木や草花の種類を定めるなどの緑地の保全や緑化に関する協定を締結することにより市街地において良好な環境を形成する。

※ 地区計画制度（都市計画局）

- 平成23年3月現在で、中京区麩屋町通笹屋町地区をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等54地区の地区計画が決定されている。
- 職住共存地区では、地域住民と本市との協働により、元学区ごとに地区計画の策定の取組を進めている。（平成13年4月に修徳元学区地区、平成14年8月に本能元学区地区、平成18年7月に明倫元学区地区で地区計画策定）

※ 建築協定（都市計画局）

- 平成23年3月末現在68地区で建築協定を締結。

3 まちづくりの支援・推進

(1) まちづくり活動への支援

各種の調査研究等により、防災上の観点から地域レベルでの各種の地域特性や住民ニーズの把握に努めるとともに、地域住民が防災まちづくりに活用できるように各種の防災情報やまちづくりに係る情報を分かりやすい形で積極的に提供していく。

また、市民のまちづくりに対する認識を深めるためのセミナー等の開催によって、安全なまちづくりの普及啓発を行うとともに、市民の自主的なまちづくりの取組に対し、専門的知識を有する人材の派遣や活動に対する助成を行う。

(2) 町家・町並み保存と防災対策の推進

本市には、景観面や文化的面での価値を有する歴史的資源である町家や町並みが数多く存在するとともに、木造建築物を中心とするこういった建築物や町並みは、耐震性や耐火性など防災的な見地からは大きな課題を抱えている現状にある。そのため、町家・町並みの保存や再生に向けての取組においては、所有者、居住者をはじめ地域住民の理解と協力のもとに、さまざまな側面から防災対策に係る取組の推進や検討を図っていく。

(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進

ア 伝統的建造物群保存地区保存計画

伝統的建造物群保存地区では、それぞれの地区の特性に応じて、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、「伝統的建造物群保存地区」保存計画を定めている。地区内での建造物の新築、増築等はこの計画に適合させ、修理又は修景に要する費用の一部を補助し、建造物の維持保全及び防災性能の向上を図る。

イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等

伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群保存地区であるが故に、一般的な市街地における防災手法である「道路の拡幅」や「沿道建物の耐火建築化」を行うことができない。また、本市の伝統的建造物群保存地区は、既存の町や学区の範囲とは一致しておらず、地勢的にも明確に地区の内外を区別することができない。そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的なまちづくり計画を策定するとともに、耐震型防火水槽その他の防災活動上必要な設備、経路や場所等を整備し、自動火災報知設備などの設置を推進する。また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援する。

※ 資料2-1-1-2 伝統的建造物群保存地区の防火・防災対策の現状と今後の計画

(4) 京都市都市緑化協会の活用等による民有地の緑化の推進

都市の緑は、火災の延焼を防止し、樹木根の緊縛力により地震時の地盤を安定させるなど防災に資す

る役割は非常に大きい。そのため、公共施設のみならず、民有地における緑化の推進は重要であり、市民参加による緑化活動や緑化普及啓発などの取組を進める拠点となる（財）京都市都市緑化協会の活用等により防災上不可欠な民有地の緑化の推進に寄与していく。

※ 防災まちづくり情報の提供（消防局，都市計画局ほか）

- 活断層調査，被害想定調査等の公表
- 地震災害における市街地の危険性の評価の公表

※ 防災学習の支援

- 京都市安心すまいづくり事業におけるすまいスクール出張版として希望に応じて耐震化に関する専門家を派遣し，木造住宅の耐震化などについて，講座を行っている。

※ （財）京都市景観・まちづくりセンターによるパートナーシップ型まちづくりの支援（都市計画局）

- 住民，企業，行政の協働による「パートナーシップ型のまちづくり」を推進する橋渡し役として，（財）京都市景観・まちづくりセンターが平成9年10月に設立。センターでは，「住民による「地域自治」を展望する景観まちづくりの推進」と，「まちの魅力を増進する土地利用の促進」を柱に，各種事業を展開する。

※ 京町家の保全・再生（都市計画局ほか）

- 京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え，現在も職住共存の暮らしの場でもある京町家は，歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものであるが，その京町家は年間2%の割合で失われており，その保全・活用策が課題となっている。

そのため，本市においては，実効ある施策立案に反映するため，大学との共同，更には京町家の専門家や関連団体の方々，多くの市民の皆様の御協力を得て，市域に残存する全ての町家を対象とする「京町家まちづくり調査」を実施した。

その結果，市内に47,735軒の京町家等を確認した。今後は，保全・再生・活用に向けた具体的な取組を進めていく。

※ 産寧坂伝統的建造物群保存地区防災施設整備事業（都市計画局，消防局等）

- 産寧坂伝統的建造物群保存地区の防災計画策定のため検討委員会を設置し，各種調査を実施。（平成8年度～）
- 住民による初期消火等の災害対応力の強化のため，防災施設の整備（耐震型防火水槽及び防災器具庫，消火栓の設置）

第2節 建築物災害予防計画

■ 計画の目的

震災時の建築物の被害は、倒壊や損傷により使用不能になるなど建築物自体の被害とともに、設備、家具の転倒被害や非構造体の破損落下による被害、ブロック塀などの工作物の倒壊被害など広範囲に発生する可能性がある。また、これらの建築物の被害は、直接的に人的被害に結びつくばかりでなく、地震火災の要因ともなるおそれがあるため、その耐震性の確保や不燃化の促進は極めて重要である。

とりわけ、公共施設については、災害時の緊急対応、消火、救助、救護や避難活動を実施するうえで重要な役割を担うこととなるため、耐震性の確保はもとより災害時においてもその施設が十分に機能できるよう計画的に施設の整備を図る必要がある。

2-1 公共建築物の災害予防

■ 基本方針

公共建築物については、災害時の役割や市民生活へ与える影響が大きいため、その用途に応じて各施設の耐震不燃化の推進を図っていくものとする。とりわけ、災害時に防災活動の拠点となる庁舎・事業所、市民の避難拠点となる施設、学校施設、福祉施設等については、大規模地震が発生しても倒壊しないという構造的な耐震性を備えるだけでなく、震災直後においてもその機能が確保されるよう計画的にその耐震化の推進を図っていく。

1 公共建築物の耐震化

(1) 新築建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時の役割や市民生活への影響が大きいため、その用途に応じ、「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月国土交通省）」に基づき総合的な耐震性の向上を図るとともに、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。

(2) 防災拠点となる庁舎等の耐震改修の推進

防災活動の拠点となる庁舎・事業所や市民の避難拠点となる施設、福祉施設などのうち、昭和56年度の新耐震基準以前に建築された既存の建築物（以下「既存建築物」という。）にあつては、耐震性調査を推進するとともに、調査の実施結果に基づき、施設の改修や補強対策を計画的に実施する。

また、学校施設については、文部科学省等の定める基準に基づき、計画的に校舎等の改修や補強等を実施する。

庁舎及び学校施設の補強計画に当たっては、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映したものとする。

なお、本市が所有する施設については、リストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表していく。

(3) 多数の市民が利用する公共施設の耐震不燃化の推進

多数の市民が利用する公共施設のうち既存建築物については、今後「耐震改修促進実施計画」の推進に準じて、建替や改築計画などとの整合を図りながら、計画的な耐震不燃化対策を実施する。

(4) 市営住宅の耐震不燃化の促進

市内の市営住宅のうち、狭小化・老朽化した住宅については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、入居者の理解と協力を得ながら、順次、耐震改修又は耐火建築物への建替え等を行うことにより、耐震不燃化を促進する。

※ 公共施設耐震化対策の推進（消防局、都市計画局、教育委員会ほか）

- 京都市耐震診断マニュアルの策定（平成7年度）
- 昭和56年度の新耐震基準以前に建設された施設のうち、防災活動の拠点となる施設、福祉施設の耐震性調査の実施（平成8年度～）
- 都市基盤整備公団併設の公共施設の耐震性調査を実施（平成9年度～）
- 耐震性調査の実施結果に基づき、補強計画の作成、補強工事等を実施（平成8年度～）
- 学校施設（公立小中学校）の大規模改修事業の実施（平成8年度～）
- 市施設の耐震化推進計画の策定（平成16年度～）

※ 市営住宅の耐震改修及び建替え等の推進（都市計画局）

- 京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき実施

※ 市営住宅の外壁落下防止改修事業（都市計画局）

- 平成22年度末現在、合計24団地232棟

2 建築設備の安全対策

(1) 公共建築物の設備の耐震化

公共建築物の耐震性の確保は、構造物だけでなく電気設備、給排水設備、消防設備等の建築設備も考慮する必要がある。昭和56年の建築基準法改正により強化された「建築設備耐震設計・施工指針」に基づいて耐震性の向上を図る。また、既存建築物については、建替えや改築計画等との整合を図りながら耐震化の促進を図る。

(2) 電算機器等の安全対策

災害時においても、行政事務が円滑に行えるよう電算機器の耐震化や、バックアップ機能の整備などセキュリティ対策を講じるとともに災害発生後の復旧のための要員等への連絡や復旧体制の整備を図る。

2-2 一般建築物の災害予防

■ 基本方針

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を促進することを目的に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が施行され、平成17年11月に同法が改正された（平成18年1月施行）。この改正法に基づき、本市では、「京都市建築物耐震改修促進計画」を策定（平成19年7月）し、市内の住宅・建築物の耐震化を進める。

また、本市に多く存在する既存の木造民間住宅の所有者を対象に、耐震性の向上を図り、すまいの安全性を確保するため、「京都市住宅マスタープラン」に基づき、耐震対策を進める。

1 耐震性建築物の建築促進

(1) 耐震建築物の建築指導

新築建築物に対しては、建築基準法による耐震基準に基づき、適切な設計、施工の建築指導を行い、耐震性の向上を図る。

(2) 融資制度の活用促進

都市の不燃化及び建築物の安全化の必要性から、独立行政法人住宅金融支援機構法による融資制度等により、共同住宅、寄宿舎、一般個人住宅等の耐震耐火建築物化を促進する。

2 既存建築物の耐震改修の促進

(1) 「京都市建築物耐震改修促進計画」の推進

既存の建築物の耐震改修を計画的に進めるため、京都府が定めた「京都府建築物耐震改修促進計画」（平成19年3月策定）を踏まえ、平成19年7月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の診断、改修の促進を図る。

(2) 特定建築物の耐震診断及び耐震改修の指導

建築物の耐震改修の促進に関する法律では、多数の人が利用する一定の建築物のうち現行耐震基準に適合しないもの（以下「特定建築物」という。）については、その所有者に耐震診断や耐震改修を行う努力義務が課されている。

これらの特定建築物に対して、必要に応じて、耐震診断や耐震改修について指導及び助言並びに指示等を行う。

(3) 耐震改修計画の認定

本市は、建築物の所有者から認定の申請がなされた耐震改修の計画に対して認定を行う。これにより、所有者は耐震改修に対する優遇措置等を受けることができる。

※ 資料2-1-2-1 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修計画の認定等

※ 特定建築物の耐震診断、耐震改修の指導（都市計画局）

- 特定建築物の所有者への耐震改修促進法の周知及び耐震診断等実施状況、意向の把握（平成20年度）

※ 耐震改修計画の認定（都市計画局、住宅金融支援機構）

- 建築基準法上の制限についての一定の特例措置
- 建築確認申請手続の免除
- 住宅金融支援機構等の低利融資

3 地震に強い住まいづくりの展開

(1) 総合住宅相談事業

京都市すまい体験館において、住宅に関する相談などに幅広く対応できる情報提供及び住宅相談窓口を設置し、住宅の耐震性に関するアドバイスを実施する。

※ 資料2-1-2-2 京都市安心すまいづくり推進事業の概要

(2) 木造住宅への耐震診断士の派遣

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を所有する希望者に対して京都市木造住宅耐震診断士を派遣する。事業を実施するに当たって、必要な耐震診断士を養成する講習会を開催し、京都市木造住宅耐震診断士として登録する。

昭和25年以前に建築された京町家については、その構造に適した耐震診断を行う必要から「京町家耐震診断士派遣事業」を新たに創設した。事業の実施に当たって、京町家耐震診断士を養成する講習会を開催し、京都市京町家耐震診断士として登録する。

※ 資料2-1-2-4 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要

(3) 非木造建築物への耐震診断費用の助成

権利関係が複雑であり、合意形成が難しいという課題を有している分譲マンションの管理組合に対して、耐震診断に要する費用の一部を助成する。

また、多数の人が利用する特定建築物のうち、災害時に防災拠点となる病院や避難所及び倒壊により緊急輸送道路等の指定道路を閉塞する恐れのある建築物の所有者に対して、耐震診断に要する費用の一部を助成する。

※ 資料2-1-2-4 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要

(4) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域における木造住宅の耐震化の促進

阪神・淡路大震災において多くの被害事例が見受けられた古い木造住宅の耐震化を促進するために、戦前木造住宅の密集度の高い地区を、重点的に耐震診断を誘導すべき区域として設定し、自主防災組織等の住民組織の協力を得ながら、重点的に木造住宅の耐震診断を誘導していく。

(5) 耐震改修資金の融資

平成19年7月に策定した京都市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進するため、自ら居住する住宅に対して耐震改修・建て替え工事を実施する者に、低利での資金融資を行う。

(6) 耐震改修資金の助成及び意識啓発

平成19年7月に策定した京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震に対して安全でないと診断された住宅の耐震改修工事に対し、費用の一部を助成する。

さらに、景観の保全再生が求められている地域にある京町家の耐震改修工事については、さらに手厚い助成を行う。

※ 資料2-1-2-3 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度の概要

※ 資料2-1-2-4 耐震診断事業及び耐震改修助成事業の概要

4 工作物・家具・設備等の安全化対策

(1) ブロック塀等の安全化対策

ブロック塀、石塀の倒壊は人的被害の発生要因となるだけでなく、道路をふさぎ緊急車両等の通行障害となる。したがって、倒壊のおそれのあるブロック塀、石塀等の所有者に対して必要な改善を行うよう指導する。また、生垣植栽への助成を行う。

(2) 落下物等の防止対策

窓ガラス、屋外広告物、外装材の落下防止については、定期報告制度による報告時や防災査察の実施時において、危険なものに対して改善指導を行う。

(3) 家具等の転倒防止対策

地震発生時には、家具等の転倒や備品等の落下により、負傷したり、圧死する危険性があるため、建築物内に存する家具等の転倒による被害を防止するために、各種の機会を通じて転倒防止措置を講ずるよう啓発及び指導を行う。

(4) 消防用設備等の安全対策

消防用設備等は、地震等による建築物の火災時にはその機能を最大限に発揮することが必要である。

そのため、建築物に要求されるのと同様の耐震性能が必要とされることから、消防用設備の設置に当たっては、消防法令によるほか、次の基準に適するように指導する。

ア 財団法人日本建築センター編「建築設備耐震設計・施工指針」

イ 社団法人日本内燃力発電設備協会編「自家用発電設備耐震設計のガイドライン」

新築建築物にあつては設計時に、既存建築物にあつては、改修時又は増改築時等をとらえて耐震化指導を図るものとする。

第3節 地盤災害防止計画

■ 計画の目的

地震発生時に地震動が大きい地域では、強い揺れに伴い地すべりや急傾斜地の崩壊による家屋倒壊や人的被害が生じるおそれがあるとともに、降雨により二次的な土砂災害発生危険性が增大することが想定される。

このため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」等の関係法令に基づく調査等を行い、災害時に危険性のある地域を事前に把握し、市民に明らかにすることにより、土砂災害防止工事等の対策を講じるとともに、地震発生時の危険性の周知、災害発生時の警戒避難体制の整備、危険箇所への新規住宅等の建築抑制等を図る必要がある。

3-1 宅地の安全性の確保

■ 基本方針

法令により、災害に対する危険区域に指定された地域等については、優先度を考慮して、防災工事事業に着手し、宅地の安全性を確保する。

その際には、京都市第3次地震被害想定における地震動等を反映したものとする。

1 宅地造成工事等による災害の防止

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域（宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域であるとして市長が指定した区域）において、宅地造成に関する工事を行おうとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。

これにより、宅地造成工事に一定の技術的基準を確保するとともに、災害の防止のために必要な規制を行うことにより市民の生命及び財産の保護を図る。

この他、都市計画法に基づく開発許可制度、京都市宅地開発要綱、京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱、京都市土採取規制条例、建築基準法等による規制、指導を徹底し、宅地の安全性の確保を図る。

(宅地造成等規制法に基づき指定された区域)			
宅地造成工事規制区域	符号	面積(ha)	指定年月日
東山地区	A	1,840	第一次指定 昭和37年11月13日
醍醐地区	B	32	
吉田山地区	C	62	
北白川地区	D	247	
深泥池地区	E	89	
西賀茂宇多野地区	F	1,071	
西山地区	G	423	
小計		3,764	第二次指定 昭和43年6月20日
山科東部地区	H	1,934	
東山第2地区	I	1,194	
北山地区	J	7,370	
宝池地区	K	183	
西山第2地区	L	3,762	
大枝南部地区	M	29	
小計		14,472	
合計		18,236	

2 地すべり防止区域

地すべり等により、人命、住家等に危険が生じるおそれのある区域については京都府と共同して、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、必要な防災処置を行うよう指導又は勧告を行うとともに、必要に応じて、京都府に対し、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」の指定及び必要な措置を要請していく。

(地すべり等防止法に基づき指定された区域)

地すべり防止区域名	所在地	面積	指定年月日
小塩	西京区大原野小塩	8.11ha	昭和35年1月8日
小塩(2)	西京区大原野小塩	5.23ha	平成元年3月31日
小塩(3)	西京区大原野南春日町	9.03ha	平成11年8月16日

(建設省指定)

3 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生じる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域については、京都府と共同して、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、必要な防災処置を行うよう指導又は勧告を行うとともに、必要に応じて京都府に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」の指定及び必要な措置を要請していく。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域)

危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日
沓掛地区	西京区大枝沓掛町	1.65ha	平成14年3月29日	追加指定平成17年3月18日
ケシ山地区	北区上賀茂狭間町 北区上賀茂ケシ山	0.4 ha	平成16年3月26日	
周山地区	右京区京北周山町 西丁田地内	0.49ha	昭和53年6月20日	
上弓削地区	右京区京北上弓削町地内	0.63ha	昭和57年11月5日	
橋向地区	右京区京北周山町地内	0.25ha	昭和57年11月5日	
比賀江地区	右京区京北比賀江町地内	2.37ha	昭和58年9月30日	
細野地区	右京区京北細野町地内	1.36ha	昭和61年3月25日	
宮ノ辻地区	右京区京北細野町地内	2.79ha	昭和63年3月30日	
中地地区	右京区京北中地町地内	0.9ha	昭和63年3月30日	
宮地区	右京区京北宮町地内	3.88ha	平成元年3月31日	
愛宕道地区	右京区京北細野町地内	0.84ha	平成5年3月19日	
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日	

(京都府指定)

京都府が実施した調査(平成15年度公表)では、京都市域内には、637箇所の急傾斜地崩壊危険箇所(急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に該当する箇所は、計281箇所(危険区域指定済み箇所を除く。))があると見込まれる。

今後、関係部局による調査や地元意見聴取等のうえ、緊急を要する箇所から指定及び崩壊防止工事等の実施を京都府に対し要請していく。

※ 資料2-1-3-1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

(2) 事前協議の実施

丸山急傾斜地崩壊危険区域等、別に定める崩壊のおそれが著しい区域においては、「丸山急傾斜地崩壊危険区域等における宅地造成及び建築物の建築等に関する事務取扱要領」に基づき、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法及び京都市風致地区条例等関係法令による諸規制の統一的運用の実施並びに災害の防除を図るための事前指導を行うため、関係機関による合同協議を実施する。

(3) 警戒避難計画

丸山急傾斜地崩壊危険区域等、別に定める崩壊のおそれが著しい区域に関して、関係局区等で警戒避難計画を定め、災害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

4 治山対策

山地崩壊、溪流荒廃による人家、道路等公共施設等の災害を防止するため、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

府営事業で採択されない小規模な箇所については、市営治山事業で災害防止復旧を図る。

(1) 災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業

水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山、治水機能の強化を図る。

※ 資料2-1-3-2 保安林の整備状況

資料2-1-3-3 人工林の整備状況

資料2-1-3-4 保育の推進状況

(2) 土石流危険渓谷対策と砂防事業

砂防指定地域内における河川又は溪流に関する砂防事業については、国及び京都府に対して、促進を強力に要請するものとする。

※ 資料2-1-3-5 砂防指定地域（河川、溪流）一覧表

3-2 災害危険箇所の把握とパトロールの実施

■ 基本方針

災害危険箇所の調査については、区役所が中心になり、防災関係機関等との連携により毎年実施し、予想される諸問題の予防・応急・復旧対策の検討により災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況、避難計画等を地域住民に周知し、自主防災組織等との協力体制の確立を目指す。

1 区防災会議（災害危険箇所対策会議）

各区防災会議は、毎年、京都府、京都府警察など関係機関と連携して災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策についての協議、検討を行うとともに、区域指定された急傾斜地や著しく崩壊のおそれのある急傾斜地には、警戒避難体制の整備を図る。

※ 資料2-1-3-6 災害危険箇所調査表記入要領

2 災害危険箇所のデータベース化

災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握、対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り、関係機関が共有することにより、災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

（平成23年3月31日現在）

3 宅地危険箇所の防災パトロール

市内の造成宅地の点検を進めるとともに、防災パトロールによる調査を実施する。

調査により、危険な宅地と判断する場合には、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、擁壁等の設置、排水施設の設置、改善等の必要な防災処置を行うよう指導又は勧告を行うとともに、特に危険性の高いものについては、直ちに防災工事を行うよう命令するなど強力な指導を行う。

危険宅地の現状 山崩れ、がけ崩れ、擁壁及び石積の崩壊			
件数	総数	改善済	未改善
北区	51	17	34
左京区	141	75	66
東山区	60	38	22
山科区	38	20	18
右京区	29	24	5
西京区	17	11	6
伏見区	30	19	11
計	366	204	162

4 災害危険箇所等への指導

(1) 都市計画法による開発行為の許可

都市計画法に基づき、市街化区域内において500㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として市長の許可を受けなければならない。

これにより、開発行為に一定の水準を確保し、宅地造成に伴う災害を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護を図る。

(2) 京都市宅地開発要綱

京都市宅地開発要綱（まちづくりの観点から、開発許可基準の遵守だけでは不十分な事項について定めた災害防止のために保全すべき区域等の確保や公共施設の設置に係る付加基準等について規定）に基づき、無秩序な市街化を防止し、健全で住みよいまちづくりを推進する。

(3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱

京北区域は、都市計画区域外であるため、土地利用を誘導する都市計画法による制限がほぼ存在しない区域であることから、京北区域で行われる開発行為に関し協議その他必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な開発の誘導を図り、宅地造成に伴う災害を防止する。

(4) 京都市土採取規制条例による採取の届出等

京都市土採取規制条例に基づき、土の採取を行おうとする者に対し、採取の届出を義務付けるとともに、必要に応じ、届出事項の変更命令等を行うことにより、土の採取行為に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の安全を図る。

(5) 土砂災害防止法による開発行為の規制等

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築の

ための開発行為は京都府知事が許可したものに限るとともに、居室（居住、執務、作業等のために使用する室）を有する建築物については建築確認の制度の適用を行い、また、特別警戒区域から安全な区域への移転に対しては融資、資金の確保等の支援措置を講じることにより、土砂災害に対する安全性の確保を図る。

(6) 既成宅地防災工事資金融資制度

京都市既成宅地防災工事資金融資規則により、本市の区域内の既存の宅地において、がけ崩れや土砂の流出による被害を防止するため擁壁又は排水施設の設置等の防災工事を行う者に対し、融資制度を設け、宅地防災工事の促進を図っている。今後、融資制度の一層の利用促進を図るため、市民への広報活動を進めていく。

※ 資料2-1-3-7 既成宅地防災工事資金融資制度の概要

(7) 被災宅地危険度判定制度の整備及びその運営

大地震等（災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害）により被災した宅地において、その二次災害や被害の拡大を予防するため、現在、全国的に被災宅地危険度判定制度の整備が図られる状況にある。本市においても、平成10年度から被災宅地危険度判定連絡協議会に参加するとともに、京都府等と連携して被災宅地危険度判定体制の整備を図っていく。

3-3 液状化対策

■ 基本方針

地盤の液状化対策については、市民及び企業等が予防措置を講じることができるよう、京都市第3次地震被害想定において液状化危険度が高いとされた地域を周知するとともに、国や大学等の研究機関による調査研究の成果を積極的に活用し、土木施設や建築物、ライフライン等の地下埋設管に対して液状化対策を可能な限り実施していく。

1 地盤の液状化の可能性の高い地域

大規模な地震が発生した場合には、山科川沿い、宇治川左岸、宇治川・桂川・木津川の三川合流地域、西京区の小畑川、善峰川の谷筋や左京区の間際、伏見区深草地域などで地盤の液状化現象が生じる可能性が高いと想定されている。

液状化現象が発生すると、構造物（建築物や土木施設等）について、次のような被害が発生するおそれがある。

- (1) 地盤の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊、破損
- (2) 構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- (3) 浮力の増大に伴う地中埋設物の浮き上がり
- (4) 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- (5) 地盤又は地盤構造物の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊 等

2 対策

市民、建設事業者等に対して、京都市第3次地震被害想定による地盤の液状化危険度の高い地域を周知し、必要な予防対策を講じることにより被害の軽減を図る。

公共施設等の工事に際しては、施設構造物の強化や地盤改良などの対策を実施し、液状化の発生に伴う被害の軽減を図る。

更に、国等の指導や学術研究等をもとに、新たな対策手法の検討を進めていく。

(1) 液状化現象の発生を防止する対策

地盤の性質や応力・変形条件を変えることにより、液状化現象の発生の防止を図る。

(2) 構造上の対策

建築物等を杭基礎で支えることにより、外力への十分な耐力を保有させるなどして、液状化現象の発生に対し、その影響や被害を軽減、防除することを図る。

第4節 道路・橋梁等の災害予防計画

■ 計画の目的

地震により道路・橋梁、河川等の土木施設に被害が発生した場合、応急対策の実施に必要な緊急車両の通行や、被災者の避難行動に障害となるばかりでなく、都市機能や経済機能などの迅速な復旧・復興にも大きな影響を与える。したがって、震災時における避難行動、救援活動、復旧・復興活動に重要な道路、橋梁、河川施設等について、被害を最小限にとどめるよう耐震化等の防災対策を講じる必要がある。

4-1 道路・橋梁等の安全対策（耐震化）

■ 基本方針

震災時の緊急輸送路、広域避難路等の防災効果の高い幹線道路を中心に、新設、拡幅整備、補修を実施する。また、橋梁の新設、拡幅は京都市第3次地震被害想定（橋梁被害予測手法）による耐震性を配慮して整備し、既設の老朽橋や耐力の不足している橋梁については、耐震診断を実施し、架け替え、補修等においては京都市第3次地震被害想定（橋梁被害予測手法）に則した整備を図る。

地震による道路被害の想定

- | | | |
|--------------|---|-------------|
| ア 洪積層地域 | ： | 亀裂、陥没、沈下、隆起 |
| イ 高盛土部 | ： | 地すべり、地割れ |
| ウ 切土部・山すそ部 | ： | 土砂崩落、落石 |
| エ 道路付属構造物の破損 | | |

1 道路の整備

震災時に道路機能を確保するため、道路隣接法面の危険箇所等を調査し、崩土、落石等の危険箇所については、法面保護等の防災工事を推進する。

2 橋梁の整備

震災時に橋梁の機能を確保するため、橋梁耐震調査を行い、既設橋梁の耐震補強工事及び耐震橋梁建設を実施する。

(1) 橋梁耐震調査

既設橋梁について耐震点検調査を実施し、架け替え、補強、沓座の拡幅、落橋防止装置の整備等の補修対策工事の必要な橋梁を把握する。

(2) 耐震補強工事

上記の耐震調査結果に基づき、補修等対策工事が必要である橋梁について、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映するなど、実状に応じた補強工事を実施する。

(3) 耐震橋梁の建設

新設橋梁及び架替橋梁は、道路橋示方書・同耐震設計編に基づいて建設するとともに、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映したものとす。

※ 資料2-1-4-1 道路・橋梁の現況

資料2-1-4-2 道路・橋梁等整備計画

3 横断歩道橋の整備

震災時に歩道橋が破損、落下等により交通障害物となることを防止するため、歩道橋の耐震調査を実施し、補修等の防災工事が必要なものについては、京都市第3次地震被害想定における地震動予測を反映した措置を講じる。

4 トンネルの整備

地震発生時におけるトンネルの交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、危険箇所を把握して、防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事をする。

5 道路情報提供装置の整備

異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるための電光式道路情報提供装置を整備する。

※ 道路防災総点検（建設局）

- 道路法面危険箇所調査，橋梁耐震調査，歩道橋耐震調査，トンネル安全点検調査の実施（平成8，9年度）

※ 道路・橋梁等整備事業（建設局）

- 災害防除事業（平成21年度：一般国道162号ほか14路線）
- 道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか9路線）
- 橋梁整備事業（平成21年度：西砂川橋ほか9橋）

※ 社会資本整備重点計画に基づく，特定交通安全施設等整備事業の実施計画（建設局）

- 道路情報提供装置，交差点改良，歩道・自転車歩行者道整備等の実施（平成15年度～）

6 共同溝，電線共同溝の施設等の整備

共同溝及び電線共同溝は，地下埋設物の地震による破壊防止や復旧の迅速化に効果が大きい。都市機能障害の防止のため，国，府等の関係機関との協議のうえ共同溝，電線共同溝の整備を推進する。

(1) 共同溝整備計画

本市では，平成7年度に国土交通省の指導のもとで，以下の区分による共同溝計画を策定した。

- ア 短期（平成12年までに事業化を図るもの）
- イ 中期（平成13～17年までに事業化を図るもの）
- ウ 長期（平成18年以降の事業化を図るもの）

当面，御池通（七本松～西大路）の事業計画の検討を行う。

※ 御池・押小路共同溝（建設局）

- 躯体工事について，二条駅地区土地区画整理事業施行地区の西端から堀川通西端までの区間は，地下鉄東西線事業と併せて完了し，堀川通西端から東端までの堀川通横断部については，共同溝単独工事により完了

※ 油小路共同溝（建設局）

- 大手筋通から外環状線までの全区間で工事完了

(2) 災害に強い無電柱化の促進

緊急輸送道路等の道路や伝統的建造物群保存地区等において，安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性の向上，都市景観の向上等を目的に電線共同溝（C-C-BOX）等の整備により，無電柱化を促進する。

※ 資料2-1-4-3 無電柱化実施及び候補路線一覧表

※ 無電柱化事業（建設局）

- 第3期電線類地中化計画の推進（平成7～10年度）
- 新電線類地中化計画の推進（平成11～15年度）
- 無電柱化推進計画の推進（平成16～20年度）
- 無電柱化候補路線における事業の推進（平成21～25年度）

4-2 河川施設等の防災対策

■ 基本方針

河川は，平常時，災害時を問わず都市部における貴重なオープンスペースとしての機能を担っており，河川施設は，それ自体が浸水防除のための重要な防災施設である。河川施設の被災は，浸水被害の発生を誘発させる重大な危機であり，河川施設の整備に当たっては，耐震性の向上を図る。

併せて，緊急時に河川水を生活，消防用水として利用するなど，河川それ自体が本来的に有する防災機能を十分に発揮できるように配慮する。

また，農家や農業団体等が日常的に管理している，農道，用排水路，頭首工，排水機場，揚水機などの農業用施設は，震災時の施設被害が最小限となるよう，施設の管理者に対する保守点検の徹底を指導し，対策工事や施設改修に当たっては耐震性を考慮するよう指導する。

1 河川施設等の防災対策

(1) 耐震性の向上

地域の流出量の変化，強雨等による水害防止，市街地における浸水等の水害防止を目的とする河川施設（河道，貯留池等）の整備にあつては，施設，設備の耐震性の向上を図り，震災時における損壊を防

ぎ二次災害の防止を図る。

(2) 防災機能の強化

緊急時に、市民が水辺に近付け、また、消防用取水が可能な河川施設の形状の採用など、河川が防災機能を発揮できるよう配慮する。

※ 浸水防除対策（建設局）

- 河川改良；杉坂川ほか7河川（平成18年度）
- 「京都市水共生プラン」に係る雨水流出抑制対策事業の実施（平成18年度）
- 幹線排水路整備，排水機場維持管理等（平成18年度）

2 農林施設の防災対策

(1) 管理責任者への指導

ため池，頭首工，排水機等の農林施設の管理者に対して，保守点検を徹底し，老朽化や安全性に問題がある施設については，必要な対策工事や修理，補修を行うよう指導する。

(2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

市内総数137箇所のため池のうち危険と考えられるものが24箇所程度あるが，これらの施設については，耐震性を考慮した改修や補強等を指導するとともに，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を確立する。また，震度5弱以上が観測された地震発生時には，ため池の緊急点検の実施を指導する。

※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局）

- 防災パトロールを実施し，危険箇所の点検を行うとともに，要改修ため池については，ため池等整備事業としての改修，補強を指導

第2部 災害に強い人づくり・組織づくり

※ 本計画については、一般災害対策編及び事故対策編と共通

第1節 災害に強い人づくり

■ 計画の目的

災害による被害の軽減を図り、実効性のある災害応急対策を実施するためには、本市職員をはじめ、防災関係機関の職員、市民、事業所など広範な人々一人ひとりが、震災などの災害、防災対策に関する正しい知識を持ち、それに裏付けられた行動力を発揮する必要がある。

特に、災害の発生直後には、すべての災害応急対策を防災関係機関に依拠することなく、すべての市民や事業所の人々が、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」ために、初期消火・救出、救命等の災害対応力の向上や平常時から飲料水、食料等の備蓄などを備えておくこと、本市や防災関係機関等と市民組織、事業所、団体が役割を分担し、協力して災害に対応していくことが必要である。特に、地域の高齢者、障害のある方、日本語を解することができない外国人など配慮を必要とする人々への支援協力体制などの構築を基本とする防災啓発が必要である。

1-1 防災啓発・教育

■ 基本方針

大規模災害時には、初期消火、救出・救助、応急救護、避難誘導など人命の安全にかかわる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれらの対応を行うことは困難が予想される。そのため、市民や自主防災組織、事業所などに対して、必要な防災情報を公開し、地域の特性に応じた自主防災意識の醸成を図る。

また、災害時の初期行動の留意点、消火、救出救護活動の知識や技術、高齢者や障害のある方、日本語を解することができない外国人などの「要配慮者」への支援協力などの基本的な防災知識や技術の普及を図り、市民や事業所等の防災意識や防災行動力の向上を図る。

1 市民に対する防災知識の普及啓発

(1) 市民に対する防災知識の普及啓発

市民に対して、防災に関する知識や情報について、市民の防災意識や防災技術の向上を図るため、パンフレット、市民しんぶんなど印刷広報媒体、屋外文字表示装置、テレビ、ラジオ、更には、インターネット等の新たな情報媒体及び研修会、講演会並びに京都市市民防災センターでの体験学習などの教育訓練を通じて市民への防災知識の普及を図る。

※ 資料2-2-1-1 防災教育の実施内容

資料2-2-1-2 地震発生時の市民の役割

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等

高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、病人、妊婦、日本語を解することができない外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得たり、行動を取ることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対し、要配慮者の実態に応じた点字版、弱視版、多言語外国語版のパンフレットや、点字版、弱視版、声の市民しんぶん等の広報媒体や情報媒体及び研修会、講演会並びに市民防災センターでの体験学習などの教育訓練を通じて情報提供を行う。

※ 防災に関するパンフレット、防災マップの配布（消防局ほか）

※ 市民しんぶんの発行（総合企画局）

○ 市民しんぶん、点字版・弱視版、声の市民しんぶんによる防災知識の普及

※ 本市提供のラジオ、テレビ番組（総合企画局）

※ 京都市政出前トーク（総合企画局）

※ FM CO・CO・LO（総合企画局）

○ 英語で京都市広報番組を放送

2 市民に対する防災教育

(1) 市民の基本的責務

「自らの身の安全は自らで守る」、「自らのまちは自らで守る」との理念のもと、災害に強い安全なまちづくりのために自分や家族の生命、身体、財産を自らの手で確保するために、日ごろから防火・防災及び応急手当に関する知識、技術の習得や、地域の自主防災活動等の研修や訓練に積極的に参加する。

(2) 地域の災害対応力向上のための防火・防災教育

地域の防災環境についての正しい理解と情報を持ち、災害時に適切な防災行動が実践されるための日常的な防災活動及び災害時における初期消火要領、救出救護要領としての防災器材の取扱い及び応急手当並びに要配慮者の支援要領等、それぞれの役割に適応した具体的カリキュラムに基づいた次の研修を実施する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の役員等を対象とした研修
- イ 各自主防災部対象の防災リーダー養成研修
- ウ 地域住民対象の京都市市民防災センターでの体験研修

(3) 社会福祉関係機関、団体との連携

災害時の要配慮者に対する支援活動が迅速、的確に行われるためには、日ごろから、防災活動と福祉活動とが連携した地域活動が大切であることから、民生委員・児童委員、保健福祉関係機関、老人クラブなどに対して防災知識、技術等の習得のための防災研修を実施する。

3 事業所における防災教育

(1) 事業所の責務

地震等の災害発生時、事業所は地域の一員として「被害を出さない」、「被害を拡大させない」、「地域と協力するとともに、地域に貢献する」という社会的責任を基本原則として、従業員、利用者等の安全を確保するため、災害発生時の対応マニュアルの作成や従業員等への防災教育を実施するなど、防災活動の推進に努める。

- ア 災害発生後、事業所内の被害の実態を把握し、二次災害の防止対策を行う。
- イ 事業所内等で火災が発生した場合には、事業所で組織している自衛消防隊が消防活動を行うとともに、延焼等被害の拡大防止に努める。
- ウ 事業所は、従業員用の飲料水、食料その他必要な物資等を備蓄するよう努めるものとする。特に、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、老人福祉施設等多数の旅行者や市民を収容する施設にあっては、飲料水、食料、その他必要な物資の備蓄を積極的に図るものとする。
- エ 事業所施設の安全を確保したうえで、可能な限り、備蓄物資、応急対策のため必要な資器材の提供など地域への貢献や被災者に対する支援に努める。
- オ 従業員の安全は、事業所の自己責任において確保を図る。

(2) 事業所に対する防災指導

事業所の管理者等に対し、防災意識の高揚を図るとともに、次の事項について地震等の災害発生時における対応マニュアルの作成、防災教育、訓練の実施などの指導に努めるほか、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけを行うものとする。

- ア 従業員等に対する非常召集連絡網の作成
- イ 関係者に対する震災情報の連絡要領
- ウ 地震による倒壊、転倒に対する防止措置
- エ 火気使用設備等の自動消火装置、緊急停止装置等に対する点検の実施
- オ 防災用備蓄品の確保
- カ 避難経路の確保及び一時的に避難する場所の指定
- キ 地域住民との協力体制の確立
- ク 災害時の応急手当の技能習得
- ケ 台風等による地下空間への浸水防止措置

4 学校等における防災教育

保育園、幼稚園の幼児、小・中・特別支援・高等学校の児童生徒を対象とし、各々の発達段階に応じた防災教材を作成し、日頃の備えや災害時の対応の方法などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員、保育士等に対し、幼児、児童等の安全確保のため消防署等と連携して防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を図る。

(1) 児童生徒に対する防災教育

「学校安全の手引」（市教育委員会編）に基づき、小・中学校児童生徒を対象に、地震等の災害時の避難や心構えについて、具体的な行動（対策）についての関心を高める。

- ア 各教科を通じての防災安全教育
- イ 「安全ノート」を活用した防災安全教育
- ウ 防災訓練等学校行事の実施

(2) 各家庭への防災啓発

- ア 学校だよりの活用（避難訓練等校内防災行事の通知等）
- イ 児童生徒の引渡し訓練等を含む防災訓練での共同行動
- ウ P T A等との連携を通じた防災組織づくり

(3) 地域との連携

学校等における防災教育、安全管理を効果的に進めるため、消防署や警察署、自主防災組織等との連携を緊密にする。

- ア 地域で実施される防災訓練への積極的な参加
- イ 災害発生時における避難方法、避難場所の確認と連携のための協議

(4) 教職員等を対象とした防災教育

幼児、児童生徒の安全確保を図るため、各種研修を通じ、防災や応急救護に関する知識、技術の習得、災害への対応力の向上を図る。

5 市職員に対する防災教育

(1) 市職員の責務

地震災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件によって被害の状況が異なるとともに、職員自らが被災者となる可能性があるなど不確定な要素が高い。特に、夜間、休日などの勤務時間外に地震が発生した場合には、被害の状況によっては、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。また、庁舎や機器等の被害など、不測の事態によって臨機の対応を迫られることが予想される。

このような状況下においても、市職員は、市民の生命と財産を守るとともに、市民生活の確保、安定のため、災害応急活動の実行上の主体として、その遂行に努める責務がある。そのためには、平素から一人ひとりの職員が、防災に対する責務を自覚するとともに、防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力と行動力を備えておかなければならない。

(2) 市職員に対する防災教育

市職員に対する各種の研修において、防災、防火、応急救護などの研修のカリキュラムを取り入れるとともに、各種の防災訓練の実施や京都市市民防災センターの活用などによる体験的な防災学習の充実を図り、防災意識の向上や知識、技能の習得を図る。

また、庁内紙等の利用や各種の防災に関する研修会や講習会等への市職員の参加を積極的に推進し、防災教育の充実を図っていく。

(3) 地域防災計画等の周知徹底

市職員は、本計画や各部局等で作成する「局別計画」、「区別計画」等を習熟し、災害発生時における適切な判断力と行動力を養う。

※ 市民、事業所に対する防災教育の推進（消防局、各局・区）

- 自主防災組織、地域住民等への研修
- 京都市市民防災センターの活用等による体験研修
- 事業所に対する防災指導の実施

※ 学校等における防災教育の実施（教育委員会ほか）

- 児童生徒への防災教育の実施
- 各家庭への防災啓発の実施、地域との連携
- 教職員を対象とした防災教育の実施

※ 市職員に対する防災教育（消防局、各局・区）

- 防災研修、訓練等の実施、推進
- 地域防災計画、「局別・区別計画」等の周知徹底

1-2 防災行動力の向上

■ 基本計画

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねにより災害時に大きな力を発揮する。したがって、住民、事業所、ボランティア及び行政機関の連携体制を確立するため、実践的な防災訓練によって災害時の対応能力を高める。

また、地域防災計画の災害時における有効性など、計画の妥当性を検証するという視点で、防災訓練を実施する。

1 総合防災訓練

震災による被害の発生は市域にとどまらないことから、京都府内において大規模な地震が発生した場合を想定し、京都府、京都府警等と連携し、市民、防災関係機関の参加のもと、総合的な避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等を実施する。

また、市民や自主防災組織等との連携強化のための震災訓練、勤務時間外に地震が発生したという想定のものとの非常参集訓練、更に、区レベルでは震災初期における避難や救出、救護等の訓練を区内の自主防災組織、事業所等の参加のもと実施する。

※ 京都市総合防災訓練

○ 訓練の内容

- ア 通信訓練
- イ 災害対策本部（訓練本部）運用訓練
- ウ 初期消火訓練
- エ 救助・救急・消火訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 医療救護訓練
- キ 救援物資搬送訓練
- ク 応急給水訓練
- ケ 炊き出し訓練
- コ 都市施設応急復旧訓練
- サ その他

○ 訓練の実施時期は、防災週間中（8月30日～9月5日）の土曜日又は日曜日とする。

※ 近畿府県合同防災訓練

○ 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく訓練

2 災害対策本部運用訓練

勤務時間内外における地震等の突発的な災害の発生に対して災害対応力の向上を図るため、職員動員、被害情報収集、災害応急活動等に関する災害対策本部の訓練を実施する。

(1) 非常参集訓練

地震発生は時間を選ばないことから、市職員を対象とした勤務時間内外における実践的な非常参集訓練の実施を図る。

(2) 災害対策本部設置訓練

災害が発生した場合を想定し、本部、区本部の開設、情報連絡など初動措置の情報収集伝達訓練の実施を図るとともに、本部事務局員、区緊急本部員及び連絡要員として指名された職員に対し、本部長及び区本部長を補佐する業務に習熟するための訓練を実施する。

※ 非常参集訓練・災害対策本部設置訓練の実施（各局、区）

3 防災関係機関の訓練

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じて、主として職員の防災知識の習熟を図るための訓練の実施を図る。

(2) 特別訓練

突発的な災害の発生に対処するため、夜間、休日等の勤務時間外における情報伝達及び召集訓練等を実施し、防災活動の初動体制の早期確立を図る。

- ※ 水防訓練の実施（消防局，水防事務組合）
- ※ 災害救助訓練，災害通信訓練，消防訓練等の実施（消防局）

4 区総合防災訓練

各区及び区内防災関係機関は、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を実施し、災害時における防災関係機関及び住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

- ※ 区総合防災訓練の実施（区役所）

5 地域と事業所等の訓練

震災時には、地域と事業所などが連携し、初期消火、救出救護、避難誘導などを行うことによって「身の安全は自らが守る」、「自分達のまちは自らが守る」ことが可能になる。

地域や事業所は、自主防災組織等を中心として、地域の防災ネットワークの拡充に向け、自らの発意による防災訓練の企画や実施が可能な体制の整備を図る。また、保健福祉関係機関、団体等と連携して、防災訓練に福祉活動の要素を取り入れるなどのきめ細かな内容の訓練等を実施するなどして、地域住民や従業員等の参加を図る。また、本市、区、関係機関等が実施する防災訓練に積極的な参加を図る。

各種の訓練結果は市民防災行動計画の検証と充実に生かしていく。

第2節 災害に強い組織づくり

■ 計画の目的

○ 自主防災組織、地域防災ネットワークの育成

自主防災組織は、地域住民が連帯協同して、住民の生命、身体及び財産を災害による被害から守るために自主的な防災活動を行う組織であり、地域の消防団、各種団体及び防災機関と一体となって地域ぐるみの防災体制を確立するうえで重要な役割を有している。そのため、身近な地域の市民防災行動計画づくりをはじめ、自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、自主防災組織の活動環境を充実させ、地域防災のコミュニティづくりを推進する必要がある。

また、地域の自主防災組織、コミュニティ組織、事業所、関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築が重要である。

○ 市民が防災活動を行うための環境整備

地域と事業所が防災活動を実施するに際し、必要な器材の配置や使用方法の習熟、関係機関等との連携を円滑に図るためには、普段から取扱い方法、訓練、研修等を実施するなど、防災活動を行うための環境整備が必要である。

○ ボランティア環境の整備

大規模災害時には、被災地の内外から様々なボランティアが多数集まってくることが予想される。これらのボランティア活動が円滑に行われるためには、普段から行政と各種ボランティア団体等が協力して災害時のボランティア活動のための環境整備を図る必要がある。

本章「第3部 第24節 ボランティア環境の整備」参照。

2-1 自主防災組織等の育成

■ 基本方針

自主防災組織の育成に当たっては、地域住民が連帯協同して、災害による被害を未然に防止し、又は軽減するために、地域の実状に応じて自主的に運営することを基本原則とし、地域住民の理解と協力を得て、効果的かつ実践的に推進していくものとする。

1 自主防災組織の育成指導

(1) 自主防災組織の育成

ア 消防局、消防署、区役所及びその他の推進機関は、「京都市自主防災組織推進要綱」に基づき、それぞれの所掌事務等に応じて、積極的に自主防災組織の育成指導を推進する。

イ 自主防災組織の育成指導に当たっては、前記要綱別表に掲げるおおむね学区を単位とした組織を基準とし、かつ、「自主防災組織の手引書」（2巻）、「自主防災組織育成指導マニュアル」、「自主防災活動事例集」等を参考として推進するほか、防災意識等の普及高揚を図るため、広報用資料等の作成、防災座談会、防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に推進し、防災行動力の向上を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

※ 資料2-2-2-1 京都市自主防災組織推進要綱

(2) 自主防災組織への助成

自主防災組織が実施する防災訓練や防災知識の普及啓発などの活動を助成するため「京都市自主防災組織活動助成金交付要綱」に基づき、活動助成金を交付し、住民による自主的な防災活動のより一層の推進を図る。

※ 資料2-2-2-2 京都市自主防災組織活動助成金交付要綱

(3) 自主防災組織用器材整備

震災をはじめとする大規模な災害による被害を軽減するために、自主防災組織が人命救出など災害応急対策活動を実施できるよう配備した救出用器材及び防災器材格納庫を活用し、その活動能力の向上を図る。

※ 自主防災組織の育成（消防局、消防署、区役所）

- 結成状況（設置目標数227、設置数227、設置率100%）（H21.4.1）
- 自主防災リーダーの養成（平成10年度～）
- 自主防災会役員研修会の実施

- 自主防災会の総合訓練，個別・部分訓練，研修会等の実施
- ※ 自主防災組織活動助成（消防局）
 - 1組織当たり年間5万円交付（平成8年度～）
 - 住宅用火災警報機の設置促進活動に1組織当たり年間2万円交付（平成19年度～平成22年度）
 - 北部等山間地域で地域水道を活用した初期消火活動器材を整備する際に，購入に要する経費の2分の1以内で4万円を限度に，予算の範囲内で交付（平成20年度～）
- ※ 自主防災組織用器材緊急整備（消防局）
 - バール，ジャッキ，ハンマー，ショベル，のこぎり，担架等の基本的な防災器材及び防災器材格納庫の配備（平成8年度）
 - 基本的な防災器材に加え，各自主防災組織ごとの地域事情を考慮した選択器材の配備（平成9年度）
 - 京北地域の全6自主防災組織に，防災器材及び防災器材格納庫を配備（平成17年度）

2 自主防災組織の防災計画

(1) 防災計画の策定

自主防災組織は，災害による被害を予防し，又は軽減するために，効果的な活動ができるよう，あらかじめ防災計画を定めておくものとし，この計画には次の事項を記載するものとする。

- ア 地域住民は，当該自主防災組織の地域内における危険箇所を点検し，その状況を把握するとともに，それに応じた対策を講じておくこと。
- イ 定期的に防災訓練を実施できるよう，その時期，内容等についてあらかじめ計画を樹立し，かつ行政機関が主催する訓練等にも積極的に参加すること。
- ウ 自主防災組織用器材及びその他の防災器材の配置場所等の周知徹底及び点検整備を行うこと。
- エ 事業所及び地域関係機関・団体等による地域が一体となった災害対応力を向上させるためのネットワークの拡充と協力体制を講じておくこと。
- オ 災害時の緊急情報の地域での連絡体制を整備しておくこと。
- カ その他自主防災活動に必要な事項

(2) 身近な地域の市民防災行動計画の策定

発災直後に地域の活動主体となる自主防災部は，地域の事情に応じた市民防災行動計画を策定し，実践することにより，災害時の被害軽減を図るものとする。

※ 身近な地域の市民防災行動計画づくり推進事業（消防局）

- 防災カルテプログラム等を活用して，地域事情に応じた防災情報を提供し，きめ細かい防火・防災指導を実施することにより，地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。（平成12年度～）

(3) 要配慮者に対する対応

自主防災組織は，他の地域団体等との連携のもと，当該自主防災組織の地域内における要配慮者の実態把握に努めるとともに，地域住民に対し防災介護知識の普及及び障害の程度に応じた防災介護訓練等を実施する。また，近隣や地域の協力体制，防災意識の醸成を図り，要配慮者に対する支援体制づくりに努める。

(4) 自主防災組織と事業所との連携の強化

- ア 災害時の応援などについてあらかじめ地域の自主防災組織と事業所とが話し合い，緊急時の役割などを決めておく。
- イ 自主防災組織と当該地域内に存する事業所は，当該地域内で災害による被害が発生した場合を想定し消火，救出救護その他の応急活動に関して連携協力を図るとともに，地域での訓練を合同で行うなど相互連携の強化に努めるものとする。

2-2 市民の防災活動環境の整備

■ 基本方針

市民、地域、事業所、防災関係機関それぞれが役割を担当し、それらの円滑な連携協力により災害による被害軽減を図るため、市民の多様な年齢層、職業等の市民の社会的環境に対応するきめ細かな防災研修等の機会を提供する環境の整備を図り、防災に関する知識、家庭、事業所等の市民備蓄、出火防止、人命救助、避難誘導、近隣協力体制など防災行動力の確保を図る。

1 京都市市民防災センターにおける防災啓発の推進

(1) 京都市市民防災センターの活用

本市職員や防災関係機関の職員はもとより、市民、自主防災組織等のリーダー、事業所の防災担当者等を対象として、地震や台風の模擬体験や地震の発生メカニズムの展示、防火・防災の基礎知識や消火、応急救護の技術講習など、実践的な体験学習により防災思想を普及啓発し、防災知識や防災技術の向上を図るため京都市市民防災センターを積極的に活用する。

(2) 市民防災体験の推進

京都市市民防災センターは、市民等の防災知識や活動能力の向上を図るため、受講者の年齢や要望に適応するプログラムを設け、半日又は1日単位で模擬体験を中心とした「市民防災体験」を行う。

※ 資料2-2-2-3 京都市市民防災センターの現況（施設一覧）

(3) 応急手当普及啓発の推進

京都市市民防災センターは、市民等の自主救護能力の向上を図るため応急手当の講習会を行う。

※ 市民防災体験の推進（京都市市民防災センター）

○ 一般団体のプログラム

地域ぐるみの自主防災体制をつくるため、自主防災組織などを対象に、防災知識の習得や災害発生時の備えを体験学習

○ 幼児・小学生のプログラム

小学6年生までを対象に、地震時等の火災による煙から避難するときの要領などについて体験学習

○ 事業所研修のプログラム

自衛消防隊員や事業所の新入社員などを対象に、災害発生時における初期活動等の対応能力を高めるため防災知識の習得を体験学習

※ 応急手当

○ 普通救命講習・上級救命講習

救命のための基礎的な応急手当の知識、技術を習得する講習（3時間・8時間）

○ 応急手当普及員講習

事業所等の従業員を対象として、応急手当の知識、技術を普及啓発する指導者を養成する講習（24時間）

2 生涯学習総合センター等における防災啓発

(1) 生涯学習総合センター等における防災啓発

防災やボランティア活動等に関するビデオの放映、貸出し等を通じ、児童生徒、市民に対する防災啓発を推進する。

(2) 中央図書館等における防災啓発

防災に関する図書の展示、貸出し等を通じ、児童生徒、市民に対する防災啓発を推進する。

(3) 青少年科学センターにおける防災啓発

教材、標本の展示、解説及び地震の揺れを体験できる展示品「地震体験マシン」等を通じて、地震に関する知識を児童生徒等に応え、防災啓発を推進する。

※ 生涯学習総合センター等における防災啓発（教育委員会）

第3部 災害応急対策への備え

※ 本計画については、一般災害対策編及び事故対策編と共通

第1節 災害応急体制の整備

■ 計画の目的

地震等の災害発生時に、迅速な災害応急対策を実施するためには、災害対策本部等の施設や資機材等の保持はもとより、本市組織の危機管理機能に万全を期する必要がある。

危機管理機能の低下は、災害による被害の拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に災害発生を見据えた体制の確立や施設、資機材等の整備を図るとともに、大規模な災害時に備えて、広域的な応援体制の整備を図っていく必要がある。

1-1 災害対策本部機能の整備

■ 基本方針

勤務時間内のみならず、勤務時間外における地震等の突発的な災害の発生を想定して、災害対策本部の組織強化や施設、資機材等の改善を行い、災害発生直後に迅速な災害対策本部機能の運用が確保できる体制の整備を図る。

1 災害対策本部室の整備

災害対策本部室（市役所本庁舎1階会議室）に、災害時の情報収集、伝達機能をはじめ本部の運用に必要な無線、有線等の通信機器、視聴覚機器、非常電源等の整備を図り、災害対策本部機能を強化する。

また、バックアップ対策として、消防局本部庁舎にその代替機能の確保を図っていくとともに、今後、新市庁舎の整備に向けた取組の中で、市庁舎の防災機能の強化についての検討を進める。

区庁舎においても、庁舎等の整備と併せて防災機能の強化を図る。

2 必要資機材の整備

- (1) 各局、区においては、有線、無線機器や各種防災図面、災害時の運用マニュアル等の防災用資料等を災害対策関連室等に常備し、災害時の迅速な運用開始体制を整備する。
- (2) 各局、区等の管理責任者は、定期的に、備蓄、保管している資機材等の整備点検を行うとともに、毎年その状況を消防局長に報告する。
- (3) 各局、区等の管理責任者は、災害に使用し、不足となった資機材があった場合には、速やかに補充する。

※ 資料2-3-1-1 各局、区の資機材現況

※ 災害対策本部機能の整備（消防局）

※ 必要資機材の整備（各局等）

※ 新市庁舎の整備（行財政局）

- 21世紀の市政を担う中核施設であり、市政の総合的な情報センター機能や災害時の総合指令センター機能を有し、市民に親しまれる新市庁舎について、財政事情を勘案しながら整備に向けた取組を進める。（平成13年度～）

※ 地域における総合行政機関としての区役所機能の充実（行財政局、文化市民局）

- 地域づくりの拠点となり、市民の多様な日常生活に対応できる区役所づくりを目指して、一層の機能強化を図る。

※ 総合庁舎化の推進（文化市民局）

- 左京区総合庁舎の整備（平成16年度～）
- 上京区総合庁舎の整備（平成21年度～）

1-2 公共施設の防災機能の強化

■ 基本方針

本市の施設については、全市レベル、行政区レベル、地域レベルの各々の役割に応じた防災機能の計画的な整備を図り、災害時の応急活動が迅速かつ効果的に実施できる体制を目指す。

1 防災活動拠点の整備

災害時の応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう、本市施設等について、各施設の持つ役割と機能に合わせた防災機能の整備を目指していく。

種類	範囲	役割と機能	主な施設等
市域防災活動拠点	全市レベル	全市レベルを対象とした災害時の応急対策活動の活動拠点となる役割、機能を果たす施設 ○ 災害対策本部の意思決定及び指揮 ○ 災害情報の収集、伝達、処理 ○ 防災関係機関相互の連絡調整 ○ 広域的な応援の受入れ調整拠点 ○ 物資の輸送搬送拠点 全市レベルでの都市機能の確保を図るために必要な役割、機能を果たす施設 ○ ライフライン機能の維持確保（上下水道施設） ○ 市民サービス機能（市場、廃棄物処理施設、斎場） ○ 輸送機能（鉄道、道路施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 ・ 消防局、交通局、上下水道局の庁舎 ・ 市立病院 ・ 中央卸売市場 ・ 広域避難場所（活動拠点） ・ 市民サービス施設
区域防災活動拠点	行政区レベル	行政区レベルを対象とした、総合的な防災活動の拠点となる役割、機能を果たす施設 ○ 区災害対策本部の意思決定及び指揮 ○ 区域の災害情報の収集、伝達、処理 ○ 消火、救助、救急、避難誘導の調整 ○ 救急医療、防疫、保健の調整 ○ 被災者への救援、救護活動の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所、支所 ・ 消防署所 ・ 保健センター ・ 土木事務所
地域防災活動拠点	地域（概ね学区単位）レベル	地域レベル（概ね学区単位）における災害時の防災活動拠点としての役割、機能を果たす施設 ○ 地域の集合場所、避難所 ○ 地域住民に対する情報伝達、物資等の配布、応急救護、保健・防疫活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校 ・ その他市民利用施設

2 各施設の防災機能の整備・検討

(1) 学校をはじめとした公共施設の防災機能の強化（総合企画局、教育委員会）

学校をはじめとした公共施設の防災機能の平常時及び災害時における総合的、計画的活用方策について、「京都市公共施設高度活用委員会」等において検討を進める。

(2) 社会福祉施設等の防災機能の強化の検討（保健福祉局）

災害発生時における要配慮者に対する安全確保や援護対策の強化を図るため、社会福祉施設等における防災体制や機能の整備について検討を進める。

(3) 各局所管施設の防災機能の強化（各局）

各局が所管する施設の新設、改良等に当たっては、震災時においてもその機能が保持できるよう、施設、設備の耐震化、災害応急対策実施のための高度情報化等を図り、防災機能の強化を図る。

(4) 地下空間の災害時利用計画の検討（都市計画局、建設局）

地下駐車場や地下街等の地下空間の災害時における多面的な活用について、今後、国等の指針等を踏まえて検討を進める。

1-3 災害対策本部体制の整備

■ 基本方針

突発的な地震等の災害の発生を考慮した災害対策本部運用計画を策定するとともに、局、区別に災害時の応急対策マニュアルを作成し、より実践的な組織体制の整備を図り、策定した計画等に基づき、毎年、訓練や研修等を実施し、職員の防災知識の向上や技術の向上を図る。

また、国、京都府、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等との迅速、確実な応援体制、協力体制を確立するために、日ごろから相互の連携を図り、協定締結や訓練等を通じて、より確実な体制構築を目指す。

1 初期活動体制の整備

(1) 初期活動実施計画の策定と習熟（各局・区役所）

各局、区は、勤務時間内及び勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、地震発生直後の避難誘導や庁舎内の市民や職員の安否確認、二次災害防止のための緊急措置、自家発電や通信機能の確保など、優先的に実施すべき初期初動活動の実施計画を作成し、個々の職員への習熟を図る。

⇒ 第3章 1.1 初期初動活動を実施する

(2) 初期活動体制の整備（各局・区役所）

各局、区は、地震発生直後、市災害対策本部や区災害対策本部を設置した場合を想定し、初期情報の収集計画や、応援要請のための初動準備活動など、最も緊急に措置すべき事項をまとめた初期活動体制の実施計画を作成し、災害対策本部設置訓練等を通じて初動要員への習熟を図る。

⇒ 第3章 1.2 初期活動体制を整える

2 災害対策本部運用体制の整備

(1) 市災害対策本部設置マニュアルの習熟（消防局等）

消防局等は、地震発生後、市災害対策本部事務局として、迅速な情報収集、指示、調整を行うため、本部室等の配置、情報機器の設置、関係機関との初期情報交換等緊急に措置すべき事項について、市災害対策本部設置マニュアル等により、災害対策本部設置訓練等を通じて初動要員への習熟を図る。

特に、勤務時間外の地震発生時における初期活動については、予定された本部事務局要員以外の職員による初期活動の実施も想定し、予定された本部事務局要員が的確な指示を与えることのできる体制を整備する。

(2) 本部組織体制の整備（消防局、各局等）

消防局及び各局等は、災害発生後に本部において迅速な意思決定体制を確保するため、京都市災害対策本部条例等に基づき、市長、副市長、各局長等の安否確認体制や本部長等責任者の不在時における代行者の事前指定体制を整え、災害発生時における指揮命令系統の明確化を図る。

また、具体的な災害を想定した図上訓練等により、本部長、副本部長、本部員の災害時における業務の習熟を図る。

(3) 本部事務局体制の整備

消防局及び各局等は、災害発生後に本部組織を支える本部事務局の早期の機能確保を図るため、本部事務局指揮者等の安否確認、職務代行者指定、本部事務局要員配置、連絡要員配置等の実施体制の整備を図るとともに、災害対策本部設置訓練等において、本部事務局要員等の臨機応変な対応力を養う。

(4) 本部会議運営体制の整備

本部会議は、災害対策の基本方針を決定する重要な場である。特に、災害による被害が甚大になるほど、災害応急対策の実施方針だけでなく、災害復旧対策、復興対策の基本方針をできるだけ早い段階で決定する必要がある。

消防局は、災害の規模及び時間経過とともに変化する状況を想定し、関係局、関係機関と連携した本部会議運営体制を整備する。

⇒ 第3章 1.3 京都市災害対策本部を設置する

⇒ 第3章 1.4 本部体制を整える

⇒ 第3章 1.5 本部事務局体制を整える

⇒ 第3章 1.6 本部会議を開催する

3 各部・区本部等の運用体制の整備

(1) 各部の体制の整備（各局等）

各局等は、本部が設置され各部における業務を効率的に実施するため、部の業務の実施責任者の安否確認、職務代行者指定、部の対外的窓口の設置、班の編成等の実施体制の整備を図る。

(2) 区本部の初期活動体制の整備（区役所・支所）

各区・支所は、災害発生後に区本部の初期活動を迅速に行うため、区本部室の指定、区緊急本部員の指名及び通信機器の機能確保等の実施体制の整備を図る。

また、災害発生直後に実施する調査班（勤務時間内）又は緊急調査班（勤務時間外）の区内調査の実施マニュアルを定め、区総合防災訓練等を通じて、計画の検証を行う。

(3) 区本部の体制の整備（区役所・支所）

各区・支所は、災害発生後に区本部において迅速な災害応急対策を実施するため、区長、副区長等の安否確認体制や区本部長等責任者の不在時における代行者の事前指定体制を整え、災害発生時における指揮命令系統の明確化を図る。

また、具体的な災害を想定した図上訓練等により、区本部長、区副本部長、班長等の災害時における業務の習熟を図る。

- ⇒ 第3章 1.7 部の体制を整える
- ⇒ 第3章 1.8 区本部の初期活動を行う
- ⇒ 第3章 1.9 区本部の体制を整える
- ⇒ 第3章 1.10 支所本部の体制を整える

4 関係機関との協力体制の整備

(1) 防災関係機関相互の連携強化（防災関係機関等）

本市防災関係機関等は、市域の災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、防災会議、その他の連絡会議、防災訓練等を通じて、必要な情報交換や意見交換を行い、日ごろから相互の連携強化を図る。

(2) 区役所における防災関係機関との連携（区役所）

区役所においては、区域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図ることを目的として、区防災会議を設置し、以下の項目について区内防災関係機関等との連携を図る。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- ウ 災害発生時における災害情報の収集、伝達（連絡）等応急対策に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 自主防災体制の推進に関すること。
- カ その他区内における災害対策に関すること。

(3) 企業や各種団体等との協力体制の整備（各局等）

大規模な災害発生時には、物資や資機材の調達をはじめ、専門的な技術の確保等が多種の業務にわたり必要となるため、各局等においては、災害時に備え、平常時から関係企業、団体等との協力関係の構築を推進する。

- ⇒ 第3章 1.11 関係機関との協力体制を整備する

第2節 配備及び動員体制の整備

■ 計画の目的

災害時に緊急に必要なとされる膨大な応急対策の業務を迅速かつ的確に実施するため、事前に職員の動員基準、方法について具体的に定め、すべての職員に周知徹底を図るための計画である。

2-1 夜間・休日等の動員体制の整備

■ 基本方針

阪神・淡路大震災では、勤務時間外に地震が発生したため、災害応急対策の初動体制の構築に時間的な遅れが生じた。各局及び区は、勤務時間外の災害発生に対しての迅速な初期対応が可能なように、あらかじめ早期参集可能な職員を初期活動要員として指名する。

1 動員・連絡体制の整備

- (1) 消防指令センターの情報収集、連絡体制の整備（消防局）
夜間、休日等における緊急事態に備え、消防指令センターにおける情報収集、連絡体制の強化を図る。
- (2) 動員計画の策定、緊急連絡網の整備（各局・区役所）
各局、区等においては、あらかじめ動員計画の策定及び緊急連絡網の整備を図り、災害の規模、形態別の動員、参集体制の整備を図る。

2 事前指定職員体制の整備

- (1) 本部事務局員の事前指定（各局）
各局は、あらかじめ市庁舎に早期参集可能な職員の中から本部事務局員を指定し、災害発生時の迅速な災害対策本部の立ち上げを図る。
- (2) 区緊急本部員の事前指定（区役所）
各区においても、同様に、あらかじめ区庁舎に早期参集可能な職員の中から区緊急本部員を指定し、災害発生時の迅速な区災害対策本部の立ち上げを図る。

2-2 配備及び動員体制の整備

■ 基本方針

各局及び区は、被害の程度又は地震の規模別に段階的に定められた配備、動員基準に基づき、具体的な配備・動員実施計画を定め、訓練の実施を通じて個々の職員に計画の習熟を図る。
特に、勤務時間外に地震が発生した場合を想定した配備・動員実施計画に基づき、職員の自動参集の徹底を図る。

1 配備（活動）体制の発令・伝達体制の整備

- (1) 配備（活動）体制基準の徹底（各局・区役所）
各局、区等は、原則として京都市災害対策本部要綱に被害の程度又は地震の規模別に定められた「配備（活動）体制」の基準により体制を整備するものとするが、所管する災害対策活動の内容により、この基準以上の地震配備活動体制を必要とする各局等は、発令基準を明確にし、所属職員への徹底など体制の整備を図る。
- (2) 配備（活動）体制の伝達体制の整備（各局・区役所）
各局、区等は、勤務時間外に各局、区に伝達される配備（活動）体制の指令を受け、各所属職員に伝達する連絡網を整備する。
また、総合企画局は、放送機関に対する「動員伝達」の放送要請体制を整備する。
⇒ 第3章 2.1 配備（活動）体制を発令する
⇒ 第3章 2.2 配備（活動）体制を伝達する

2 職員の配備・動員計画の徹底

- (1) 配備体制・動員基準の徹底（各局・区役所）
各局、区等は、被害の程度又は地震の規模別に段階的に定められた配備（活動）体制の指令計画に基

づき、迅速な災害対策活動に配備する体制を整備する。

特に、本市に震度5弱以上の地震が発生した場合を想定し、指令がない場合でも速やかに災害対策活動に取りかかることを、個々の職員レベルまで徹底する。また、大地震の発生により公共交通網や通信網が機能しなくなった場合を想定し、参集不可能な職員に対する安否確認及び活動指示体制の整備を図る。

(2) 職員の参集行動基準の徹底と習熟（各局・区役所）

各局、区等は、勤務時間外における職員の参集判断、参集時の行動、参集後の初期活動について基準を示したマニュアルに基づき、非常参集訓練等により個々の職員レベルまでの行動基準の徹底と習熟を図る。

特に、参集職員が収集する各種の情報は、災害応急対策を実施するうえで重要な情報となるため、参集時情報の収集、取りまとめ、報告体制の整備を図る。

⇒ 第3章 2.3 職員を配備する

⇒ 第3章 2.4 職員を動員する

⇒ 第3章 2.5 参集する

3 職員の応援体制の整備

(1) 職員の応援体制の整備（各局・区役所，行財政局）

各局、区等は、特に勤務時間外に京都市域に地震が発生し、初期対策要員の確保が困難となることを想定し、緊急度の高い活動を実施する局や被害の甚大な区への応援実施計画を作成する。

行財政局は、職員参集後なお災害対策要員が不足する場合を想定し、市職員の相互融通の実施計画や他都市等への職員派遣要請の実施計画を作成し、職員の応援体制の整備を図る。

(2) 交替要員確保体制等の整備（行財政局）

行財政局は、災害対策活動が長期化する場合を想定し、一部の災害対策要員に過重な負担がかからないよう災害対策職員の交替要員確保の実施計画を作成する。また、産業観光局及び上下水道局と連携し、災害対策要員用の食料、飲料水、寝具等物資の確保計画を作成し、災害対策要員への対応体制の整備を図る。

⇒ 第3章 2.5 職員の応援を行う

⇒ 第3章 2.7 交替要員の確保等に配慮する

第3節 情報収集・伝達体制の整備

■ 計画の目的

災害時に的確な災害応急対策を実施するためには、多種多様な情報の迅速な収集・伝達体制及び市民に対する正確な情報の提供体制が必要となる。

本計画は、本市の各局、各区のみならず防災関係機関と緊密に情報交換を行い、市民への迅速な情報伝達を行うための防災情報システムの構築、通信施設等の整備及び情報収集・伝達体制整備の基本方針を示すものである。

3-1 情報ネットワークの整備

■ 基本方針

震災等の災害発生直後の的確な初動体制を迅速に判断するため、地震に関する観測システム、情報通信ネットワーク等を活用するとともに、高度情報化に対応した災害時の情報収集、伝達体制の整備を図る。

また、災害時の広報は、時間の経過とともに変化する被災者ニーズに対応した情報について、効果的な手段を用いて、避難所の避難者、在宅被災者、市外の避難者等に対して的確に実施する。

1 地震に関する観測システムの活用

(1) 地震観測体制の整備

地震データの収集、分析を行い、市域の広域的な地盤、建物の地震応答観測を実施して、リアルタイム被害予測等の防災対策の充実を図るとともに、気象台や京都府と連携した観測体制の確保を図る。

(2) 震災対策支援システム・防災地理情報システムの活用

あらかじめデータベース化した地盤、建物、人口、ライフライン等の防災関連情報に地震観測ネットワークで得られる震度情報を入力し、人的、物的被害状況を予測できるシステム（震災対策支援システム）を活用することにより、震災時における初期初動体制の早期確立のための支援を行う。また、防災地理情報システム（防災GIS）を活用することにより、地震被害シミュレーションや応急対策に必要な各種の情報の確保を図る。

⇒ 第3章 3.1 地震に関する情報を収集する

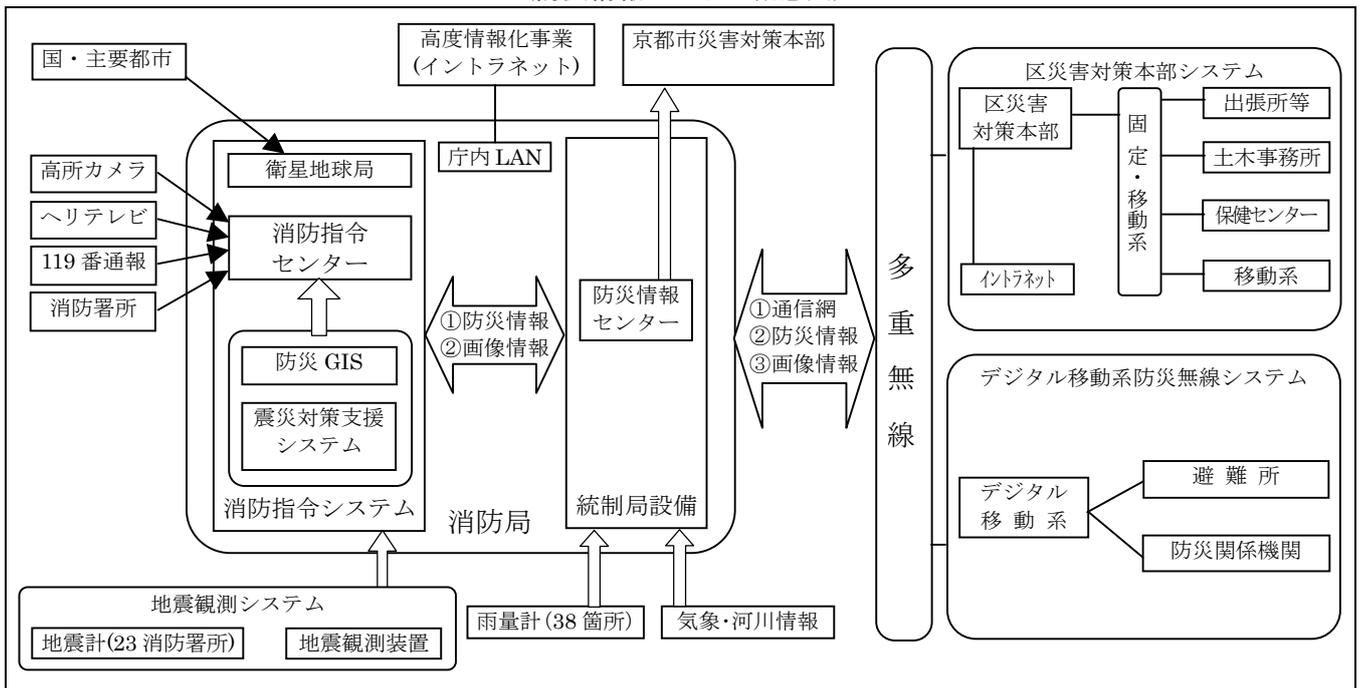
※ 資料2-3-3-1 京都市地震観測所

(3) 緊急地震速報の実施及び実施基準等

気象庁は地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

2 情報通信ネットワークの整備

(防災情報システム概念図)



(1) 防災情報システムの活用

ア 市民情報系システムの活用

避難住民や観光客等に対してリアルタイムの災害情報等の提供を行う。

- (ア) 広域避難場所に設置する屋外型拡声器を有効に活用する。
- (イ) 避難所に設置するデジタル移動系防災無線システムの携帯型無線機を有効に活用する。
- (ウ) 区役所・支所及び消防署等に設置する文字表示板並びに市役所前広場等に設置する大型文字表示板を有効に活用する。

イ 防災情報系システムの活用

- (ア) 音声の他、ファクシミリ、データ、画像等による伝達・収集を有効に活用し、消防指令システムや高度情報化事業（イントラネット）との連携による総合的な防災情報通信として運用する。
- (イ) 震度・雨量等の観測情報、被害情報やデータベース化された各種防災関連情報等を共有し、意思決定や判断の支援を図る。
- (ウ) 被害映像等の画像情報を共有し、意思決定や判断の支援を図る。

ウ 市及び区・支所災害対策本部の機能強化

- (ア) 固定・移動系無線システムの電話、ファクシミリ及び携帯型無線機等を有効に活用し、出張所、保健センター、土木事務所等の出先機関との連携を強化する。
- (イ) デジタル移動系防災無線システムの携帯型無線機を有効に活用し、ガス、電気等防災関係機関及び消防署との連携を強化する。

(2) 各種マルチメディアの活用

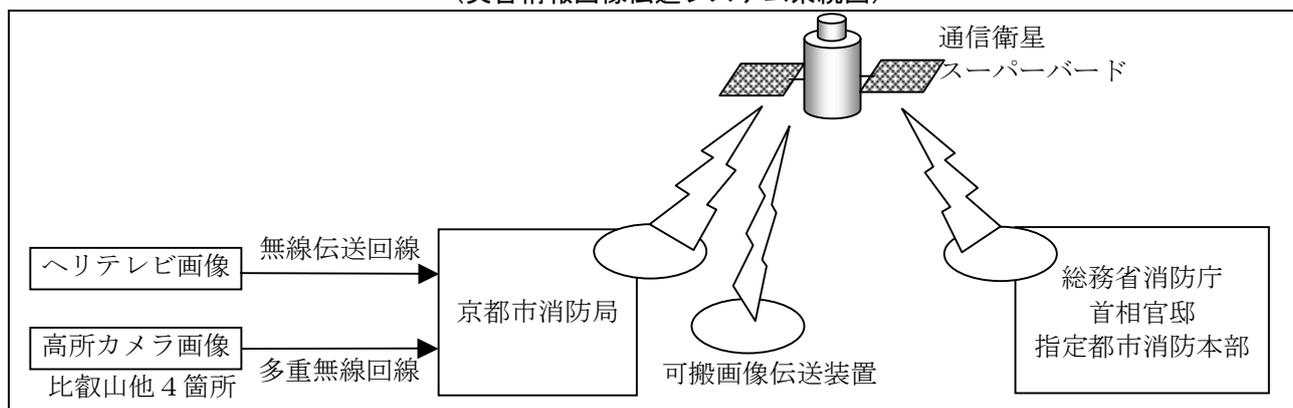
インターネット、緊急速報メール等をはじめとする各種のマルチメディア等を利用した市民への情報提供手段の充実を図るとともに、災害時における活用方策について検討を進める。

- ⇒ 第3章 3.2 被害情報を収集する
- ⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する

3 災害情報画像伝送システムの活用

震災時等における火災の発生や建物倒壊等の被害状況を、市内5箇所に整備した高所カメラやヘリテレビ等の画像及び可搬画像伝送装置による災害現場からの画像により迅速に把握するとともに、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用してその画像を国、京都府や他都市に送り即時応援体制の確立を図る。

(災害情報画像伝送システム系統図)



- ⇒ 第3章 3.2 被害情報を収集する
- ⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する

4 防災情報のデータベース化

災害時の応急対策活動を速やかに行うためには、各部局や防災関係機関が収集する災害情報や被害情報等の応急対策に必要な情報を迅速かつ効率的に処理するとともに、その共有化を図る必要がある。そのため、防災情報システムの整備において、災害時に必要となる各種防災関連情報や様式等のデータベース化を図り、それらを市及び区・支所災害対策本部等で共有することにより、各々が応急対策の実施に係る意思決定や判断が迅速にできる体制を整備する。

- ⇒ 第3章 3.2 被害情報を収集する
- ⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する

3-2 通信施設の整備

■ 基本方針

震災等の大規模災害時においては、情報通信回線の被害や輻輳等により、災害応急活動の実施に必要な情報の収集、伝達が困難な状況が予想される。そのため、災害時の応急対策に必要な情報収集伝達が迅速、的確に実施できる手段の確保を図るため、有線通信施設及び無線通信施設の安全化、多重化等の整備、拡充を図る。

1 有線電話・無線設備等の整備

情報収集、連絡手段として、一般公衆回線、専用回線、携帯電話等を有効に活用することが必要である。特に、光ファイバー等の高速デジタル回線を利用することによって、ファクシミリ、データ及び画像等のより充実した情報のやりとりが可能となる。

災害時においては、無線通信網と連携した活用を図り、災害対策本部と各関係機関の連絡体制及び臨時専用電話の設置等の措置を考慮するものとする。

(1) 一般公衆回線・専用回線の整備

災害時における通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備や主要通信経路の多ルート化を図るとともに、一般公衆回線については、医療機関その他の防災機関などとの重要回線を災害時優先電話として指定するよう働きかける。

(2) 市役所イントラネットの整備

災害時における通信経路を確保するため、イントラネットパソコンを活用した情報連絡体制の充実に努める。

(3) 無線設備利用体制の整備

ア 防災情報システムを活用し、より効率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備に努め、無線設備の取扱いの研修、訓練等を実施する。

イ 現在配備されている市所属の各無線通信設備（消防無線、水道無線）を活用し、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

⇒ 第3章 3.4 通信手段を確保する

2 情報施設、通信施設等災害予防計画

各施設管理者、データ管理者等は、地震発生時においても有効に機能する耐震性の高い情報インフラ、情報ネットワークづくりを目指し、情報機能のバックアップ対策、停電対策、また情報機器の転倒防止対策等を実施する。

(1) 通信施設の機能確保（施設管理者）

通信施設や機器等の耐震化や転倒防止の確保を図るとともに、停電等に備え、予備電源の確保を図る。

なお、市庁舎内電話設備及び防災情報システム（移動系システムを除く。）の電源については、蓄電設備及び非常電源設備により、市庁舎内電話設備において約15時間、防災情報システムにおいて24時間以上の継続使用が可能である。

(2) 転倒防止対策（各局・区役所）

情報機器は、地震動による影響が最も少ないと思われる位置に設置し、転倒が予想される機器は、固定するなど転倒防止措置を講ずる。

(3) 点検整備の実施（各局・区役所）

ア 情報機器の作動状況、老朽化の状況を常に監視し、蓄電池等の非常電源の補充、予備備品の備蓄、点検を行い、常時使用可能なように整備を図る。

イ 定期的に配線、機器、電源等の点検を実施し、不良箇所を発見した場合は、直ちに修理を行う。

(4) データ等のバックアップ体制の整備（各局・区役所）

災害時における情報機器や回線等の被害による各種の行政データの紛失を防ぐため、あらかじめ重要なデータや機器のバックアップ体制の整備を図る。

⇒ 第3章 3.5 通信設備の機能回復を図る

- ※ 災害時におけるシステムの復旧用データの遠隔地保管（総合企画局） 平成16年度～
- ※ 災害時においても安定したシステム運用が可能な第2データセンターの開設（総合企画局）平成23年度～

第4節 広報・広聴体制の整備

■ 計画の目的

災害時に発生することが予想される憶測による人心の不安やデマ情報による社会的混乱の防止、応急、救援活動の周知による市民生活の安定化を図ること並びに被災者の生活再建の促進を図ることを目的として災害広報・広聴活動の実施体制を整備する。

4-1 広報・広聴システムの整備

■ 基本方針

災害時は、時間の経過とともに被災者ニーズが変化することを前提とし、効果的な手段を用いて避難所の避難者、在宅被災者、市外の避難者等に対する的確な情報が提供できる広報活動体制を整備する。

また、災害発生後、人心の動揺、混乱や情報不足などにより社会不安が発生するおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務の一環として災害活動に反映させることを目的として、被災者の要望、苦情、相談等の広聴活動体制を整備する。

1 防災情報システムの活用

(1) 屋外型拡声器・文字表示板の活用

避難住民や観光客に対し、屋外型拡声器や文字表示板を活用して災害情報等の提供を可能とする。

(2) デジタル移動系防災無線システムの活用

避難所の避難住民に対し、デジタル移動系防災無線システムを活用して避難生活等に必要な情報の提供及び収集等を可能とする。

2 報道機関との連携強化

災害時の広報活動は、市政記者クラブ等の持つ広報媒体（一般商業新聞、テレビ、ラジオ、インターネット）の活用を図るとともに、コミュニティFM局やCATVとの連携を強化するなど、市民に迅速な情報提供を図る必要があるため、情報提供のルールや仕組みづくりを整備する。

また、「災害時の放送に関する協定書」に基づき、各放送機関との連携を強化する。

3 行政情報のネットワーク化

市政情報の提供のため、本市が構築し活用する各種の行政情報提供システムについては、災害時においても市民への情報提供手段として積極的な活用を図る。

※ 福祉総合システム等の検討（保健福祉局）

○ 保健・医療・福祉の連携を推進する情報ネットワークの整備及び活用（平成8年度～）

※ インターネットによる市政情報の発信（総合企画局）

4-2 広報・広聴体制の整備

■ 基本方針

災害発生後、被災者に対して迅速な広報活動や広聴活動を実施するため、各局等は所管する災害応急対策に関して関係局、関係機関と調整を行ったうえ広報実施計画、広聴実施計画を作成し、訓練の実施を通じて計画の内容に習熟するとともに、計画の見直しを行う。

1 総合的な広報体制の整備

総合企画局は、災害発生後における災害情報や生活関連情報、救援活動情報等の一般情報及び大火災発生等による避難勧告・指示等市民の生命にかかわる情報を迅速、的確に広報するための体制の整備を図る。

また、必要に応じて被災地の付近住民に対する現地広報を行うことが予測される各局及び区役所は、現地広報を実施するための体制の整備を図る。

(1) 一般広報の実施体制の整備（総合企画局等）

総合企画局等は、災害発生後に一般広報を実施するための手続、手順等を示した一般広報の実施計画に基づき、一般広報の実施体制を整備する。特に、外国人や視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者に対する広報を実施するため、関係局や関係団体等と連携した体制を整備する。

(2) 広報印刷物の発行体制の整備（総合企画局等）

総合企画局等は、災害発生後迅速に広報印刷物を発行するために、必要な手続、手順等を示した計画に基づき広報印刷物の発行体制の整備を図る。特に、地震発生直後において通常の広報印刷物発行の手順がとれない場合を想定した対応策を検討する。

また、外国語や点字版等の要配慮者向け広報印刷物を発行するため、関係局や関係団体等と連携した体制の整備を図る。

(3) 緊急広報の実施体制の整備（総合企画局・区役所）

総合企画局は、大火災発生等による避難勧告・指示等市民の安全に直接関わる緊急広報を実施するため、放送機関に対する放送要請や、関係機関と連携した広報用ヘリコプター等の協力要請体制を整備する。

区役所は、災害発生現場における緊急広報を実施するため、消防機関、警察機関と連携した広報車両の運用、職員派遣等の緊急広報実施体制を整備する。

- ⇒ 第3章 4.1 総合的な広報の体制を整える
- ⇒ 第3章 4.2 一般広報を行う
- ⇒ 第3章 4.3 広報印刷物を発行する
- ⇒ 第3章 4.4 緊急広報を実施する

2 緊急問い合わせへの対応体制

(1) 緊急問い合わせへの対応マニュアルの整備（文化市民局・行財政局）

文化市民局及び行財政局は、災害発生後、安否確認や救援対策の確認等のため殺到すると予想される住民等からの問い合わせにより本部の通信機能に障害が発生しないよう、緊急問い合わせ対応マニュアルを作成し、災害対策本部運用訓練と合同の訓練を実施する等により、担当職員への習熟を図る。

- ⇒ 第3章 4.5 緊急問い合わせに対応する

3 広聴体制の整備

(1) 臨時相談所運営体制の整備（区役所）

区役所は、被災者の生活相談や援助ニーズの把握のため、避難所や被災地域内の公共施設に臨時相談所を開設し運営するための体制を整備する。特に、避難者に対して緊急に対応すべき事態が発生した場合を想定し、本部への緊急要請の手続について訓練等を通じて関係職員への徹底を図る。

(2) 専門相談所運営体制の整備（各局）

所管する災害応急対策に関し、被災者に対し専門的な立場から生活相談や援助業務を実施する必要があると予想される各局は、専門相談所を開設し運営するための体制を整備する。また、被災者の要望、苦情、相談等の聴取及び対応を的確に行うためのマニュアルを作成し、関係局や関係機関への緊急要請の手続について訓練等を通じて関係職員への徹底を図る。

(3) 総合的窓口情報の提供体制の整備（総合企画局）

総合企画局は、災害発生後に本市の各局及び区等が開設する臨時相談所及び専門相談所の情報の収集体制、設置の調整体制を整備するとともに、国や京都府等関係機関が設置することが予想される各種の相談窓口についても情報を収集し、被災者に提供するための体制を整備する。

- ⇒ 第3章 4.6 臨時相談所を開設・運営する
- ⇒ 第3章 4.7 専門相談所を開設・運営する
- ⇒ 第3章 4.8 総合的な相談窓口情報を提供する

第5節 応援要請体制の整備

■ 計画の目的

大規模な震災が発生した場合には、本市及び本市の防災関係機関等のみの対応では、住民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合が想定される。本計画は、国、京都府、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等へ迅速な応援、協力要請を行う体制を整備することを目的として策定するものである。

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定結果によると、京都市域における人的・物的被害量は甚大なものとなることが予測されており、本市のみの対応では困難な状況が想定されるため、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく相互応援体制の強化のほか、京都府等との連携のもとに、自治体間での広域的な相互応援体制の確立を図ることとする。

各局及び区等は、地震被害想定結果に基づき、所管する災害対策活動を実施するうえで必要な要員数、資機材等を推定し、現有の要員、資機材で不足することが明らかな場合には、他の公共団体や自衛隊、防災関係団体等への応援要請と受入れを前提とした局別計画、区別計画を作成する。

また、応援や受援に備えて、平常時から必要な情報交換を定期的に行い、より実践的な体制の確立を図る。

1 他の公共団体等への応援要請体制の整備

(1) 応援要請体制の整備（各局・区役所）

地震被害想定結果に基づき、所管する災害対策活動に必要な要員、資機材等の量が不足し、他の公共団体等への迅速な応援要請を実施することが必要と判断される各局及び区等は、応援要請の手續に習熟し、災害発生後初期の段階での迅速な応援要請体制を整備する。

(2) 応援受入体制の整備（各局・区役所）

所管する災害対策活動に関して他の公共団体等からの応援を受け入れることが想定される各局は、応援受入体制の整備を図る。特に、他都市等と応援協定を締結している局は、協定締結先の公共団体等と協議し、自己完結型の相互応援体制の整備を図る。

⇒ 第3章 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 第3章 5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる

2 自衛隊への派遣要請体制の整備

(1) 自衛隊への派遣要請体制の整備（各局・区役所）

各局、区等は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、所管する防災業務に必要な要員、資機材等の量を検討し、自衛隊に災害派遣要請を行うことが予想される場合には、機を逸することなく市長への自衛隊派遣の要求手續を実施する体制を整備する。

また、消防局は、市長が府知事に対して行う災害派遣要請、指定部隊等への通知等の手續の計画に基づき、府、自衛隊と連携した派遣要請体制の整備を図る。

(2) 自衛隊の受入れ体制の整備（各局・区役所）

消防局は、自衛隊の災害派遣部隊を受け入れることを想定し、自衛隊と連携して本部における連絡調整、活動拠点の確保等の体制整備を図る。

所管する災害対策活動の内容から、自衛隊に災害派遣要請を行うことが予想される各局等は、災害現場への誘導、作業の調整等の実施体制を整備する。

また、消防局等は、自衛隊の災害派遣部隊の活動が終了したことを想定して、撤収要請に係る手續の事前計画を作成し、自衛隊の派遣要請を行うことが予想される各局等に対して、事前計画の徹底を図る。

⇒ 第3章 5.3 自衛隊の派遣を要請する

⇒ 第3章 5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる

⇒ 第3章 5.5 派遣部隊の撤収を要請する

3 防災関係団体等への応援要請体制の整備

(1) 防災関係団体等への応援要請体制の整備（各局・区役所）

各局、区役所は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、所管する災害対策活動に必要な要員、資機材等の量の検討の結果、防災関係団体等へ応援を要請することが予想される場合には、迅速な応援要請を実施するための体制を整備する。また、防災関係団体等との協定が締結されていない場合には、迅

速で信頼性のある応援要請を行うため、関係団体等との協定締結を検討する。

⇒ 第3章 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

4 海外からの支援部隊受入体制の整備

(1) 海外からの支援部隊受入体制の整備（市長、各局）

市長（消防局）は、外交ルートやNGO独自のルートで海外から支援の申込みがある場合を想定し、受入れの判断基準や受入方法等の事前計画を作成する。また、各局等は、所管する災害対策活動に関して海外からの支援受入れの可能性がある場合は、その受入計画を作成する。

⇒ 第3章 5.7 海外からの支援部隊を受け入れる

第6節 避難応急体制の整備

(一般災害については、一般災害対策編第2章1-7を参照のこと。)

■ 計画の目的

地震等の大規模な災害時には、火災の延焼拡大や二次災害から市民の身の安全を確保するため、多数の市民を安全な空間に避難させる必要があるが、行政機関による避難誘導を迅速に実施することが困難な状況が想定される。

本計画は、日ごろから市民に対し避難場所や避難方法等について周知徹底を図り、地域住民相互の連携による避難体制の確立を図っていくことを目的として策定するものである。

■ 基本方針

地震時における大火災の発生等によって避難を要する事態が発生した場合、本市は、迅速な避難勧告・指示の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導及び避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。

また、自主防災組織等は、災害発生時に迅速な避難活動が実施できるよう、平常時から避難場所や避難方法等についての理解を図るとともに、訓練の実施や指導等を通じて地元住民を中心とした避難体制の確立を図っていく。

1 避難誘導体制の整備

(1) 避難勧告・指示の発令体制の整備（市長，区長，消防局等）

市長，区長及び消防局等は、地震時における大火災等によって避難を要する事態の発生を想定し、避難勧告・指示の発令計画をもとに、時期を逸さない避難勧告・指示のための情報収集，分析，判断等の体制を整備する。

(2) 避難勧告・指示の発令伝達体制の整備（総合企画局，区役所）

総合企画局は、地震発生後において避難勧告・指示が発令された場合を想定し、放送機関を通じて迅速に情報伝達を実施する体制を整備する。

また、区は、消防署，警察署，自主防災組織等と連携して、現地における避難勧告・指示の伝達体制、特に、高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。

(3) 警戒区域の設定体制の整備（消防局，区役所）

消防局及び区は、地震発生後において広範囲の区域で立ち入りを制限，禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し，区総合防災訓練等によって習熟を図る。

⇒ 第3章 6.1 避難の勧告・指示を発令する

⇒ 第3章 6.2 避難の勧告・指示を伝達する

⇒ 第3章 6.3 警戒区域を設定する

2 避難システムの整備

(1) 避難体制の周知

災害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう，次の取組を実施し，避難場所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導，啓発を実施する。

ア 避難誘導標識の整備

イ 広域避難場所等の案内板の設置

ウ 避難行動に関する資料等の作成及び配付（パンフレット，あんしんマップ）

エ 避難訓練等の実施

オ 地域ごとの避難計画の策定指導

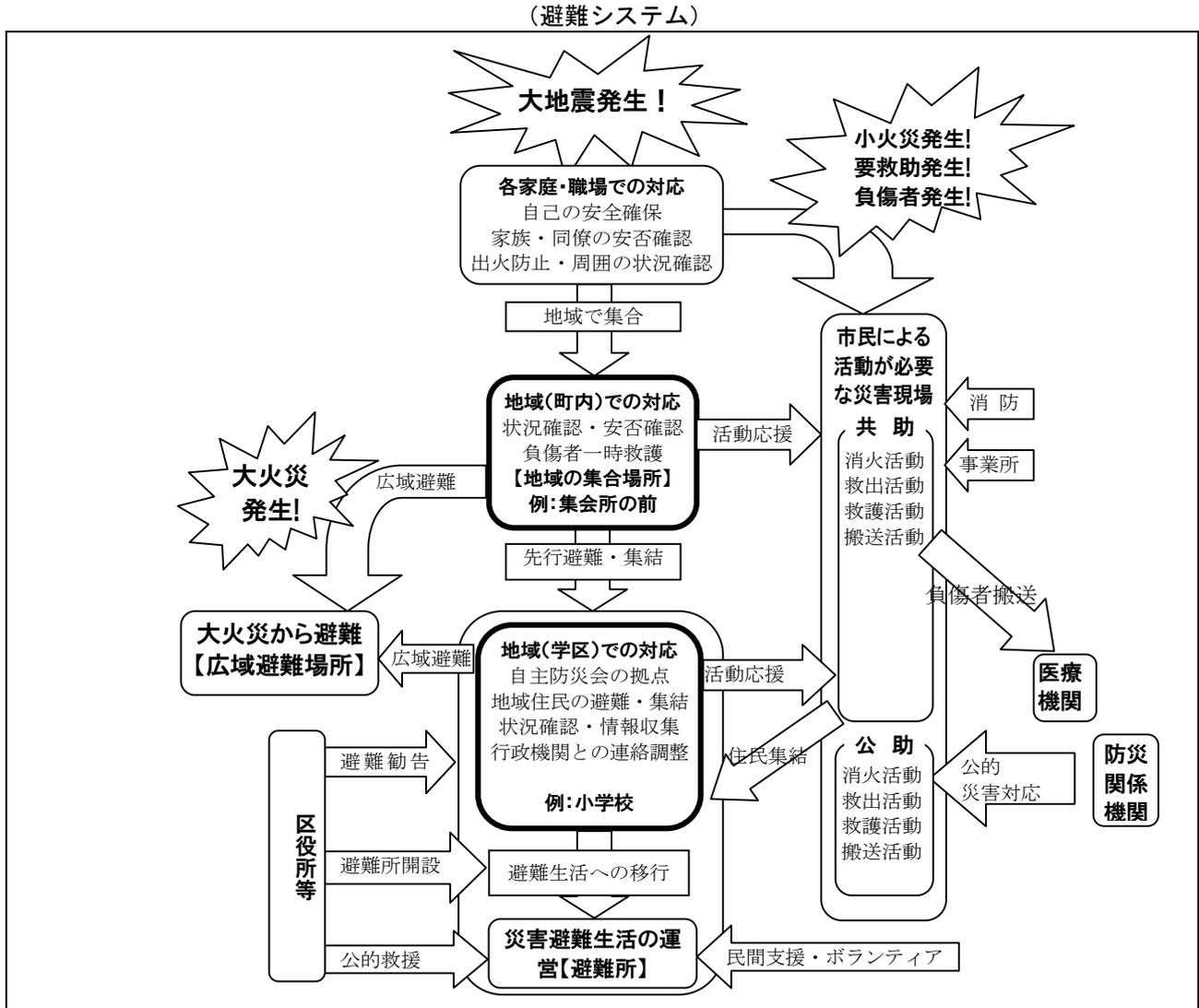
※ 避難誘導標識等の整備（消防局）

○ 避難誘導標識 253基（平成23年4月現在）

○ 広域避難場所案内板 168基（平成23年4月現在）

(2) 避難システム

大地震が発生し，避難が必要となった場合，地域住民を早期かつ安全に避難させるための避難計画は，次のとおりとする。



ア 避難の地区割り

避難活動計画の合理的運用を図るため、京都市を広域避難地域及び任意避難地域に区分する。

(ア) 広域避難地域

広域避難地域とは、地震に伴う大火災等の二次災害が発生し、避難が必要となった場合、地域住民の避難行動及び防災関係機関の避難誘導等の統制を必要とする地域で、原則としてあらかじめ定められた避難計画に基づいて地域住民が避難する地域をいう。

(イ) 任意避難地域

任意避難地域とは、山間部及び都市周辺部等で、空地や田畑が多くまた山に近い地域で、地震に伴う大火災等の二次災害が発生した場合、地域住民の避難行動が比較的容易で、原則として住民の自主判断に基づいて避難する地域をいう。

イ 広域避難場所等

(ア) 広域避難場所

広域避難場所とは、地震に伴う大火災による二次災害の危険から、地域住民の生命の安全を確保できる場所をいい、広域避難地域内において、あらかじめ市長が指定している。

a 公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、その他公共的な空地帯等で、大火災の輻射熱に対する安全面積が1ヘクタール以上のものとする。

b 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、2㎡とする。

(イ) 地域の集合場所（地域で定める災害時の集合場所）

地域住民が、近隣の安否や周辺被災状況の確認、消火、避難誘導等の災害に対処するために集合する場所

- a 地域住民が集合できる広さがある場所
- b 集合が容易で、地域住民によく知られている場所
(例 小学校、公園、神社、仏閣その他地域行事を行う場所)
- (ウ) 避難救助拠点

避難救助拠点とは、地震に伴う大火災等の二次災害が発生した場合、任意避難地域の住民に対し、災害情報の伝達、収集及び応急救護活動などを行う場所をいい、あらかじめ市長が指定している。

- (エ) 避難路

避難路とは、広域避難場所、避難救助拠点に通じる道路、緑地又は緑道等をいい、住民避難の安全確保等を図るうえで特に重要な役割を担う主要避難路は、原則として幅員15m以上、緑道等にあっては10m以上とする。

- ※ 資料2-3-6-1 避難地区割り計画表
- 資料2-3-6-2 広域避難場所一覧表
- 資料2-3-6-3 避難救助拠点一覧表

(3) 自主防災組織等による避難体制の整備（自主防災組織等）

自主防災組織や自治会、町内会等は、地震後に火災が発生して避難を要する事態が起こることを想定して、近隣の人々が組織的に避難する体制を整備し、自主的な防災訓練等を通じて住民への徹底を図る。

特に、高齢者や体の不自由な方等の要配慮者が被災した家屋に取り残されることがないように、要配慮者の援助に留意した体制を整備する。

⇒ 第3章 6.4 避難を行う

3 地域の集合場所の周知（自主防災組織等）

地域の集合場所は、地域住民が近隣の安否や周辺の被災状況の確認、消火、避難誘導等災害に対処するために集合する場所で、自主防災組織又は自治会、町内会等が自主的に選定する場所である。自主防災組織等の地元組織は、地域の集合場所を地元住民に周知するとともに、地域の集合場所において近隣の人々の安否確認や高齢者など要配慮者への介護など実践的かつ自主的な防災訓練等を実施する。

⇒ 第3章 6.5 地域の集合場所において対応する

4 広域避難場所の防災機能の整備

広域避難場所は、大火災が発生した場合の避難場所となるため、延焼危険から避難住民を守るため、広域避難場所及びその周辺において、消防水利の確保をはじめとする消防機能の整備や避難者に必要な情報を提供するための情報伝達設備などの機能の整備を図っていく。また、広域避難場所については、避難場所としての活用のほか、大規模な災害時には、重要なオープンスペースとして、災害応急活動に係る多目的な活用について検討を図るとともに、必要に応じて複合的な防災機能の整備を図っていくものとする。

(1) 消防水利の確保（消防局）

広域避難場所等の安全性を確保するため、耐震型防火水槽等の整備や防災用倉庫（消火用器材等の格納庫）等の整備を図る。

(2) 通信手段の確保（消防局、区役所）

避難住民に対し必要な情報を伝達するため、防災情報システムの屋外型拡声装置を活用するとともに、NTTと連携して、災害時に特設公衆電話の配備が迅速に実施できるよう、回線の事前布設等について検討を進める。

(3) 複合的な防災機能の整備（行財政局、消防局）

広域避難場所等は、大火災が発生した場合の避難場所としての機能のみならず、災害応急対策の活動拠点や応急復旧に必要な用地としての活用が想定される（臨時ヘリポート、復旧・復興の拠点、がれき仮置場、応急仮設住宅用地等）ため、形態や規模等に応じて、事前に利用計画を検討するとともに、消火機能、情報通信機能、備蓄機能、ライフライン等の必要な機能の確保に向けた整備の促進を図る。

(4) 情報対策チームの体制整備（警察署、消防局、区役所）

警察署、消防署、区役所は、地震発生後に火災が発生し多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を想定し、自主防災組織等と連携した総合防災訓練や区総合防災訓練などを通じて、警察・消防・区職員による情報対策チームによる初期情報収集、区本部への急報、広域避難場所の運営等の活動を検証し、より実効的な情報対策チームの体制を整備する。

⇒ 第3章 6.6 広域避難場所において対応する

5 施設の避難体制の整備（施設管理者）

市庁舎，学校，社会教育施設，社会福祉施設，医療施設等本市の所管する施設，及び駅舎，地下街，大規模小売店舗，その他民間の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，災害発生時において施設利用者及び職員を安全に避難誘導するための体制を具体的に整備する。

⇒ 第3章 6.7 庁舎等施設で避難誘導を行う

6 移送体制の整備（区役所）

地震発生後，山間部などにおいて道路の寸断等により孤立するおそれのある地域を有する区は，住民を緊急的に移送することを想定し，移送手段の確保のための応援要請体制を整備する。

⇒ 第3章 6.8 移送を行う

第7節 避難所運営体制の整備

■ 計画の目的

京都市第3次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）、家屋の倒壊や焼失等により地震発生直後（10時間時点）から約30万人の避難者が発生し、約40日後においても約5～12万人もの市民が避難生活を余儀なくされることが予想されている。

本計画は、多数の避難者の発生に対して、防災関係機関、自主防災組織等の地元組織やボランティア、また、避難者自らも連携して、避難所における避難者の安全を確保し、必要な救援、救護活動の円滑な実施を目的として、あらかじめ必要な措置を定めるものである。

■ 基本方針

区は、京都市第3次地震被害想定での避難者数から、避難所（予定施設）の指定拡充を行い、自主防災組織等の地元組織と連携した避難所の開設、運営体制を整備する。

各局等は、避難所の避難者や要配慮者、また在宅の要配慮者等への援護対策を実施するために、避難者データベース等を活用した体制の整備を図る。

また、避難所において、避難住民等の安全確保や必要な救護、救援活動が迅速に実施できるよう、施設の耐震化や通信機能の確保等の防災機能の整備を推進していく。

1 避難所の開設準備体制の整備

(1) 避難所の指定（区役所）

区長は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく避難者数に応じて、開設が必要となる避難所数を想定し、消防署長と協議のうえ、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ便利などところにある建物の中から、避難所をあらかじめ指定するものとする。

指定に当たっては、各施設管理者等との必要な協議を行い、承諾を得るものとし、人口動態、施設の変更等について毎年調査し、これを更新する。

避難所は、概ね1人につき2平方メートルを基準として100人以上収容することができる建物とする。ただし、山間部その他周囲の状況等により、当該基準によりがたい場合にあっては、その状況を勘案して指定することとする。

(2) 福祉避難所の指定（区役所）

区長は、あらかじめ、区内の公営・民営の社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議のうえ、要配慮者向けの福祉避難所の指定を検討する。

(3) 避難所開設準備体制の整備（区役所、都市計画局）

区は、施設の状態調査から、安全確認を経て、避難所開設指示に至るまでの体制を施設管理者や関係機関と協議し、整備を図っていく。

特に、勤務時間外に地震が発生したときは、区長による避難所の開設指示以前に住民が避難していることを想定し、自主防災組織等の地元組織と連携した避難所開設の準備体制を整備する。

また、都市計画局は、安全な施設に避難者を受け入れるため、避難所の応急危険度判定の実施体制を整備する。

(4) 避難所の開設体制の整備（区役所）

区は、京都市第3次地震被害想定に基づく避難者数から、避難所の予定施設による収容対応能力を判断し、不足すると想定される場合には、予定施設の管理者等と連携して収容可能避難者数の拡充を行う。

特に、勤務時間外に地震が発生し、区の要員が不足し避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、施設管理者及び自主防災組織等の地元組織と連携した避難所の開設体制を整備する。

(5) 避難所の追加指定に伴う運営マニュアルの整備（区役所）

災害が発生し、予定施設だけでは避難者の収容に不足が生じると判断した場合は、区本部長は、他の公共施設等を避難所に追加指定することとしているが、予定施設以外の施設にはデジタル移動系防災無線システムが設置されていないため、予定施設の運営計画とは異なる計画で対応する必要があることから、区は、追加施設の運営マニュアルの整備を図っていく。

⇒ 第3章 7.1 避難所の開設を指示する

⇒ 第3章 7.2 避難所を開設する

⇒ 第3章 7.3 避難所を追加指定する

⇒ 第3章 7.6 福祉避難所を開設・運営する

2 避難所の運営体制の整備

(1) 避難所の運営体制の整備（区役所）

各区は、避難所運営マニュアルに基づいて、施設管理者及び自主防災組織等の住民組織と共同して役割分担による避難所の運営を想定した防災訓練等を実施することにより、相互の意識の向上と連携体制の整備を図る。また、訓練の結果から、避難所運営マニュアルの見直しや、事前に、必要な資料、備品等の配備を行う。

(2) 避難生活の長期化対策（区役所、産業観光局、保健福祉局、総合企画局等）

京都市第3次地震被害想定では花折断層地震が発生した場合、地震発生後約40日目においても約5～12万人の避難者が予測されている。避難生活が長期化した場合には、避難者の健康管理、食生活、精神的なストレス、プライバシーや男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する配慮などが必要になってくる。各区、産業観光局、保健福祉局及び総合企画局等関係局は、関係団体等と連携して、避難生活が長期化した場合の対策を検討しておく。

- ⇒ 第3章 7.4 避難所の運営体制をつくる
- ⇒ 第3章 7.5 避難所を運営する
- ⇒ 第3章 7.7 避難生活の長期化に対応する

3 避難者データベース等の運用体制の整備

(1) 避難者データベース等の作成（消防局）

避難所データベース、避難者データベース、要配慮者データベース（以下「避難者データベース等」という。）は、迅速、的確な災害応急対策を実施するうえで不可欠な情報となる。しかし、京都市第3次地震被害想定によると避難者数は最大約30万人にも達し、本部事務局へ報告される避難者名簿等を短時間でデータベース化することは困難も予想されるため、避難所において、できるかぎりデータベース化を図るなど、避難者データベース等を速やかに関係局、関係機関で活用できるようにする体制を整備することを検討しておく。

(2) 避難者データベース等の活用（各局）

避難者データベース等は、避難所内の避難者及び在宅を含めた要配慮者への援護対策の基礎となるものである。各局等は、京都市第3次地震被害想定による避難者数の想定結果をもとに、所管する災害応急対策活動の詳細計画の作成と実施体制の整備を図り、災害発生後においては、避難者データベース等を活用して迅速な災害応急対策を実施できるようにする。

- ⇒ 第3章 7.8 避難者データベースを作成する
- ⇒ 第3章 7.9 避難者データベースを活用する

4 避難所の防災機能の整備

災害時に、避難者をはじめとする被災者に対し、施設管理者や自主防災組織等の地域住民と連携した迅速、的確な救援が実施できるよう、避難所の防災機能の整備の促進を図る。

- (1) 耐震性の向上及び確保（建築物、設備）
- (2) 防災資器材、備蓄等の整備
- (3) ライフライン機能のバックアップ体制の確保
- (4) 通信機能の確保
- (5) 消防設備等の整備、充実

※ 避難所の拡充（消防局、区役所）

- 阪神・淡路大震災後、選定対象をすべての学校施設や民間施設まで拡大して、作業を実施。平成9年度以降は、民間施設を中心に選定作業を推進

※ 学校施設の耐震性の向上（教育委員会）

- 公立小中学校改築工事
- 公立小中学校校舎補強工事（平成8年度～）

※ 災害対策用電話回線の整備（NTT）

- 市立小中高校全校を対象に、NTT災害対策用特設電話回線を整備（平成9年度）

※ 学校プールのステンレス化、地盤強化、消防採水口の設置

※ 学校グリーンベルト計画の推進（平成8年度～）

※ 太陽光発電システムの整備（平成9年度～）

※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）

- ⇒ 第3章 7.10 地域の災害対策活動拠点として活用する

第8節 火災予防・消防活動体制の整備

■ 計画の目的

京都市第3次地震被害想定では、冬の18時に地震（花折断層）が発生した場合、96件の火災が発生し、初期消火により約20%の出火が火元で消し止められたときの焼失面積が890,000平方メートルと想定している。

震災時には、同時期に火災が多発するおそれがあり、交通機能の麻痺や断水等により消防活動が阻害される可能性が大きいことから、震災時の火災被害を軽減するため、平常時から市民や事業所等への出火防止対策や初期消火体制の充実、強化を図っていく必要がある。

また、事業所等は、万一の場合の地域への影響を十分に認識して、災害時における施設の安全性の確保の徹底及び自主防火管理体制の強化を図っていく必要がある。

更には、災害初期の段階から効率的な消防活動が展開できるよう、指揮体制の強化はもとより、情報収集伝達システム、車両や器材等の施設整備の充実及び消防団の充実強化など、総合的な消防力の強化を図る必要がある。また、他都市の消防機関や防災関係機関との相互連携や自主防災組織や自衛消防組織等との幅広い協力関係を構築し、大規模災害への対処を図る必要がある。

8-1 火災予防

■ 基本方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して火災が発生した場合には、被害が甚大になることが予想されることから、平常時から市民や事業所等に対し、火気等の取扱いに係る意識の向上を図るとともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の措置について指導を図る。

1 事業所の自主防火・防災管理体制の強化

防火管理者、防災管理者を選任する義務を有する防火対象物及び予防規程を定める義務を有する危険物施設における自主防火・防災を強力に推進させるため、防火管理者・防災管理者等による防火・防災管理上必要な業務の適正な執行、自衛消防体制の強化について指導を徹底する。

また、上記以外の事業所に対し、査察による指導を強化し、火災危険の排除及び火災等の災害発生時における初期活動措置等の指導に努める。

(1) 防火管理に関する指導

防火管理者等が中心となって、火災予防に係る日常点検や、出火時の被害を軽減するための自衛消防組織の確保など、自主防火管理体制を確立するよう指導する。

(2) 防災管理に関する指導

一定規模以上の事業所については、防災管理者が中心となって、地震等の災害発生時に、通報連絡、救出救護活動、避難誘導等に当たるための自衛消防組織の確保など、被害を軽減するための自主防災管理体制を確立するよう指導する。

2 市民の防火体制の強化

地震に伴う住宅からの火災の発生や拡大を防止するための取組を推進する。

(1) 出火防止対策の推進

地震に伴う住宅からの火災を防止するために、市民の日ごろからの防火の取組と関係機関、団体等と連携した防火の取組を推進する。

ア 防火意識の高揚

イ 高齢者等の人命安全の確保

ウ 住宅用防災機器等の普及促進

(2) 初期消火技術等の指導

地震時における初期消火体制を確保するため、消火器等の普及促進を図るとともに、起震車等による学習や、防災訓練の実施、京都市市民防災センターでの体験を通じ、初期消火の知識及び技術の習得を指導する。

(3) 一般住宅に対する訪問防火指導の強化

ア 高齢者や身体に障害のある方で、災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅や危険物を使用して家内作業を行っている住宅など、火災危険並びに災害による人命危険度の高い住宅に対

し、防火安全指導を強化し、火災危険等の排除に努める。

イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、火災危険の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。

3 広報活動

防火座談会、防火講習会、防火映画会、防火研究会、巡回広報の実施、報道機関・インターネット・広報媒体等を通じた情報発信及び防火の集い等を次の防火運動期間を中心に実施する。

(防火運動)

名 称	期 間	備 考
文化財防火運動	1月23日～1月29日	1月26日文化財防火デー
春の火災予防運動	3月1日～3月7日	全国一斉
山林防火運動	4月20日～4月26日	
危険物安全週間	6月の第2週	
夏の文化財防火運動	7月12日～7月18日	
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日	全国一斉、11月9日「119番の日」
年末防火運動	12月15日～12月31日	
無火災推進日	毎月5日、20日	

※ 防災催物の開催（消防局）

- 自主防火推進者等の表彰、消防こども大会、消防の図画・ポスター・作文募集及び展覧会等を実施
- 防火のPR等のため、消防音楽隊による演奏会を実施

4 防火対象物の安全化指導

(1) 査察の実施

防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。

※ 資料2-3-8-1 防火対象物の区分

(2) 設備の安全化指導

- ア 消防法に基づく消防用設備等の設置及び維持管理指導を実施する。
- イ 火気又は電気を使用する設備、器具に対する防火上の指導を実施する。
- ウ 遠隔移報システム等による消防機関への火災通報に関する指導を実施する。

(3) 建築の安全化指導

- ア 消防法に基づく建築物の確認、許認可の同意を実施する。
- イ 建築物の防火対策に関する指導を実施する。
- ウ 防災物品の規制及び防災製品の普及指導を実施する。

5 危険物施設災害の予防

危険物を製造、貯蔵又は取り扱っている危険物施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査及び違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物施設における安全を確保する。

(1) 危険物施設の安全化指導

- ア 各施設形態に応じた緊急遮断弁の設置（感震器連動遮断弁、遠隔起動遮断弁等）
- イ 危険物配管の耐震化（配管固定、可とう管継手の使用）
- ウ 危険物タンクの耐震化（タンク架台の固定、地盤の強化等）
- エ 防油堤や流出堤の耐震化（防油堤の目地部及び隅角部の補強、応急措置用の資器材（土のうや粘着シート等）の備蓄等）
- オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒及び落下防止のための防護棚の設置、架台の固定等）

(2) 消火設備の耐震化指導

- ア 消火設備の遠隔起動化
- イ 消火設備機器の耐震化（貯水槽と加圧装置の同一基礎上設置等）
- ウ 消火水源の耐震化（貯水槽内部のコーティング補強等）

(3) 保安教育及び訓練の実施指導

- ア 震災対応措置を明記した予防規程の作成
- イ 予防規程に基づく自衛消防訓練の実施

(4) 施設の点検・補修等

消防法に規定する定期点検が義務となる危険物施設に対し、定期点検の実施及び不備項目についての改修を進める。

8-2 消防活動体制の整備

■ 基本方針

消火、救助及び救急体制の充実をはじめ、情報収集、伝達機能の強化、車両、器材等の整備など、総合的な消防活動体制の整備を図るとともに、広域的な応援体制を確立するために、緊急消防援助隊をはじめとする他都市消防機関の応援隊の受入体制の整備を図る。

また、震災時における消防団の活動体制の充実強化をはじめ、地域における初期消火等の防災活動を効果的に推進するため、自主防災組織、自衛消防組織等との連携を図る。

1 消防指令システム等の活用

(1) 震災警防態勢の整備

- ア 消防隊等の迅速、確実な出動体制を確保するとともに、災害に対する消防対応力を高めるため、コンピューター機能等を導入した消防指令システムを活用する。
- イ 大規模災害対策支援システムにより、市内全体の被害を即時に予測する。
- ウ 災害情報画像伝送システムにより災害発生初期の被害情報等を国、京都府及び他の地方自治体等に対して伝達する。

(2) 震災活動方針決定体制の強化

災害拡大シミュレーションにより収集した被害、災害情報などから、火災の延焼拡大状況や必要な部隊などを予測し、円滑かつ効果的な災害現場活動が行えるように支援する。

- ⇒ 第3章 8.1 震災警防態勢を発令する
- ⇒ 第3章 8.3 震災活動の基本方針を立てる

2 消防活動体制の強化

(1) 消防庁舎等の整備

市街地の拡大や都市化の進展など地域事情の変化による行政需要の増大に対応するため、災害発生時に、消火活動や救助活動などの防災対策活動の拠点となる消防署所を整備するとともに、大規模災害時における消防職員の迅速な召集体制を確保するため、消防職員待機宿舎の整備を図る。

また、耐震性調査の実施結果に基づき、消防署所等の耐震補強を行い、大規模な地震時における活動体制の確保を図る。

※ 資料2-3-8-2 消防署、消防出張所等の配置

(2) 震災時における消防活動の計画

震災時における消防活動を円滑に行うため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた震災時の活動に関する計画を策定し、より効果的な消防活動を展開する。

更に、災害の規模等に応じた、他都市消防機関との応援受援体制を緊急消防援助隊運用要綱や消防相互応援協定等に基づき整備する。

(3) 広域応援体制の整備

迅速な緊急消防援助隊や他都市消防機関応援隊等の応援要請を行うため、災害情報画像伝送システム等による迅速な応援要請の要領を整備するほか、応援部隊の受入体制の整備や他都市消防機関との平時からの情報交換、合同訓練の実施等により、連携を図る。

- ⇒ 第3章 8.2 震災活動の体制を確立する

3 震災活動力の強化

(1) 消防車両、器材等の整備

地震時に予想される同時多発火災による消防活動や建物倒壊等による救助活動等に対応するため、消防車両等の増強や機能整備を図るとともに、救助用器材などを配備及び備蓄する。

- ※ 資料2-3-8-3 消防機械器具の配置状況
- 資料2-3-8-4 救助隊積載装備一覧表
- 資料2-3-8-5 大規模災害対策用備蓄器材配置場所・配置数一覧表

(2) 化学消火体制の整備

左京消防署、山科消防署、南消防署、右京消防署及び伏見消防署に化学車を配置し、併せて各消防署等に化学消火薬剤の備蓄を図る。

- ※ 資料2-3-8-6 化学車の配置
- 資料2-3-8-7 化学消火薬剤の備蓄

(3) 救急体制の整備

ア 事故、災害等による傷病者に対して、高度救命処置を実施する救急救命士を計画的に養成するとともに、高規格救急車や救急救命士用器材等高度応急処置用器材の整備などの救急体制の整備を図る。
イ 市民に対する応急手当の普及啓発により、適切な応急処置を実施できる「災害に強い市民づくり」を推進する。

※ 消防車両、器材等の整備(消防局)

- 大規模災害備蓄器材の整備(平成8年度～)

備蓄場所 南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4 消防活動総合センター

備蓄器材 救助用器材(エンジンカッター、削岩機、チェーンソー、油圧式救助器具等)

救護用器材(エアートント、搬送用担架、三角巾等)

消火用器材(ホース、管そう等)

※ 救急高度化事業(消防局)

- 救急救命士の配置 238名 (平成22年度末現在)
- 高規格救急車の整備 40台 (平成22年度末現在)
- 高度応急処置用器材の整備
- 救急救命処置用器材 40式 (平成22年度末現在)
- 応急手当普及啓発

(4) 消防水利の確保

ア 活用可能水利の実態把握等

震災時には、消火栓が使用不能となることがあるため、次の消防水利の実態把握等に努める。

(ア) 河川、池等の水量、利用可能範囲等の実態把握と利用計画の検討

(イ) 貯水槽等の設置促進と工業用水等の利用計画の検討

(ウ) 平常時には、消防水利として利用していない下水等の応急的な消防水利への利用の検討及び実態の把握

イ 活用上制約のある消防水利への対応

震災時には、使用できなくなる可能性がある次の消防水利について、事前対策と応急措置を検討し、計画を策定する。

(ア) 木造建物の至近にある消防水利

(イ) 電源を必要とする消防水利

(ウ) 飲料水と併用されている消防水利

(エ) 進入路が狭隘で建物倒壊により進入不能となるおそれがある場所の消防水利

(オ) 軟弱な地盤にある消防水利

ウ 消防水利の整備

震災時の同時多発火災及び大規模火災に備え、また、これらの火災から避難住民を守るため、震災水利整備計画に基づき、耐震型防火水槽等を整備するとともに、上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り、更には、学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。

(消防水利の状況)

(平成23年3月31日現在)

水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計
箇所数	23,554	2,701	26 (24)	230	325	1,235	9	28,080

井戸内の () 内の数は、防火井戸を示す。

※ 耐震型防火水槽等の整備 (消防局)

震災消防水利整備計画に基づき整理

- 耐震型防火水槽：100m³ (平成23年度中：7基)
- 耐震型防火水槽：60m³ (平成23年度中：2基)
- 耐震型防火水槽：40m³ (平成23年度中：3基)
- 防火井戸の整備 (平成23年度中：3基)
- 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 (完了) 12基

(5) 航空消防体制の整備

災害発生時には、早期に市内全域の被害状況等を確認するとともに、ヘリテレビ画像伝送システムを有効に活用し、消防指令センターや災害対策本部に被害状況等の映像を送信する体制を整備する。

また、災害時には、ヘリコプターを利用した救急搬送や物資搬送等が効果的に実施できるよう、あらかじめ定める飛行場外離着陸場以外の緊急時に利用可能なオープンスペースを検討しておくとともに、他都市消防機関、自衛隊、警察機関等と必要な情報交換等を行い、相互の連携体制の整備を図る。

(6) 消防団の強化

ア 消防団員の訓練・教育

分団長、副分団長教育、部長教育、普通 (新入団員) 教育、応急手当普及員講習等を通じて、市民指導能力の向上を図るとともに、地震等の大災害に備え小型動力ポンプや救助活動用器材等の取扱いについての教育訓練を実施する。

イ 消防団の基準装備の配置・充実

(ア) 基準装備・器材

各消防分団に配置している基準装備の運用とともに、消防分団の実情に合わせて、軽量化など、より高性能な装備、器材、被服の整備を図る。

(イ) 大規模災害対策用消火・救助活動用器材

消防団の大規模災害に対する活動能力の向上のため、消火活動用器材、救助活動用器材の運用とともに高性能化を図る。

また、広域にわたる災害に対し、効果的な活動を行うため、地域特性を考慮した包括的な器材の整備を図る。

⇒ 第3章 8.4 震災現場活動を行う

※ 資料2-3-8-8 消防団の現況

※ 資料2-3-8-9 消防団の主な装備配置状況

第9節 応急医療体制の整備

■ 計画の目的

災害時における応急医療体制の確保のためには、市内の医療機関の状況把握や初期医療活動を迅速、的確に立ち上げることが重要である。また、大規模な災害に対しては、初期応急救護が終了した後も、慢性疾患患者や高齢者、乳幼児への保健、医療の確保、被災者のメンタルケア、衛生環境の復旧整備などが必要となる。

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定結果の最悪の想定（花折断層地震が発生した場合）では、重傷者数が約3～4万人、中等傷者が約2～3万人、軽傷者が約6～9万人発生すると予測されている。このような膨大な負傷者の発生に対しては、本市の医療機関の活動や消防の救急・救助活動だけでなく、自主防災組織等の住民組織やボランティア医師、地域の医療機関による救護活動、さらには、他都市や医療関係団体からの応援による救護活動など総力を挙げて取り組む。

また、平成19年1月策定の「災害時医療・救護活動指針」に基づき、これらの応急医療活動を相互的かつ効果的に調整するシステムを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資器材の備蓄や調達体制の整備、救急搬送体制の整備を図る。

1 救急医療調整体制の整備

(1) 救急医療調整体制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局は、市災害対策本部が設置され、総合的な応急医療活動が必要な場合に、救急医療の総合的なコーディネートを実施するために組織する「救急医療調整チーム」の活動を実効的なものとするため、平常時から京都府、京都府医師会、日本赤十字社等の関係機関との緊密な連携を行うとともに、市域及び近隣自治体等の医療機関等の実態把握に努め、「災害時医療・救護活動指針」に基づいた、災害時における応急対策が迅速に実施できる体制の整備を図るものとする。

また、各区は、地区医師会等の関係機関と連携し、区内の医療機関等の実態の把握に努め、災害時における区内の医療救護活動の総合的な調整が実施できる体制の整備を図るものとする。

(2) 救急医療機関等との連携体制の確立（保健福祉局、消防局）

保健福祉局及び消防局は、平常時から救急医療機関（京都府知事の認定）との緊密な連携のもと、受入可能人員数、医療設備、診療可能科目等についての把握を行うとともに、救急医療機関以外の医療機関についても同様に実態の把握に努め、大規模災害の救急業務運営に備える。

(3) 災害時における情報連絡体制の確保（保健福祉局、消防局）

保健福祉局及び消防局は、災害時においても、本市と災害拠点病院をはじめとする医療機関との相互の情報連絡が確保できる体制の整備について検討を進めていく。

(4) 医療機関の被害情報収集体制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局及び各区は、医療関係団体と連携し、災害後の医療機関の被害状況を早期に収集できる体制を整備する。

⇒ 第3章 9.1 救急医療のコーディネート体制を整える

⇒ 第3章 9.2 医療機関の被害状況を把握する

※ 医療機関との連携（保健福祉局、消防局）

※ 後方医療体制の整備検討（保健福祉局、消防局）

2 救急医療活動の実施体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の強化（消防局）

消防局は、災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等により、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図る。また、救急救命士の増員の推進を図り、救急活動体制の強化を図る。

(2) 救助・救急用器材等の整備強化（消防局）

消防局は、救助、救急用機械及び器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。

※ 救急高度化事業（消防局）*再掲

○ 救急救命士の養成 ○ 高規格救急車の整備 ○ 高度応急処置用器材の整備 ほか

(3) 市職員・市民への研修（保健福祉局，消防局）

保健福祉局及び消防局は、本市職員をはじめ、市民を対象とした初期救急医療の研修や講習会等の開催を実施するとともに、保健、医療関係職員に対し、災害発生時の役割、応急手当、トリアージ技術等について研修を実施する。

⇒ 第3章 9.3 救護班を編成し、救護所を配置する

※ 医療救護に係る訓練、研修等の実施（保健福祉局，消防局）

3 広域応援体制の整備

(1) 医療関係機関との連携（保健福祉局）

保健福祉局は、京都府、近隣自治体、19大都市等を行う医療救護に関する応援要請や受入れを有効に機能させるため、平常時からの必要な情報交換や調整等を実施する。

(2) 医療関係機関との連携（保健福祉局，消防局）

保健福祉局及び消防局は、災害時に、医療救護活動が迅速、的確に実施できるよう、京都府医師会や関係団体等と連携して、各医療機関等における防災体制の整備や相互の協力体制の促進に努める。

ア 京都府医師会との連携

本市と京都府医師会で締結した「災害時における災害医療救護活動に関する協定」及び「集団救急事故に伴う医師等の協力に関する協定」に基づき、災害医療救護活動及び集団救急事故に対する協力体制の強化を図る。

イ 京都府医師会の医療救護体制の整備

京都府医師会（1班）及び市内13地区医師会（33班）に登録された医療救護班は、協定の内容と「災害時医療救護活動マニュアル」（京都府医師会策定）を熟知し、初動救急セットを常時装備して、要請があれば直ちに出動できるよう日ごろから保健所等との連携を密にする。

(3) 関係機関との合同訓練（保健福祉局，消防局）

保健福祉局及び消防局は、京都府医師会等と連携して災害時医療救護マニュアルの一元化を図るとともに、平常時からの訓練及び研修の実施等を検討する。

(4) 相互応援・受入体制の整備（保健福祉局）

「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、各都市の衛生主管部局は災害時の応援と受入れの共通ルールに基づき、救護班が応援で派遣された場合でも、あらかじめ定められた手続により迅速な医療活動を開始できる体制を検討する。

(5) 「京都市防災マップ（災害医療編）」の整備（保健福祉局）

土地勘のない他都市等からの応援部隊の活動が効果的に実施できるよう、本市の地理的状況が一目で分かる「京都市防災マップ（災害医療編）」の随時改訂を行い、災害発生時の有効な活用を図る。

⇒ 第3章 9.4 救護班の広域派遣要請を行う

⇒ 第3章 9.5 応援救護班を受け入れる

※ 京都市防災マップ（災害医療編）の活用・整備（保健福祉局）

※ 京都府医師会、日本赤十字社等との災害医療救護活動体制の連携（保健福祉局，消防局）

※ 広域応援体制の整備（保健福祉局）

○ 19大都市との応援受援体制の整備

4 後方医療体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備（保健福祉局）

災害拠点病院として市立病院等は、救護所や被災現場から搬送される重傷者等の収容能力を高めるため、施設内の設備の整備、医薬品、資器材等の備蓄、緊急ヘリポートの確保、ライフラインの確保等を目指した設備の拡充に努める。

また、市内の医療機関だけでは対処できなくなる事態に備え、京都府をはじめ近隣自治体等の医療機関との連携を図り、あらかじめ、後送病院の確保体制の整備を図る。

(2) 市内医療機関の防災計画策定の推進（保健福祉局）

災害時の患者受入れ等の後方支援体制の中心的な役割を担う市内各病院に対し、災害時の院内の防災計画の策定を推進する。

⇒ 第3章 9.6 広報医療活動を行う

※ 災害拠点病院（市立病院）の機能強化（保健福祉局）

5 搬送システムの整備

(1) 患者搬送車の確保体制（保健福祉局，消防局）

震災時の患者搬送手段を確保するため、消防機関の救急車のみならず、各医療機関が所有する患者搬送車の活用を含めた搬送体制の確立を検討する。

(2) 広域搬送システムの整備（消防局）

陸路の混乱時を想定して、ヘリコプターを使った広域搬送システムを確立するため、あらかじめ、災害拠点病院内又は周辺に緊急用のヘリポートとして活用可能なスペースの確保を図るとともに、運用方策等について、自衛隊等との連携を図る。

⇒ 第3章 9.7 救急搬送を行う

6 医薬品及び衛生資器材の確保

(1) 医薬品及び衛生資器材の確保（保健福祉局）

応急医療活動に必要な医薬品、衛生資器材を確保するため、市立病院、保健所等において、必要な配備を図るとともに、迅速な調達が行えるよう関係団体や事業者等との協力体制の整備を図る。

(2) 医薬品及び衛生資器材の集積・搬送体制の整備（保健福祉局）

震災時における医薬品及び衛生資器材等の受入れ及び仕分け、搬出等の管理が円滑に実施できるよう、医薬品等の集積、搬送体制の整備を図るとともに、京都府薬剤師会との協定締結等による協力体制の整備を図り、災害時における医薬品等の管理が的確に実施できる体制の整備を図っていく。

⇒ 第3章 9.8 医薬品等を調達する

※ 災害時における医薬品や衛生資器材等の確保体制の整備（保健福祉局）

第10節 緊急輸送体制の整備

■ 計画の目的

大規模災害時においては、災害応急対策が迅速に実施できるよう、緊急輸送を確保するために必要な道路（緊急輸送道路）について、災害直後から発生する緊急輸送の円滑かつ確実な実施が図られるよう配慮する必要があるとともに、道路構造そのものの耐震性の確保とともにネットワークとしての多重化、代替性（リダンダンシー）を確保する必要がある。

また、被災者の救護、救済のために必要となる大量の物資等の輸送を円滑に実施できるよう、輸送手段の確保を図るとともに、緊急輸送の円滑化を図るための措置を講じる必要がある。

■ 基本方針

大規模災害時における緊急輸送道路の確保を図るため、国土交通省、京都府、警察機関及び近隣自治体等と協議しながら緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の計画的な整備の推進を図っていく。

また、大規模災害時においては、緊急輸送道路ネットワーク計画を基にした緊急輸送を円滑に実施するため、車両等輸送力の確保、緊急通行車両の確認等を迅速に実施する体制を整備する。また、陸路からの緊急輸送だけでなく、ヘリコプターの機動力を活用した空路による緊急輸送体制を整備する。

1 緊急輸送ルートの確保体制の整備

建設局は、災害発生後早急に緊急輸送ルートを確保するために、他の道路管理者、京都府警察、消防局等と連携し、道路被災調査、啓開道路の選定、緊急交通路の代替路線判断等を迅速に実施するための体制を整備する。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局）

災害発生時における市民の安全確保、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るために救助・救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員や物資の輸送を行うため、高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と災害時の応急対策活動の拠点となる施設を連絡する道路、又はそれら施設を相互に連絡する道路を、緊急輸送道路（第1次～第3次）として指定し、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。

なお、この計画は、道路の改良や整備の進捗状況に応じて、適宜、見直しを図っていく。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

他の府県からの輸送ルートとなる高規格道路、直轄国道等の広域幹線道路及び京都府庁、京都市役所を結ぶ路線を第1次緊急輸送道路ネットワークとする。

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

以下の防災機関と第1次緊急輸送道路を連絡する道路を第2次緊急輸送道路ネットワークとする。

- (ア) 区役所、土木事務所
- (イ) 警察、消防、自衛隊の救援拠点
- (ウ) 病院等の医療拠点
- (エ) 主要駅等の備蓄及び集積拠点
- (オ) 拠点間ネットワークとして必要と考えられる道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

広域避難場所（うち3ヘクタール以上）へのアクセス道路

(2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局）

緊急輸送道路ネットワークの当面の整備は、地震防災緊急事業5箇年計画に位置付け、整備していく。

なお、人口集中地区（D I D地区）内における4車線未満の道路（2車線以上の道路）については、都市活動による交通需要や都市防災構造化対策事業計画を踏まえ、多車線化を検討するものとする。

(3) 段階的緊急輸送計画方針の熟知（各局、区役所）

各局及び区等は、所管する災害応急対策活動の計画策定に当たっては、段階的輸送計画（本編「第3章 第10節 輸送活動計画 10.7 緊急輸送活動を行う」を参照）を理解し、より緊急度の高い輸送活動の実施を阻害しないよう留意し、所属職員に対しても段階的輸送計画の熟知を図る。

⇒ 第3章 10.1 緊急輸送ルートを確保する

⇒ 第3章 10.7 緊急輸送活動を行う

※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図

2 交通情報収集体制の整備

(1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局）

道路情報収集はマンパワーを中心に、道路管理者相互、警察、消防署その他の防災拠点に当たる各施設から情報収集、伝達能力向上、手段の拡張を検討していくものとする。

なお、警察（公安委員会）で、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、交通用テレビ（ITV）、自動起動型信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と警察（公安委員会）とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。

(2) 緊急交通路指定時情報の伝達体制（消防局、総合企画局）

消防局及び総合企画局は、災害後に京都府警察本部によって緊急交通路が指定され、緊急通行車両以外の車両に対して交通規制がかけられることを想定し、各局等関係機関へ迅速に指定情報を伝達する体制、また市民の理解を得るための広報体制を整備する。

(3) 通行規制実施体制の整備（建設局）

建設局は、京都府警察本部等関係機関と連携し、地震発生後、危険防止のための通行規制の実施体制の整備を図るとともに、通行規制情報の関係機関への連絡体制の整備を図る。

⇒ 第3章 10.2 緊急交通路指定時の対応を行う

⇒ 第3章 10.5 通行規制を実施する

3 輸送力の確保体制の整備

(1) 緊急ヘリポートの確保計画の作成（消防局）

消防局は、災害時にヘリコプターを利用した救急搬送や物資搬送等が効果的に実施できるよう、あらかじめ定める飛行場外離着陸場以外の緊急時に利用可能なオープンスペースを検討しておくとともに、他都市消防機関、自衛隊、警察機関等と必要な情報交換等を行い、相互の連携体制の整備を図る。

（注）本章「第2部 第8章 火災予防・消防活動体制」との共通計画である。

(2) 輸送車両の確保体制の整備（各局、区役所）

大規模災害発生時に膨大な被災者が発生した場合、被災者に供給すべき物資等の量も膨大なものとなる。同時にこれらの物資を搬送する車両等を調達することが必要となる。車両の調達は、市が保有する車両だけでなく、他自治体や民間企業等と協定等を締結して迅速な調達体制を整備する。

また、車両の需要は、物資搬送だけでなく、要員の搬送、負傷者の搬送、遺体の搬送など多様に発生するため、応急活動に必要な車両等の調達体制の整備を図る。

ア 市保有車両の利用体制

各局、区等は、災害対策活動を実施するうえで自局等の保有する車両だけでは不足する場合を想定し、配車要請の手順について熟知を図る。

イ 車両の調達体制の整備

行財政局は、市保有の車両だけでは各局等からの配車要請に対応できない場合を想定し、関係団体等との連携協力体制を整備し、緊急時の車両調達ルートを確認する。

また、災害対策活動を実施するうえで、特殊車両が不足することが予想される各局は、関係団体等との連携協力体制を整備し、特殊車両の調達ルートを確認する。

ウ 物資輸送用トラック等の確保

協定を締結している京都府トラック協会等とは、災害時の運用体制について連絡体制を強化するほか、震災初期等における緊急輸送体制の確保のため、市内輸送業者等と連携協力体制の整備を図る。

エ 要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段の確保のため、市バスの臨時活用方策を検討するとともに、関係業者等との連携協力による緊急調達体制の整備を図る。

オ 単車・自転車・リヤカー等の確保

大規模災害時には、道路機能の麻痺により、特に狭い道路における車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめ細かな情報伝達・広報体制や物資の配給が行えるよう、本市が撤去した路上放置自転車で保管期間の経過したものについての災害時の利用を図るとともに、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

カ 負傷者・死亡者搬送用車両等の確保

災害による負傷者、死亡者の搬送のため、関係団体等との連携協力体制の整備を図る。

⇒ 第3章 10.3 緊急ヘリポートを確保する

⇒ 第3章 10.5 輸送力を確保する

4 緊急通行車両の事前届出

(1) 災害応急対策に必要な緊急通行車両（各局、区役所）

災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両の事前届出制度（各局・区役所）

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、本市が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の事前届出を実施するとともに、災害時においては迅速な活用が可能なように、担当職員に対する確認申請の方法等について周知を図る。

（事前届出の対象車両）

- ア 指定地方行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第13条の緊急自動車は事前届出を必要としない。）
- イ 指定地方行政機関等が契約等により常時専用的に使用する車両
- ウ 指定地方行政機関等が災害時に関係機関、団体等から調達する車両

(3) 緊急通行車両の事前届出に係る手続（各局、区役所）

各局等の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、京都府警察本部の定める緊急通行車両等事前届出書で、車両の使用の本拠地を管轄警察署に届け出るものとする。

事前届出済証の交付を受けたときは、各局・区等において保管するとともに、毎年4月に所管する届出車両等について点検を行い、災害時に迅速に活用できるよう、適正に管理すること。

⇒ 第3章 10.6 緊急通行車両の確認を行う

※ 資料2-3-10-2 市保有車両現況

資料2-3-10-3 緊急通行車両の事前届出

第11節 災害警備・交通規制への連携体制の整備

■ 計画の目的

災害発生後、京都府警察本部は、さまざまな社会的な混乱や交通渋滞等の発生を防止するため、災害警備活動及び交通規制活動等を実施する。

本計画は、京都府警察本部が実施する活動に対し、本市の各局、区役所が連携して対応する必要がある応急対策活動について事前対策としての連携のあり方を示すものである。

■ 基本方針

京都府警察本部が、災害発生後に実施する災害警備活動、交通規制活動のうち、特に本市との連携を強化して実施する避難誘導、行方不明者の搜索、緊急輸送道路の指定に関しては、平常時から情報交換、計画の検討、共同訓練の実施等により連携体制を構築していく。

(注) 本計画は、本編第2章第3部の「第6節 避難応急体制の整備」、「第9節 応急医療体制の整備」、「第10節 緊急輸送体制の整備」、「第19節 行方不明者の搜索・遺体の取扱い・火葬体制の整備」の各計画と重複する内容である。

1 情報対策チームの体制整備（消防局、区役所）

警察署、消防署、区役所は、地震発生後に火災が発生し多数の市民が広域避難場所へ避難する状況を想定し、自主防災組織等と連携した総合防災訓練や区総合防災訓練などを通じて、警察・消防・区職員による情報対策チームによる初期情報収集、区本部への急報、広域避難場所の運営等の活動を検証し、より実効的な情報対策チームの体制を整備する。

⇒ 第3章 11.1 災害警備を実施する

2 救出・救助体制の整備

(1) 救出・救助活動体制の強化（消防局）

消防局は、災害時における多数の負傷者の発生や危険物施設等の被害による特異な二次災害の発生に対応するため、訓練や研修等を実施して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るなど、救出・救助活動体制の強化を図る。

(2) 救出・救助用器材等の整備強化（消防局）

消防局は、救出・救助用機械及び器具の整備、増強を図るとともに、必要な機械、器具の研究開発に取り組む。

⇒ 第3章 11.1 災害警備を実施する

3 緊急輸送ルートの確保体制の整備

(1) 緊急輸送ルートの早期確保体制（建設局）

建設局は、地震発生後早急に緊急輸送ルートを確認するために、他の道路管理者、京都府警、消防局等と連携し、道路被災調査、啓開道路の選定、緊急交通路の代替路線判断等を迅速に実施するための体制を整備する。

(2) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局）

道路情報収集はマンパワーを中心に、道路管理者相互、警察、消防署その他の防災拠点に当たる各施設からの情報収集、伝達能力向上、手段の拡張を検討していくものとする。

なお、警察（公安委員会）で、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、交通用テレビ（ITV）、自動起動型信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と警察（公安委員会）とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。

⇒ 第3章 11.2 交通規制を行う

4 搜索体制の整備

(1) 行方不明者の搜索体制の整備（消防局、区役所）

京都市第3次地震被害想定結果では、最悪の場合3.3～5.4千人もの死者が発生することが想定されている。各区は、所轄の警察署と連携して住民から行方不明者の届出があった場合の対応体制を整備するとともに、警察署、消防署（消防団）（ただし震災活動の終了時に限る。）等の防災関係機関と連携した情報収集体制を整備する。

(2) 遺体安置所設置体制の整備（区役所）

各区は、所轄の警察署と連携して遺体安置所の予定施設について検討を行うとともに、警察署による検視への協力、身元の確認、遺体の引渡し等の体制整備を行う。

⇒ 第3章 11.1 災害警備を実施する

第12節 食料の確保体制の整備

■ 計画の目的

大規模災害発生時には、流通機構の混乱により、日常生活に不可欠な飲料水や食料、生活必需品等の確保が困難となることが予想される。

大規模災害が発生した場合、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することは困難であるとの前提で、市民、事業所に対して、「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

同時に、大規模災害発生直後においては、市民や事業所の備蓄物資を活用するとともに、本市の保有する公的備蓄物資の供給、飲料水の供給の迅速な実施体制を強化していく必要がある。また、その後の飲料水や物資等の需要の増大を予想し、大量の物資等の調達、供給体制の整備を図ることが重要である。

12-1 食料の備蓄体制の整備

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定結果によると、最大の被害が予想される花折断層地震が発生した場合、地震直後に約30万人の避難者が発生し、4日目でも約28万人が避難しているという想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料需要が発生することが予想される。

それに加え、地震直後には、道路障害による物資輸送の困難性が発生すると考えられることから、市民、事業所及び公共がそれぞれの役割として食料備蓄を推進していくことが重要であり、備蓄食料によって緊急的に対応している間に、市内の非被災店舗等からの食料調達、広域的な食料調達など、あらゆる手をつくして、市民の安全確保にかかわる食料の確保体制を計画的に推進していく。

1 市民や事業所等における備蓄の推進

(1) 市民の備蓄（市民）

大規模災害時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し、「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもと、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して、最低3日分程度の食料の備えの促進を図る。

(2) 事業所の備蓄（事業所）

大規模災害時に公共交通機関が途絶した場合、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開を図るための応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所等は、大規模災害により食料の供給に混乱や不安が生じると推測される場合、市民の生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが備蓄する食料の供給について積極的に協力する。

2 公的備蓄の充実

大規模災害直後における流通機構の混乱や道路障害、混乱による物資調達や輸送の困難性を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる食料について、計画的に備蓄体制の整備を図るとともに、京都府や近隣自治体等の公的備蓄との連携を図る。

(1) 食料の備蓄（消防局）

京都市第3次地震被害想定結果では、最大約30万人の避難者（要給食者）が想定されている。今後、被害想定結果に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図っていく。また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児などに配慮した食べやすいアルファ化米等の備蓄の充実を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備（消防局）

震災時には、道路等の被害や混雑、また労力等の不足により、備蓄物資の輸送が困難な状況が予想されることから、被災者への供給の迅速化を図るため、備蓄の品目等によっては、分散配備を図る必要がある。そのため、区庁舎や消防庁舎の整備に併せてブロック別に備蓄倉庫の整備拡充を図るとともに、避難所等の地域レベルでの備蓄の整備を進めている。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

※ 備蓄食料の整備（消防局）（平成24年1月末現在）	
○ 乾パン 115,456食	○ アルファ化米 178,350食
○ 粉ミルク 2,316缶	
※ 備蓄倉庫の整備（消防局）	
○ 消防局本部庁舎	○ 深草総合庁舎
○ 東山区総合庁舎	○ 物品センター
○ 醍醐総合庁舎	○ 洛西総合庁舎
○ 上京消防署	○ 災害物資搬送センター
○ 京都アクアリーナ	○ 岩倉東公園
○ ひと・まち交流館京都	○ 京北合同庁舎
○ 京都御池創生館	○ 右京区総合庁舎
○ 伏見区総合庁舎	○ 左京区総合庁舎
※ 地域備蓄倉庫の拡充（教育委員会，消防局）	
○ 概ね中学校区を単位として、学校の余裕教室を活用 平成24年1月末現在 52校設置	

12-2 食料の供給体制の整備

■ 基本方針

大規模災害発生時において、当初は市民や事業所の備え、公的備蓄物資の活用を図るが、なお被災者向け物資が不足する場合を想定し、区内、市内の協力業者等からの食料調達体制の整備、さらには、食料等の緊急調達に関する協定締結に基づく広域的調達体制の整備、また、救援物資等を受け入れるための拠点やシステムの整備を図る。

1 食料供給の準備体制の整備

(1) 避難者用食料供給の準備体制（区役所）

各区は、京都市第3次地震被害想定に基づく区内の避難者数（要給食者数）の予測結果と、区内の食料備蓄量、及び区内の店舗等で緊急に調達可能な食料の数量とを比較し、調達要請すべき食料の数量をあらかじめ把握する。

また、地震発生後等に調査班（勤務時間外は、緊急調査班）が実施する区内の状況調査のルートに、区内の主要な食料取扱い店舗等の被災調査を組み入れるなどして、区内での食料調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

(2) 職員用食料供給の準備体制（各局，区役所）

各局及び区は、災害発生後、自局等の職員用の食料必要量を動員体制別に把握し、自局等の備蓄食料、及び近隣店舗等での緊急調達可能な食料の数量を比較し、調達要請すべき食料の数量をあらかじめ把握する。

また、近隣店舗の被災調査計画を作成し、自局等での食料調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

(3) 全市的な食料供給体制の早期判断（産業観光局）

産業観光局は、京都市第3次地震被害想定に基づく全市の避難者数（要給食者数）の予測結果と、全食料備蓄量、及び市内の量販店舗等で緊急に調達可能な食料の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請すべき食料の数量をあらかじめ把握し、本市のみでの食料調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

⇒ 第3章 12.1 食料供給の準備をする

2 食料供給体制の整備

(1) 災害物資搬送センターの整備（消防局）

震災をはじめとする大規模災害発生時に、他都市からの救援物資の受入れや、市民、応援救助隊等に対する物資、器材の配給を円滑にするための拠点として、備蓄、集積、搬送等の機能を有する「京都市災害物資搬送センター」の活用を図る。

また、震災時に、必要物資、器材等の需要が増大し、「京都市災害物資搬送センター」だけでは、集積、搬送等に対応できない事態を想定し、既存施設の物資集積・搬送センターとしての臨時的な活用体制の整備を図る。

(2) 物資集積・搬送拠点の運営システムの整備（文化市民局）

備蓄食料の配送に加え、救援物資、調達物資の量が増加した場合、物資の受入れ、仕分け、配送などの物資管理機能が重要となるため、災害物資の集積、搬送及び管理システムの整備を図っていく。

※ 資料2-3-12-2 物資集積・搬送拠点予定地（候補施設）

※ 京都市災害物資搬送センター（消防局）	
○ 場所	伏見区横大路千両松町
○ 構造	鉄骨造2階建て
○ 延床面積	1,500㎡
※ 既存施設等の臨時的活用（候補地）	
○	京都市西京極総合運動公園
○	京都市勸業館（みやこめっせ）
○	京都市横大路運動公園
○	京都府立体育館

(3) 広域的食料の調達体制の整備（産業観光局）

震災時には、本市の備蓄物資や区が実施する緊急調達のみでは不足が予想されるため、産業観光局は、食料の供給を確保するため、他自治体や関係業界等と、協定等の締結を含めて、事前に災害時における協力体制を整備し、緊急調達体制の確立を図るものとする。

※ 資料2-3-12-3 災害時における物資の供給の応援に関する協定書

資料2-3-12-4 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

資料2-3-12-5 社団法人京都青年会議所との災害時における協力に関する協定書

（百貨店等流通機関との協定締結状況）

名 称	所 在 地	協定締結年月日
株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸京都店	京都市下京区 四条通高倉西入立売西町79番地	昭和57年3月30日
株式会社高島屋京都店	京都市下京区 四条通河原町西入真町52番地	昭和57年3月30日
株式会社藤井大丸	京都市下京区 寺町通四条下る貞安前之町605番地	平成9年4月18日
株式会社近鉄百貨店 桃山店	京都市伏見区 桃山町山ノ下32番地	平成9年4月30日
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	京都市下京区 烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地	平成9年11月28日

(4) 職員用の食料の調達体制の整備（各局，区役所，行財政局）

震災時には、災害応急対策に従事する職員は、長期にわたり職場や被災現場において継続的な応急対策に従事することが予想されるため、職員用の食料の確保が必要となる。

各局，区等は、応急対策従事職員が、効率的な応急対策活動が実施できるよう、食料等の備蓄等を含めた確保対策をあらかじめ検討しておくものとする。

また、行財政局は、各局，区等から食料の調達要請がくることを想定し、産業観光局と連携して、生活必需品を取扱う協力業者からの緊急調達体制を整備する。

(5) 関係機関との連携（産業観光局）

産業観光局は、災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るための体制を整備するとともに、経済関係団体等と連携して物資の安定供給対策のための体制を整備する。

⇒ 第3章 12.2 食料供給の方針を立てる

⇒ 第3章 12.3 食料を調達する

3 食料の受入れ・配分体制の整備

(1) 食料受入れ・管理・配給体制の整備（各局・区役所）

各区は、避難所運営マニュアルに基づき防災訓練等を実施し、自主防災組織等と連携した食料の受入れ、管理、配給方法を熟知する。特に、在宅の要配慮者に対する食料の供給体制の整備を図る。

また、各局及び区等は、行財政局と協議して、災害対策職員用の調達食料の受入れ、管理、配給体制を整備する。

(2) 食品衛生の確保（産業観光局、保健福祉局）

産業観光局は、災害時に大量の食料を市内外から調達することを想定し、保健福祉局と連携した食品の安全確保の方策について体制を整備する。

(3) 炊き出しの支援体制の整備（区役所、保健福祉局）

各区及び保健福祉局は、自主防災組織等と連携して、炊き出しの訓練を実施し、資材等の提供や衛生面の指導など、必要な支援方法等の検証を行い、支援体制を整備する。

⇒ 第3章 12.4 食料を受け入れ、配分する

第13節 生活必需品の確保体制の整備

■ 計画の目的

地震等の大規模災害発生時には、流通機構の混乱により、日常生活に不可欠な飲料水や食料、生活必需品等の確保が困難となることが予想される。

大規模災害が発生した場合、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することは困難であるとの前提で、市民、事業所に対して、「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

同時に、大規模災害発生直後においては、市民や事業所の備蓄物資を活用するとともに、本市の保有する公的備蓄物資の供給、飲料水の供給の迅速な実施体制を強化していく必要がある。また、その後の飲料水や物資等の需要の増大を予想し、大量の物資等の調達、供給体制の整備を図ることが重要である。

13-1 生活必需品の備蓄体制の整備

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、道路障害等による物資輸送の困難性が発生すると考えられることから、市民、事業所及び公共がそれぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要であり、備蓄物資によって緊急的に対応している間に、市内の非被災店舗等からの生活必需品の調達、広域的な調達など、あらゆる手をつくして、市民の生活にかかわる生活必需品の確保体制を計画的に推進していく。

1 市民や事業所等における備蓄の推進

(1) 市民の備蓄（市民）

大規模災害発生時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し、「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもと、震災による都市機能の停止等を考慮して、生活必需品等の非常持ち出し品の備えの促進を図る。

(2) 事業所の備蓄（事業所）

大規模災害発生時に公共交通機関が途絶した場合、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開を図るための応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所等は、大規模災害により生活必需品等の供給に混乱が生じると推測される場合、市民の生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが保有する資機材、生活必需品等の供給について積極的に協力する。

2 公的備蓄の充実

震災直後における流通機構の混乱や道路障害、混乱による物資調達や輸送の困難性を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる食料や物資等について、計画的に備蓄体制の整備を図るとともに、京都府や近隣自治体等の公的備蓄との連携を図る。

(1) 生活必需品の備蓄（消防局）

避難所生活等で災害発生直後に早期に必要な品目について、今後、地震被害想定結果等に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図る。

なお、備蓄品目等については、高齢者、乳幼児等に配慮した品目の整備を進める。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

※ 備蓄物資の整備（消防局）（平成24年1月末現在）

○ 毛布（真空パック）	61,778枚	○ シート（約20㎡）	6,485枚
○ 可搬型浄水機	80基	○ 組立式仮設トイレ	364基
○ マンホール利用型仮設トイレ	870基	○ 差込便器	800個

(2) 備蓄倉庫の整備（消防局）

本章「第3部 第12節 食料の確保体制の整備」参照

13-2 生活必需品の供給体制の整備

■ 基本方針

大規模な災害発生時において、当初は市民や事業所の備え、公的備蓄物資の活用を図るが、なお被災者向け物資が不足する場合を想定し、食料及び生活必需品の緊急調達に関する協定締結、また、救援物資等を受け入れるための拠点やシステムの整備を図る。

1 生活必需品供給の準備体制の整備

(1) 避難者用生活必需品供給の準備体制（区役所）

各区は、京都市第3次地震被害想定に基づく区内の避難者数の予測結果と、区内の生活必需品備蓄量、及び区内の店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握する。

また、地震発生後等に調査班（勤務時間外は、緊急調査班）が実施する区内の状況調査のルートに、区内の主要な生活必需品取扱い店舗等の被災調査を組み入れるなどして、区内での生活必需品調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

(2) 職員用生活必需品供給の準備体制（各局、区役所）

各局及び区は、災害発生後、自局等の職員用の生活必需品必要量を動員体制別に把握し、自局等の備蓄生活必需品、及び近隣店舗等での緊急調達可能な生活必需品の数量を比較し、調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握する。

また、近隣店舗の被災調査計画を作成し、自局等での生活必需品調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

(3) 全市的な生活必需品供給体制の早期判断（産業観光局）

産業観光局は、京都市第3次地震被害想定に基づく全市の避難者数の予測結果と、全生活必需品備蓄量、及び市内の量販店舗等で緊急に調達可能な生活必需品の数量とを比較し、協定締結業者や、京都府、他都市等へ調達要請すべき生活必需品の数量をあらかじめ把握し、本市のみでの生活必需品調達の可否を早期に判断できる体制を整備する。

⇒ 第3章 13.1 生活必需品供給の準備をする

2 生活必需品供給体制の整備

(1) 災害物資搬送センターの整備（消防局）

本章「第3部 第12節 食料の確保体制の整備」参照

(2) 物資集積・搬送拠点の運営システムの整備（文化市民局）

本章「第3部 第12節 食料の確保体制の整備」参照

(3) 生活必需品の広域的な調達体制の整備（産業観光局）

震災時には、本市の備蓄物資や区が実施する緊急調達のみでは不足が予想されるため、産業観光局は、生活必需品の供給を確保するため、他自治体や関係業界等と、協定等の締結を含めて、事前に災害時における協力体制を整備し、緊急調達体制の確立を図るものとする。

※ 資料2-3-12-3 災害時における物資の供給の応援に関する協定書

(4) 職員用の生活必需品等の整備（各局、区役所、行財政局）

震災時には、災害応急対策に従事する職員は、長期にわたり職場や被災現場において継続的な応急対策に従事することが予想されるため、職員用の生活必需品の確保が必要となる。

各局、区等は、災害対策職員が、効率的な応急対策活動が実施できるよう、生活必需品等の備蓄等を含めた確保対策をあらかじめ検討しておくものとする。

(5) 関係機関との連携（産業観光局）

産業観光局は、経済関係団体等と連携して物資の安定供給対策のための体制を整備する。

⇒ 第3章 13.2 生活必需品供給の方針を立てる

⇒ 第3章 13.3 生活必需品を調達する

3 生活必需品の調達体制の整備

(1) 生活必需品受入れ・管理・配給体制の整備（各局，区役所）

各区は、避難所運営マニュアルに基づき防災訓練等を実施し、自主防災組織等と連携した生活必需品の受入れ、管理、配給方法に熟知する。特に、在宅の要配慮者に対する生活必需品の供給体制の整備を図る。

また、各局及び区等は、行財政局と協議して、災害対策職員用の調達生活必需品の受入れ、管理、配給体制を整備する。

⇒ 第3章 13.4 生活必需品を受け入れ、配分する

第14節 応急給水体制の整備

■ 計画の目的

地震等の大規模災害発生時には、水道施設の被害や流通機構の混乱により、日常生活に不可欠な飲料水や食料、生活必需品等の確保が困難となることが予想される。

大規模災害が発生した場合、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することは困難であるとの前提で、市民、事業所に対して、「必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を自らが確保することが不可欠である。」という指導、啓発を徹底する必要がある。

同時に、大規模災害発生直後においては、市民や事業所の備蓄物資を活用するとともに、本市の保有する公的備蓄物資の供給、飲料水の供給の迅速な実施体制を強化していく必要がある。また、その後の飲料水や物資等の需要の増大を予想し、大量の物資等の調達、供給体制の整備を図ることが重要である。

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定結果によると、最も被害が大きい花折断層地震が発生した場合、市内で約52万戸に断水が発生し、復旧には約1.5ヶ月を要するという想定である。このように、水道施設等が、地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となるため、市民や事業所に対し、あらかじめ必要最低限の飲料水の備蓄等の促進を図っていくこととする。

また、飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要である。現在本市では、配水池、貯水槽及び応急貯水槽により、災害の発生直後に必要な飲料水の量（3日程度：1人当たり1日3リットルとして）の確保が可能である。しかしながら、被災者に対し、迅速な応急給水活動が実施できるよう、今後、給水拠点の整備や必要な資機材、浄水機器等の整備を図るとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていく。

1 応急給水の方針

(1) 迅速な応急給水方針の決定（上下水道局）

上下水道局は、京都市第3次地震被害想定結果をもとに、水道施設の断水予測及び避難者数の発生予測をもとに、避難所及び被災市街地内での応急給水需要を予測し、目標とする飲料水量を供給するのに必要な給水用車両等の数量、要員数を把握し、関係団体や他都市への応援要請を含めた応急給水体制を整備する。

(2) 医療機関等重要施設に対する応急給水体制の整備（上下水道局）

上下水道局は、地震発生後、人工透析等の医療設備が備えられている医療機関や重要施設から応急給水の緊急要請があった場合を想定し、優先的に車両輸送により給水を行えるよう体制の整備を図る。

⇒ 第3章 14.1 応急給水の方針を決定する

2 応援要請・受入体制の整備

(1) 応援要請体制の整備（上下水道局）

上下水道局は、京都市第3次地震被害想定結果をもとに、地震による水道施設の被害量と現有資機材及び要員での不足量を検討し、あらかじめ関係会社及び相互応援協定締結先と応援要員数や資機材量等の検討を行う。

(2) 応援受入体制の整備（上下水道局）

上下水道局は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく検討の結果、現行の受入計画では、関連会社や応援職員の車両置場、資機材置場等が不足すると判断される場合は、行財政局と協議し、オープンスペースデータベースから車両置場、資機材置場等の予定地を選定する。

⇒ 第3章 14.2 応急給水の体制を整備する

3 応急給水実施体制の整備

(1) 応急給水拠点等の整備（上下水道局）

ア 上下水道局は、浄水場に応急給水基地を設置し、浄水場を基地とする給水車による応急給水体制の整備を図る。

イ 給水拠点として、広域避難場所周辺の消火栓及び配水管から仮設配管による円滑な応急給水体制の整備を図る。

(2) 飲料用貯水槽の整備（上下水道局，消防局）

ア 応急貯水槽（76～100 t）の整備

上下水道局は，配水池から離れた地域の給水拠点として，応急貯水槽の活用を図る。

イ 飲料水兼用型耐震性貯水槽（100 t）の整備

消防局は，地震発生時に，火災時における消火用水を確保するとともに，市民の飲料水の確保を図るため，飲料水兼用型耐震性貯水槽を整備する。

(3) 応急給水資機材の整備（上下水道局）

上下水道局は，応急給水に必要な資機材を資器材・防災センター及び営業所等の備蓄庫に保管するとともに，その充実を図っていく。

(4) 水質保全・衛生管理体制の整備（上下水道局）

上下水道局は，車両運搬や仮設給水栓による応急給水時に，安全な水を提供するために水質の保全と器具の衛生管理を徹底する体制を整備する。

⇒ 第3章 14.3 応急給水を実施する

※ 資料2-3-14-1 応急給水用資機材の備蓄及び整備状況

- ※ 応急貯水槽の整備（上下水道局）
 - 上下水道局資器材・防災センター，東山営業所，山科営業所，九条営業所
- ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 11基（消防局）
- ※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備 1基（ばるるプラザ）
- ※ 応急給水用資機材の整備（上下水道局）

(5) 生活用水の確保（教育委員会，消防局，上下水道局）

避難所となる学校等の施設において，水洗トイレ等の生活用水を確保するための設備の整備，資材の備蓄を行う。また，民間の井戸や雨水等を活用し，地域での生活用水の確保を図る。

ア 井戸の活用（教育委員会）

小中学校等において，施設の改修等に併せて防災スクールウェル（井戸）の整備を図るとともに，民間の既設井戸について，災害時に地域に開放してもらい災害時協力井戸として登録することを働き掛ける。

イ 河川，プールの水の活用（消防局）

大規模な災害時には，学校プールや河川水等を生活用水として活用できるように浄水機の配備や活用を図る。

ウ 下水高度処理水の有効利用（上下水道局）

下水処理場における高度処理水を，災害時には，雑用水（水洗用水，冷却用水，防火用水，清掃用水等）として利用する。

エ 雨水の有効利用（上下水道局）

下水道の雨水貯留施設に貯留されている雨水を災害時において防火用水や雑用水として活用を図る。

- ※ 災害時協力井戸登録 587件（消防局）
- ※ 浄水機器の配備 80基（消防局）
- ※ 下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局）
- ※ 雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会）

4 広報体制の整備

(1) 広報・問い合わせへの対応体制（上下水道局）

上下水道局は，地震発生直後から24時間体制で市民からの問い合わせ及び報道機関からの問い合わせに対応できる体制を整備するとともに，広報車による広報や，広報紙の発行体制の整備も図る。

(2) 広報内容の共有化体制（上下水道局）

広報体制の整備に当たっては，文化市民局（緊急問い合わせ班）や総合企画局（広報印刷物の発行）と連携し，被災者により正確な情報を提供できるように，広報内容を共有化できる体制を検討する。

⇒ 第3章 14.4 応急給水の広報活動を実施する

第15節 防疫・保健衛生活動体制の整備

■ 計画の目的

京都市第3次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）、地震発生直後から約30万人の避難者が発生することが予想される。また、地震後約40日時点においても約5～12万人もの避難者が予想される。

本計画は、避難所等における保健衛生の確保を図り、また、被災者の健康面、精神面のケアを図るため、事前対策として実施すべき事項を定めるものである。

■ 基本方針

震災時に、避難所や被災地域等において、保健予防活動や防疫活動が迅速、的確に実施できるよう、必要な活動体制や資器材等の整備を図る。また、慢性疾患患者に対する措置の実施や高齢者や乳幼児等の保健予防対策の充実を図る。

1 防疫・保健衛生指導體制の整備

(1) 食品取扱等の保健衛生指導體制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局及び各区は、京都市第3次地震被害想定における避難者数及び要給食者数の想定をもとに、避難所における保健衛生や食品取扱いの広報・指導に要する要員数を検討し、関連団体等と連携した保健衛生指導體制を整備する。

(2) 応急給水、仮設トイレの保健衛生指導體制の整備（保健福祉局、区役所、上下水道局）

保健福祉局及び各区は、上下水道局と連携して、京都市第3次地震被害想定における水道施設及び下水道施設の被害予測結果から、避難所や被災地内での応急給水の方法や仮設トイレの設置方法を想定し、飲料水の衛生管理指導體制、仮設トイレの衛生管理指導體制の整備を図る。

(3) 防疫体制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局及び各区は、地震発生後の被災地における感染症の発生を予防するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づく万全の体制を整備する。

また、被災地内において感染症が流行するおそれがある場合を想定し、医療関係機関と連携して予防対策を実施する体制を整備する。

⇒ 第3章 15.1 保健衛生指導を行う

⇒ 第3章 15.2 防疫活動を行う

2 家畜・ペット動物等への対応体制

(1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局）

産業観光局は、関係機関と連携して震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。

(2) 被災ペット動物等への対応体制の整備（保健福祉局）

保健福祉局は、ペット動物の飼い主の被災や避難により放置されるおそれのあるペット動物について、獣医師会や動物愛護協会、ボランティア等と連携した保護収容対策の検討を行う。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、関係機関と連携を取り保護収容対策を検討する。

⇒ 第3章 15.3 被災家畜（動物）等への措置を行う

3 避難生活の長期化対策

京都市第3次地震被害想定結果によると、地震発生後約40日の時点における避難者数は、最悪の場合（花折断層地震）約5～12万人にも達する。保健福祉局及び各区は、このような避難生活の長期化に備え、避難者の健康相談や心のケア対策を実施する体制を整える。

(1) 健康相談（保健福祉局、区役所）

保健福祉局及び各区は、各関係機関やボランティア等と連携して、避難所や高齢者等の要配慮者のいる被災家庭、応急仮設住宅等の避難者や被災者に対する健康相談の実施体制を整備する。

(2) 心のケア対策（保健福祉局）

保健福祉局は、精神科医療機関等と連携をとり、避難所等での巡回相談や電話相談、ポスター等による普及啓発の体制を整備する。特に、小児のPTSD（心的外傷後ストレス障害）について、専門医の確保が困難なことが予想されるため、広域的な関係機関との連携体制を強化する。

⇒ 第3章 15.4 避難生活の長期化に伴う対策を行う

※ 「こころの健康増進センター」における災害後の心のケア対策の検討（保健福祉局）

第16節 障害物の除去体制の整備

■ 計画の目的

本計画は、災害時において、道路交通機能を確保し、応急対策を迅速に実施するために道路の障害物を早急に除去するための体制の整備、及び、河川における二次災害防止のための障害物除去、住宅内の障害物除去体制の整備方針を定めるものである。

■ 基本方針

災害発生後、道路や河川、住宅内障害物を緊急度に応じた的確に処理するため、管理施設等の被害情報を迅速に把握する体制を整備するとともに、関係機関と連携した障害物処理体制を整備する。

1 障害物除去体制の整備

(1) 障害物情報の収集体制の整備（建設局）

建設局は、災害発生後の道路や河川、住宅内の障害物情報を迅速に収集するための情報収集体制を整備する。

(2) 応援要請体制の整備（建設局）

建設局は、障害物の除去作業に当たって、必要な要員、機械等が不足する場合を想定し、建設関係機関・団体等からの緊急借入れを実施するため、平常時から関係機関・団体の連絡先の把握に努め、連携体制をとるように努める。また、関係機関・団体等に対し、平常時から防災啓発を行い、協力を要請するよう心がける。

また、他都市等へ応援を要請する場合を想定し、迅速な応援要請手続が実施できるよう、職員への熟知と体制整備を図る。

⇒ 第3章 16.1 情報を収集・整理・報告する

⇒ 第3章 16.2 障害物の除去方針を決定する

⇒ 第3章 16.3 障害物の除去体制を確立する

※ 資料3-16-1 災害発生時における応急対策活動に関する協定書

2 障害物除去計画の検討

(1) 障害物仮置場予定地の検討（建設局）

災害発生後の緊急輸送路を確保するためには、緊急交通路候補路線や緊急輸送道路計画路線における障害物の除去は緊急度の高い活動である。また、河川障害物についても二次災害を防止するために、緊急な対応が必要となる。そのため、除去した障害物を最終処分地まで運ぶ時間的余裕がなく、除去障害物の仮置場の確保が必要となる。

建設局は、他の道路（河川）管理者や道路（河川）占有者及び京都府警察本部と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路近くに障害物仮置場予定地を計画し、災害発生後、共同して運用する体制を検討する。

(2) 障害物処分体制の整備（建設局，環境政策局）

建設局及び環境政策局は、障害物仮置場に搬入される障害物の処分体制に関して連携して検討を行い、最終処分地への搬送等の処分体制の整備を行う。

⇒ 第3章 16.4 障害物仮置場計画を策定する

⇒ 第3章 16.5 道路障害物を除去する

⇒ 第3章 16.6 河川障害物を除去する

⇒ 第3章 16.7 住宅内に流入した障害物を除去する

⇒ 第3章 16.8 除去障害物を処分する

第17節 災害廃棄物処理体制の整備

■ 計画の目的

大規模な災害発生時には、大量のがれき、粗大ごみ等の発生が予想されるとともに、生活ごみや粗大ごみの収集についても、道路交通の混乱やライフライン施設の被害等により困難な状況が想定される。

本計画は、災害復旧及び市民の生活環境の保全上重要となる、災害廃棄物の処理体制の整備計画を示すものである。

■ 基本方針

京都市第3次地震被害想定によると、最も被害の大きい花折断層地震が発生した場合、約12万棟の家屋の全壊、4万棟以上の家屋の半壊が予想されている。これらの損壊家屋の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等の災害廃棄物は、長期間にわたり大量に排出されるおそれがある。

これらの災害廃棄物を迅速かつ安全に処理するため、平常時から関係団体や他都市等と支援体制を構築し、震災時必要となる資機材の確保体制の整備を図る。

また、がれき仮置場計画を策定するとともに、廃棄物処理業者やリサイクル業者からの情報収集を行い、震災時における活用を図る。

1 災害廃棄物処理支援システムの構築

(1) 災害廃棄物処理システムの運用（環境政策局）

環境政策局は、災害発生時における災害廃棄物処理実施計画、有害廃棄物保管事業所調査計画等の策定に必要な資料を得て、的確な初動体制を確立するために、災害廃棄物発生量の把握、収集運搬シミュレーション及び有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。

(2) がれき仮置場の事前計画の策定（環境政策局）

震災時には、短期間に大量のがれき等が発生することが予想されるため、環境政策局は、平常時からがれき仮置場候補地のリスト化及び行財政局のオープンスペースデータベースによる利用調整を行い、震災後のがれき仮置場指定の迅速化を図る。

⇒ 第3章 17.1 被害情報の収集・連絡を行う

⇒ 第3章 17.2 災害廃棄物処理計画を策定する

2 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 広域応援要請体制の整備（環境政策局）

環境政策局は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき災害廃棄物の発生量及び処理に必要な要員、資機材等の量を把握し、広域的な応援要請が必要であると判断される場合には、あらかじめ関係都市等と連携した広域応援体制の整備を図る。

(2) 災害廃棄物の処理体制の整備（環境政策局）

環境政策局は、障害物仮置場に仮置きされる災害廃棄物の処理体制に関して、道路管理者、河川管理者等と連携して検討を行い、最終処分の体制を整備する。

また、災害により被災した建築物の処理に関し、平常時から関係機関・団体の連絡先の把握に努めるとともに、災害廃棄物処理の啓発を行い、協力を要請するよう努める。

⇒ 第3章 17.3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物を処理する

⇒ 第3章 17.4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する

⇒ 第3章 17.5 被災建築物の除去に係る特例措置を適用する

3 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備

(1) 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備（環境政策局）

災害時のごみ排出量は、通常時のごみ排出量を大きく超えることが予想される反面、ごみの収集効率の低下が予想される。環境政策局は、災害時においても、可能な限り既存の収集体制の維持を図るため、他都市への応援要請、一般廃棄物収集運搬業者への協力要請が迅速に進められる体制を整備する。

(2) 生活系ごみ・粗大ごみの処分体制の整備（環境政策局）

環境政策局は、収集したごみの処理方法に関し、仮置場への破砕機の設置、他都市に対する可燃物の焼却依頼、最終処分の他都市への依頼や民間処分地への依頼などの処理計画の検討を行う。

⇒ 第3章 17.6 生活系ごみ・粗大ごみを収集運搬する

⇒ 第3章 17.7 生活系ごみ・粗大ごみを処分する

4 環境対策への備え

(1) リサイクルの推進体制の整備（環境政策局）

環境政策局は、平常時から、リサイクル業者情報のデータベース化等を図り、リサイクルルートの確保に努める。

(2) 環境汚染への配慮（環境政策局）

環境政策局は、被災家屋等の無秩序な解体を抑制するために、平常時から、解体業者向けマニュアルを作成し、指導啓発に当たる。

⇒ 第3章 17.8 環境に配慮する

第18節 し尿処理体制の整備

■ 計画の目的

災害時のし尿処理対策（トイレの確保）は、速やかに対応策を講じなければ、衛生上の問題を含めて、被災者の精神的、肉体的なストレスを生じることとなる。

公共下水道の普及率が高い本市においては、大規模な震災時には、建物や下水道管に被害を受けたり、断水、停電等で上水道が止まれば、多くの水洗トイレの使用が困難になることが想定され、早期の段階から被災者のトイレのニーズが生じてくる。

また、平常時のし尿の収集体制が縮小される現状において、大量に発生するし尿の処理対策を検討していく必要がある。

そのため、大規模な震災時に備えて、下水道施設や水道施設等の耐震化を進めていくとともに、仮設トイレ等の確保対策及びし尿の緊急的な処理対策を整備していく必要がある。

■ 基本方針

災害時、特に震災時におけるし尿処理対策については、水道水に代わるトイレ用水の確保を図り、被害を受けていない既設トイレの活用を第一義的に図るとともに、仮設トイレの備蓄、調達体制の整備を図っていく。

また、し尿の収集処理の課題に向けて、公共下水道を利用した災害時トイレの整備やトイレ需要の対象、立地等を考慮した効果的な災害時のし尿処理対策について検討を図っていく。

1 し尿処理体制の整備

(1) 既設トイレの活用（市職員、施設管理者、自主防災組織等）

災害発生時において、建物倒壊等により直接既設トイレが損傷を受け使用できない場合を除き、断水等で既設トイレが使用できない場合は、家庭の風呂の残り水、施設の受水設備の残留水など水道水に代わるトイレ用水を確保して既設トイレの利用を図るよう普段から習熟しておくよう周知に努める。

また、避難所等においては、建物倒壊等による被害を受けていない場合においても、断水、停電による受水設備の停止などで既設の水洗トイレが使用できなくなることが想定されるが、当該施設内のプール、井戸、池等や当該施設近辺の水源からトイレ用水の確保を図り、既設トイレの活用を図るよう市職員、施設管理者、自主防災組織等は避難所運営マニュアルの習熟や訓練の実施に努める。

(2) 仮設トイレの確保体制の整備（環境政策局）

被害の状況、地域の状況によっては、既設トイレの活用が困難な場合や、利用可能な既設トイレが不足する場合が想定されるため、仮設トイレの備蓄を計画的に図っていくとともに、他の自治体や企業等との連携を図り、調達体制の整備を図っていく。

(3) し尿処理体制の整備（環境政策局）

仮設トイレの多くは、し尿貯留型のため、し尿収集を必要とすることから、仮設トイレの調達とともに、し尿収集車両の確保、し尿の収集体制の整備について検討を進めていく。

また、収集運搬したし尿の処理方法について、上下水道局と連携して、下水処理場やマンホールへの投入及び近隣市町処理場への応援依頼等、適切な処理計画の検討を行う。

⇒ 第3章 18.1 し尿処理の基本方針を策定する

⇒ 第3章 18.2 仮設トイレを配置する

⇒ 第3章 18.3 し尿処理を実施する

2 災害時トイレの整備

災害時、とりわけ大規模な震災時におけるトイレの確保対策については、多くの課題が残されているため、下記の対策のみならず多面的な取組を進めていく必要がある。そのため、関係部局等による一層の検討を進めていくとともに、国や他都市等の研究を参考にした取組を推進していく。

(1) 公共下水道を利用した災害時トイレの整備（消防局、上下水道局）

仮設トイレの活用と併せて、災害時におけるし尿処理対策を効果的に実施する有効な手段として、公共下水道を利用した災害時トイレの整備を目指していく。

なお、公共下水道を利用した災害時トイレについては、し尿収集を必要としないという利点の反面、設置場所の限定や移動困難という課題があるため、整備に当たっては、これらを考慮した対応を図っていくものとする。

ア 下水道管接続型災害時トイレ

震災時に市街地火災が発生すると、多数の市民が長時間にわたって広域避難場所に避難することが想定され、更に広域避難場所を含めた市内のオープンスペースを災害応急対策活動の態様に応じて長期間、継続的、多目的に利用していくことが想定されるなどから、これら災害時の応急対策の拠点となる施設において、公共下水道管に接続した配管上にトイレに転用できるマンホール（枡）を設置した下水道管接続型災害時トイレの計画的な整備を目指していく。

イ 町角下水道マンホール利用型災害時トイレ

震災時、断水等で既設トイレが使えない地域、避難所に避難を要しない在宅の被災者などのトイレ需要に対応する必要があるため、マンホール周囲の建物状況、下水道管口径等の施設状況等を踏まえて、町角下水道マンホールを利用した災害時トイレの計画的な整備を目指していく。

- ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（消防局，環境政策局）
 - 組立式仮設トイレ 364基（平成24年1月末現在）
- ※ し尿収集体制の整備（環境政策局）
- ※ 公共下水道を利用した災害時トイレの整備（消防局，上下水道局）
 - 接続型災害時トイレの整備
 - マンホール型災害時トイレの整備
 - マンホール利用型仮設トイレ 870基（平成24年1月末現在）
- ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（消防局，環境政策局等）

第19節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬体制の整備

■ 計画の目的

京都市第3次地震被害想定によると、最悪の場合（花折断層地震）、3.3～5.4千人もの死者が発生することが想定されている。本計画は、このように多数の行方不明者や死者が発生した場合の、行方不明者の捜索体制、遺体安置所における遺体の取扱い体制、火葬体制について定めるものである。

■ 基本方針

大規模な災害により多数の行方不明者や死者が発生した場合を想定し、関係機関と連携して、行方不明者の捜索、遺体の取扱い体制を整備するとともに、他の自治体や関係業界等への応援要請体制の整備を図る。

1 捜索体制の整備

(1) 行方不明者の捜索体制の整備（消防局、区役所）

各区は、所轄の警察署と連携して住民から行方不明者の届出があった場合の対応体制を整備するとともに、警察署、消防署（消防団）等の防災関係機関と連携した情報収集体制を整備する。

(2) 救出・救助体制の整備（消防局）

本章「第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備」参照。

⇒ 第3章 19.1 行方不明者を捜索する

2 遺体の取扱い体制の整備

(1) 遺体安置所予定施設の検討（区役所）

各区は、所轄の警察署と連携して遺体安置所の予定施設について検討を行うとともに、警察署による検視への協力、身元の確認、遺体の引渡し等の体制整備を行う。

(2) 遺体の取扱い体制の整備（区役所、本部事務局、保健福祉局）

各区は、遺体安置所が開設された場合を想定し、関係法規に基づく遺体の取扱いに関して習熟するとともに、関係機関・団体等に対する応援要請体制を整備する。

本部事務局は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、遺体安置所における納棺用品等必要資器材の必要量を把握し、協定に基づく関係団体等との資器材調達体制の整備を図る。

また、保健福祉局は、区役所と連携して、遺体安置所における遺体の処理要員の確保体制の整備を図る。

⇒ 第3章 19.2 遺体安置所を開設する

⇒ 第3章 19.3 遺体を取扱う

3 火葬体制の整備

(1) 火葬の応援要請体制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局は、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、本市の火葬場の有する能力以上に死者が発生した場合を想定し、他都市に対する応援要請体制の整備を図る。

また、区役所と連携して、火葬の対象となる死者が多数となった場合の火葬許可書の発行体制など、的確な火葬手続体制の整備を図る。

(2) 遺体の搬送体制の整備（保健福祉局、消防局）

保健福祉局及び消防局は、京都市第3次地震被害想定に基づき、本市又は他都市の火葬場へ搬送する遺体の搬送用車両の量を把握し、防災関係機関や団体と連携した搬送体制の整備を図る。

⇒ 第3章 19.4 火葬計画を策定する

⇒ 第3章 19.5 火葬を行う

第20節 文教体制の整備

■ 計画の目的

本計画は、災害時において各学校（幼稚園）における児童生徒の安全確保の方針を定めるとともに、早期の学校教育再開の体制整備を図るための計画である。

また、文教施設の多くが避難所として指定されていることから、区役所と学校園が連携し避難所への対応体制の整備を図る。

■ 基本方針

各学校園は、児童生徒の在校時における災害発生を想定し、まず、児童生徒の安全確保を最優先とした対応体制の整備を図る。また、京都市第3次地震被害想定における学校施設の被害想定結果や、被災（避難）者の発生予測数に基づき、応急教育の実施体制及び学校教育の再開体制の整備を図るとともに、区役所と連携した避難所への対応体制の整備を図る。

1 児童生徒の安全確保体制の整備

保育園、幼稚園の幼児、小・中・特別支援・高等学校の児童生徒を対象とし、各々の発達段階に応じた防災教材を作成し、日ごろの備えや災害時の対応の方法などの防災教育を実施することにより、災害に関する知識を深め、災害への対応力の育成を図る。

また、教職員、保育士等に対し、幼児、児童等の安全確保のため消防署等と連携して防災訓練や防災研修を実施するとともに、応急救護に関する知識、技術の習得を図る。

(1) 児童生徒に対する防災教育（学校園）

「学校安全の手引」（市教育委員会編）に基づき、小・中学校の児童生徒を対象に、地震等の災害時の避難や心構えについて、具体的行動（対策）についての関心を高める。

ア 各教科を通じての防災安全教育

イ 「安全ノート」を活用した防災安全教育

ウ 防災訓練等学校行事の実施

(2) 各家庭への防災啓発（学校園）

ア 学校だよりの活用（避難訓練等校内防災行事の通知等）

イ 児童生徒の引渡し訓練等を含む防災訓練での共同行動

ウ PTA等との連携を通じた防災組織づくり

(3) 地域との連携（学校園）

学校等における防災教育、安全管理を効果的に進めるため、消防署や警察署、自主防災組織等との連携を緊密にする。

ア 地域で実施される防災訓練への積極的な参加

イ 災害発生時における避難方法、避難場所の確認と連携のための協議

(4) 教職員等を対象とした防災教育（学校園）

幼児、児童生徒の安全確保を図るため、各種研修を通じ、防災や応急救護に関する知識、技術の習得、災害への対応力の向上を図る。

（注）本計画は、本章「第2部 第2章 災害に強い人づくり」の再掲である。

⇒ 第3章 20.1 学校園の初期活動を行う

⇒ 第3章 20.2 児童生徒の安否確認を行う

2 応急教育・学校教育再開体制の整備

(1) 応急教育実施体制の整備（教育委員会）

教育委員会は、京都市第3次地震被害想定による学校施設の被害予測結果を基に、被害の程度に応じた応急教育の実施体制を検討する。

(2) 学校教育再開体制の整備（教育委員会）

教育委員会は、京都市第3次地震被害想定による被災者数の予測結果を基に、被災児童生徒、教職員の総量を想定し、学校教育再開のための就学援助、教職員確保、児童生徒等の精神的ケア等への対応体制を整備する。

⇒ 第3章 20.3 教育部の初動活動を行う

⇒ 第3章 20.4 応急教育を実施する

⇒ 第3章 20.5 学校教育の再開に向けて対応する

3 避難所の運営支援体制の整備

(1) 施設の開放の事前検討（学校園）

各学校園は、区役所と連携して京都市第3次地震被害想定による避難者の発生予測結果を基に、避難者が多数となった場合を想定し、体育館以外の学校施設の開放に関して事前の検討を行う。また、夜間、休日等の時間外に地震が発生し、区の要員が不足し避難所に要員派遣ができなくなる事態を想定し、自主防災組織等の地元組織と連携した避難所の開設体制の整備を図る。

(2) 避難所の共同運営体制の整備（学校園）

各学校園は、学校園における応急教育実施と、避難所としての被災者への開放が同時に進行することを想定し、区役所や自主防災組織等と連携した共同運営体制の整備を図る。

⇒ 第3章 20.6 避難所の運営を支援する

第21節 文化財保護体制の整備

■ 計画の目的

京都市に数多く集中している文化財建造物や美術工芸品等は、地震動によって直接の被害を受ける可能性が大きいだけでなく、その地域の条件によっては、地震後の出火、延焼という二次災害によって文化財そのものが焼損する可能性があり、更には、未評価の美術工芸品や資料が処分され、散逸するおそれもあり、その対応のためには、関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家を含めた総合的な対応を行う必要がある。

■ 基本方針

京都市にある文化財は単に京都市のみならず、世界の文化遺産であり、このような文化財を地震による直接の打撃と火災から守るため、平常時から関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家が協力して文化財に対する災害予防対策を推進するとともに、災害時においては、文化財の保護と修復等に重点をおいた体制を整備する。

1 文化財の災害予防対策

(1) 耐震構造補強の推進（文化財の所有者等）

本市内の文化財建造物は木造が中心であり、耐震構造補強等により、倒壊等の被害の防止に努める。

(2) 文化財予防対策の研究（文化市民局）

今後、市指定・登録文化財建造物の防災対策について、震災の直接被害に対する耐震対策とともに、二次災害としての防火対策も含めて、文化庁の指導を受けつつ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」等を参考にしながら必要な対策について研究を進める。

2 美術工芸品等文化財の予防対策

(1) 美術工芸品の転倒、転落防止対策（文化市民局）

市内の国宝・重要文化財等の所有者並びに主要展示施設に対して「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」を送付し、美術工芸品の保存、展示に際しての注意を喚起するとともに、所有者等からの相談に応じる。

また、本市においては多種多様かつ多数の美術工芸品があり、また、木造建造物内に保管されている場合も多い。保管施設の対策も含め、震災等による転倒、転落防止対策については、今後とも文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討する。

(2) 美術工芸品等文化財台帳等の整備（文化市民局）

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また文化財の材質、形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても柔軟な対応が求められる。

特に、文化財は京都の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもと、文化財の所在台帳や写真を整備するなど、保存の現状を把握する。また、未指定、未評価の文化財についても所有者への啓発や所在台帳の整備を検討する。

(3) 美術工芸品等文化財の搬出作業の準備の指導（文化市民局）

損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業を円滑に行うためには、日ごろから次の点について留意するよう指導を行う。

ア 必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制をつくっておく。

イ 搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

⇒ 第3章 21.1 応急措置を行う

⇒ 第3章 21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う

※ 美術工芸品等文化財の予防対策（文化市民局ほか）

3 文化財の火災予防対策

(1) 所有者、管理者への火災予防指導（消防局）

ア 自主防火管理体制の確立

防火管理者等に対し、自主防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研究会、防火座談会等を通じ、防火管理業務の効果的な実践を指導する。

イ 自衛消防体制の充実

自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民による協力体制の確立、育成等を行う。

ウ 文化財レスキュー体制の育成

文化財の近隣の市民が文化財関係者とともに、日常の防火対策や火災発生時の消火、通報、文化財の搬出などの初動活動について連携する文化財市民レスキュー体制の育成等を行う。

エ 防災施設の設置、維持管理

文化財所有対象物について防災施設設置維持指導計画を定め、防災施設の整備拡充又はその維持管理の促進を図る。

オ 喫煙、たき火等を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物の付近及びその内部を、喫煙、たき火等を制限する区域に指定し、一般に公示するとともに、各指定区域に制札による掲示を行い、出火防止を図る。

カ 伝統的建造物群保存地区の防火体制

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本及び上賀茂の各地区に対し、消火器、自動火災報知設備等の防災施設の設置又は維持並びに建物の防火改修の促進を行うとともに、防火座談会、消防訓練等を通じ、地区ぐるみの自主防火体制の充実強化を図る。

(2) 文化財等の消防活動対策（消防局）

ア 国宝、重要文化財に指定された建造物を特別消防対象物（文化財）として指定し、それぞれ現状に応じた特別消防対象物警備計画を樹立運用するとともに、実態把握を行い、現行の防御計画がより効果的に運用されるよう関係計画の整備を図る。

イ 重要な文化財及び登録文化財等の建造物について実態把握を行い、消防活動対策上必要となる重点事項を記録し、整備する。

ウ 搬出保護の対象となる文化財等は、文化財保護法により指定を受けた国宝及び重要文化財、重要有形民俗文化財及び重要な文化財その他の美術工芸品等の文化財等であって、建造物を除き、かつ緊急に搬出しなければ損壊すると認められるものとし、災害時における搬出保護活動のため、平常時からその具体的な方法及び搬出時期について計画を作成する。

エ 文化財対象物の自衛消防体制について、災害時に対処し得るよう育成指導を強化する。

⇒ 第3章 21.3 文化財建造物を火災から守る

(3) 文化財と地域を一体としてまもる取組の推進

大規模な延焼から文化財をまもるためには、文化財とその周辺地域を一体としてまもる取組が必要であり、地域の景観や環境の保全にも配慮しつつ、延焼防止に有効な機能を持つ街路樹や公園・空地の整備、上水道の断水や停電時にも機能し、延焼防止に必要な水量を供給できる消防水利や消火設備の整備、建築物の耐震化・不燃化等の取組を進める。そのため、関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家による検討体制を整備する。

4 文化財防災の連絡、調全体制の整備

京都府、市の文化財保護課、都市計画局、消防局、京都府警察本部、京都大阪森林管理事務所及び文化財保護関係団体による文化財防災対策連絡会を定期的に開催し、相互の連絡、調整及び文化財防災の指導及び啓発を行う。また、文化財の被災時における連絡会の各機関を結ぶ緊急連絡体制の系統的な確立を図る。

5 文化財防災関係助成

本市の貴重な文化財を火災等の災害から守るため、防災施設の設置や維持管理経費に対して補助金を交付しており、今後も防災上必要な事業に助成を行う。

※ 資料2-3-21-1 文化財防災関係の助成制度の概要

6 被災文化財等への対応体制の整備

(1) 文化財の被災調査体制の整備（京都府、文化市民局）

京都府及び文化市民局は連携して、被災した文化財に対し迅速な保存や修復の措置が講じられるよう、文化財の被災調査体制の整備を図る。

⇒ 第3章 21.4 被災調査を実施する

(2) 応援要請体制の整備（京都府、文化市民局）

京都府及び文化市民局は、平常時から文化庁と連携して、文化財が被災した場合の応急措置や一時保管などの応急援助や文化財の修復のあり方について検討を進める。

(3) 文化財専門家との連携体制の整備

指定・登録等の文化財に加え、市内には未指定あるいは未評価の建造物や美術工芸品、さらには民俗資料、史料等が多く所在し、所有者がその価値を理解していない場合も多いと考えられる。こうした文化遺産は、災害発生後、廃棄物と共に処分され、あるいは市内から散逸していく可能性が高いため、平常時には台帳整理や市民への啓発あるいは市民からの相談を受け、災害発生時には、直ちに文化財の被災調査や訪問聞き取り調査、一時保管の手配などを行う役割を果たす、文化財や歴史の専門家による協力体制の整備を関係機関、学術団体、ボランティア団体等に働きかけていく。

第2.2節 要配慮者への対応体制の整備

■ 計画の目的

災害発生時においては、高齢者や体の不自由な方、さらには言葉が通じず京都の地理に不案内な外国人などの要配慮者に被害が集中するおそれがある。本計画は、このような要配慮者に対して、その状態、程度に応じたきめ細かな救援を行うために整備すべき体制を定めるものである。

■ 基本方針

災害時における要配慮者の安否確認体制を整備するとともに、要配慮者向け防災情報の提供、広聴体制、見回り体制等の整備を図り、関係団体や地域住民、ボランティア等と連携した要配慮者への対応体制の整備を図る。

1 安否確認体制の整備

(1) 近隣の助け合い体制の推進（自主防災組織等）

自主防災組織等は、避難訓練等の実施を通じ、平常時から近隣の高齢者等の要配慮者の安否確認や避難時の介護などを実施する。

(2) 緊急安全調査体制の整備（保健福祉局、区役所）

保健福祉局及び各区は、緊急安全調査の対象となる要配慮者のリスト作成計画を検討し、災害発生後の迅速な緊急安全調査の実施体制の整備を図る。

⇒ 第3章 22.1 要配慮者の安否を確認する

2 社会福祉施設等の体制整備

(1) 初期活動体制の整備（社会福祉施設等）

高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の各施設の管理者は、災害時の避難誘導計画を策定し、必要に応じて近隣の自主防災組織等と連携した避難訓練等を実施する。

(2) 災害時の施設運営体制の整備（社会福祉施設等、保健福祉局）

社会福祉施設等は、入所者に対する食料や生活必需品等の備蓄を推進するとともに、物資が不足した場合を想定して、保健福祉局と連携した物資調達体制の整備を図る。

⇒ 第3章 22.2 社会福祉施設等での対応を行う

3 要配慮者向け広報・広聴体制の整備

(1) 要配慮者向け広報体制の整備（総合企画局、保健福祉局）

総合企画局は、原則として一般市民向けに実施する予定の広報に関しては、聴覚障害者や視覚障害者、又は日本語を解しない外国人に対しても同様の広報を実施できる体制を、保健福祉局、関係団体等と連携して実施できる体制を整備する。

(2) 要配慮者向け広聴体制の整備（総合企画局、保健福祉局）

保健福祉局は、災害発生後に各局や各区が開設する専門相談所・臨時相談所に対して、関係団体等と連携して、福祉関係の専門相談員や手話通訳者、要約筆記者を派遣できる体制を整備する。

また、総合企画局は、臨時相談所等に通訳を派遣できる体制を整備する。

⇒ 第3章 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

⇒ 第3章 22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する

4 避難所等における援護体制の整備

(1) 避難所における援護体制の整備（区役所、消防局（防災危機管理室））

各区は、避難所の開設・運営等の防災訓練を通じ、自主防災組織と連携して高齢者や体の不自由な方などの要配慮者に対する援護や、消防局（防災危機管理室）と連携した要配慮者データベースの作成を実際に行い、住民の助け合いによる要配慮者の援護体制の整備を図る。

(2) 社会福祉施設等における援護体制の整備（保健福祉局）

保健福祉局は、京都市第3次地震被害想定に基づく被災者予測結果から、高齢者等の要配慮者の総数を把握し、既設社会福祉施設等での受入れ、他都市等への応援要請等の検討を行う。

(3) 福祉避難所における援護体制の整備（保健福祉局、区役所）

各区は、一般の避難所では収容できない要配慮者向けの福祉避難所の予定施設の検討を行い、災害発生後に福祉避難所の開設が必要な場合に、迅速に対応が可能なように施設管理者等と連携した援護体制

を整備する。

また、保健福祉局は、福祉避難所が開設された場合を想定し、福祉関係団体、ボランティア等と連携した福祉避難所の運営体制の整備を図る。

(4) 仮設住宅等における援護体制の整備（保健福祉局，区役所）

保健福祉局及び各区は、災害発生後に応急仮設住宅・福祉仮設住宅が建設された場合を想定し、福祉関係団体やボランティア等と連携した、要配慮者の入居実態把握、見守り運動の推進等の体制を整備する。

- ⇒ 第3章 22.5 避難所における援護を行う
- ⇒ 第3章 22.6 福祉避難所等への収容を行う
- ⇒ 第3章 22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る

第23節 災害救助法の適用体制の整備

■ 計画の目的

災害救助法に基づく救助を実施するためには、災害救助法の適用基準に該当し、京都府知事に同法の適用を申請する必要がある。しかし、京都市第3次地震被害想定結果に示されるような甚大な被害が予想される場合においては、被害の認定に長期間を要することが予想されるため、災害救助法の適用見込みをもって京都府知事に同法の適用を申請する計画とする必要がある。

■ 基本方針

災害発生後、迅速に災害救助法の適用が申請できる体制を整備するとともに、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口等の実務の詳細に熟知するよう、各局・区役所の担当職員に対する研修等を実施する。

1 被害の認定体制の整備

(1) 迅速な被害認定体制の整備（区役所、消防局）

各区及び消防局は、災害救助法の適用申請に必要な被害の認定基準に熟知し、迅速な被害認定の実施体制を整備する。

なお、京都市第3次地震被害想定結果に基づき、被害認定に要する要員数・時間をあらかじめ把握し、被害概況報告結果や被災建築物の応急危険度判定結果等により適用見込みを迅速に判断できる体制を併せて整備する。

(2) 応援体制の整備（区役所、消防局）

各区及び消防局は、京都市第3次地震被害想定結果に基づく、被害認定に要する要員数・時間の予測結果から、他都市等に対する被害認定調査の応援要請が必要であると判断される場合は、あらかじめ応援要請・受入体制の整備を図る。

⇒ 第3章 23.1 被害の認定を行う

⇒ 第3章 23.2 災害救助法の適用を申請する

2 災害救助法への習熟

(1) 災害救助法の実務の習熟（各局、区役所）

各局及び各区は、局別計画・区別計画策定時において、災害救助の実務の詳細を記したマニュアル等を整備し、平常時から災害救助法の実務についての習熟を図る。

(2) 災害救助法の実務の研修（保健福祉局）

保健福祉局は、各局及び各区の担当職員に対する災害救助の実務の研修等を実施し、平常時から災害救助法の実務についての習熟を図る。

⇒ 第3章 23.3 災害救助を実施する

第24節 ボランティア環境の整備

■ 計画の目的

大規模災害時には、被災地の内外から参集するボランティアによる様々な支援が見込まれる。これらのボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政とボランティア関係団体等が協力して災害時のボランティア活動のための環境整備を図る必要がある。

■ 基本方針

災害時における各種のボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を担うものであり、発災時にボランティアの協力を広く求めるため、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から本市行政との間に信頼関係を確立し、連携協力関係を確立しておくよう努める。

災害時におけるボランティア活動は、軽作業の補助、専門的な知識、技術の提供などあらゆる分野にわたり、また参加も個人、団体、参加期間も長短があるなど多様な形態がある。

そのため、災害時のボランティア活動が円滑に実施できるよう、京都市、きょうとNPOセンター、京都市社会福祉協議会の3者により設置された京都市災害ボランティアセンターにおいて、関係機関・団体等との連携により、ボランティアコーディネーター等の人材育成、情報提供等をはじめとする災害時のボランティア活動の環境整備を推進していく。

1 専門ボランティアの登録・研修

(1) 専門職ボランティアの登録・研修の推進（消防局ほか）

一定の知識や経験、資格等を必要とする分野のボランティアについて、京都府や関係機関との連携のもと、登録や研修等の実施を図る。

(2) 専門職ボランティアの受入れ、派遣体制の整備（各局、区役所）

京都府が実施する災害時の防災活動の専門ボランティア（救出救助、医療、被災建築物応急危険度判定、通訳、重機等の操作など知識や技術を必要とする専門性の高い業務に従事するボランティア）の登録制度に積極的に協力し、災害時における速やかな受入れ又は本市区域外への派遣体制を整備していく。

⇒ 第3章 24.1 専門職ボランティアに対応する

※ 資料2-3-24-1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議設置要綱

2 災害ボランティア活動の拠点整備

(1) 災害ボランティア活動に関する事業の実施（京都市災害ボランティアセンター）

京都市市民活動総合センター及び京都市福祉ボランティアセンターを活動拠点とする「京都市災害ボランティアセンター」においては、災害が発生した際、被災者の生活及び被災地の復旧・復興等を支援するボランティアの活動が円滑かつ効果的に展開されるようにするために、平常時から関係団体等との相互の協力関係の構築、ボランティアコーディネーター等の人材育成、災害ボランティア活動に関する普及啓発、情報提供及び調査研究等を推進していく。

⇒ 第3章 24.2 京都市災害ボランティアセンターを運営する

(2) 区災害ボランティアセンターの機能の確立（区役所、文化市民局、保健福祉局、京都市災害ボランティアセンター）

被災地域に近い現場でのボランティアの受入れ、コーディネート及び被災者ニーズの情報収集の拠点となる「区災害ボランティアセンター」が、災害時に速やかに設置され、その機能を最大限に発揮できるよう、区における災害ボランティアの受入環境の整備促進を図る。

なお、災害時における具体的な役割等については、今後、「京都市災害ボランティアセンター」の役割と併せて検討を進めていく。

⇒ 第3章 24.3 区災害ボランティアセンターを設置し、運営する

※ 資料2-3-24-4 区災害ボランティアセンター設置予定場所

3 災害時のボランティア・ネットワーク体制の構築

(1) 京都市災害ボランティアセンター連絡会（仮称）等を通じた災害時の協力体制の構築（京都市災害ボランティアセンター）

災害時のボランティア活動を効果的に支援できるよう、平常時から関係機関・団体等との情報交換、研修・訓練等の共同実施などの連携を推進することにより、同会で培ったネットワークや関係機関・団体等が有する機能を生かした災害時の協力体制を構築する。

(2) **京都府災害ボランティアセンターとの連携体制の構築（京都市災害ボランティアセンター）**

京都市災害ボランティアセンターの運営に当たっては、府内被災市町村の災害ボランティアセンターを広域的に支援する「京都府災害ボランティアセンター」との緊密な連携の下、各種事業を推進するとともに、双方の定期的な協議等を行うことにより、災害時において、それぞれのセンターがその役割に応じた効果的な機能を発揮できるよう連携体制を構築する。

(3) **区における災害時のボランティア受入体制の確立に向けた支援（区役所、文化市民局、保健福祉局、京都市災害ボランティアセンター）**

区における災害時のボランティア受入体制の確立に向けて、地域の幅広い団体相互のネットワークづくりを支援する。

※ 資料2-3-24-3 京都市災害ボランティアセンターの概要

4 災害時マニュアルの作成等

(1) **センター運営マニュアルの作成等（京都市災害ボランティアセンター）**

災害時において京都市災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、センター運営マニュアルを整備するとともに、市・区災害ボランティアセンターの効果的な連携方法や人材養成のあり方についての調査検討などに取り組む。

(2) **人材養成の実施（京都市災害ボランティアセンター）**

災害時に市・区災害ボランティアセンター等の運営やボランティアのコーディネートを行う人材を養成するための講座を関係機関・団体等と連携して実施する。

5 その他の支援

(1) **防災訓練へのボランティアの参加の促進（京都市災害ボランティアセンター）**

「京都市総合防災訓練」等において、京都市災害ボランティアセンターとして、区社会福祉協議会などボランティア関係団体等の協力を求め、センターの運用訓練と併せ、被災状況に応じた避難者（要配慮者を含む。）の支援訓練を行うなどボランティアの参加を得て訓練を実施する。

(2) **福祉救援ボランティア活動の検討（保健福祉局ほか）**

高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な方について、安全の確保や福祉救援を速やかに行うために、「京都市福祉ボランティアセンター」において、災害時の関係諸団体の役割分担、情報収集・提供の方法など福祉救援ボランティア活動について検討を進め、これを京都市災害ボランティアセンターの運営に反映する。

(3) **市民防火・防災活動の人材育成（消防局）**

地域の大学生、高校生などに対し、防災についての専門的、実践的な知識を習得させ、地域の中で防災のまちづくりに取り組む人材を計画的に養成する環境整備を図る。

第25節 ライフライン施設の機能の確保

■ 計画の目的

電気、ガス、電信電話、上下水道などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が災害により被害を受け、機能が低下した場合、都市生活に大きな影響が生じる。

したがって、ライフライン施設が災害発生時においてもその機能を十分確保し、これらが原因となる二次災害の発生を予防するために必要な対策を講じて安全性の向上を図る必要がある。

25-1 電気施設災害予防計画（関西電力株式会社）

■ 基本方針

電気施設の災害防止については、平常より保安規程をはじめ関係諸規程に基づき各設備の管理、維持改良を行い、計画的に巡視点検及び測定等を実施するほか、発電所、変電所など各施設にはそれぞれ保護装置を整備して、突発事故の発生を防止する。

1 一般予防対策

設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、地震災害に対して次の措置をとる。

- (1) 水力発電施設
 - ア ダム設計基準による設計
 - イ その他耐震設計
- (2) 送電設備
 - ア 支持物基礎付近の点検及び要注意箇所の設備強化
 - イ 耐震設計
 - ウ 応急復旧ケーブルの備え付け
- (3) 変電設備
 - イ 耐震設計
- (4) 配電設備
 - イ 耐震設計推進

2 突発事故防止対策

- (1) 既存設備の保守
 - ア 既設ルートの定期的巡回点検
 - イ 人孔、管路、ピット、橋梁懸架箇所等の定期的点検
- (2) 緊急時処理体制の確立
 - ア 工事の着工前に当該埋設管管理者及び関係機関と緊急体制の事前打合せを行うとともに、現場作業従事者についても、緊急時処理体制の確立と必要な避難誘導用資材の準備、緊急連絡方法等を確立する。
 - イ 自動警報ガス検知機、消火器等を準備するとともに、付近人家にも必要に応じ警報器を取り付ける。

3 その他

- (1) 工事中における現場パトロールの強化
- (2) 超音波電磁波等による地中埋設物探知方法の検討
- (3) ガス保安知識、緊急処置等についての講習会の実施
 - ⇒ 第3章 25-1.1 地震災害発生時の対応を行う
 - ⇒ 第3章 25-1.2 応急復旧対策を行う

25-2 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社）

■ 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常時から基準に基づき防災施設、ガス工作物の設置及び維持管理を行い、併せて防災に関する教育訓練、防災知識の普及を実施する。

1 防災体制

「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等に基づき、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

(1) ガス製造設備

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定める。

(2) ガス供給設備

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を行う。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナ―感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

3 その他防災施設

(1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計

エ 流量計

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視、操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 資機材の整備

早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

4 教育・訓練

(1) 防災教育

ガスの製造設備、供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加し、連携を強化する。

5 広報活動

(1) 利用者に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

⇒ 第3章 25-2.1 被害情報を収集伝達する

⇒ 第3章 25-2.2 地震時の初期対応を行う

⇒ 第3章 25-2.3 応急復旧対策を行う

25-3 電信電話施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社）

■ 基本方針

電信電話施設の地震による故障発生を未然に防止し、また故障が発生した場合において、電信電話施設又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。

1 防災体制

(1) 災害等対策の基本的事項及び共通事項

西日本電信電話株式会社の災害等対策規程の定めに基づき、NTT西日本京都支店災害等対策実施細則により、災害に備えた平常時からの準備及び災害が発生し又は発生のおそれがある場合における通信の疎通と重要通信の確保、お客様対応、社員等に対する基本的事項及び共通事項を定める。

(2) 災害対策マニュアルの周知徹底

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震発生時から社員等安否確認の第一期行動から第四期の設備復旧までの、NTTみやこブロック災害対策マニュアルの全社員への周知徹底を図る。

2 災害に強い通信設備の整備

NTTの建物や無線鉄塔は、関東大震災クラスの地震にも耐えられるように設計されている。また、交換機、電力設備などは、振動によって動かないようにしっかりと固定する。

3 災害に強いネットワークシステムづくり

(1) 重要通信センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターが被災した場合、そこを経由する通話はすべて途切れてしまうことになるため、重要通信センターは、分散し危機回避を図っている。

(2) 中継伝送路の多ルート化

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話が途切れるだけでなく、中継交換機も機能しなくなってしまうため、ネットワークの混乱が生じる。このようなトラブルを未然に防ぐため、伝送路の多ルート化を行う。これにより万が一、ルートの1つが被災しても、自動的に他のルートへ瞬時に切り替わり、通信の確保を図る。

(3) 全国24時間監視体制

通信ネットワークの機能性と信頼性確保を24時間体制で行う。

(4) 加入者回線の2重帰属化

お客様の要望により、回線を複数のNTTビルにつなぐことのできる2重帰属化（異経路サービス）を提供する。（有料）

(5) 専用回線の2重化

高速デジタルサービスは、伝送路の2重化（ループ化）により、中継伝送路が被災した場合、瞬時に自動切替えを行い、お客様の通信を確保する。

(6) 孤立防止計画

地震の発生により、他の地域との通信が途絶するおそれのある地域に、孤立防止対策用衛星電話を設置する。

⇒ 第3章 25-3.1 応急復旧体制を整える

⇒ 第3章 25-3.2 応急復旧対策を行う

⇒ 第3章 25-3.3 被災地ネットワークを確保する

※ 資料2-3-25-1 孤立防止対策用衛星電話一覧表

25-4 上水道施設災害予防計画（上下水道局）

■ 基本方針

新設施設については、施設所在地の地形・地質を考慮し、最新の水道施設耐震工法指針に基づき、設計施工し、必要な耐震性を確保する。

既設施設については、地形・地質及び施設の構造、耐震構造の有無、老朽度、重要性、そして二次災害等の影響度を考慮した上で、施設の更新改築に併せて耐震化を図る。

1 導水施設等

(1) 疏水

耐震調査の結果に基づき、必要に応じて耐震化を図る。

(2) 浄水場導水施設

浄水場への導水施設の耐震化を図るとともに、新山科浄水場第2導水トンネルを建設し、導水施設の2系統化を図る。

2 浄水施設等

(1) 浄水施設等の耐震化

施設の重要性を鑑み、計画的な施設の更新改築に併せて耐震化を図る。

(2) 配水池や貯水槽等の耐震化

災害時における給水の確保を図るため、施設の更新改築に併せて、配水池や貯水槽等の耐震化を進める。

(3) 緊急遮断弁の設置

配水池出口等に緊急遮断弁を設置し、必要な水量を確保する。

3 送・配水施設等

(1) 送水管・配水管の耐震化

ア 铸铁管のダクタイル化を推進する。

イ 配水管等の新設、布設替えに際しては、高機能ダクタイル鉄管を使用し、耐震化をさらに推進する。

(2) 浄水場間及び幹線の相互連絡

給水の相互融通を可能とする幹線を布設し、ネットワーク化、バックアップ機能によるリスク分散を図る。

4 停電対策

(1) 浄水場等の基幹施設の自家発電設備の適正な維持管理

送・配水ポンプ等、重要施設について自家発電設備の適正な維持管理を図る。

5 監視システム

(1) 遠隔監視や制御施設の整備により、災害時の監視体制を強化する

(2) 災害時の支援システムの運用

災害時の被害、復旧情報等を集中的に管理し、迅速、効率的な復旧活動を支援する水道管路情報管理システムの運用を図る。

6 その他

(1) 給水管の耐震化

給水管からの分岐部及びメーターまわりの伸縮可とう化とポリエチレン管を採用し給水管の耐震化を図る。

(2) 図面管理

図面管理を充実、徹底するとともに、図面保管場所の倒壊等の事態に備えて所管事業所と現場等に分散管理する。

⇒ 第3章 25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する

⇒ 第3章 25-4.2 応急措置を行う

⇒ 第3章 25-4.3 応援を要請する

⇒ 第3章 25-4.4 応急復旧工事を行う

⇒ 第3章 25-4.5 広報活動を行う

- ※ 上水道施設整備事業計画（平成20年～24年）（上下水道局）
- 基幹施設の改築更新に併せた耐震化
 - 給水の相互融通を可能とする連絡幹線の布設
 - 危機管理対策としての新山科浄水場導水施設の2系統化
 - 配水管路の更なる耐震化の推進

25-5 下水道施設災害予防計画（上下水道局）

■ 基本方針

下水道施設は、都市の基盤的施設として、快適な市民生活を支えるライフラインであり、地震時においても、管渠、ポンプ場及び処理施設等の機能を保持するため、個々の施設の耐震性の向上などの構造強化対策と施設のネットワーク化、補完施設の整備等、システムとしての対策を進めるとともに、防災訓練や地震時危険箇所の把握及び下水道管渠台帳、機器台帳等の整備に努める。

1 地震に強い下水道の整備

(1) 管渠施設の地震対策

ア 管渠の構造強化対策

- (7) 重要幹線については、個別に土質調査を実施し、液状化のおそれのある地域に対しては液状化防止対策を行うとともに、シールド工法等では可とうセグメントを用いるなどの対策を実施する。
- (4) 既設管については、法定耐用年数を超える管渠について管渠調査を実施し、その結果に基づき布設替えや更生工法等による更新事業を実施する。

イ システムとしての強化対策

下水道システム全体として地震に対して強くするため、老朽管渠の更新事業や合流式下水道改善事業の中で、幹線に損壊があった場合にも代替管渠により流下可能となる幹線の2系統化を進めていく。

(2) ポンプ場施設、水環境保全センター施設の地震対策

ア 構造面での地震対策

- (7) ポンプ場、水環境保全センター等の老朽施設の耐震性調査
- (4) 新規の施設整備における「新・耐震基準」の採用
- (4) 老朽施設の耐震性調査結果による短期、中・長期の事業実施計画の策定

イ システム面での地震対策

- (7) 施設の一部の複数化、バイパス化、ネットワーク化の推進
- (4) 被害状況の早急な把握が可能な施設情報網の整備

2 災害予防対策

(1) 防災訓練の実施

災害応急復旧対策の完全遂行を図るため、毎年度2回以上、大規模災害の発生を想定した防災訓練を実施する。訓練内容は、実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行うとともに、実践後にその結果を評価し、必要に応じ防災対策の点検、見直しを行う。

(2) 地震時危険箇所の把握

ア 既存施設の耐震性の調査

- (7) 建築基準法の耐震基準の改正による施設構造物の劣化度診断の実施
- (4) 重要施設の劣化度診断による危険箇所の把握及び危険箇所の系統的整理

イ ポンプ場、水環境保全センター内の配管類の継手等の把握

- (7) ポンプ場、水環境保全センター内の施設構造物の形式の把握
- (4) 配管等の継手（使用配管材料、施工方法等）の把握

(3) 下水道管渠台帳の整備及び保管

ア 台帳整備の推進

- (7) 下水道管渠工事竣工図のマイクロフィルム化及び分散管理
- (4) 下水道管渠台帳管理システムの導入及びデータベースの構築

イ 台帳データベース，バックアップの分散管理

(7) データベース，アプリケーションソフト，ハードウェア回りソフトのバックアップ及び分散管理の実施

(4) システム仕様の同様な都市間における相互支援体制の構築

ウ 下水道管渠台帳管理システムの管路管理センターへの配備

(7) 出力図の配備

(4) ワークステーションの配備

(4) **ポンプ場，水環境保全センターの使用機器台帳等の整理及び保管**

ア ポンプ場，水環境保全センターの使用機器台帳等の整理

(7) 処理プロセスによる機器管理台帳の整理の実施

(4) 機械，電気設備の分類，整理の実施

イ ポンプ場，水環境保全センターの使用機器台帳等の保管

(7) 使用機器台帳の分散管理の実施

(4) パソコン等による統一的な整理の実施

3 下水道施設，資源の防災活用

(1) **管渠の防災活用**

ア 雨水貯留幹線及び調整池等の利用

本来，雨水貯留施設は，晴天時，空にしておき雨天時に貯留する施設であり，雨水が貯留されている場合は，災害時において防火用水及び雑用水として利用する。

イ その他

今後においては，計画実施する幹線管渠内及び既設幹線管渠内に，通信用ケーブル（光ファイバークーブル等）を敷設し，水位，水量，水質等の情報やポンプ場の遠隔運転情報の伝送に役立てるとともに，災害時の通信回線としての利用を検討する。

(2) **ポンプ場，水環境保全センターの防災活用**

市内の貴重な空間であるポンプ場，水環境保全センターを防災の拠点として活用する。

ア 水処理施設（休止施設）の一部を貯留施設として活用する。

イ 覆蓋施設の水環境保全センター，ポンプ場を，応急，臨時の避難場所として活用する。

(3) **下水道資源の防災活用**

ア 高度処理水の有効利用

雑用水（水洗用水，冷却用水，防火用水，清掃用水等）として利用する。

イ 雨水の有効利用

下水道施設内に貯留し，火災等の防火用水として利用する。

⇒ 第3章 25-5.1 災害状況を把握する

⇒ 第3章 25-5.2 応急措置を行う

⇒ 第3章 25-5.3 災害応急復旧体制を確立する

⇒ 第3章 25-4.4 応急復旧工事を行う

⇒ 第3章 25-5.5 広報活動を行う

※ 中期経営プラン(2008-2012) 下水道事業（上下水道局）

- 雨に強く安心できる浸水対策の推進
- 地震等の災害に強い上下水道施設の整備
- 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進
- 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善
- 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新
- 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

第26節 交通施設応急体制の整備

■ 計画の目的

鉄道、バス等の交通施設は、日常的に大量の利用者及び物資を輸送しており、災害時に構造物等に被害が発生した場合、多大な人的被害が発生するおそれがあると同時に、都市機能にも大きな影響を与える。したがって、震災時における人命の安全の確保を第一に施設の耐震化及び列車運行の安全システムの整備を図り、併せて、震災後の早期復旧が可能な体制を整備する必要がある。

26-1 市営交通の災害予防計画

■ 基本方針

地震による交通施設の被害を未然に防止し、又は軽減するため、市バス、高速鉄道について、それぞれの業態に応じ施設の防護措置を実施し、人命及び施設の安全確保に努めるとともに、被害が発生した場合の迅速な災害応急復旧体制の確立、必要資機材の整備点検を行う。

1 市バスの災害予防計画

(1) 情報連絡体制の強化（交通局）

加入電話、交通局専用電話に加え、営業所、車両工場に携帯電話を配備するとともに、営業所に無線機を配備し情報連絡体制の強化を図る。

(2) 避難誘導體制の整備（交通局）

大規模な地震が発生した場合の乗務員の対応等について、引き続き職員教育を行う。

(3) 応急復旧資機材の整備（交通局）

早期の運転再開に必要な応急復旧資機材の整備を進める。

⇒ 第3章 26-1.1 市バス運行管理の初動措置を行う

⇒ 第3章 26-1.2 市バス運転中の緊急対応を行う

⇒ 第3章 26-1.3 バス輸送力を確保する

※ 資料2-3-26-1 市バスの配置状況

2 高速鉄道の災害予防計画

(1) 施設の耐震化（交通局）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、当面「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。

今後、「国土交通省鉄道施設耐震構造検討委員会」の耐震設計基準の見直しに合わせ、必要な補強を行う。

(2) 災害応急復旧体制の整備（交通局）

ア 緊急地震速報システム並びに姉小路総合指令所及び山科変電所内に設置した地震計により、地震情報の迅速な入手を図り、旅客の避難誘導等のため、運転指令区から駅、列車へ速やかに情報を伝達し、適切な措置を講じる体制を強化する。

イ 変電所が停電した場合に備え、他の変電所から電力供給を行える設備とし、非常用発電機、蓄電池等を設置する。

⇒ 第3章 26-1.4 高速鉄道の運転規制と避難誘導を行う

⇒ 第3章 26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う

※ 資料2-3-26-2 高速鉄道施設の概要

26-2 JR西日本の災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）

■ 基本方針

地震による被害を未然に防止するため、列車運転の安全確保に必要な線路等諸施設の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して鉄道施設の維持改良に努めるとともに、地震等広域災害に対処する体制を確立して、人命の安全確保及び輸送の円滑化を図る。

1 施設の耐震化

「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」（平成7年7月運輸省通達）を踏まえ、新幹線については概ね2年、在来線等については概ね4年で高架橋、開削トンネルの柱の耐震補強、橋の落下防止対策を行うこととし、緊急耐震補強を実施する。

今後、「国土交通省鉄道施設耐震構造検討委員会」の耐震設計基準の見直しにあわせて、施設の必要な耐震化の向上を図る。

また、防災施設の維持、改良は概ね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防護林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信施設の維持、補修
- (8) 橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 路線周辺的环境条件の変化による災害予防の強化
- (10) その他防災上必要なもの

2 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

- (1) 気象観測機器の整備及び観測報告
- (2) 警戒発令基準（第1種、第2種）を地域気象条件により策定
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (4) 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画の策定
- (5) 社員の非常召集計画及び訓練計画の策定

なお、地震発生時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件であると考えられるので、西日本旅客鉄道株式会社では、「地震情報早期伝達システム（地震発生時に列車無線や防護無線を活用して、速やかに列車を停止させる）」を平成10年4月より導入している。

（無線による列車防護方式）

対象線区	列車防護方式
電車線区	(1) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報を伝達 (2) 要注意構造物に対する特殊信号発光機の現示
A T Cの区間	(1) A T Cの絶対停止信号の現示となる予定 (2) 無線による地震情報の伝達

⇒ 第3章 26-2.1 地震発生時の応急対応を行う

⇒ 第3章 26-2.2 対策本部・現地対策本部の業務を行う

第27節 建築物・住宅確保体制の整備

■ 計画の目的

地震時の建築物の被害は、倒壊や損傷により使用不能になるなど建築物自体の被害とともに、設備、家具の転倒被害や非構造体の破損落下による被害、ブロック塀などの工作物の倒壊被害など広範囲に発生する可能性がある。また、これらの建築物の被害は、直接的に人的被害に結びつくばかりでなく、地震火災の要因ともなるおそれがあるため、その耐震性の確保や不燃化の促進は極めて重要である。

とりわけ、公共施設については、災害時の緊急対応、消火、救助、救護や避難活動を実施するうえで重要な役割を担うこととなるため、耐震性の確保はもとより災害時においてもその施設が十分に機能できるよう計画的に施設の整備を図る必要がある。

■ 基本方針

地震発生後には、短期間の中に大量の住宅需要が発生することが予想されるため、事前に関係部局、機関で連携して、大量の応急的な住宅の供給方法についての検討を行う。

また、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、平成7年度に制定された「京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づいて京都府が実施する応急危険度判定士の養成、登録を支援するとともに、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会に参加し、応急危険度判定制度の実施体制の整備を図る。

1 建築物・住宅の耐震化の促進

建築物・住宅の耐震化の促進については、本章「第2部 第2節 建築物災害予防計画」を参照のこと。

2 応急的な住宅の確保体制

(1) 応急仮設住宅確保の事前検討（都市計画局）

京都市第3次地震被害想定結果によると、市域内の全壊家屋数は最大約12万棟に達すると予想される（花折断層地震の場合）。それに伴い、応急仮設住宅の供給需要も膨大のものとなると考えられるため、事前に関係部局、機関で連携して、応急仮設住宅用地、建設資材、建設要員等の確保方法の検討を行う。

(2) 他都市の公営住宅等との連携（都市計画局）

地震により多くの住宅が被災した場合、緊急的に住宅を確保するため、本市の市営住宅の空家だけでなく、府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、近隣他都市の公営住宅等の空家を被災者に提供するため、関係機関と連携して災害時の空家情報の収集方法や一時入居募集の方法などのマニュアルを検討する。

⇒ 第3章 27-1 応急仮設住宅を供給する

⇒ 第3章 27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる

3 応急危険度判定体制の整備

(1) 市有建築物の応急危険度判定体制の確立（都市計画局）

市有建築物は、災害発生後の防災対策活動の拠点や避難所となる施設であり、応急危険度判定実施の緊急度が高いといえる。効果的に市有建築物の応急危険度判定を完了するために、施設の重要度及び耐震性をもとに、応急危険度判定の優先順位を決定するとともに、応急危険度判定士を有する各局等と要員確保の調整を行う。

(2) 民間建築物の応急危険度判定体制の確立（都市計画局）

ア 地震による被災建築物等の予測

地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地及び地盤状況等を勘察し、倒壊等被害の大きい地域をあらかじめ要判定区域として想定するなど、応急危険度判定実施のために必要な事項について検討していく。

イ 応急危険度判定制度の推進

京都府及び府内市町村並びに建築関係2団体により平成11年1月に結成された「京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会」において府及び市町村相互の支援体制等の事前調整を行い、応急危険度判定が必要な場合、直ちに判定士を召集し、判定活動に従事することが求められるため、平常時から判定士の組織化及び情報伝達手法の確立を行うとともに、応急危険度判定制度の推進を図る。

ウ 判定資機材等の備蓄

京都府に協力して、判定活動に必要な資材、装備の備蓄を行う。

エ 応急危険度判定制度のPR

応急危険度判定士に関し、多数の判定士の確保並びに災害時における判定業務の円滑な実施のため、PR用パンフレット等により、応急危険度判定制度について普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般住民の理解に努める。

⇒ 第3章 27-3.1 公共施設（市有建築物）の応急危険度判定を行う

⇒ 第3章 27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う

第28節 オープンスペース利用の調整体制の整備

■ 計画の目的

オープンスペースは、災害発生直後から避難対策や緊急対策用として利用され、その後、時間経過とともに、復旧対策用、復興対策用の利用へと変化していく。また、オープンスペースを利用する主体は、市民（避難用）、本市の各局、警察機関や自衛隊派遣部隊、ライフライン事業者まで多岐にわたると予想される。

本計画は、事前にオープンスペースの利用計画の検討を行い、また関係機関の間でのオープンスペース利用の調整のあり方を検討することによって、災害後の応急対策に市内の限られたオープンスペースを有効に活用することを目的として策定するものである。

■ 基本方針

災害後の応急対策を行ううえでオープンスペースの利用が必要な局等は、事前にオープンスペース利用計画を策定し、さらに、オープンスペースの利用時期が重複しないように、関係局や関係機関との間で計画の調整を行う。

1 オープンスペース事前計画の策定

大規模な災害時には、オープンスペースの多面的な利用が必要となるため、各局等は、あらかじめ災害時の利用計画や候補地等について定め、関係部局や機関による利用計画の調整を図っておく。

災害時に利用されるオープンスペースの形態を、以下のように想定する。

- (1) 「避難対策用」オープンスペース利用計画の策定（消防局、区役所、自主防災組織等）
地域の集合場所、避難所、広域避難場所等
- (2) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定（消防局、建設局、京都府警察、自衛隊）
 - ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート
 - イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地
 - ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点（派遣自衛隊、応援消防隊、応援警察部隊等）
 - エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場
- (3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（消防局、区役所、ライフライン事業者等）
 - ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地
 - イ ライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）
- (4) 「復興対策用」オープンスペース利用計画の策定（環境政策局、都市計画局）
 - ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場
 - イ 応急仮設住宅等建設用地
- (5) 「復興拠点」利用計画の検討（都市計画局）
 - ア 市街地整備用地
 - イ 災害公営住宅用地
 - ウ 復興用資材置場
 - ⇒ 第3章 28.4 避難対策用オープンスペース利用計画を調整する
 - ⇒ 第3章 28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する
 - ⇒ 第3章 28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する
 - ⇒ 第3章 28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する

※ オープンスペース利用計画の検討（行財政局、消防局、都市計画局ほか）

2 オープンスペース・データベースの整備

(1) オープンスペース・データベースの整備（行財政局）

災害発生時のオープンスペース利用を迅速に判断し応急対策に活用できるよう、各局等が策定するオープンスペース事前計画を一元的に集約し、オープンスペース・データベースとして整備し、関係部局や機関による共有化を図っていく。

(2) 災害時におけるオープンスペース・データベースの更新体制の整備（行財政局）

平常時に作成したオープンスペース・データベースを災害発生後において、オープンスペースの利用状況に合わせてリアルタイムでオープンスペース・データベースを更新するための方法を検討し、体制を確立する。

- ⇒ 第3章 28.1 オープンスペース利用計画策定の体制を整える
- ⇒ 第3章 28.2 オープンスペースの利用状況を把握する
- ⇒ 第3章 28.3 オープンスペースデータベースを更新する

第29節 帰宅困難者への対応体制の整備

■ 計画の目的

京都市には、通勤・通学者、観光客及びビジネス客等が多数流入しており、このような状況で大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない人たち（帰宅困難者）が多数発生することが予想される。

本計画は、このような帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などの対応対策の整備方針を示すものである。

■ 基本方針

帰宅困難者の帰宅行動を支援するため、自治体、事業所（企業、学校等）及び防災関係機関が相互に連携、協力する仕組みをつくり、災害発生時における交通機関等の情報の収集及び提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保など必要な体制の構築を図る。

1 事業所における帰宅困難者対応体制の整備

(1) 事業所の責務

災害により公共交通機関が途絶した場合、通勤・通学者、観光客及びビジネス客等の中から多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。帰宅困難者に関連のある企業・学校、宿泊施設、観光関連施設（以下この節において「事業所」という。）においても防災体制を編成するなどの応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ事業所内の滞在者（通勤・通学者、観光客及びビジネス客等）の保護、情報の確保、食料の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置付け、対策の推進に努めるものとする。

また、災害時に多数の帰宅困難者が発生することが予想される事業所においては、一斉帰宅の抑制のため従業員等を事業所内に留め置くなど、帰宅困難者の発生を抑制するための具体的な対策の推進に努めるものとする。

(2) 訓練の実施（事業所）

災害時に多数の帰宅困難者が発生することが予想される事業所においては、帰宅困難者の発生を想定した情報の収集及び伝達、安否の確認、徒歩帰宅訓練等を実施する。

⇒ 第3章 29.1 帰宅困難者に関連のある事業所の体制を整備する

2 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 情報収集伝達体制の構築（消防局防災危機管理室）

災害時における鉄道運行情報や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、京都府及び隣接市町等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報交換体制の確立を図る。

(2) 帰宅困難者支援施設の確保（消防局防災危機管理室）

本市から隣接都市へ向かう幹線道路沿いに立地する事業所等に対し、徒歩帰宅者に対する帰宅情報の提供、支援等の協力を依頼する。

(3) 帰宅困難者の一時滞留施設の確保（区役所）

自宅が遠距離（被災地からおおむね20km圏外）にあることや高齢者であるなどの理由によって、徒歩帰宅が困難な人たちについては、代替交通機関（バス輸送）の提供を予定するが、支援活動の完了に時間を要する場合を想定して、区役所では、収容可能な一時滞留施設（避難所等）の確保を事前計画に位置付ける。

⇒ 第3章 29.2 自治体等による帰宅困難者の支援体制を整備する

⇒ 第3章 29.3 避難所等に一時避難する

⇒ 第3章 29.4 帰宅支援活動を実施する

3 徒歩帰宅への備え

(1) 帰宅困難者の責務（帰宅困難者）

居住地から通勤、通学地が遠隔にある通勤者や通学者は、「自らの身の安全は自らで守る」ことを基本として、平常時から鉄道等の途絶に備え、次のような安全確保の準備を行う。

ア 徒歩帰宅に備え、水、食料や装備等の準備を図る。

イ 災害用伝言ダイヤル（171）の活用など災害時における連絡方法をあらかじめ家族で決めておく。

ウ 徒歩帰宅経路を確認し、できるだけ実際に歩いてみる。

⇒ 第3章 29.5 帰宅行動を実施する

第4部 調査研究の推進

※ 本計画については、一般災害対策編と共通

■ 計画の目的

地震や各種気象現象をはじめ、災害発生のメカニズムを知ることは、効果的な災害対策を実施する上で大変重要なことであるが、現代の科学技術をもってしてもまだ解明されていない点が多々ある。また、災害の社会生活に与える影響についても、その規模や形態によって大きく異なるとともに、ライフスタイルの変化や都市形態の変化に併せて変化してくる。とりわけ、地震災害等の大規模な災害が社会に与える影響は、複雑多岐の分野にわたるとともに、発災後の時間の経過によっても多様に変化してくる。

現時点においては、地震や台風等の自然現象の発生を防止することは不可能であるため、災害による被害の防止、軽減を図るためには、過去の災害事例の分析や災害予防対策や災害応急対策に係る各種調査研究の推進により、発生し得る災害の想定及び被害を予測するとともに、地域ごとの危険度をあらゆる角度から評価し、その地域ごとの特性を事前に十分に把握した上で、計画的かつ効果的な対策を樹立していくことが重要である。

■ 基本方針

調査研究は、「市民の安全確保」の立場から、未然に災害による被害を防止、軽減するための「都市の安全性の向上」を図るとともに、万一の災害発生時に被害の軽減を図るための「防災体制機能のシステム化」を目指し、災害による被害の最小化を図るための有効かつ効果的な施策を追求していく。

調査の推進に当たっては、国、京都府、近隣自治体等との必要な役割分担のもとに相互の連携を図るとともに、本市防災会議専門委員会をはじめ、防災関係機関や大学等の学術研究機関と幅広い連携のもとにその推進を図っていく。

なお、本市では、昭和43年以来、震災をはじめとする災害対策に係る調査研究を実施してきたが、こうした調査研究を各種施策に有効に活用するとともに、市域の実態や社会ニーズに併せて定期的に見直しを図るため、今後も継続的な調査研究の取組を推進し、防災対策の一層の充実を図っていくものとする。更に、これらの調査研究で得られた成果については、必要に応じて幅広く公開し、市民等の防災意識の高揚に役立てていく。

1 調査研究体制

(1) 地震洪水等対策委員会

地震対策や風水害対策等の前提となる被害想定、都市安全対策、応急対策等の具体的な対策の策定について、地震洪水等対策委員会（「第1章 総則 第3節 京都市の防災組織及び推進体制」参照）において審議を行う。

また、必要に応じて、防災関係機関や学術機関等と連携しその積極的な推進を図っていく。

なお、地震対策や風水害対策のみならずその他の災害についても、必要に応じて、本市防災会議専門委員会をはじめ、防災関係機関や学術機関等との連携のもとに調査研究の推進を図っていく。

(2) 国、京都府、近隣自治体等との協力

災害対策の充実には、本市のみならず、全国的な大きな課題であるとともに、災害の形態によっては、広域的な対応を進めていく必要がある。そのため、京都府、近隣自治体等との連携のもとに各種調査研究の推進を図っていくとともに、国等に対して調査研究の一層の充実を要望していく。また、大都市の抱える防災対策等について、他の大都市との協議や情報交換を緊密に行い（大都市防災主管者会議）、課題の解決に向けて取り組む。

2 実施内容

「まちづくり」を考えていくためには、市民生活の利便性や経済性の問題を含めて、幅広い視点から総合的なビジョンによる取組を推進していく必要があるが、その中で、「都市の安全性の向上」は「まちづくり」の基本的な視点の一つとして、「災害を発生させない機能」、「被害の拡大を防止する機能」、「安全ゾーンの確保を図る機能」の整備、維持を図っていくことが重要である。

また、災害発生時に、災害の状況に応じた迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、活動体制の整備や必要な施設、資器材等の整備を図り、行政機関はもとより、市民や事業所との一層の連携による防災対策が推進できるよう、効果的な取組の推進や各種の防災啓発を推進していくことが重要である。

そのため、今後防災対策の一層の充実を図るため、次のような視点のもとに、防災対策に係る各種の調査研究を推進していく。

(1) 都市の安全性の向上

ア 自然特性に関する調査

地盤性状の把握は、地震による被害の軽減や都市の安全化を図る上で最も基礎となるものであるため、地形、地質、地盤をはじめ活断層の有無や履歴等について、最新の知見の収集など引き続き調査を推進するとともに、地震等の観測体制の整備による地域特性の把握やその影響等の分析を継続的に実施し、都市の安全化に向けた各種取組に活用していく。

また、京都地方気象台をはじめとする防災関係機関等との連携により、過去の気象履歴の分析や観測体制の整備を図り、水害等の予防対策や応急対策活動に係る効果的な施策の推進を図っていく。

イ 被害想定の方策及び地域別災害危険度の調査

(ア) 被害想定の方策に関する調査

過去の災害履歴や地域特性（社会条件、自然条件等）の把握に基づき、起こり得る被害の想定を行い、各種対策の指標として活用していく。また、災害の形態や程度による各種想定を行っていくとともに、都市形態等の社会変化に応じて定期的に必要な見直しを行っていく。

(イ) 地域別の災害危険度の調査

災害による被害の防止、軽減を図っていくためには、地域の特性を踏まえた、よりきめ細かな防災対策を実施する必要がある。そのためには、関係機関等との連携による災害危険箇所パトロールの実施や住民ニーズの把握はもとより、地域別に自然特性や社会特性を分析し、地域別の災害の要因や形態等の把握及び効果的な対策について調査研究を推進していく。

ウ 都市の安全化に関する調査研究の推進

(ア) 災害を発生させない機能

- ・ 建築物、道路、ライフライン、交通施設等の都市施設の耐震不燃化等に関すること。
- ・ 風水害等の防止に関すること。

(イ) 被害の拡大を防止する機能

- ・ 火災等の発生、拡大の防止に関すること。
- ・ 社会的混乱の防止に関すること。

(ウ) 安全ゾーンの確保

- ・ 避難場所、避難路等の整備に関すること。

エ 大規模災害からの復興に関する調査

歴史都市京都の都市特性を踏まえながら、市民の暮らし、経済活動の迅速な回復を可能とする復興のあり方とその実施方策、準備についての調査研究を推進していく。

(2) 防災体制機能のシステム化

地域防災計画に掲げる各種の災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害発生時に被害が最小限に抑えられるよう、各種対策について、効果的かつ効率的な運用体制のシステム化を図っていくものとする。

ア 危機管理体制の整備

(ア) 災害発生時における初動体制の整備に関すること。

(イ) 市民、地域、事業所等の災害対応力の向上（防災ネットワークの整備）に関すること。

(ウ) 広域的な防災体制の整備に関すること。

イ 情報通信体制の整備

(ア) 災害時の情報通信伝達体制の整備に関すること。

(イ) 災害時の広報、広聴体制の整備に関すること。

ウ 災害応急対策のシステム化

(ア) 災害応急対策の実施に係るシステム化に関すること。

(イ) 公共施設等の防災機能の整備に関すること。

第1節 災害対策活動体制の整備計画

(1 災害対策活動体制を整える)

■ 基本方針

災害時には、初期段階における防災組織の迅速な立ち上がりがあり、その後の防災対策の成否を左右する。特に、休日や夜間の地震発生時に災害対策本部が設置され初期活動体制が整うまでの間の空白期間をいかになくすかということが重要であり、市内の震度等に基づいた具体的な災害対策本部の設置基準に従い、迅速な初期活動体制の実施を図る。

また、各部及び各区においては、地震発生後、速やかに被害調査、初期消火等の初期初動活動を実施する。

■ 実施責任者 : 各部長, 各区本部長

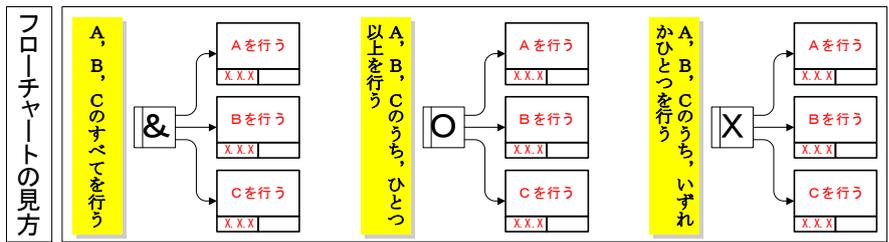
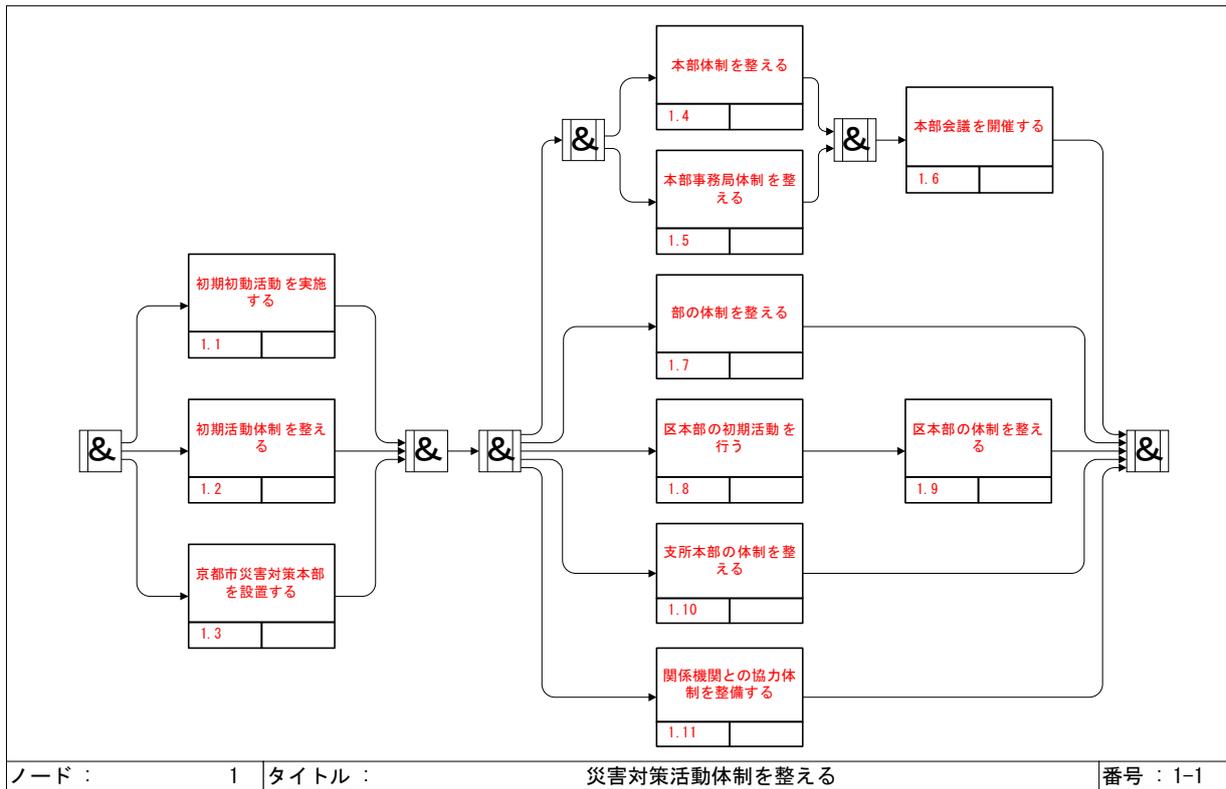
■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1.1 初期初動活動を実施する	各部, 区本部 (職員)	(1) 勤務時間外の初期初動活動 1.1.1 地震情報を収集する 1.1.2 各自定められた部署へ参集する
	各部, 区本部 (職員)	(2) 勤務時間内の初期初動活動 1.1.3 庁舎, 施設の被害状況を把握する 1.1.4 被害状況を施設管理者へ報告する 1.1.5 初期消火を実施する
	各部, 区本部 (施設管理者)	(3) 緊急安全措置を実施する 1.1.6 庁舎内の市民及び職員の安否を確認する 1.1.7 安全な場所への避難を誘導する 1.1.8 自家発電装置や通信施設の被害状況を確認する 1.1.9 自家発電機能や通信機能の確保を図る
1.2 初期活動体制を整える	各部, 区本部	1.2.1 地震情報を収集する
	本部長	1.2.2 京都市災害対策本部を設置する
	区本部長	1.2.3 区・支所災害対策本部を設置する
	本部事務局, 各部等	1.2.4 初動体制に必要な情報を収集する
	本部長	1.2.5 本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける
	本部長, 各部の長	1.2.6 応援要請を実施する
	区本部長	1.2.7 区本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける 1.2.8 本部長に防災関係機関の職員の派遣を要請する
	1.3 京都市災害対策本部を設置する	本部長(市長)
本部事務局		1.3.2 本部の設置場所を決定する
本部事務局, 消防部		1.3.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる
本部事務局		1.3.4 本部の機能を確保する
本部事務局, 総合企画部		1.3.5 本部設置を通知・公表する
各部		1.3.6 対象職員を召集する
1.4 本部体制を整える	市長(本部長)	(1) 本部長 1.4.1 市長が本部長の任に当たる
	副本部長	1.4.2 副本部長が本部長を代理する
	職務代行者	1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する
	本部長	1.4.4 本部を組織する
		1.4.5 臨時の組織編成を行う
		1.4.6 本部長の任を遂行する
	副市長	(2) 副本部長 1.4.7 副本部長の任に当たる
		1.4.8 本部長を補佐する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	局長，区長等	(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる
	職務代行者	1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する
	本部員	1.4.11 本部員の任を遂行する
1.5 本部事務局体制を整える	本部長	(1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する
	防災危機管理室	(2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局次長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる（第1号，第2号体制）
	防災危機管理室，各部	1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる（第3号体制以上）
	各部	1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する
	本部事務局	(3) 本部事務局の業務 1.5.7 本部事務局の業務を行う
	各部	1.5.8 本部事務局員及び連絡要員のローテーションに留意する
1.6 本部会議を開催する	本部長	1.6.1 本部会議を招集する
	本部会議構成員	1.6.2 本部会議で報告・審議を行う
1.7 部の体制を整える	各部の長	(1) 部及び班の設置 1.7.1 事務を分掌させるため，部を設置する
	本部長	1.7.2 臨機の措置を命じる
	各部	(2) 部長 1.7.3 局長等が部長の任に当たる 1.7.4 職務代行者が部長の職務を代行する 1.7.5 対策会議を開催する
		(3) 副部長 1.7.6 あらかじめ指名された職員が副部長の任に当たる 1.7.7 部長を補佐する
		(4) 班長 1.7.8 あらかじめ指名された職員が班長の任に当たる 1.7.9 職務代行者が班長の職務を代行する 1.7.10 班長の職務を遂行する
1.8 区本部の初期活動を行う	区本部	(1) 区災害対策本部 1.8.1 区役所内に区本部を設置する 1.8.2 管轄区域の公共施設に区本部を設置する 1.8.3 本部長に区本部設置を通知する 1.8.4 消防部長に区本部設置を通知する 1.8.5 区本部の初期活動を行う
		(2) 調査班（緊急調査班） 1.8.6 調査班を編成する 1.8.7 緊急調査班を編成する 1.8.8 管内パトロール等により調査を実施する 1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する 1.8.10 避難所の開設や避難誘導を行う
1.9 区本部の体制を整える	区本部	(1) 班の設置 1.9.1 業務に応じて班を置く 1.9.2 臨機に班を編成する
		(2) 区本部長 1.9.3 区長が区本部長の任に当たる 1.9.4 職務代行者が区本部長の職務を代行する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
		<p>(3) 区副本部長 1.9.5 副区長が区副本部長の任に当たる 1.9.6 区本部長を補佐する</p> <p>(4) 班長 1.9.7 区本部長が指名する職員が班長の任に当たる 1.9.8 職務代行者が班長の職務を代行する</p> <p>(5) 連絡調整 1.9.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる 1.9.10 連絡要員を区本部に受け入れる</p> <p>(6) 緊急対策の要請 1.9.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する 1.9.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する</p> <p>(7) 区本部会議 1.9.13 区本部会議を招集する 1.9.14 区本部会議への参画を要請する 1.9.15 区本部会議を開催し、重要事項を決定する</p>
1.10 支所本部の体制を整える	支所本部	<p>(1) 班の設置 1.10.1 業務に応じて班を置く 1.10.2 臨機に班を編成する</p> <p>(2) 支所本部長 1.10.3 担当区長が支所本部長の任に当たる 1.10.4 職務代行者が支所本部長の職務を代行する</p> <p>(3) 支所副本部長 1.10.5 担当副区長が支所副本部長の任に当たる 1.10.6 支所本部長を補佐する</p> <p>(4) 班長 1.10.7 支所本部長が指名する職員が班長の任に当たる 1.10.8 職務代行者が班長の職務を代行する</p> <p>(5) 連絡調整 1.10.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる 1.10.10 連絡要員を支所本部に受け入れる</p> <p>(6) 緊急対策の要請 1.10.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する 1.10.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する</p> <p>(7) 支所本部会議 1.10.13 支所本部会議を招集する 1.10.14 支所本部会議への参画を要請する 1.10.15 支所本部会議を開催し、重要事項を決定する</p>
1.11 関係機関との協力体制を整備する	各部，区本部	<p>(1) 関係機関との協力 1.11.1 国と緊密な連絡，協力体制を図る 1.11.2 京都府と緊密な連携，協力体制を図る 1.11.3 京都市防災会議を構成する機関等と緊密な連携，協力体制を図る</p> <p>(2) 関係団体との協力 1.11.4 関係団体や企業と協力する 1.11.5 住民組織と協力する 1.11.6 ボランティア組織等と協力する</p>

■ 対策の流れ



1.1 初期初動活動を実施する

発災直後から実施する初期初動活動は、勤務時間内、勤務時間外それぞれに地震が発生した場合を想定し、各局、区別に定める計画に基づき対応する。

(1) 勤務時間外の初期初動活動

1.1.1 地震情報を収集する（各部，区本部）

本市の職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったときは、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集する。

1.1.2 各自定められた部署へ参集する（各部，区本部）

本市職員は、地震情報の収集後、事前に定められた動員計画に基づき、各自定められた部署へ参集する。

参集した職員は、各局、区別に定める計画に基づき、初期初動活動を実施する。なお、参集後の初期初動活動は、勤務時間内の初期初動活動と同様である。

⇒ 2.5 参集する

(2) 勤務時間内の初期初動活動

勤務時間内に地震が発生した場合、本市職員は、次の措置を講じる。

1.1.3 庁舎、施設の被害状況を把握する（各部，区本部）

各部等の定められた職員は、庁舎、市の管理施設の被害状況を把握する。

1.1.4 被害状況を施設管理者へ報告する（各部，区本部）

各部等の定められた職員は、被害状況の把握後、速やかに施設管理者へ報告する。

1.1.5 初期消火を実施する（各部，区本部）

各部等の職員は、火災の発生に注意し、火災が発生した場合は、まず初期消火を実施する。

(3) 緊急安全措置を実施する

各施設の管理者は、被害の状況により危険箇所への立入規制や薬物、危険物等に対する緊急安全措置を実施する。

- 1.1.6 庁舎内の市民及び職員の安否を確認する（各部，区本部）
各施設の管理者は、庁舎内の市民及び職員の安否を確認する。
- 1.1.7 安全な場所への避難を誘導する（各部，区本部）
各施設の管理者は、庁舎外への避難が必要と判断されるときは、放送設備等を利用するなど適切な手段を講じて、安全な場所への避難を誘導する。
- 1.1.8 自家発電装置や通信施設の被害状況を把握する（各部，区本部）
各施設の管理者は、自家発電装置や通信施設等の被害状況を把握する。
- 1.1.9 自家発電機能や通信機能の確保を図る（各部，区本部）
各施設の管理者は、自家発電機能や通信機能の確保を図る。

1.2 初期活動体制を整える

- 1.2.1 地震情報を収集する（各部，区本部）
各部等は、地震発生直後から、防災情報システム、京都地方気象台、テレビ、ラジオ等により地震情報を入手する。
⇒ 3.1 地震情報の収集・伝達を行う
- 1.2.2 京都市災害対策本部を設置する（本部長）
本部長（市長）は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、京都市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する
- 1.2.3 区・支所災害対策本部を設置する（区本部長）
区本部長（区長）は、本部が設置されたとき、又は被害等の発生状況により必要と認めるときは、区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する
- 1.2.4 初動体制に必要な情報を収集する（本部事務局，各部，区本部）
本部事務局及び各部，各区本部は、初動体制に必要な情報（被害情報，人命の救出に関する情報，火災に関する情報等），自衛隊等の災害派遣要請や広域応援要請に必要な情報を収集する。
⇒ 3.2 被害情報を収集する
- 1.2.5 本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける（本部長）
本部長は、震災初期の段階において人命の確保及び二次災害の防止を目的として、初期活動の円滑化を図るため、本部内に、京都府警察本部（以下、「京都府警」という。），自衛隊，日本赤十字社京都府支部，京都府医師会等防災関係機関の派遣職員による総合的な協議及び調整の場を設ける。
⇒ 1.4 本部体制を整える
- 1.2.6 応援要請を実施する（本部長，各部の長）
本部長及び各部の長は、初期災害情報により広域応援の必要を認めるときは、「第5節 応援要請計画」に基づき、他の地方公共団体，自衛隊，防災関係団体等への応援要請を実施する。
⇒ 5 応援を要請する
- 1.2.7 区本部内に総合的な協議及び調整の場を設ける（区本部長）
区本部長は、震災初期の段階において人命の確保及び二次災害の防止を目的として初期活動の円滑化を図るため、区本部内に管内の各部，京都府警等の派遣職員による総合的な協議及び調整の場を設ける。
⇒ 1.9 区本部の体制を整える
- 1.2.8 本部長に防災関係機関の職員の派遣を要請する（区本部長）
区本部長は、必要に応じて、本部長に対して自衛隊，日本赤十字社京都府支部，京都府医師会等防災関係機関の職員の派遣を要請する。
⇒ 1.9 区本部の体制を整える

1.3 京都市災害対策本部を設置する

- 1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する（本部長（市長））
市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。

(京都市災害対策本部設置基準)

ア 京都市域で震度5弱（京都地方気象台発表。以下同じ。）以上の地震が発生したとき。
 イ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき、又は東南海・南海地震が発生したとき。
 ウ 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。ただし、震度4以下の地震時にあっても、被害等の発生状況により応急対策が必要と認められる場合においては、本部を設置し、必要な配備体制を発令する。

1.3.2 本部の設置場所を決定する（本部事務局）

本部は、原則として市役所本庁舎1階会議室（E、F、G会議室）に設置する。ただし、発災初期及び災害の状況等によっては、消防局本部庁舎内に設置する。

1.3.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる（本部事務局，消防部）

災害が勤務時間内に発生した場合は本部事務局が、勤務時間外に発生した場合は、本部事務局の体制が整うまでの間、消防部が災害に関する情報収集や必要な連絡体制を講じる。

※ 資料3-1-1 災害専用連絡電話

1.3.4 本部の機能を確保する（本部事務局）

本部を市役所本庁舎1階会議室に設置するときは、情報処理に必要な情報機器（防災情報システム等）を設置する。

※ 資料3-1-2 本部室配置図

1.3.5 本部設置を通知・公表する（本部事務局，総合企画部）

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知又は公表するものとする。下記以外の関係機関については、本部事務局が必要に応じて通知する。

(本部設置等の通知)

通知又は公表先	通知又は公表の方法	実施責任者
各 局 等	無線，有線電話，庁内放送	本部事務局（防災課長）
京 都 府	無線，有線電話	
京 都 府 警 察	無線，有線電話	
市 道 民 報 道 機 関	報道機関を通じて公表 口頭又は文書	総合企画部（広報課長）

1.3.6 対象職員を召集する（各部）

⇒ 1.3.2 本部の配置場所を決定する

⇒ 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局の任に当たる

(参考) 京都市災害対策本部を閉鎖する

1.3.7 本部を閉鎖する（本部長）

本部長は、本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を閉鎖する。

1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する（本部事務局，総合企画部）

本部事務局及び総合企画部は、本部を閉鎖した場合の通知又は公表を設置の場合に準じて行う。

⇒ 1.3.5 本部設置を通知・公表する

1.4 本部体制を整える

本部の組織、運営の方法については、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところにより、次のとおりとする。

※ 資料1-3-11 京都市災害対策本部条例

資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

資料3-1-3 京都市災害対策本部組織図

資料3-1-4 災害対策活動時の腕章、標旗

資料3-1-5 京都市災害用被服取扱要領

(1) 本部長

- 1.4.1 市長が本部長の任に当たる（市長）
- 1.4.2 副本部長が本部長を代理する（副本部長）
本部長に事故等あるときは、副本部長が、本部長を代理する。

(本部長の代理順位)

① 防災担当副市長
② 市長代理順序規則の定める順位による副市長

- 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する（職務代行者）
本部長、副本部長ともに事故等あるときは、「京都市長職務代行者順位指定規則」の定める順位による者が代理する。
- 1.4.4 本部を組織する（本部長）
本部長は、京都市災害対策本部要綱に基づき資料3-1-3（京都市災害対策本部組織図）のとおり本部を組織する。
- 1.4.5 臨時の組織編成を行う（本部長）
本部長は、地震の規模、被害の程度等により、必要と認めるときは、上記と異なる組織編成を行うことができる。
- 1.4.6 本部長の任を遂行する（本部長）
 - ア 本部長は、本部の事務を統括する。
 - イ 本部長は、本部の職員を指揮監督する。
 - ウ 本部長は、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

(2) 副本部長

- 1.4.7 副本部長の任に当たる（副市長）
副本部長は副市長をもって充てる。
- 1.4.8 本部長を補佐する（副本部長）
副本部長は、本部長を補佐する。

(3) 本部員

- 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる（局長、区長等）
本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議の構成)

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長	環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，各区長，本部長が指名する職員

- 1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代行する（職務代行者）
本部員に事故等あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。
- 1.4.11 本部員の任を遂行する（本部員）
 - ア 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行する。
 - イ 本部員は、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

1.5 本部事務局体制を整える

(1) 本部事務局の設置

- 1.5.1 本部事務局を設置する（本部長）
本部長は、本部組織の円滑な活動を図るため、本部事務局を設置する。

(2) 本部事務局の体制

- 1.5.2 本部事務局長の任に当たる（消防局防災危機管理担当局長）
本部事務局が設置されたときは、消防局防災危機管理担当局長が本部事務局長の任に当たる。
- 1.5.3 本部事務局次長の任に当たる（防災危機管理室長）
本部事務局が設置されたときは、消防局防災危機管理室長が本部事務局次長の任に当たる。

- 1.5.4 本部事務局員の任に当たる（防災危機管理室）
 京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる活動体制の第2号体制までは、原則として防災危機管理室の職員が本部事務局員の任に当たる。
- 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる（防災危機管理室、各部）
 ア 京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる活動体制の第3号体制以上が発令された場合は、防災危機管理室職員及び各部（区本部を除く。）において指名された職員が本部事務局員の任に当たる。
 イ 本部事務局員は、勤務時間外であっても、徒歩、自転車、バイク等により概ね30分以内に本部室に参集可能な職員の中から、各部（区本部を除く。）においてあらかじめ指名された職員とし、各部における割当ては、次表のとおりとする。

（本部事務局員の割当て）

各 部	会計部，市会部及び応援部（第1～第3）
2～3名	1～2名

注．本部事務局員に指名された職員には、毎年、必要な研修、訓練を実施する。

- 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する（各部）
 災害対策本部を設置したときは、各部（区本部を除く。）は、本部事務局と各部の連絡を密接に行うため、本部事務局に連絡要員を配置させる。
- (3) 本部事務局の業務
- 1.5.7 本部事務局の業務を行う（本部事務局）
 本部事務局の業務は、概ね次のとおりとする。

（本部事務局の主な業務）

ア 本部の設置及び閉鎖に関すること。 イ 本部の庶務に関すること。 ウ 本部長及び副本部長との連絡に関すること。 エ 本部会議に関すること。 オ 国，京都府，他都市，関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。 カ 各部，各区本部との連絡調整に関すること。 キ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ク 気象予警報，地震情報等の収集伝達に関すること。 ケ 被害状況の取りまとめ，記録等に関すること。 コ 災害対策活動の取りまとめに関すること。 サ 防災行政無線の運用に関すること。 シ 通信及び情報機器の設置並びに運用に関すること。 ス 応急対策活動の調整に関すること。
--

- 1.5.8 本部事務局員及び連絡要員のローテーションに留意する（各部）
 各部の長は、災害対策活動の状況に応じて、各部において指名された本部事務局員及び連絡要員の交替要員のローテーションに留意するものとする。

1.6 本部会議を開催する

- 1.6.1 本部会議を招集する（本部長）
 本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。
 本部会議は、原則として本部室において開催する。

（本部会議の招集）

ア 本部会議は、本部長，副本部長及び本部員をもって構成する。 イ 本部長は、災害の規模，被害の程度等により、必要に応じて、副本部長及び関係本部員による本部会議を招集することができる。 ウ 本部長は、必要に応じ、国，京都府及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に参画を求めることができる。

- 1.6.2 本部会議で報告・審議を行う（本部会議構成員）
本部会議構成員は、災害応急対策に関する報告を行い、基本方針を審議する。

（本部会議で報告、審議すべき事項）

- ア 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
- イ 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達等に関すること。
- エ 住民への避難勧告又は指示に関すること。
- オ 応急対策の実施に係る調整に関すること。
- カ 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
- キ 国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
- ク 災害救助法の適用要請、激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。
- ケ その他重要な災害対策に関すること。

1.7 部の体制を整える

(1) 部及び班の設置

- 1.7.1 事務を分掌させるため、部を設置する（各部の長）
各部の長は、本部を設置したときは、本部の事務を分掌させるため、京都市災害対策本部要綱別表第1に定める部及び班を設置する。
- 1.7.2 臨機の措置を命じる（本部長）
本部長は、被害の状況等により必要と認めるときは、部及び班の編成に臨機の措置を命じることができる。

(2) 部長

- 1.7.3 局長等が部長の任に当たる（各部の長）
各部の長には、各局等の長が当たることとする。
- 1.7.4 職務代行者が部長の職務を代行する（各部）
各部の長に事故等あるときは、あらかじめ指定された職務代行者が部長の職務を代行する。
- 1.7.5 対策会議を開催する（各部）
各部の長は、被害の状況等により、適宜、必要な応急対策を実施するものとし、部の活動方針等の重要事項を決定するため、部に対策会議を設け、必要に応じて開催するものとする。対策会議は、部長が指名する者をもって構成する。

(3) 副部長

- 1.7.6 あらかじめ指名された職員が副部長の任に当たる（各部）
部には、副部長を置き、部の所属職員から部長が指名する。
- 1.7.7 部長を補佐する（各部）
副部長は、部長を補佐して部の災害応急対策を指揮する。

(4) 班長

- 1.7.8 あらかじめ指名された職員が班長の任に当たる（各部）
班には、班長を置き、部の所属職員から部長が指名する。
- 1.7.9 職務代行者が班長の職務を代行する（各部）
班長に事故等あるときは、部長があらかじめ指名した職務代行者が班長の任に当たる。
- 1.7.10 班長の職務を遂行する（各部）
班長は、班の分掌事務について上司の命を受けてその事務の処理に当たるものとする。

1.8 区本部の初期活動を行う

(1) 区災害対策本部

区本部長（区長）は、本部が設置されたとき、又は被害状況により、総合的な応急対策を実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置し、必要な措置をとるものとする。

- 1.8.1 区役所内に区本部を設置する（区本部）
区本部長は、原則として各区庁舎内に区本部を設置する。
- 1.8.2 管轄区域の公共施設に区本部を設置する（区本部）
区本部長は、区庁舎が使用不能の場合等においては、管轄区域内の公共施設（通信手段が確保可能な施設）に区本部を設置する。
- 1.8.3 本部長に区本部設置を通知する（区本部）

区本部長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に通知する。

1.8.4 消防部長に区本部設置を通知する（区本部）

区本部長は、本部が設置されていない場合に区本部を設置したときは、速やかに消防部長に通知する。

1.8.5 区本部の初期活動を行う（区本部）

区緊急本部員（勤務時間外であっても、徒歩、自転車、バイク等により概ね30分以内に区本部に参集可能な職員から、区本部長があらかじめ指名した職員。）は、区本部が設置された場合に、区本部の運営等の業務に従事し、災害発生初期の災害情報、被害情報等の収集、伝達、記録を行う。

(2) 調査班（緊急調査班）

1.8.6 調査班を編成する（区本部）

区本部長は、災害発生初期において、管内の被害の概況を把握するため、調査班を編成する。

1.8.7 緊急調査班を編成する（区本部）

区本部長は、勤務時間外にあっては、参集した職員の中から逐次、緊急調査班を編成する。

1.8.8 管内パトロール等により調査を実施する（区本部）

調査班（緊急調査班）は、自転車、バイクなどを利用し、管内パトロール等により調査を実施する。

1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する（区本部）

調査班（緊急調査班）は、調査に当たっては、区内関係機関との連絡を緊密にするとともに、区内の全体的な被害の概況や住民の動向（避難状況等）を把握する。

⇒ 3.2.2 概括的な情報を収集する

1.8.10 避難所の開設や避難誘導を行う

調査班（緊急調査班）は、必要に応じて避難所の開設や避難誘導を実施する。

⇒ 6 応急避難対策を実施する

1.9 区本部の体制を整える

(1) 班の設置

1.9.1 業務に応じて班を置く（区本部）

区本部長は、区本部を設置したときは、区本部の事務を分掌させるため班を設置する。

(区本部の主な分掌事務)

- | |
|--|
| ア 本部（本部事務局）、各部及び関係機関等との連携に関すること。
イ 災害対策の総合調整に関すること。
ウ 被害状況の調査、報告に関すること。
エ 災害応急対策の実施状況の把握、報告に関すること。
オ 避難の勧告、指示、避難誘導に関すること。
カ 避難所の開設、運営に関すること。
キ 広報、広聴（安否情報を含む。）に関すること。
ク 炊き出しその他による食料の給付に関すること。
ケ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
コ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること
サ 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
シ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
ス リ災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。
セ 行方不明者の捜索等の措置に関すること。
ソ 遺体の収容、安置及び処置に関すること。
タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
チ 市税の減免等生活相談に関すること。
ツ 被災者の生活相談に関すること。
テ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
ト 被災要配慮者に対する救援措置に関すること。
ナ 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関すること。
ニ 被災地の防疫活動に関すること。
ヌ 被災地の食品衛生、環境衛生及び環境監視に関すること。
ネ 医療関係機関との連携に関すること。 |
|--|

- ノ 所管施設，業務に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
- ハ 所管施設等の応急復旧に関する事。
- ヒ 所管施設の入所者，来庁者等の安全確保に関する事。
- フ 所管業務に係る必要な資機材の調達に関する事。
- ヘ その他区における救助の実施に関する事。

1.9.2 臨機に班を編成する（区本部）

区本部長は，必要に応じ，班の設置に臨機の措置を講じることができる。

(2) 区本部長

1.9.3 区長が区本部長の任に当たる（区本部）

区長は，区本部長の任に当たる。

1.9.4 職務代行者が区本部長の職務を代行する（区本部）

区長に事故等あるときは，区長があらかじめ指名する職務代行者が区本部長の職務を代行する。

(3) 区副本部長

1.9.5 副区長が区副本部長の任に当たる（区本部）

副区長は，区副本部長の任に当たる。

1.9.6 区本部長を補佐する（区本部）

副本部長は，区本部長を補佐する。

(4) 班長

1.9.7 区本部長が指名する職員が班長の任に当たる（区本部）

区本部長があらかじめ指名する職員は，班長の任に当たる。

1.9.8 職務代行者が班長の職務を代行する（区本部）

班長に事故等あるときは，区本部長があらかじめ指名する職務代行者が班長の職務を代行する。

(5) 連絡調整

1.9.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる（区本部）

区本部長は，災害応急対策の調整及び実施を図るため，管轄区域内の本市関係機関，警察署，防災関係機関等と密接な連携をとるものとする。

1.9.10 連絡要員を区本部に受け入れる（区本部）

区本部長は，管轄区域内のまち美化事務所，土木事務所，消防署等から連絡要員等を受け入れ，緊密な連携を図るものとする。

(6) 緊急対策の要請

1.9.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する（区本部）

区本部長は，特に緊急を要すると認めるときは，本部長の指示によることなく，管轄区域内の本市関係機関の長に対し，必要な対策の実施を要請することができる。また，区本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は，当該所属の部の長から受けている指示に違反しないときは，その要請に応じるものとする。

1.9.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する（区本部）

区本部長は，管轄区域内の本市関係機関の長に必要な対策の実施を要請した場合，直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(7) 区本部会議

1.9.13 区本部会議を招集する（区本部）

区本部長は，必要に応じて区本部会議を招集する。区本部会議は，区本部長が指名する者をもって構成する。

1.9.14 区本部会議への参画を要請する（区本部）

区本部長は，必要に応じて，管轄区域内の本市関係機関や防災関係機関の職員に参画を求めることができる。

1.9.15 区本部会議を開催し，重要事項を決定する（区本部）

区本部長は，区本部会議を開催し，区本部の活動方針等の重要な事項を決定する。

1.10 支所本部の体制を整える

支所本部長（担当区長）は，区本部が設置されたときは，区の支所に区本部の支所本部を設置し，必要な措置をとるものとする。

(1) 班の設置

1.10.1 業務に応じて班を置く（支所本部）

支所本部長は、支所本部を設置したときは、支所本部の事務を分掌させるため班を設置する。支所本部における分掌事務、組織等については、区本部に準じるものとする。

⇒ 1.9.1 業務に応じて班を置く

1.10.2 臨機に班を編成する（支所本部）

支所本部長は、必要に応じ、班の設置に臨機の措置を講じることができる。

(2) 支所本部長

1.10.3 担当区長が支所本部長の任に当たる（支所本部）

担当区長は、支所本部長の任に当たる。支所本部長は、区本部長の命を受け、密接に連携を図るものとする。

1.10.4 職務代行者が支所本部長の職務を代行する（支所本部）

担当区長に事故等あるときは、担当区長があらかじめ指名する職務代行者が支所本部長の職務を代行する。

(3) 支所副本部長

1.10.5 担当副区長が支所副本部長の任に当たる（支所本部）

担当副区長は、支所副本部長の任に当たる。

1.10.6 支所本部長を補佐する（支所本部）

支所副本部長は、支所本部長を補佐する。

(4) 班長

1.10.7 支所本部長が指名する職員が班長の任に当たる（支所本部）

支所本部長があらかじめ指名する職員は、班長の任に当たる。

1.10.8 職務代行者が班長の職務を代行する（支所本部）

班長に事故等あるときは、支所本部長があらかじめ指名する職務代行者が班長の職務を代行する。

(5) 連絡調整

1.10.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる（支所本部）

支所本部長は、災害応急対策の調整及び実施を図るため、管轄区域内の本市関係機関、警察署、防災関係機関等と密接な連携をとるものとする。

1.10.10 連絡要員を支所本部に受け入れる（支所本部）

支所本部長は、管轄区域内のまち美化事務所、土木事務所、消防署等から連絡要員等を受け入れ、緊密な連携を図るものとする。

(6) 緊急対策の要請

1.10.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する（支所本部）

支所本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域の本市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、支所本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の部の長から受けている指示に違反しないときは、その要請に応じるものとする。

1.10.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する（支所本部）

支所本部長は、管轄区域内の本市関係機関に必要な対策の実施を要請した場合、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(7) 支所本部会議

1.10.13 支所本部会議を招集する（支所本部）

支所本部長は、必要に応じて支所本部会議を招集する。本部会議は、支所本部長が指名する者をもって構成する。

1.10.14 支所本部会議への参画を要請する（支所本部）

支所本部長は、必要に応じて、管轄区域内の本市関係機関や防災関係機関の職員に参画を求めることができる。

1.10.15 支所本部会議を開催し、重要事項を決定する（支所本部）

支所本部長は、支所本部会議を開催し、支所本部の活動方針等の重要な事項を決定する。

1.11 関係機関との協力体制を整備する

(1) 関係機関との協力

1.11.1 国と緊密な連携、協力体制を図る（各部、区本部）

各部等は、災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、国と緊密な連携、協力体制を図る。

- 1.11.2 京都府と緊密な連携，協力体制を図る（各部，区本部）
各部等は，災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため，京都府と緊密な連携，協力体制を図る。
- 1.11.3 京都市防災会議を構成する機関等と緊密な連携，協力体制を図る（各部，区本部）
各部等は，災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため，京都市防災会議を構成する機関等と緊密な連携，協力体制を図る。

(2) 関係団体との協力

- 1.11.4 関係団体や企業と協力する（各部，区本部）
各部等は，災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため，必要に応じ，関係団体や企業との協力のもとに，市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。
- 1.11.5 住民組織と協力する（各部，区本部）
各部等は，災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため，必要に応じ，住民組織との協力のもとに，市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。
- 1.11.6 ボランティア組織等と協力する（各部，区本部）
各部等は，災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため，必要に応じ，ボランティア組織等との協力のもとに，市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。

第2節 配備及び動員

(2 職員を配備・動員する)

■ 基本方針

震災時に緊急に必要とされる応急対策の膨大な業務を迅速かつ的確に実施するため、事前に職員の動員基準、方法が具体的に定められている。地震の規模、被害の発生状況などにより、必要な応急対策の業務量が異なることから、事前に指名された職員は、地震の規模別に定めた段階的な配備、動員基準に基づき、迅速な対応を行う。

また、京都市域内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、勤務時間内外を問わず、すべての職員は自動的に定められた配備につく。

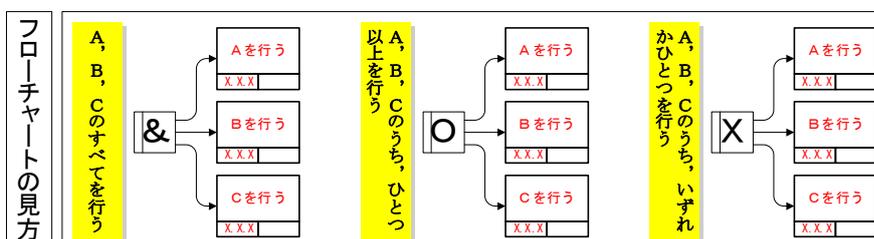
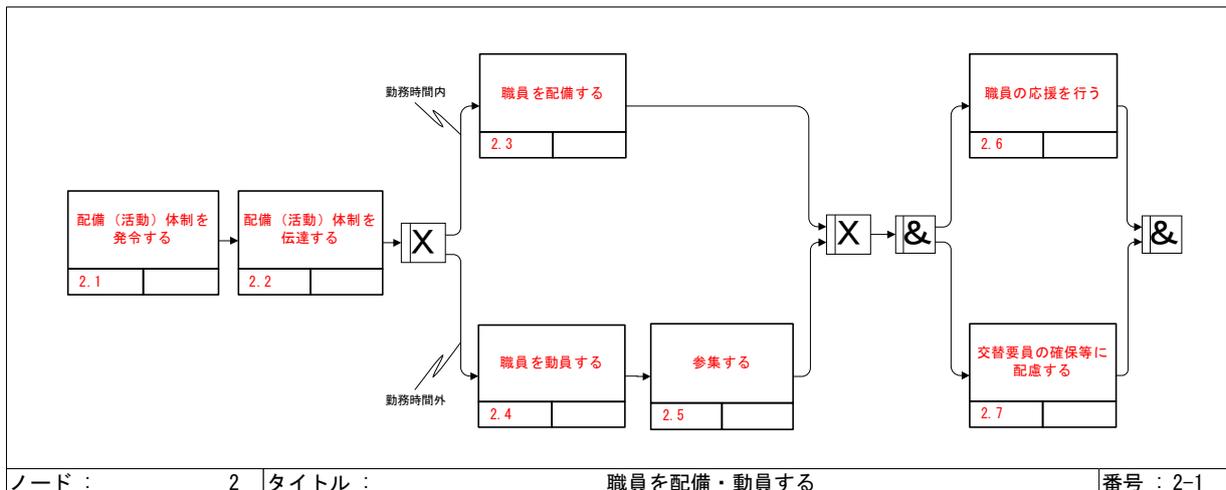
■ 実施責任者 : 各部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
2.1 配備(活動)体制を発令する	本部長	2.1.1 市長が必要と認める体制を発令する 2.1.2 第3号体制の配備(活動)体制を発令する 2.1.3 第5号体制の配備(活動)体制を発令する
	各部長, 区本部長	2.1.4 本市の基準を超えた活動体制を発令する
2.2 配備(活動)体制を伝達する	本部事務局	(1) 勤務時間内に地震が発生した場合 2.2.1 各部・各区本部に指令を伝達する
	各部, 区本部 (連絡責任者)	2.2.2 所属職員に指令内容を伝達する
	消防部	(2) 勤務時間外に地震が発生した場合 2.2.3 各部・各区本部に指令を伝達する
	各部, 区本部 (連絡責任者)	2.2.4 所属職員に指令内容を伝達する
	本部長	2.2.5 報道機関に対して職員の「動員伝達」放送を依頼する
2.3 職員を配備する	各部長・区本部長	(1) 京都市域に震度4以下の地震が発生し、「配備(活動)体制」が発令された場合 2.3.1 あらかじめ定められた職員を配備につける 2.3.2 「動員計画」に基づき職員を配備する 2.3.3 警戒活動又は応急対策活動を命じる
	各部, 区本部 (所属職員)	(2) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合 2.3.4 指令の伝達を待つことなく、定められた配備につく 2.3.5 指令の伝達を待つことなく、「動員計画」に基づき速やかに参集する
2.4 職員を動員する	各部, 区本部	(1) 参集基準 2.4.1 参集対象以外の職員にあっても動員指令に従い参集する 2.4.2 指令を待つことなく参集する 2.4.3 地震に関する情報に注意する
		(2) 参集場所 2.4.4 自己の勤務場所に参集する 2.4.5 最寄りの事業所に一旦参集する 2.4.6 勤務場所以外の指定された場所に参集する
		(3) 参集状況の記録 2.4.7 所属職員の参集状況を記録する 2.4.8 他部等の職員の参集状況を記録する
		(4) 参集状況の報告 2.4.9 本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する 2.4.10 1時間ごとに本部事務局へ報告する 2.4.11 他部等の職員の参集状況を本部事務局へ報告する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
2.5 参集する	各部, 区本部 (参集職員)	(1) 参集時の留意事項 2.5.1 安全な服装等を着用し, 職員証を携帯する 2.5.2 可能な範囲で, 必要物品を携行する 2.5.3 徒歩, 自転車, バイク等で参集する 2.5.4 参集途上の情報収集に努める 2.5.5 緊急措置を行う
	各部, 区本部	(2) 参集時情報の報告 2.5.6 各部等の責任者に参集時の情報を報告する 2.5.7 参集職員からの情報を取りまとめる 2.5.8 本部事務局に報告する
2.6 職員の応援を行う	行財政部	(1) 勤務時間外に配備(活動)体制が発令されたときの対応 2.6.1 各部等の職員の参集状況や活動状況を把握する
	各部	2.6.2 災害発生初期は, 本部事務局の応援に努める 2.6.3 災害発生初期は, 区本部への応援に努める
	各部, 区本部	2.6.4 職員を適正に配備する (2) 職員の応援 2.6.5 「応援職員要請書」により本部長に要請する 2.6.6 口頭で本部長に要請し, 事後文書で報告する
	本部長	2.6.7 行財政部長に対し, 必要な対応を指示する
	行財政部	2.6.8 総合的に応援職員の派遣を判断する 2.6.9 本市職員を派遣する
	本部長, 各部長	2.6.10 京都府及び他の自治体職員の応援を要請する
2.7 交替要員の確保等に配慮する	行財政部	(1) 交替要員 2.7.1 職員の健康管理に十分留意する 2.7.2 交替要員の確保等の基本方針を示す 2.7.3 交替要員の確保等の必要な措置を講じる
	各部, 区本部	(2) 災害対策要員に必要な物資 2.7.4 必要な物資の品目, 数量等を報告する
	行財政部	2.7.5 災害対策要員に必要な物資等の確保に努める

■ 対策の流れ



2.1 配備（活動）体制を発令する

2.1.1 市長が必要と認める体制を発令する（本部長）

本部長（市長）は、京都市域に震度4以下の地震が発生した場合は、被害の状況に応じた体制を発令する。

2.1.2 第3号体制の配備（活動）体制を発令する（本部長）

本部長（市長）は、京都市域に震度5弱・強の地震が発生し、京都市災害対策本部を設置した場合は、京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる「第3号体制」の配備（活動）体制を発令する。

2.1.3 第5号体制の配備（活動）体制を発令する（本部長）

本部長（市長）は、京都市域に震度6弱以上の地震が発生し、京都市災害対策本部を設置した場合は、京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる「第5号体制」の配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

（配備（活動）体制の基準）

震度階	配備（活動）体制	配置人員の基準
震度4以下	被害の状況に応じて市長が必要と認める体制	
震度5（弱）（強）	第3号体制	各部等の職員の1/2程度
震度6弱以上	第5号体制	職員全員*

（注）* 傷病者、妊婦等参集困難者を除く。

2.1.4 本市の基準を超えた活動体制を発令する（各部長，区本部長）

所管業務を実施するうえで必要と判断する部等においては、上記基準を超えて、別に定める活動体制を発令する。

（参考） 配備（活動）体制を解除する（本部長）

本部長（市長）は、災害の発生、継続又は拡大のおそれなくなったと認めるときは、資料1-3-12京都市災害対策本部要綱に基づき、配備（活動）体制を解除する。

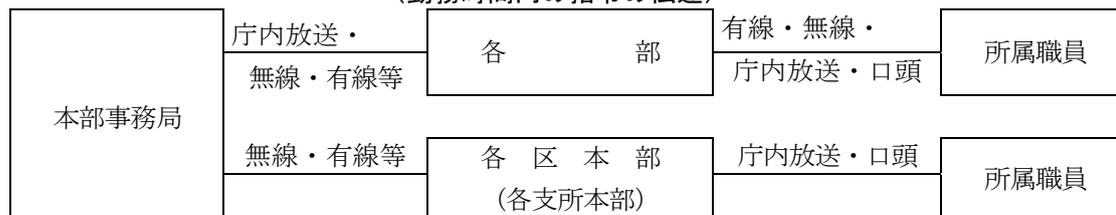
2.2 配備（活動）体制を伝達する

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合

2.2.1 各部・各区本部に指令を伝達する（本部事務局）

本部事務局は、勤務時間内に配備（活動）体制が発令された場合は、各部等に対して庁内放送、無線、有線等を活用して指令の伝達を行う。

（勤務時間内の指令の伝達）



2.2.2 所属職員に指令内容を伝達する（各部，区本部）

各部等において指名された連絡責任者は、伝達を受けたときは、定められた連絡網により、所属職員に対し、その内容を迅速、正確に伝達する。

ただし、震度5弱以上の地震発生時には、電話等の通信手段の途絶が予想されることから、職員は、テレビ、ラジオ等で地震に関する情報を収集し、伝達を待つことなく、定められた配備につくものとする。

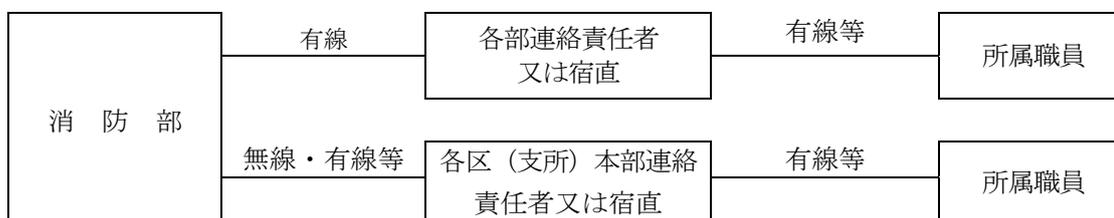
⇒ 2.3 職員を配備する

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合

2.2.3 各部・各区本部に指令を伝達する（消防部）

消防部は、勤務時間外に配備（活動）体制が発令された場合は、各部等の連絡責任者等に対して無線、有線等を活用して指令の伝達を行う。

（勤務時間外の指令の伝達）



2.2.4 所属職員に指令内容を伝達する（各部，区本部）

各部等において指名された連絡責任者等は、伝達を受けたときは、各部等の連絡網（勤務時間外）により、所属職員に対し、その内容を迅速、正確に伝達する。

ただし、震度5弱以上の地震発生時には、原則として、指令の伝達は行わないので、職員は、テレビ、ラジオ等で地震に関する情報を収集し、自発的に定められた参集場所に出勤し、配備につくものとする。

⇒ 2.5 参集する

2.2.5 報道機関に対して職員の「動員伝達」放送を依頼する（本部長）

本部長（市長）は、勤務時間外に震度5弱以上の地震の発生を確認した場合で、かつ通信手段等の確保が困難な場合には、「災害時の放送に関する協定書」に基づき職員の「動員伝達」放送を依頼する。

⇒ 4.3 一般広報を行う

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

2.3 職員を配備する

(1) 京都市域に震度4以下の地震が発生し、「配備（活動）体制」が発令された場合

2.3.1 あらかじめ定められた職員を配備につける（各部長・区本部長）

各部等の長は、勤務時間内に京都市域に震度4以下の地震が発生し、配備（活動）体制が発令された場合は、各部等においてあらかじめ定められた職員を配備につける。

2.3.2 「動員計画」に基づき職員を配備する（各部長・区本部長）

各部等の長は、勤務時間外に京都市域に震度4以下の地震が発生し、配備（活動）体制が発令された場合は、各部等の「動員計画」に基づき職員を配備する。

⇒ 2.4 職員を動員する

2.3.3 警戒活動又は応急対策活動を命じる（各部長・区本部長）

各部等の長は、京都市域に震度4以下の地震が発生し、職員を配備した場合は、速やかに警戒活動又は応急対策活動を命じる。

(2) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

2.3.4 指令の伝達を待つことなく、定められた配備につく（各部，区本部）

各部等の所属職員は、勤務時間内に京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、配備（活動）体制の伝達を待つことなく、定められた配備につく。

2.3.5 指令の伝達を待つことなく、「動員計画」に基づき速やかに参集する（各部，区本部）

各部等の所属職員は、勤務時間外に京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、配備（活動）体制の伝達を待つことなく、各部等の「動員計画」に基づき速やかに参集する。

⇒ 2.5 参集する

※ 資料3-2-1 災害対策要員及び時間別召集人員数

資料3-2-2 各活動体制の要員数

2.4 職員を動員する

(1) 参集基準

- 2.4.1 参集対象以外の職員にあっても動員指令に従い参集する（各部，区本部）
勤務時間外において京都市域内に震度4以下の地震の発生した場合においても，必要に応じて，動員の指令を発令することがあるため，動員指令に従い参集する。
- 2.4.2 指令を待つことなく参集する（各部，区本部）
職員は，勤務時間外において京都市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合は，配備（活動）体制に基づき，指令の伝達を待つことなく，速やかに参集するものとする。
- 2.4.3 地震に関する情報に注意する（各部，区本部）
震度5（弱及び強）の地震時にあっても，必要に応じ，活動体制の強化を図ることがあるので，参集対象以外の職員にあっても，テレビ，ラジオ等の地震に関する情報に注意するとともに，連絡体制を確保し，速やかに対応できるよう準備しておくものとする。

(2) 参集場所

- 2.4.4 自己の勤務場所に参集する（各部，区本部）
参集する職員は，原則として可能な限り自己の勤務場所に参集する。
- 2.4.5 最寄りの事業所に一旦参集する（各部，区本部）
参集する職員は，交通機関の途絶や道路の被害等により自己の勤務場所への参集が困難な場合には，最寄りの区本部や自己の所属する部等の事業所に一旦参集し，当該所属の責任者等の指示に従うものとする。
- 2.4.6 勤務場所以外の指定された場所に参集する（各部）
各部等の長は，災害の規模等に応じて事業所等での応急対策業務を優先させる必要がある場合は，あらかじめ指名した職員を，自己の勤務場所以外の指定された場所に参集させることができる。

(3) 参集状況の記録

- 2.4.7 所属職員の参集状況を記録する（各部，区本部）
各部等の長は，所属職員の参集状況を記録する。
- 2.4.8 他部等の職員の参集状況を記録する（各部，区本部）
各部等の長は，他部等の所属職員が参集した場合，所属，氏名を確認し記録する。

※ 様式3-2-3 動員報告書

様式3-2-4 直近参集職員動員日報

(4) 参集状況の報告

- 2.4.9 本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する（各部，区本部）
各部等の長は，本部長が指示する時間ごとに，無線，有線，その他可能な方法等により，参集した職員の参集状況を本部長（本部事務局）へ報告する。
- 2.4.10 1時間ごとに本部事務局へ報告する（各部，区本部）
各部等の長は，本部長から報告の指示がない場合は1時間ごとに，参集した職員の参集状況を本部長（本部事務局）へ報告する。
- 2.4.11 他部等の職員の参集状況を本部事務局へ報告する（各部，区本部）
各部等の長は，他部等の所属職員の参集状況を本部長（本部事務局）へ報告する。

※ 様式3-2-3 動員報告書

様式3-2-4 直近参集職員動員日報

2.5 参集する

(1) 参集時の留意事項

- 2.5.1 安全な服装等を着用し，職員証を携帯する（各部，区本部）
参集職員は，安全な服装等を着用するとともに，職員証（又は本市職員であることを示す証票類）を携帯する。
- 2.5.2 可能な範囲で，必要物品を携行する（各部，区本部）
職員は，速やかに動員に応じられるよう，平常時から非常持出用品の準備に努め，参集するときは，筆記具，タオル，飲料水，食料（若干），携帯ラジオ，懐中電灯等を可能な範囲において携行する。
- 2.5.3 徒歩，自転車，バイク等で参集する（各部，区本部）
参集職員は，原則として，自動車の使用は避け，徒歩，自転車，バイク等により参集する。

2.5.4 参集途上の情報収集に努める（各部・区本部）

参集職員は、参集時に、居住地周辺や参集経路における被害状況等の概況やその他災害情報の収集に努める。

（参集時に収集する情報）

ア	人命危険の有無及び人的被害(死者、負傷者)の発生状況
イ	住家被害の状況（全壊、半壊）
ウ	火災等の二次災害の発生状況，危険性
エ	住民の避難状況
オ	道路交通状況や被害状況（通行の可否）
カ	公共施設（庁舎，医療機関，福祉施設等）の被害状況
キ	鉄道等の被害状況や運行状況
ク	ライフライン（水道，電気，ガス等）の被害状況
ケ	その他防災活動に必要な情報

（注）発生場所，覚知時間を含む。情報の程度は，概況でよい。

2.5.5 緊急措置を行う（各部，区本部）

参集職員は、参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、可能な限り、最寄りの消防機関、警察機関等に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置に努める。

(2) 参集時情報の報告

2.5.6 各部等の責任者に参集時の情報を報告する（各部，区本部）

参集職員は、参集後、速やかに、各部等の責任者に報告するものとする。

2.5.7 参集職員からの情報を取りまとめる（各部，区本部）

各部等は、参集職員からの参集時情報の報告結果を取りまとめる。

2.5.8 本部事務局に報告する（各部，区本部）

各部等は、参集時情報の取りまとめ結果を本部事務局に報告する。

2.6 職員の応援を行う

(1) 勤務時間外に配備（活動）体制が発令されたときの対応

2.6.1 各部等の職員の参集状況や活動状況を把握する（行財政部）

勤務時間外において「配備（活動）体制」が発令されたときは、行財政部長は、本部事務局長と連携して、各部等の職員の参集状況や活動状況の把握を行うものとする。

⇒ 2.4 職員を動員する

2.6.2 災害発生初期は、本部事務局の応援に努める（各部）

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部の機能を早期に確立する必要があるため、災害発生初期においては、各部の参集して来た職員（本庁舎勤務者）は、本部事務局の応援に努める。

⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する

⇒ 1.5 本部事務局体制を整える

2.6.3 災害発生初期は、区本部への応援に努める（各部）

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合は、区本部の機能を早期に確立する必要があるため、災害発生初期においては、総合庁舎等に存する他の部の参集して来た職員は、区本部への応援に努める。

⇒ 1.8 区本部の初期活動を行う

⇒ 1.9 区本部の体制を整える

2.6.4 職員を適正に配備する（各部，区本部）

各部等の長は、災害の発生状況，被害状況，職員の参集状況等を考慮し，時系列的に優先的な対応が必要な部や多くの要員が必要となる部へ，職員の適正配備を図るものとする。

(2) 職員の応援

2.6.5 「応援職員要請書」により本部長に要請する（各部，区本部）

各部等の長は、災害対策活動を実施するに当たり、要員が不足し、他部等の職員の応援を受けようとするときは、原則として「応援職員要請書」（様式3-2-5）に記載事項を記入し、本部長に要請する。

※ 様式3-2-5 応援職員要請書

- 2.6.6 口頭で本部長に要請し、事後文書で報告する（各部、区本部）
各部等の長は、緊急を要する場合においては、口頭により職員の応援を要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2.6.7 行財政部長に対し、必要な対応を指示する（本部長）
本部長は、各部等の長から職員の応援の要請を受けた場合は、行財政部長に対し、必要な対応を指示する。
- 2.6.8 総合的に応援職員の派遣を判断する（行財政部）
行財政部長は、有線電話の途絶、無線施設の被害等により、区本部等から応援要請がない場合であっても、総合的に応援職員の派遣を判断する。
- 2.6.9 本市職員を派遣する（行財政部）
行財政部長は本部長から職員派遣について指示があった場合、本部事務局と連携し、次の要領により職員の配備、派遣等を行う。

（職員の派遣基準）

ア 局地的に被害が発生し、被害発生地の職員のみでは、災害対策活動を迅速に実施することが困難であると認めるとき。
イ 災害の状況等に応じ、早急な災害応急活動が必要であると認めるとき。
ウ 災害応急活動の業務が多量となり、主管部等のみの対応では困難と認めるとき。
エ その他本部長が必要と認めるとき。

- 2.6.10 京都府及び他の自治体職員の応援を要請する（本部長、各部長）
本部長・各部長は、本市職員をもって不足する場合にあっては、必要な業務に対し「第5節 応援要請計画」に基づき、京都府及び他の自治体職員の応援を要請する。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

2.7 交替要員の確保等に配慮する

(1) 交替要員

- 2.7.1 職員の健康管理に十分留意する（行財政部）
行財政部長は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意する。
- 2.7.2 交替要員の確保等の基本方針を示す（行財政部）
行財政部長は、交替要員の確保等を図るため、関係する部の長と協議のうえ、基本方針を示す。
- 2.7.3 交替要員の確保等の必要な措置を講じる（各部、区本部）
各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交替要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

(2) 災害対策要員に必要な物資

- 2.7.4 必要な物資の品目、数量等を報告する（各部、区本部）
各部等の長は、災害対策要員が各自で食料、飲料水、寝具等を確保することが困難な場合、行財政部長に対し必要な物資の品目、数量等を報告する。
- 2.7.5 災害対策要員に必要な物資等の確保に努める（行財政部長）
行財政部長は、関係する部の長と協力して、災害対策要員に必要な物資等の確保に努める。
⇒ 12 食料を供給する
⇒ 13 生活必需品を供給する
⇒ 14 応急給水活動を行う

第3節 情報収集・伝達計画

(3 情報を収集し、伝達する)

■ 基本方針

震災時の災害応急対策を速やかに実施するためには、被害状況や防災関係機関の活動状況などの情報をあらゆる通信手段を用いて迅速、的確に本市災害対策本部に一元的に集約し、その分析結果に基づいて的確な方針を決定する必要がある。そのため、本市及び各防災関係機関の分掌事務に応じた情報収集の分担、情報伝達、報告の系統や手続を明確にする。

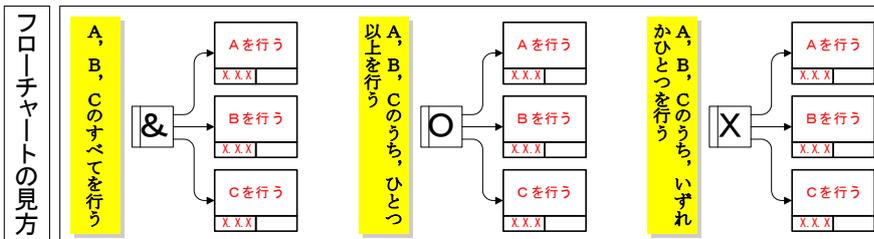
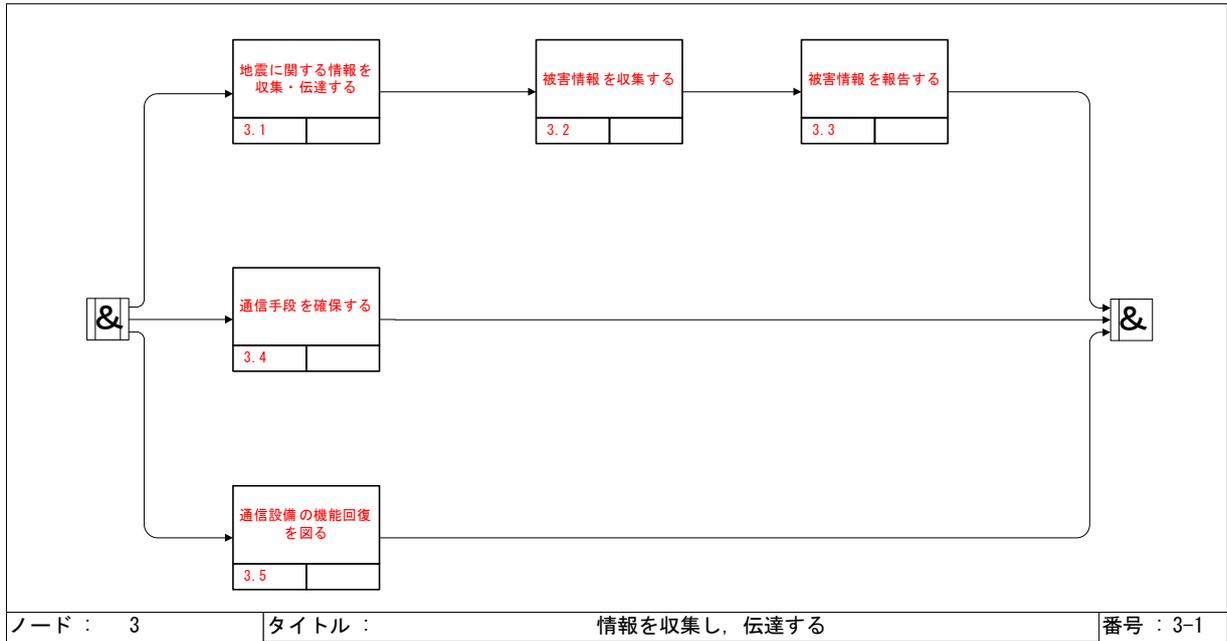
また、迅速、的確な情報収集・伝達のためには、通信手段の確保がまず優先されるべきであり、震災後は直ちに通信網の確保、構築に全力を挙げる。特に、通信施設が被害を受けた場合においても迅速な応急復旧、代替措置を実施する。

■ 実施責任者 : 各部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
3.1 地震に関する情報を収集・伝達する	本部事務局, 消防部	3.1.1 気象庁等の地震情報を収集する 3.1.2 市長(本部長)に地震情報を報告する 3.1.3 各部等に地震情報を伝達する
	各部, 区本部	3.1.4 テレビ, ラジオ等を活用し, 地震情報を収集する
3.2 被害情報を収集する	各部, 区本部	3.2.1 管轄区域や所管施設等の被害状況等を把握する 3.2.2 概括的な情報を収集する
	区本部	3.2.3 区内の防災関係機関との情報連絡を行う 3.2.4 区単位の総括的な被害状況等を取りまとめる
	消防部	3.2.5 火災の発生状況や建物の倒壊状況を把握する 3.2.6 自主防災組織等からの情報収集を行う
		(1) 災害概況報告 3.3.1 災害の概況を本部長に速報する 3.3.2 指示された時間ごとに, 災害の概況を本部長に報告する
3.3 被害情報を報告する	各部, 区本部	(2) 災害状況報告 3.3.3 災害状況の逐次報告を行う 3.3.4 災害状況の中間報告を行う 3.3.5 災害状況の確定報告を行う
	本部長	3.3.6 府知事に報告する
3.4 通信手段を確保する	各部, 区本部	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う
	本部事務局	3.4.2 非常通信の協力を依頼する
3.5 通信設備の機能回復を図る	各部, 区本部	3.5.1 通信設備の被害調査を実施する 3.5.2 非常電源の点検を実施する 3.5.3 適切な処置を実施する 3.5.4 修理業者等への手配を実施する 3.5.5 必要な技術者の早期参集が図れるよう対応する
	本部事務局	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する

■ 対策の流れ



3.1 地震に関する情報を収集・伝達する

3.1.1 気象庁等の地震情報を収集する（消防部）

本市域において、震度4以上の地震が発生した場合は、消防部は、京都地方気象台が発表する地震情報を収集するとともに、防災情報システム、本市設置の地震計の計測値を確認する。

※ 資料3-3-1 気象庁震度階級関連解説表

3.1.2 市長（本部長）に地震情報を報告する（本部事務局，消防部）

本部事務局又は消防部は、本市域において震度4以上の地震が発生したときは、収集した情報を市長（本部長）に報告する。

（地震情報の内容）

ア	各地の震度
イ	震源地
ウ	地震の規模(マグニチュード)
エ	地震回数

3.1.3 各部等に地震情報を伝達する（本部事務局，消防部）

本部事務局又は消防部は、本市域において震度4以上の地震が発生したときは、庁内放送、防災行政無線等を利用して、各部等に地震情報の伝達を行う。

なお、勤務時間外にあつては、通信の途絶等の可能性があるため、消防部は、可能な範囲において、定められた連絡網により、同様の措置を講じる。

※ 様式3-3-2 地震情報（震源・震度に関する情報）の発表例

様式3-3-3 地震情報（地震回数に関する情報）の発表例

様式3-3-4 地震情報（各地の震度に関する情報）の発表例

3.1.4 テレビ、ラジオ等を活用し、地震情報を収集する（各部、区本部）

各部等は、本市域において震度4以上の地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等により情報の収集に努める。

※ 資料3-3-1 気象庁震度階級関連解説表

3.2 被害情報を収集する

3.2.1 管轄区域や所管施設等の被害状況等を把握する（各部、区本部）

各部等の長は、本市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は速やかに情報収集活動を実施し、また、震度4以下の地震の場合であっても、本部長の指示又は必要と認める場合は、管轄区域や所管施設等の被害状況等の把握を行う。

被害情報の収集は、概ね資料3-3-5の区分に基づき実施する。

※ 資料3-3-5 被害状況の区分及び収集（取りまとめ）担当

3.2.2 概括的な情報を収集する（各部、区本部）

各部等の長は、初期的段階においては、所管業務にかかわらず、市内の被害規模の全体像の把握のための概括的な（速報）情報を併せて収集するものとする。

（被害概況報告（速報））

- | |
|---|
| <p>○ 収集事項（場所，覚知時間を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人命危険の有無及び人的被害（死者，負傷者）の発生状況 イ 住家被害の状況（全壊，半壊） ウ 火災等の二次災害の発生状況，危険性 エ 住民の避難状況 オ 道路交通状況や被害状況（通行の可否） カ 公共施設（庁舎，医療機関，福祉施設等）の被害状況 キ 鉄道等の被害状況や運行状況 ク ライフライン（水道，電気，ガス等）の被害状況 ケ その他防災活動に必要な情報 <p>○ 被害概況報告（速報）の収集方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 庁舎，施設等の確認及び周辺状況の確認（高所からの視察等） イ 警察機関，防災関係機関との情報連絡 ウ パトロールの実施 エ 住民からの通報，連絡 オ 高所カメラ，ヘリコプターによる確認 カ 参集職員からの情報収集（勤務時間外） キ その他可能な方法 |
|---|

3.2.3 区内の防災関係機関との情報連絡を行う（区本部）

区本部は、担当する被害情報のほか、区域内の本市関係機関，警察署など防災関係機関等との情報連絡に努め、被害情報等を収集する。

3.2.4 区単位の総括的な被害状況等を取りまとめる（区本部）

区本部は、区単位の総括的な被害状況等の取りまとめを行う。

3.2.5 火災の発生状況や建物の倒壊状況を把握する（消防部）

消防部は、ヘリコプターや高所カメラ，可搬画像伝送装置等を活用して、火災の発生状況や建物の倒壊状況等についての把握を行う。

⇒ 8 震災活動を実施する

3.2.6 自主防災組織等からの情報収集を行う（消防部）

区本部と連携して、自主防災組織，事業所及びその他公共的団体（以下「自主防災組織等」という。）からの情報の収集に努めるものとする。

⇒ 8 震災活動を実施する

3.3 被害情報を報告する

災害による被害報告等に使用する用語及び被害程度の認定基準は、資料3-3-6のとおりとする。

※ 資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準

(1) 災害概況報告

3.3.1 災害の概況を本部長に速報する（各部，区本部）

各部等の長は、初期的段階においては、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、所管業務にかかわらず、迅速性を第一に、様式3-3-7により、逐次本部長に報告するものとする。

※ 様式3-3-7 災害状況報告（速報）

3.3.2 指示された時間ごとに、災害の概況を本部長に報告する（各部，区本部）

本部長が指示するときは、被害の有無にかかわらず、各部等の長は、指示された時間ごとに内容を取りまとめて報告するものとする。

(2) 災害状況報告

3.3.3 災害状況の逐次報告を行う（各部，区本部）

各部等の長は、災害が発生した場合の状況及び予想される被害の内容その他応急対策を講じるために必要な情報又は既に実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式3-3-8により、逐次本部長に報告するものとする。

※ 様式3-3-8 災害状況報告（逐次）

（災害状況報告（逐次）の内容）

ア	被害の状況
イ	災害応急対策の実施状況 応急対策の実施状況（避難勧告，指示，救助活動，応急措置等既に行った措置），応急対策の実施方針，応援職員の要請その他要望事項，今後実施しようとする措置等
ウ	その他応急対策の実施上参考となる事項

3.3.4 災害状況の中間報告を行う（各部，区本部）

ア 各部等の長は、被害概況速報後、被害の確定までの間については、本部長の指示に基づき、それぞれの部等に関する事項を様式3-3-9により、逐次本部長に報告するものとする。

報告に当たっては、現地調査を実施するとともに、関係部，関係機関と必要な連携や情報交換を行い、可能な限り正確な情報の把握に努める。

※ 様式3-3-9 災害状況報告（中間・確定）

イ 区本部長は、本部長が必要と認める事項について、その指示に従い、関係部や関係機関との連携のもとに、人的被害（死者，重傷者等）の状況，住家の被害（全半壊，全半焼等）の状況，避難所の開設状況及び応急給食実施状況，避難者の状況等を様式3-3-10により，本部に逐次報告するものとする。

※ 様式3-3-10 人及び住家の被害調（中間・確定報告）

3.3.5 災害状況の確定報告を行う（各部，区本部）

ア 各部等の長は、被害の拡大のおそれがなく，被害が確定した場合は，様式3-3-9により本部長に確定報告を行う。

※ 様式3-3-9 災害状況報告（中間・確定）

イ 区本部長は、被害の拡大のおそれがなく，被害が確定した場合は，様式3-3-10により本部長に確定報告を行う。

※ 様式3-3-10 人及び住家の被害調（中間・確定報告）

3.3.6 府知事に報告する（本部長）

京都市域内に地震が発生し，被害が生じた場合は，被害の状況，災害応急対策活動の実施状況等について，本部長（本部事務局）は京都府知事（京都府府民生活部危機管理・防災課又は京都府災害対策本部）あて報告する。

3.4 通信手段を確保する

3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部，区本部）

各部，区本部は，有線電話途絶時においては，防災情報システム（無線システム），携帯電話の活用のほか，消防無線その他の業務用無線（交通，水道等）の利用や連絡員の派遣など，災害の状況に応じ可能な措置を講じ，可能な限り迅速な情報伝達を行う。

- ※ 資料3-3-11 京都市防災情報システム系統図
- 資料3-3-13 京都市消防救急無線等系統図
- 資料3-3-14 京都市交通無線系統図
- 資料3-3-15 京都市水道無線系統図
- 資料3-3-16 京都市無線通信施設一覧表
- 資料3-3-17 京都市防災行政無線設置状況一覧表

3.4.2 非常通信の協力を依頼する（本部事務局）

本部事務局は，災害時に有線電話が途絶し，かつ本市の無線電話が不通となった場合は，非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。

3.5 通信設備の機能回復を図る

3.5.1 通信設備の被害調査を実施する（各部，区本部）

各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は，通信機能の被害調査を実施する。

3.5.2 非常電源の点検を実施する（各部，区本部）

各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は，非常電源の点検を実施する。

3.5.3 適切な処置を実施する（各部，区本部）

各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は，通信機能や非常電源に支障が発生した場合には，適切な処置をとる。

3.5.4 修理業者等への手配を実施する（各部，区本部）

各部等の施設管理者は，非常電源，通信設備等に支障が発生した場合，修理業者等への手配を実施する。

3.5.5 必要な技術者の早期参集を図れるよう対応する（各部，区本部）

特に通信設備，非常電源設備等の取扱者を定めていない場合又は勤務時間外に災害が発生した場合，設備等の取扱者が不在となるおそれのある部等にあつては，必要な資格や技術を有する者の早期参集を図るよう対応する。

3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局）

本部（本部事務局）は，有線電話途絶時や停電発生時においては，西日本電信電話株，関西電力株等に対し，通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。

第4節 広報・広聴活動計画

(4 広報活動・広聴活動を行う)

■ 基本方針

震災時には、停電や通信施設の途絶などにより市民に対する通常の情報提供手段が使用不能になるおそれがある。また、災害に関する正確な情報を提供し、情報不足による混乱の発生を防止し、的確な避難情報の提供や人命救助、消火活動などの円滑な応急対策の実施を目的とした緊急広報活動を実施するとともに、各種のメディアを活用して被災者に対する生活情報の提供を図る。

また、災害により住家や財産をなくされた方や、避難生活を余儀なくされた方、被災などにより職を失われた方の不安や悩みなどの相談に応じ、被災者の生活再建を支援する広聴活動を実施する。

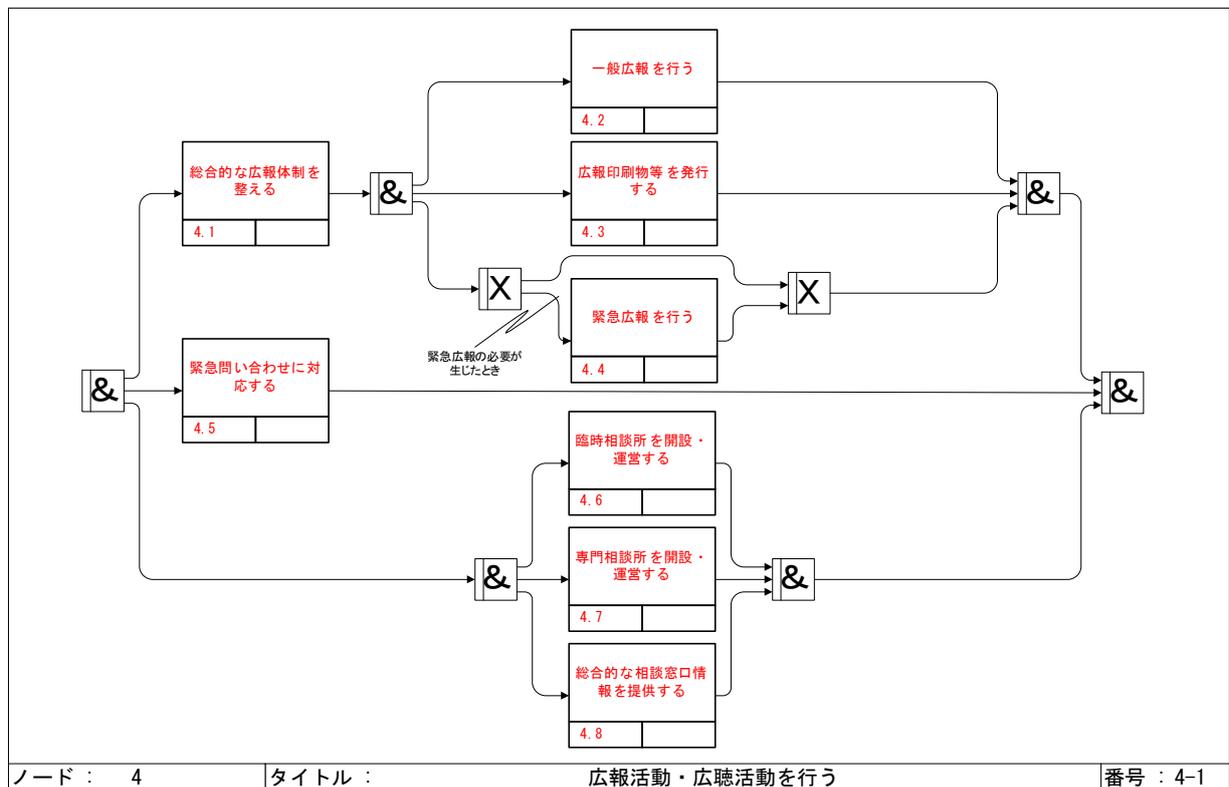
■ 実施責任者 : 総合企画部長

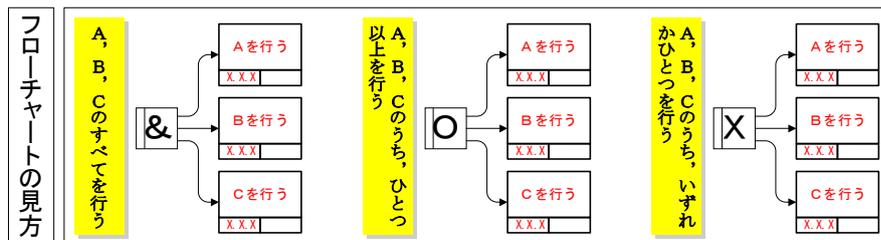
■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
4.1 総合的な広報体制を整える	総合企画部	4.1.1 広報体制を整える	
	各部, 区本部	4.1.2 被災地の状況を記録する	
	本部事務局	4.1.3 本部事務局に情報を報告する	
	本部事務局, 総合企画部	4.1.4 情報のリスト化を図る	
	本部事務局	4.1.5 広報用資料を作成する	
	本部事務局	4.1.6 閲覧用資料を作成する	
	本部事務局	4.1.7 各部等に情報を提供する	
4.2 一般広報を行う	本部長	(1) 本部の一般広報 4.2.1 速やかに記者会見を行う	
	総合企画部	4.2.2 報道機関に対して情報の提供を行う	
		4.2.3 インターネットを利用して情報を提供する	
		4.2.4 放送機関に放送依頼を行う	
		4.2.5 広報印刷物による広報を行う	
		4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する	
区本部	(2) 現地広報 4.2.7 関係機関と協議する		
各部, 区本部	4.2.8 被害状況、応急対策に関する現地広報を行う		
	4.2.9 災害状況、道路復旧状況等の現地広報を行う		
4.3 広報印刷物等を発行する	各部, 区本部	(1) 広報印刷物の作成 4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する	
		総合企画部	4.3.2 広報印刷物を作成する
			4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する
			4.3.4 外国語による広報印刷物を作成する
	総合企画部	(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する	
		4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する	
	各部, 区本部	4.3.7 市民に広報された内容について、職員への徹底を図る	
	区本部	4.3.8 自主防災組織等へ広報印刷物の配布協力を依頼する	
	自主防災組織等	4.3.9 避難所への配布を行う	
		4.3.10 被災地への配布を行う	
4.4 緊急広報を行う	本部	(1) 本部等による緊急広報 4.4.1 放送機関に対し放送要請を行う	
	本部, 区本部	4.4.2 被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を行う	
	本部	4.4.3 関係機関に協力を求めヘリコプターによる緊急広報を行う	
		(2) 現地の緊急広報 4.4.4 被災地の付近住民への緊急広報を行う	
	消防部		

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	事業所等	(3) 事業所等の緊急広報 4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う
4.5 緊急問い合わせに対応する	文化市民部	4.5.1 問い合わせ専用班を組織する
	行財政部	4.5.2 専用電話回線の確保を行う 4.5.3 専用室の確保を行う
	文化市民部, 総合企画部	4.5.4 問い合わせへの対応内容を本部等へ確認する
		4.5.5 コールセンターにおいて緊急の問い合わせに対応する
		4.5.6 統一的な回答文書を作成する
		4.5.7 問い合わせに対応する
		4.5.8 問い合わせ内容等を記録する
		4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する
		4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する
	4.6 臨時相談所を開設・運営する	区本部
4.7 専門相談所を開設・運営する	各部	4.7.1 専門相談所を開設する 4.7.2 相談内容, 苦情等を聴取する 4.7.3 速やかに関係機関等に連絡し, 対応する 4.7.4 本部にファクシミリ等で速報する 4.7.5 定期的に相談内容, 件数等を本部に報告する
4.8 総合的な相談窓口情報を提供する	本部事務局, 総合企画部	4.8.1 本市が開設する臨時相談所, 専門相談所の設置を調整する
	総合企画部	4.8.2 関係機関の相談窓口の設置状況を調査する
		4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する
		4.8.4 本部に相談窓口の設置状況を報告する

■ 対策の流れ





4.1 総合的な広報体制を整える

4.1.1 広報体制を整える（総合企画部）

総合企画部は、一般広報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報（以下「災害情報等」という））及び緊急広報（大火災発生等による避難勧告、指示等市民の安全に関わる情報）を実施する体制を整える。

（主な広報事項）

<p>ア 災害情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害の発生状況（余震情報等） (イ) 本部等の設置と活動状況 (ウ) 避難誘導及びその他注意事項 (エ) 市内の被害状況 (オ) 家庭、職場での対策と心得 (カ) その他必要な事項 <p>イ 生活関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み (イ) 食料、生活必需品等供給状況 (ウ) 道路交通状況 (エ) 鉄道、バス等交通機関運行状況 (オ) 医療機関の活動状況 (カ) その他必要な事項 <p>ウ 救援措置情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) り災証明書等の発行状況 (イ) 各種相談窓口の開設状況 (ウ) 税、手数料等の減免措置の状況 (エ) 災害援護資金等の融資情報 (オ) 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 (カ) 市業務の再開状況 (キ) その他必要な事項

4.1.2 被災地の状況を記録する（総合企画部）

総合企画部は、被災地の状況をビデオ又は写真等に収め、災害記録を作成して、復旧対策及び広報活動資料として活用する。

4.1.3 本部事務局に情報を報告する（各部、区本部）

各部等は、定期的に本部事務局に対して災害情報等を報告する。

⇒ 3.3 被害情報を報告する

4.1.4 情報のリスト化を図る（本部事務局）

本部事務局は、各部等から定期的に報告される災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリスト化を図る。

4.1.5 広報用資料を作成する（本部事務局、総合企画部）

総合企画部は、本部事務局が作成する災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリストをもとに、定期的に広報用資料を作成する。

4.1.6 閲覧用資料を作成する（本部事務局、総合企画部）

総合企画部は、本部事務局が作成する災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリストをもとに、定期的に関係機関への閲覧用資料を作成する。

4.1.7 各部等に情報を提供する（本部事務局）

本部事務局は、各部、区本部に対し総合的な災害情報等及び緊急広報が必要となる情報の提供を行う。

4.2 一般広報を行う

(1) 本部の一般広報

4.2.1 速やかに記者会見を行う（本部長）

本部長は、本部が設置されたときは、速やかに記者会見を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう要請する。

4.2.2 報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部）

総合企画部は、報道機関に対して、災害情報等の提供を行う。また本部等の活動状況について、定期的に報道機関に発表する。さらに報道機関に対し、市民への必要な情報提供の協力を求める。

なお、報道機関への広報は、広報専用室（プレスルーム）を設けて行う。

⇒ 4.1.5 広報用資料を作成する

⇒ 4.1.6 閲覧用資料を作成する

4.2.3 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部）

総合企画部は、インターネットを利用して、災害情報等の提供を行う。

4.2.4 放送機関に放送依頼を行う（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて「災害時の放送に関する協定書」に基づき、放送機関に放送依頼を行う。またテレビ、ラジオ等の番組の利用を図り広報を実施する。

なお、テレビによる広報を実施する場合は、聴覚障害者に考慮して、保健福祉部と連携して手話通訳又は字幕スーパーによる広報を実施する。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

⇒ 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

4.2.5 広報印刷物による広報を行う（総合企画部）

総合企画部は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。

⇒ 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

(2) 現地広報

4.2.7 関係機関と協議する（区本部）

区本部長は、現場広報の必要があるときは、関係機関と現地広報の方法を協議する。

4.2.8 被害状況、応急対策に関する現地広報を行う（区本部）

区本部長は、被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現地広報を行う。

なお、区本部は、広報活動の実施に当たって、自主防災組織等に協力を依頼する。

4.2.9 災害状況、道路復旧状況の現地広報を行う（各部、区本部）

各部等は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣して広報活動を実施する。

4.3 広報印刷物等を発行する

(1) 広報印刷物の作成

4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する（各部、区本部）

各部等は、一般広報の必要があると判断するときは、広報印刷物に掲載する広報内容を総合企画部に提出する。

4.3.2 広報印刷物を作成する（総合企画部）

総合企画部は、各部等から提供された広報内容をもとに、広報印刷物を作成する。

4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する。

⇒ 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

4.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。

⇒ 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

(2) 広報印刷物の配布・提供

4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する（総合企画部）

総合企画部は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。

4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部）

総合企画部は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてインターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。

⇒ 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

4.3.7 市民に広報された内容について、職員への徹底を図る（各部、区本部）

各部等は、送付された広報印刷物を各班及び関係機関等へ配布するとともに、市民に広報された内容については、各部等の職員への徹底を図る。

4.3.8 自主防災組織等へ広報印刷物の配布協力を依頼する（区本部）

区本部は、自主防災組織等に対して広報印刷物の配布の協力を依頼する。

4.3.9 避難所への配布を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等は、区本部と協力して避難所への広報印刷物の配布を行う。

4.3.10 被災地への配布を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等は、区本部と協力して、被災地への広報印刷物の個別配布、掲示板への掲示を行う。

4.4 緊急広報を行う

(1) 本部等による緊急広報

4.4.1 放送機関に対し放送要請を行う（本部）

本部（総合企画部）は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは「災害時の放送に関する協定書」に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

⇒ 6.2 避難の勧告・指示を伝達する

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

4.4.2 被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を行う（本部・区本部）

本部（本部事務局）、区本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。

⇒ 6.2 避難の勧告・指示を伝達する

4.4.3 関係機関に協力を求めヘリコプターによる緊急広報を行う（本部）

本部は、ヘリコプターによる緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

⇒ 5 応援を要請する

(2) 現地の緊急広報

4.4.4 被災地の付近住民への緊急広報を行う（消防部）

消防部の現場指揮者が緊急を要すると判断したときは、消防部の現場指揮者の判断により、被災地の付近住民への緊急広報を行う。

(3) 事業所等の緊急広報

4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う（事業所等）

不特定多数の市民が利用する施設の事業者等は、地震発生直後の避難誘導、混乱防止等の広報を行う。

(事業所等における緊急広報)

- | |
|--|
| <p>ア 不特定多数の市民が利用する施設や地下街、繁華街の施設、事業所等の管理者及び事業者は、震災直後の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に行動できるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報活動を実施する。</p> <p>イ 商店街等の事業者は、震災直後の買物客等の安全確保のため、有線放送等を用いて広報活動を実施する。</p> <p>ウ 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うために広報活動を実施する。</p> <p>エ 有線放送事業者は、震災直後には混乱防止のための放送を実施する。</p> |
|--|

4.5 緊急問い合わせに対応する

- 4.5.1 問い合わせ専用班を組織する（文化市民部）
文化市民部は行財政部と連携して、震災直後に多発すると想定される市民からの直接電話による問い合わせや、相談に対し、「問い合わせ専用班」（仮称。以下同じ。）を組織して対応する。
- 4.5.2 専用電話回線の確保を行う（行財政部）
行財政部は、市民からの緊急問い合わせ専用電話回線の確保を図る。
- 4.5.3 専用室の確保を行う（行財政部）
行財政部は、問い合わせ専用班の室を確保する。
- 4.5.4 問い合わせへの対応内容を本部等へ確認する（文化市民部）
「問い合わせ専用班」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部等へ確認する。
- 4.5.5 コールセンターにおいて緊急問い合わせに対応する（総合企画部）
総合企画部は、コールセンターを活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問い合わせに対応する。
- 4.5.6 統一的な回答文書を作成する（文化市民部）
「問い合わせ専用班」は、本部等への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。
- 4.5.7 問い合わせに対応する（文化市民部、総合企画部）
「問い合わせ専用班」は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して、その後の同様の問い合わせに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部は、統一的な回答文書をコールセンターへ配布し、その後の同様の問い合わせに対して、コールセンターを活用し、対応の迅速化を図る。
- 4.5.8 問い合わせ内容等を記録する（文化市民部、総合企画部）
「問い合わせ専用班」及びコールセンターは、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。
- 4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部、総合企画部）
「問い合わせ専用班」及びコールセンターは、同種多数の問い合わせ内容がある場合は、必要に応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。
⇒ 4.3 広報印刷物を発行する
- 4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部、総合企画部）
「問い合わせ専用班」及びコールセンターは、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載内容に関する情報を総合企画部へ提供する。

4.6 臨時相談所を開設・運営する

- 4.6.1 臨時相談所を開設する（区本部）
区本部は、被災者の状況に応じて、被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。
また、臨時相談所を開設した場合、様式3-4-2により本部へ報告する。
⇒ 4.8.1 本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整する
※ 様式3-4-2 臨時相談所等の開設・閉鎖報告書
- 4.6.2 相談内容、苦情等を聴取する（区本部）
区本部は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、様式3-4-3を用いて要望等の記入を行う。
※ 様式3-4-3 臨時相談所等相談内容聴取用紙
- 4.6.3 速やかに関係機関等に連絡し、対応する（区本部）
区本部は、聴取した相談内容等を速やかに各関係機関へ連絡し、対応する。
- 4.6.4 本部にファクシミリ等で速報する（区本部）
区本部は、相談内容等への対応について急を要すると判断される場合は、本部にファクシミリ等により速報する。
- 4.6.5 定期的に相談内容、件数等を本部に報告する（区本部）
区本部は、定期的に相談内容、処理内容、件数等を様式3-4-4により本部へ報告する。
※ 様式3-4-4 相談内容等報告書

4.7 専門相談所を開設・運営する

- 4.7.1 専門相談所を開設する（各部）
各部は、それぞれの援助業務の一環として、必要に応じて、専門相談所を開設する。また、専門

相談所の開設に当たっては、様式3-4-2により本部へ報告する。

⇒ 4.8.1 本市が開設する臨時相談所，専門相談所の設置を調整する

※ 様式3-4-2 臨時相談所等の開設・閉鎖報告書

4.7.2 相談内容，苦情等を聴取する（各部）

各部は，専門相談所における相談内容，苦情等を聴取する。

なお，相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため，様式3-4-3による聴取用紙を用いて要望等の記入を行う。

※ 様式3-4-3 臨時相談所等相談内容聴取用紙

4.7.3 速やかに関係機関等に連絡し，対応する（各部）

各部は，聴取した相談内容等を速やかに各関係機関へ連絡し，対応するものとする。

4.7.4 本部にファクシミリ等で速報する（各部）

各部は，相談内容等への対応に急を要すると判断される場合は，本部に口頭及びファクシミリ等により速報する。

4.7.5 定期的に相談内容，件数等を本部に報告する（各部）

各部は，定期的に要望内容，処理内容，件数等を様式3-4-4により本部へ報告する。

※ 様式3-4-4 相談内容等報告書

4.8 総合的な相談窓口情報を提供する

4.8.1 本市が開設する臨時相談所，専門相談所の設置を調整する（本部事務局，総合企画部）

総合企画部は，本市が開設する臨時相談所，専門相談所の設置を調整する。

4.8.2 関係機関の相談窓口の設置状況を調査する（総合企画部）

総合企画部は，関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。

4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する（総合企画部）

総合企画部は，本市及び他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等によって広報する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

4.8.4 本部に相談窓口の設置状況を報告する（総合企画部）

総合企画部は，相談窓口の設置状況等の調査結果を本部へ報告する。

第5節 応援要請計画

(5 応援を要請する)

■ 基本方針

大規模な震災が発生し、又は発生のおそれがある場合で、本市及び防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合においては、国、京都府、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な震災対策活動を実施する。

なお、広域応援要請に際しては、震災初期の被害状況等が概括的情報であっても要請の判断に用いることとし、応援要請の判断に遅れがないように留意する。

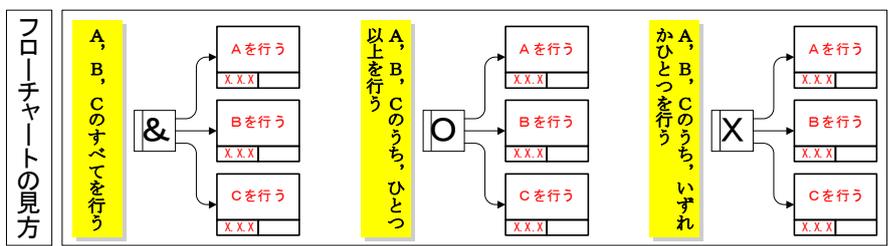
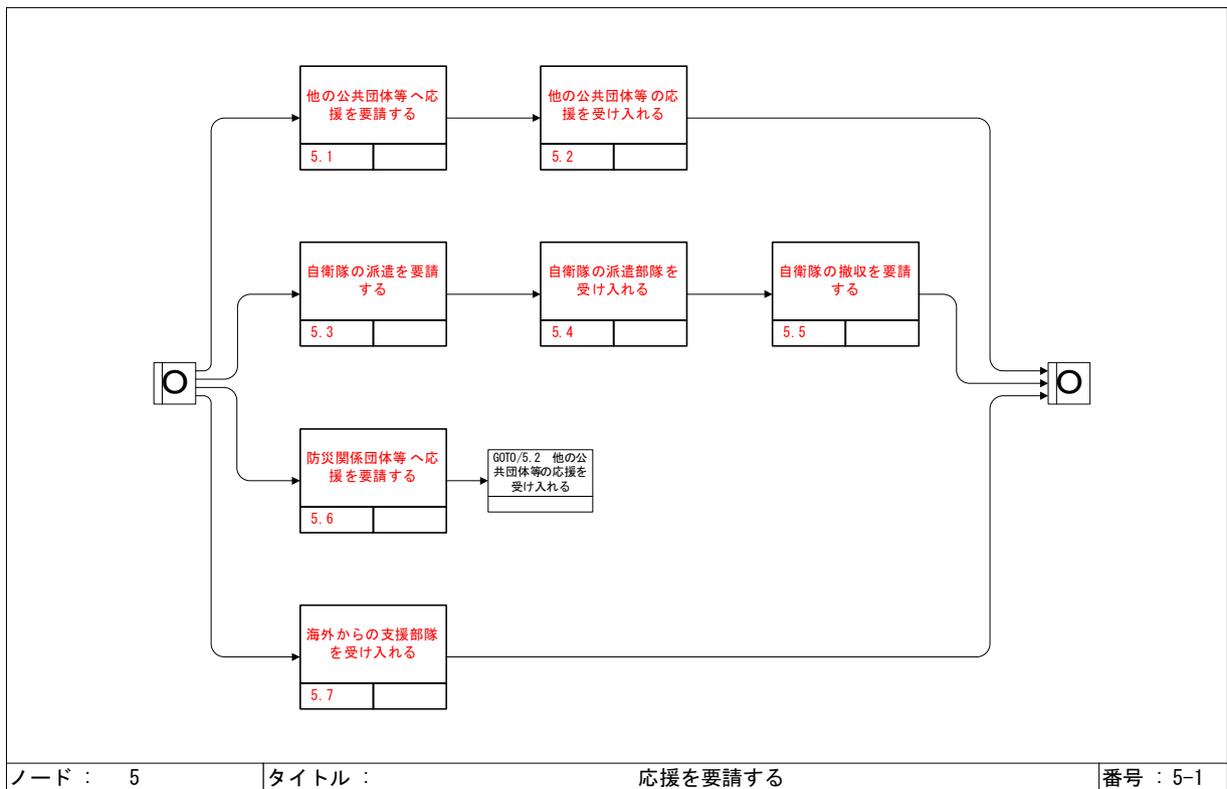
■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
5.1 他の公共団体等へ応援を要請する	各部, 区本部	5.1.1 本部長へ他の公共団体等への応援要請を要求する
	本部長	5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する
	各部	5.1.3 各部の長の判断で所管業務に係る要請を行う
		5.1.4 要請した旨、及び要請結果等を本部長に報告する
5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる	本部長	5.2.1 各部等の長に対し、派遣要員、物資等の受入れを指示する
	本部長, 各部, 区本部	5.2.2 派遣要員の活動の指揮を行う
	本部長	5.2.3 費用の負担区分を行う
5.3 自衛隊の派遣を要請する	各部, 区本部	5.3.1 本部事務局に派遣要請を行う
	本部事務局	5.3.2 本部長に派遣要請に必要な報告を行う
	本部長	5.3.3 府知事に派遣準備を要請する
		5.3.4 派遣要請書により府知事に自衛隊の派遣要請を要求する
		5.3.5 指定部隊の長に派遣準備を要請する
		5.3.6 府知事への要求ができない旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知する
		5.3.7 派遣要請した各部等に対し、自衛隊派遣決定を通知、受入準備を指示する
5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる	本部事務局	(1) 連絡調整
		5.4.1 自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を提供する
		5.4.2 連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を本部に受け入れる
	各部, 区本部	5.4.3 本部に近接した場所に自衛隊の常駐連絡場所を設ける
		5.4.4 災害現場へ部隊の誘導、指示を行う
		5.4.5 適宜必要な連絡調整を行う
		5.4.6 派遣部隊指揮者と緊密に連携する
		(2) 資材等の準備
		5.4.7 関係部と協力して可能な限り準備する
	本部事務局	5.4.8 本部に要請する
		5.4.9 調整に当たる
		(3) 活動拠点の確保
各部, 区本部	5.4.10 派遣部隊の宿営場所について関係機関と協議する	
	5.4.11 ヘリコプター発着場所について関係機関と協議する	
	5.4.12 ヘリコプター発着場所の安全確保、管制体制の確保等に努める	

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
5.5 自衛隊の撤収を要請する	各部, 区本部	5.5.1 派遣部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する
	本部長	5.5.2 撤収の協議を行う 5.5.3 撤収要請書を府知事に報告する 5.5.4 口頭又は電話で報告し, 事後文書を提出する
5.6 防災関係団体等へ応援を要請する	各部, 区本部	5.6.1 本部長へ防災関係団体等への協力要請を依頼する
	本部長	5.6.2 協定等に基づく協力を求める
	各部, 区本部	5.6.3 所管業務に係る協力を求める
	各部, 区本部	5.6.4 協力要請を実施した旨を本部長に報告する
5.7 海外からの支援部隊を受け入れる	本部長	(1) 海外支援部隊受入れの判断, 回答 5.7.1 受入れの必要性について協議し, 判断する 5.7.2 受入れについて回答する
	各部, 区本部	(2) 支援部隊受入れ 5.7.3 海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う 5.7.4 海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う 5.7.5 海外からの支援部隊の活動内容を記録し, 本部長へ報告する
		(3) 支援部隊の撤収要請 5.7.6 外交ルートでの支援活動終了を本部長へ報告する
		5.7.7 外交ルートでの支援部隊の撤収を要請する
	本部長	5.7.8 NGO等に支援部隊の撤収を要請する
	各部, 区本部	5.7.9 NGO等の支援部隊の撤収を本部長へ報告する

■ 対策の流れ



5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

5.1.1 本部長へ他の公共団体等への応援要請を要求する（各部，区本部）

各部等の長は、災害による被害が発生し、各部等だけでは災害応急対策の実施が困難な場合、又は、特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足するため他の公共団体等へ応援を要請する場合、原則として、次の事項を明らかにして、様式3-5-1により本部事務局へ通報するものとする。

※ 様式3-5-1 災害に伴う職員等の派遣について

（応援要請の内容）

- | | |
|---|------------------|
| ア | 災害の状況及び応援を要請する理由 |
| イ | 適用する法令、協定等 |
| ウ | 応援を求める種類、数量、期間等 |
| エ | 活動内容 |
| オ | その他必要な事項 |

5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する（本部長）

本部長は、各部等の長から応援要求の要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行うものとする。

（応援要請の基準）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 各部，区本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難な場合 |
| イ | 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足する場合 |
| ウ | その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合 |

- ※ 資料3-5-2 応援要請の種類（一覧表）
- 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
- 資料3-5-4 地震等災害時の相互応援に関する協定
- 資料3-5-5 四都市消防相互応援協定
- 資料3-5-6 京都府広域消防相互応援協定書
- 資料3-5-7 緊急消防援助隊運用要綱
- 資料3-5-8 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
- 資料3-5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 資料3-5-10 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目
- 資料3-5-11 19大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
- 資料3-5-12 19大都市災害時相互応援に関する確認書（衛生主管部局）
- 資料3-5-13 災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定
- 資料3-5-13-1 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
- 資料3-5-14 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市下水道会議）
- 資料3-5-15-1 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
- 資料3-5-15-2 災害発生時における応急対策活動に関する協定（国立京都国際会館）

5.1.3 各部の長の判断で所管業務に係る要請を行う（各部）

緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各部の長の判断により所管業務に係る応援を要請する。

5.1.4 要請した旨、及び要請結果等を本部長に報告する（各部）

所管業務に係る要請を行った各部の長は、速やかにその旨及び要請結果等を様式3-5-1により本部長に報告するものとする。

※ 様式3-5-1 災害に伴う職員等の派遣について

5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる

5.2.1 各部等の長に対し、派遣要員、物資等の受入れを指示する（本部長）

本部長は、他の公共団体等への応援要請を行った場合は、関係部の長に対し、要請に基づき派遣された要員、物資等の受入れについて指示する。

5.2.2 派遣要員の活動の指揮を行う（本部長，各部，区本部）

本部長又は、応援を受けた各部等の長は、他の公共団体等の派遣要員の活動の指揮を行う。

5.2.3 費用の負担区分を行う（本部長）

本部長は、原則として関係法令及び相互応援協定等に定めるところにより、応援に要する経費の負担区分を行う。

※ 資料3-5-2 応援要請の種類（一覧表）

5.3 自衛隊の派遣を要請する

災害対策を実施するうえで、人命、財産を保護するために必要な場合は、本部長は災害対策基本法第68条第1項に基づき、自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣を要請するよう、府知事に対して要求する。

5.3.1 本部事務局に派遣要請を行う（各部、区本部）

各部等の長は、自衛隊の派遣を要請する必要が発生したときは、速やかに本部事務局に通報する。

（派遣要請に当たって、明らかにする事項）

ア	災害の状況及び派遣を要請する事由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

（派遣要請基準）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は財産を保護するため、本市の組織のみでは不可能又は困難である場合。

（自衛隊の救援活動）

ア	被害状況の把握
イ	避難の援助
ウ	遭難者等（行方不明者、負傷者等）の捜索救助
エ	水防活動
オ	道路又は水路の啓開
カ	応急医療、救護及び防疫
キ	人員及び物資の緊急輸送
ク	炊飯及び給水
ケ	物資の無償貸与又は譲与
コ	危険物の保安及び除去
サ	その他本市が希望する内容で、自衛隊の能力で対処可能なこと

5.3.2 本部長に派遣要請に必要な報告を行う（本部事務局）

本部事務局長は、通報を受けたときは、本部長に対し派遣要請について必要な報告を行う。

5.3.3 府知事に派遣準備を要請する（本部長）

本部長は、自衛隊の派遣準備が見込まれる場合は、速やかに府知事に対し派遣準備を文書により要請する。

5.3.4 派遣要請書により府知事に自衛隊の派遣要請を要求する（本部長）

本部長は、自衛隊の派遣を要請する場合は、府知事に対し、様式3-5-16により、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等によって派遣の要請を行い、事後速やかに所要の手続を行うものとする。

※ 様式3-5-16 自衛隊の災害派遣要請について

資料3-5-17 自衛隊派遣要請系統

5.3.5 指定部隊の長に派遣準備を要請する（本部長）

本部長は、部隊の派遣要請が見込まれる場合で、知事への要請ができない場合には、直接指定部隊の長に派遣の準備を連絡する。

5.3.6 府知事への要求ができない旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知する（本部長）

本部長は、人命救助等のため緊急を要し、府知事への要請ができない場合等には、その旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知をすることができる。この場合、府知事に連絡がとれ次第、

速やかにその旨の報告を行うものとする。

(自衛隊による判断)

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を待って実施するいとまがない場合、要請を待たないで自衛隊が派遣される場合がある。

- 5.3.7 派遣要請した各部等に対し、自衛隊派遣決定を通知、受入準備を指示する（本部長）
 本部長は、府知事から自衛隊の派遣決定の通知を受けたときは、派遣要請を依頼した各部等に対し、その旨を通知するとともに、受入体制の準備について指示する。

5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる

(1) 連絡調整

- 5.4.1 自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を提供する（本部事務局）
 本部事務局は、自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊に伝達する。
- 5.4.2 連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を本部に受け入れる（本部事務局）
 自衛隊が災害派遣を実施した場合、本部事務局は、連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を本部室に受け入れる。
- 5.4.3 本部に近接した場所に自衛隊の常駐連絡場所を設ける（本部事務局）
 本部事務局は、本部に近接して自衛隊の常駐連絡場所を設ける。
- 5.4.4 災害現場へ部隊の誘導、指示を行う（各部、区本部）
 派遣を必要とする各部等は、災害現場への部隊の誘導、指示を行う。
- 5.4.5 適宜必要な連絡調整を行う（各部、区本部）
 関係する部等の長は、常駐連絡場所において適宜必要な連絡調整を講じるものとする。
- 5.4.6 派遣部隊指揮者と緊密に連携する（各部、区本部）
 災害現場にあっては、各部等の活動の指揮者は、作業の競合重複を避け、かつ、効果的な作業分担ができるよう派遣部隊指揮者との緊密な連携を講じるものとする。

(災害派遣を命じられた部隊等の権限)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、本部長、警察官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった場合、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（警戒区域等の設定）
 イ 他人の土地等の一時使用等（物的応急公用負担）
 ウ 現場の被災工作物等の除去等（物的応急公用負担）
 エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。（人的応急公用負担）
 オ 避難等の処置（警察官職務執行法第4条）
 カ 立入（警察官職務執行法第6条）

(2) 資材等の準備

- 5.4.7 関係部と協力して可能な限り準備する（各部、区本部）
 派遣を必要とする各部等は、派遣部隊の活動に必要な資機材等を、関係部等と協力して、可能な限り準備する。
- 5.4.8 本部に要請する（各部、区本部）
 各部等で必要資機材等の調達が困難な場合は、本部に要請する。
- 5.4.9 調整に当たる（本部事務局）
 各部からの自衛隊資機材及び自衛隊からの食料、飲料水、宿泊施設等の取得について要請があった場合は、本部事務局が調整に当たる。

(派遣に関する経費の負担)

自衛隊の救援活動に要する次の経費については、原則として本市の負担とする。

ア 災害派遣部隊の宿営及び救援活動に係る使用料、借上料、損料、光熱水料、電話料、付帯設備料
 イ アに定めるもののほか救援活動に必要な経費で協議の整ったもの

(3) 活動拠点の確保

- 5.4.10 派遣部隊の宿営場所について関係機関と協議する（本部事務局）
本部事務局は、関係部等と協議し、派遣部隊の宿営場所について、必要に応じ協議する。
- 5.4.11 ヘリコプター発着場所について関係機関と協議する（本部事務局）
本部事務局は、ヘリコプターの発着場所の確保等について、必要に応じ関係部等と協議する。
- 5.4.12 ヘリコプター発着場所の安全確保、管制体制の確保等に努める（各部、区本部）
ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、関係部等は、自衛隊と協力して、受入場所の安全確保に努めるものとする。

5.5 自衛隊の撤収を要請する

- 5.5.1 派遣部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する（各部、区本部）
自衛隊の派遣を要請した各部等は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断するときは、派遣部隊の責任者と協議のうえ、本部長に報告する。
 - 5.5.2 撤収の協議を行う（本部長）
本部長は、京都府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊との協議を行う。
 - 5.5.3 撤収要請書を府知事に報告する（本部長）
本部長は、協議の結果、撤収が決定した場合は、速やかに様式3-5-18をもって府知事に対し、その旨を報告する。
 - 5.5.4 口頭又は電話で報告し、事後文書を提出する（本部長）
ただし、文書による報告に日時を要するときは、本部長は、口頭又は電話で報告し、その後文書を提出する。
- ※ 様式3-5-18 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

- 5.6.1 本部長へ防災関係団体等への協力要請を依頼する（各部、区本部）
各部等の長は、所管する災害対策活動を実施するうえで、防災関係団体に対して協力を要請する必要があると判断した場合は、本部長へ依頼する。
なお、要請依頼に当たっては、協力依頼の内容を明らかにして行うものとする。

(協力依頼の内容)

ア	災害の状況及び協力を要請する理由
イ	適用する協定等
ウ	協力を求める種類、数量、期間等
エ	活動内容
オ	その他必要な事項

- 5.6.2 協定等に基づく協力を求める（本部長）
災害対策活動を実施するに当たり必要と認めるときは、本部長は、協定等に基づく協力を求めるほか、各種団体、企業等に対し必要な協力を求めるものとする。
- 5.6.3 所管業務に係る協力を求める（各部、区本部）
緊急を要する場合等にあつては、各部等の長の判断により、協定を締結している防災関係団体へ所管業務に係る協力を求めることができる。
- 5.6.4 協力要請を実施した旨を本部長に報告する（各部、区本部）
各部等の長の判断により協力依頼を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

(応援要請に係る協定締結防災関係団体)

ア	<p>応急救護に関する応援要請 本部長又は保健福祉部長若しくは消防部長は、震災時の救助、医療行為等に関する協力体制を確立するため、日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会に対して応援を要請する。 応援要請の方法及び受入方法は、「第9節 医療救護活動計画」に定めるところによる。</p>
イ	<p>報道に関する応援要請 本部長又は総合企画部長は、「災害時の放送要請に関する協定書」に基づき、放送機関に対し</p>

	て緊急広報，一般広報等の要請を行う。 放送機関に対する要請方法は，「第4節 広報・広聴活動計画」に定めるところによる。
ウ	物資供給に関する応援要請 本部長又は産業観光部長は，「災害時における物資の供給の応援に関する協定」，「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」等の協定に基づき，締結百貨店等関係機関に対して食料品，生活必需品等の物資供給に関する応援要請を行う。 物資供給に関する応援要請の方法は，「第12節 食料の供給計画」，「第13節 生活必需品の供給計画」の定めるところによる。
エ	物資輸送に関する応援要請 本部長又は行財政部長は，緊急輸送車両及び燃料の調達，確保のため，関係機関に対して応援を要請する。 物資輸送に関する応援要請の方法は，「第10節 輸送活動計画」の定めるところによる。
オ	その他の応援要請 本部長又は各部長は，その他の災害応急対策を実施するうえで，資機材，要員等が不足し，防災関係団体等の協力が必要と判断した場合は，事前に締結した協定等に基づき応援を要請する。

⇒5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる

5.7 海外からの支援部隊を受け入れる

(1) 海外支援部隊受入れの判断，回答

5.7.1 受入れの必要性について協議し，判断する（本部長）

外交ルートで外務省又は府を経由して海外からの派遣申入れがあった場合，あるいは，非政府組織（NGO）等から，直接本部に支援申入れがあった場合，本部長は，被害の状況や応急活動の状況，国，府等の支援状況等を総合的に判断し，関係機関と受入れの必要性について協議し，判断する。

5.7.2 受入れについて回答する（本部長）

本部長は，速やかに海外からの支援に関する回答を外務省又は府，あるいは非政府組織（NGO）等に回答する。

(2) 支援部隊の受入れ

5.7.3 海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う（各部，区本部）

支援を希望した部等は，海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う。

5.7.4 海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う（各部，区本部）

支援を希望した部等は，海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う。

5.7.5 海外からの支援部隊の活動内容を記録し，本部長へ報告する（各部，区本部）

支援を受けた部等は，海外からの支援部隊の団体名，国籍，到着日時，支援部隊の種類，部隊人員，活動場所，活動内容，責任者氏名，連絡先等を記録し，本部へ報告書を提出する。

(3) 支援部隊の撤収要請

5.7.6 外交ルートの支援活動終了を本部長へ報告する（各部，区本部）

外交ルートによる海外からの支援部隊の活動が終了した場合，支援を受けた部等は支援部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する。

5.7.7 外交ルートの支援部隊の撤収を要請する（本部長）

本部長は，外交ルートによる海外からの支援部隊の活動が終了した旨の報告を受けたときは，外務省又は府へ海外からの支援部隊の撤収を要請する。

5.7.8 NGO等に支援部隊の撤収を要請する（各部，区本部）

非政府組織（NGO）等による支援部隊の活動が終了した場合，支援を受けた部等は支援部隊の責任者と協議のうえ支援部隊の撤収を要請する。

5.7.9 NGO等の支援部隊の撤収を本部長へ報告する（各部，区本部）

非政府組織（NGO）等による支援部隊に撤収を要請した場合，支援を受けた部等は速やかにその旨を本部長へ報告する。

第6節 避難応急対策計画

(6 避難応急対策を実施する)

■ 基本方針

地震災害発生時の避難行動は、原則として住民が自主的に災害の状況に応じて自主防災組織又は町内ごとに組織的に行うものとする。

震災時の延焼火災、有毒ガス、可燃性ガス等危険物質の漏えい流出、がけ崩れなどの二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、本市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

避難の勧告、指示の伝達や避難誘導は、迅速、的確に行わなければならない。本市、防災関係機関、自主防災組織等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は、高齢者、障害のある方などの安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて地域の集合場所、広域避難場所等を利用した多段階避難を行うことを基本とする。

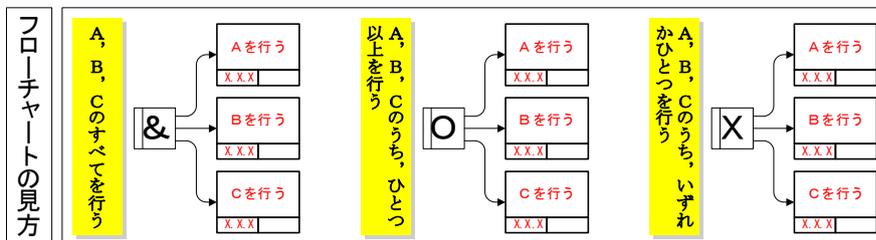
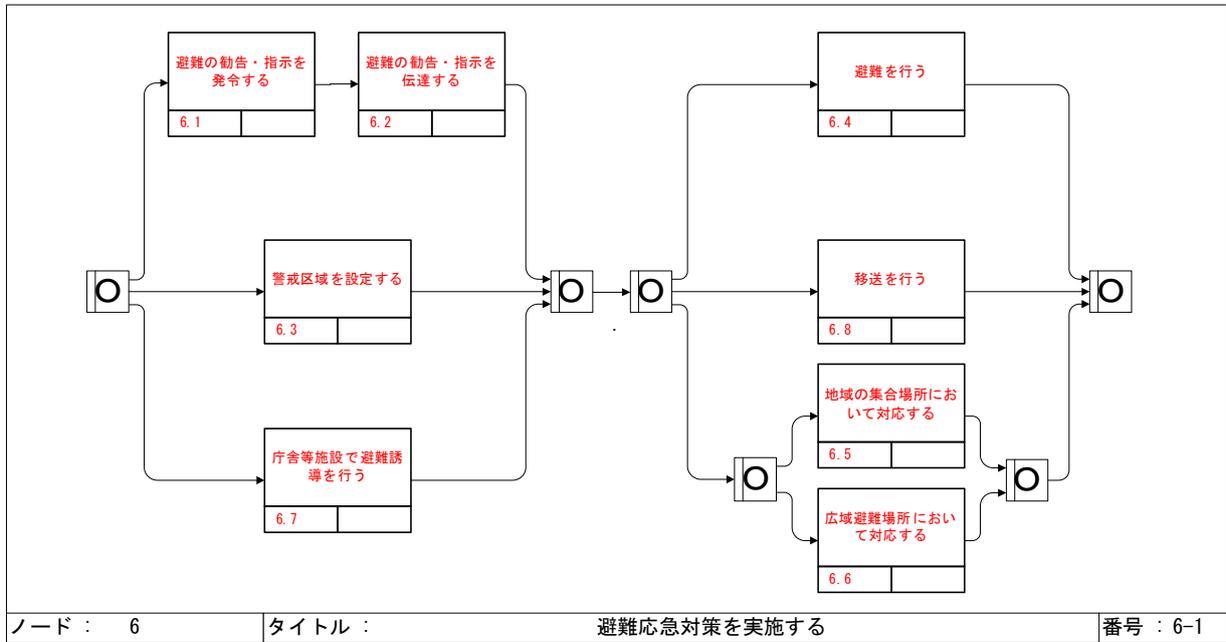
■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
6.1 避難の勧告・指示を発令する	本部長, 区本部長等 (実施責任者)	6.1.1 避難勧告・指示を発令する	
	消防部, 警察機関	6.1.2 区本部長に避難勧告・指示発令を報告する	
	区本部長	6.1.3 本部長に避難勧告・指示発令を報告する	
	本部長	6.1.4 府知事に避難勧告・指示発令を報告する	
6.2 避難の勧告・指示を伝達する	本部事務局, 総合企画部	6.2.1 放送機関に対して, 避難勧告・指示を行った旨を通知する 6.2.2 放送について協力を依頼する 6.2.3 ホームページ, 多メディア一斉送信装置, 緊急速報メール及び京都府のメール配信システムを活用し, 情報を発信する	
	区本部, 消防部	6.2.4 関係地区の自主防災組織等に対して, 避難の勧告, 指示を伝達する	
	自主防災組織等	6.2.5 あらかじめ定められた系統により, 住民等に伝達する	
	区本部, 消防部, 警察署	6.2.6 広報車等で関係地区を巡回して伝達する	
	区本部, 消防部, 警察官, 消防団員, 自主防災組織等	6.2.7 関係地区を巡回し, 携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う	
	自主防災組織等	6.2.8 各家庭を戸別に訪問し, 伝達の周知を図る	
		6.2.9 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する	
	6.3 警戒区域を設定する	本部長, 区本部長等 実施責任者	6.3.1 警戒区域の設定を行う
		消防部	6.3.2 火災警戒区域の設定を行う 6.3.3 消防警戒区域の設定を行う
本部長, 区本部長等 実施責任者		6.3.4 目的上必要な区域を定め, ロープ等によりこれを明示する	
6.4 避難を行う		市民	6.4.1 避難の準備を行う 6.4.2 地域の集合場所へ集まる
	区本部, 消防部, 警察機関 その他防災関係機関	6.4.3 相互連絡体制を構築し, 避難に必要な情報を収集する 6.4.4 情報を自主防災組織に提供する	
	市民	6.4.5 広域避難場所へ避難する	

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
6.5 地域の集会所において対応する	自主防災組織等	6.5.1 近隣における初期消火，救出・救護，安否確認を行う 6.5.2 要配慮者への対応を行う 6.5.3 周辺被災状況の確認を行う 6.5.4 広域避難場所又は避難所へ避難する 6.5.5 帰宅する
6.6 広域避難場所において対応する	区本部，警察署，消防部 施設管理者，区本部，警察署，消防部	6.6.1 管轄区域の広域避難場所に職員を派遣する 6.6.2 情報対策チームを設置する
	区本部，警察署，消防部	6.6.3 門扉等を解錠する 6.6.4 情報対策チームの初期情報収集活動を行う 6.6.5 区本部に急報する 6.6.6 広域避難場所の運営を行う
6.7 庁舎等施設で避難誘導を行う	施設管理者	6.7.1 施設内空地又は適切な避難場所等へ誘導する 6.7.2 地域の自主防災組織等の協力を求める 6.7.3 近隣の避難場所等の情報を提供する 6.7.4 本部又は区本部に応援を要請する
6.8 移送を行う	区本部	6.8.1 車両，舟艇，ヘリコプター等で移送を行う
	本部長	6.8.2 府知事に応援を要請する

■ 対策の流れ



6.1 避難の勧告・指示を発令する

6.1.1 避難勧告・指示を発令する（本部長，区本部長等実施責任者）

本市においては，本部長（市長）又はその補助執行機関としての区本部長，消防部長及び消防署長（以下「本部長等」という。）が，災害の状況により次のとおり，避難の勧告，指示又は警戒区域を設定する。

ア 本部長は，火災等の災害が拡大し，又は拡大のおそれがある場合で，広範囲にわたって地域住民を避難させる必要がある場合，避難の勧告，指示を行う。

イ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、消防署長、警察署長と協議して避難の勧告、指示を行う。

ウ 消防署長及び警察官は、災害応急活動中において、前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長が行う勧告、指示を待ついとまがないときは、避難の勧告、指示を行う。ただし、警察官は避難の指示のみを行う。

エ 避難の勧告は、次の状況を基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示し、状況に応じて警戒区域を設定する。

⇒ 6.3 警戒区域を設定する

※ 資料3-6-1 災害対策基本法等関係法令による避難の勧告、指示の実施責任者

(避難の勧告・指示の基準)

- | | |
|---|---|
| ア | 地震による火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 |
| イ | がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。 |
| ウ | 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。 |
| エ | その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき。 |

6.1.2 区本部長に避難勧告・指示発令を報告する（消防部、警察機関）

消防部、警察機関が避難勧告・指示、命令等を発令した場合は、消防署長、警察署長は直ちに区本部長に連絡する。

6.1.3 本部長に避難勧告・指示発令を報告する（区本部長）

ア 区本部長は、管轄区域内において避難勧告・指示を発令した場合は、直ちに本部長に報告する。

イ 区本部長は、消防署長、警察署長から避難勧告・指示、命令等を発令した旨の報告を受けた場合は、直ちに本部長に連絡する。

6.1.4 府知事に避難勧告・指示発令を報告する（本部長）

本部長は、避難勧告・指示を発令した場合、又は区本部長から避難勧告・指示、命令等を発令した旨の報告を受けた場合は、直ちに京都府知事に報告する。

(参考) 避難勧告・指示の解除（本部長）

本部長は、避難の勧告、指示をした後、避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。

なお、その方法は、「6.2 避難勧告・指示を伝達する」に準じる。

⇒ 6.2 避難勧告・指示を伝達する

6.2 避難の勧告・指示を伝達する

本部長等が避難の勧告、指示を行う場合は、あらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。

6.2.1 放送機関に対して、避難勧告・指示を行った旨を通知する（本部事務局、総合企画部）

本部事務局及び総合企画部は、NHK、KBS、FM京都、みやびじょん（CATV）、FM伏見、FMCO・CO・LO、ラジオカフェの各放送局に対して、勧告、指示を行った旨を通知する。

6.2.2 放送について協力を依頼する（本部事務局、総合企画部）

本部事務局及び総合企画部は、放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を明示し、「災害時の放送に関する協定書」に基づき、緊急放送を依頼する。

⇒ 4.4 緊急広報を行う

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

(避難の勧告、指示を行う場合の伝達内容)

- | | |
|---|------------------------|
| ア | 勧告又は指示者 |
| イ | 勧告又は指示の理由（危険性を含む） |
| ウ | 避難を要する地域 |
| エ | 避難場所の指定 |
| オ | 避難経路（必要ある場合） |
| カ | 注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装等） |

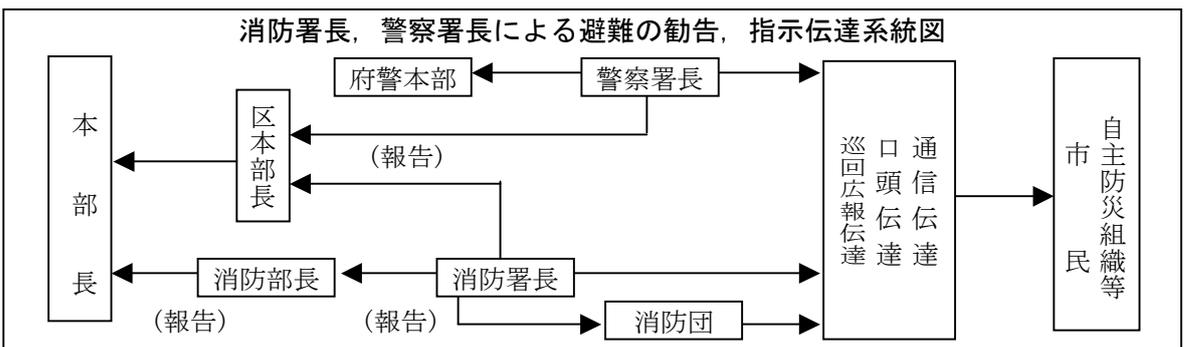
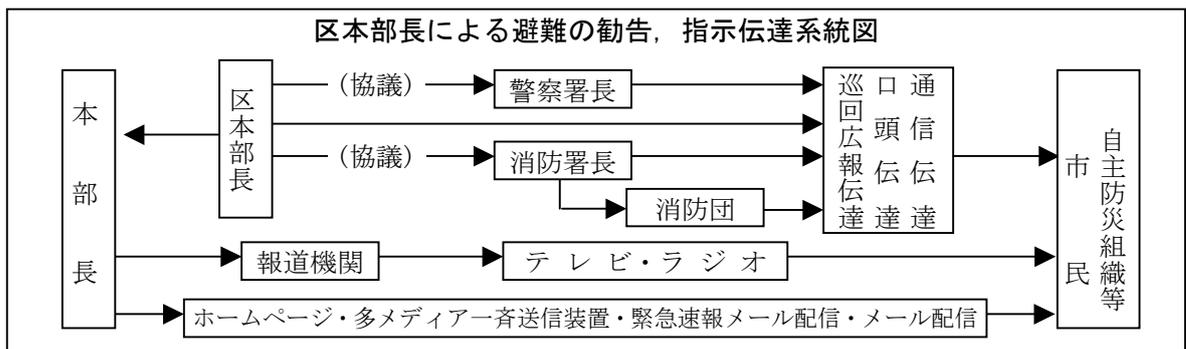
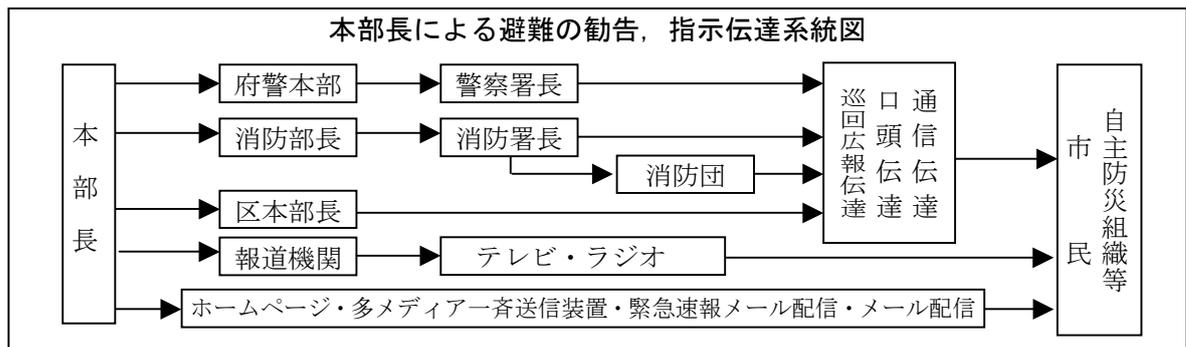
6.2.3 ホームページ、多メディア一斉送信装置、緊急速報メール及び京都府のメール配信システムを活用し、情報を発信する（本部事務局、総合企画部）

本部事務局及び総合企画部は、避難の準備、勧告、指示を行ったときは、本市等のホームページ

等を通じて、その旨を周知するとともに、本部事務局は、多メディア一斉送信装置、緊急速報メール及び京都府防災・防犯情報メール配信システムを活用し、情報を発信する。

- 6.2.4 関係地区の自主防災組織等に対して、避難の勧告、指示を伝達する（区本部、消防部）
区本部及び消防部は、関係地区の自主防災組織等に対して、電話等により避難の勧告、指示を伝達する。
- 6.2.5 あらかじめ定められた系統により、住民等に伝達する（自主防災組織等）
自主防災組織等は、市民防災行動計画等にあらかじめ定められた系統により、避難の勧告、指示の内容を住民等に伝達する。
- 6.2.6 広報車等で関係地区を巡回して伝達する（区本部、消防部、警察署）
区本部、消防署、警察署の広報車等により、関係地区を巡回して伝達する。
⇒ 4.4 緊急広報を行う
- 6.2.7 関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う（区本部、消防部等）
区本部、消防署、警察官、消防団員、自主防災組織等は、広報車による伝達と併せて、関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う。
- 6.2.8 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る（区本部、消防部等）
区本部、消防署、警察官、消防団員、自主防災組織等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問して伝達の周知を図る。
- 6.2.9 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する（自主防災組織等）
自主防災組織等は、高齢者、障害のある方、乳幼児、傷病者、妊産婦、日本語を解することができない外国人等（以下「要配慮者」という。）に、確実に伝達するよう配慮する。
⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する

（避難の勧告、指示の伝達系統）



6.3 警戒区域を設定する

6.3.1 警戒区域の設定を行う（本部長、区本部長等実施責任者）

本部長等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立入を制限、禁止し、又はその区域からの退去を命じることができる。

※ 資料3-6-2 災害対策基本法等関係法令による警戒区域設定権者

6.3.2 火災警戒区域の設定を行う（消防部）

消防部長又は消防署長は、火災のおそれが著しく大であり、かつ、災害が発生した際には、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき、火災警戒区域を設定する。

6.3.3 消防警戒区域の設定を行う（消防部）

消防部職員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的として、消防警戒区域を設定する。

6.3.4 目的上必要な区域を定め、ロープ等によりこれを明示する（本部長、区本部長等実施責任者）

本部長等は、警戒区域を設定するときは、その目的上必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示する。

6.4 避難を行う

6.4.1 避難の準備を行う（市民）

市民は、地震後の避難に備え、速やかに避難の準備を行う。

（避難の準備）

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- イ 避難者は、3日分程度の食料、飲料水（水筒等容器）、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品等を携行する。
- ウ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- エ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- オ 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。
- カ 各号のうち、平常時から用意しておける物品等は「非常持出し」と標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。

（避難開始の時期）

- ア 本部長、区本部長、消防署長、警察署長名等をもって、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等により避難の勧告、指示が伝達されたとき。
- イ 避難の勧告、指示が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて伝達されたとき。
- ウ テレビ、ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断して、隣近所の人々と避難することで意見がまとまったとき。
- エ 隣近所から火が出て拡大し、身の危険を感じたとき。

（避難時の注意事項）

- ア 自主防災組織又は自治会、町内会等別に組織的に避難する（市民）
市民の避難行動は、原則として自主防災組織又は自治会、町内会等別に、組織的に行う。
- イ 要配慮者を優先して援護しながら避難する（市民）
市民は、避難をするに際し、要配慮者を優先して援護しながら避難する。その際、防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。
⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- ウ 徒歩により避難する（市民）
市民の避難は、原則として、徒歩によるものとする。

6.4.2 地域の集合場所へ集まる（市民）

市民は、原則として自主防災組織又は自治会、町内会等においてあらかじめ定められた地域の集合場所へ集まる。

⇒ 6.5 地域の集合場所において対応する

6.4.3 相互連絡体制を構築し、避難に必要な情報を収集する（区本部、消防部、警察機関その他防災関係機関）
区本部、消防部、警察機関その他防災関係機関は、避難誘導に必要な情報を収集する。

（相互連絡体制を構築する）

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 避難誘導する地域の火災の発生状況と拡大の見通し |
| イ | 避難路付近の火災の状況と損壊の程度（橋梁を含む。） |
| ウ | 要配慮者の安全確保 |
| エ | 広域避難場所の収容可能状況と地域人口 |
| オ | 相互連絡体制の確保に万全を期す |

6.4.4 情報を自主防災組織に提供する（区本部、消防部、警察機関その他防災関係機関）

区本部、消防部、警察機関その他防災関係機関は、収集した避難誘導に必要な情報を自主防災組織等へ伝達するよう努める。

6.4.5 広域避難場所へ避難する（市民）

火災の拡大状況等により、危険が迫っていると感じたときは、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示又は自身の判断により、他の場所又は最寄りの広域避難場所へ避難する。

⇒ 6.6 広域避難場所において対応する

- ※ 資料2-3-6-1 避難地区割り計画表
- 資料2-3-6-2 広域避難場所一覧表
- 資料2-3-6-3 避難救助拠点一覧表

6.5 地域の集合場所において対応する

6.5.1 近隣における初期消火、救出・救護、安否確認を行う（自主防災組織等）

地域の集合場所においては、自主防災組織等が、近隣における初期消火、救出・救護、安否確認を行う。

6.5.2 要配慮者への対応を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等は、住宅に取り残された高齢者、障害者等の要配慮者を発見した場合は、避難所等への避難の介添え、区本部や「区災害ボランティアセンター」への情報提供や協力依頼を行う。

⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する

6.5.3 周辺被災状況の確認を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等は、周辺被災状況の確認等を行う。

6.5.4 広域避難場所又は避難所へ避難する（自主防災組織等）

自主防災組織等は、災害の状況等により、広域避難場所又は避難所へ避難する。

⇒ 6.4.5 広域避難場所へ避難する

6.5.5 帰宅する（自主防災組織等）

自主防災組織等は、周辺の被災状況を確認の結果、安全が確認された場合は帰宅する。

6.6 広域避難場所において対応する

6.6.1 管轄区域内の広域避難場所に職員を派遣する（区本部、消防部、警察署）

区本部長、消防署長、警察署長は、避難の必要があると認めた場合、直ちに管轄区域内にある広域避難場所等に職員を派遣する。

6.6.2 情報対策チームを設置する（区本部、消防部、警察署）

広域避難場所に派遣された区本部職員、消防部職員、警察署員は、情報対策チームを設置する。

6.6.3 門扉等を解錠する（施設管理者、区本部、消防部、警察署）

解錠された広域避難場所においては、勤務時間内においては、施設管理者が門扉等を解錠する。勤務時間外においては、区本部、消防部又は警察機関の職員等が解錠する。

6.6.4 情報対策チームの初期情報収集活動を行う（区本部、消防部、警察署）

情報対策チームは、広域避難場所等における初期情報収集活動を行う。情報対策チームは、常に正確な情報を収集し、避難者に伝達し、安全確保に努める。

(情報対策チームの初期情報収集活動)

ア	避難人員の把握
イ	傷病者の確認
ウ	周辺火災延焼拡大状況の確認

- 6.6.5 区本部に急報する（区本部，消防部，警察署）
情報対策チームは，広域避難場所の状況を区本部に急報する。
- 6.6.6 広域避難場所の運営を行う（区本部，警察署，消防部）
広域避難場所においては，原則として情報対策チームを中心に，自主防災組織等が協力して運営を行う。物資の配布等が必要となった場合は，「第7節 避難所の運営計画」に準じて行う。
⇒ 7.5 避難所の運営を行う

(広域避難場所の運営内容)

ア	住民の安否確認
イ	情報収集，伝達
ウ	負傷者の応急措置等

6.7 庁舎等施設で避難誘導を行う

市庁舎，学校，社会教育施設，社会福祉施設，医療施設等においては，各施設の管理者は，周辺の被害状況を勘案しながら，児童，生徒，施設利用者等を安全に避難誘導する。

駅舎，地下街，大規模小売店舗，その他民間の不特定多数の者が利用する施設等においても，これに準じて実施するよう努める。

- ⇒ 4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う
- ⇒ 20.2 児童生徒の安否確認を行う
- ⇒ 22.2 社会福祉施設等での対応を行う
- 6.7.1 施設内空地又は適切な避難場所等へ誘導する（施設管理者）
揺れがおさまった段階で，庁舎等施設の状況，周辺の被災状況等に留意しながら，あらかじめ定められた避難計画に基づき，敷地内空地又は適切な避難場所等へ誘導する。
- 6.7.2 地域の自主防災組織等の協力を求める（施設管理者）
各施設の避難誘導員は，施設利用者等の安全な避難について，地域の自主防災組織等の協力を求める。
- 6.7.3 近隣の避難場所等の情報を提供する（施設管理者）
各施設において避難誘導できない場合，施設管理者は，近隣の避難場所等の情報を施設利用者等に提供する。
- 6.7.4 本部又は区本部に応援を要請する（施設管理者）
各施設において避難誘導できない場合，施設管理者は，本部又は区本部に応援を要請する。

6.8 移送を行う

- 6.8.1 車両，舟艇，ヘリコプター等で移送を行う（区本部）
避難は，避難者が徒歩で行うことを原則とするが，避難者の自力による避難が不可能な場合は，区本部は，警察，消防，自衛隊等の協力を得て，車両，舟艇，ヘリコプター等により移送を行う。
- 6.8.2 府知事に応援を要請する（本部長）
被災地が広域で大規模な移送を要し，本市において対処できないときは，本部長は府知事に対し応援要請を行う。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

第7節 避難所の運営計画

(7 避難所を運営する)

■ 基本方針

家屋の倒壊、焼失等により住家を失った被災者あるいは災害による避難勧告（自主避難を含む。）若しくは避難指示の対象となる住民等に対しては、速やかに避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）を開設し、これを受け入れるものとするが、災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想されるため、避難所に指定している施設の管理者及び自主防災組織等が協力して対応することが必要である。開設後においても、区本部を中心として関係者が連携して運営に当たるものとする。

地域の主要な避難所は、被災時の混乱した状況においては、地域の食料、物資等の供給、情報の収集、連絡等の拠点としても活用する。

避難所及び避難者の情報は、被災者の救援や復旧、復興に向けての対策の基本となるため、この情報収集、管理には十分留意する。

■ 実施責任者 : 各区本部長

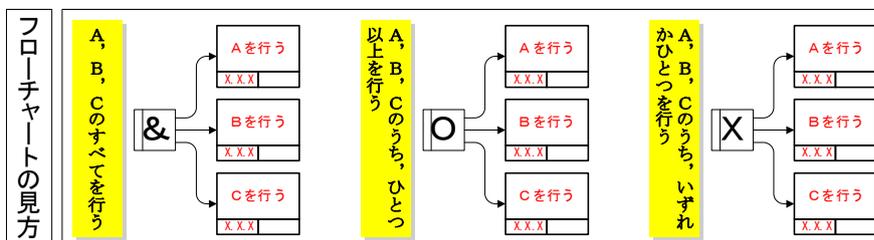
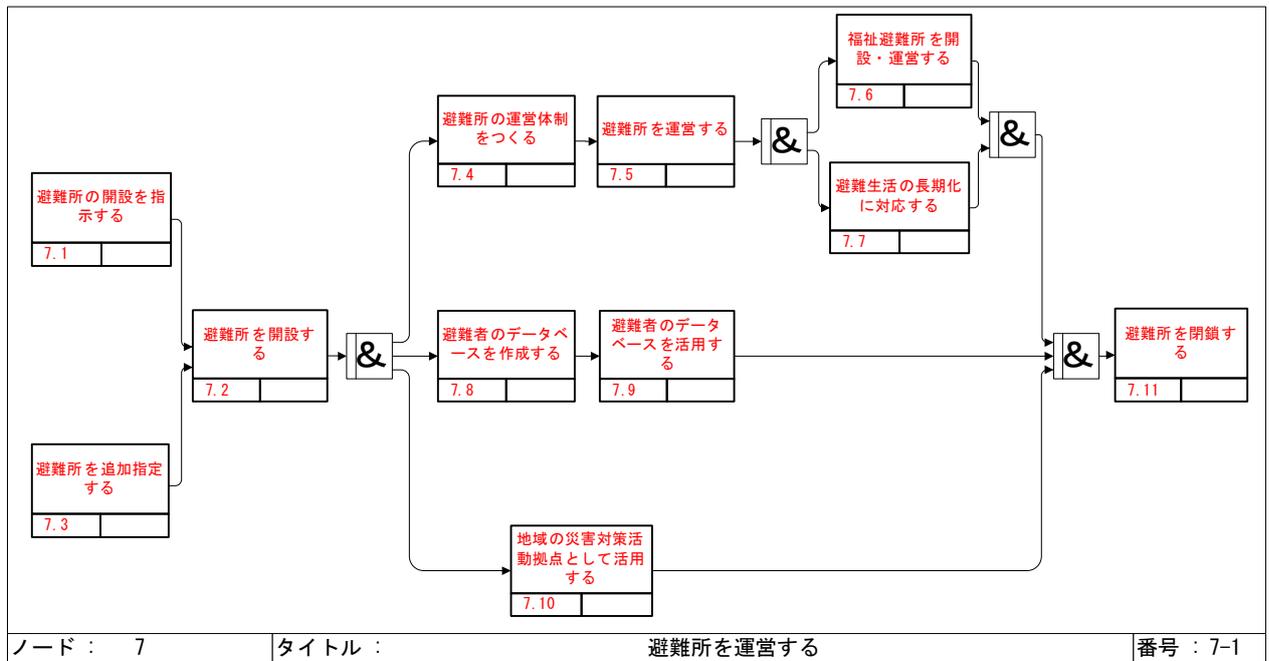
■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
7.1 避難所の開設を指示する	区本部長，区本部	7.1.1 調査班を区内の被害状況調査に派遣する 7.1.2 緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する 7.1.3 地域の被害，避難状況を調査する 7.1.4 外観目視により予定施設の使用可否を一次的に判断する 7.1.5 区本部長に報告する 7.1.6 施設管理者と連携して予定施設の応急危険度判定調査を本部長に要請する 7.1.7 区本部管理担当者に避難所の開設を指示し，派遣する
7.2 避難所を開設する	区本部	(1) 避難所の安全確認 7.2.1 自主防災組織等と情報交換を行う 7.2.2 避難所の安全確認を行う 7.2.3 自主防災組織等と連携して安全確認を行う 7.2.4 区本部長に対応を要請する 7.2.5 他の避難所への移動を指示する
		(2) 避難者の受入れ 7.2.6 避難者を受け入れる 7.2.7 本部長に避難所開設を報告する
		(3) 予定室が不足している場合の対応 7.2.8 施設管理者等と協議し，他の室の利用を指示する 7.2.9 区本部長に対応を要請する
	市立の予定施設の管理者	(4) 区本部管理担当者が派遣できない場合の対応 7.2.10 調査班等を派遣する 7.2.11 本部に応援を求める 7.2.12 施設管理者に避難所の開設，管理運営を依頼する
7.3 避難所を追加指定する	区本部	(5) 区本部長から開設の指示がない場合の対応 7.2.13 安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる 7.2.14 区本部長に管理担当者の派遣を要請する
		(1) 他の公共施設の追加指定 7.3.1 追加指定を行う予定の施設管理者と協議を行う 7.3.2 避難所として追加指定を行う 7.3.3 他区，隣接市町での避難者受入れを本部長に要請する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
7.3 避難所を追加指定する	区本部	(2) 予定施設以外の施設における避難者への対応 7.3.4 最寄りの避難所の区本部管理担当者に届け出るよう広報する 7.3.5 届出を受理した避難所の状況を勘案し、受入れを判断する 7.3.6 届出を受理した避難所への移動を指導する 7.3.7 区本部長へ報告する 7.3.8 届出のあった予定施設以外の施設を避難所として追加指定する
7.4 避難所の運営体制をつくる	区本部	7.4.1 区本部管理担当者が避難所の管理責任者となる 7.4.2 当該施設の実情に応じて運営協議会、世話人会を設置する
	運営協議会	7.4.3 運営協議会で協議して運営する
	世話人会	7.4.4 世話人会で重要事項を検討する
	避難者	7.4.5 グループを編成し役割を分担する
7.5 避難所を運営する	区本部	(1) 情報の収集・伝達 7.5.1 避難所、避難者情報の収集を行う 7.5.2 要配慮者の状況把握に努める 7.5.3 総合企画部と連携して、避難者が必要とする情報を伝達する
	保健福祉部	(2) 被災者への対応 7.5.4 飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する 7.5.5 救護所を設けるなど、保健救護活動を行う
	区本部	(3) 要配慮者の援護 7.5.6 要配慮者に優先的な食事、スペース提供などの援護を行う 7.5.7 保健福祉部に対応を要請する
	運営協議会	(4) 避難生活 7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る 7.5.9 ボランティア自らによる受入体制をつくる 7.5.10 ボランティアとの情報の共有に努める
7.6 福祉避難所を開設・運営する	区本部	7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する 7.6.2 施設管理者と協議を行う 7.6.3 福祉避難所を開設する
	保健福祉部	7.6.4 必要な要員、物資等の確保を図る
	保健福祉部、区本部	7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う 7.6.6 要配慮者の状況に応じた食料や物資を供給する
7.7 避難生活の長期化に対応する	区本部	7.7.1 避難所に保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する 7.7.2 PTSDに対し、専門家によるカウンセリングを実施する 7.7.3 温食、生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する 7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める 7.7.5 避難者のプライバシー保護に配慮する 7.7.6 申告に基づき転出先を把握し、情報提供を継続する 7.7.7 本部長に支援の要請を行う
7.8 避難者のデータベースを作成する	区本部	7.8.1 各避難所から報告される避難者数、避難者名簿を取りまとめる 7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握する 7.8.3 本部長に報告する
	本部事務局	7.8.4 避難所データベースを作成する 7.8.5 避難者データベースを作成する 7.8.6 要配慮者データベースを作成する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
7.9 避難者のデータベースを活用する	本部事務局	7.9.1 避難所、避難者等の情報をデータベースとして整備、管理する
		7.9.2 避難所、避難者の情報を各部へ提供する
	各部	7.9.3 必要な被災者対策を実施する
		7.9.4 実施した対策を本部事務局に報告する
		7.9.5 内容を明らかにして、区本部長に情報提供を要請する
7.10 地域の災害対策活動拠点として活用する	区本部	7.10.1 情報収集・伝達拠点として活用する 7.10.2 食料、生活必需品の供給拠点として活用する 7.10.3 給水活動の拠点として活用する 7.10.4 保健衛生活動拠点として活用する 7.10.5 その他の対策活動の拠点として活用する
7.11 避難所を閉鎖する	区本部	7.11.1 避難所の統合、閉鎖を協議し、判断する 7.11.2 避難所の閉鎖の決定を報告する 7.11.3 避難所の閉鎖を指示する 7.11.4 速やかな帰宅又は他の避難所への移動を周知する 7.11.5 避難所の閉鎖完了を報告する 7.11.6 本部長に避難所の閉鎖完了を報告する

■ 対策の流れ



7.1 避難所の開設を指示する

- 7.1.1 調査班を区内の被害状況調査に派遣する（区本部長）
区本部長は、勤務時間内においては、発災後直ちに調査班を区内の被害状況調査に派遣する。
⇒ 1.8.6 調査班を編成する
- 7.1.2 緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する（区本部）
区本部長は、勤務時間外においては、発災後直ちに緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する。
⇒ 1.8.7 緊急調査班を編成する

- 7.1.3 地域の被害、避難状況を調査する（区本部長）
 調査班（緊急調査班）は、地域の被害、避難状況を調査する。
 ⇒ 1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する
- 7.1.4 外観目視により予定施設の使用可否を一次的に判断する（区本部）
 調査班（緊急調査班）は、あらかじめ指定した施設（以下、本節において、「予定施設」という。）の被害状況を外観目視によって避難所としての使用可否を一次的に判断する。
 ア 使用可否の判断は、あらかじめ定められたチェックリストによって行う。
 イ 予定施設に、すでに避難者が避難している場合は、自主防災組織等の地域の協力を得て判断する。
- 7.1.5 区本部長に報告する（区本部）
 調査班（緊急調査班）は、区内の被害の概況や予定施設の状況を区本部長に報告する。
 なお、予定施設の通信設備が使用可能な場合、できるだけ予定施設から報告する。
- 7.1.6 施設管理者と連携して予定施設の応急危険度判定調査を本部長に要請する（区本部）
 区本部長は、調査班（緊急調査班）の報告をもとに、速やかに施設管理者と連携して予定施設の応急危険度判定調査の実施を本部長に要請する。
 ⇒ 27-3.1 公共施設（市有建築物）の応急危険度判定を行う
- 7.1.7 区本部管理担当者に避難所の開設を指示し、派遣する（区本部）
 区本部長は、区本部から派遣する管理担当者（以下「区本部管理担当者」という。）に対し、原則として安全が確認できた予定施設を避難所として開設することを指示し、派遣する。
 ただし、応急危険度判定調査の実施を待ついとまがないときは、区本部長は、住民が避難しているとの報告があった予定施設に区本部管理担当者を派遣し、本部長に対し、速やかな応急危険度判定調査を実施するよう要請する。

（区本部長による避難所の開設基準）

ア	開設基準 区本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、区内に必要な避難所を開設する。
イ	避難所の対象 避難所は、原則として予定施設に開設する。 使用する室は、学校施設においては、体育館を予定する。 使用する室が、倒壊、浸水等により使用できない場合又は避難者が収容可能人員を上回るなど予定している室が不足する場合は、施設管理者等関係者と協議のうえで、他の室の利用、又は区本部長が他の公共的施設を避難所として追加指定することができる。
ウ	収容対象者 (ア) 住居が被害を受け、居住の場を失った者 (イ) ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者 (ウ) 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者 (エ) 交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者
エ	開設期間 避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災の状況によって、京都府、国と協議のうえで期間を延長することができる。 なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、区本部長は、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。
オ	その他の基準 その他避難所の開設及び運営に関しては、災害救助法に定める基準に準じて実施する。

- ※ 資料 3-7-1 避難所及び収容人員一覧表
 資料 3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

7.2 避難所を開設する

(1) 避難所の安全確認

- 7.2.1 自主防災組織等と情報交換を行う（区本部）
 区本部管理担当者は、当該避難所の管理、運営に必要な用品等を持参するとともに、すでに住民が避難している場合は、施設管理者、自主防災組織等と情報の交換を行う。
 なお、避難所の開設準備は、原則として予定されている室において行う。

- 7.2.2 避難所の安全確認を行う（区本部）
区本部管理担当者は、避難所の応急危険度判定調査が実施されていない場合は、避難所の安全確認を行う。
- 7.2.3 自主防災組織等と連携して安全確認を行う（区本部）
区本部管理担当者は、すでに住民が避難している場合には、自主防災組織等と連携して避難所の安全確認を行う。
- 7.2.4 区本部長に対応を要請する（区本部）
区本部管理担当者は、避難所の使用が危険だと判断される場合、又は、判断が困難な場合には、区本部長に対応を要請する。
- 7.2.5 他の避難所への移動を指示する（区本部）
区本部長は、区本部管理担当者から要請を受けたときは、周辺の避難所の状況を調査し、他の避難所への移動を指示する。

(2) 避難者の受入れ

- 7.2.6 避難者を受け入れる（区本部）
区本部管理担当者は、原則として、避難所の安全を確認した後、避難者を受け入れる。
- 7.2.7 本部長に避難所開設を報告する（区本部）
区本部管理担当者は、避難所を開設したときは、避難所の開設日時、施設・設備状況等を区本部長に報告する。
区本部長は、区内の避難所の開設状況、避難状況等を取りまとめ、本部長へ報告する。

- ※ 様式 3-7-2 避難所開設・閉鎖報告書
様式 3-7-3 避難所開設状況報告（中間・確定報告）

(3) 予定室が不足している場合の対応

- 7.2.8 施設管理者等と協議し、他の室の利用を指示する（区本部）
使用する室が、倒壊、浸水等により使用できない場合又は避難者が収容可能人員を上回るなど予定している室が不足する場合は、区本部管理担当者は、施設管理者等関係者と協議のうえで、他の室の利用を図る。
⇒ 20.6 避難所の運営を支援する

- 7.2.9 区本部長に対応を要請する（区本部）
区本部管理担当者は、避難所内で他の室の利用を図っても、なお室が不足する場合は、区本部長に対応を要請する。
⇒ 7.3 避難所を追加指定する

(4) 区本部管理担当者が派遣できない場合の対応

- 7.2.10 調査班等を派遣する（区本部）
区本部長は、区本部管理担当者を派遣することが困難である場合は、調査班等を臨時に派遣する。
- 7.2.11 本部に応援を求める（区本部）
区本部長は、区本部管理担当要員が不足する場合は、本部に応援を求めるなどの措置をとる。
- 7.2.12 施設管理者に避難所の開設、管理運営を依頼する（区本部）
区本部長は、区本部管理担当者を派遣することが困難である場合は、施設管理者等に避難所の開設及び当初の運営管理の実施について協力を依頼する。

(5) 区本部長から開設の指示がない場合の対応

- 7.2.13 安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる（市立の予定施設の管理者）
市立の予定施設の施設管理者は、区本部長の開設等の協力依頼がない場合において、必要があると認められるときは、安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる。
- 7.2.14 区本部長に管理担当者の派遣を要請する（市立の予定施設の管理者）
市立の予定施設の施設管理者は、区本部長に区本部管理担当者の派遣を要請する。

7.3 避難所を追加指定する

(1) 他の公共施設の追加指定

- 7.3.1 追加指定を行う予定の施設管理者と協議を行う（区本部）
予定施設が被災するなど区内の避難所が不足する場合は、区本部長は、他の公共施設等の施設管理者と協議を行う。

7.3.2 避難所として追加指定を行う（区本部）

区本部長は、施設管理者との協議のうえで、避難所を追加指定する。この場合において、開設、運営等に関する事項は、通常の避難所と同様とする。

区本部長は、避難所を追加して開設する場合、区本部管理担当者、用品等が不足するときは、直ちに本部長に応援を要請する。

⇒ 7.2 避難所を開設する

7.3.3 他区、隣接市町での避難者受入れを本部長に要請する（区本部）

区内の他の公共施設等を追加指定しても、なお避難所が不足すると認められる場合は、区本部長は、他区又は隣接する市町において避難者の受入れを行うよう本部長に要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

(2) 予定施設以外の施設における避難者への対応

7.3.4 最寄りの避難所の区本部管理担当者に届け出るよう広報する（区本部）

区本部長は、予定施設以外の施設に多数の避難者が避難していることが予想される場合には、原則として最寄りの避難所の区本部管理担当者にその旨の届出を行うよう広報する。

7.3.5 届出を受理した避難所の状況を勘案し、受入れを判断する（区本部）

届出を受けた区本部管理担当者は、管理する避難所の避難者数等の状況を考慮したうえで、当該避難所への受入れを判断する。

7.3.6 届出を受理した避難所への移動を指導する（区本部）

届出を受けた区本部管理担当者は、受入れが可能であると判断した場合は、予定施設以外から当該避難所への移動を指導する。

7.3.7 区本部長へ報告する（区本部）

届出を受けた区本部管理担当者は、受入れが困難であると判断した場合は、その旨を区本部長に報告する。

7.3.8 届出のあった予定施設以外の施設を避難所として追加指定する（区本部）

区本部長は、地域の被害状況、周辺の避難所の収容状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、当該届出のあった施設を避難所として追加指定することができる。

⇒ 7.2 避難所を開設する

7.4 避難所の運営体制をつくる

避難所の運営管理は、早期に避難者の生活を再建することができるよう自立を促し、避難所の早期解消を図ることを基本とする。

7.4.1 区本部管理担当者が避難所の管理責任者となる（区本部）

各避難所の管理責任者は、区本部管理担当者が当たる。

7.4.2 当該施設の実情に応じて運営協議会、世話人会を設置する（区本部）

区本部管理担当者は、各避難所の実情に応じて、次の構成からなる世話人会の体制を確立することとする。

7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会）

ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参加を積極的に勧めるとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するように努める。

イ 大規模な災害のときなど長期にわたり避難所の開設が見込まれる場合は、可能な限り避難者が、自主的な運営を行うよう努める。

ウ 発災直後の混乱した状況においては、施設管理者が避難所の運営を支援するよう努める。

7.4.4 世話人会で重要事項を検討する（世話人会）

世話人会は、運営協議会の重要事項を検討する。

7.4.5 グループを編成し役割を分担する（避難者）

避難者は、必要に応じてグループを編成するなどして、避難所内の連絡、給食、給水、清掃等について役割を分担する。

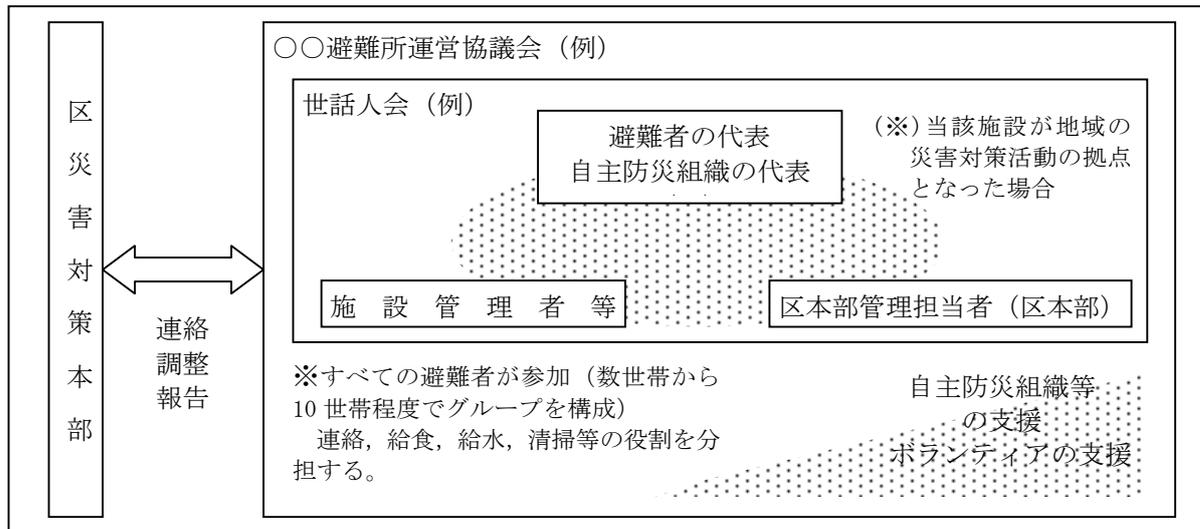
(運営協議会の構成)

ア	区本部管理担当者
イ	すべての避難者
ウ	施設管理者
エ	自主防災組織の代表者（当該施設が地域の災害対策活動の拠点となる場合等）
オ	ボランティア等の代表者（ボランティア等の支援が得られる場合、必要に応じて）

(世話人会の構成)

ア	区本部管理担当者
イ	避難者の代表者
ウ	施設管理者
エ	自主防災組織等の代表者（当該施設が地域の災害対策活動の拠点となる場合等、必要なとき。）

(避難所運営システム)



7.5 避難所を運営する

各避難所においては、開設後速やかに次の事項を行うこととする。

(1) 情報の収集・伝達

7.5.1 避難所、避難者情報の収集を行う（区本部）

区本部管理担当者は、当初の段階では避難者数等の概数把握を優先するが、可能な限り速やかに、入退所届により避難者名簿を作成し、区本部長に報告する。

また、区本部管理担当者は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を区本部長に報告する。

- ※ 様式 3-7-4 避難所入退所届
- 様式 3-7-5 避難者名簿
- 様式 3-7-6 避難所日報

7.5.2 要配慮者の状況把握に努める（区本部）

区本部管理担当者は、入退所届の情報や、世話人会からの情報などにより、要配慮者の状況把握に努める。

7.5.3 総合企画部と連携して、避難者が必要とする情報を伝達する（区本部）

区本部は、総合企画部と連携して、避難者が必要とする情報を迅速、的確に伝達する。

(2) 被災者への対応

7.5.4 飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する（区本部）

区本部管理担当者は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布するとともに、需要を把握して区本部に報告する。

7.5.5 救護所を設けるなど、保健救護活動を行う（保健福祉部）

保健福祉部は、避難所内に救護所を設けるなどにより、保健救護活動を行う。

(3) 要配慮者の援護

- 7.5.6 要配慮者に優先的な食事、スペース提供などの援護を行う（区本部）
区本部管理担当者は、要配慮者に対して優先的な食料等の配布、適切なスペースを確保するなど、必要な援護を行う。
- 7.5.7 保健福祉部に対応を要請する（区本部）
区本部管理担当者は、当該避難所において要配慮者に対する対応が困難な場合は、区本部長を通じて、保健福祉部に対応を要請する。
⇒ 22.5 避難所における援護を行う

(4) 避難生活

- 7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る（運営協議会）
運営協議会は、当該協議会において定められた、避難所において共同で避難生活を送るうえで必要なルール等を文書の配布、掲示等により避難者に徹底する。
なお、必要なルールを定めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するように努める。
- 7.5.9 ボランティア自らによる受入体制をつくる（運営協議会）
運営協議会は、避難所においてボランティア活動の申入れがあった場合、ボランティア自らによる受入体制づくりを要請する。
- 7.5.10 ボランティアとの情報の共有に努める（運営協議会）
運営協議会は、ボランティアとの情報の共有化に努め、ボランティアと避難者が共同した避難所運営を図る。

7.6 福祉避難所を開設・運営する

避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、保健福祉部が必要な援護対策を策定し、社会福祉施設等への受入調整等を行うが（「第2.2節 要配慮者への対応計画」を参照）、更に必要のある場合は、福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

- 7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部）
区本部長は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、既存の社会福祉施設のみでは、要配慮者の受入れが困難な場合には、保健福祉部長と協議して、区内の公共施設や民間の福祉関連施設等の福祉避難施設として利用可能な施設の状況調査を行う。
- 7.6.2 施設管理者と協議を行う（区本部）
区本部長は、施設の状況調査の結果をもとに、当該施設管理者と福祉避難所としての利用について協議を行う。
- 7.6.3 福祉避難所を開設する（区本部）
区本部長は、当該施設管理者の了承のもと、福祉避難所を開設する。
- 7.6.4 必要な要員、物資等の確保を図る（保健福祉部）
区本部長が福祉避難所を開設する場合には、保健福祉部長は、関係部局や関係機関、団体等と協力して必要な要員、物資等の確保を図り配置する。
- 7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う（保健福祉部、区本部）
福祉避難所の運営は、区本部及び保健福祉部職員が、施設管理者、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て行う。なお、福祉避難所の管理は、避難所の管理に準じて行うものとする。
- 7.6.6 要配慮者の状況に応じた食料や物資を供給する（保健福祉部、区本部）
保健福祉部及び区本部は、福祉避難所の避難者に対する食料や物資等の供給にあつては、要配慮者の状況に応じた措置に努める。

7.7 避難生活の長期化に対応する

大規模な災害時においては、避難生活が長期化することが考えられるため、避難者の健康を維持するとともに、速やかな自立を支援する必要がある。区本部長は、区内の収容状況に基づき、必要な対策が迅速に行われるよう、関係各部長との総合的な連絡調整を行う。

なお、対策の実施に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するように努める。

- 7.7.1 避難所に保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する（区本部）
区本部長は、保健福祉部長等と連携して、被災者の健康管理を行うため、避難所等に対し、保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する。
- 7.7.2 PTSDに対し、専門家によるカウンセリングを実施する（区本部）
区本部長は、保健福祉部長等と連携して、災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）

等に対して、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

- 7.7.3 温食、生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する（区本部）
当初は非常食的な食事が主とならざるを得ないが、避難者の健康維持のため、区本部は、産業観光部及び保健福祉部と連携を図りながら、温食、生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する。
- 7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める（区本部）
区本部は、総合企画部等の協力のもとに、避難者が求めるきめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める。
- 7.7.5 避難者のプライバシー保護に配慮する（区本部）
区本部は、避難所に更衣等のスペースを確保するほか、状況に応じて、避難者のプライバシーの保護に配慮した対策を行う。
- 7.7.6 申告に基づき転出先を把握し、情報提供を継続する（区本部）
避難者が被災地外へ一時転出する場合においても、区本部は申告に基づいて転出先を把握し、広報印刷物等による情報提供を継続する。
- 7.7.7 本部長に支援の要請を行う（区本部）
区本部長は、状況に応じて、被災者のニーズに応じた対策の実施を検討し、関係機関と連携して対応するとともに、必要に応じて本部長に支援の要請を行う。

7.8 避難者のデータベースを作成する

避難所を拠点として収集する被災者救援に関する情報の管理は、本部及び区本部において統括的に行う。

- 7.8.1 各避難所から報告される避難者数、避難者名簿を取りまとめる（区本部）
区本部長は、各避難所から報告される避難者数、避難者名簿（入退所届による避難者の名簿）、要給食者名簿（食料等の配布を必要とする在宅の被災者の名簿）等を取りまとめる。
⇒ 12.2.1 区内の要給食者数を把握する
- 7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握する（区本部）
区本部長は、可能な限り早い段階において、関係部局や地域住民の協力を得て、避難者及び在宅被災者の中の要配慮者の個別の状況（健康状態、障害の状況、年齢その他必要な事項）を把握する。
⇒ 22.5 避難所における援護を行う
- 7.8.3 本部長に報告する（区本部）
区本部長は、避難所に関する情報及び要配慮者に関する情報を本部長に報告する。
- 7.8.4 避難所データベースを作成する（本部事務局）
本部事務局は、発災直後から必要となる被災者救援対策実施の資料とするため、次に示す避難所及び避難者等の基本的な情報については、避難所データベースとして、当初の段階から迅速に取りまとめるものとする。

（避難所データベースの項目）

ア	避難所名
イ	所在地
ウ	避難所の施設・設備等の状況
エ	避難者数・要給食者数・要配慮者数
オ	管理担当者数
カ	その他災害の状況により必要な事項

- 7.8.5 避難者データベースを作成する（本部事務局）
本部事務局は、発災後、著しく混乱した状況が収束する時点において、避難者の自立促進、生活再建を支援するため、きめ細かい対応を行ううえで必要となる情報について、避難者データベースとして取りまとめるものとする。
避難者データベースは、避難所において作成する以下の名簿を基礎として、その他災害の状況により必要な調査結果に基づき構成する。

（避難者データベースの項目）

ア	避難者名簿（入退所届による避難者の名簿）
イ	要給食者名簿（食料等の配布を必要とする在宅の被災者の名簿）

7.8.6 要配慮者データベースを作成する（本部事務局）

本部事務局は、要配慮者に対するきめ細かい支援を行ううえで必要となる情報について、要配慮者データベースとして取りまとめるものとする。

⇒ 22.5 避難所における援護を行う

7.9 避難者のデータベースを活用する

7.9.1 避難所、避難者等の情報をデータベースとして整備，管理する（本部事務局）

本部事務局は、区本部からの報告に基づいて避難所及び避難者等の情報をデータベースとして整備，管理を行う。

7.9.2 避難所、避難者の情報を各部へ提供する（本部事務局）

本部事務局は、避難所及び避難者のデータベースを被災者援護対策用の基礎資料として各部へ提供する。

7.9.3 必要な被災者対策を実施する（各部）

各部は、避難所及び避難者のデータベースを基に必要な被災者援護対策を実施する。

7.9.4 実施した対策を本部事務局に報告する（各部）

各部は、実施した被災者援護対策を本部事務局に報告する。

⇒ 3.3.3 災害状況の逐次報告を行う

7.9.5 内容を明らかにして，区本部長に情報提供を要請する（各部）

各部は、データベースにない情報を収集する必要がある場合は、区本部長に調査内容を明らかにして協力要請を行う。

7.10 地域の災害対策活動拠点として活用する

地域の主要な避難所は、避難者のための対策活動だけでなく、地域の被災者の食料、物資等の供給、情報の収集・連絡等、さまざまな災害対策活動の拠点ともなる。災害発生後、区本部は、ここを拠点として、自主防災組織等、施設管理者その他関係機関と連携して、以下のような活動を行う。

7.10.1 情報収集・伝達拠点として活用する（区本部）

区本部は、避難所を以下の機能を有する情報収集・伝達拠点として活用する。

⇒ 7.5 避難所を運営する

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

（情報収集・伝達拠点としての機能）

- | |
|--|
| ア 要配慮者をはじめとする被災者の状況，援護ニーズ等の把握
イ 広報印刷物等の配布，掲示板等による情報伝達 |
|--|

7.10.2 食料，生活必需品の供給拠点として活用する（区本部）

区本部は、避難所を食料，生活必需品の供給拠点として活用する。

⇒ 12.4 食料を受け入れ，配分する

⇒ 13.4 生活必需品を受け入れ，配分する

（食料，生活必需品の供給拠点としての機能）

- | |
|---|
| ア 被災者の食料，生活必需品等の需要把握，配布のルールづくり（避難所等における受付，要配慮者への配布等）
イ 炊き出しの実施 |
|---|

7.10.3 給水活動の拠点として活用する（区本部）

区本部は、避難所を給水活動の拠点として活用する。

⇒ 14 応急給水活動を行う

（給水活動拠点としての機能）

- | |
|---|
| ア 個別給水のルールづくり（給水拠点から要配慮者宅等への運搬給水等）
イ 河川水，井戸水，浄水器等による生活用水確保 |
|---|

7.10.4 保健衛生活動拠点として活用する（区本部）

区本部は、避難所を保健衛生対策活動の拠点として活用する。

- ⇒ 15.1 保健衛生指導を行う
- ⇒ 18.2 仮設トイレを配置する

（保健衛生活動拠点としての機能）

- | |
|----------------------------|
| ア 保健救護活動 |
| イ 地域の清掃，ごみ出し，トイレ使用等のルールづくり |

7.10.5 その他の対策活動の拠点として活用する（区本部）

区本部は、避難所を以下の対策の活動拠点として活用する。

- ⇒ 19.1 行方不明者を捜索する
- ⇒ 4.6 臨時相談所を開設・運営する

（その他対策活動拠点としての機能）

- | |
|---------------|
| ア 防火・防犯見回りの実施 |
| イ 行方不明者の捜索 |
| ウ 各種生活相談等 |

7.11 避難所を閉鎖する

7.11.1 避難所の統合，閉鎖を協議し，判断する（区本部）

区本部長は、区内の被害状況，住民の避難状況，避難所の避難者の状況，在宅被災者の状況等を把握し，本部長，関係機関等と協議し，避難所の統合，閉鎖について判断する。

7.11.2 避難所の閉鎖の決定を報告する（区本部）

区本部長は、避難所を運営する必要がなくなったと認める場合は，施設管理者，本部長に報告する。

7.11.3 避難所の閉鎖を指示する（区本部）

区本部長は、避難所の閉鎖を決定したとき，区本部管理担当者に避難所の閉鎖を指示する。

7.11.4 速やかな帰宅又は他の避難所への移動を周知する（区本部）

区本部管理担当者は，区本部長から閉鎖の指示があった場合は，避難所の閉鎖の旨を避難者に伝え，速やかに帰宅又は他の避難所等への移動を周知する。

7.11.5 避難所の閉鎖完了を報告する（区本部）

区本部管理担当者は，避難所を閉鎖した旨を施設の管理責任者，区本部長に報告する。

7.11.6 本部長に避難所の閉鎖完了を報告する（区本部）

区本部長は，様式3-7-2 避難所開設・閉鎖報告書によって，本部長に避難所の閉鎖を報告する。

※ 様式 3-7-2 避難所開設・閉鎖報告書

第8節 消防活動計画 (8 消防活動を実施する)

■ 基本方針

震災時には、同時多発火災の発生、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動の対象が予想される。

消防部は、全職員及び装備器材等の総力を結集して災害活動に当たり、更に、現有消防力で対処ができないと判断したときは、他都市消防機関からの広域的な応援により消防力を増強して、市民の生命、身体及び財産の保護に当たる。

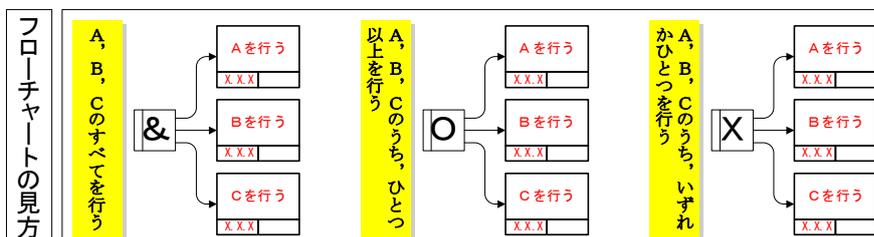
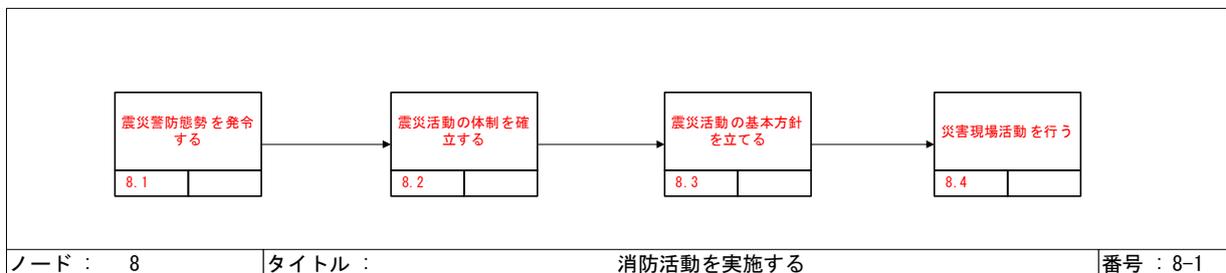
また、消防団や自主防災組織等の、地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を挙げることから、これら地域防災力と役割分担を踏まえながら、連携を密接にした活動を実施する。

■ 実施責任者 : 消防部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
8.1 震災警防態勢を発令する	消防部長	8.1.1 初動震災警防態勢を発令する 8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する 8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する 8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する
8.2 震災活動の体制を確立する	消防部長, 消防部, 消防団	8.2.1 震災警防本部, 団震災警防本部等の組織, 編成を行う 8.2.2 職員, 団員の非常召集を行う 8.2.3 応召する 8.2.4 応援隊を要請する 8.2.5 応援隊の受入体制を整備する 8.2.6 応援隊を受け入れる
8.3 震災活動の基本方針を立てる	消防部長, 消防部	8.3.1 情報収集及び報告を行う 8.3.2 震災活動方針を決定する 8.3.3 震災活動方針を署本部長及び指揮者等に通知する
8.4 災害現場活動を行う	消防部, 消防団	8.4.1 消火活動を行う 8.4.2 救助活動を行う 8.4.3 救急活動を行う 8.4.4 航空機隊の活動を行う 8.4.5 消防団の活動を行う 8.4.6 関係機関等との連携を図る
	自主防災組織等	8.4.7 自主防災組織等の活動を行う

■ 対策の流れ



8.1 震災警防態勢を発令する

消防部は、地震が発生したときは、通常業務を停止し、震災に対する警防態勢を確保するとともに、全職員の総力を挙げて震災消防活動を行う。

8.1.1 初動震災警防態勢を発令する（消防部長）

消防部長（局本部長）は、大規模災害対策支援システムの地震計（宇治市喜撰山に設置の地震計を除く。）の1が震度5弱以上の地震を感知したときは、「初動震災警防態勢」を発令する。

8.1.2 第1号震災警防態勢を発令する（消防部長）

消防部長は、「初動震災警防態勢」時において震災が発生し、局本部長が「第1号震災警防態勢」による対処が必要であると認めたときは、「第1号震災警防態勢」を発令する。

8.1.3 第2号震災警防態勢を発令する（消防部長）

消防部長は、震災の状況により、「第2号震災警防態勢」による対処が必要であると認めたときは、「第2号震災警防態勢」を発令する。

8.1.4 第3号震災警防態勢を発令する（消防部長）

消防部長は、以下の基準に該当する場合は、「第3号震災警防態勢」を発令する。

ア 市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき。

イ 震災の状況により、「第3号震災警防態勢」による対処が必要であると認めたとき。

（参考）震災警防態勢を解除する

消防部長は、災害及び活動の状況から、震災警防態勢による対処が必要でないと判断したときは、解除する。

8.2 震災活動の体制を確立する

8.2.1 震災警防本部、団震災警防本部等の組織、編成を行う（消防部、消防団）

ア 消防部は、震災警防態勢の発令と同時に消防局本部及び消防署に組織されている警防本部をそれぞれ震災警防本部へ移行させ、組織及び人員を強化するとともに、特設隊を編成し、部隊を増強する。

イ 消防団においては、消防団の本部に団震災警防本部及び分団に分団震災警防本部を設置する。

ウ 消防署に参集した京都市消防支援ボランティア（SFV－市内居住の元京都市消防職員）には、従事する支援活動を説明し協力を求める。

8.2.2 職員、団員の非常召集を行う（消防部、消防団）

京都市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、全職員及び消防団員が自動的に応召する。また、それ以外で震災警防態勢が発令されたときにも、必要な職員及び消防団員の召集を行う。

8.2.3 応召する（消防部）

早期に活動できる態勢を確保するため、消防職員待機宿舎に居住する職員等のうち、あらかじめ指名する職員は、指定した場所へ応召するものとし、それ以外の職員は、勤務所属へ応召する。

8.2.4 応援隊を要請する（消防部長）

消防部長は、地震による同時多発火災及び救助事故等の災害が発生し、現有消防力で対処できないと判断したときは、他都市の消防機関への応援要請を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

（消防応援要請の要領）

ア	四都市消防相互応援協定に定める要領
イ	京都府広域消防相互応援協定に定める要領
ウ	緊急消防援助隊運用要綱に定める要領
エ	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に定める要領

※ 資料3-5-5 四都市消防相互応援協定

資料3-5-6 京都府広域消防相互応援協定書

資料3-5-7 緊急消防援助隊運用要綱

資料3-5-8 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

資料3-5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

8.2.5 応援隊の受入体制を整備する（消防部）

消防部は、応援隊を指揮及び統制し、迅速かつ的確な震災警防活動を行うため、次のことを実施する。

(応援隊の受入れの準備)

- ア 応援隊の活動調整を行う京都府消防応援活動調整本部と連携
- イ 応援隊の活動拠点となり、活動支援を行う受援本部の設置
- ウ その他待機場所及び必要資器材等の準備

8.2.6 応援隊を受け入れる (消防部)

消防部は、集結予定場所において、緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。

※ 資料3-8-1 応援部隊の進出拠点

資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表

8.3 震災活動の基本方針を立てる

8.3.1 情報収集及び報告を行う (消防部)

消防部は、震災活動の適正な判断、方針決定のために必要な情報を重点的に収集する。情報収集活動は、可能な限りの手段及び方法を用いて、迅速的確に行う。

(情報収集・報告の原則)

- ア 情報収集活動
 - (7) 地震が発生したときは、大規模災害対策支援システムにより市内全体の被害状況を即時に予測する。
 - (4) 高所カメラ、ヘリテレビ電送システム等を活用するとともに、高所見張、消防隊等、応召職員、防災関係機関及び消防団等から積極的に災害情報等を収集する。
 - (9) 収集した情報は、一元的に局震災警防本部で集約する。
- イ 通信の運用
 - 局震災警防本部は、円滑な情報伝達のため通信の統制を行い、通信機器の効率的な運用を図る。
- ウ 収集情報の報告
 - (7) 消防部長は、収集した情報を逐次速やかに本部長に報告する。
 - (4) 消防部長は、災害の発生状況に応じて、速やかに衛星電話及び災害情報画像伝送システム等により消防庁及び京都府へ報告する。

8.3.2 震災活動方針を決定する (消防部長)

消防部長は、大規模災害対策支援システムによる被害状況の予測結果、震災の状況等に基づき、速やかに震災活動の基本方針を決定する。

(震災活動の方針)

- ア 延焼火災が多発しているとき又は多発することが予測されるときは、総力を挙げて消火活動を実施する。
- イ 発生した延焼火災の件数又は予測される延焼火災の件数から、現有消防力による対応が可能であり、かつ、余力があるときは、救助活動及び救急活動を実施する。
- ウ 延焼火災の発生件数が少ないとき又は少ないと予測されるときは、救助活動及び救急活動を重点的に実施する。

8.3.3 震災活動方針を署本部長及び指揮者等に通知する (消防部)

消防部は、決定した震災活動の方針を署本部長及び指揮者に通知し、消防力の弾力的かつ効率的な運用により、人命の安全確保及び被害の軽減を図る。

8.4 災害現場活動を行う

8.4.1 消火活動を行う (消防部)

消防部は、火災の発生状況等に応じ、消火活動を実施する。

(消火活動の原則)

- ア 地震発生初期の火災に対しては、速やかに鎮圧するために必要な部隊を投入し、拡大防止を図る。
- イ 炎上火災が輻射して発生したときは、火災の規模、延焼状況、人命に対する危険、地域の特性等から判断し、効率的な部隊運用を行い、全市的な観点からの被害軽減を図る。
- ウ 市街地の大規模な延焼火災に対しては、延焼状況、消防水利の状況及び耐火建物、公園、道路、河川等が有する延焼を抑制する機能並びに運用可能な消防力を勘案して延焼阻止線を設定し、避難路の確保等を行う。

8.4.2 救助活動を行う（消防部）

消防部は、原則として、多数の人命に対する危険が予想される災害現場を優先し、救助活動の原則のもと、救助活動を実施する。

(救助活動の原則)

- ア 救助隊は、高度救助用器材等を必要とする災害現場を優先する。
- イ 消防隊等は、火災の延焼状況から、著しく人命に対する危険が高いと判断される災害現場を優先する。

8.4.3 救急活動を行う（消防部）

消防部は、傷病者の発生状況等に応じ救急活動を実施する。

(救急活動の原則)

- ア 緊急度が高いと判断される災害現場等を優先する。
- イ 多数の傷病者が発生している災害現場等においては、応急救護所を設置し、傷病者の傷病程度の確認及び選別並びに応急処置を行う。
- ウ 傷病者の救急搬送は、緊急度が高いと判断される傷病者を優先する。
- エ 本市災害対策本部に設置の救急医療調整チームと連携する。

⇒ 9 医療救護活動を行う

8.4.4 航空機隊の活動を行う（消防部）

航空機隊は、次の活動を行う。

(航空機隊の活動)

- ア 震災の状況等の情報収集
- イ 救助活動及び傷病者の搬送
- ウ 指揮者等及び機械等の搬送
- エ 住民等に対する広報活動
- オ その他局本部長が必要と認める活動

8.4.5 消防団の活動を行う（消防団）

消防団は、火災の早期鎮圧及び市民の安全確保を目標として、人員及び装備、器材を最大限に活用しながら、管轄地域で速やかな災害対応を行う。

(消防団活動の原則)

- ア 管轄地域における被害状況等の情報収集活動を行い、署震災警防本部へ報告する。
- イ 管轄地域で発生した災害に対する消火、救助及び応急救護活動等を行う。
- ウ 自主防災組織等の地域住民に対し、避難の誘導、出火防止等の指導及び初期消火活動等に対する指導を行う。
- エ 消防隊等の活動に対して、支援活動等を行う。

8.4.6 関係機関等との連携を図る（消防部）

ア 災害現場において警察機関及び自衛隊と人命救助活動等を共同で実施するときは、活動区域及び活動内容について調整を行い、重複活動を避けて効率化を図るとともに、相互の情報交換に努める。

イ 人命救助，消防活動障害の排除等について協定業者等を要請し共同活動を実施するときは，作業内容を指示するとともに，共同活動全体の指揮を行う。

8.4.7 自主防災組織等の活動を行う（自主防災組織等）

自主防災組織及び事業所自衛消防組織は，「自分たちのまち，自分たちの事業所は，自分たちが守る」の自主防災の理念のもと，まず自分の家庭や事業所において，身の安全の確保を図ったのち，出火防止措置等を実行する。更に，地域や事業所等において互いに協力し，地域連帯による防災行動力を発揮し，人命の安全確保と被害の軽減を図る。

（自主防災組織活動の原則）

- | |
|--|
| <p>ア 自主防災組織等は，発災直後から任務分担を適切に運用し，情報収集，火災発生防止，初期消火，救出・救護，避難誘導等の自主防災活動に当たる。</p> <p>イ 自主防災組織等は，地域及び事業所における被害状況等の情報を，必要に応じて署震災警防本部又は区本部に連絡する。</p> <p>ウ 自主防災組織等は，自主防災活動の実施に当たって，互いに連携，協力するとともに，管轄消防分団との連携に努める。</p> |
|--|

第9節 医療救護活動計画

(9 医療救護活動を行う)

■ 基本方針

震災時における医療救護活動は、区本部近隣の公共施設等に救護所を設置し、救護班によって行う。重傷患者等で、救護所での対応ができない場合には、病院、診療所等に搬送する。

平成19年1月策定の「災害時医療・救護活動指針」に基づき、市災害対策本部の判断により、救護所を支援・統括する拠点救護所を市内に設置し、他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣、重傷患者の後方搬送、医薬品、医療機器の調達、関係機関相互の連携、ヘリコプターによる搬送体制の整備、緊急輸送等、災害医療全体のコーディネート体制の運用を図る。また、災害拠点病院における対応や、被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。

なお、災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき実施する。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

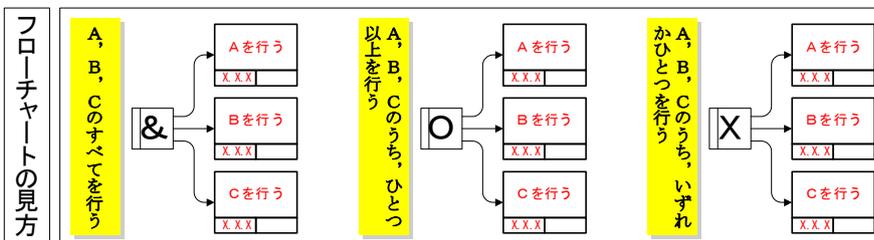
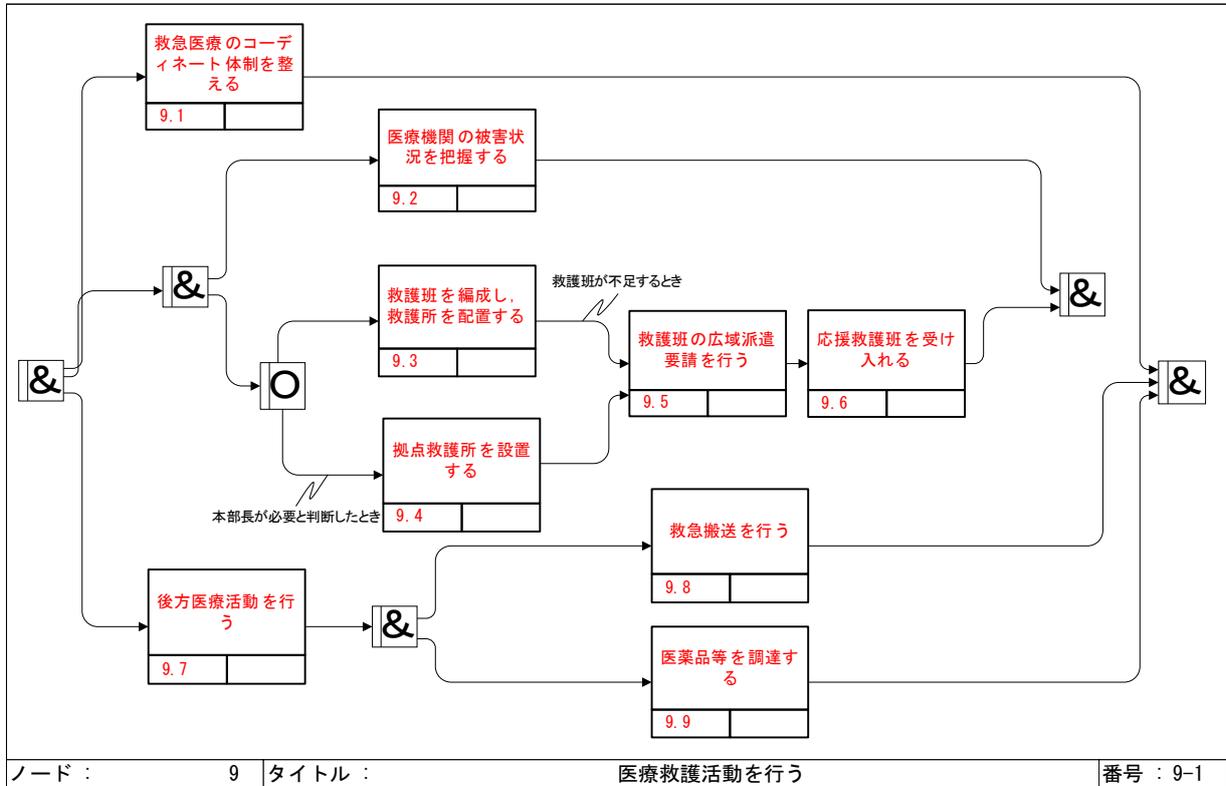
■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
9.1 救急医療のコーディネート体制を整える	救急医療調整チーム (保健福祉部)	(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組織する 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る
	区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施する
9.2 医療機関の被害状況を把握する	救急医療調整チーム (保健福祉部)	9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する
	区本部	9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する 9.2.4 地区医師会と連携し、医療機関の被害情報を把握する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	9.2.5 災害拠点病院と連絡を取り合い、逐次情報把握を行う 9.2.6 被災を免れた医療機関に、できるだけ患者受入れを要請する
9.3 救護班を編成し、救護所を配置する	区本部, 消防部	(1) 救護班の編成 9.3.1 救急医療調整チームに、随時救護班の派遣を要請する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	9.3.2 市立病院等に、随時救護班の派遣、救護所設置を指示する
	区本部, 市立病院等	9.3.3 指示に従い、救護班を編成し、派遣する 9.3.4 指示を待たず、救護班を編成し、派遣する 9.3.5 救護班の編成・派遣を救急医療調整チームに報告する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	(2) 救護班の派遣 9.3.6 車両の確保を行財政部に要請する
	区本部, 市立病院等	9.3.7 携行用資器材の調達を要請する
	区本部	(3) 救護所の設置 9.3.8 区本部(保健センター)近隣の公共施設に救護所を設置する 9.3.9 避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所を増設する 9.3.10 地域住民に対し、救護所設置の周知を図る
9.4 救護所を統括する拠点救護所を設置する	区本部, 市立病院等	9.3.11 救護班の活動を行う
	本部長	9.4.1 本部は、「京都御苑」「宝が池公園」「岡崎公園」「梅小路公園」「西京極総合運動公園」の5か所のうち、特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する準備を整える
	本部長	9.4.2 拠点救護所開設予定場所の調査を指示する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	本部長 (保健福祉部長)	9.4.3 調査に基づき、拠点救護所を開設する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	9.4.4 救急医療調整チームを派遣する。京都府・市・防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営する
9.5 救護班の広域派遣要請を行う	本部長 (保健福祉部長)	9.5.1 京都府と連携し、医療ボランティアへの応援要請を実施する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	9.5.2 本部長に対し、救護班の応援要請を要求する
	本部長 (保健福祉部長)	9.5.3 他の公共団体等に救護班の派遣を要請する
		9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する
	本部長	9.5.5 自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する
9.6 応援救護班を受け入れる	救急医療調整チーム (保健福祉部), 区本部	9.6.1 拠点救護所内に、受入窓口を設置する 9.6.2 派遣計画を作成する 9.6.3 宿泊施設, 食料, 飲料水の確保を図る 9.6.4 活動場所の指示, 調整体制を整備する 9.6.5 医薬品, 資器材等の配分, 調整体制を整備する 9.6.6 救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行う
9.7 後方医療活動を行う	災害拠点病院	(1) 災害拠点病院 9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う 9.7.2 他の医療機関に応援を要請する 9.7.3 救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する 9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う
	各医療機関	(2) 他の医療機関 9.7.5 入院患者, 外来患者等の安全の確保に万全を期す 9.7.6 医療機関相互の協力を実施する 9.7.7 災害拠点病院, 三次医療機関等に必要な応援を要請する
9.8 救急搬送を行う	救急医療調整チーム (保健福祉部)	(1) 一次搬送 9.8.1 災害拠点病院と一次搬送の調整を図る
	消防部	9.8.2 救急車により市内医療機関へ搬送する 9.8.3 軽傷者は, 最寄りの救護所や医療機関で応急手当を受けるよう指示する 9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する
	救急医療調整チーム (保健福祉部)	(2) 二次搬送 9.8.5 消防部及び災害拠点病院と二次搬送の調整を図る 9.8.6 医療機関が所有する患者搬送車で搬送を指示する
	保健福祉部, 消防部	9.8.7 搬送先, ヘリコプターの運行等に連携して対応する
	消防部	9.8.8 本市消防ヘリコプターで搬送する 9.8.9 他都市等の応援を要請する 9.8.10 本部長に対し必要な応援要請を要求する 9.8.11 関係機関と調整を行い, 航空管制等を実施する
9.9 医薬品等を調達する	救急医療調整チーム (保健福祉部)	(1) 備蓄医薬品等 9.9.1 備蓄医薬品を活用する (2) 医薬品等の調達 9.9.2 事前に協力を依頼している医薬品卸売業者に調達を要請する 9.9.3 京都府, 日本赤十字社, 他自治体, 厚生労働省に協力を要請する 9.9.4 拠点救護所内に災害時医薬品集積所を開設し, 集積及び配分調整を行う 9.9.5 災害時医薬品集積所での医薬品の取扱いを要請する (3) 医薬品等の搬送 9.9.6 状況に応じてバイク, 自転車等の有効な活用を図る 9.9.7 消防部, 自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する

応急対策項目	担当	分担内容
		(4) 輸血用血液製剤の確保 9.9.8 京都府及び日本赤十字社に供給の要請を行う

■ 対策の流れ



9.1 救急医療のコーディネイト体制を整える

(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート

- 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組織する（保健福祉部）
本部が設置され、総合的な救急医療活動が必要な場合には、保健福祉部長は、消防部長と連携して、救急医療の総合的なコーディネートを実施するために、本部内に救急医療調整チームを組織する。
- 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部）
救急医療調整チーム（保健福祉部）は、「災害時医療・救護活動指針」に基づき、京都府や関係機関との緊密な情報連絡を行い、総合的な救急医療コーディネートを実施する。
- 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部）
救急医療調整チーム（保健福祉部）は、必要に応じて関係機関の参加を求め、救急医療活動の調整を図る。

(救急医療調整チームの任務)

ア	医療救護、保健、防疫等に関する市民への広報、相談窓口の調整
イ	外部機関への応援要請及び受入れの調整（医療ボランティアを含む。）
ウ	後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請
エ	応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況、開設状況等の把握を含む。）

- オ 救急車，ヘリコプター等による緊急輸送の調整
- カ 救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成，活動場所の調整など）
- キ 医薬品，資器材等の広域調達に関する調整
- ク 拠点救護所における情報収集，連絡調整

(2) 区本部の救急医療コーディネート

- 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施する（区本部）
 各区本部は，管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施するとともに，下記の活動を実施し，救急医療調整チームに状況の報告を逐次行うものとする。

（区本部の任務）

- ア 人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集，地区医師会との連携のもとに医療機関等の被害状況の把握
- イ 救護班の受入れ及び編成
- ウ 救護所の設置
- エ 医薬品，資器材等の調達配分に関する調整
- オ 医療救護，保健，防疫等に関する市民への相談，広報，広聴

9.2 医療機関の被害状況を把握する

- 9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，京都府及び消防部長と連携して，京都府救急医療情報システム等による重傷患者等の受入れ可能な医療機関の把握を実施するものとする。
- 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，京都府医師会等医療関係団体に要請して，医療機関の被害情報を入手する。
- 9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する（区本部）
 区本部は，区内の人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集を行う。
- 9.2.4 地区医師会と連携し，医療機関の被害情報を把握する（区本部）
 区本部は，地区医師会との連携のもとに，区内の医療機関等の被害状況を把握する。
- 9.2.5 災害拠点病院と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，災害拠点病院と緊密な連絡を取り合い，逐次状況の把握に努めるものとする。
- 9.2.6 被災を免れた医療機関に，できるだけ患者受入れを要請する（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，被災を免れた医療機関には，可能な限りにおいて患者等の受入れを実施するよう要請する。

9.3 救護班を編成し，救護所を配置する

救急医療調整チームは，災害現場への救護班の派遣が必要と判断し，かつ，市立病院，京北病院，桃陽病院及び各区本部による救護班の編成，出勤が可能と判断した場合は，以下の手続で救護班の編成，救護所の配置を行う。

(1) 救護班の編成

- 9.3.1 救急医療調整チームに，随時救護班の派遣を要請する（区本部，消防部）
 ア 区本部長は，救護班が不足する場合には，救急医療調整チームに救護班の派遣を要請する。
 イ 消防部長は，災害現場等の状況により，救護班が必要な場合は，救急医療調整チームに救護班の派遣を要請する。
- 9.3.2 市立病院等に，随時救護班の派遣，救護所設置を指示する（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，区本部等の要請に基づき，随時，各区本部，市立病院等に救護班の派遣を指示し，救護所の設置を指示する。
- 9.3.3 指示に従い，救護班を編成し，派遣する（区本部，市立病院等）
 各区本部長，市立病院等の長は，救急医療調整チームの指示に基づき，救護班を編成し，救護所を設置する。

(京都市の救護班1個班の編成)

医師	1名
保健師又は看護師	2名
事務員	1名
自動車操作要員	1名

- 9.3.4 指示を待たず、救護班を編成し、派遣する（区本部，市立病院等）
 急を要する場合は，各区本部長，市立病院等の長は，救急医療調整チームの指示を待たず，救護班を編成し，救護所を設置することができる。
- 9.3.5 救護班の編成・派遣を救急医療調整チームに報告する（区本部，市立病院等）
 救急医療調整チームの指示なく救護班の編成，救護所の設置を行った場合は，その旨を速やかに救急医療調整チームに報告する。

(2) 救護班の派遣

- 9.3.6 車両の確保を行財政部に要請する（保健福祉部）
 救急医療調整チーム（保健福祉部）は，救護班の輸送及び医薬品，資器材等の搬送のための交通手段が不足する場合は，行財政部に車両の確保を要請し，その調達を図るものとする。
- 9.3.7 携行用資器材の調達を要請する（区本部，市立病院等）
 医療班が携行する資器材は，概ね資料3-9-1のとおりとする。携行資器材は，区本部，市立病院等から必要に応じ補給し，不足する場合は，救急医療調整チームへ必要な医薬品，資器材等の調達を要請する。

- ※ 資料3-9-1 救急医薬品セット
 資料3-9-2 医薬品及び医療器材の調達先

(3) 救護所の設置

- 9.3.8 区本部近隣の公共施設に救護所を設置する（区本部）
 各区本部長は，災害発生の初期段階においては，あらかじめ選定する区本部近隣の公共施設等に救護所を設置する。
- 9.3.9 避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所を増設する（区本部）
 各区本部長は，応援救護班が到着しだい，順次，避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所を増設していくものとする。
- 9.3.10 地域住民に対し，救護所設置の周知を図る（区本部）
 各区本部長は，救護所を設置した場合は，地域住民に対し，救護所設置の周知を図るものとする。

(救護所の設置)

ア 設置基準 (ア) 現地医療機関が被災し，現地医療機関では対応が困難な場合 (イ) 患者が多数で，現地医療機関だけでは対応が困難な場合 (ウ) 交通機関の途絶のため，患者の搬送等が困難で，被災地での応急的な対応が必要な場合 イ 日本赤十字仮設救護所の設置場所 区本部長と協議のうえ，日本赤十字社の仮設救護所を開設する。

- 9.3.11 救護班の活動を行う（区本部，市立病院等）
 救護所に派遣された救護班は，次の活動を行う。

(救護班の業務)

ア 傷病者に対する応急処置（診察，応急治療，投薬など） イ トリアージ（傷病者の重傷度・緊急度の判定，搬送の要否及び搬送順位の決定） ウ 助産救護 エ 死亡の確認
--

9.4 救護所を統括する拠点救護所を設置する

「災害時医療・救護活動指針」に基づき，「京都御苑」「宝が池公園」「岡崎公園」「梅小路公園」「西京極総合運動公園」の5か所に，次の手順で拠点救護所を設置し，運営する。

- 9.4.1 本部は、指針に定めた候補地5か所のうち、特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する準備を整える。(本部長)
- 9.4.2 本部は、関係部に対し、拠点救護所開設予定場所の調査を指示する。(本部長)
- 9.4.3 本部は、調査に基づき、拠点救護所を開設し、救急医療調整チームを派遣する。(本部長(保健福祉部長))
- 9.4.4 拠点救護所は、京都府、京都市、防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営する。(保健福祉部)

(拠点救護所の機能)

◎救護活動の拠点：医師、看護師などの要員の把握と手配、医療ボランティアの受付窓口、ヘリコプターによる後方搬送 ◎各救護所の統括：各救護所で必要となる物資の調達及び配分、各救護所の情報把握など ◎災害対策本部との調整：情報収集、伝達など

(救急医療調整チームを含む混成チームの任務)

ア 医療チームの手配 イ 傷病者情報の把握、傷病者の搬送(ヘリコプターによる後方搬送等) ウ 必要な物資の調達 エ ボランティアの手配、配置 オ 各種情報の把握、災害対策本部との連絡 カ 各救護所との連絡調整

9.5 救護班の広域派遣要請を行う

災害により多数の負傷者が発生し、災害現場又は市内医療機関、避難所等の救護所において、医師、看護師等が不足する場合には、「災害時医療・救護活動指針」に基づき、拠点救護所を通じて、速やかに京都府、他都市、日本赤十字社、京都府医師会等に対して救護班の応援要請を実施する。

- 9.5.1 京都府と連携し、医療ボランティアへの応援要請を実施する(本部長(保健福祉部長))
 本部長(保健福祉部長)は、災害の状況により必要と認められるときは、京都府と連携して、医療ボランティアによる応援の要請を実施する。

対応については、広域応援救護班に準じるものとする。ただし、受入れに際しては、医療ボランティア団体等との調整及び医師等の資格に留意するものとする。

⇒ 24 ボランティアと連携協力する

- 9.5.2 本部長に対し、救護班の応援要請を要求する(保健福祉部)
 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、本部長に対して救護班の広域派遣要請を要求する。
 なお、急を要すると認められる場合は、保健福祉部長自らが所管業務に関する広域派遣要請を行う。
 救急医療調整チームは、要請後直ちに関係機関と連携して受入体制を整える。

(要請の内容)

ア 必要な医師、看護師等の人数 イ 必要とする診療科目 ウ 派遣が必要な期間 エ 医薬品、資器材等の種類、数量 オ 受入条件(宿泊施設、食料、飲料水等の確保状況、原則として自己完結型を要請)

- 9.5.3 他の公共団体等に救護班の派遣を要請する(本部長(保健福祉部長))
 本部長は、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、救護班の派遣を要請するとともに、その他の自治体等に対しては、京都府知事に要請し、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

- ※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
- ※ 資料3-5-12 19大都市災害時相互応援に関する確認書(衛生主管部局)

- 9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する(本部長(保健福祉部長))
 本部長は、京都府を通じ日本赤十字社京都府支部、国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに、京都府医師会に対し、「災害医療救護活動に関する協定」に基づく必要な応援を要請する。
 なお、日本赤十字社は、災害初期の状況によっては、自らの判断に基づき救護班を派遣することがある。その場合、救急医療調整チームは、直ちに日本赤十字社京都府支部、国公立病院等と連携し、

受入体制を整える。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

※ 資料3-9-3 災害医療救護活動に関する協定・実施細目

資料3-9-4 集団救急事故に伴う医師等の協力に関する協定・実施細目

9.5.5 自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する（本部長）

本部長は、自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

9.6 応援救護班を受け入れる

応援要請によって派遣された救護班又はボランティア等の独自の判断で参集した医師、看護師等に対しては、各区本部長及び救急医療調整チームが受入れの調整を行い、救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行うものとする。

9.6.1 拠点救護所内に受入窓口を設置する（保健福祉部，区本部）

拠点救護所に応援救護班の受入窓口を設置し，開設する。

9.6.2 派遣計画を作成する（保健福祉部，区本部）

派遣計画（派遣先，派遣医師及び看護師の人数，診療科目等）を作成する。

9.6.3 宿泊施設，食料，飲料水の確保を図る（保健福祉部，区本部）

原則として，自己完結型の対応を要請するが，状況に応じて，宿泊施設，食料，飲料水の確保等の必要な対応を実施する。

9.6.4 活動場所の指示，調整体制を整備する（保健福祉部，区本部）

応援救護班に対する活動場所の指示，調整体制を整備する。

9.6.5 医薬品，資器材等の配分，調整体制を整備する（保健福祉部，区本部）

応援救護班に対する医薬品，資器材等の配分，調整体制を整備する。

9.6.6 救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行う（保健福祉部，区本部）

応援救護班に対する救護班編成及び派遣先や業務の指示を行う

9.7 後方医療活動を行う

(1) 災害拠点病院

9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う（災害拠点病院）

災害拠点病院は，入院患者，外来患者等の安全の確保に万全を期するとともに，他の医療機関等との連携のもと，他の医療機関等での対応が困難な重篤患者等の受入れを行い，救命医療を実施する。

また，その場合，救急医療調整チームは，京都府，日本赤十字社，京都府医師会等と連携し，必要な対策を実施する。

(災害拠点病院の活動)

基幹災害医療センター 京都第一赤十字病院

地域災害医療センター 京都市立病院

災害拠点病院は，入院患者，外来患者等の安全の確保に万全を期するとともに，下記の活動を実施する。

ア 災害時に多発する重篤救急患者の救命治療

イ 患者等の受入れ，治療及び広域搬送

ウ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

エ その他救急医療に関する措置

9.7.2 他の医療機関に応援を要請する（災害拠点病院）

災害拠点病院は，医師や医薬品，資器材等が不足する場合には，他の医療機関等に必要な応援を要請する。

9.7.3 救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する（災害拠点病院）

災害拠点病院は，医師や医薬品，資器材等が不足する場合には，救急医療調整チームに対し，広域的な応援の要請を依頼する。

9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う（災害拠点病院）

災害拠点病院は，本市内での対応が困難な場合には，市外の医療機関への搬送の調整を行うとともに

に、搬送等において、ヘリコプターの活用等が必要な場合は、救急医療調整チームに要請する。
⇒ 9.7 救急搬送を行う

(2) 他の医療機関

9.7.5 入院患者、外来患者等の安全の確保に万全を期す（各医療機関）

各医療機関は、地震後、できるだけ早期に医療機能の回復を図り、入院患者、外来患者等の安全の確保に万全を期す。

※ 資料3-9-5 市内病院及び病床数一覧表

9.7.6 医療機関相互の協力を実施する（各医療機関）

各医療機関は、施設の被害や大量の患者等により個々の対応が困難な場合においては、医療機関相互間の協力を実施する。

9.7.7 災害拠点病院、三次医療機関等に必要な応援を要請する（各医療機関）

各医療機関は、施設の被害や大量の患者等により個々の対応が困難な場合においては、災害拠点病院、三次医療機関等に対し必要な応援を要請する。

9.8 救急搬送を行う

(1) 一次搬送

9.8.1 災害拠点病院と一次搬送の調整を図る（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、災害現場や救護所等で、救急隊又は救護班がトリアージした負傷者を医療機関へ搬送し、治療する必要がある場合、災害拠点病院と調整を図る。

9.8.2 救急車により市内医療機関へ搬送する（消防部）

消防部は、原則として一次搬送を優先して、トリアージした負傷者を救急車により市内医療機関へ搬送する。ただし、山間部や道路交通の確保が困難な地域においては、一次搬送においても、ヘリコプターによる搬送を実施することがある。

⇒ 8.4.4 航空機隊の活動を行う

9.8.3 軽傷者は、最寄りの救護所や医療機関で応急手当を受けるよう指示する（消防部）

消防部は、大規模な災害時には、軽傷者等については、原則として個人で最寄りの救護所や医療機関での応急手当を受けるよう指示する。また総合企画部等と連携し、避難所等において広報する。

9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する（消防部）

消防部は、本市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 8.2 震災活動の体制を確立する

(2) 二次搬送

9.8.5 消防部及び災害拠点病院と二次搬送の調整を図る（保健福祉部）

市内の医療機関では対応が困難な傷病者で、二次搬送（市内医療機関から市外の医療機関への搬送）の必要があるときは、救急医療調整チーム（保健福祉部）は、消防部長及び各災害拠点病院等との調整を図り、市外の医療機関（災害拠点病院等）への転送に係る必要な調整を実施する。

9.8.6 医療機関が所有する患者搬送車で搬送を指示する（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、原則として、医療機関が所有する患者搬送車を用いて二次搬送を行うよう指示する。

9.8.7 搬送先、ヘリコプターの運行等に連携して対応する（保健福祉部、消防部）

救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先及びヘリコプターの運行等について、保健福祉部長及び消防部長が連携して対応する。

9.8.8 本市消防ヘリコプターで搬送する（消防部）

消防部は、本市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。

⇒ 8.4.4 航空機隊の活動を行う

※ 資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表

資料3-9-6 京都府及び近隣府県の三次救急医療機関及び臨時ヘリポート

9.8.9 他都市等の応援を要請する（消防部）

消防部長は、本市消防ヘリコプターのみでは対応が困難な場合においては、大規模特殊災害時にお

ける広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

※ 資料3-5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

9.8.10 本部長に対し必要な応援要請を要求する（消防部）

消防部長は、自衛隊や警察機関が所有するヘリコプターの活用を図る必要がある場合については、本部長に各機関に対し必要な応援を要請するよう要求する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する（消防部）

応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長及び関係機関が調整を行い運用する。

9.9 医薬品等を調達する

(1) 備蓄医薬品等

9.9.1 備蓄医薬品を活用する（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、救護班の携行医薬品、資器材等に本市備蓄医薬品、資器材の活用を図る。

※ 資料3-9-7 医療、衛生器材及び医薬品の在庫表

(2) 医薬品等の調達

9.9.2 事前に協力を依頼している医薬品卸売業者に調達を要請する（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、事前に協力を依頼している医薬品卸売業者へ調達を要請する。

※ 資料3-9-2 医薬品及び医療器材の調達先

9.9.3 京都府、日本赤十字社、他自治体、厚生労働省に協力を要請する（保健福祉部）

本市で医薬品、資器材の調達が困難な場合には、保健福祉部長（救急医療調整チーム）は、京都府、日本赤十字社、他自治体、厚生労働省に協力を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

9.9.4 拠点救護所内に災害時医薬品集積所を開設し、集積及び配分調整を行う（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、大量の医薬品等の調達が必要な場合には、拠点救護所内に災害時医薬品集積所（仮称）を開設し、集積及び配分調整を行うものとする。

9.9.5 災害時医薬品集積所での医薬品の取扱いを要請する（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、災害時医薬品集積所における医薬品等の取扱いについて、京都府及び京都府薬剤師会等に協力を要請する。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

(3) 医薬品等の搬送

9.9.6 状況に応じてバイク、自転車等の有効な活用を図る（保健福祉部）

災害時医薬品集積所から区本部、救護所、医療機関等への医薬品の搬送は、状況に応じてバイク、自転車等の有効な活用を図る。

9.9.7 消防部、自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、緊急を要する医薬品等の運搬に際しては、消防、自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

(4) 輸血用血液製剤の確保

9.9.8 京都府及び日本赤十字社に供給の要請を行う（保健福祉部）

救急医療調整チーム（保健福祉部）は、緊急に大量の血液が必要になる場合は、京都府及び日本赤十字社に供給の要請を行う。

第10節 輸送活動計画

(10 輸送活動を実施する)

■ 基本方針

災害時には、必要な人員及び物資を迅速に輸送し、被災者の救援、被災施設等の復旧を行う必要がある。このため、陸上及び空の輸送ルート確保、車両等輸送力の確保を速やかに実施する。

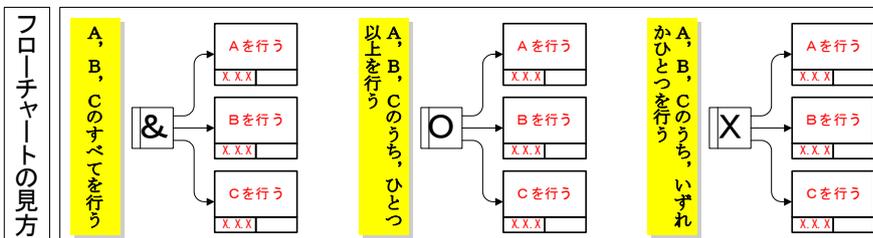
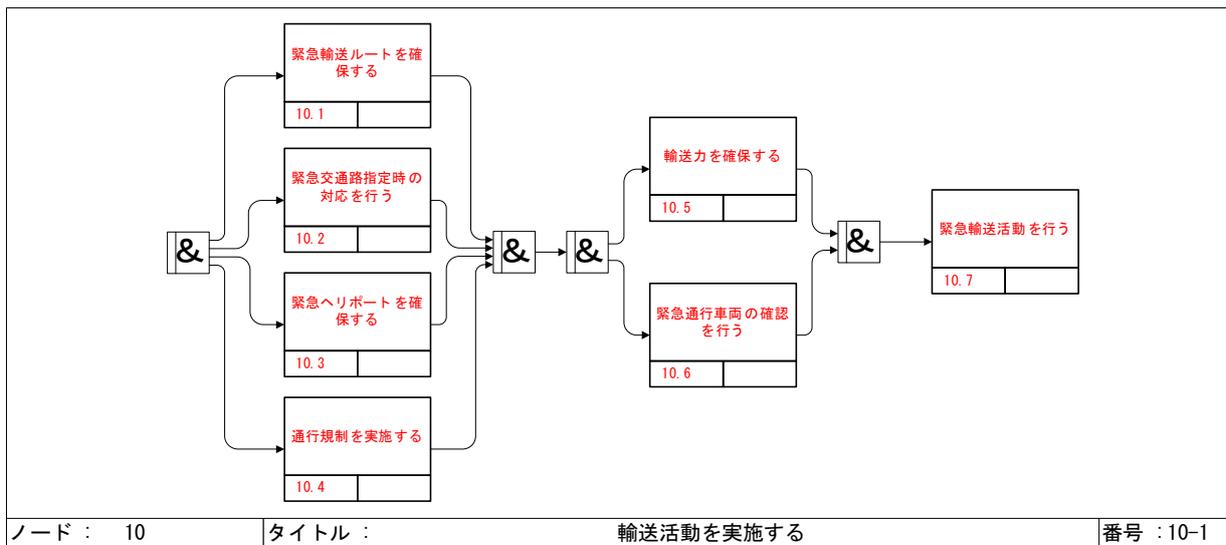
緊急輸送は、災害時の輸送機能の低下に加え、同時に大量の緊急輸送需要が発生することを踏まえ、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して実施する。

■ 実施責任者 : 各部長, 区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
10.1 緊急輸送ルートを確保する	建設部等道路管理者	10.1.1 道路被災状況等を把握する 10.1.2 応急通行可能とする措置をとる 10.1.3 啓開路線を選定する 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する 10.1.5 啓開路線の選定結果を本部長に報告する 10.1.6 道路障害物の除去及び応急補修工事を行う
10.2 緊急交通路指定時の対応を行う	京都府警察	10.2.1 緊急交通路を指定する 10.2.2 緊急交通路指定を関係自治体に連絡する
	本部長	10.2.3 緊急輸送道路ネットワーク等の重点的交通規制を京都府警察に要請する
	本部事務局	10.2.4 緊急交通路指定を各部等に連絡する
	総合企画部	10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る
10.3 緊急ヘリポートを確保する	本部事務局	10.3.1 緊急ヘリポートの選定を協議する 10.3.2 緊急ヘリポートを選定する 10.3.3 緊急ヘリポート選定を連絡する
	各部	10.3.4 緊急ヘリポートを活用する
10.4 通行規制を実施する	建設部等道路管理者, 京都府警察	10.4.1 通行規制を行う
	建設部等道路管理者	10.4.2 警察署, 消防署に報告する 10.4.3 本部, 関係区本部に報告する
10.5 輸送力を確保する	各部, 区本部	(1) 車両の確保 10.5.1 所管車両等を使用する 10.5.2 本部長に車両等の調達を要請する 10.5.3 特殊用途車両を調達する
		10.5.4 行財政部長に車両の配車を指示する
		10.5.5 庁舎管理課所管車両の配車を行う
	本部長	10.5.6 行財政部長に車両の借上げを指示する
	行財政部	10.5.7 車両の借上げを行う
	本部長	(2) 応援要請 10.5.8 京都府トラック協会に車両の派遣を要請する 10.5.9 他の公共団体等に協力を要請する
	各部, 区本部	(3) 燃料の確保 10.5.10 契約給油業者から燃料を確保する
10.5.11 市内の給油業者に協力を依頼する		
10.6 緊急通行車両の確認を行う	各部, 区本部	10.6.1 届出済証及び緊急通行車両確認申請書を提出する 10.6.2 緊急通行車両確認申請書及び必要書類を提出する 10.6.3 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受け る 10.6.4 調達車両の届出・確認を行う
10.7 緊急輸送活動を行う	各部, 区本部	10.7.1 第1段階の緊急輸送を実施する 10.7.2 第2段階の緊急輸送を実施する 10.7.3 第3段階の緊急輸送を実施する

■ 応急対策の流れ



10.1 緊急輸送ルートを確認する

災害による被害が発生した場合は、応急対策に必要な人員及び物資を迅速に輸送するため、緊急輸送ルートを確認する。

10.1.1 道路被災状況等を把握する（建設部等道路管理者）

建設部等道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路及び緊急交通路候補路線を中心に、速やかに道路パトロールを実施し、道路の被災状況等を把握する。

※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図

資料3-10-1 緊急交通路候補路線（京都市域）

10.1.2 応急通行可能とする措置をとる（建設部等道路管理者）

道路が損傷し、又は道路上の障害物等により通行不能になった場合、建設部等道路管理者は、速やかに応急的に通行可能とする措置、又は、道路障害物の除去及び応急補修工事を行うものとする。

⇒ 16 障害物を除去する

10.1.3 啓開路線を選定する（建設部等道路管理者）

建設部等道路管理者は、他の道路管理者、京都府警察、消防部等と協議、連携し、概ね次の基準により啓開路線を選定する。

（啓開路線候補）

- ア 緊急交通路候補路線
- イ 緊急輸送道路（第1次～第3次）
- ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線

10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する（建設部等道路管理者）

建設部等道路管理者は、緊急交通路候補路線の被害状況が著しく、道路啓開に長時間を要すると判断する場合は、代替緊急交通路を判断し、その情報を京都府警察に提供する。

10.1.5 啓開路線の選定結果を本部長に報告する（建設部等道路管理者）

建設部等道路管理者は、啓開路線を選定した場合は、その選定結果を速やかに本部長に報告する。

10.1.6 道路障害物の除去及び応急補修工事を行う（建設部等道路管理者）

建設部等道路管理者は、啓開路線を対象として重点的な道路障害物の除去及び応急補修工事を実施する。

⇒ 16 障害物を除去する

10.2 緊急交通路指定時の対応を行う

京都府警察により緊急交通路が指定され、災害対策基本法に基づく交通規制が実施される場合、本市各部等は迅速に指定情報を把握し、必要な緊急輸送体制をとる。

10.2.1 緊急交通路を指定する（京都府警察）

京都府警察は、道路管理者等と協議のうえで、被災の状況を踏まえて「緊急交通路」を指定する。

また、緊急輸送活動を迅速、確実に実施するため、道路交通法、災害対策基本法等に基づく必要な交通規制を実施し、緊急輸送道路ネットワークを中心に道路交通の確保を行うものとする。

なお、警察関係機関の交通規制計画は、「第11節 災害警備・交通規制計画」に示す。

⇒ 11.2 交通規制を行う

※ 資料3-10-1 緊急交通路候補路線（京都市域）

10.2.2 緊急交通路指定を関係自治体に連絡する（京都府警察）

京都府警察は、緊急交通路を指定したときは、関係自治体に連絡する。

10.2.3 緊急輸送道路ネットワーク等の重点的交通規制を京都府警察に要請する（本部長）

本部長は、必要に応じ、緊急交通路以外の緊急輸送道路ネットワーク等の必要な道路についても重点的に交通規制を実施するよう、京都府警察に要請する。

※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図

10.2.4 緊急交通路指定を各部等に連絡する（本部事務局）

本部事務局は、京都府警察から緊急交通路指定の連絡があった場合、これを各部等に連絡する。

10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る（総合企画部）

総合企画部は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。

⇒ 4.2 一般広報を行う

10.3 緊急ヘリポートを確保する

10.3.1 緊急ヘリポートの選定を協議する（本部事務局）

災害の状況により、ヘリコプターによる輸送が必要であると判断される場合は、本部事務局は、消防部、京都府警察、自衛隊等の関係機関と緊急ヘリポート選定の協議を行う。

10.3.2 緊急ヘリポートを選定する（本部事務局）

本部事務局は、関係機関との協議に基づき、あらかじめ選定した予定地の中から、被災状況等を踏まえ、緊急ヘリポートを選定する。

（緊急ヘリポートの種類）

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 応援航空隊の集結用緊急ヘリポート |
| イ | 救急患者の搬送用緊急ヘリポート |
| ウ | 緊急物資、要員等の輸送用緊急ヘリポート |
| エ | 自衛隊の活動拠点用緊急ヘリポート |

※ 資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表

10.3.3 緊急ヘリポート選定を連絡する（本部事務局）

本部事務局は、緊急ヘリポートを選定した場合、直ちに関係機関にその旨を連絡する。

10.3.4 緊急ヘリポートを活用する（各部）

ヘリコプターによる緊急輸送を行う部等は、消防部、京都府警察、自衛隊等航空機を活用する機関と調整チームを設け、連携して実施する。

10.4 通行規制を実施する

10.4.1 通行規制を行う（建設部等道路管理者、京都府警察）

ア 道路管理者及び京都府警察は、地震災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、密接な連絡のもと速やかに必要な規制を行う。

- ※ 資料3-10-2 交通・通行規制の実施責任者
- 資料3-10-3 通行禁止区域等における措置命令
- 資料3-10-4-1 西日本高速道路株式会社の通行規制等の基準
- 資料3-10-4-2 阪神高速道路株式会社の通行規制等の基準

イ 建設部は、京都市又は京都市長が管理する道路のうち、道路及びその周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合は、規制を行う。

(通行規制標識等の表示)

ア 道路の通行止めに当たっては道路標識をもって表示する。 イ 通行注意に当たっては標識をもって標示する。 ウ 通行規制の対象区間及び期間並びに理由を明示する。

- 10.4.2 警察署、消防署に報告する（建設部等道路管理者）
建設部等道路管理者は、道路通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署長及び消防署長に対し規制を実施した旨報告する。
- 10.4.3 本部、関係区本部に報告する（建設部等道路管理者）
建設部等道路管理者は、道路通行規制を実施した場合は、直ちに本部及び関係区本部に報告する。
- ※ 資料3-10-5 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧表

10.5 輸送力を確保する

緊急輸送の実施に当たっては、災害応急対策を実施する各部等が、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の状況等を勘案し、概ね次の方法により適切な輸送力を確保する。

(1) 車両の確保

- 10.5.1 所管車両等を使用する（各部、区本部）
緊急輸送を要する各部等は、それぞれの所管車両等を第一次的に使用する。
なお、各部等の職員は、応急対策活動を実施するための移動等に当たっては、公共交通機関及び道路交通が十分機能しない場合においても、バイク、自転車又は徒歩により速やかに行うものとする。
- 10.5.2 本部長に車両等の調達を要請する（各部、区本部）
緊急輸送を要する各部等が所管車両に不足を生じる場合は、本部長に次の輸送条件を明示して車両等の調達を要請するものとする。

(車両調達要請時に明示する輸送条件)

ア 輸送区間又は借上期間 イ 輸送量及び車両又は舟艇等の台数等 ウ 集合の場所及び日時 エ その他の条件

- 10.5.3 特殊用途車両を調達する（各部、区本部）
各部等の長は、特殊用途に供する車両を調達する必要があると判断される場合、各部等において、民間企業等の車両の借上げを要請するものとする。
- 10.5.4 行財政部長に車両の配車を指示する（本部長）
本部長は、各部等から車両調達の要請があった場合、行財政局所管車両の配車を行財政部長に指示するものとする。
なお、本部長は、必要があると認められるとき、交通部長に対して、市職員等応急対策活動に従事する者の輸送手段の確保を指示する。
⇒ 26-1.3 バス輸送力を確保する
⇒ 26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う
- 10.5.5 庁舎管理課所管車両の配車を行う（行財政部長）
行財政部長は、本部長から車両の配車の指示があった場合、行財政局所管車両の配車を行う。配車に当たっては、「10.7 緊急輸送活動を行う」に示される段階的緊急輸送計画に基づき、適切に配置するものとする。
⇒ 10.7 緊急輸送活動を行う
- 10.5.6 行財政部長に車両の借上げを指示する（本部長）

本部長は、本市保有車両等のみでは災害応急対策を実施することが困難な場合には、行財政部長に対し、車両等の借上げを指示する。

10.5.7 車両の借上げを行う（行財政部）

行財政部は、本部長の指示に基づき、各部等が要請する車両等（特殊用途車両等を除く。）を取りまとめ借上げを行う。調達した車両等は、「10.7 緊急輸送活動を行う」に示される段階的緊急輸送計画に基づき、適切に配置するものとする。

⇒ 10.7 緊急輸送活動を行う

(2) 応援要請

10.5.8 京都府トラック協会に車両の派遣を要請する（本部長）

本部長は、行財政部による車両等借上げによっても、なお不足を生じる場合は、本部事務局に対し、京都府トラック協会に車両の派遣要請を行うよう指示する。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

※ 資料3-10-6 災害時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書

10.5.9 他の公共団体等に協力を要請する（本部長）

ア 京都府及び他の市町村に対する応援協力要請等

本部長は、市内で車両の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で確保することが効果的な場合は、本部事務局に対し、他の公共団体等に対する応援協力の要請を行うよう指示する。なお、車両等の調達と併せて、必要に応じて当該輸送活動に伴う必要な人員等についても派遣要請するものとする。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

イ JR西日本その他私鉄各社等に対する応援協力要請

本部長は、道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保した場合において鉄道又は軌道によって輸送することが適当であると認めた場合には、本部事務局に対し、JR西日本又はその他の交通機関に協力を要請するよう指示する。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

ウ 自衛隊に対する派遣要請

本部長は、災害の状況又は規模等により適当と認めた場合には、自衛隊の派遣要請を行う。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

(3) 燃料の確保

10.5.10 契約給油業者から燃料を確保する（各部、区本部）

各部等は、通常の契約給油業者を通じて燃料を確保するものとするが、これにより確保できない場合、行財政部に対して燃料の調達を要請する。

10.5.11 市内の給油業者に協力を要請する（行財政部）

行財政部は、各部等からの燃料調達の要請に基づき、市内の給油業者に協力を要請する。

※ 資料3-29-1 災害時の支援活動等における相互協力に関する協定（京都府石油商業組合）

10.6 緊急通行車両の確認を行う

災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市所有の車両については所管する各部等の長が、市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ次の要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

10.6.1 届出済証及び緊急通行車両確認申請書を提出する（各部、区本部）

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われるため、確認申請においては、届出済証を提出するとともに、緊急通行車両確認申請書に必要事項を記載する。

10.6.2 緊急通行車両確認申請書及び必要書類を提出する（各部、区本部）

災害発生後に届出を行う車両については、緊急通行車両確認申請書及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、交通規制課長等に提出する。

10.6.3 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける（各部、区本部）

緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章が交付される。

10.6.4 調達車両の届出・確認を行う（各部，区本部）

車両を調達する各部等の長は，他都市，民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての届出，確認手続を調達先において行うよう要請する。

- ※ 様式3-10-7 緊急通行車両確認申請書
- 様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書
- 様式3-10-9 緊急通行車両確認標章

10.7 緊急輸送活動を行う

災害時においては，通常の輸送機能が低下することに加え，同時に大量の緊急輸送需要が発生することが予想されるため，人員及び物資の輸送は，被害の状況，緊急度，重要度を考慮し，概ね次のとおり段階的に実施する。

※ 資料3-23-1 救助の程度，方法及び期間等の一覧表

（費用の基準）

<p>ア 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは，京都市の地域における国土交通省の許可料金以内とする。</p> <p>イ 官公署及び公共機関の所有する車両等の使用については，燃料費程度の費用とする。</p> <p>ウ 災害救助法が適用され，救助のため，次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは輸送費として通常の実費を支出することができる。</p> <p>なお，救助のための輸送費を支出する期間は，次の各号の救助を実施する期間とする。</p> <p>(ア) 災害にかかった者の避難</p> <p>(イ) 飲料水の供給</p> <p>(ウ) 救助用物資の整理配分</p> <p>(エ) 医療及び助産</p> <p>(オ) 災害にかかった者の救出</p> <p>(カ) 遺体の捜索及び処置</p>

10.7.1 第1段階の緊急輸送を実施する（各部，区本部）

第1段階の緊急輸送においては，以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

（第1段階の緊急輸送）

<p>ア 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員及び物資</p> <p>イ 消防，水防活動等災害の拡大防止のための必要な人員及び物資</p> <p>ウ 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資</p> <p>エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等</p> <p>オ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資</p>
--

10.7.2 第2段階の緊急輸送を実施する（各部，区本部）

第2段階の緊急輸送においては，第1段階の緊急輸送を続行するとともに，以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

（第2段階の緊急輸送）

<p>ア 食料，水等生命の維持に必要な物資</p> <p>イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</p> <p>ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p>
--

10.7.3 第3段階の緊急輸送を実施する（各部，区本部）

第3段階の緊急輸送においては，第2段階の緊急輸送を続行するとともに，以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

（第3段階の緊急輸送）

<p>ア 災害復旧に必要な人員及び物資</p> <p>イ 生活必需品</p>
--

第11節 災害警備・交通規制計画

(11 災害警備・交通規制等を実施する)

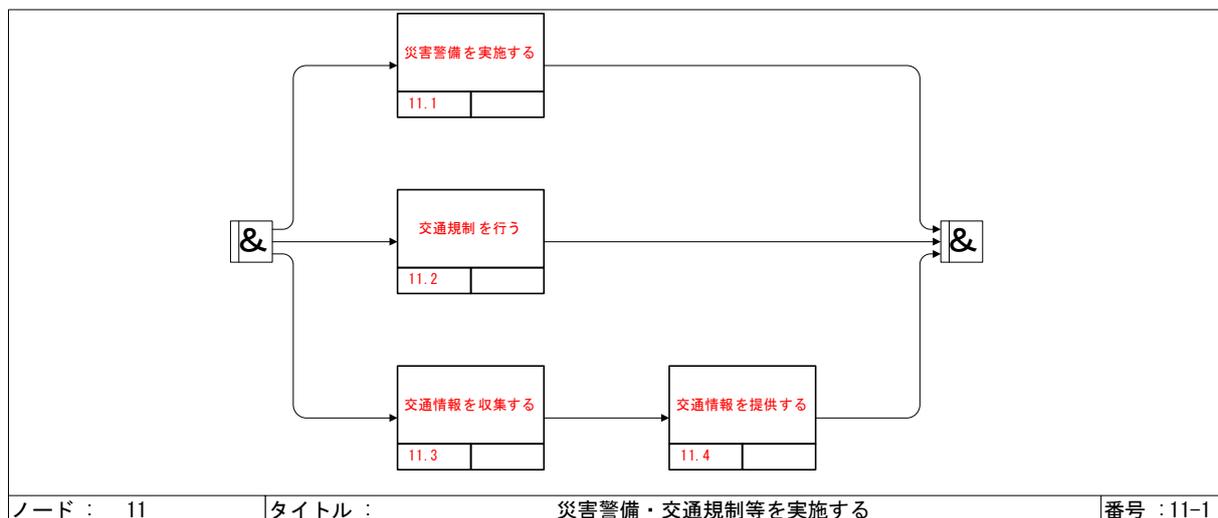
■ 基本方針

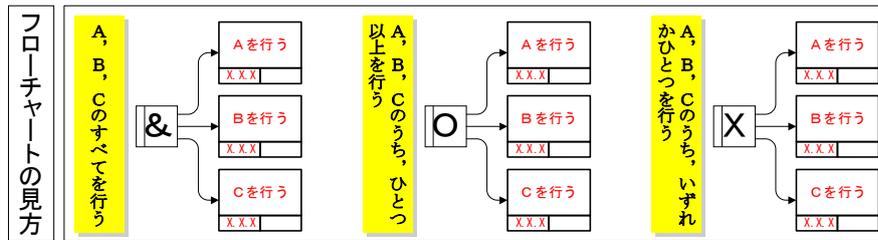
震災時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の渋滞等が発生するおそれがある。そのため、京都府警察の組織力を最大限に発揮して、応急対策を実施する防災関係機関と緊密に連携し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
11.1 災害警備を実施する	京都府警察	11.1.1 速やかに初動体制を確立するとともに実態を把握する 11.1.2 警備本部を設置する 11.1.3 警察における災害警備活動を実施する
11.2 交通規制を行う	京都府警察	11.2.1 道路の被害状況等を調査する 11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する 11.2.3 緊急交通路を指定し、災害対策基本法に基づく交通規制を行う 11.2.4 迂回路を指定する 11.2.5 災害対策基本法に基づく交通規制を解除する 11.2.6 道路交通法に基づく交通規制を実施する
11.3 交通情報を収集する	京都府警察	11.3.1 警察職員を派遣して現場視察を行う 11.3.2 交通障害状況、交通流動状況等の交通情報を収集する 11.3.3 交通障害事案の概況及び対策、復旧工事の見通しを報告させる 11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する 11.3.5 収集した情報を整理する
11.4 交通情報を提供する	京都府警察	11.4.1 テレビ、ラジオの各社に交通情報の放映、放送を依頼する 11.4.2 各新聞社に交通情報の掲載を依頼する 11.4.3 交通関係機関、団体等に交通情報を提供する 11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する 11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る

■ 対策の流れ





11.1 災害警備を実施する

11.1.1 速やかに初動体制を確立するとともに実態を把握する

府内において震度5強以上の地震が発生した場合は、警察職員は自所属に非常参集し、初動体制を確立するとともに、迅速に被災実態を把握する。

11.1.2 警備本部を設置する

府内において震度5強以上の地震が発生した場合は、警察本部に警察本部長を、各警察署に警察署長を長とする「警備本部」をそれぞれ設置し、警察における災害警備全般の総括指揮に当たるものとする。

11.1.3 警察における災害警備活動を実施する

被災者の救出救助及び避難誘導等、適切な災害警備活動を防災関係機関と連携を保ちながら実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

(災害警備活動の内容)

- ア 被災実態の把握
- イ 被災者の救出救助及び避難誘導
- ウ 遺体の検視、見分及びその身元の確認
- エ 行方不明者の捜索
- オ 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- カ 地震に関する広報
- キ 防災関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- ク その他災害警備に必要な警察活動

※ 資料3-11-1 災害情報等伝達系統図

11.2 交通規制を行う

11.2.1 道路の被害状況等を調査する

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、道路の被害状況等を調査する。

11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する

警察署長等は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路（緊急交通路候補路線等）に道路交通法に基づく交通規制を実施する。

(災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間の交通規制)

- ア 当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置する。
- イ 一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。

11.2.3 緊急交通路を指定し、災害対策基本法に基づく交通規制を行う

警察本部長は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案のうえ、速やかに、緊急交通路（区域又は区間を含む。以下同じ。）を指定し、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限（以下「災対法交通規制」という。）を実施する。

(災対法交通規制(交通量が多い場合))

- ア 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- イ 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないように広報する。
- ウ 道路の中央付近に放置された車両については、手段を尽くして道路の左側へ寄せる。
- エ 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所がある

ときは、道路上の車両をできるだけ移動させ、車道を確保するように努める。

オ 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適宜の措置をとる。

カ 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の傍受に努め、警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう広報する。

キ 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないよう指導する。

ク 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置をとる。

ケ 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

(災対法交通規制(交通量が少ない場合))

規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。

ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。

イ できるだけ多くの照明具を用いて、必要な広報を積極的に行う。

ウ 車両を用いて避難することが予想されるので、車両による避難は絶対にやめさせる。

(標示の設置)

ア 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両の通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第2条第1項に規定する標示を設置して行う。

イ 迂回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。

ウ 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

11.2.4 迂回路を指定する

警察本部長は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、迂回路を指定する。

11.2.5 災害対策基本法に基づく交通規制を解除する

警察本部長は、災対法交通規制後、人命救助等の災害応急対策が概ね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案のうえ、規制を解除する。

11.2.6 道路交通法に基づく交通規制を実施する

警察署長等は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を実施する。

11.3 交通情報を収集する

地震災害の発生に伴う交通障害事案が発生したときは、迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

11.3.1 警察職員を派遣して現場視察を行う

交通情報対象発生箇所へ警察職員を派遣し、現場視察を行う。

11.3.2 交通障害状況、交通流動状況等の交通情報を収集する

交通管制センターにおいては現場警察官又は道路管理者等から、定時又は不定時に交通障害状況、交通流動状況等の交通情報を収集する。

11.3.3 交通障害事案の概況及び対策、復旧工事の見通しを報告させる

府内各警察署、高速道路交通警察隊等から交通障害事案の概況及び当該事案の対策並びに復旧工事の見通しについて報告させる。

11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する

近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道及び京都市道の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努める。

11.3.5 収集した情報を整理する

収集した情報は、常に明確に把握できるように整理しておく。

11.4 交通情報を提供する

交通情報の広報については、交通規制の実施状況及び解除の見通し、迂回路、交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- 11.4.1 テレビ、ラジオの各社に交通情報の放映、放送を依頼する
テレビ、ラジオの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放映、放送を依頼する。
- 11.4.2 各新聞社に交通情報の掲載を依頼する
記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を掲載するよう依頼する。
- 11.4.3 交通関係機関、団体等に交通情報を提供する
京都府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体の運転者にその周知徹底方を依頼する。
- 11.4.4 交通情報板、広報車等により交通情報を広報する
交通情報板、広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。
- 11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する
住民からの交通情報の照会に対しては、直接又は電話応答装置などにより適切に回答する。
- 11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る
沿道住民、通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置、交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第12節 食料の供給計画

(12 食料を供給する)

■ 基本方針

避難所に避難した者、被災し自ら食料を確保できない者、災害応急対策に従事する者のうち食料供給の必要な者に対し、本食料供給計画に基づき食料を供給する。

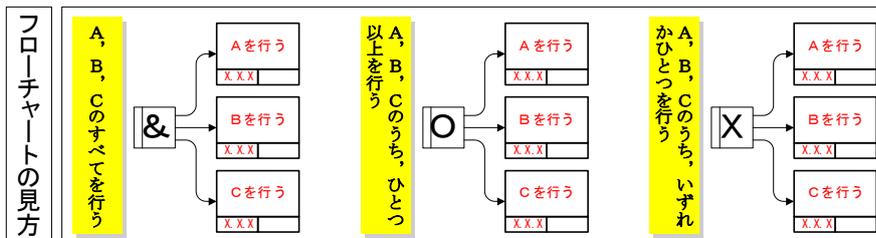
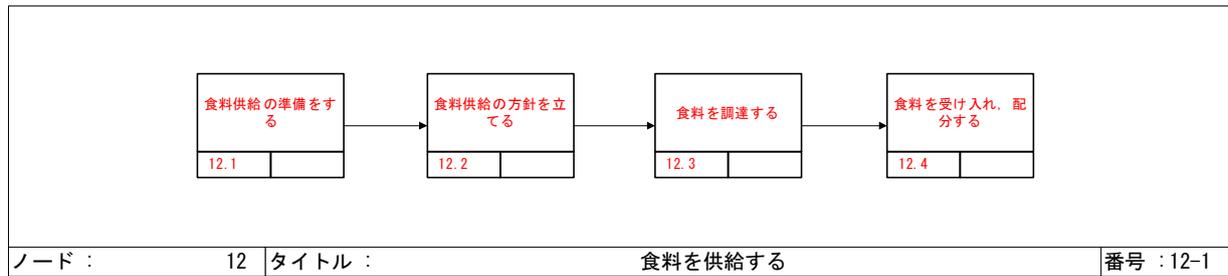
食料の供給においては、行政が主体となり、避難所運営協議会及び自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行い、特に要配慮者等に対する配給については、十分な配慮を行う。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
12.1 食料供給の準備をする	区本部	(1) 要給食者数の予測 12.1.1 区内の要給食者数を予測する
	各部・区本部	12.1.2 職員用の必要食料数を予測する
	産業観光部	12.1.3 全市の要給食者数を予測する
	区本部	(2) 食料調達体制の確立 12.1.4 食料調達体制を確立する
	各部・区本部	12.1.5 食料調達体制を確立する
	産業観光部	12.1.6 食料調達体制を確立する
12.2 食料供給の方針を立てる	区本部	(1) 要給食者数の把握 12.2.1 区内の要給食者数を把握する
	各部・区本部	12.2.2 職員の必要食料数を把握する
	産業観光部	12.2.3 市内の要給食者数を把握する
	産業観光部	(2) 食料供給方針の決定 12.2.4 備蓄食料の運用方針を決定する
	区本部	12.2.5 避難所における食料供給方針を立てる
	各部・区本部	12.2.6 各部等の食料供給方針を立てる
	産業観光部	12.2.7 全市的な食料供給方針を立てる
		(3) 関係機関との連携 12.2.8 中央卸売市場における流通確保措置を行う
		12.2.9 関係機関、関係団体等に市場経済の早期回復を要請する
	文化市民部	12.2.10 食品衛生に関し保健福祉部と協議する
文化市民部	(4) 物資集積・搬送拠点の開設 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する	
12.3 食料を調達する	区本部	(1) 食料の調達 12.3.1 避難所用の食料を調達する
	各部・区本部	12.3.2 職員用の食料を調達する
	行財政部	12.3.3 各部職員用の食料を調達する
	産業観光部	12.3.4 全市的な食料を調達する
	区本部	(2) 炊き出しの支援 12.3.5 炊き出しを支援する
12.4 食料を受け入れ、配分する	区本部	(1) 食料の受け入れ及び管理 12.4.1 避難所で食料を受け入れ、管理する
	文化市民部	12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する
		12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する
		12.4.4 備蓄食料を配送する
		12.4.5 職員用の食料を受け入れ、管理する
	行財政部	
	区本部	(2) 食料の配分 12.4.6 避難所の避難者に食料を配分する
	各部・区本部	12.4.7 在宅要給食者に食料を配分する
12.4.8 職員に食料を配分する		

■ 対策の流れ



12.1 食料供給の準備をする

災害時における食料の確保については、その重要性及び困難性を考慮し、遅滞なく着手しなければならない。災害初期において要給食者数を予測し、円滑な食料供給を目指す。

(1) 要給食者数の予測

12.1.1 区内の要給食者数を予測する（区本部）

区本部は、防災情報システムの被害想定及び調査員等による庁舎周辺の被害状況等により、要給食者数を予測する。

12.1.2 職員用の必要食料数を予測する（各部・区本部）

各部等は、防災情報システムの被害想定等により、自部等職員が行う活動等を推測し、必要となる食料数を予測する。

12.1.3 全市の要給食者数を予測する（産業観光部）

産業観光部は、防災情報システムの被害想定等により、市内の要給食者数を予測するとともに、本部に対して被災者数の確認を行う。

(2) 食料調達体制の確立

12.1.4 食料調達体制を確立する（区本部）

区本部は、区内及び近隣の小売業者等の営業状況を確認し、避難所用の食料調達、配送に必要な要員を確保する。

12.1.5 食料調達体制を確立する（各部・区本部）

各部等は、近隣の小売業者等の営業状況を確認し、職員用の食料調達、配送に必要な要員を確保する。

12.1.6 食料調達体制を確立する（産業観光部）

産業観光部は、協定締結業者や京都府、他都市等への食料調達要請の準備を行い、全市の食料調達に必要な体制を確立する。

12.2 食料供給の方針を立てる

(1) 要給食者数の把握

必要となる食料の種別及び数、配分等の食料供給方針を決定するため、要給食者数を把握する。

12.2.1 区内の要給食者数を把握する（区本部）

区本部は、避難者名簿及び在宅要給食者の調査結果等から区内の要給食者数を把握する。

⇒ 7.8.1 各避難所から報告される避難者数、避難者名簿を取りまとめる

12.2.2 職員の必要食料数を把握する（各部・区本部）

各部等は、自部等の職員が行う活動から、職員用として必要となる食料数を算出する。

12.2.3 市内の要給食者数を把握する（産業観光部）

産業観光部は、早期に要給食者数を把握し、調達が必要な食料数を推測したうえで、調達先への予告等迅速な調達のための措置を行う。

(2) 食料供給方針の決定

供給する食料には、備蓄食料、各部で調達する食料、全市規模で調達する食料等がある。要給食者数及び災害規模等により、供給する食料の種別及び供給手段等の方針を立てる。

12.2.4 備蓄食料の運用方針を決定する（産業観光部）

産業観光部は、要給食者数予測結果、各区の被害状況及び災害の状況等から、需要に対する早期の食料調達が困難と判断した場合には、備蓄食料を供給することとし、その運用方針を区本部及び文化市民部に伝達する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

12.2.5 避難所における食料供給方針を立てる（区本部）

区本部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給方針を立てる。

（区本部の食料供給方針の原則）

- | |
|---|
| ア 区本部において、区内及び近隣の小売業者等から食料を調達するものとするが、不足する場合には産業観光部長に調達を要請する。
イ 食料の調達に時間を要するおそれのある場合は、備蓄食料を積極的に運用する。
ウ 山間部等孤立した地域がある場合は、当該地域内の小売店舗等へ食料の供給を要請する。
エ 要配慮者に対しては、食料の内容及び優先順位について特に配慮する。 |
|---|

12.2.6 各部等の食料供給方針を立てる（各部・区本部）

各部等は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給方針を立てる。

（各部等の食料供給方針の原則）

- | |
|--|
| ア 各部において食料を調達するものとするが、不足する場合は、行財政部長に依頼する。
イ 食料の内容及び優先順位については、職員の業務内容（労働の程度及び労働時間等）に応じたものにするよう努める。 |
|--|

12.2.7 全市的な食料供給方針を立てる（産業観光部）

産業観光部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給計画を立てる。

（全市の食料供給方針の原則）

- | |
|---|
| ア 全市的な要給食者の分布状況に即した供給を行う。
イ 安定した供給を行う。
ウ 乳幼児に対する粉ミルク等特に配慮が必要な個別需要への対応を考慮する。 |
|---|

(3) 関係機関との連携

12.2.8 中央卸売市場における流通確保措置を行う（産業観光部）

中央卸売市場は、あらかじめ定めた計画により、その機能を継続するための措置を行うとともに、近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、青果物、水産物、食肉及びこれら加工品等の在庫流通品目の供給を要請し、集荷、供給体制を確立する。

また、中央卸売市場関係の小売組合及び売買参加者組合等に、加盟組合員の各店舗が可能な限り早期に再開するように要請する。

12.2.9 関係機関、関係団体等に市場経済の早期回復を要請する（産業観光部）

産業観光部は、経済関係団体等に、加盟組合員の各店舗が可能な限り早期に再開するように要請する。

12.2.10 食品衛生に関し保健福祉部と協議する（産業観光部）

産業観光部は、要給食者に供給する食料の食品衛生に関する具体的な対応方法等について保健福祉部と協議する。

⇒ 15.1 保健衛生指導を行う

(4) 物資集積・搬送拠点の開設

12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性がある判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。

(物資集積・搬送拠点の開設手順)

- ア 開設の可否を判断するために現地調査を実施し、その結果を産業観光部長に報告する。
- イ 産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。
- ウ 運営に必要な車両及び資器材等について行財政部長に確保を依頼する。
- エ 文化市民部をもっても不足する人員については、行財政部長に確保を依頼する。

12.3 食料を調達する

(1) 食料の調達

要給食者が発生する地域において食料を調達することは困難であると予想されるが、近隣地域から可能な限り迅速に調達する。

また、乳幼児に対する粉ミルク等の特に重要な個別需要に対する調達に配慮する。

12.3.1 避難所用の食料を調達する（区本部）

区内及び近隣の小売業者等から食料を調達するものとするが、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産業観光部長に対して調達を要請する。

12.3.2 職員用の食料を調達する（各部・区本部）

各部等の方針により職員用の食料を調達するものとするが、自部等で食料を調達することができない場合には、行財政部長に依頼する。

12.3.3 各部職員用の食料を調達する（行財政部）

行財政部は、市職員用の調達必要食料数をまとめ、協力業者から調達するものとするが、不足する場合は、産業観光部へ食料調達を要請する。

12.3.4 全市的な食料を調達する（産業観光部）

被害状況によっては、膨大な食料調達が必要となるため、産業観光部は、あらかじめ定める調達計画により、迅速かつ効率的な調達を行う。調達先に対しては、できるだけ目的地までの配送について合わせて依頼する。なお、調達数量又は被害状況等により、迅速な調達が困難な場合は、調達できるまでの間、備蓄食料の供給を行う。

(全市的な食料調達の方法)

- ア 協定締結業者へ食料供給を要請する。
- イ 京都府に食料供給を要請する。
- ウ 備蓄食料を運用する。
- エ 20大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、食料供給を依頼する。
- オ その他の都市に食料供給を依頼する。
- カ 総合企画部に救援食料に関する広域広報を依頼する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

⇒ 4.2 一般広報を行う

※ 資料2-3-12-3 災害時における物資の供給の応援に関する協定書

資料2-3-12-4 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

資料3-12-1 緊急災害時対応食料供給業者一覧（各協会登録業者）

資料3-12-2 災害救助用米穀の緊急引渡ルート（災害救助法適用時等）

(2) 炊き出しの支援

12.3.5 炊き出しを支援する（区本部）

炊き出しを希望する避難所においては、炊き出しが実施できるよう必要な支援を行う。なお、衛生面については、保健福祉部長に指揮監督を行うよう要請する。

12.4 食料を受け入れ、配分する

(1) 食料の受け入れ及び管理

配送車両等の効率的な運用のため、多人数での迅速な荷降ろしを行う。

また、食料の種別等により、保存可能な状態及び期限が異なるため、保管場所等を考慮した受け入れが必要である。

なお、義援物資として寄せられた小口の食料は、衛生面から判断し、原則として届けられた施設において処理する。

12.4.1 避難所で食料を受け入れ、管理する（区本部）

避難所における食料の受入れは、管理担当者が運営協議会の協力を得て行う。なお、区本部は、食料の衛生確保を行う。

12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する（文化市民部）

文化市民部は、被害状況によっては、膨大な食料を管理することが予想されるため、あらかじめ定める管理計画による効率的な管理を行う。

12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき食料を配送する。

12.4.4 備蓄食料を配送する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき備蓄食料を配送する。

12.4.5 職員用の食料を受け入れ、管理する（行財政部）

行財政部は、要求のあった部等との連絡を密にし、保管する期間を可能な限り短縮する等食料の衛生確保に配慮する。

(2) 食料の配分

食料の配分に当たっては、できる限り公平に配分できるよう努める。

特に、避難所においては、要給食者数に対し、配分できる食料数が極端に少ない場合が想定されるので、要配慮者の優先、少量均等配分、整理券の発行等を行うとともに、要給食者に十分な説明を行い、混乱状態を避けるようにする。

12.4.6 避難所の避難者に食料を配分する（区本部）

避難者に対する食料配分は、管理担当者が中心となり、運営協議会の協力を得て配分する。

12.4.7 在宅要給食者に食料を配分する（区本部）

在宅要給食者に対する食料配分は、事前に届出のあった要給食者に対し、避難所において配分する。ただし、要配慮者等への配分については、自主防災組織、運営協議会及びボランティア等に協力を依頼する。

12.4.8 職員に食料を配分する（各部・区本部）

各部等が定めた方法により、職員に食料を配分する。

なお、行財政部長に調達を依頼した食料については、行財政部長が指定した場所までとりにいく。

第13節 生活必需品の供給計画

(13 生活必需品を供給する)

■ 基本方針

避難所に避難した者、被災した住宅に居住する者に対し、備蓄物資の活用を図るとともに、本計画に基づき生活必需品を調達し供給する。

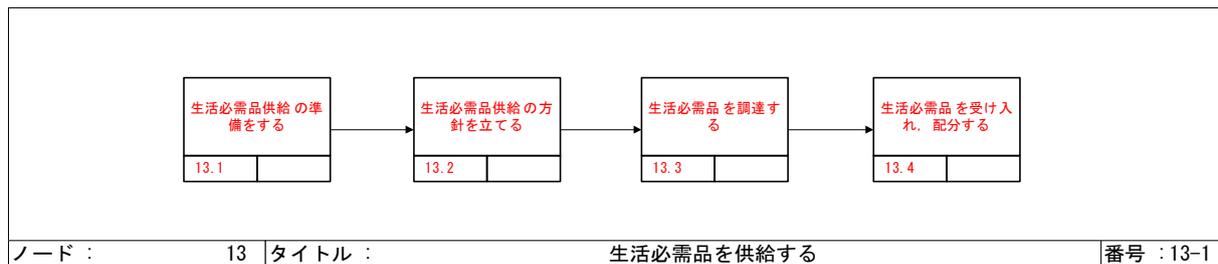
生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会及び自主防災組織等の住民組織、施設管理者、ボランティア等の協力を得て実施する。特に、要配慮者に対する配給に対しては、十分な配慮を行う。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
13.1 生活必需品供給の準備をする	区本部	(1) 生活必需品の品目・数量の予測 13.1.1 区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する
	各部・区本部	13.1.2 職員用で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する
	産業観光部	13.1.3 全市で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する
	区本部	(2) 生活必需品調達体制の確立 13.1.4 生活必需品調達体制を確立する
	各部・区本部	13.1.5 生活必需品調達体制を確立する
	産業観光部	13.1.6 生活必需品調達体制を確立する
13.2 生活必需品供給の方針を立てる	区本部	(1) 生活必需品供給対象者数の把握 13.2.1 区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する
	各部・区本部	13.2.2 職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する
	産業観光部	13.2.3 市内で調達が必要な生活必需品の数量等を把握する
	産業観光部	(2) 生活必需品供給方針の決定 13.2.4 備蓄生活必需品の運用方針を決定する
	区本部	13.2.5 避難所における生活必需品供給方針を立てる
	各部・区本部	13.2.6 各部等の生活必需品供給方針を立てる
	産業観光部	13.2.7 全市的な生活必需品供給方針を立てる
	産業観光部	(3) 関係機関との連携 13.2.8 関係機関、関係団体等に市場経済の早期回復を要請する
	文化市民部	(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9 物資集積・搬送拠点を開設する
13.3 生活必需品を調達する	区本部	13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する
	各部・区本部	13.3.2 職員用の生活必需品を調達する
	行財政部	13.3.3 各部職員用の生活必需品を調達する
	産業観光部	13.3.4 全市的な生活必需品を調達する
13.4 生活必需品を受け入れ、配分する	区本部	(1) 生活必需品の受け入れ及び管理 13.4.1 避難所で生活必需品を受け入れ、管理する
	文化市民部	13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する
	文化市民部	13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する
	文化市民部	13.4.4 備蓄生活必需品を配送する
	行財政部	13.4.5 職員用の生活必需品を受け入れ、管理する
	区本部	(2) 生活必需品の配分 13.4.6 避難所の避難者に生活必需品を配分する
	文化市民部	13.4.7 在宅被災者に生活必需品を配分する
	各部・区本部	13.4.8 職員に生活必需品を配分する

■ 対策の流れ



13.1 生活必需品供給の準備をする

災害時における生活必需品の確保は、災害発生の時期によって需要が異なり、災害発生後の時間経過とともに需要が変化する。災害初期においては、備蓄物資の有効活用や季節に応じた物資調達を実施するため、迅速な準備作業を開始する。

(1) 生活必需品の品目・数量の予測

13.1.1 区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する（区本部）

区本部は、防災情報システムの被害想定及び調査員等による庁舎周辺の被害状況等により、区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する。

13.1.2 職員用で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する（各部・区本部）

各部等は、防災情報システムの被害想定により、自部等職員が行う活動等を推測し、必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する。

13.1.3 全市で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する（産業観光部）

産業観光部は、防災情報システムの被害想定等により、全市で調達が必要となる生活必需品の品目及び数量を予測するとともに、本部に対して被災者数の確認を行う。

(2) 生活必需品調達体制の確立

13.1.4 生活必需品調達体制を確立する（区本部）

区本部は、区内及び近隣の小売業者等の営業状況を確認し、避難所用の生活必需品調達、配送に必要な要員を確保する。

13.1.5 生活必需品調達体制を確立する（各部・区本部）

各部等は、近隣の小売業者等の営業状況を確認し、職員用の生活必需品の調達、配送に必要な要員を確保する。

13.1.6 生活必需品調達体制を確立する（産業観光部）

産業観光部は、協定締結業者や京都府、他都市等への生活必需品を調達要請の準備を行い、全市の生活必需品調達に必要な体制を確立する。

13.2 生活必需品供給の方針を立てる

(1) 生活必需品供給対象者数の把握

必要となる生活必需品の種別及び数、配分等の供給方針を決定するため、生活必需品供給対象者数を把握する。

13.2.1 区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する（区本部）

区本部は、避難者名簿から区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する。

⇒ 7.8.1 各避難所から報告される避難者数、避難者名簿を取りまとめる

13.2.2 職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する（各部・区本部）

各部等は、自部等の職員が行う活動から、職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する。

13.2.3 市内で調達が必要な生活必需品の数量等を把握する（産業観光部）

産業観光部は、早期に生活必需品供給対象者数を把握し、調達が必要な生活必需品の数量を推測したうえで、調達先への予告等迅速な調達のための措置を行う。

(2) 生活必需品供給方針の決定

供給する生活必需品には、備蓄生活必需品、全市規模で調達する生活必需品等がある。生活必需品供給対象者数及び災害規模等により、供給する生活必需品の種別及び供給手段等の方針を立てる。

13.2.4 備蓄生活必需品の運用方針を決定する（産業観光部）

産業観光部は、全市で調達が必要となる生活必需品の品目及び数量の予測結果、各区の被害状況

及び災害の状況等から、需要に対する早期の生活必需品調達が困難と判断した場合には、備蓄物資を供給することとし、その運用方針を区本部及び文化市民部に伝達する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

13.2.5 避難所における生活必需品供給方針を立てる（区本部）

区本部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した生活必需品供給方針を立てる。

（区本部の生活必需品供給方針の原則）

- ア 要配慮者に対して、備蓄生活必需品の優先的な運用を図る。
- イ 避難所における生活必需品の品目の需要を的確に把握し、産業観光部へ情報を提供する。
- ウ 紙おむつなどの消耗品についても、的確な需要把握を行う。

13.2.6 各部等の生活必需品供給方針を立てる（各部・区本部）

各部等は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した生活必需品供給方針を立てる。

（各部等の生活必需品供給方針の原則）

- ア 各部において生活必需品を調達するものとするが、不足する場合は、行財政部長に依頼する。
- イ 生活必需品の内容については、職員の業務内容（労働の程度及び労働時間等）に応じたものにするよう努める。

13.2.7 全市的な生活必需品供給方針を立てる（産業観光部）

産業観光部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した生活必需品供給計画を立てる。

（全市の生活必需品供給方針の原則）

- ア 全市的な生活必需品供給対象者数の分布状況に即した供給を行う。
- イ 安定した供給を行う。
- ウ 調達、供給する品目は、概ね資料3-13-1のとおりとする。
- エ 高齢者用紙おむつ等特に配慮が必要な個別需要への対応を考慮する。
- オ 避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難者の早期自立を支援することを目的として、必要な物資を調達、供給するよう検討する。

※ 資料3-13-1 調達・供給する品目の例

(3) 関係機関との連携

13.2.8 関係機関、関係団体等に市場経済の早期回復を要請する（産業観光部）

経済関係団体等に、加盟組合員の各店舗が可能な限り早期に再開するように要請する。

(4) 物資集積・搬送拠点の開設

13.2.9 物資集積・搬送拠点を開設する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性がある判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。

（物資集積・搬送拠点の開設手順）

- ア 開設の可否を判断するために現地調査を実施し、その結果を産業観光部長に報告する。
- イ 産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。
- ウ 運営に必要な車両及び資器材等について行財政部長に確保を依頼する。
- エ 文化市民部をもっても不足する人員については、行財政部長に確保を依頼する。

13.3 生活必需品を調達する

13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する（区本部）

区内及び近隣の小売業者等から生活必需品を調達するものとするが、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産業観光部長に対して調達を要請する。

13.3.2 職員用の生活必需品を調達する（各部・区本部）

各部等の方針により職員用の生活必需品を調達するものとするが、自部等で生活必需品を調達することができない場合には、行財政部長に依頼する。

13.3.3 各部職員用の生活必需品を調達する（行財政部）

行財政部は、市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ、協力業者から調達するものとするが、不足する場合は、産業観光部へ生活必需品調達を要請する。

13.3.4 全市的な生活必需品を調達する（産業観光部）

被害状況によっては、膨大な生活必需品調達が必要となるため、産業観光部は、あらかじめ定める調達計画により迅速かつ効率的な調達を行う。調達先に対しては、できるだけ目的地までの配送について合わせて依頼する。

※ 資料3-13-2 災害時におけるエルピーガスの調達に関する協定

資料3-13-3 災害時における物資の供給に関する協定

（全市的な生活必需品調達の方法）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ア | 協定締結業者へ生活必需品の供給を要請する。 |
| イ | 総合企画部に救援物資に関する広域広報を依頼する。 |
| ウ | 京都府に生活必需品の供給を要請する。 |
| エ | 20大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、生活必需品の供給を依頼する。 |
| オ | その他の都市に生活必需品の供給を依頼する。 |

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ⇒ 4.2 一般広報を行う

13.4 生活必需品を受け入れ、配分する

(1) 生活必需品の受入れ及び管理

配送車両等の効率的な運用のため、多人数での迅速な荷降ろしを行う。

13.4.1 避難所で生活必需品を受け入れ、管理する（区本部）

避難所における生活必需品の受入れは、管理担当者が運営協議会の協力を得て行う。

13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する（文化市民部）

文化市民部は、被害状況によっては、膨大な量の生活必需品を管理することが予想されるため、あらかじめ定める管理計画による効率的な管理を行う。

13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき生活必需品を配送する。

13.4.4 備蓄生活必需品を配送する（文化市民部）

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき備蓄生活必需品を配送する。

13.4.5 職員用の生活必需品を受け入れ、管理する（行財政部）

行財政部は、要求のあった部等との連絡を密にし、職員用の生活必需品を受け入れ、管理する。

(2) 生活必需品の配分

生活必需品の配分に当たっては、できる限り公平に配分できるよう努める。

特に、災害発生初期には、避難所においては、生活必需品が不足する場合は想定されるので、要配慮者の優先、少量均等配分、整理券の発行等を行うとともに、避難者に十分な説明を行い、混乱状態を避けるようにする。

13.4.6 避難所の避難者に生活必需品を配分する（区本部）

避難者に対する生活必需品の配分は、管理担当者が中心となり、運営協議会の協力を得て配分する。

13.4.7 在宅被災者に生活必需品を配分する（区本部）

在宅被災者に対する生活必需品の配分は、事前に届出のあった在宅被災者に対し、避難所において配分する。ただし、在宅被災者のうち要配慮者等への配分については、自主防災組織、運営協議会及びボランティア等に協力を依頼する。

13.4.8 職員に生活必需品を配分する（各部・区本部）

各部等が定めた方法により、職員に生活必需品を配分する。

なお、行財政部長に調達を依頼した生活必需品については、行財政部長が指定した場所まで取りに行く。

第14節 給水活動計画

(14 応急給水活動を行う)

■ 基本方針

大規模な地震により水道施設に被害が生じ、水道給水が停止した場合、生命を維持するための飲料水と生活用水を速やかに供給する必要がある。このため、車両輸送又は仮設給水栓の設置等により応急給水を行うほか、市民各自の備蓄飲料水の活用、避難所等における受水槽の活用、浄水機器の活用（井戸水、プール水、河川水等）などにより飲料水、生活水の確保を図る。

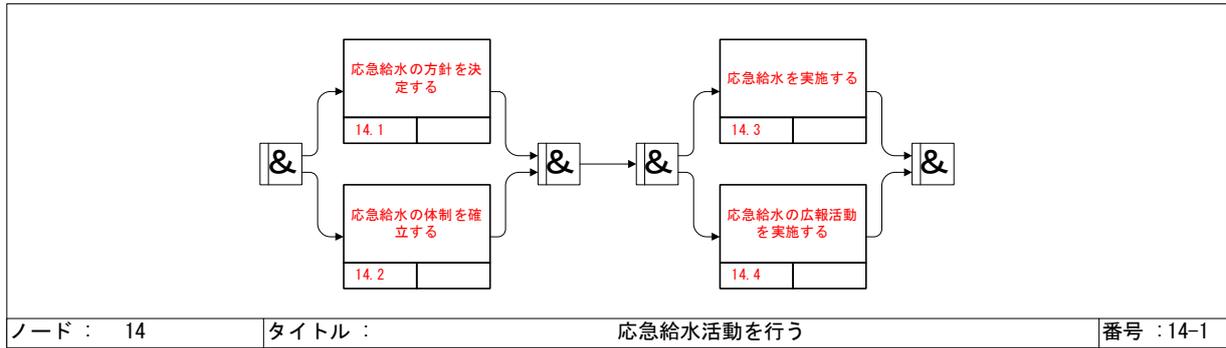
避難所等地域の給水拠点における給水に当たっては、上下水道部、区本部が自主防災組織等の住民組織、施設管理者等の協力を得て実施する。その場合、要配慮者に対する給水に十分留意する。

■ 実施責任者 : 上下水道部長

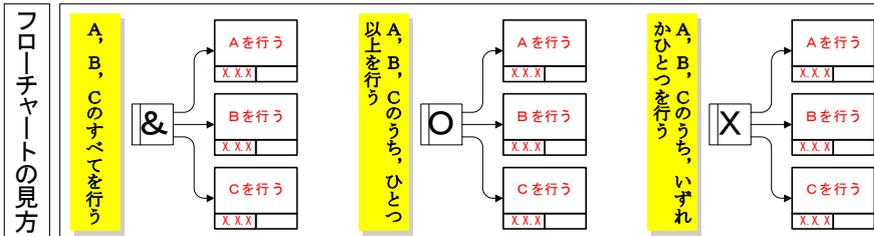
■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる 14.1.3 優先的な車両輸送による給水計画を策定する
	消防部	14.1.4 浄水機器等の活用を図る
14.2 応急給水の 体制を確立す る	上下水道部	14.2.1 関係会社に協力要請を行う 14.2.2 17大都市水道局等に応援要請を行う 14.2.3 関係会社・17大都市職員を暫定的に資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる 14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する
14.3 応急給水を 実施する	上下水道部	(1) 応急給水の方法 14.3.1 給水拠点を設定する 14.3.2 車両輸送による応急給水を行う 14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う 14.3.4 給水拠点の増設を行う 14.3.5 給水拠点を閉鎖する 14.3.6 水質の保全・器具の衛生管理を行う
	区本部	(2) 区本部等の対応 14.3.7 応急給水の適切な支援を行う 14.3.8 生活水の確保を図る
14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部	14.4.1 本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める 14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する 14.4.3 市民への情報提供を行う 14.4.4 24時間体制で市民からの問い合わせに対応する 14.4.5 広報車による広報を行う 14.4.6 市民への広報紙の配布を行う

■ 対策の流れ



ノード： 14 タイトル： 応急給水活動を行う 番号：14-1



14.1 応急給水の方針を決定する

地震災害による給水施設の破壊，飲料水の枯渇，汚染などにより，現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して，応急的に必要量の給水を行うものとする。

14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する（上下水道部）

上下水道部は，地震の発生直後，断水状況，給水の需要，道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。

14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる（上下水道部）

- ア 災害発生直後は，1日1人3リットルの水を供給することができるように努める。
- イ その後順次，炊事用水，洗面用水，トイレ用水等の供給に努める。また，次表の給水量を目標に給水体制の確立を図れるよう，施設整備を進める。
- ウ 応急給水は，原則として，災害救助法に定められた基準に準じて実施する。

（給水量）

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル／人・日	概ね 1km 以内	応急給水槽，飲料水兼用型耐震性貯水槽，タンク車
10日	20リットル／人・日	概ね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100リットル／人・日	概ね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約 250リットル／人・日)	概ね 10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

水道の耐震化計画策定指針（案）：厚生労働省

14.1.3 優先的な車両輸送による給水計画を策定する（上下水道部）

上下水道部は，人命にかかわる人工透析等の医療設備が備えられている医療機関や福祉施設からの緊急要請に対応するため，優先的な車両輸送による給水計画を策定する。

14.1.4 浄水機器等の活用を図る（消防部）

消防部は，必要に応じて本市で備蓄している浄水機器等の活用を図る。

※ 資料3-14-1 浄水機器等の備蓄状況

14.2 応急給水の体制を確立する

震災の発生及び復旧の状況等により，必要に応じて，外部からも人員，資機材等の調達の要請を行い，応急給水及び応急復旧を行う。

14.2.1 関係会社に協力要請を行う（上下水道部）

上下水道部は，応急対策に必要な人員，資機材等の調達については，関係会社に対して協力要請

を行う。

14.2.2 17大都市水道局等に応援要請を行う（上下水道部）

他都市等への応援要請が必要な場合は、上下水道部長は、17大都市水道局をはじめとする水道事業者との間で締結している協定等に基づいて速やかに行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

（水道事業者間の応援協定）

協 定 等	要 請 先
18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	17大都市水道局
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業者
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業者

※ 資料3-5-10 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目
 資料3-14-2 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定
 資料3-14-3 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

14.2.3 関係会社・17大都市職員を暫定的に資器材・防災センター、各浄水場で受け入れる（上下水道部）
 上下水道部は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。

14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる（上下水道部）

上下水道部は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。

14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する（上下水道部）

上下水道部長は、自衛隊による応急給水が必要な場合、本部長に自衛隊派遣を要請する。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

14.3 応急給水を実施する

上下水道部は、「京都市上下水道局震災対策計画」に基づき、区本部、自主防災組織等の協力を得て、次の方針により応急給水を迅速に実施するものとする。

(1) 応急給水の方法

14.3.1 給水拠点を設定する（上下水道部）

上下水道部は、概ね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。

（給水拠点設置場所）

ア 避難所及び本部が指定する広域避難場所
イ 災害拠点病院、応急救護所が設置されている施設、透析治療を行う施設、社会福祉施設（入所型）
ウ その他緊急の要請があった場所

※ 資料3-14-4 震災時に給水基地として使用可能な配水池等

資料3-14-5 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況

14.3.2 車両輸送による応急給水を行う（上下水道部）

上下水道部は、営業所等に設置されている応急給水槽や浄水場の配水池、配水ポンプ場及び貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。

14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う（上下水道部）

断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管を利用して下記により応急給水を実施する。

（仮設給水栓による応急給水の方法）

ア 消火栓を利用した応急給水
イ 利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。
ウ 応急仮設配管による応急給水
エ 復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、応急仮設配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

14.3.4 給水拠点の増設を行う（上下水道部）

上下水道部は、通常の給水が行われるまでの間、段階的に市民の搬送距離を短縮するよう、適宜給水拠点を増設するものとする。

14.3.5 給水拠点を閉鎖する（上下水道部）

上下水道部は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。

14.3.6 水質の保全・器具の衛生管理を行う（上下水道部）

災害時には、衛生的な環境が悪化するおそれがあるので、水道水については、水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を投入するなど、水質の保全に万全を期するものとする。

(2) 区本部等の対応

14.3.7 応急給水の適切な支援を行う（区本部）

区本部は、自主防災組織等の協力を得て、上下水道部が給水拠点で給水する水が適切に被災者に配分されるよう支援する。その場合、要配慮者に優先的に供給するものとする。

14.3.8 生活用水の確保を図る（区本部）

区本部及び自主防災組織等は、生活用水の確保のため、浄水機器等の利用などによる学校等のプール水、井戸水、河川水の活用に努める。

※ 資料3-14-6 災害時における水の供給に関する覚書

14.4 応急給水の広報活動を実施する

広報は、発災直後及び復旧の進捗状況に合わせて行う。

14.4.1 本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める（上下水道部）

上下水道部は、本部を通じ、「第4節 広報・広聴活動計画」に基づいて、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。

⇒ 4.2 一般広報を行う

14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する（上下水道部）

上下水道部は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。

14.4.3 市民への情報提供を行う（上下水道部）

上下水道部は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。

14.4.4 24時間体制で市民からの問い合わせに対応する（上下水道部）

上下水道部は、24時間体制で市民からの問い合わせに対応する。

14.4.5 広報車による広報を行う（上下水道部）

上下水道部は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。

14.4.6 市民への広報紙の配布を行う（上下水道部）

上下水道部は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては市民への広報紙の配布を行う。

第15節 防疫活動・保健衛生活動計画

(15 防疫活動・保健衛生活動を行う)

■ 基本方針

大規模な震災時には、多くの被災者が避難生活を余儀なくされるような状況の発生が予想されるため、避難所等における衛生環境の維持、確保を図るとともに、食中毒や感染症等の発生に対する予防措置の徹底を図る。また、生活環境の急変や災害によるショック等による被災者への精神的なケア対策を含めた保健医療対策の実施を図る。

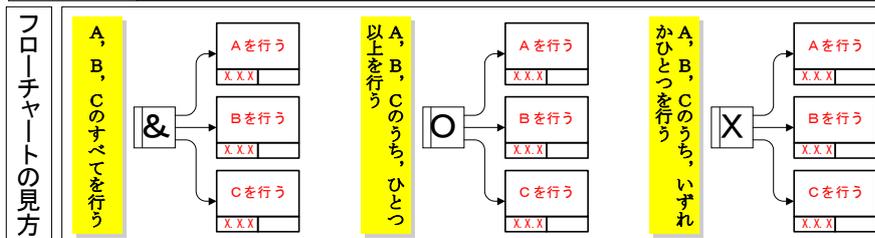
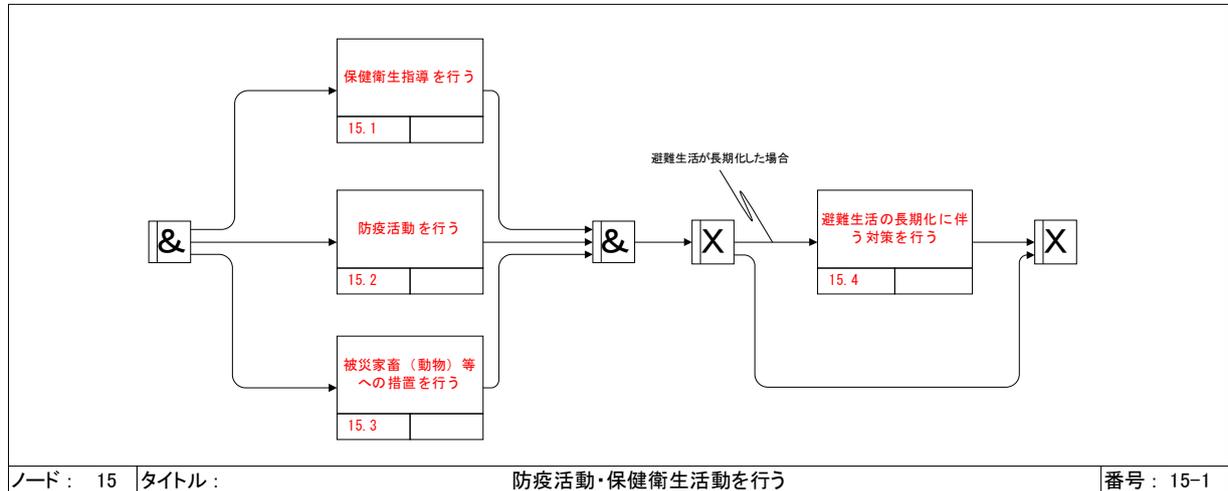
■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
15.1 保健衛生指導を行う	区本部	(1) 情報収集活動 15.1.1 避難所の開設状況等の情報収集を行う	
	保健福祉部	15.1.2 本部事務局から避難所データベースを入手する	
	区本部	15.1.3 環境政策部から仮設トイレ配置場所の情報を入手する	
	保健福祉部	15.1.4 産業観光部から食料の調達先の情報を入手する	
	保健福祉部, 区本部	15.1.5 避難所を巡回し, 衛生状況等を把握する	
		(2) 保健衛生指導	
	区本部	15.1.6 避難所等で保健衛生の広報・指導を行う	
		15.1.7 仮設トイレの消毒を行い, 衛生管理を指導する	
	保健福祉部	15.1.8 産業観光部に対して食品衛生の情報提供, 指導, 協議を行う	
		15.1.9 市外からの食料調達先に対する衛生指導を関係自治体に要請する	
	区本部	15.1.10 食品衛生監視班を編成する	
	保健福祉部, 区本部	15.1.11 災害発生地域の食品関係業者の監視及び指導を行う	
15.1.12 集団食中毒発生時の対応を行う			
15.2 防疫活動を行う	保健福祉部, 区本部	(1) 被災地において感染症の流行のおそれがあるとき 15.2.1 感染症の予防対策を行う	
		(2) 「感染症法」に基づく消毒等の必要があるとき 15.2.2 防疫班を編成する	
		15.2.3 防疫活動を行う	
		15.2.4 備蓄資器材を活用する	
		保健福祉部	15.2.5 必要な薬剤, 資器材を調達する
		保健福祉部, 区本部	15.2.6 感染症発生への対応を行う
15.3 被災家畜(動物)等への措置を行う	産業観光部	(1) 家畜伝染病の予防と被災家畜の措置 15.3.1 被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する	
	保健福祉部	(2) ペット動物等の保護収容 15.3.2 ペット動物等の保護収容を依頼する	
	文化市民部	(3) 動物園における危険動物等の逸走措置 15.3.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う	
15.4 避難生活の長期化に伴う対策を行う	保健福祉部	15.4.1 医療救護体制の長期化に留意した計画的運用を図る	
	保健福祉部, 区本部	15.4.2 避難所や被災家庭に保健師等を派遣して健康相談を実施する	
		15.4.3 区本部等に健康相談窓口を設置する	
		15.4.4 応急仮設住宅訪問指導や健康相談等を実施する	

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	保健福祉部	15.4.5 PTSD等に対して専門家による心理的カウンセリングを実施する 15.4.6 被災した精神障害者の継続的な医療等のため区本部等に相談窓口を設置する

■ 対策の流れ



15.1 保健衛生指導を行う

保健福祉部及び区本部は、被災地や避難所等における生活衛生に関する広報活動や、食品、飲料水等の衛生状況を把握し、実状に合わせた衛生管理指導を行う。

(1) 情報収集活動

- 15.1.1 避難所の開設状況等の情報収集を行う（区本部）
区本部は、避難所の開設状況、避難者の状況、食料、飲料水供給の状況等の情報収集を行う。
- 15.1.2 本部事務局から避難所データベースを入手する（保健福祉部）
保健福祉部は、本部事務局から避難所データベースを入手し、避難所の設置状況等の情報収集を行う。
- 15.1.3 環境政策部から仮設トイレ配置場所の情報を入手する（区本部）
区本部は、環境政策部から避難所や市街地内の仮設トイレ配置場所の情報を入手する。
- 15.1.4 産業観光部から食料の調達先の情報を入手する（保健福祉部）
保健福祉部は、産業観光部が市外から食料を調達した場合、調達先の食品業者等の情報を入手する。
- 15.1.5 避難所を巡回し、衛生状況等を把握する（保健福祉部、区本部）
保健福祉部及び区本部は、避難所を巡回し、衛生状況等を把握する。

(2) 保健衛生指導

- 15.1.6 避難所等で保健衛生の広報・指導を行う（保健福祉部、区本部）
保健福祉部及び区本部は、被災地及び避難所等において、生活上の保健衛生に関する次の広報及び指導を行う。特に、避難所においては、避難所運営協議会などを通じて避難者への周知徹底に努める。

(避難所における保健衛生の広報・指導内容)

ア	食品の衛生管理（保存方法，調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等）
イ	飲料水の衛生管理（必要に応じて煮沸後の飲用，井戸水の消毒等）
ウ	手洗いの励行，手指の消毒
エ	トイレ等の衛生管理（消毒方法等）
オ	飼育動物の適正飼育（扱い方，糞尿処理方法等）
カ	その他衛生情報（入浴施設等の情報）

15.1.7 仮設トイレの消毒を行い，衛生管理を指導する（区本部）

避難所や市街地内に仮設トイレが配置された場合，その衛生管理は避難所運営協議会や地元の自主防災組織等が実施する。区本部は，仮設トイレの定期的消毒を実施するとともに，適正な衛生管理の方法を指導する。

⇒ 18 し尿を処理する

15.1.8 産業観光部に対して食品衛生の情報提供，指導，協議を行う（保健福祉部）

保健福祉部は，弁当等納入業者の選定，配送方法及び弁当等の保管方法について，衛生上の観点から食料調達部門（産業観光部）に対して情報提供，指導，協議を行う。

15.1.9 市外からの食料調達先に対する衛生指導を関係自治体に要請する（保健福祉部）

保健福祉部は，食料調達部門（産業観光部）が市外の食品業者等から調達を行った場合，当該業者等の所在する自治体に対して，食料の取扱い，輸送の際の衛生管理の指導を要請する。

15.1.10 食品衛生監視班を編成する（区本部）

災害発生地域を管轄する区本部ごとに，食品衛生監視班を編成する。

15.1.11 災害発生地域の食品関係業者の監視及び指導を行う（区本部）

食品衛生監視班は，災害発生区域内の食品関係業者に対して，主に次の業務を行う。

(食品衛生班の業務内容)

ア	災害発生地域の食品関係の設備，器具等の消毒衛生措置の監視指導
イ	災害発生地域の食品関係営業施設の販売食品及び原料食品の衛生監視並びに不良食品の廃棄等必要な措置

15.1.12 集団食中毒発生時の対応を行う（保健福祉部，区本部）

保健福祉部は，集団食中毒が発生した場合には，必要に応じて次の対応を行う。

(集団食中毒発生時の活動内容)

ア	被害状況及び原因食品の把握
イ	被害拡大の防止措置
ウ	原因と疑われる食品の排除
エ	病因物質の検査

15.2 防疫活動を行う

保健福祉部及び区本部は，感染症の予防を図るため，消毒及び清潔の徹底，患者の早期発見，避難所の設備，患者輸送の確保，市民に対する周知その他迅速な防疫活動を行う。

(1) 被災地において感染症の流行のおそれがあるとき

15.2.1 感染症の予防対策を行う（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は，地震発生後の被災地において感染症の流行のおそれがあると判断した場合は，集団検診や予防接種など必要な予防対策を実施する。

(2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づく消毒等の必要があるとき

15.2.2 防疫班を編成する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は，感染症の予防を図るため，防疫班を編成する。

(防疫班の編成)

ア	消毒班	保健福祉部（1班），各区本部（11班）
イ	検病調査班	各区本部（11班）
ウ	患者輸送班	保健福祉部が必要に応じて編成

(業務分担)

- ア 消毒班
 - (ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく清潔方法、消毒方法の実施及び保健指導
 - (イ) 市民や関係機関からの要請による死亡獣畜及びその周辺の消毒に関すること。
- イ 検病調査班
 - 検病調査（保菌検査含む）及び疫学調査に関すること。
- ウ 患者輸送班
 - 患者輸送に関すること。

15.2.3 防疫活動を行う（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は，災害時における防疫活動等を，「感染症法施行規則」で定めるところにより行うものとする。

15.2.4 備蓄資器材を活用する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は，防疫活動を実施するに当たり，本市所有の防疫用備蓄資器材の活用を図る。

※ 資料3-9-7 医療，衛生器材及び医薬品の在庫表

15.2.5 必要な薬剤，資器材を調達する（保健福祉部）

保健福祉部は，本市所有の防疫用備蓄資器材では不足し，防疫に必要な薬剤，資器材を緊急調達する必要がある場合，調達先は資料3-15-1のとおりとする。

※ 資料3-15-1 防疫用薬剤，資器材の調達先

15.2.6 感染症発生への対応を行う（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は，感染症患者が発生した場合には，必要に応じて次の対応を行う。

(感染症への活動内容)

- ア 感染症発生状況の早期把握
- イ 患者の入院勧告・措置
- ウ 感染拡大防止措置
- エ 予防接種

15.3 被災家畜（動物）等への措置を行う

(1) 家畜伝染病の予防と被災家畜の措置

15.3.1 被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する（産業観光部）

産業観光部は，必要に応じ，関係機関と連携して畜産業者等に対し，予防注射の励行をはじめ，被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する。

(2) ペット動物等の保護収容

15.3.2 ペット動物等の保護収容を依頼する（保健福祉部）

保健福祉部は，被災地における飼育動物の保護，人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため，獣医師会，動物愛護協会，ボランティア等に要請して被災動物の保護収容等の対応を実施する。また，危険動物については，所有者の有無を調べるとともに，関係機関と連携を取り，保護収容等の対策を実施する。

(3) 動物園における危険動物等の逸走措置

15.3.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う（文化市民部）

危険動物等が逸走した場合は，すみやかに脱出動物の捕獲等を行い，動物の保護及び動物による人への危害防止のため，必要な措置を行う。

15.4 避難生活の長期化に伴う対策を行う

大規模な災害時には，通常の医療サービスの提供が困難であるとともに，精神的なショックや生活環境等の変化のため，被災者が身体的にも，精神的にも健康に不調をきたす可能性が高い。避難所等における衛生状態の良好を図るとともに，被災者の健康状態に十分配慮し，必要に応じ健康診断や心のケア対策を実施する。

15.4.1 医療救護体制の長期化に留意した計画的運用を図る（保健福祉部）

保健福祉部（救急医療調整チーム）は、被災者対応が長期化する場合は、京都府及び医療関係機関、他の自治体等との連携を図り、医療救護体制の長期化に留意した計画的な運用を図るものとする。

⇒ 7.7 避難生活の長期化に対応する

⇒ 22.5 避難所における援護を行う

15.4.2 避難所や被災家庭に保健師等を派遣して健康相談を実施する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、被災者の健康管理を行うため、区本部等と連携して、避難所や被災家庭へ保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する。

15.4.3 区本部等に健康相談窓口を設置する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、必要に応じて、区本部等に健康相談窓口を開設するなどして、被災者の健康管理対策を実施する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

15.4.4 応急仮設住宅訪問指導や健康相談等を実施する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅が建設された場合であっても、区本部等と連携して、訪問指導や健康相談等を実施する。

⇒ 22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る

⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

15.4.5 PTSD等に対して専門家による心理的カウンセリングを実施する（保健福祉部）

保健福祉部（救急医療調整チーム）は、災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対して、関係機関と連携し、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

⇒ 7.7 避難生活の長期化に対応する

⇒ 20.5 学校教育の再開に向けて対応する

15.4.6 被災した精神障害者の継続的な医療等のため区本部等に相談窓口を設置する（保健福祉部）

保健福祉部は、被災した精神障害者の継続的な医療やケアの確保及び災害により強いストレスを受けた被災者等のケアを実施するため、こころの健康増進センターは、区本部に相談窓口を開設するとともに、京都府や関係医療機関に対して、必要な協力を要請する。

こころの健康増進センターは、市内関係機関等の情報収集に努め、区本部等関係機関へ伝達する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

第16節 障害物の除去計画

(16 障害物を除去する)

■ 基本方針

震災時には、被害拡大の防御や被災者の救済対策等の応急対策を迅速に実施するために、道路交通機能の確保が重要となる。そのため、道路管理者等は、早期に道路等の被害状況を確認するとともに、警察機関等と連携して交通機能を早期に確保するための道路障害物の除去や応急復旧を実施する。実施に当たっては、災害時の交通規制計画や緊急物資の輸送計画との整合を図る。

また、二次災害の防止を図るため、河川管理者等は、河川内の障害物の除去を迅速に実施する。

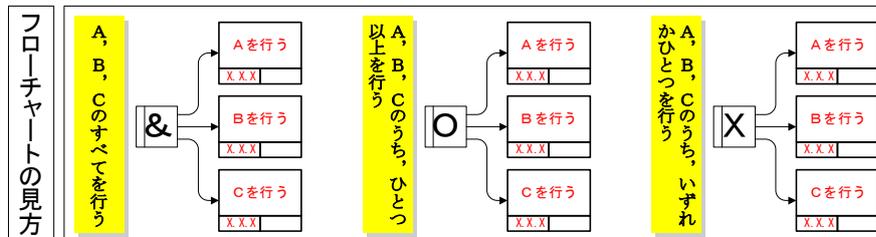
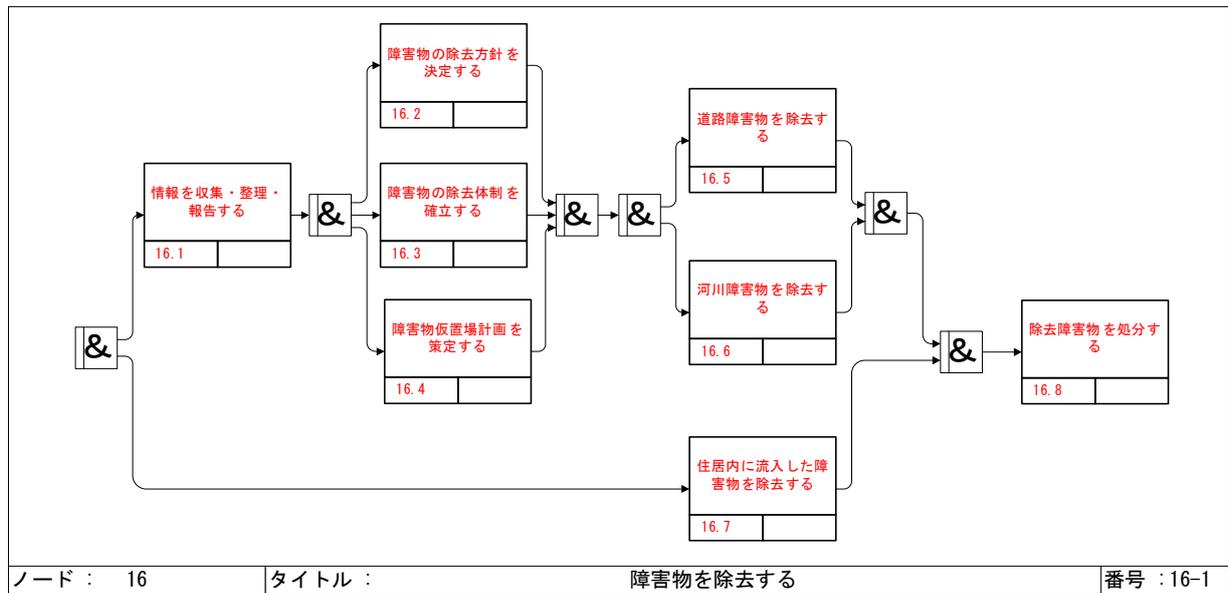
■ 実施責任者 : 建設部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
16.1 情報を収集・整理・報告する	建設部	16.1.1 土木事務所巡回結果を収集する 16.1.2 緊急点検による被災状況を収集する 16.1.3 協力業者に対して調査の実施を依頼する 16.1.4 職員参集時に把握した情報を収集する 16.1.5 市民の通報情報を収集する 16.1.6 他の機関の管理道路、河川の被災情報を把握する
16.2 障害物の除去方針を決定する	建設部	(1) 市が実施する道路障害物除去方針の決定 16.2.1 道路障害物除去(道路啓開)方針を決定する 16.2.2 緊急交通路、緊急輸送道路を優先した道路啓開方針を立てる 16.2.3 緊急的に最小限の交通路を確保する方針を立てる 16.2.4 本部事務局へ決定した道路啓開方針を報告する (2) 市が実施する河川障害物除去方針の決定 16.2.5 河川障害物除去方針を決定する
16.3 障害物の除去体制を確立する	建設部	16.3.1 建設部から応援職員の派遣を受ける 16.3.2 土木事務所から随時機械を出動させる 16.3.3 建設業者等の機械を借り入れる 16.3.4 応急作業計画に基づき、重点的・迅速に実施する 16.3.5 施工順位、復旧規模を決定し、緊急請負工事として実施する 16.3.6 本部長に対し、他都市への広域応援要請を要求する
16.4 障害物仮置場計画を策定する	建設部	16.4.1 「障害物仮置場」の必要の有無を判断する 16.4.2 事前の計画に基づき「障害物仮置場」を開設する 16.4.3 環境政策部等に「障害物仮置場」設置情報を連絡する 16.4.4 環境政策部と協議し、最適地を選定する
16.5 道路障害物を除去する	建設部	(1) 道路上に市民の財産がない場合 16.5.1 道路障害物除去を実施する (2) 道路上に市民の財産がある場合 16.5.2 道路障害物の調査を行う 16.5.3 除去工事実施箇所を決定する 16.5.4 道路占有者等に対して障害物除去を指示する 16.5.5 道路障害物を除去する 16.5.6 京都府警と協力して障害物除去を実施する
16.6 河川障害物を除去する	建設部	16.6.1 河川障害物の調査を行う 16.6.2 障害物の除去方法を協議する 16.6.3 障害物を除去する
16.7 住居内に流入した障害物を除去する	区本部 建設部	16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する 16.7.2 建設部に除去を要請する 16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
16.8 除去障害物を処分する	建設部	(1) 「障害物仮置場」を設置しない場合 16.8.1 環境政策部から処分地への災害廃棄物搬入の指示を受ける 16.8.2 処分地への災害廃棄物の搬入を行う
		(2) 「障害物仮置場」を設置した場合 16.8.3 道路上に蓄積することが困難な廃棄物を「障害物仮置場」に搬入する 16.8.4 一時的に道路上に仮置きした場合は、環境政策部に連絡する 16.8.5 環境政策部と処分地への搬入について協議する

■ 対策の流れ



16.1 情報を収集・整理・報告する

建設部は、地震発生後、以下の方法により道路及び河川の情報を収集し、障害物の発生状況を把握する。

- 16.1.1 土木事務所の巡回結果を収集する (建設部)
建設部は、地震発生後、土木事務所が実施する巡回結果を収集する。
- 16.1.2 緊急点検による被災状況を収集する (建設部)
建設部は、地震発生後、土木事務所が実施する緊急点検等の結果から被災状況を把握する。
- 16.1.3 協力業者に対して調査の実施を依頼する (建設部)
建設部は、道路等被害調査のための巡回、緊急点検に職員が不足する場合、協力業者に対して調査の実施を依頼する。
- 16.1.4 職員参集時に把握した情報を収集する (建設部)
建設部は、勤務時間外に地震が発生した場合にあっては、職員参集時に把握した道路、河川の情報聴取し、被災状況を把握する。
- 16.1.5 市民の通報情報を収集する (建設部)
建設部は、市民からの通報による道路、河川情報を把握する。

- 16.1.6 他の機関の管理道路，河川の被災情報を把握する（建設部）
建設部は，他の機関が管理する道路，河川についても，各管理者との連携により被災状況を把握する。

16.2 障害物の除去方針を決定する

(1) 市が実施する道路障害物除去方針の決定

- 16.2.1 道路障害物除去（道路啓開）方針を決定する（建設部）
建設部は，道路の被災状況や他の被災状況を検討し，他の道路管理者，京都府警，消防部等と協議のうえ道路障害物除去方針を決定する。

(道路障害物の除去作業実施機関と範囲)

建設部	・一般国道（指定区間外），府道，市道の障害物を除去する。
近畿地方整備局	・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。
高速道路（株）	・高速道路等の障害物を除去する。
道路占有者	・電柱，架線等の被害による道路上の障害物を除去する。

- 16.2.2 緊急交通路，緊急輸送道路を優先した道路啓開方針を立てる（建設部）
建設部は，緊急交通路，緊急輸送道路が指定された場合，これを優先した道路啓開方針を立てる。
- 16.2.3 緊急的に最小限の交通路を確保する方針を立てる（建設部）
建設部は，緊急的に最小限の交通路（原則として2車線）を確保する範囲内で除去作業を実施し，その後全面的な除去作業に着手するものとして決定する。
- 16.2.4 本部事務局へ決定した道路啓開方針を報告する（建設部）
建設部は，決定した道路啓開方針を本部事務局へ報告する。

(2) 市が実施する河川障害物除去方針の決定

- 16.2.5 河川障害物除去方針を決定する（建設部）
建設部は，他の河川管理者と協議のうえ，河川施設の損壊の状況等を勘案し，障害物の除去方針を決定する。

(河川障害物の除去作業実施機関と範囲)

建設部	・一級河川（市管理河川），準用河川，普通河川の障害物を除去する。
近畿地方整備局	・一級河川（指定区間外区間）の障害物を除去する。
京都府	・一級河川（府管理河川）の障害物を除去する。

16.3 障害物の除去体制を確立する

- 16.3.1 建設部から応援職員の派遣を受ける（建設部）
地震発生直後における応急作業は，原則として建設部出先機関において処理するものとし，建設部出先機関において処理することが困難な作業は，建設部から応援職員の派遣を受け，実施する。
- 16.3.2 土木事務所から随時機械を出動させる（建設部）
ショベルローダー等の機械力が必要である場合は，土木事務所から，随時緊急に出動させる。
- 16.3.3 建設業者等の機械を借り入れる（建設部）
建設部の保有するショベルローダー等の機械だけでは作業が困難であるときは，建設業者等の機械を借り入れる。
⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
※ 資料3-16-1 災害発生時における応急対策活動に関する協定書
- 16.3.4 応急作業計画に基づき，重点的・迅速に実施する（建設部）
建設部は，早期に処理できない被害箇所の応急復旧については，応急作業計画に基づき，重点的かつ迅速に実施する。
- 16.3.5 施工順位，復旧規模を決定し，緊急請負工事として実施する（建設部）
建設部は，早期に処理できない被害箇所の応急復旧については，被災規模に応じ，施工順位，復旧規模を決定し，緊急請負工事として実施する。
- 16.3.6 本部長に対し，他都市への広域応援要請を要求する（建設部）
建設部長は，本市及び建設業者等の要員，資機材をもって，なお不足する場合は，本部長に対し他都市等への広域応援を要請する。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

16.4 障害物仮置場計画を策定する

障害物仮置場計画は、原則として地震後の道路機能を確保するため、緊急に除去する必要がある「道路障害物」を想定したものである。「河川障害物」、「住居内障害物」の除去に際して障害物仮置場が必要な場合は、道路障害物仮置場計画に準じて実施する。

16.4.1 「障害物仮置場」の必要の有無を判断する（建設部）

建設部は、道路や河川等の被害状況等に基づき、除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難と想定される場合、「障害物仮置場」の設置を判断する。

16.4.2 事前の計画に基づき「障害物仮置場」を開設する（建設部）

16.4.3 環境政策部等に「障害物仮置場」設置情報を連絡する（建設部）

建設部は、「障害物仮置場」を設置した場合、速やかに「障害物仮置場」の場所、規模等の設置情報を環境政策部及びオープンスペース調整チームに連絡する。

16.4.4 環境政策部と協議し、最適地を選定する（建設部）

建設部は、事前に計画された「障害物仮置場」だけでは不足する場合、環境政策部と協議し、直ちに最適地を選定する。環境政策部との協議で最適地の選定が困難な場合は、オープンスペース調整チームに選定を要請する。

⇒ 28 オープンスペース利用を調整する

16.5 道路障害物を除去する

市が実施する道路障害物除去は以下により行う。ただし、一般国道（指定区間）、高速道路等の障害物除去については、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社が建設部と協議する。

(1) 道路上に市民の財産がない場合

16.5.1 道路障害物除去を実施する（建設部）

建設部は、道路上の障害物を除去するとともに、亀裂、段差、陥没等の応急補修工事を実施する。

(2) 道路上に市民の財産がある場合

16.5.2 道路障害物の調査を行う（建設部）

道路上に沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等がある場合は、建設部は、通行障害物の調査を行う。

16.5.3 除去工事実施箇所を決定する（建設部）

建設部は、調査結果をもとに除去工事実施箇所を決定する。

16.5.4 道路占有者等に対して障害物除去を指示する（建設部）

建設部は、道路障害物については、道路占有者等に対して除去の指示をする。

16.5.5 道路障害物を除去する（建設部）

建設部は、道路障害物について道路占有者等と協議し、占有者が同意書を提出した場合は、建設部が道路障害物除去を実施する。

16.5.6 京都府警と協力して障害物除去を実施する（建設部）

急を要する場合、緊急交通路及び緊急輸送道路の障害物の除去は、建設部が京都府警と協力して行う。

16.6 河川障害物を除去する

各河川管理者は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて相互に協力を依頼する。

16.6.1 河川障害物の調査を行う（建設部）

河川に倒壊家屋、船舶等の障害物がある場合は、建設部は、河川障害物の所有者等の調査を行う。

16.6.2 障害物の除去方法を協議する（建設部）

河川に倒壊家屋、船舶等の障害物がある場合は、建設部は、京都府警等関係機関と協議し、障害物の除去方法を定める

16.6.3 障害物を除去する（建設部）

建設部は、河川施設の損壊の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、必要に応じて障害物仮置場に一時的に集積する。

⇒ 16.4 障害物仮置場計画を策定する

16.7 住居内に流入した障害物を除去する

災害救助法が適用された場合に、下記の要領で実施する。

(災害救助法による除去の対象)

ア	対象	住宅が半壊、半焼し、自らの資力では障害物を除去することができない者
イ	除去対象	区の半壊、半焼した世帯の数の15%の範囲内
ウ	除去部分	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼす部分

16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する（区本部）

区本部は、災害救助法の適用による住居内の障害物の除去についての窓口を設置し、相談及び受付を行う。

16.7.2 建設部に除去を要請する（区本部）

区本部は、住居内の障害物を除去することを適当と認めるときは、建設部に当該障害物の除去を要請する。

16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する（建設部）

建設部は、区本部の要請により当該住居内の障害物の除去を実施し、その廃棄物の処理については、環境政策部と協議して実施する。

16.8 除去障害物を処分する

(1) 「障害物仮置場」を設置しない場合

16.8.1 環境政策部から処分地への災害廃棄物搬入の指示を受ける（建設部）

建設部等道路管理者、道路占有者等及び河川管理者は、環境政策部からの指示に基づいて、処分地への災害廃棄物の搬入を行う。

16.8.2 処分地への災害廃棄物の搬入を行う（建設部）

処分地への災害廃棄物の搬入は、原則として障害物除去を実施する道路管理者、道路占有者等及び河川管理者とする。

(2) 「障害物仮置場」を設置した場合

16.8.3 道路上に蓄積することが困難な廃棄物を「障害物仮置場」に搬入する（建設部）

建設部及び道路障害物の除去を実施する道路占有者等並びに河川管理者は、道路上に蓄積することが困難な廃棄物を障害物仮置場に搬入する。

16.8.4 一時的に道路上に仮置きした場合は、環境政策部に連絡する（建設部）

建設部及び道路障害物の除去を実施する道路占有者等並びに河川管理者は、緊急的に道路に一時仮置きした場合にあっては、その旨を環境政策部に連絡する。

16.8.5 環境政策部と処分地への搬入について協議する（建設部）

環境政策部及び建設部等道路管理者、道路占有者等は、道路上に仮置した通行に支障のない障害物の処分地への搬入について協議して実施する。

第17節 災害廃棄物対策計画

(17 災害廃棄物进行处理する)

■ 基本方針

大規模な震災時には、がれき、粗大ごみ等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみや粗大ごみ等についても、道路交通の混乱やライフライン施設の被害等により、処理の困難な状況が想定されるため、別に定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害復旧及び市民の生活環境の保全上重要となるこれらの対策を迅速に実施する。

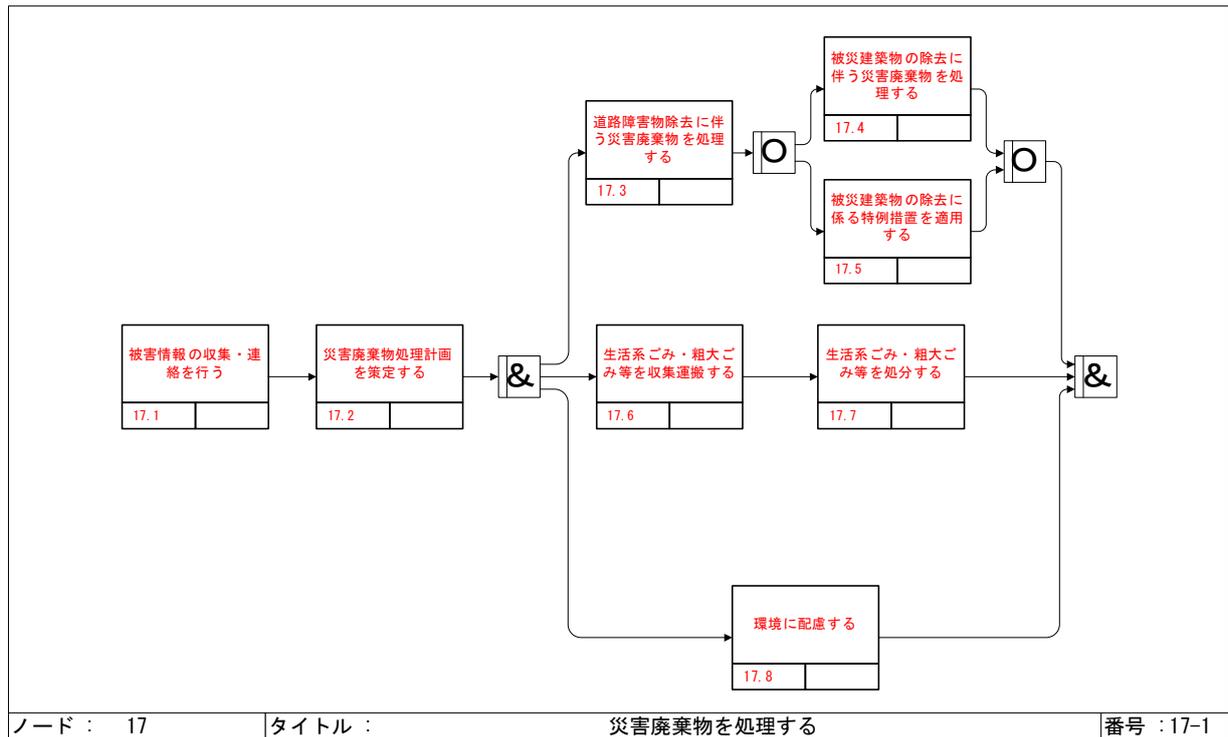
■ 実施責任者 : 環境政策部長

■ 役割分担

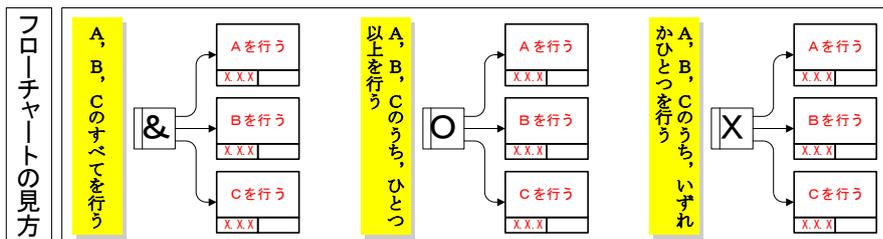
応急対策項目	担 当	分 担 内 容
17.1 被害情報の収集・連絡を行う	環境政策部	17.1.1 施設、機材、職員の被害状況を調査する 17.1.2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する 17.1.3 所管収集区域の被災状況、道路状況等を調査する 17.1.4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する 17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う 17.1.6 各事業所に収集運搬、予備処分の適切な指示を行う
17.2 災害廃棄物処理計画を策定する	環境政策部	(1) 災害廃棄物処理計画 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等をもとに、災害廃棄物量の推計を行う 17.2.2 災害廃棄物処理計画を策定する 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し、「がれき仮置場」の指定を行う 17.2.4 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する 17.2.5 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17.2.6 仮設処理施設の設置を検討する (2) 災害廃棄物処理体制 17.2.7 作業に必要な人員及び資機材の量を推計する 17.2.8 必要な人員及び資機材の調整を行う 17.2.9 業界団体への支援を要請する 17.2.10 本部長に他都市への応援を要請する
17.3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物进行处理する	環境政策部 道路管理者、道路占有者	17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する (1) 一時仮置きした場合の措置 17.3.2 道路管理者及び道路占有者と処分地への搬入方法について協議する (2) 処分地への搬入 17.3.3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する 17.3.4 道路管理者、道路占有者が災害廃棄物を処分地に搬入する
17.4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物进行处理する	建物所有者・管理者 環境政策部	17.4.1 原則として、被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17.4.2 原則として、処分地への収集及び搬送は自ら行う 17.4.3 環境政策部が収集搬送する 17.4.4 除去作業の指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を指示する 17.4.5 「がれき仮置場」から処分地へ搬送する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
17.5 被災建築物の除去に係る特例措置を適用する	区本部	(1) 被災建築物除却の受付 17.5.1 解体申請の受付を行う 17.5.2 関係書類を環境政策部へ送付する
	環境政策部, 区本部, 建設部	17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う 17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する
	環境政策部	(2) 被災建築物除却の実施 17.5.5 発注名簿を作成する 17.5.6 関係業者と契約する 17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17.5.8 分別の徹底, 搬入方法等の周知を行う 17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う 17.5.10 仮置場等での分別, 破碎等を行う仮施設を設置する
17.6 生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する	環境政策部	(1) 収集運搬 17.6.1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する 17.6.2 生活系ごみ, 粗大ごみ等の収集を, 全市において一時停止する 17.6.3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する
	区本部	(2) ごみ処理手数料の減免措置 17.6.4 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する 17.6.5 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う 17.6.6 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する
	環境政策部	17.6.7 受入方法等について区本部に連絡する
	区本部	17.6.8 決定事項を被災者に連絡する 17.6.9 ごみの搬入指導に当たる
17.7 生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する	環境政策部	17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う 17.7.2 自らで搬入する粗大ごみ, 不燃物を受け付ける
17.8 環境に配慮する	環境政策部	17.8.1 災害廃棄物の資源化, 減量化及び環境汚染防止策を広報する
		(1) 災害廃棄物の資源化, 減量化 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する 17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する
		(2) 環境汚染への配慮 17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, 適正な処理の指導に当たる 17.8.5 建築物の解体に際し, PCBやアスベストによる環境汚染を防止する 17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する

■ 対策の流れ



ノード： 17 タイトル： 災害廃棄物を処理する 番号：17-1



17.1 被害情報の収集・連絡を行う

17.1.1 施設、機材、職員の被害状況を調査する（環境政策部）

クリーンセンター等の各事業所は、施設、機材、職員の被害状況を調査する。

※ 資料3-17-1 ごみ処理施設の現況

17.1.2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する（環境政策部）

クリーンセンター等の各事業所は、被害調査の結果を環境政策部長に報告する。

17.1.3 所管収集区域の被災状況、道路状況等を調査する（環境政策部）

各まち美化事務所は、関係部局等と連携して、所管収集区域の被災状況や道路状況等を調査する。

17.1.4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する（環境政策部）

各まち美化事務所は、所管収集区域内の調査結果を環境政策部長へ報告する。

17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う（環境政策部）

環境政策部は、各部等から以下に示す災害廃棄物処理計画策定に必要な情報を収集する。

（災害廃棄物処理計画策定に必要な情報）

- ア 道路障害物の除去方針、障害物仮置場等の設置状況（建設部）
- イ 被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果（都市計画部）
- ウ 区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果（本部事務局）
- エ オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム（行財政部等））
- オ 避難所データベース（本部事務局）
- カ 道路交通（規制）情報（建設部等道路管理者）

17.1.6 各事業所に収集運搬、予備処分の適切な指示を行う（環境政策部）

環境政策部長は、各事業所に収集運搬及び予備処分等の適切な指示をする。

17.2 災害廃棄物処理計画を策定する

(1) 災害廃棄物処理計画

- 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等をもとに、災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部)
環境政策部は、関係部等から提供されたデータ及び災害廃棄物処理支援システムをもとに、災害廃棄物発生量の推計を行う。
- 17.2.2 災害廃棄物処理計画を策定する(環境政策部)
環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果及び各部等から収集した情報をもとに、被災建築物のがれき処理、避難所のごみ収集計画等の災害廃棄物処理計画を策定する。
- 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し、「がれき仮置場」の指定を行う(環境政策部)
環境政策部は、オープンスペース調整チームにおいて協議し、「がれき仮置場」の指定を行う。
⇒ 28 オープンスペース利用の調整をする
- 17.2.4 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部)
環境政策部は、災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設(仮置場を含む。)を決定する。
- 17.2.5 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する(環境政策部)
環境政策部は、災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに、関係機関に周知する。
⇒ 4.2 一般広報を行う
- 17.2.6 仮設処理施設の設置を検討する(環境政策部)
環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果に基づき仮設処理施設の設置を検討する。

(2) 災害廃棄物処理体制

- 17.2.7 作業に必要な人員及び資機材の量を推計する(環境政策部)
環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、作業に必要な人員及び資機材の量を推計する。
※ 資料3-17-2 環境業務用機器材一覧表
- 17.2.8 必要な人員及び資機材の調整を行う(環境政策部)
環境政策部は、あらかじめ定められた配備、動員計画に基づく作業体制を確立するとともに、災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。
- 17.2.9 業界団体への支援を要請する(環境政策部)
環境政策部は、本市の人員、保有機材では不足する場合、業界団体への支援依頼等を行う。
⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- 17.2.10 本部長に他都市への応援を要請する(環境政策部)
環境政策部長は、本市の人員、保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し、他都市等の応援を受けることが必要と認めるときは、本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに、受入れに係る必要な調整を行う。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

17.3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物を処理する

道路障害物の除去は、「第16節 障害物除去計画」に基づき行う。

- ⇒ 16.5 道路障害物を除去する
- ⇒ 16.8 除去障害物を処分する

- 17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する(環境政策部)
処分地への災害廃棄物の搬入は、原則として道路障害物除去を実施する道路管理者、道路占有者が行う。
環境政策部は、道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者、道路占有者に対し、処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。

(1) 一時仮置きした場合の措置

- 17.3.2 道路管理者及び道路占有者と処分地への搬入方法について協議する(環境政策部)
環境政策部は、道路管理者、道路占有者が緊急措置として一時仮置きした災害廃棄物について、その搬入先、処分方法等について必要な指示、協議を行う。

(2) 処分地への搬入

- 17.3.3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する(環境政策部)
道路管理者、道路占有者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は、環境政策部が処分地に搬入する。また、一時仮置きした災害廃棄物について、環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合、

環境政策部が処分地に搬入する。

- 17.3.4 道路管理者、道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入する（道路管理者、道路占用者）
一時仮置きした災害廃棄物について、道路管理者、道路占用者が処分地への搬入を行うことになった場合、道路管理者、道路占用者が処分地に搬入する。

17.4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物进行处理する

- 17.4.1 原則として、被災住宅や事業所の除去は自ら行う（建物所有者、管理者）
被災した市民の住宅や事業者等の建物の除去は、原則として建物の所有者、管理者が行うものとする。ただし、被災建築物が緊急交通路や緊急輸送道路の確保に支障をきたし、その機能確保に急を要する場合は、道路管理者が警察等と連携して除去を行う。
- 17.4.2 原則として、処分地への収集及び搬送は自ら行う（建物所有者、管理者）
災害廃棄物の処分地への収集及び搬送は自己搬入を原則とする。
- 17.4.3 環境政策部が収集搬送する（環境政策部）
特に本部長が必要と認めた場合は、環境政策部が収集搬送する。
- 17.4.4 除去作業の指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を指示する（環境政策部）
がれき仮置場を設置した場合、環境政策部は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を指示する。
- 17.4.5 「がれき仮置場」から処分地へ搬送する（環境政策部）
環境政策部は、関係機関と協議して「がれき仮置場」から処分地への搬送を実施する。

17.5 被災建築物の除去に係る特例措置を適用する

国が被災者の負担軽減を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づき、損壊した家屋等のがれきについて特例措置（公費解体）を講じる場合には、以下の手順で行う。

(1) 被災建築物除却の受付

- 17.5.1 解体申請の受付を行う（区本部）
区本部は、建物所有者から権利関係を証明する書類や関係権利者の同意書等を添えた解体申請の受付を行う。
- 17.5.2 関係書類を環境政策部へ送付する（区本部）
区本部は、建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ、関係書類を環境政策部へ送付する。
- 17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う（環境政策部、区本部、建設部）
環境政策部、区本部、建設部は、被災建築物の除去を効率的に実施するため、必要な協議を行う。
- 17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する（環境政策部、区本部、建設部）
環境政策部、区本部、建設部は、被災建築物の現地調査等を実施するなどして、作業の優先順位を決定する。

(2) 被災建築物除却の実施

- 17.5.5 発注名簿を作成する（環境政策部）
環境政策部は、被災建築物除去の発注名簿を作成する。
- 17.5.6 関係業者と契約する（環境政策部）
環境政策部は、被災建築物除去を行う関係業者との契約を行う。
- 17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う（環境政策部）
環境政策部は、契約業者との連絡調整、支払事務、廃棄物搬入券の配付を行う。
- 17.5.8 分別の徹底、搬入方法等の周知を行う（環境政策部）
環境政策部は、契約業者に対し分別の徹底、搬入方法等の周知を行う。
- 17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う（環境政策部）
環境政策部は、可能な限りリサイクルが推進されるよう、廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。
- 17.5.10 仮置場等での分別、破碎等を行う仮設施設を設置する（環境政策部）
環境政策部は、仮置場等での分別、破碎等を行う仮設施設を設置する。

17.6 生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する

(1) 収集運搬

- 17.6.1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する（環境政策部）
環境政策部は、避難所の衛生管理を良好に保つため、避難所のごみ収集作業を優先して実施する。

- 17.6.2 生活系ごみ、粗大ごみ等の収集を、全市において一時停止する（環境政策部）
環境政策部は、生活系ごみ、粗大ごみ等の収集を、全市において一時停止する場合がある。
- 17.6.3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する（環境政策部）
収集を一時停止した場合、交通の障害となる路上のごみ等については、環境政策部が道路管理者等と調整して処分する。

(2) ごみ処理手数料の減免措置

- 17.6.4 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する（区本部）
区本部は、ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する。
- 17.6.5 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う（区本部）
区本部は、ごみ処理手数料の減免についての相談業務を行う。
- 17.6.6 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する（区本部）
区本部は、減免措置を講じることを適当と認めたときは、被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて、環境政策部に送付する。

(ごみ処理手数料の減免の基準)

ア 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として、本部から要請された場合 イ (ア) 生活保護法第11条第1項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合 (イ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けているものが申請する場合 ウ 災害によって著しい生活困窮状態にある者が申請する場合 エ 中小企業及び個人等が排出した一般廃棄物を、中小企業及び個人等が各施設の最上位料金区分を適用される量を持ち込む場合 オ (ア) 新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合 (イ) 本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者、障害者が申請する場合 (ウ) 在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合 カ その他特に環境企画部長が必要と認めた場合

- 17.6.7 受入方法等について区本部に連絡する（環境政策部）
環境政策部は、減免申請書を受領後、受入方法等について、速やかに区本部に連絡する。
- 17.6.8 決定事項を被災者に連絡する（区本部）
区本部は、決定事項を被災者に連絡する。
- 17.6.9 ごみの搬入指導に当たる（区本部）
区本部は、被災者に対して、ごみの搬入指導に当たる。

17.7 生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する

- 17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う（環境政策部）
衛生上の観点から、生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし、本市施設の処理能力が不足する場合は、他の自治体、産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。
- 17.7.2 自らで搬入する粗大ごみ、不燃物を受け付ける（環境政策部）
自らで搬入する粗大ごみ等は、原則として南部クリーンセンター、東部クリーンセンター又は東北部クリーンセンターで、不燃物については、東部山間埋立処分地又は仮置場で受け付ける。

17.8 環境に配慮する

- 17.8.1 災害廃棄物の資源化、減量化及び環境汚染防止策を広報する（環境政策部）
環境政策部は、災害廃棄物の解体、仮置き、最終処分の各段階において、災害廃棄物の資源化、減量化を図り、環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

(1) 災害廃棄物の資源化、減量化

- 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する（環境政策部）
環境政策部は、可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し、最終処分される廃棄物量を極力減量する。

17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する（環境政策部）

環境政策部は、可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し、最終処分される廃棄物量を極力減量する。

(2) 環境汚染への配慮

17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため、適正な処理の指導に当たる（環境政策部）

環境政策部は、有害廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理支援システムを活用し、迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。

17.8.5 建築物の解体に際し、PCBやアスベストによる環境汚染を防止する（環境政策部）

環境政策部は、PCB使用電気機器を保有する建築物やアスベストを吹き付け施工された建築物の解体に際しては、「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン及びマニュアル等を活用し、適切な処理の実施に向けた指導を行う。

17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する（環境政策部）

環境政策部は、仮置場においては、防塵ネットを設置するとともに、散水、消臭剤等の散布、搬入車両の騒音、振動、粉塵対策に配慮するよう指導する。

第18節 し尿処理対策計画

(18 し尿を処理する)

■ 基本方針

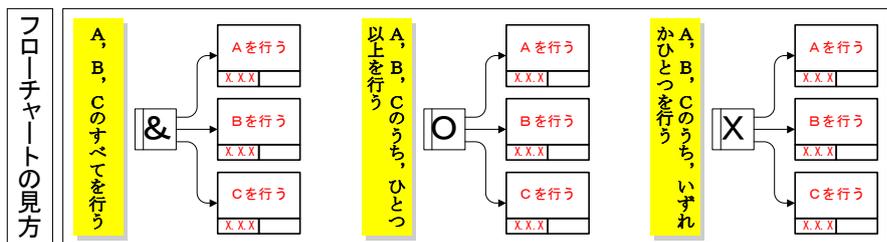
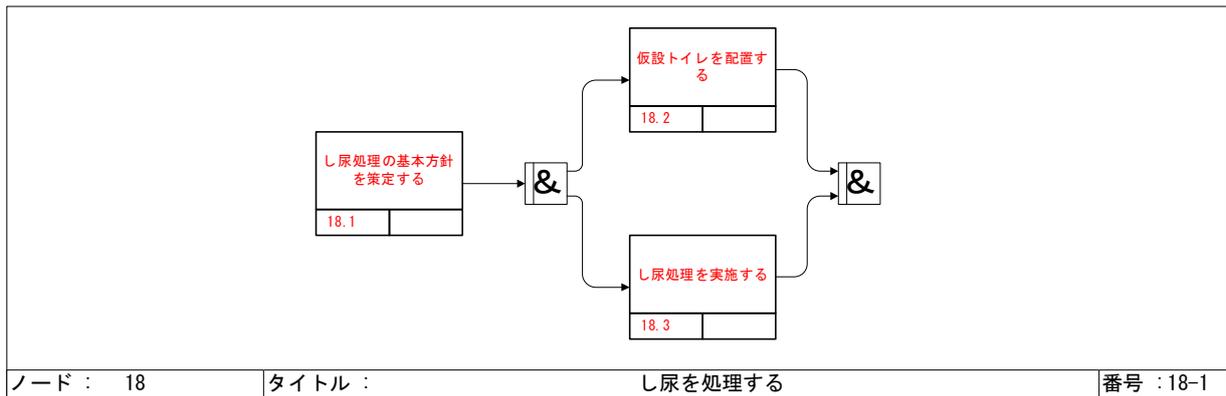
大規模な震災時には、上下水道の被害に伴い多くの既存トイレが使用不能となることが予想される。各家庭や事業所、公的施設の管理者等はできるだけ生活用水を確保して既存トイレの利用を図るものとする。また、備蓄仮設トイレ及び調達仮設トイレの活用を図るとともに、し尿処理作業を実施する。

■ 実施責任者 : 環境政策部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
18.1 し尿処理の基本方針を策定する	環境政策部	18.1.1 本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する 18.1.2 職員の配備状況、施設、機材等の被害状況を調査する 18.1.3 必要仮設トイレ数量、し尿処理要員数・資機材量を算定する 18.1.4 協力業者への調達、応援を要請する 18.1.5 本部長に他都市への調達、応援要請を要求する 18.1.6 し尿処理計画を作成する
18.2 仮設トイレを配置する	環境政策部	(1) 備蓄仮設トイレの配置 18.2.1 備蓄仮設トイレを配置する
	環境政策部	(2) 調達仮設トイレの配置 18.2.2 調達業者に仮設トイレの搬送を指示する 18.2.3 調達業者に仮設トイレを仮置場に搬入させる 18.2.4 協力業者の協力を得て、目的地に配置する
	運営協議会	(3) 避難所における対応 18.2.5 協力して仮設トイレを組み立てる 18.2.6 仮設トイレの環境管理を行う
	区本部 自主防災組織等	(4) 市街地内における対応 18.2.7 協力して仮設トイレを組み立てる 18.2.8 仮設トイレの環境管理を行う
18.3 し尿処理を実施する	環境政策部	18.3.1 し尿処理計画に基づき、全市のし尿収集作業を開始する 18.3.2 可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に投入する 18.3.3 上下水道部と調整して、投入可能なマンホールを指定する 18.3.4 マンホールへのし尿投入作業を行う
18.4 仮設トイレを撤去する	環境政策部	18.4.1 区本部の要請を受け、各所に設置された仮設トイレを撤去し、保管所に搬送する

■ 対策の流れ



18.1 し尿処理の基本方針を策定する

18.1.1 本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する（環境政策部）
環境政策部は、本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する。

（し尿処理計画に必要な情報）

ア	広域避難場所、避難所の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況（被害状況、水の確保状況）
イ	市内の下水道施設の被害状況及び復旧状況
ウ	市内の上水道施設の断水状況及び復旧状況
エ	被災地からの仮設トイレ要請情報（避難所等から区本部への要請情報）

18.1.2 職員の配備状況、施設、機材等の被害状況を調査する（環境政策部）
環境政策部は、職員の配備状況、施設、機材等の被害状況を調査する。

※ 資料3-18-1 し尿処理施設の現況

18.1.3 必要仮設トイレ数量、し尿処理要員数・資機材量を算定する（環境政策部）
環境政策部は、上記の情報その他をもとに、必要仮設トイレ数量、し尿処理要員数・資機材量を算定する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

18.1.4 協力業者への調達、応援を要請する（環境政策部）
環境政策部は、本市の備蓄仮設トイレ、し尿処理用保有機材、人員では不足を生じると判断される場合は、協力業者等の調達、応援を要請する。

18.1.5 本部長に他都市への調達、応援要請を要求する（環境政策部）
環境政策部は、協力業者等の調達、応援要請によってもなお、仮設トイレやし尿処理機材、要員が不足すると判断される場合は、本部長に他の公共団体等への応援要請の実施を要求する。

ただし、協定等に基づき他都市等へ直接応援を要請する場合は、本部長に報告するとともに、受入れに係る必要な調整を実施する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

18.1.6 し尿処理計画を作成する（環境政策部）
環境政策部は、協力業者、他都市等の応援を考慮した、し尿処理計画を作成するとともに、状況の変化に応じて随時し尿処理計画の変更を行う。また、仮設トイレの設置場所（避難所、その他市

街地内の空地等)、機種、基数等について配置計画を策定する。

(既設トイレの利用方針)

- ア 震災後の断水等が発生した場合においても、各家庭や事業所、広域避難場所、避難所等では、施設内の既設トイレに被害がない場合、その使用を最優先する。また上下水道部は、流出先の下水道施設の被害状況及び復旧状況と整合するよう努める。
- イ 各家庭や事業所、公的施設の管理者は、既設トイレを利用するため水道水の代わりに生活用水の確保に努める。
- ウ 近隣住民は協力して、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、発動機、タンク等の利用を図る。
- エ 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。
- オ 上下水道部は、震災直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を計画的に実施する。トイレ用生活用水の供給に当たっては、区本部から避難所等の既設トイレの被害情報を入手し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給する。
- カ 区本部は、関係機関に対して、避難所となっている学校プール等への生活用水の供給を要請する。

※ 資料3-18-2 市内公衆便所一覧表

18.2 仮設トイレを配置する

環境政策部は、既設トイレ等の使用が不可能な避難所等の施設、地域に対して、計画的に仮設トイレの配置を行う。

(1) 備蓄仮設トイレの配置

18.2.1 備蓄仮設トイレを配置する (環境政策部)

環境政策部は、配置計画(18.1.6)に基づき本市備蓄の仮設トイレを配置する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

(2) 調達仮設トイレの配置

環境政策部が直接調達した仮設トイレ、他都市への応援要請により調達された仮設トイレとも、以下により配置する。

18.2.2 調達業者に仮設トイレの搬送を指示する (環境政策部)

環境政策部は、仮設トイレ配置計画に基づき、配置先、配置基数及び利用できる幹線道路等を調達業者に示し、仮設トイレの配置を指示する。

18.2.3 調達業者に仮設トイレを仮置場に搬入させる (環境政策部)

交通事情等により直接の搬入が困難な場合、環境政策部は、別に定める仮置場に一時搬入を指示する。

18.2.4 協力業者の協力を得て、目的地に配置する (環境政策部)

環境政策部は、協力業者等の協力を得て、配置計画に基づき目的地に搬入する。

(3) 避難所における対応

18.2.5 協力して仮設トイレを組み立てる (運営協議会)

避難所に組立式仮設トイレが配備された場合、組立ては運営協議会が協力して行う。設置場所は環境衛生面を考慮し、極力下水道マンホールの近隣とする。

18.2.6 仮設トイレの環境管理を行う (運営協議会)

既設トイレ、仮設トイレ等の環境管理は避難所の運営協議会が行う。

⇒ 15.1 保健衛生指導を行う

(トイレの環境管理)

- ア トイレの清掃を行う。
- イ 仮設トイレの効率的な利用を図るため、便槽にはし尿以外のものを投入しない、便槽のならし作業を行うなどの対策を実施する。
- ウ 区本部の指導により、消毒等の環境衛生対策を行う。
- エ その他、トイレの管理に必要な対策を行う。
- オ 避難所における仮設トイレの撤去の要請を、区本部を経由して行う。

(4) 市街地内における対応

18.2.7 協力して仮設トイレを組み立てる (区本部)

区本部は、環境政策部及び協力業者等と協力して断水区域内の市民利用施設等の公的施設のエントランス付近に仮設トイレを組み立てる。

18.2.8 仮設トイレの環境管理を行う（自主防災組織等）

区本部は、自主防災組織等に対し、避難所における対応に準じて仮設トイレの環境管理を行うよう依頼する。

（参考）活動拠点における対応

応援部隊を受け入れる部等は、仮設トイレの設置の必要が生じた場合は本部に要請し、本部は環境政策部に仮設トイレの設置を指示する。

18.3 し尿処理を実施する

18.3.1 し尿処理計画に基づき、全市のし尿収集作業を開始する（環境政策部）

環境政策部は、し尿処理計画に基づき、汲み取り型仮設トイレを含む全市のし尿収集作業を実施する。

18.3.2 可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に投入する（環境政策部）

環境政策部は、施設が使用可能な場合は、可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に投入する。

18.3.3 上下水道部と調整して、投入可能なマンホールを指定する（環境政策部）

環境政策部は、マンホール投入を行う場合は、上下水道部との調整を行ったうえ、投入可能なマンホールを指定する。

18.3.4 マンホールへのし尿投入作業を行う（環境政策部）

環境政策部は、指定されたマンホールへのし尿投入作業を行う。

18.4 仮設トイレを撤去する

18.4.1 区本部の要請を受け、各所に設置された仮設トイレを撤去し、保管所に搬送する（環境政策部）

区本部は、各避難所等から仮設トイレの撤去要請を受けた場合、要請内容を環境政策部に報告し、これを受け環境政策部は仮設トイレを撤去し、保管所に搬送する。

第19節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬計画

(19 行方不明者の捜索, 遺体の取扱い, 火葬を行う)

■ 基本方針

大規模な震災により多数の行方不明者や死者が発生した場合には、関係機関と連携して、行方不明者の捜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、捜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。

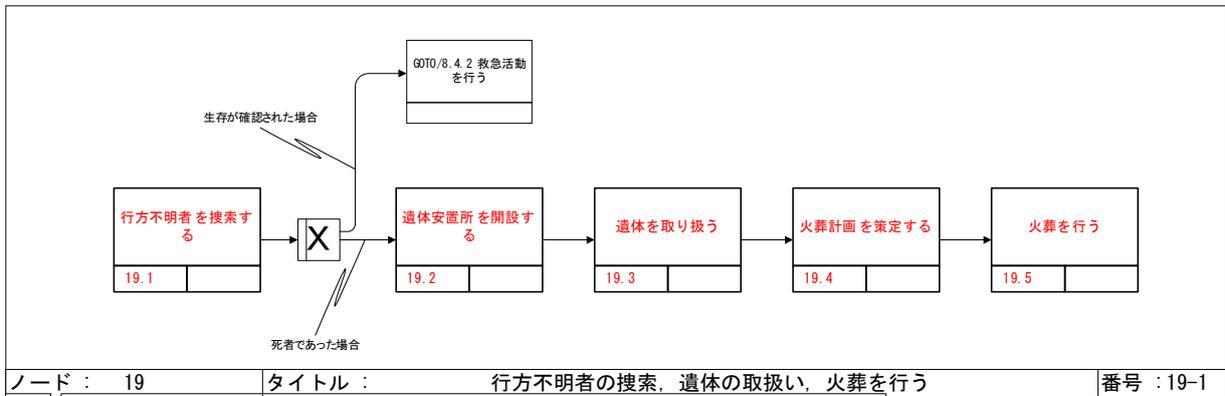
■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

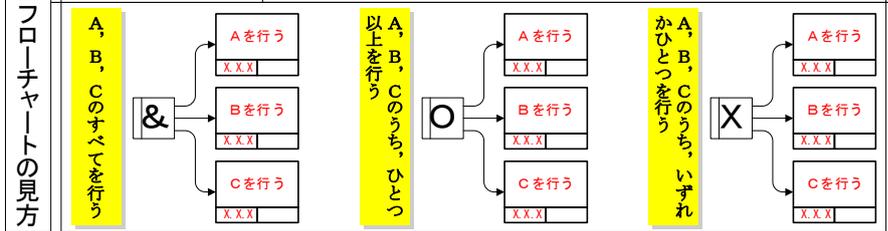
応急対策項目	担 当	分 担 内 容
19.1 行方不明者を捜索する	区本部	(1) 行方不明者の届出 19.1.1 所轄警察署と協力して、行方不明者の届出窓口を開設する 19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する 19.1.3 本部長及び所轄警察署に書面で報告する 19.1.4 本部長及び所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する
	本部 関係機関	(2) 行方不明者の捜索 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める 19.1.6 関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索を行う 19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する
19.2 遺体安置所を開設する	区本部	19.2.1 所轄警察署と遺体安置所の協議を行う 19.2.2 遺体安置所に適当な施設を選定する 19.2.3 遺体安置所を開設する 19.2.4 遺体安置所開設を本部長に報告する
	本部事務局	19.2.5 京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請する
19.3 遺体を取り扱う	警察署	(1) 検視 19.3.1 遺体の検視を行う
	区本部	19.3.2 遺体の検視が速やかに行われるよう、所轄警察署と連絡を取り合い協力する
		(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応 19.3.3 警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める 19.3.4 戸籍法等に基づき措置する 19.3.5 遺体及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記載し遺留品を保存する
		(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応 19.3.6 遺体を遺族又は関係者に引き渡す 19.3.7 必要事項を遺体処理台帳に記載する 19.3.8 本部事務局に報告する
		(4) 遺体の一時保存 19.3.9 遺体の処理等を指示し、納棺のうえ一時保存する 19.3.10 要員派遣を保健福祉部長に要請する 19.3.11 ドライアイスで遺体の腐乱を防止する
		(5) 遺体安置所の閉鎖 19.3.12 安置された遺体すべての引渡し完了後、遺体安置所を閉鎖する 19.3.13 遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する

応急対策項目	担当	分担内容
19.4 火葬計画を策定する	保健福祉部	19.4.1 火葬場の稼働状況を点検する 19.4.2 災害による死者数を把握する 19.4.3 火葬場の機能の維持，燃料等の確保を行う 19.4.4 火葬計画を策定する 19.4.5 他都市等への応援を要請する 19.4.6 火葬計画を区本部に連絡する
19.5 火葬を行う	区本部	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する 19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる 19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊柩車による搬送を依頼する
	保健福祉部	19.5.4 本部に霊柩車の調達を要請する 19.5.5 火葬を行う
	区本部	19.5.6 遺骨及び遺留品を引き渡す 19.5.7 遺骨及び遺留品を一時保管する

■ 対策の流れ



ノード： 19 タイトル： 行方不明者の捜索、遺体の取扱い、火葬を行う 番号：19-1



19.1 行方不明者を捜索する

捜索の対象は、災害のため、現に行方不明等の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。方法，費用の程度，期間は，資料3-23-1を参照。

ただし，災害救助法の適用前の段階でも，区本部が設置された場合は以下の処置を講じるものとする。

※ 資料3-23-1 救助の程度，方法及び期間等一覧表

(1) 行方不明者の届出

19.1.1 所轄警察署と協力して，行方不明者の届出窓口を開設する（区本部）

区本部長は所轄の警察署と協力して，災害のため所在が不明であり，捜索が必要とされる者の届出窓口を区本部に開設する。

19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する（区本部）

区本部は，市民等からの行方不明者の届出があった際は，以下の必要事項を聴取し，記録を行う。

(行方不明者の届出の記録内容)

- ア 行方不明者の住所
- イ 氏名
- ウ 年齢
- エ 性別
- オ 身長
- カ 着衣
- キ その他必要事項

- 19.1.3 本部長及び所轄警察署に書面で報告する（区本部）
区本部長は、届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部長及び所轄の警察署に報告する。
- 19.1.4 本部長及び所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する（区本部）
区本部長は、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話で本部長及び所轄の警察署に報告し、後日書面を送付する。

(2) 行方不明者の捜索

- 19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める（区本部）
区本部長は、消防部（消防団）、警察署等の防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- 19.1.6 関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索を行う（本部）
本部は、京都府警察、消防部（消防団）、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て行方不明者の捜索を行う。
- 19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する（関係機関）
災害現場から遺体を発見した関係機関は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官に通報する。

19.2 遺体安置所を開設する

- 19.2.1 所轄警察署と遺体安置所の協議を行う（区本部）
区本部長は、所轄の警察署と遺体安置所の設置について協議する。
- 19.2.2 遺体安置所に適当な施設を選定する（区本部）
区本部長は、遺体収容に適当な施設を区内から選定し、施設管理者と協議を行う。
- 19.2.3 遺体安置所を開設する（区本部）
区本部長は、施設管理者との協議の結果、了承が得られた場合、遺体安置所を開設する。
- 19.2.4 遺体安置所開設を本部長に報告する（区本部）
区本部長は、遺体安置所を開設した場合、その旨を本部長に報告する。

※ 様式3-19-1 遺体安置所開設・閉鎖報告書

- 19.2.5 京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請する（本部事務局）
本部事務局は、遺体安置所の開設が見込まれる場合、本市が締結している「葬祭業務の委託に関する覚書」に基づいて京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請する。

※ 資料3-19-2 葬祭業務の委託に関する覚書

19.3 遺体を取り扱う

(1) 検視

- 19.3.1 遺体の検視を行う（警察署）
- 19.3.2 遺体の検視が速やかに行われるよう、所轄警察署と連絡を取り合い協力する（区本部）

(2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応

- 19.3.3 警察署、地元住民等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める（区本部）
- 19.3.4 戸籍法等に基づき措置する（区本部）
区本部は、身元不明者に対しては、戸籍法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、災害救助法、京都市区役所事務分掌規則により措置する。
- 19.3.5 遺体及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記載し遺留品を保存する（区本部）
区本部は、身元不明者の遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記載し、遺留品を保存する。

(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応

- 19.3.6 遺体を遺族又は関係者に引き渡す（区本部）
区本部は、警察署による検視が終了した遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。
- 19.3.7 必要事項を遺体処理台帳に記載する（区本部）
区本部は、遺体の引渡し後、必要事項を遺体処置台帳に記載する。
- 19.3.8 本部事務局に報告する（区本部）
区本部は、必要事項を遺体処置台帳に記載後、本部事務局に報告する。

(4) 遺体の一時保存

- 19.3.9 遺体の処理等を指示し、納棺のうえ一時保存する（区本部）
区本部は、必要に応じ、遺体安置所に収容された遺体の処置等を指示し、納棺のうえ一時保存する。
- 19.3.10 要員派遣を保健福祉部長に要請する（区本部）
区本部長は、遺体の処置を行う要員等の確保が困難な場合、その派遣について保健福祉部長に要請する。
- 19.3.11 ドライアイスで遺体の腐乱を防止する（区本部）
夏季においてはドライアイスにより遺体の腐乱を防止する。
なお、災害救助法による方法、費用の限度、期間は資料3-23-1を参照のこと。
※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

(5) 遺体安置所の閉鎖

- 19.3.12 安置された遺体すべての引渡し完了後、遺体安置所を閉鎖する（区本部）
区本部は、安置された遺体のすべての引渡しを完了した場合、遺体安置所を閉鎖し、区本部長に報告する。
- 19.3.13 遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する（区本部）
区本部長は、遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する。
※ 様式3-19-1 遺体安置所開設・閉鎖報告書

19.4 火葬計画を策定する

- 19.4.1 火葬場の稼動状況を点検する（保健福祉部）
保健福祉部京都市中央斎場は、地震発生後、速やかに火葬場の設備の稼動状況を点検する。

(京都市の火葬場)

火葬場の名称、所在地、処理能力
ア 名称 京都市中央斎場
イ 所在地 京都市山科区上花山旭山町19-3
ウ 処理能力 1日120体

- 19.4.2 災害による死者数を把握する（保健福祉部）
保健福祉部は、本部事務局から、災害による死者の発生状況の情報を入手する。
- 19.4.3 火葬場の機能の維持、燃料等の確保を行う（保健福祉部）
保健福祉部京都市中央斎場は、火葬場の機能の保持を図り、運転に必要な燃料等の確保を図る。
- 19.4.4 火葬計画を策定する（保健福祉部）
保健福祉部は、本市の火葬場の稼動状況、災害による死者の発生状況をもとに火葬計画を作成する。
- 19.4.5 他都市等への応援を要請する（保健福祉部）
保健福祉部長は、本市において速やかな遺体の火葬が困難と思われる場合は、広域応援協定等に基づき、他都市に協力を求める。又は、京都府を通じ、厚生労働省等に協力を求める。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- 19.4.6 火葬計画を区本部に連絡する（保健福祉部）
保健福祉部は、作成した火葬計画を区本部に連絡する。他都市の協力により火葬を行う計画の場合、区本部に対して、火葬許可証発行時に遺族に対し被災地外で火葬を行うよう依頼する。

19.5 火葬を行う

災害救助法に基づく火葬の対象は、災害時に死亡した者について、その遺族が混乱期のため火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。方法、費用の程度、期間は、資料3-23-1を参照。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

- 19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する（区本部）
区本部長は、遺族が確認できている場合、遺族等に対し、火葬許可証を発行する。なお、他都市の協力により火葬を行う計画の場合、遺族に対し、できるだけ被災地外での火葬を呼びかける。

19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる（区本部）

区本部長は、死亡した者の遺族がない場合、又は確認できない場合、関係法規に基づいて火葬手続をとる。

19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊柩車による搬送を依頼する（区本部）

区本部長は、遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送する場合、社団法人全国霊柩自動車協会との協定に基づく搬送を依頼する。

なお、遺族が混乱期のため、火葬を行うことができない場合も、同様に遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送するものとする。

※ 資料3-19-2 葬祭業務の委託に関する覚書

資料3-19-3 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

19.5.4 本部に霊柩車の調達を要請する（区本部）

区本部長は、区内で霊柩車の調達ができない場合は、本部長に要請する。

19.5.5 火葬を行う（保健福祉部）

保健福祉部は、火葬場に搬送された遺体の火葬を行う。

19.5.6 遺骨及び遺留品を引き渡す（区本部）

区本部は、火葬後、遺骨の引取り手がある場合は、遺骨及び遺留品を引き渡す。

19.5.7 遺骨及び遺留品を一時保管する（区本部）

区本部は、火葬後、遺骨の引取り手がない場合、遺骨及び遺留品を、区本部において一時保管する。

第20節 文教対策計画 (20 文教対策を実施する)

■ 基本方針

震災時、各学校（幼稚園）においては、児童生徒の安全確保などを行うため、学校長（園長）及び教職員による学校（園）防災本部を編成し、迅速な応急対策を実施する。

また、学校教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施、教科書等の確保、施設、設備の復旧等を迅速、的確に行うとともに、当該学校園が、避難所として開設された場合には、校園長等はその運営がスムーズに行われるよう支援するものとする。

■ 実施責任者： 教育部長

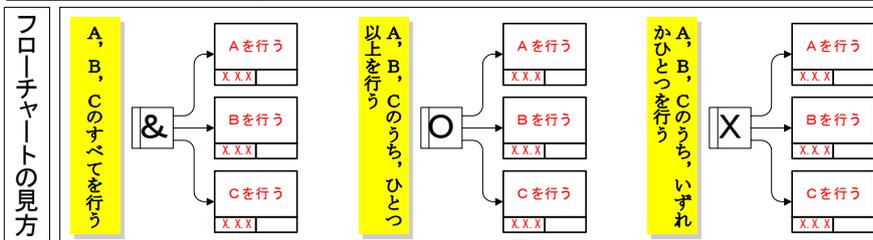
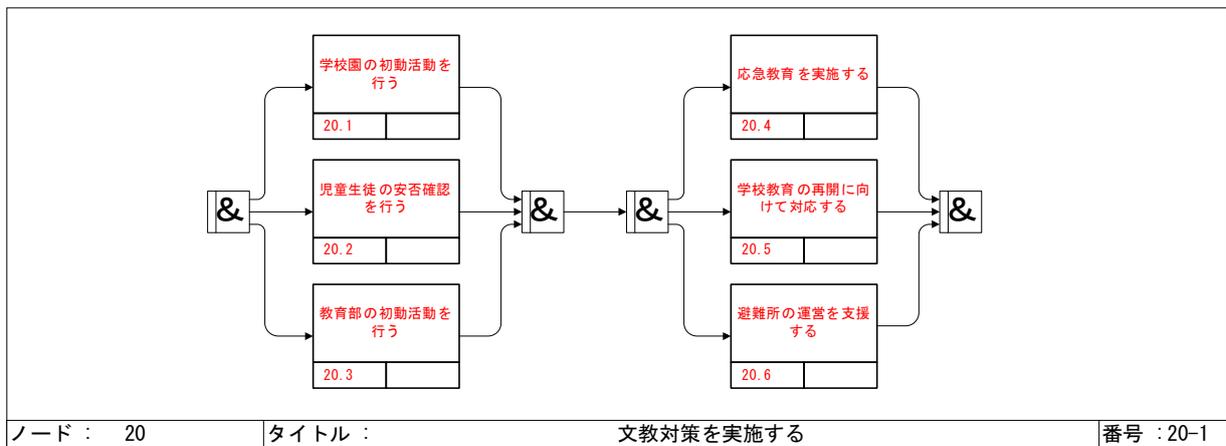
（府立、国立及び私立の学校等については、本計画に準拠して応急対策を実施する。）

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
20.1 学校園の初動活動を行う	学校園	(1) 勤務時間外の参集基準 20.1.1 校園長等は、学校に参集し、初動活動を開始する（休日等）
		(2) 学校防災本部の初動活動 20.1.2 校園長を本部長とする学校防災本部を編成する 20.1.3 校内の被災状況の把握を行う 20.1.4 教育部長に学校園の状況を報告する
20.2 児童生徒の安否確認を行う	学校園	(1) 在校時 20.2.1 冷静な対応の呼びかけ、周囲の状況等の情報伝達を行う 20.2.2 児童生徒の安全を図る
		(2) 登下校時 20.2.3 登下校中の児童生徒、学校にいる児童生徒を保護する 20.2.4 学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う
		(3) 休日・夜間時 20.2.5 各家庭の児童生徒の安否確認を行う（休日・夜間） 20.2.6 児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める
		(1)～(3) 共通 20.2.7 児童生徒の保護者に連絡する 20.2.8 児童生徒の引渡しを行う 20.2.9 学校園において保護する
20.3 教育部の初動活動を行う	教育部	20.3.1 教育部の活動体制を確立する 20.3.2 学校園の被害状況を把握する 20.3.3 本部長に学校園の状況を報告する
20.4 応急教育を実施する	学校園	(1) 被害の程度に応じた教育の措置 20.4.1 各学校において応急措置を実施し、授業を行う 20.4.2 残存の安全な校舎により、学級合併授業、二部授業を行う
	学校園、教育部	(2) 臨時休校時の措置 20.4.3 臨時休校（園）の措置をとる
	学校園	20.4.4 家庭や避難所での自習を指示する
	教育部	20.4.5 総合企画部にテレビ、ラジオの放送を依頼するなど、児童生徒への周知を図る
	学校園	20.4.6 応急教育の場で可能な方法により応急教育を実施する
	教育部	20.4.7 近隣の学校施設や公的施設等に応急教育の場を確保する 20.4.8 被災により就学地を離れた場合は、転出先において就学の手続をとるよう指導する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
20.5 学校教育の再開に向けて対応する	教育部	20.5.1 児童生徒の就学援助を行う
	学校園, 教育部	20.5.2 給食の措置を行う
	教育部	20.5.3 児童生徒, 教職員の健康管理, 衛生管理, カウンセリング等を行う
		20.5.4 校園長と協議し, 適宜必要教職員を派遣する
20.6 避難所の運営を支援する	学校園	20.6.1 教職員と連携し, 避難所の開設及び運営を支援する
		20.6.2 体育館を避難所として開放する
		20.6.3 参集した教職員等が必要な措置を行う
		20.6.4 学校の各施設を避難所として開放する
		20.6.5 普通教室は, 児童生徒の教育の場としての使用を最優先する
	教育部	20.6.6 本部と協議し, 必要な措置を講じる

■ 対策の流れ



20.1 学校園の初動活動を行う

(1) 勤務時間外の参集基準

20.1.1 校園長等は, 学校に参集し, 初動活動を開始する(休日等)(学校園)

校園長等は, 本編「第3章 第2節 配備及び動員」の基準に基づき, 本市区域において震度5弱以上の地震が発生した場合, 学校に参集のうえ待機し, 初動活動を開始する。

教職員についても, 上記基準に準じて, 学校園へ参集する。

⇒ 2.5 参集する

(2) 学校防災本部の初期活動

- 20.1.2 校園長を本部長とする学校防災本部を編成する（学校園）
地震発生時に学校園においては、校園長を本部長とする学校防災本部を編成する。

(学校防災本部の役割)

ア 在校時 (ア) 児童生徒の安全確保と避難誘導 (イ) 学校園の施設・設備の安全点検・消火等 (ウ) 救出・救命及び救護 (エ) 児童生徒の保護と保護者への連絡・引渡し (オ) 学校園施設の応急復旧 (カ) 避難所の管理及び運営の支援 イ 休日・夜間時 (ア) 学校園への参集 (イ) 児童生徒の安否確認
--

- 20.1.3 校内の被災状況の把握を行う（学校園）
校園長は、校内の被災状況等の把握を行い、必要な対策を指示する。

(学校園の安全確認項目)

ア 校内や近隣の巡視を行う等、被害状況を調査し、安全を確認する。 イ 必要な場合は広域避難場所及び避難路の状況を確認する。 ウ 出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。 エ このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。
--

- 20.1.4 教育部長に学校園の状況を報告する（学校園）
校園長は、教育部等と緊密な連絡に当たり、学校園の被災状況を教育部長に報告する。

20.2 児童生徒の安否確認を行う

(1) 在校時

- 20.2.1 冷静な対応の呼びかけ、周囲の状況等の情報伝達を行う（学校園）
児童生徒の在校時には、教職員は、地震発生後速やかに、校内放送、ハンドマイク等により、冷静な対応を呼びかけるとともに、周囲の状況等の情報伝達を適宜行う。
- 20.2.2 児童生徒の安全を図る（学校園）
児童生徒の安全確保、安否確認、負傷者の有無及びその数、程度を把握し、対策を講じる。二次災害の危険を防止するために避難を行う場合は、適切な誘導を行い、児童生徒を安全に避難させる。
また、建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出、救命に当たり、負傷した児童生徒、教職員の救護に努める。

(2) 登下校時

- 20.2.3 登下校中の児童生徒、学校にいる児童生徒を保護する（学校園）
教職員は、登下校中の児童生徒、学校にいる児童生徒を保護する。
- 20.2.4 学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う（学校園）
教職員は、学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う。

(児童生徒の安全確保の基本)

ア 各教科等の学習中に発災した場合 在室している教室の状況に応じ、地震発生と同時に、机の下へ避難させるなど、教職員が的確な指示を行う。 イ 登下校時に発災した場合 児童生徒に対して、あらかじめ避難の方法や避難場所について、指導を徹底しておく。 ウ 休憩時間中及び部活動中に発災した場合 指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、校内放送や校内のパトロールを実施する等の確な対応をとる。

(3) 休日・夜間時

- 20.2.5 各家庭の児童生徒の安否確認を行う（休日・夜間）（学校園）
教職員は、休日・夜間に災害が発生した場合、各家庭の児童生徒の安否確認を行う。
- 20.2.6 児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める（学校園）
教職員は、災害発生後の児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める。

(1)～(3)共通

- 20.2.7 児童生徒の保護者に連絡する（学校園）
学校防災本部は、児童生徒を安全に保護者に引渡すため、児童生徒の状況が確認された後、あらかじめ定めた方法により、児童生徒の保護者に連絡をする。
- 20.2.8 児童生徒の引渡しを行う（学校園）
学校防災本部は、保護者への連絡の後、あらかじめ定めた方法により、児童生徒の引渡しを行う。
- 20.2.9 学校園において保護する（学校園）
保護者との連絡がとれないなどの理由により、保護者への引渡しができない場合には、学校園において保護する。

20.3 教育部の初動活動を行う

- 20.3.1 教育部の活動体制を確立する（教育部）
教育部は、本編「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」に基づき、初動体制を確立する。
- 20.3.2 学校園の被害状況を把握する（教育部）
教育部は、各学校園からの報告により、被災状況を把握し、とりまとめる。

（被害状況等報告項目）

ア 児童生徒のり災状況
イ 教育関係職員のみ災状況
ウ 学校園施設の被害状況
エ 児童生徒の保護者への引渡しの実施
オ その他応急措置を必要と認める事項

- 20.3.3 本部長に学校園の状況を報告する（教育部）
教育部長は、本部長にとりまとめた各学校園の状況を報告する。報告内容は、上記に準じる。

20.4 応急教育を実施する

校園長は、校舎等の被害の程度、避難所の状況等から、次の方針に基づいて可能な範囲で応急教育を実施する。

(1) 被害の程度に応じた教育の措置

- 20.4.1 各学校において応急措置を実施し、授業を行う（学校園）
校舎の被害が比較的軽微のときは、各学校において速やかに応急措置を実施し、授業を行う。
- 20.4.2 残存の安全な校舎により、学級合併授業、二部授業を行う（学校園）
一部の校舎が使用可能なときは、残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(2) 臨時休校時の措置

- 20.4.3 臨時休校（園）の措置をとる（学校園，教育部）
校舎が被害を受けて授業ができないときは、校園長の自らの判断、又は教育部長からの指示により、臨時休校（園）の措置をとる。
- 20.4.4 家庭や避難所での自習を指示する（学校園）
休校（園）の期間においては、家庭や避難所等において自習を行うよう児童生徒に指導するものとする。自習内容については、学校や避難所の掲示板、広報紙等を活用し、指示する。
また、生活習慣等に乱れが生じることもあるので、家庭訪問、地域パトロールを実施し、指導に努める。
- 20.4.5 総合企画部にテレビ、ラジオの放送を依頼するなど、児童生徒への周知を図る（教育部）
教育部長は、総合企画部にテレビ、ラジオの放送を依頼するなど、児童生徒への周知を図る。
- 20.4.6 応急教育の場で可能な方法により応急教育を実施する（学校園）
応急教育の場で可能な方法により応急教育（学級合併授業、二部授業）を実施する。

- 20.4.7 近隣の学校施設や公的施設等に応急教育の場を確保する（教育部）
 近隣の学校施設や公的施設等で被害の少ない場所を確保し、又は仮設教室を建設し、応急教育の場とする。
- 20.4.8 被災により就学地を離れた場合は、転出先において就学の手続をとるよう指導する（教育部）

20.5 学校教育の再開に向けて対応する

- 20.5.1 児童生徒の就学援助を行う（教育部）
 教育部は、被災児童生徒への学用品等の支給、授業料の減免その他の就学援助を行う。
（教材、学用品等の調達及び給付）

<p>ア 支給の対象 地震により住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水などにより、就学上欠くことができない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童等に対して必要最小限度の学用品を支給し、それらの者の就学の便を図る。対象となる児童等の属する学校は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校とし、公立、私立を問わない。</p> <p>イ 支給品目 支給品目は、教科書、文房具、通学用品とする。</p> <p>ウ 支給の方法等 教育部長は、各学校等の学用品等の喪失、き損の状況を調査し、その結果に基づき、補給の必要のあるものをまとめて、関係機関へ連絡し調達配給する。 なお、災害救助法が適用された場合は、同法に定める基準に準じて実施するものとする。</p>

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

（保育料等の減免その他の措置）

<p>ア 保育料等の減免 市立幼稚園在園者で被災のため経済的に就園が困難となり、保育料等の減免を必要とする者については、園長を通じて提出された申請書等を減免委員会で審査し、できるだけ実情に即した処置を講じる。</p> <p>イ 就学援助の措置 市立小中学校在学者で、被災のため経済的に就学が困難となり、援助を必要とする者については、学校長を通じて提出された申請書等により認定を行う。</p> <p>ウ 独立行政法人日本学生支援機構の措置 高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、奨学金の貸与を希望する者については、学校長を通じて、独立行政法人日本学生支援機構京都府支部に出願する。</p>

- 20.5.2 給食の措置を行う（学校、教育部）
 学校長及び教育部長は、給食施設の被災の程度や応急給食用物資の状況から、適切な給食の措置をとる。

（学校給食の措置）

<p>ア 学校長は、学校給食の施設等の状況から通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>イ 次の場合には、学校長は、自らの判断又は教育部長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。 (ア) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合 (イ) 給食用物資の入手が困難な場合 (ウ) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合 (エ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合</p> <p>ウ 教育部長は、被害状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策を立てて、正常な学校給食の実施に努める。</p> <p>エ その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を十分に行う。</p>

- 20.5.3 児童生徒，教職員の健康管理，衛生管理，カウンセリング等を行う（教育部）
 ア 教育部長は，保健福祉部との連携を密にして，児童生徒，教職員の健康管理，衛生管理を行う。
 特に感染症の発生予防について十分な措置をとる。
 イ 教育部長及び校園長は，保健福祉部と連携協議し，PTSD（心的外傷後ストレス障害）等心理的な悪影響を受けた児童等，教職員への対応として，精神医学，臨床心理学等の専門家による相談，カウンセリング等を実施する。
- 20.5.4 校園長と協議し，適宜必要教職員を派遣する（教育部）
 教育部長は，教職員のり災等により学校教育に支障をきたす場合，校園長と協議し，適宜必要教職員を派遣する。

（必要教職員の派遣順位）

第1次要員	隣接する学校（幼稚園）の教職員
第2次要員	同一行政区内の学校（幼稚園）の教職員
第3次要員	市内の学校（幼稚園）の教職員
第4次要員	近隣市町村，府県教育委員会に応援を依頼する。

20.6 避難所の運営を支援する

学校園施設に避難所が開設された場合は，本編「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるが，学校園施設管理者としては，次の点に留意する。

⇒ **7 避難所を運営する**

- 20.6.1 教職員と連携し，避難所の開設及び運営を支援する（学校園）
 校園長等は，教職員と連携し，学校（園）防災本部における役割分担に基づいて，避難所の開設及び運営を支援するものとする。
- 20.6.2 体育館を避難所として開放する（学校園）
 児童生徒が在学中の場合，児童生徒の避難終了後，施設の状況を確認し，体育館を避難所として開放する。
- 20.6.3 参集した教職員等が必要な措置を行う（学校園）
 休日，夜間等の場合は，教職員等の参集にも時間を要することも考えられるため，役割分担にかかわらず参集した教職員等が必要な措置を行える体制を整えておくものとする。
- 20.6.4 学校の各施設を避難所として開放する（学校園）
 体育館を避難所として開放するだけでは不足する場合，あらかじめ定められた順位を基本とし，当該施設の状況を勘案して，学校の各施設を避難所として開放する。
- 20.6.5 普通教室は，児童生徒の教育の場としての使用を最優先する（学校園）
 学校の各施設を避難所として開放する場合，普通教室は，児童等の教育の場としての使用を優先するものとする。
- 20.6.6 本部と協議し，必要な措置を講じる（教育部）
 教育部長は，校園長の報告を踏まえ，避難所の開設期間の長期化が見込まれ，教育再開等に支障が生じると認められる場合，本部と協議し，必要な措置を講じる。

第21節 文化財の保護計画

(21 文化財を保護する)

■ 基本方針

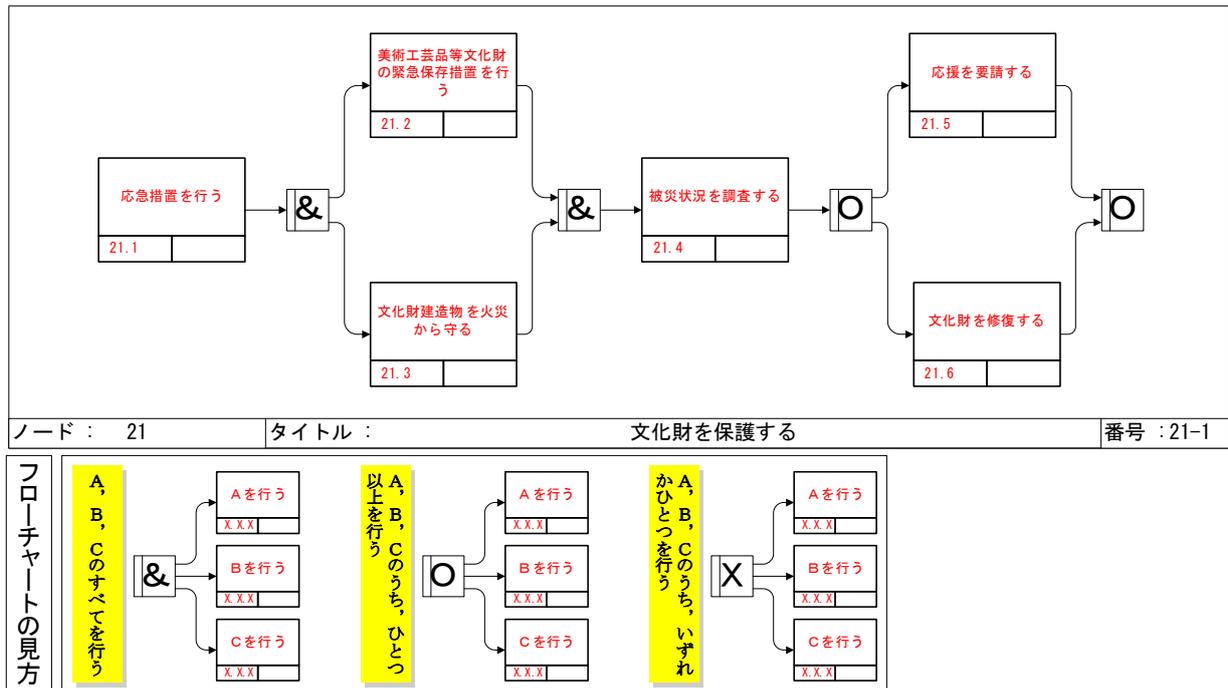
本市には、国宝や重要文化財、府指定及び市指定等の文化財が多数存在し、常時多くの参観者の来訪がある。そのため、震災時には、文化財所有者等は参観者等の安全確保に万全を期するとともに、文化財等が被災した場合には、被害が拡大しないよう関係機関、地域住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保全を図る。また、国、京都府及び京都市の文化財保護関係機関は緊密に連携して被災状況の調査を速やかに行うとともに、未指定文化財等の保護に留意し、他の文化財関係機関、ボランティア団体への応援要請のほか、文化財所有者等に対して適切な指導、助言を行う。

■ 実施責任者 : 文化市民部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
21.1 応急措置を行う	文化財の所有者等	21.1.1 出火防止の措置をとる 21.1.2 参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する 21.1.3 被災者の救助を優先して行う 21.1.4 文化財建造物とその部材の保護に努める
21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う	文化財の所有者等	21.2.1 被災の程度を記録する 21.2.2 緊急保存を行う 21.2.3 京都府若しくは京都市へ報告する 21.2.4 保全に関し、学芸員、関係団体等に協力を求める 21.2.5 文化財研究所に連絡し、助言、協力を得る 21.2.6 他の施設に移動して保管する
21.3 文化財建造物を火災から守る	消防部 文化財の所有者等	21.3.1 文化財に対する消火及び延焼防止活動を行う
21.4 被災状況を調査する	京都府、文化市民部	21.4.1 所有者等から災害原因、被害の概要等必要な事項の報告を求める 21.4.2 職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める 21.4.3 消防部と連携する 21.4.4 市民への啓発と相談窓口の設置
21.5 応援を要請する	文化市民部	21.5.1 文化庁に緊急措置や一時保管等の緊急援助を要請する 21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する
21.6 文化財を修復する	文化庁、京都府、文化市民部	21.6.1 被災文化財等の修復について技術的指導を行う
	京都府、文化市民部	21.6.2 修理事業等に対する補助を行う

■ 対策の流れ



21.1 応急措置を行う

- 21.1.1 出火防止の措置をとる（文化財の所有者等）
地震時には、文化財の所有者等及び関係者は、自らの身の安全の確保を図ったのち、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実行する。
- 21.1.2 参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する（文化財の所有者等）
地震時には、文化財の所有者、管理責任者及び関係団体（以下「所有者等」という。）及び関係者は、見学者、参拝者及び参詣者（以下「見学者等」という。）に対し速やかに瓦等の落下物に注意しながら、最寄りの避難場所等安全な場所に避難させ、消防機関等の指示に従うよう誘導する。
- 21.1.3 被災者の救助を優先して行う（文化財の所有者等）
地震によって文化財建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、文化財の所有者等は、被災者の救助を優先して行う。
- 21.1.4 文化財建造物とその部材の保護に努める（文化財の所有者等）
文化財の所有者等及び関係者は、文化財建造物とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置を行う。

（文化財建造物とその部材の保護の方法）

- ア 文化財建造物等に延焼の危険がある場合
消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。
- イ 文化財建造物が地震により大きく破損した場合
 - (ア) 危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。
 - (イ) 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に、危険部分に立入制限の措置をとる。
 - (ウ) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。
- ウ 文化財建造物の主要な構造部分が地震により大きく傾斜した場合
支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う

21.2.1 被災の程度を記録する（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は、災害発生時には、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等の確かつ詳細に記録する。

21.2.2 緊急保存を行う（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は、文化財の保存のため緊急の必要があるときは、次のような緊急保存措置を行う。

（文化財の緊急保存措置）

ア 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

エ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

(ア) 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

(イ) 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

21.2.3 京都府若しくは京都市へ報告する（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は、文化財の指定、登録の区分に応じて文化財の被災状況を京都府若しくは京都市に報告する。

21.2.4 保全に関し、学芸員、関係団体等に協力を求める（文化財の所有者等）

文化財の所有者等は、文化財の保全に関する取扱いや保存の知識がある学芸員、関係団体等に協力を求め対応する。

21.2.5 文化財研究所に連絡し、助言、協力を得る（文化財の所有者等）

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応する必要があるため、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、必要に応じ独立行政法人文化財研究所（東京、奈良）に連絡し、助言、協力を求める。

21.2.6 他の施設に移動して保管する（文化財の所有者等）

損傷した建築物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業の実施に当たっては、基本的に「21.2.2(文化財の緊急保存措置 エ)」の手順で行う。

21.3 文化財建造物を火災から守る

文化財建造物には木造のものが多く、「迅速な行動」が火災防御の基本である。建物の構造は比較的単純なものが多いが、特に大規模な建築物や檜皮葺き等の植物性屋根などは延焼速度が速いので、「早期注水」が防御活動のポイントとなる。また、消防隊が到着できない可能性もあるため、消防団、文化財所有者等の消火活動も必要となる。

21.3.1 文化財に対する消火及び延焼防止活動を行う（消防部、文化財の所有者等）

(文化財建造物に対する火災防御の原則)

- ア 火災の初期の段階では、速やかに燃焼部位を確認する。
- イ その状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一旦鎮圧を図る。
- ウ 屋内進入が可能な場合は、建物の内壁や小屋裏、廊下等及び収容されている重要文化財等を火災防御重点箇所として、火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。
- エ 火災が最も盛んな時期においては、火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。
- オ 文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため、消火活動により収蔵物の破損又は汚損のおそれがある場合には、状況に応じ、収蔵物を移動又は防水シート等により保護する。
- カ 文化財建造物の周囲で火災が発生したとき、当該建造物への延焼防止を図る。

21.4 被災状況を調査する

21.4.1 所有者等から災害原因、被害の概要等必要な事項の報告を求める（京都府、文化市民部）

京都府及び文化市民部は連携して、災害により被害が発生した指定若しくは登録文化財等（火災による被害の場合は、消防部と連携して）について、所有者等から災害原因、被害の概要等必要な事項の報告を求める。

(調査・把握すべき事項)

- ア 被災文化財等の種類（国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物等の別、美術工芸品・建造物・民俗文化財等の種類の別）
- イ 被災文化財等の件数（各文化施設・社寺・個人・企業等所有形態ごと）
- ウ 被災の程度（被災額、修復の可否）と応急措置の状況
- エ その他必要な事項

21.4.2 職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める（京都府、文化市民部）

京都府及び文化市民部は連携して、指定若しくは登録文化財等の被災状況等を調査するため、職員を現地に派遣して状況の迅速かつ的確な把握に努める。

21.4.3 消防部と連携する（京都府、文化市民部）

京都府及び文化市民部は、文化財が火災により被害を受けたとき、消防部と連携して被災の状況等を調査する。

21.4.4 市民への啓発と相談窓口の設置（文化市民部）

市民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

21.5 応援を要請する

21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部）

文化市民部は、被害が甚大であるなど本市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。

21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する（文化市民部）

指定文化財等の保護だけでなく、未指定の文化財、史料等の廃棄、散逸の防止のために、緊急の調査や受入体制が必要となるため、専門知識を有する市職員の臨時的な体制の構築とともに、文化財の専門知識を有するボランティア団体に応援を要請する。

21.6 文化財を修復する

21.6.1 被災文化財等の修復について技術的指導を行う（文化庁、京都府、文化市民部）

文化庁、京都府及び文化市民部は、災害を受けた指定文化財等の修復について、文化財の所有者等に対して必要な技術的指導を行う。

21.6.2 修理事業等に対する補助を行う（京都府、文化市民部）

京都府及び文化市民部は、必要があると認められるときは、文化財の修理事業等に対して補助を行う。

第2.2節 要配慮者への対応計画

(2.2 要配慮者へ対応する)

■ 基本方針

震災時には、各地域において要配慮者に対する近隣者、自主防災組織等の支援体制の確立を図り、要配慮者の状態、程度に対応したきめ細かな救援を行う必要がある。そのため、社会福祉施設における入所者の安全確保、要配慮者への援護を考慮した防災情報の提供、避難所の運営、食料や物資等の供給、相談業務、社会福祉施設等への緊急受入れ、仮設住宅等でのケアなどの対策を関係団体や地域住民、ボランティア等と連携して実施する。

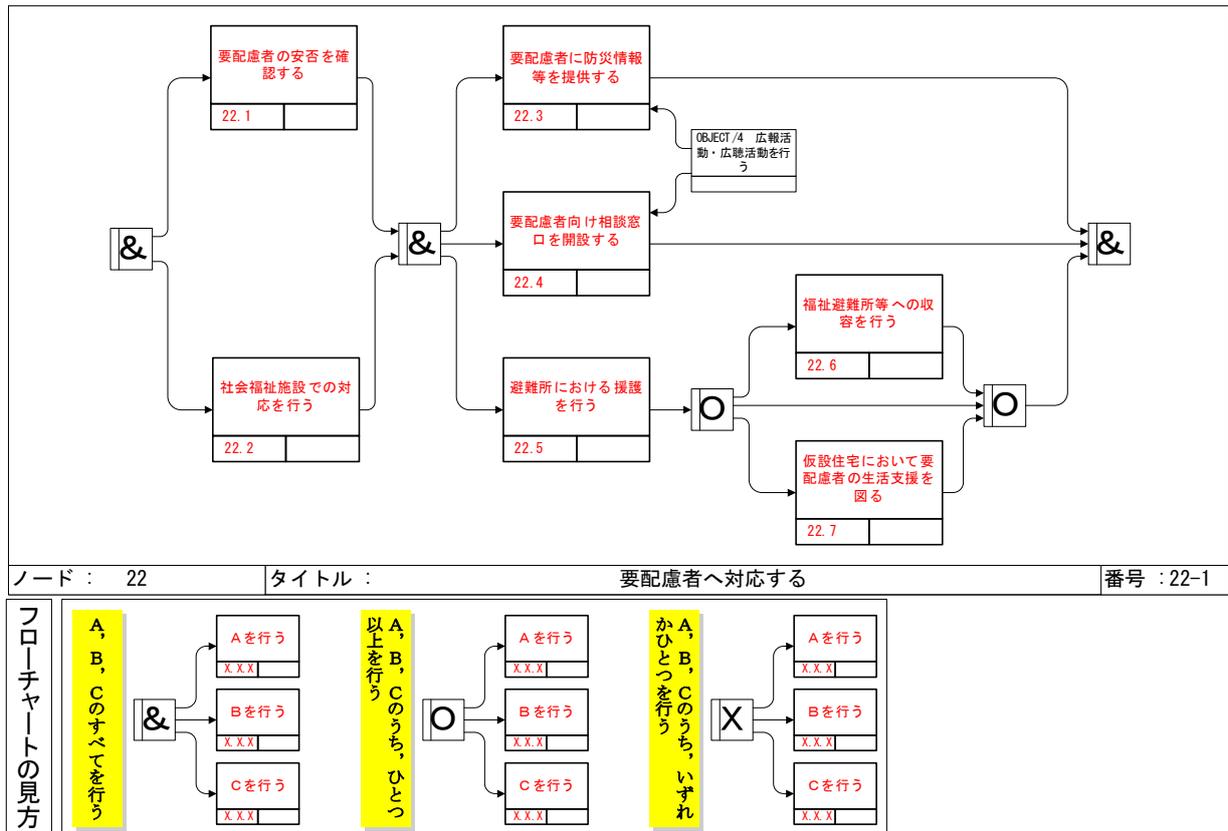
■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
22.1 要配慮者の安否を確認する	自主防災組織等	(1) 自主防災組織等による安否確認 22.1.1 近隣住民と協力し、要配慮者の居住する世帯に声をかける 22.1.2 避難の介添えを行いながら、原則として集団的に避難する 22.1.3 住宅に取り残された要配慮者の安否確認を行う 22.1.4 取り残された要配慮者への対応を行う
	保健福祉部	(2) 避難後の緊急安全調査 22.1.5 緊急安全調査の対象者リストを準備する
	保健福祉部, 区本部	22.1.6 在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する 22.1.7 適切な救護策や福祉保健サービスを提供する
22.2 社会福祉施設等での対応を行う	社会福祉施設等	(1) 利用者の安全対策, 避難誘導 22.2.1 施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導する
	区本部	(2) 被害状況の報告 22.2.2 被害状況等を区本部に報告する 22.2.3 必要に応じて巡回調査を実施する 22.2.4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する
	社会福祉施設等	(3) 食料等の供給 22.2.5 施設管理者が入所者等に対する食料等の供給を行う 22.2.6 保健福祉部に対して食料等の調達を要請する
	保健福祉部	22.2.7 社会福祉施設等の食料等の需要を調査する 22.2.8 産業観光部と連携して食料等の調達を実施する
22.3 要配慮者に防災情報等を提供する	総合企画部	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる 22.3.2 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する 22.3.3 インターネット等を利用して外国人向け災害情報を提供する 22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する 22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する 22.3.6 放送機関に対し外国人向け災害情報を提供し、広報を行う
	保健福祉部	22.3.7 ボランティアセンター等へ災害情報等を提供する
	保健福祉部, 区本部	22.3.8 在宅の要配慮者に対して、必要な情報提供を行う

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する	保健福祉部	(1) 専門相談窓口の設置 22.4.1 要配慮者向けの相談窓口を設置する
	総合企画部	22.4.2 国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を設置する
	保健福祉部, 総合企画部	(2) 臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する
	保健福祉部	22.4.4 臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う 22.4.5 臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する 22.4.6 臨時相談所に手話通訳者, 要約筆記者等を派遣し相談業務を補佐する
	総合企画部	22.4.7 臨時相談所に対し, 外国人向けの情報提供を行う 22.4.8 臨時相談所等に対して通訳者を派遣する
22.5 避難所における援護を行う	運営協議会	(1) 運営協議会の対応 22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う 22.5.2 区本部に対応を要請する
	区本部	(2) 本部・区本部・各部の対応 22.5.3 保健福祉部, 区災害ボランティアセンターと連携して要配慮者への対応を行う 22.5.4 必要な措置を本部長に要請する 22.5.5 要配慮者の実態及び援護ニーズを把握する
	本部事務局	22.5.6 要配慮者データベースを作成する
	各部	22.5.7 要配慮者データベースを活用し, 本部事務局へ報告する
22.6 福祉避難所等への収容を行う	保健福祉部	(1) 社会福祉施設等への受入調整 22.6.1 市内の社会福祉施設等の被害状況, 利用者の状況を把握する 22.6.2 被害の少ない行政区や施設管理者等に対し緊急受入れ等の調整を行う 22.6.3 京都府や他都市等に対し受入れを要請する 22.6.4 京都府や他都市, 防災関係団体等に対し職員派遣の協力を要請する
	保健福祉部, 区本部	(2) 福祉避難所への収容計画 22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する 22.6.6 施設管理者と協議のうえ, 福祉避難所として開設する 22.6.7 福祉避難所を運営する
22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る	保健福祉部, 区本部	(1) 福祉仮設住宅での支援 22.7.1 福祉仮設住宅に生活支援員を派遣する 22.7.2 在宅福祉サービスを提供し, 入居者の生活支援を図る
	保健福祉部, 区本部	(2) 仮設住宅・福祉仮設住宅での見守り運動の推進 22.7.3 仮設住宅の入居状況を把握する 22.7.4 要配慮者の生活状況や生活支援の把握調査を行う 22.7.5 連絡体制を整備し, 仮設住宅からの通報に対応する 22.7.6 仮設住宅自治会の結成を支援する 22.7.7 見守り運動が行われるよう配慮する
	都市計画部	22.7.8 仮設住宅地域での集会所等の整備を図る

■ 対策の流れ



22.1 要配慮者の安否を確認する

災害発生後、高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対しては、緊急的には近隣住民、自主防災組織等が安否確認を行い、その後速やかに緊急安全調査を実施して必要な援護を行う。

(1) 自主防災組織等による安否確認

22.1.1 近隣住民と協力し、要配慮者の居住する世帯に声をかける（自主防災組織等）

自主防災組織等の住民組織は、避難の必要が発生した場合、近隣住民と協力して要配慮者の居住する世帯に声をかける。

⇒ 6.4 避難を行う

22.1.2 避難の介添えを行いながら、原則として集団的に避難する（自主防災組織等）

自主防災組織等の住民組織は、近隣要配慮者の介添えを行いながら、原則集団的に避難する。

⇒ 6.4 避難を行う

22.1.3 住宅に取り残された要配慮者の安否確認を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等の住民組織は、火災からの避難などの緊急事態の終了後、相互に協力して、住宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

⇒ 6.5 地域の集合場所において対応する

22.1.4 取り残された要配慮者への対応を行う（自主防災組織等）

自主防災組織等の住民組織は、住宅に取り残された要配慮者を発見した場合は、避難所等への避難の介添え、区本部や区災害ボランティアセンターへの情報提供や協力依頼を行う。

(2) 避難後の緊急安全調査

22.1.5 緊急安全調査の対象者リストを準備する（保健福祉部）

保健福祉部は、避難所が開設された場合は、速やかに避難対象地域内において実施する緊急安全調査の対象者リストを準備し、区本部へ提供する。

22.1.6 在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する（保健福祉部、区本部）

避難所が開設された場合、区本部、保健福祉部は共同して、関係部局や関係団体等と連携して、在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する。緊急安全調査は、民生委員・児童委員等の協力を得て行う。

22.1.7 適切な救護策や福祉保健サービスを提供する（保健福祉部、区本部）

区本部、保健福祉部は、在宅の要配慮者に対して、生活状況、健康状態、環境衛生等を勘案し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえで適切な救護策や必要な福祉保健サービス等の提供を行う。

22.2 社会福祉施設等での対応を行う

社会福祉施設等における対応は、まず、利用者の安全確保を最優先する。さらに、災害の状況によっては、社会福祉施設等の自立的運営が困難となることが予想されるため、保健福祉部は、関係部や関係機関と連携して社会福祉施設等への対策を実施する。

(1) 利用者の安全対策、避難誘導

22.2.1 施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導する（社会福祉施設等）

ア 高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等（以下、この節において「社会福祉施設等」という。）の各施設の管理者は、利用者（入所者）及び来訪者の安全確保を図るため、必要と認められるときは、施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導を行う。

イ 各施設の管理者は、避難が必要となった場合、区本部、防災関係機関、自主防災組織等に対して、避難誘導の協力を求める。

(2) 被害状況の報告

22.2.2 被害状況等を区本部に報告する（社会福祉施設等）

区内の社会福祉施設等の管理者は、利用者（入所者）の被害状況及び施設の状況を把握し、区本部長に報告する。

22.2.3 必要に応じて巡回調査を実施する（区本部）

区本部は、必要に応じて、区内の社会福祉施設等の巡回調査を実施する。

22.2.4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する（区本部）

区本部は、区内の社会福祉施設等からの報告、巡回調査の結果を保健福祉部に報告する。

(3) 食料等の供給

22.2.5 施設管理者が入所者等に対する食料等の供給を行う（社会福祉施設等）

入所型の社会福祉施設等における入所者等に対する食料や生活必需品等の供給は、施設管理者が行うことを原則とする。

22.2.6 保健福祉部に対して食料等の調達を要請する（社会福祉施設等）

通常の方法で食料の調達等が困難な場合、社会福祉施設等の施設管理者は保健福祉部に対して、食料等の調達を要請する。

22.2.7 社会福祉施設等の食料等の需要を調査する（保健福祉部）

保健福祉部は、社会福祉施設等から食料等の調達要請があった場合は、食料等の品目、数量の需要を調査する。

22.2.8 産業観光部と連携して食料等の調達を実施する（保健福祉部）

保健福祉部は、産業観光部と連携して食料等必要物資の調達を実施する。

⇒ 12 食料を供給する

⇒ 13 生活必需品を供給する

22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

原則として、一般市民向けの災害広報等と同様の内容により、要配慮者に対する広報を行う。

22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる（総合企画部）

総合企画部は、テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳、字幕スーパーによる放送を実施する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

22.3.2 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.3 インターネット等を利用して外国人向け災害情報を提供する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じてインターネット等を利用して外国人向け災害情報等を提供する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

22.3.6 放送機関に対し外国人向け災害情報を提供し、広報を行う（総合企画部）

総合企画部は、FM CO・CO・LO（通常、英語及び中国語で放送）に外国人向け災害情報等を提供し、広報を行う。

22.3.7 ボランティアセンター等へ災害情報等を提供する（保健福祉部）

保健福祉部は、各種障害者団体、京都市災害ボランティアセンター及び区災害ボランティアセンター等に対して、災害情報等の提供を行う。

⇒ 24 ボランティアと連携協力する

22.3.8 在宅の要配慮者に対して、必要な情報提供を行う（保健福祉部、区本部）

保健福祉部及び区本部は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、自主防災組織等と協力して、在宅の要配慮者に対して必要な情報提供を行う。この場合、広報印刷物の要配慮者への戸別配布に努める。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する

保健福祉部は、高齢者や体の不自由な方など援護を必要とする要配慮者向け専門相談業務を実施する。

総合企画部は、日本語を解さない外国人向けの専門相談業務を実施する。

また、保健福祉部及び総合企画部は、区本部が開設する臨時相談所における要配慮者を対象とした相談業務を支援する。

(1) 専門相談窓口の設置

22.4.1 要配慮者向けの相談窓口を設置する（保健福祉部）

保健福祉部は、要配慮者向けの相談窓口を設置する。児童相談所は、教育部と連携して児童に対する情報提供、相談業務を実施する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

⇒ 20.5.3 児童生徒、教職員の健康管理、衛生管理、カウンセリング等を行う

22.4.2 国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を設置する（総合企画部）

総合企画部は、国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を開設し、相談業務を実施する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

(2) 臨時相談業務の援助

22.4.3 臨時相談所情報を収集する（保健福祉部、総合企画部）

保健福祉部及び総合企画部は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。

⇒ 4.6 臨時相談所を開設・運営する

22.4.4 臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う（保健福祉部）

保健福祉部は、区本部と連携して民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関、団体等と協力して、臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う。

22.4.5 臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する（保健福祉部）

保健福祉部は、必要に応じ臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する。

22.4.6 臨時相談所に手話通訳者、要約筆記者等を派遣し相談業務を補佐する（保健福祉部）

保健福祉部は、必要に応じ臨時相談所に手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、相談業務を補佐する。

22.4.7 臨時相談所に対し、外国人向けの情報提供を行う（総合企画部）

総合企画部は、臨時相談所に対し、外国人向けの情報提供を行う。

22.4.8 臨時相談所等に対して通訳者を派遣する（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて他都市に対して通訳者の派遣を依頼するとともに、国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所等に派遣する。

22.5 避難所における援護を行う

避難所内の要配慮者に対しては、運営協議会がボランティア等と連携して生活支援を行う。また、「要配慮者データベース」に基づき、各部は必要な援護対策を実施する。

(1) 運営協議会の対応

22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う（運営協議会）

避難所運営協議会は、要配慮者に対して、優先的な食料等の配給、適切なスペースの確保など必要な援護を行う。

⇒ 7.5 避難所を運営する

22.5.2 区本部に対応を要請する（運営協議会）

運営協議会で要配慮者への対応が困難な場合は、区本部に対応を要請する。

(2) 本部・区本部・各部の対応

22.5.3 保健福祉部，区災害ボランティアセンターと連携して要配慮者への対応を行う（区本部）

避難所運営協議会から対応を要請された区本部は，保健福祉部，区災害ボランティアセンター等と連携して要配慮者への対応を行う。

⇒ 24.3 区災害ボランティアセンターを設置し，運営する

22.5.4 必要な措置を本部長に要請する（区本部）

避難所運営協議会から対応を要請された区本部は，必要な措置を本部長に要請する。

22.5.5 要配慮者の実態及び援護ニーズを把握する（区本部）

区本部は，避難所の開設後，避難者データベースを基に，避難者の中の要配慮者の実態及び援護ニーズを把握し，本部事務局に報告する。

⇒ 7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握する

22.5.6 要配慮者データベースを作成する（本部事務局）

本部事務局は，区本部から報告された情報を基に「要配慮者データベース」を作成し，関係各部に必要な情報を提供する。

⇒ 7.8.6 要配慮者データベースを作成する

22.5.7 要配慮者データベースを活用し，本部事務局へ報告する（各部）

各部は，要配慮者データベースに基づき，要配慮者の実情に応じた必要な援護対策を実施するとともに，実施した対策を本部事務局に報告する。

⇒ 7.9 避難者のデータベースを活用する

⇒ 3.3.3 災害状況の逐次報告を行う

22.6 福祉避難所等への収容を行う

避難所や在宅での生活が困難な要配慮者に対しては，既設の社会福祉施設への受入れ，福祉避難所への受入れによって対応する。本市において対応が困難な場合は，京都府や他都市等に応援を要請する。

(1) 社会福祉施設等への受入調整

22.6.1 市内の社会福祉施設等の被害状況，利用者の状況を把握する（保健福祉部）

保健福祉部は，市内の高齢者福祉施設，障害者福祉施設等の被害状況，利用者（入所者）の状況を把握する。

⇒ 22.2.4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する

22.6.2 被害の少ない行政区や施設管理者等に対し緊急受入れ等の調整を行う（保健福祉部）

保健福祉部は，社会福祉施設等の被害状況から，地震被害の少ない行政区や施設管理者等に対し要配慮者の緊急受入れ等の調整を実施する。

22.6.3 京都府や他都市等に対し受入れを要請する（保健福祉部）

保健福祉部長は，広域的な援護体制が必要な場合は，京都府や他都市等に対し要配慮者の受入れを要請を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

22.6.4 京都府や他都市，防災関係団体等に対し職員派遣の協力を要請する（保健福祉部）

保健福祉部長は，本市における要配慮者への援護体制を確保するため，京都府，他都市，各種施設協議会，専門職種団体等関係機関に対して，職員派遣の協力を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

(2) 福祉避難所への収容計画

22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する（区本部，保健福祉部）

区本部長は，避難所内の要配慮者の健康状態，必要な援護の種類等を勘案し，既存の社会福祉施設のみでは要配慮者の受入れが困難な場合には，保健福祉部長と協議して，福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する。

22.6.6 施設管理者と協議のうえ，福祉避難所として開設する（区本部，保健福祉部）

区本部長は，当該施設の管理者との協議のうえ，福祉避難所を開設する。区本部長が福祉避難所を開設する場合には，保健福祉部長は，関係部局や関係機関，団体等と協力して必要な要員，物資等の確保を図り配置する。

22.6.7 福祉避難所を運営する（区本部，保健福祉部）

福祉避難所の運営は，区本部及び保健福祉部職員が，施設管理者，福祉関係団体，ボランティア

等の協力を得て行う。

なお、福祉避難所の管理は、避難所の管理に準じて行うものとするが、食料や物資等の供給にあつては、要配慮者の状況に応じた措置に努めるものとする。

- ⇒ 7.5 避難所を運営する
- ⇒ 12 食料を供給する
- ⇒ 13 生活必需品を供給する
- ⇒ 24 ボランティアと連携協力する

22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る

保健福祉部及び区本部は、ボランティアと協力して、仮設住宅における要配慮者への対応を行う。

- ⇒ 24 ボランティアと連携協力する

(1) 福祉仮設住宅での支援

22.7.1 福祉仮設住宅に生活支援員を派遣する（保健福祉部，区本部）

高齢者、障害のある方向けの福祉仮設住宅が建設された場合、保健福祉部及び区本部は、生活支援員（職員）を派遣する。

22.7.2 在宅福祉サービスを提供し、入居者の生活支援を図る（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、入居者の生活相談や、見守り活動等関係機関との連絡調整を行うとともに、在宅福祉サービスを提供し、入居者の生活を支援する。

- ⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

(2) 仮設住宅・福祉仮設住宅での見守り運動の推進

22.7.3 仮設住宅の入居状況を把握する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、都市計画部と連携して仮設住宅入居者の入居状況の把握に努める。

- ⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

22.7.4 要配慮者の生活状況や生活支援の把握調査を行う（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、保健師及び民生委員・児童委員，老人福祉員，緊急通報システム事業の近隣協力員，障害者相談員等と協力して、仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害のある方等の生活状況や生活支援の把握調査を行う。

22.7.5 連絡体制を整備し、仮設住宅からの通報に対応する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、仮設住宅からの通報等に対し迅速な行政サービスが提供できるよう、消防署等関係部等と連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する。

22.7.6 仮設住宅自治会の結成を支援する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援する。

22.7.7 見守り運動が行われるよう配慮する（保健福祉部，区本部）

保健福祉部及び区本部は、高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に民生委員・児童委員やボランティア等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する。

22.7.8 仮設住宅地域での集会所等の整備を図る（都市計画部）

都市計画部は、必要に応じ仮設住宅地域での集会所等の整備を図る。

- ⇒ 27-1.4 応急仮設住宅を建設する

第23節 災害救助法の適用計画

(23 災害救助法を適用して救助を行う)

■ 基本方針

本部長は、市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、京都府知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

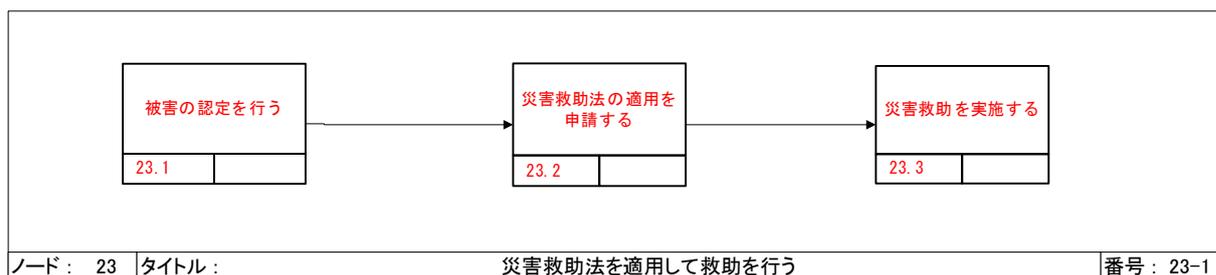
震災後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口等について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
23.1 被害の認定を行う	区本部, 消防部	(1) 原則 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する
	保健福祉部長	23.1.3 災害救助法適用を判断する
	保健福祉部長	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき 23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する 23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する
23.2 災害救助法の適用を申請する	保健福祉部長	23.2.1 本部長の承認を得る 23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する
	府知事	23.2.3 災害救助法の適用の可否を判断する 23.2.4 災害救助法に基づく救助を告示する
	保健福祉部長	23.2.5 各部長, 各本部長に通知する
23.3 災害救助を実施する	各部・区本部	23.3.1 災害救助を実施する 23.3.2 所管する救助の実施状況を取りまとめる 23.3.3 実施状況を保健福祉部長に報告する
	保健福祉部長	23.3.4 本市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を府知事に報告する

■ 対策の流れ



23.1 被害の認定を行う

(1) 原則

23.1.1 被害の認定を行う (区本部, 消防部)

ア 各部, 区本部は, 関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

イ 区本部, 消防部は, 住家の滅失の被害認定を, 「第4章 第2節 2.1 り災証明書を発行する」のための損壊家屋の調査及び火災, 消火損の調査として実施する。

23.1.2 被害の認定結果を報告する (区本部, 消防部)

区本部, 消防部は, 住家の滅失の被害認定結果をとりまとめ, 保健福祉部長に報告する。

23.1.3 災害救助法適用を判断する（保健福祉部長）

保健福祉部長は、とりまとめられた被害状況の結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。

（災害救助法の適用）

- ア 救助の種類及び実施機関
 災害救助法による救助は、法定受託事務として府知事が行い、市長がこれを補助する。
 なお、府知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、市長は救助を行う。
- イ 経費の支弁及び負担
 (7) 府の支弁及び負担
 救助に要する費用は、府がこれを負担弁償する。
 (4) 国庫負担
 府が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。
- ウ 災害救助法の適用基準
 本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。
 (7) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数（以下「滅失世帯数」と言う。）が、150世帯以上の場合。ただし、1行政区で別表のA欄の世帯数以上の場合は、その行政区にのみ適用する。
 (4) 滅失世帯数が、アの基準には該当しないが、京都府下の滅失世帯数が2,000世帯数以上で、本市又は本市の区における滅失世帯数が別表のB欄の世帯数以上の場合は、本市又は当該行政区のみ適用する。
 (ウ) 京都府下の滅失世帯数が9,000世帯以上で、本市の各行政区における被災世帯が多数の場合
 (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救助を著しく困難な特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
 (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

災害救助法の適用基準			
区 分	人 口 (H22 国勢調査)	滅失世帯数	
		A	B
京都市	1,474,015	150	75
北 区	122,037	100	50
上京区	83,264	80	40
左京区	168,802	100	50
中京区	105,306	100	50
東山区	40,528	60	30
山科区	136,045	100	50
下京区	79,287	80	40
南 区	98,744	80	40
右京区	202,943	100	50
西京区	152,974	100	50
伏見区	284,085	100	50

注 「住家の滅失」は、資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準による。

※ 資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準

(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき

23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する（保健福祉部長）

保健福祉部長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果（第3章 第3節 情報収集・伝達計画参照）や被災建築物応急危険度判定結果（第3章 第27節 3 被災建築物の応急危険度判定参照）等により、災害救助法の適用見込みを判断する。

⇒ 3.3.1 災害の概況を本部長に速報する

⇒ 27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を実施する

- 23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する（保健福祉部長）
保健福祉部長は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。

23.2 災害救助法の適用を申請する

- 23.2.1 本部長の承認を得る（保健福祉部長）
保健福祉部長は、住家の滅失の被害認定結果のとりまとめ結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は、本部長の承認を得て、事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。
- 23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する（保健福祉部長）
保健福祉部長は、府知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を申請する。
- 23.2.3 災害救助法の適用の可否を判断する（府知事）
災害救助法適用の申請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、厚生労働大臣あて報告する。
- 23.2.4 災害救助法に基づく救助を告示する（府知事）
府知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。
- 23.2.5 各部長、各本部長に通知する（保健福祉部長）
保健福祉部長は、災害救助法が適用された場合は、各部長及び区本部長にその旨を通知する。
※ 参考 「災害救助の実務（京都府保健福祉部発行）」

23.3 災害救助を実施する

- 23.3.1 災害救助を実施する（各部、区本部）
各部及び区本部は、資料3-23-1の範囲内で救助を実施する。
※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表
- 23.3.2 所管する救助の実施状況を取りまとめる（各部、区本部）
各部及び区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめる。
- 23.3.3 実施状況を保健福祉部長に報告する（各部、区本部）
各部及び区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、保健福祉部長に報告する。
- 23.3.4 本市の救助実施状況を取りまとめる（保健福祉部）
保健福祉部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめる。
- 23.3.5 実施状況を府知事に報告する（保健福祉部）
保健福祉部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめ、府知事に報告する。
※ 参考 「災害救助の実務（京都府保健福祉部発行）」

第24節 ボランティアとの連携協力計画

(24 ボランティアと連携協力する)

■ 基本方針

災害時には、市内の住民をはじめ全国から多くのボランティアが被災地に参集し、被災者の救援や生活の安定、再建等に大きな力を発揮することが期待される。

ボランティアには、専門的な技能を提供できる専門職ボランティアと多種多様な支援を行う一般ボランティアがある。

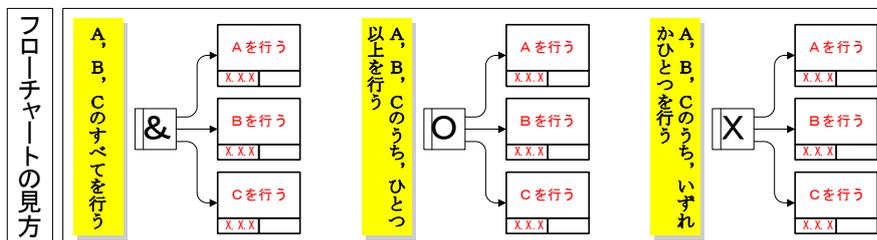
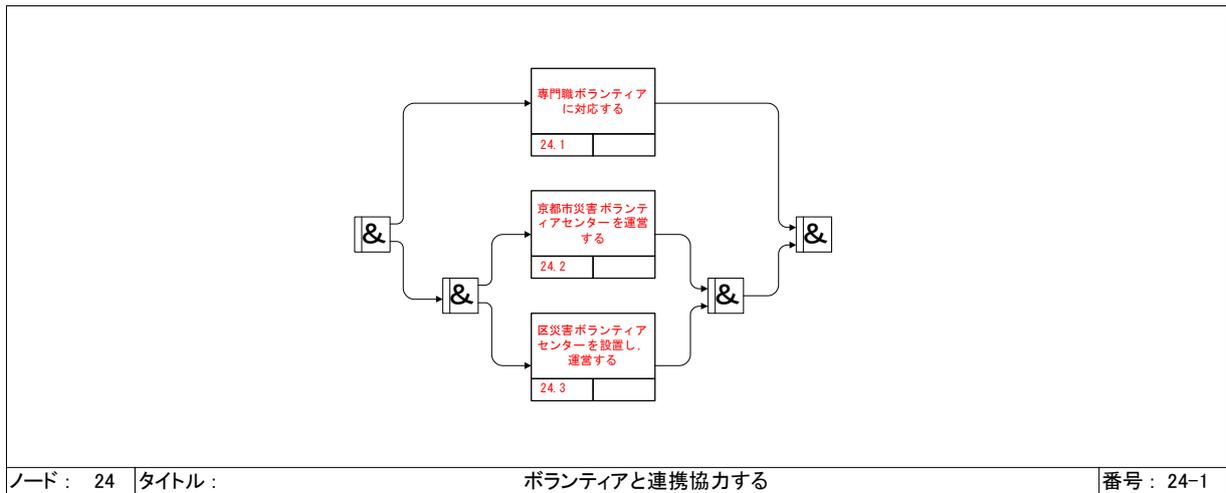
本市では、災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるよう、関係団体等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

■ 実施責任者 : 文化市民部長, 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
24.1 専門職ボランティアに対応する	各部等	(1) 事前に専門職ボランティアを登録している部の対応 24.1.1 専門職ボランティアの派遣を要請する
	本部長	(2) 事前に専門職ボランティアを登録していない部の対応 24.1.2 本部長に専門職ボランティアの確保を要請する
		24.1.3 専門職ボランティアの派遣を要請する 24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する
	各部等	(3) 専門職ボランティアの受入れ 24.1.5 専門職ボランティアを受け入れる 24.1.6 専門職ボランティアの活動調整を行う
本部長	(4) 海外からの専門職ボランティアの受入れ 24.1.7 海外からのボランティア受入れを判断する	
24.2 京都市災害ボランティアセンターを運営する	京都市災害ボランティアセンター	24.2.1 情報収集と活動準備を行う 24.2.2 ボランティア活動への支援を要請する
	本部長 本部事務局	24.2.3 ボランティア活動への支援を図る
	京都市災害ボランティアセンター	24.2.4 ボランティア情報を把握する
	本部事務局	24.2.5 各部が必要とするボランティア情報を収集する 24.2.6 各部が必要とするボランティア情報を提供する
		京都市災害ボランティアセンター
24.3 区災害ボランティアセンターを設置し、運営する	区本部長	24.3.1 区災害ボランティアセンターの設置を依頼する 24.3.2 ボランティア活動の支援を図る
	京都市(区)社会福祉協議会	24.3.3 区災害ボランティアセンターを設置する
	区本部	24.3.4 ボランティアの協力を必要とする業務, 被災地のニーズを把握する 24.3.5 区災害ボランティアセンターと情報交換を行う
	京都市(区)社会福祉協議会	24.3.6 ボランティアの受入れ, コーディネートを行う 24.3.7 区内の応募ボランティア受付拠点, 被災者ニーズの情報拠点等として運営する

■ 対策の流れ



24.1 専門職ボランティアに対応する

(1) 事前に専門職ボランティアを登録している部の対応

24.1.1 専門職ボランティアの派遣を要請する（各部等）

各部が事前に災害時の専門職ボランティアを登録している場合は、その要綱等に基づき登録を実施している部が関係団体等に登録されているボランティアの派遣を要請する。

(2) 事前に専門職ボランティアを登録していない部の対応

24.1.2 本部長に専門職ボランティアの確保を要請する（各部等）

専門職ボランティアの派遣の必要がある各部は、本部長に専門職ボランティアの確保を要請する。

24.1.3 専門職ボランティアの派遣を要請する（本部長）

災害発生後、本部長は各部からの要請等により専門職ボランティアの確保を必要と判断した場合、京都府や日本赤十字社等に対して、事前に登録された専門職ボランティアの派遣を要請する。

24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する（本部長）

本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部（広報班）に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。

(3) 専門職ボランティアの受入れ

24.1.5 専門職ボランティアを受け入れる（各部等）

専門職ボランティアの受入れは、要請した関係部が実施する。

24.1.6 専門職ボランティアの活動調整を行う（各部等）

専門職ボランティアの活動調整は、要請した関係部が実施する。

(4) 海外からの専門職ボランティアの受入れ

24.1.7 海外からのボランティア受入れを判断する（本部長）

海外からのボランティアの申込みについては、「第5節 5.7 海外からの支援部隊を受け入れる」に準じて対応する。

⇒ 5.7 海外からの支援部隊を受け入れる

24.2 京都市災害ボランティアセンターを運営する

24.2.1 情報収集と活動準備を行う（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、災害の発生に伴い、被災情報の把握に努めるとともに、必要な情報発信を行う。また、区災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、ボランティア活動の支援のための準備を行う。

24.2.2 ボランティア活動への支援を要請する（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、本部長に対し、災害時の体制に移行した旨を通知するとともに、ボランティア活動に必要な活動拠点や資器材等の提供を要請する。

24.2.3 ボランティア活動への支援を図る（本部長，本部事務局）

必要に応じて、ボランティアがミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の提供等の支援を図る。

（ボランティア活動の支援内容）

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | ミーティングや作業の場として活用できる活動拠点の提供 |
| イ | 資器材等の提供 |
| ウ | 各部等から収集した情報の提供 |

24.2.4 ボランティア情報を把握する（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、区災害ボランティアセンター等を通じて、被災者が必要とするボランティア情報を把握する。

24.2.5 各部が必要とするボランティア情報を収集する（本部事務局）

本部事務局は、各部が必要とするボランティア情報を収集する。

24.2.6 各部が必要とするボランティア情報を提供する（本部事務局）

本部事務局は、文化市民部及び保健福祉部と連携して京都市災害ボランティアセンターに対し、各部が必要とするボランティアの活動分野，活動場所，活動期間，必要人数，活動場所への移動手段，受入窓口等の情報を提供する。

（ボランティアの需要情報）

- | | |
|---|------------|
| ア | 活動分野 |
| イ | 活動場所 |
| ウ | 活動期間 |
| エ | 必要人数 |
| オ | 活動場所への移動手段 |
| カ | 受入窓口等 |

24.2.7 ボランティアを募集する（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、本部及び府災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアを募集する。

24.2.8 ボランティアの調整，コーディネートを行う（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、ボランティア関係団体等と連携するとともに、参集する個人ボランティアの調整及びそのコーディネートを行う。

24.2.9 区災害ボランティアセンターへの支援及び総合的な調整を行う（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、各区に設置される区災害ボランティアセンターへの支援及び総合的な調整を行う。

24.2.10 本部との情報交換を行う（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、本部との情報交換を行う。

24.2.11 他都市のボランティア団体への協力要請及び連携を行う（京都市災害ボランティアセンター）

京都市災害ボランティアセンターは、他都市のボランティア団体へ協力を要請し、連携を図る。

24.3 区災害ボランティアセンターを設置し，運営する

24.3.1 区災害ボランティアセンターの設置を依頼する（区本部長）

区本部長は、災害発生に伴うボランティアニーズの把握及びボランティアのコーディネートを実施するために、地域のボランティア関係団体等に「区災害ボランティアセンター」の設置を要請する。

24.3.2 ボランティア活動の支援を図る（区本部長）

区本部長は、区災害ボランティアセンターの設置を要請した場合、必要に応じて、ボランティアがミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の提供の支援を図る。

(ボランティア活動の支援内容)

ア ミーティングや作業の場として活用できる活動拠点を提供する
イ 資器材等を提供する

- 24.3.3 区災害ボランティアセンターを設置する（ボランティア関係団体等）
ボランティア関係団体等は、区災害ボランティアセンターを設置する。
- 24.3.4 ボランティアの協力を必要とする業務、被災地のニーズを把握する（区本部）
区本部は、区本部の行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握する。
- 24.3.5 区災害ボランティアセンターと情報交換を行う（区本部）
区本部は、区災害ボランティアセンターと情報交換を行う。
- ※ 資料3-24-1 区災害ボランティアセンター一覧表

(交換する情報の例)

ア 本部事務局から提供された情報
イ 避難所等から収集した情報
ウ ボランティア活動情報

- 24.3.6 ボランティアの受入れ、コーディネートを行う（ボランティア関係団体等）
区災害ボランティアセンターは、京都市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアの受入れ、コーディネートを行う。
- 24.3.7 区内の応募ボランティアの受付拠点、被災者ニーズの情報拠点等として運営する（ボランティア関係団体等）
活動拠点は、区内の応募ボランティアの受付拠点、被災者のニーズ等の情報拠点、コーディネートのための活動拠点として、利用するボランティアの協力のもとに、ボランティア関係団体等が運営する。
- ※ 資料2-3-24-4 区災害ボランティアセンター設置予定場所

第25節 ライフライン施設応急対策計画 (25 ライフライン施設の応急対策を実施する)

■ 基本方針

電気、ガス、通信、水道、下水道等のライフラインは、市民生活を維持するうえで必要不可欠な役割を担うため、それぞれの事業者は、地震によって被害が発生した場合には、その早急な復旧及び危険防止のための措置を実施する。

また、災害の状況に応じて代替措置等の応急措置を実施する。

なお、各事業者は、活動の実施に当たっては、広域的な活動体制の確立をはじめ、ライフライン事業者相互の連携はもとより、関係機関との連携を図り、効率的な活動を実施する。

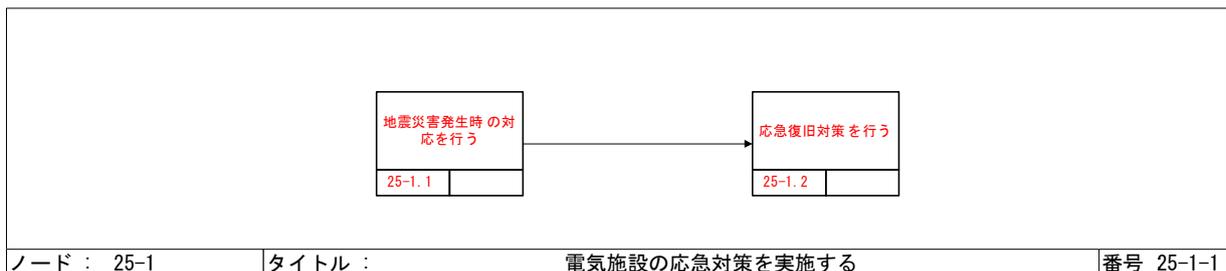
25-1 電気施設応急対策計画 (25-1 電気施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 関西電力株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
25-1.1 地震災害発生時の対応を行う	関西電力株式会社	(1) 初期対応 25-1.1.1 治安維持及びお客様サービスのため、原則として送電を続ける 25-1.1.2 関係機関と連絡、必要な措置をとる 25-1.1.3 被害状況の早期把握に努める 25-1.1.4 被害状況、復旧見込み等の周知に努める
		(2) 地震により電気設備に被害を受けたときの対応 25-1.1.5 お客様に直接接している配電線の早期復旧を図る 25-1.1.6 支店-営業所-復旧現場間の連絡網により迅速な指示連絡を行う 25-1.1.7 無線車のほか、発電機車、変圧器車、高所作業車等特殊車両を活用し、迅速復旧を図る
25-1.2 応急復旧対策を行う	関西電力株式会社	(1) 応急体制 25-1.2.1 動員を行う 25-1.2.2 社外復旧要員を確保する 25-1.2.3 京都府域各営業所、他支店関係からの応援を要請する 25-1.2.4 他電力会社に協力を要請する
		(2) 電力融通計画 25-1.2.5 各電力会社相互間の協力体制により融通する
		(3) 感電防止対策 25-1.2.6 電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を図る
		(4) 連絡・調整体制 25-1.2.7 緊急連絡用受付電話を用いる 25-1.2.8 地下埋設管の復旧について協議を行う

■ 対策の流れ



25-1.1 地震災害発生時の対応を行う

関西電力株式会社は、突発的な事故の発生に備え、即時復旧を行うため、昼夜間を問わず常時復旧要員を待機させ、地震災害により電気設備に被害を受けた場合には、応急復旧諸対策の迅速な実施により万全を期する。

(1) 初期対応

- 25-1.1.1 治安維持及びお客様サービスのため、原則として送電を続ける
災害発生時においても、治安維持上及びお客さまサービスのため、原則として送電を続ける。
- 25-1.1.2 関係機関と連絡、必要な措置をとる
送電することが危険であり、あるいは事故を大きくするおそれがあると判断される場合、又は送電不能となるおそれがある場合は、関係機関と連絡、必要な措置をとる。
- 25-1.1.3 被害状況の早期把握に努める
- 25-1.1.4 被害状況、復旧見込み等の周知に努める
新聞、ラジオ等報道機関、広報車等により被害状況、復旧見込み等の周知に努める。

(2) 地震により電気設備に被害を受けたときの対応

- 25-1.1.5 お客様に直接接している配電線の早期復旧を図る
重要施設（避難所、病院等）供給配電線から優先的に復旧を図る。
- 25-1.1.6 支店－営業所－復旧現場間の連絡網により迅速な指示連絡を行う
支店－営業所－復旧現場（無線車）間の連絡網により迅速な指示連絡を行う。
- 25-1.1.7 無線車のほか、発電機車、変圧器車、高所作業車等特殊車両を活用し、迅速復旧を図る
復旧には、無線車のほか、発電機車、変圧器車、高所作業車等の特殊車両により迅速復旧を図る。

25-1.2 応急復旧対策を行う

(1) 応急体制

- 25-1.2.1 動員を行う
非常災害発生時の編成に基づき、平素より動員体制を確立する。車両、工具類の整備確保により応急出動に備えるとともに、復旧資材についても平素より確保しており、また、その輸送対策に万全を期している。
- 25-1.2.2 社外復旧要員を確保する
請負契約に基づき、社外復旧要員の確保を図る。
- 25-1.2.3 京都府域各営業所、他支店関係からの応援を要請する
災害規模に応じ、京都府域各営業所、他支店関係からの応援を要請する。
- 25-1.2.4 他電力会社に協力を要請する
災害規模に応じ、他電力会社から協力を求める体制を確立している。

(2) 電力融通計画

- 25-1.2.5 各電力会社相互間の協力体制により融通する
広域運営に伴う融通に関する協定に基づき、電力が不足する場合は、各電力会社相互間の協力体制により、融通することができる。

(3) 感電防止対策

- 25-1.2.6 電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を図る
事故発生時の状況により、電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を期するものとする。

(4) 連絡・調整体制

- 25-1.2.7 緊急連絡用受付電話を用いる
京都市部復旧連絡系統により、防災関係機関等との緊急連絡用として、緊急連絡用受付電話を用いる。

(緊急連絡用受付電話)

	連絡先	平日連絡先		休日・夜間連絡先	
京都支店	総務・広報グループ	直通	075-344-7406	—	
	防災警備室	—		代表	075-361-7171
京都営業所	所長室	直通	075-493-7200	—	
	宿直	—		直通	080-2429-8300
伏見営業所	京都営業所長室	直通	075-493-7200	—	
	宿直	—		直通	090-7368-6015

25-1.2.8 地下埋設管の復旧について協議を行う

道路管理者，警察署，消防部，その他地下埋設管企業者等と協議を行い，他の復旧作業との優先順位の調整，緊急の道路使用及び道路掘削についての承認等の各種の取決めを行う。

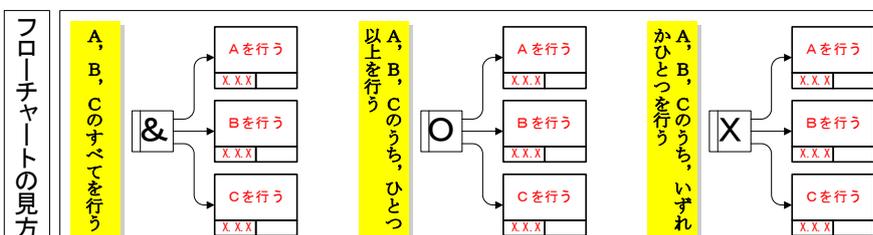
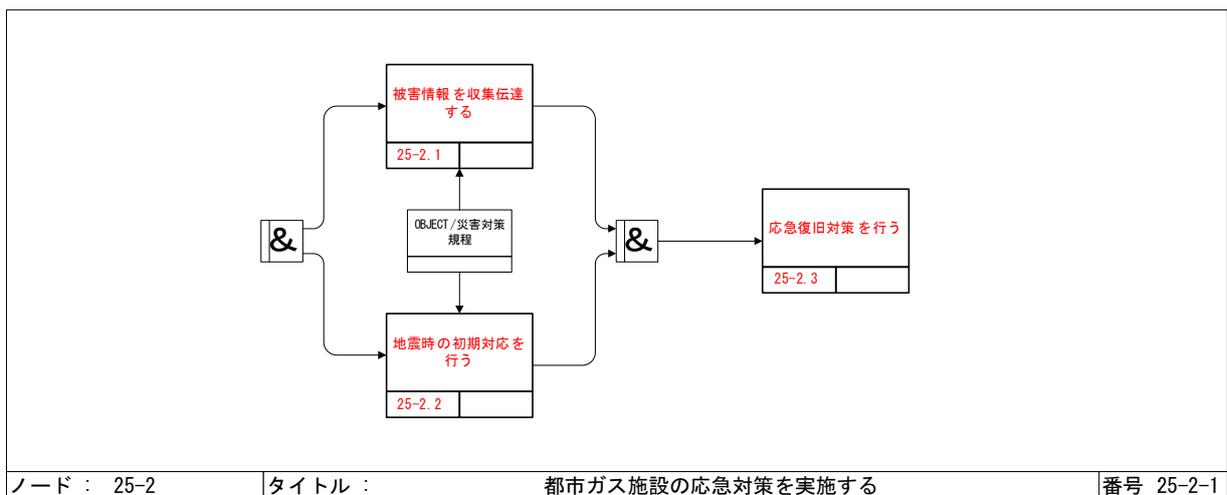
25-2 都市ガス施設応急対策計画 (25-2 都市ガス施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 大阪ガス株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
25-2.1 被害情報を収集伝達する	大阪ガス株式会社	25-2.1.1 地震情報を収集する 25-2.1.2 気象情報を収集する 25-2.1.3 各事業所へ伝達する 25-2.1.4 主要事業所間の無線通信網の確保を図る 25-2.1.5 陸上移動局により無線連絡の確保を図る 25-2.1.6 停電時対策として非常電源装置を設置する 25-2.1.7 管内施設及び顧客施設の被害状況を収集する 25-2.1.8 緊急連絡を行う 25-2.1.9 消防部に連絡要員を派遣し被害情報を収集する
25-2.2 地震時の初期対応を行う	大阪ガス株式会社	(1) 応急体制 25-2.2.1 災害対策本部を設置する 25-2.2.2 動員を行う 25-2.2.3 (社)日本ガス協会へ被害状況を連絡する 25-2.2.4 災害に関する各種の情報を広報する
		(2) 危険防止対策 25-2.2.5 一定震度以上でガスの自動遮断を行う 25-2.2.6 ガス供給停止の判断を行う
25-2.3 応急復旧対策を行う	大阪ガス株式会社	(1) 供給施設の復旧 25-2.3.1 被害箇所の修繕を行う 25-2.3.2 安全を確認する 25-2.3.3 供給を再開する
		(2) 復旧計画の策定と実施 25-2.3.4 地下埋設管の復旧について協議を行う 25-2.3.5 (社)日本ガス協会の事業者からの協力を活用する 25-2.3.6 復旧計画を策定する 25-2.3.7 復旧計画を実施する

■ 対策の流れ



ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

25-2.1 被害情報を収集伝達する

- 25-2.1.1 地震情報を収集する
供給区域内の主要地点に設置した地震計により、地震情報を収集する。
- 25-2.1.2 気象情報を収集する
気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。
- 25-2.1.3 各事業所へ伝達する
収集した地震情報、気象情報を各事業所へ伝達する。
- 25-2.1.4 主要事業所間の無線通信網の確保を図る
災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- 25-2.1.5 陸上移動局により無線連絡の確保を図る
事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- 25-2.1.6 停電時対策として非常電源装置を設置する
対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
- 25-2.1.7 管内施設及び顧客施設の被害状況を収集する
当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集する。
- 25-2.1.8 緊急連絡を行う
専用電話等により防災関係機関への緊急連絡を行う。
- 25-2.1.9 消防部に連絡要員を派遣し被害情報を収集する
消防部へ連絡要員を派遣し、情報連絡体制を確保する。

(緊急連絡体制)

担 当	連 絡 先
大阪ガス株式会社導管事業部中央保安指令部中央指令室	06-6205-5811 (24時間体制)

25-2.2 地震時の初期対応を行う

(1) 応急体制

- 25-2.2.1 災害対策本部を設置する
震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。
また、京都市災害対策本部と連携し、被害情報を収集する。
- 25-2.2.2 動員を行う
災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。
また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
- 25-2.2.3 (社)日本ガス協会へ被害状況を連絡する
大規模な災害により、本社(大阪ガス)単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力を活用するため、同協会へ被害状況を連絡する。
- 25-2.2.4 災害に関する各種の情報を広報する
災害時において混乱を防止し、被害を最小限に止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(2) 危険防止対策

- 25-2.2.5 一定震度以上でガスの自動遮断を行う
ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーター・整圧器により一定震度以上でガスの自動遮断を行う。
- 25-2.2.6 ガス供給停止の判断を行う
二次災害防止のためのガス供給停止の判断は、地震計情報、巡回点検等により判明した被害情報及び京都市災害対策本部からの被害情報等により総合的に判断し、供給停止ブロックの確定後に行う。

25-2.3 応急復旧対策を行う

(1) 供給施設の復旧

25-2.3.1 被害箇所の修繕を行う

供給施設の災害復旧のため、被害箇所の修繕を行う。

25-2.3.2 安全を確認する

被害箇所の修繕後、二次災害を防止するため、供給施設の安全を確認する。

25-2.3.3 供給を再開する

安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(2) 復旧計画の策定と実施

25-2.3.4 地下埋設管の復旧について協議を行う

道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。

25-2.3.5 (社)日本ガス協会の事業者からの協力を活用する

ガス供給停止戸数の確定後、大阪ガス単独での復旧が不可能と判断した場合は、(社)日本ガス協会へ必要な応援を求める。

25-2.3.6 復旧計画を策定する

災害復旧計画は、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して作成する。

25-2.3.7 復旧計画を実施する

災害復旧計画に基づき、供給上復旧効果の高いものから復旧作業を行う。

25-3 電気通信施設応急対策計画

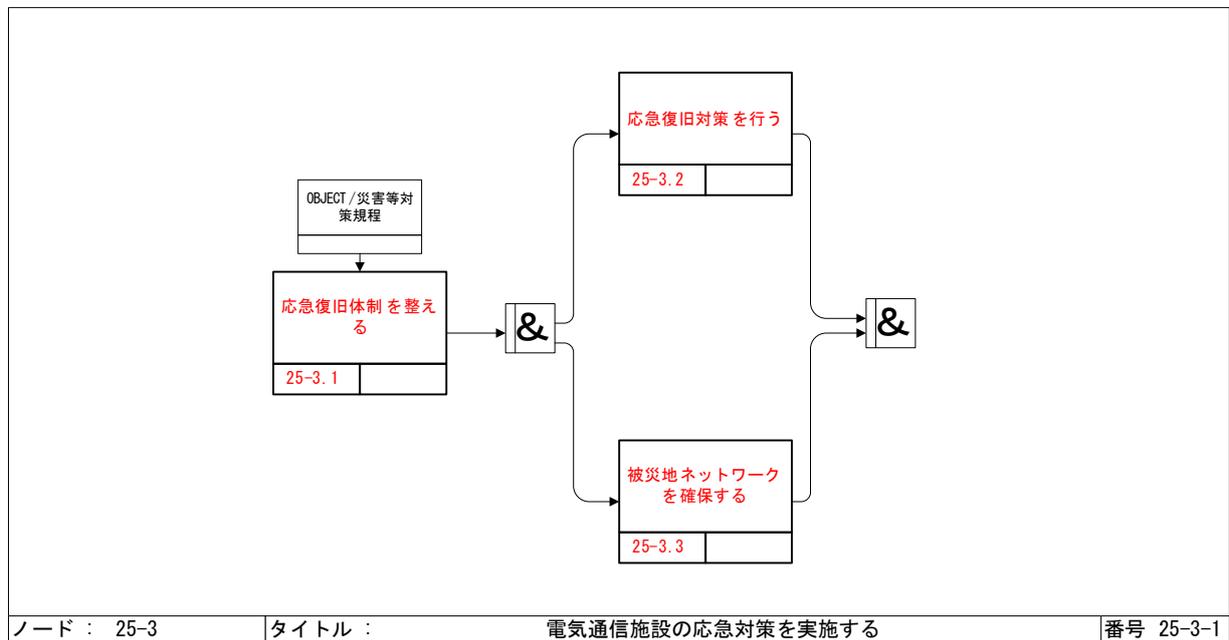
(25-3 電気通信施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 西日本電信電話株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
25-3.1 応急復旧体制を整える	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	25-3.1.1 災害対策本部を設置する 25-3.1.2 本部の設置及び設置場所を京都市災害対策本部に通知する 25-3.1.3 緊急連絡体制を整える
25-3.2 応急復旧対策を行う	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	(1) 回線の非常措置 25-3.2.1 回線の切替措置を行う 25-3.2.2 可搬無線機, 移動無線車及び移動電源車の運用を図る 25-3.2.3 疎通確保の措置及び特設公衆電話を設置する
		(2) 回線の復旧順位 25-3.2.4 第1順位の復旧を行う 25-3.2.5 第2順位の復旧を行う 25-3.2.6 第3順位の復旧を行う
25-3.3 被災地ネットワークを確保する	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	25-3.3.1 特設公衆電話を設置する 25-3.3.2 防災行政無線等との連携を図る 25-3.3.3 災害時の情報通信を支援する 25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する

■ 対策の流れ



25-3.1 応急復旧体制を整える

25-3.1.1 災害対策本部を設置する

NTT西日本京都支店長（以下「京都支店長」という。）は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部は「京都支店災害対策本部」とし、原則としてNTT西日本京都支店内に設置する。

(京都支店災害対策本部の体制)

ア	本部の組織
(ア)	本部に本部長1名、副本部長1名、班長及び班員を若干名置く。
(イ)	本部長は京都支店長がこれに当たる。
(ウ)	副本部長はNTT西日本京都支店設備部長がこれに当たる。
(エ)	本部長は、本部に復旧体制等を指示する。
イ	本部の構成班名
	情報総括班、設備班、お客様対応班、後方支援班
ウ	その他
	その他については、西日本電信電話株式会社災害等対策規程による。

25-3.1.2 本部の設置及び設置場所を京都市災害対策本部に通知する

本部を設置したときは、本部の設置及び設置場所等を、本部を閉鎖したときは、その旨を京都市災害対策本部（以下「市本部」という。）に通知する。

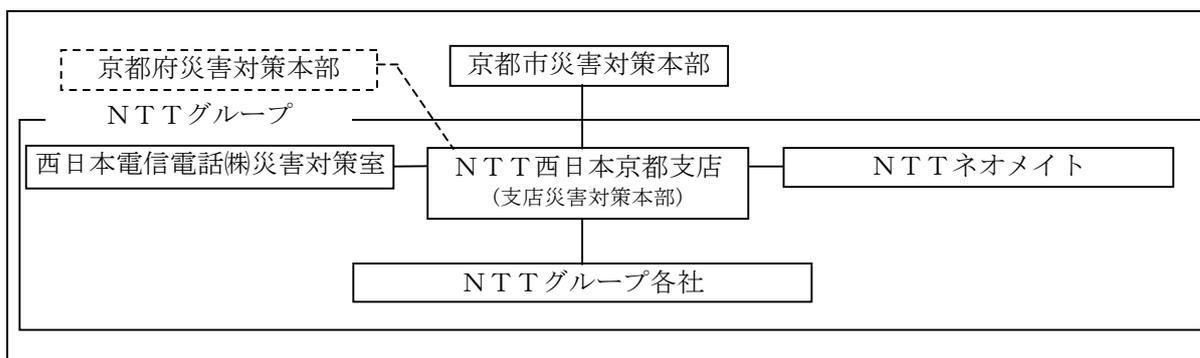
25-3.1.3 緊急連絡体制を整える

突発的事故等の発生に備えて、各関係機関との緊急時連絡網を整備する。京都市域の緊急事故通報受付電話及び市本部との通信連絡系統は下表のとおりとする。

(京都市域の緊急事故通報受付電話)

緊急事故通報受付電話			担 当
<昼間>	9:00 ~ 17:30	075-366-3277	NTT西日本ーみやこ 設備部災害対策担当
<夜間>	17:30 ~ 9:00	075-221-1700	NTT西日本ー関西 京都113サービスセンタ

(京都市災害対策本部とNTT西日本との通信連絡系統)



25-3.2 応急復旧対策を行う

電気通信設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害等対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(1) 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

25-3.2.1 回線の切替措置を行う

25-3.2.2 可搬無線機、移動無線車及び移動電源車の運用を図る

25-3.2.3 疎通確保の措置及び特設公衆電話を設置する

臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び特設公衆電話を設置する。

(2) 回線の復旧順位

25-3.2.4 第1順位の復旧を行う

25-3.2.5 第2順位の復旧を行う

25-3.2.6 第3順位の復旧を行う

(回線の復旧順位)

第1順位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛機関，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位，第2順位に該当しないもの

25-3.3 被災地ネットワークを確保する

大規模な災害時に，NTTの通信回線や非常用災害対策機器などを活用して臨時のネットワークを構成し，被災地での生活に必要な通信を確保する。

25-3.3.1 特設公衆電話を設置する

避難所となる学校や公民館などに特設公衆電話を設置する。

25-3.3.2 防災行政無線等との連携を図る

防災行政無線等と連携をとり通信の確保に努める。

25-3.3.3 災害時の情報通信を支援する

災害時における自治体等の被災地情報ネットワーク等を支援する。

25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171等を提供する

災害時，被災地への電話回線の輻輳緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため，災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板（web171）を提供する。

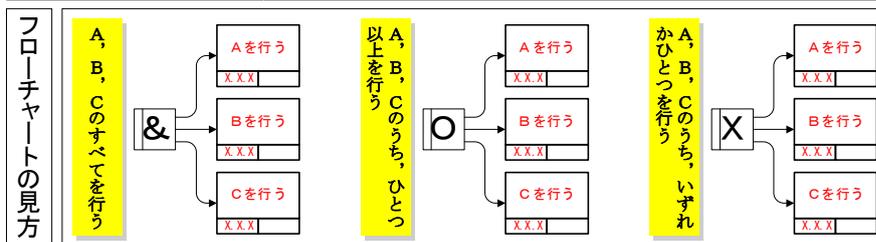
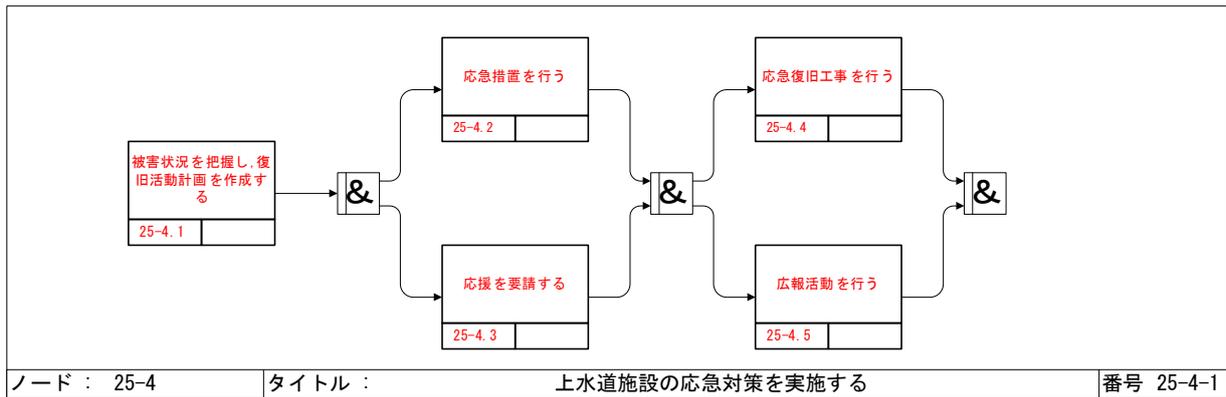
25-4 上水道施設応急対策計画 (25-4 上水道施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 上下水道部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する	上下水道部	25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する 25-4.1.2 速やかに、取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する 25-4.1.3 導、送、配水管の管路に係る情報を把握する 25-4.1.4 路線の点検を行う 25-4.1.5 水道水の安全確保が図れるよう、水質監視を一層強化できる体制をとる 25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する
25-4.2 応急措置を行う	上下水道部	25-4.2.1 取水、導水施設の応急措置を行う 25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う 25-4.2.3 その他の施設の応急措置を行う
25-4.3 応援を要請する	上下水道部	25-4.3.1 地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等に協力を要請する 25-4.3.2 他の地方公共団体等へ応援を要請する 25-4.3.3 被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡する
25-4.4 応急復旧工事を行う	上下水道部	25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う 25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う 25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う
25-4.5 広報活動を行う	上下水道部	25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める 25-4.5.2 市民に対して、災害発生直後から、できるだけ必要な情報の提供を行う 25-4.5.3 24時間体制で、市民の問い合わせ、報道機関の取材に対応する 25-4.5.4 広報車による広報を行う 25-4.5.5 広報紙の配布を行う

■ 対策の流れ



25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する

25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する

地震発生後、各班は速やかに被害状況の把握を行うものとするが、勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集状況により、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。

25-4.1.2 速やかに、取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する

取水、導水、浄水、配水施設については、以下の施設の点検調査の手順に従い、点検調査を実施する。

(施設の点検調査の手順)

- ア 取水池、沈でん池、ろ過池、配水池等の池状の構造物や場内配管、ポンプ設備、送水管について、漏水の有無、破損の程度を点検する。
- イ 電気設備について、受電、運転の可否を点検する。
- ウ 薬品注入設備について、漏液の有無、注入の可否等を点検する。
- エ 疏水施設について、水路内の法面の亀裂、沈下、変形、溢水や漏水等の有無及びその程度を点検する。
- オ その他緊急措置の必要がある場合、水道班の判断を仰ぐ。

25-4.1.3 導、送、配水管の管路に係る情報を把握する

導、送、配水管については、まず、管路に係る情報を把握する。

25-4.1.4 路線の点検を行う

導、送、配水管の管路の情報把握後、路線の点検を実施する。

25-4.1.5 水道水の安全確保が図れるよう、水質監視を一層強化できる体制をとる

水道水の安全確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとる。

25-4.1.6 各班の復旧活動計画を作成する

上下水道部の各班は、以下の方針のもと、復旧活動計画を作成する。

特に、重要管路の導、送、配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

(各班の復旧活動計画)

- ア 水道班
 - (ア) 浄水施設等の被害状況を把握し、浄水場や疏水事務所と調整を図りながら、早急に施設の運用方法、復旧方法及び復旧体制等の復旧計画を具体的に定める。
 - (イ) 配水施設等の被害状況を把握し、断水地域が最小となるよう、早急に復旧計画を定め、各事業所の指揮及び関係各班との連絡調整を行う。
 - (ウ) 浄水班、配水班と調整し、早急に大規模被害箇所の復旧計画を策定し、各事業所間の指

揮に当たる。

イ 業務班
宅地内漏水の被害状況を把握し、各事業所に指示する。

ウ 総務班
水道施設の復旧作業等に必要な資機材、車両等の集積場の確保が必要な場合、関係機関との調整を図る。

※ 資料3-25-1 上下水道局備蓄資材一覧表

⇒ 28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する

⇒ 28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する

25-4.2 応急措置を行う

二次災害や被害の拡大を防止するため、応急措置を行う。

25-4.2.1 取水、導水施設の応急措置を行う

取水池や導水管等については、亀裂、漏水等により運用を継続することが困難な場合、取水、導水の停止又は減量等の応急措置を行う。

25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う

配水施設の応急措置は、次の手順に従って行う。

(配水施設の応急措置手順)

ア 管路から大量に漏水している場合には、バルブを閉め、二次災害を防止する。なお、断水する場合は、下流での消火活動等への影響、漏水量の多少や付近への二次災害の可能性等を総合的に判断して対応する。

イ 自然流下方式の配水池は、震度5（150gal）以上の場合、緊急遮断弁が自動的に閉止する。

ウ 緊急遮断弁のない配水池の場合、配水池の半分の出口弁を閉止して、貯留水の確保を図る。

エ ポンプ直送方式において、配水量又は配水圧が異常な場合は、災害対策本部の指示により、ポンプの停止等の緊急措置を行う。

オ 余震の発生に備えて、更に安全強化の措置を講じる。

25-4.2.3 その他施設の応急措置を行う

その他の施設の応急措置は、以下の手順で行う。

(その他施設の応急措置手順)

ア 池状構造物については、亀裂、漏水等により運用を継続することが危険な場合、被害箇所及びその影響部分の機能を停止する。

イ 場内配管について、漏水量が多く危険と思われる場合、管路を遮断する。

ウ 停電の場合、予備線等、他の受電系統への切り替えや、自家発電設備の運転により動力や保安電力の確保及び燃料の供給のための手配を行う。

25-4.3 応援を要請する

震災の発生及び復旧状況などにより必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請をし、応急給水及び応急復旧を行う。

25-4.3.1 地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等に協力を要請する

地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等への協力要請については、社団法人京都府建設業協会京都支部、社団法人京都市公認水道協会及び財団法人京都市上下水道サービス協会を通じて行う。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

25-4.3.2 他の地方公共団体等へ応援を要請する

他都市等への応援要請が必要な場合は、上下水道部長は、17大都市水道局をはじめとする水道事業体との間で締結している協定等に基づいて速やかに行う。

外部機関に対して応援を要請した場合、上下水道部長は、本部長にその旨を報告するものとする。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

⇒ 14.2.2 17大都市水道局等へ応援を要請を行う

25-4.3.3 被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡する

上下水道部の災害対策本部は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協力する。

25-4.4 応急復旧工事を行う

25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う

上下水道部は、道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。

25-4.4.2 導、送、配水管の応急復旧工事を行う

導、送、配水管路の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。

(導、送、配水管路の応急復旧工事手順)

ア 復旧方法については、管路の被害状況により、既設管の応急復旧や仮設配水管の布設を行い、原則として上流側から作業を進める。

イ 管路の復旧作業は、管の破裂、継手の離脱等の復旧を優先し、継手漏水等については可能な限り二次的なものとして取り扱う。

ウ 消火栓については、応急給水や防火上の観点から随時設置する。

エ 導水管が損傷を受けた場合、可能な限り導水の継続に努める。

オ 二次災害が発生する恐れがある場合、水道班の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。

カ 送水管が損傷を受けた場合、配水池への供給が不可能になるため、送水管路の復旧を優先して行う。

キ 地震により配水管路が損傷を受けた場合、原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。

ク 断水区域を速やかに解消するために、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら復旧作業を行う。

ケ 配水管の復旧にかなりの時間を要すると判断されるものについては、仮設配水管を布設し、仮設給水栓により給水を行う。配水管の復旧に際しては、消火栓が運搬給水の取水場所として利用できるよう計画的に施工する。

25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う

ポンプ施設については、吸込み及び吐出両側の配管継手のゆるみによる漏水と一部受配電設備の故障による運転停止が考えられるが、被害の程度は比較的軽微なものと推測されるので、管路の復旧作業の漏水箇所発見のためにも、給水が必要であるため、早急に復旧作業を行う。

25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う

給水装置の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。

(給水装置の応急復旧工事手順)

ア 所有者等から修繕の申込みがあったものに限定して給水装置の復旧作業を行う。

イ 配水管の復旧に支障を及ぼす場合や第三者に損害等の影響を及ぼす恐れがある場合、申込みの有無にかかわらず応急止水作業を行う。

ウ 復旧作業を行うに当たっては、配水管路の復旧と同時並行的に行い、道路部分を優先的に行う。

エ 倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置については、必要に応じて止水栓又は給水管の一時停止などの応急措置を行う。

25-4.5 広報活動を行う

25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める

上下水道部は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。

なお、本部を通じて行う広報は、「第4節 広報・広聴活動計画」に基づいて行う。

⇒ 4.2 一般広報を行う

25-4.5.2 市民に対して、災害発生直後から、できるだけ必要な情報の提供を行う

市民の不安の軽減を図るため、震災直後から、必要な情報の提供を行う。

- 25-4.5.3 24時間体制で、市民の問い合わせ、報道機関の取材に対応する
24時間体制で市民からの問い合わせ及び報道機関等の取材に対応する。
- 25-4.5.4 広報車による広報を行う
広報は、地震発生直後及び復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車による広報を行う。
- 25-4.5.5 広報紙の配布を行う
住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて、市民への広報紙の配布を行う。

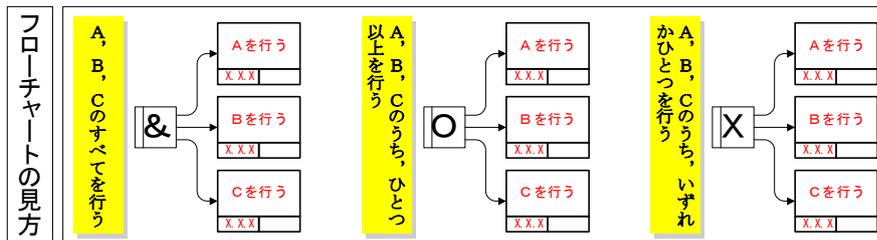
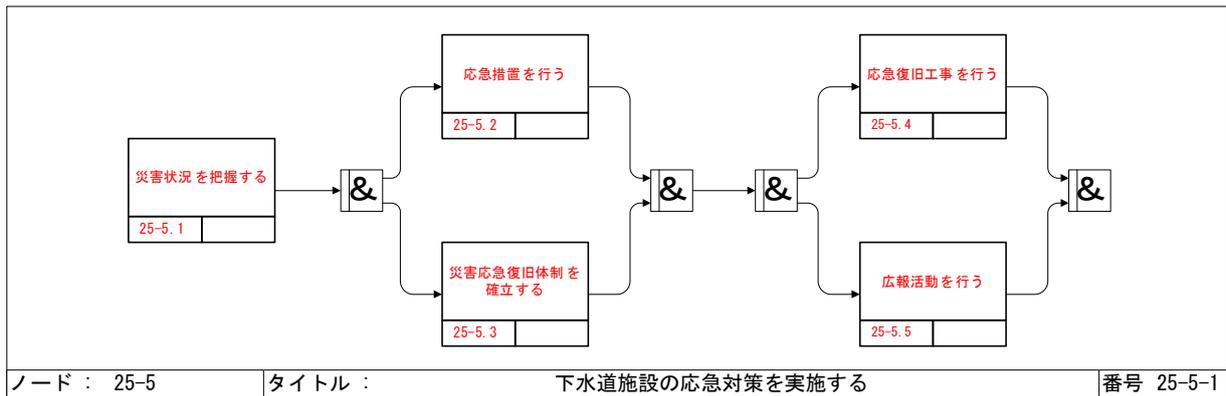
25-5 下水道施設応急対策計画 (25-5 下水道施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 上下水道部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
25-5.1 災害状況を把握する	上下水道部	25-5.1.1 上下水道局災害対策本部を設置し、必要な活動を開始する
		25-5.1.2 部内及び関係機関との情報伝達ルートの確保を図る
		(1) 管渠 25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急（一次）調査を行い、破損状況等の確認を行う
		(2) ポンプ場 25-5.1.4 被害状況の調査及び点検（緊急調査）を実施する
25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う	上下水道部	25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う
25-5.2 応急措置を行う	上下水道部	25-5.2.1 管渠の必要な修繕、仮復旧を行う 25-5.2.2 ポンプ場の応急措置を実施する 25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する 25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う
25-5.3 災害応急復旧体制を確立する	上下水道部	25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る 25-5.3.2 関係業者との協力関係に基づき、必要資機材を確保する 25-5.3.3 他都市への応援を要請する 25-5.3.4 業界との連携、協力を図る 25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る 25-5.3.6 災害対策要員の食料、飲料水備蓄の活用、緊急調達を図る 25-5.3.7 行財政部長に依頼する
25-5.4 応急復旧工事を行う	上下水道部	(1) 管渠 25-5.4.1 二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する 25-5.4.2 道路管理者、警察署、消防部、その他地下埋設管企業者等と協議を行う 25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流、下水道の使用制限、既存施設とのネットワーク等の対応を図る 25-5.4.4 管渠の応急復旧を行う
		(2) ポンプ場 25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う 25-5.4.6 ポンプ場の本格復旧を実施する
		(3) 水環境保全センター 25-5.4.7 応急調査を行う 25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する 25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う
		(4) 排水設備 25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る
25-5.5 広報活動を行う	上下水道部	25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める 25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問い合わせ及び報道機関の取材に対応する

■ 応急対策の流れ



25-5.1 災害状況を把握する

25-5.1.1 上下水道局災害対策本部を設置し、必要な活動を開始する

京都市域において震度5弱以上の地震が発生したときは、上下水道部は、災害応急復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、直ちに上下水道局災害対策本部を設置し、必要な活動を開始する。

※ 資料3-25-2 下水道施設の応急復旧計画表及び施設概要

25-5.1.2 部内及び関係機関との情報伝達ルートの確保を図る

上下水道部は、災害応急復旧対策の実施に関し、必要な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう、部内及びその他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。

(1) 管渠

25-5.1.3 地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急（一次）調査を行い、破損状況等の確認を行う

被害が生じた路線について、地上調査、人孔内調査、管内調査等の緊急（一次）調査を行い、破損状況等の確認を行う。

(2) ポンプ場

25-5.1.4 被害状況の調査及び点検（緊急調査）を実施する

ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、震災後できるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。

(3) 水環境保全センター

25-5.1.5 二次災害の未然防止、緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う

緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止並びに緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。

25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う

応急復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊急調査を行う。

25-5.2 応急措置を行う

25-5.2.1 管渠の必要な修繕、仮復旧を行う

以下の方針で、管渠の必要な修繕、仮復旧を行う。

(管渠の必要な修繕, 仮復旧方針)

- ア 一次調査の結果を受け、応急的な流水機能の確保と道路上における通行人の転落等の防止のため、管渠の破損や土砂の流入により閉塞が生じている区間や、道路陥没及び人孔の浮上箇所において、必要な修繕, 仮復旧の措置を行う。
- イ 修繕, 仮復旧を行う必要のあるもののうち、管渠の清掃や道路上の安全柵の設置等のよう一次調査の段階で処置できるものについては、可能な限りこの段階で行う。
- ウ 管渠からの溢水や道路陥没に対しては、即時に対応する。
- エ 震災直後における混乱の中で、効率的に整然と調査及び修繕, 仮復旧等を行うためには、作業の主体が浚渫業者と緊急対応業者になることから、事前に定めた協定や、一定の取決めに基づき、京都土木浚渫協会及び京都府建設業協会等を窓口として、協力体制を確立する。

25-5.2.2 ポンプ場の応急措置を実施する

以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕, 仮復旧を行う。

(ポンプ場の応急措置方針)

- ア 被害状況の調査及び点検の結果に基づき、応急復旧計画の策定を行う。
- イ 受電設備に異常がなければ、電源の確保を第一とする。また、停電に際して自家発電設備を稼動する場合、設備の故障の有無の確認や手動操作などの必要な措置を講じる。
- ウ ポンプ設備の停止に際しては、停止の原因を速やかに点検し、損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、施設の立地条件、損傷、故障の内容及び浸水の程度を勘案して必要な処置を講じる。

25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する

水環境保全センターにおいては、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。

25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う

必要に応じて、水環境保全センターにおける二次災害防止のための緊急措置を行う。

25-5.3 災害応急復旧体制を確立する

25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る

上下水道部は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時における活用を図る。

25-5.3.2 関係業者との協力関係に基づき、必要資機材を確保する

指定工事業者、緊急工事対応業者及び委託業者との協力関係に基づいて必要資機材の確保を図る。

25-5.3.3 他都市への応援を要請する

他都市へ応援を要請する場合は、「20大都市災害時相互応援に関する協定」、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(平成8年5月16日付け大都市下水道局長会議で承認・決定)に基づき、相互救援協力を円滑、迅速に実施する。

なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長は、本部長にその旨を報告する。

- ※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
- 資料3-5-14 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(大都市下水道会議)

25-5.3.4 業界との連携, 協力を図る

京都土木浚渫協会, 京都府建設業協会, 京都府管工事工業協同組合, 日本下水道施設業協力会等の業界との連携, 協力を図る。業界に対して応援を要請した場合, 上下水道部長は本部長にその旨を報告する。

25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る

上下水道部は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機材, 車両等の集積場や, 再使用品, 撤去品及び産業廃棄物(汚水, 汚泥, はつりガラス, 廃材等)の仮置場等のオープンスペースの確保が必要な場合, 「第3章 第28節 オープンスペース利用の調整計画」に基づき関係機関との調整を図る。

⇒ 28 オープンスペースの利用を調整する

- 25-5.3.6 災害対策要員の食料，飲料水備蓄の活用，緊急調達を図る
災害対策要員の食料，飲料水は，備蓄分の活用や緊急調達を図る。
- 25-5.3.7 行財政部長に依頼する
上下水道部における調達のみでは不足する場合，行財政部長に依頼するものとする。
- ⇒ 12 食料を供給する

25-5.4 応急復旧工事を行う

(1) 管渠

- 25-5.4.1 二次調査の実施範囲，調査期間，調査体制等を決定する
上下水道部は，管路の一次調査の結果から，二次調査の実施範囲，調査期間，調査体制等を決定する。

(管路二次調査の内容)

- | |
|--|
| ア 人孔及び管内の目視による調査を全スパン行う（予備調査）。
イ アよりTVカメラ調査（本調査）の実施を判定する。 |
|--|

- 25-5.4.2 道路管理者，警察署，消防部，その他地下埋設管企業者等と協議を行う
上下水道部は，道路管理者，警察署，消防部，その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。

(協議内容)

- | |
|--|
| ア 他の復旧作業との優先順位の調整
イ 排水路や河川への緊急排水を行うについての各管理者の承認
ウ 緊急の道路使用及び道路掘削についての承認等の各種の取決め
エ 上水道の復旧と連携した下水道の復旧作業の調整 |
|--|

- 25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流，下水道の使用制限，既存施設とのネットワーク等の対応を図る
旧市街地の埋設深の浅い幹線について，元のルートの復旧ができない場合，雨水吐口等からの緊急放流，下水道の使用制限，既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。

- 25-5.4.4 管渠の応急復旧を行う

(2) ポンプ場

- 25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う
ポンプ場の応急復旧は，各ポンプ場の状況を把握したうえで，施設停止の可能性，時間目標，雨水対策，工事関係業者との連絡状況等を勘案して進める。
- 25-5.4.6 ポンプ場の本格復旧を実施する
計画・設計との協議結果に基づき，ポンプ場の本格復旧を実施する。

(3) 水環境保全センター

- 25-5.4.7 応急調査を行う
水環境保全センターの応急復旧の第2段階においては，施設全体の被害状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための応急調査を行う。
- 25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する
二次災害の危険性，施設復旧の緊急性，施設の用途，重要度，本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断し，応急復旧の優先順位及び復旧水準を定める。
- 25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う
適切な工法で水環境保全センターの応急復旧をすすめる。

(4) 排水設備

- 25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得る
下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合，大量の汚水が流れ出し，付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については，申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。
復旧作業については，指定下水道工事業者の協力を得て行う。

25-5.5 広報活動を行う

25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める

上下水道部は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。

なお、本部を通じて行う広報は、「第4節 広報・広聴活動計画」に基づいて行う。

⇒ 4.2 一般広報を行う

25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問い合わせ及び報道機関の取材に対応する

震災直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問い合わせ及び報道機関の取材に対応する。

第26節 交通施設の応急対策計画

(26 交通施設の応急対策を実施する)

■ 基本方針

大規模な地震により鉄道、バス等の各交通施設が被災した場合、また、道路状況等により運行に支障が生じるような場合等においては、乗客の生命、身体、財産を保護するための安全措置を講じるとともに、輸送手段を早期に確保するため、代替輸送の実施をはじめ、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

26-1 市営交通機関の応急対策計画

(26-1 市営交通機関の応急対策を実施する)

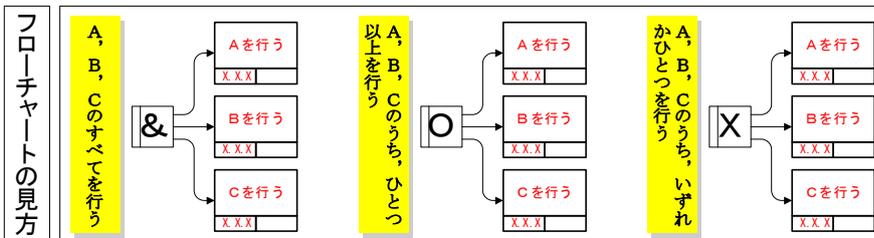
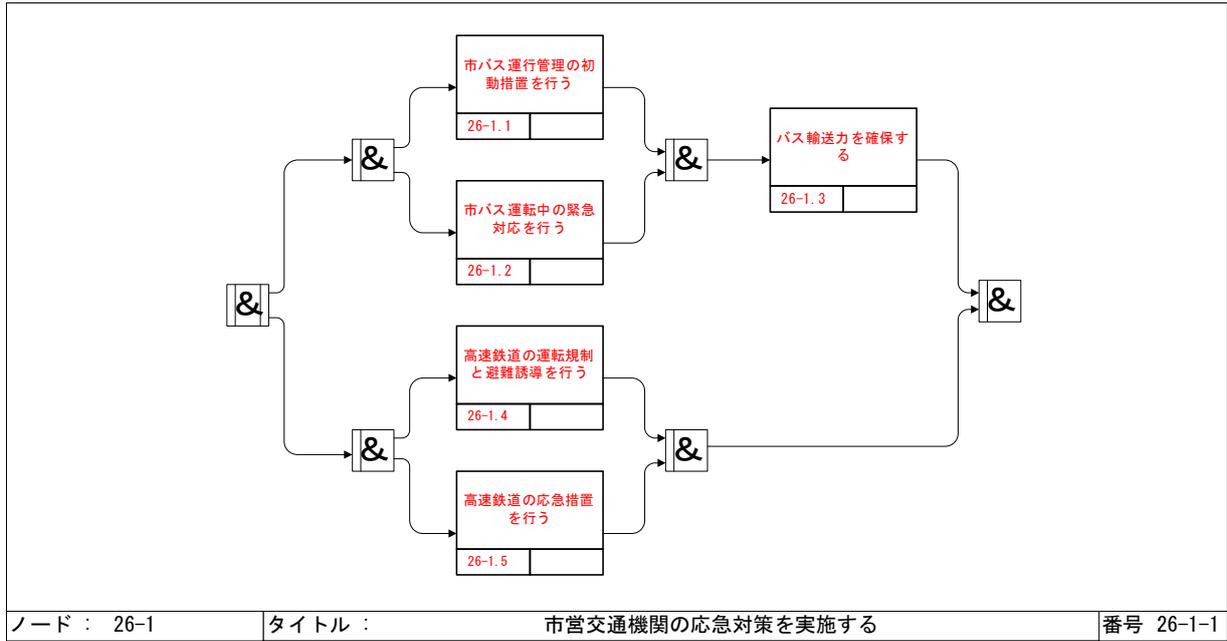
■ 実施責任者 : 交通部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
26-1.1 市バス運行管理の初動措置を行う	交通部自動車班	26-1.1.1 市バスへの連絡を行う 26-1.1.2 職員の召集を行う 26-1.1.3 応急対策の体制を整える
26-1.2 市バス運転中の緊急対応を行う	交通部自動車班	26-1.2.1 車内客、車両、道路状況を確認する
		(1) 異常を覚知した場合 26-1.2.2 運行を中止する 26-1.2.3 負傷者の救護、救急車の手配を行う 26-1.2.4 車内客の避難誘導を行う 26-1.2.5 車両の留置措置を行う 26-1.2.6 現状・処置状況等の報告を行う
26-1.3 バス輸送力を確保する	交通部自動車班	(2) 異常なしと判断した場合 26-1.2.7 徐行運転を行う
		(1) 走行中車両への対応 26-1.3.1 運行中の車両の状況を把握する 26-1.3.2 道路上に留置した車両を管理する 26-1.3.3 応急対策修理を行う 26-1.3.4 他社への要請を行う 26-1.3.5 燃料の確保を図る
		(2) 運転士・運行管理者の確保 26-1.3.6 運転士・運行管理者を確保する
		(3) 路線状況の把握 26-1.3.7 路線状況を把握する 26-1.3.8 代替路線の検討を行う 26-1.3.9 臨時交通規制を要望する 26-1.3.10 運行状況の広報を行う 26-1.3.11 他交通機関への振替を行う
26-1.4 高速鉄道の運転規制と避難誘導を行う	交通部高速鉄道班	(4) 市バスの運行 26-1.3.12 運行指示を行う 26-1.3.13 市バスの運行を行う
		26-1.4.1 各車、関係機関、各駅へ一斉通報を行う 26-1.4.2 緊急地震速報及び地震警報に応じた運転を行う 26-1.4.3 車内放送により乗客へ状況を案内し、動揺・混乱を防止する 26-1.4.4 運転規則に従い、運行停止する 26-1.4.5 運転指令区長へ応援手配し、応援駅員と乗務員により最寄駅まで避難誘導する 26-1.4.6 駅において乗客の避難誘導を行う 26-1.4.7 駅ホーム・コンコースの乗客の避難誘導を行う

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う	交通部高速鉄道班	26-1.5.1 初動体制を行う 26-1.5.2 線路、駅施設、信号等の点検を行う 26-1.5.3 復旧作業を行う 26-1.5.4 隣接鉄道と相互協力する 26-1.5.5 列車走行に支障がないことを確認する 26-1.5.6 運転指令において情報収集・伝達・必要な指示を行う 26-1.5.7 運転再開を指令する

■ 対策の流れ



26-1.1 市バス運行管理の初動措置を行う

26-1.1.1 市バスへの連絡を行う（交通部自動車班）

交通部自動車班は、地震を覚知したときは、時間内は運輸課長が、時間外は事故対策当務がバスロケーションシステムにより、市バスへの連絡を行う。

（交通無線の運用）

- ア 無線一斉指令
無線により地震発生を連絡するとともに、異常覚知した運転士に点検命令、それ以外は徐行運転を指示する。
- イ 通信統制
震源等、被害の大きい地域を走行する車両、人的被害を受けた車両を優先する。

※ 資料3-26-1 交通無線の無線局一覧

26-1.1.2 職員の召集を行う（交通部自動車班）

交通部自動車班は、事故対策当務が職員の召集を行う。

26-1.1.3 応急対策の体制を整える（交通部自動車班）

交通部自動車班は、情報班、伝達班、指揮班、作業班の担当業務の分担を行い、応急対策の体制を整える。

なお、停電時は、駅ビル無線要員を確保する。

26-1.2 市バス運転中の緊急対応を行う

26-1.2.1 車内容、車両、道路状況を確認する（交通部自動車班）

交通部自動車班（市バス運転士）は、地震を覚知したとき、及び指揮者から点検命令を受けたときは、運転を中止し、車内客の状況、車両の状況、道路の状況を確認する。

（災害が発生した場合の緊急対応）

ア 運転手は、地震を覚知したときは、直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停止させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかける。

イ バスを停車させる場合、その停止位置が危険物施設、消火栓の周辺、がけ崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、電柱や塀の側、高圧線の真下その他危険と思われる場所は極力避ける。

ウ やむを得ず乗客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認のうえ、その旨を乗客に告げる。

エ 停車後、車両への防災上必要な措置をとる。

(1) 異常を覚知した場合

26-1.2.2 運行を中止する（交通部自動車班）

運転士は、状況確認の結果、異常を覚知したときは、直ちに運行を中止する。

（危険な状況における運行規制の実施）

ア 火災の発生、建築物の倒壊等により運行不能の場合

イ 山崩れ、がけ崩れ、道路の著しい破損等により通行不能の場合

ウ 乗客、乗務員の安全確保が困難な場合

26-1.2.3 負傷者の救護、救急車の手配を行う（交通部自動車班）

運転士は、車内客等に負傷者がいるときは、直ちに負傷者の救護及び救急車の手配を行う。

26-1.2.4 車内客の避難誘導を行う（交通部自動車班）

運転士は、車内客を近くの安全な場所へ避難誘導する。また、被害の状況によっては、車内に携行している地図等で避難先を指示する。

26-1.2.5 車両の留置措置を行う（交通部自動車班）

運転士は、車両を離れる場合は、車両の留置措置を行う。

26-1.2.6 現状・処置状況等の報告を行う（交通部自動車班）

運転士は指揮者に対し、被災場所、負傷者の有無、人数、避難誘導先、車両留置状況などを報告する。

(2) 異常なしと判断した場合

26-1.2.7 徐行運転を行う（交通部自動車班）

運転士は、状況確認の結果、異常なしと判断した場合は、徐行運転で運行を継続する。

26-1.3 バス輸送力を確保する

(1) 走行中車両への対応

26-1.3.1 運行中の車両の状況を把握する（交通部自動車班）

交通部（自動車班）は、地震発生後、運行中の車両について、運行可能な車両、運行不能な車両の状況を確認する。

26-1.3.2 道路に留置した車両を管理する（交通部自動車班）

運行不能となり路上に留置した車両の管理を行う。

26-1.3.3 応急対策修理を行う（交通部自動車班）

地震により運行不能となった車両について応急対策、修理を実施する。

26-1.3.4 他社への要請を行う（交通部自動車班）

運行不能車両に対して応急対策・修理の対応が困難な場合は、他社に対して対応を要請する。

26-1.3.5 燃料の確保を図る（交通部自動車班）

バス輸送力を確保するため、運行可能な車両及び応急対策、修理により運行可能となった車両について、燃料を確保する。

(2) 運転士・運行管理者の確保

26-1.3.6 運転士・運行管理者を確保する（交通部自動車班）

運転士及び運行管理者を確保するため、非出勤者の安否を確認する。安否の確認された者に対しては、召集方法を確認し、必要に応じてバス車両で拠点間の輸送を行う。

出勤者については、食料及び休憩場所を確保のうえ、待機を指示する。

(3) 路線状況の把握

26-1.3.7 路線状況を把握する（交通部自動車班）

橋梁・高架などの震災時危険箇所等を巡回し、通行可能路線、通行不能路線の状況を把握する。

26-1.3.8 代替路線の検討を行う（交通部自動車班）

通行不能路線について、代替路線の検討を行う。

26-1.3.9 臨時交通規制を要望する（交通部自動車班）

通行不能路線について、臨時交通規制を要望する。

26-1.3.10 運行状況の広報を行う（交通部自動車班）

代替路線の確保ができない場合、運行状況の広報を行う。

26-1.3.11 他交通機関への振替を行う（交通部自動車班）

代替路線の確保ができない場合、他交通機関への振替を行う。

(4) 市バスの運行

26-1.3.12 運行指示を行う（交通部自動車班）

通行可能路線及び代替路線が確保できた路線について、運行の指示を行う。

26-1.3.13 市バスの運行を行う（交通部自動車班）

通行可能路線及び代替路線が確保できた路線について、市バスの運行を行う。

26-1.4 高速鉄道の運転規制と避難誘導を行う

26-1.4.1 各車、関係機関、各駅へ一斉通報を行う（交通部高速鉄道班）

交通部（高速鉄道）運転指令は、各車、関係機関、各駅へ一斉通報を行い、運行管理上必要な指示を行う。

⇒ 26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う

26-1.4.2 緊急地震速報及び地震警報に応じた運転を行う（交通部高速鉄道班）

走行中の列車は、緊急地震速報及び地震警報に応じた運転を行う。

(運転規制の内容)

<p>ア 緊急地震速報を受信した場合は、列車を直ちに減速・停止する。</p> <p>イ 地震が発生した場合の列車の運転取扱いは、次による。</p> <p>(ア) 第1次地震警報（40ガル以上のとき）の場合は、25km/h以下の速度で注意運転する。</p> <p>(イ) 第2次地震警報（80ガル以上のとき）の場合は、25km/h以下の速度で注意運転に移り、次駅で運行を停止する。</p> <p>(ウ) 第3次地震警報（150ガル以上のとき）の場合は、15km/h以下の速度で線路の状態、構築物の異常の有無を確認しながら次駅まで進行し、運行を停止する。</p> <p>ウ 運転再開に当たっては各種施設を点検し、列車走行に支障がないことが確認された後、運転指令区長は、運転再開を指令する。</p>
--

26-1.4.3 車内放送により乗客へ状況を案内し、動揺・混乱を防止する（交通部高速鉄道班）

走行中において列車の乗務員は、乗客に対して車内放送等により地震情報と列車の運行状況等を案内し、乗客の動揺、混乱を防止する。

26-1.4.4 運転規則に従い、運行停止する（交通部高速鉄道班）

走行中の列車は、運転規則に従い、列車を減速・停止する。

26-1.4.5 運転指令区長へ応援手配し、応援駅員と乗務員により最寄駅まで避難誘導する（交通部高速鉄道班）

次駅到着が不可能で駅間で止まった場合、最寄駅へ応援手配を行う。応援駅員の到着後、応援駅員と乗務員により乗客を最寄駅まで避難誘導する。

26-1.4.6 駅において乗客の避難誘導を行う（交通部高速鉄道班）

次駅到着列車の乗客及び駅間で停車し次駅まで避難した乗客に対し、放送等により適切な指示

を与え避難誘導を行う。

- 26-1.4.7 駅ホーム，コンコースの乗客の避難誘導を行う（交通部高速鉄道班）
駅ホーム，コンコース内の乗客に対し，放送等により適切な指示を与え避難誘導を行う。

26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う

- 26-1.5.1 初動体制を行う（交通部高速鉄道班）
交通部（高速鉄道班）は，災害が発生したときはその状況を把握し，関係職員の動員等初動体制に入る。
- 26-1.5.2 線路，駅施設，信号等の点検を行う（交通部高速鉄道班）
線路巡回等により，ずい道構築物，軌道，駅施設，信号等の点検を行い，障害の早期発見及びその排除に努める。
- 26-1.5.3 復旧作業を行う（交通部高速鉄道班）
早急に被災状況を確認し，比較的軽微な損傷については，保管の維持補修資材を使用して，交通部において復旧する。
損傷の大きいときは，迅速に工事費の算出，資材の調達を行い復旧に努める。
- 26-1.5.4 隣接鉄道と相互協力する（交通部高速鉄道班）
他の鉄道会社の駅と隣接する駅にあっては，その鉄道会社と相互に協力し，応急対策に万全を期するものとする。
- 26-1.5.5 列車走行に支障がないことを確認する（交通部高速鉄道班）
復旧作業終了後，列車走行に支障がないことを確認する。
- 26-1.5.6 運転指令において情報収集・伝達・必要な指示を行う（交通部高速鉄道班）
運転指令において，運転再開に向けて必要な情報収集を行い，関係部，関係機関等へ情報を伝達し，必要な指示を行う。
- 26-1.5.7 運転再開を指令する（交通部高速鉄道班）
運転指令は，運転再開を指令し輸送力の回復を図る。

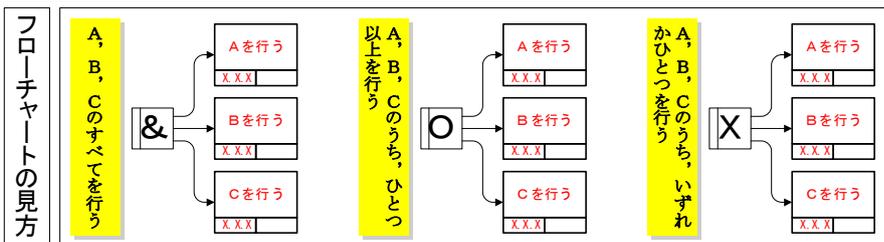
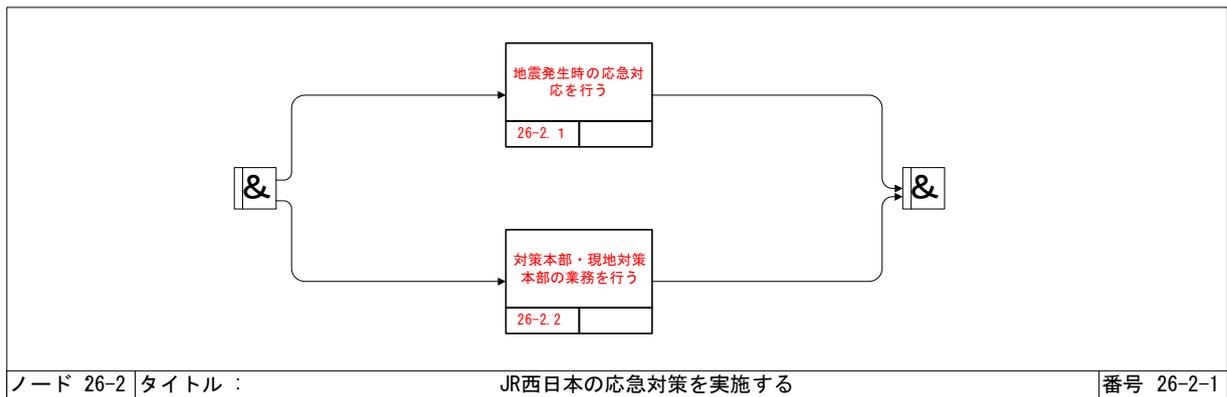
26-2 JR西日本の応急対策計画 (26-2 JR西日本の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 西日本旅客鉄道株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
26-2.1 地震発生時の応急対応を行う	西日本旅客鉄道株式会社	26-2.1.1 列車の運行規制を行う 26-2.1.2 各施設の応急措置を行う 26-2.1.3 旅客、社員等の避難誘導、収容を行う 26-2.1.4 代替輸送を実施する 26-2.1.5 旅客等への広報、情報の提供を行う 26-2.1.6 被害状況の収集、報告を行う
26-2.2 対策本部・現地対策本部の業務を行う	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 対策本部 26-2.2.1 近畿統括本部内に対策本部を設置する 26-2.2.2 対策本部の業務を行う
		(2) 現地対策本部 26-2.2.3 事故現場に現地対策本部を設置する 26-2.2.4 現地対策本部の業務を行う 26-2.2.5 部外協力要請機関に要請を行う

■ 対策の流れ



26-2.1 地震発生時の応急対応を行う

26-2.1.1 列車の運行規制を行う

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合に、可能な限り安全な場所に移動する。

(運転規制基準 (在来線 京都支社))

速度規制	地震計が 40 ガル以上 79 ガル以下を示したとき。 規制区間内を初列車は 15 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は 45 km/h 以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
------	---

運転見合せ	地震計が 80 ガル以上を示したとき。 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車は進入させないこととする。この場合、震度 4 以下のときは、15km/h 以下で最寄駅に到達後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 30 km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。
-------	--

- 26-2.1.2 各施設の応急措置を行う
 応急復旧に必要な要員と資器材を確保し、損壊した軌道、架線、駅舎、関連施設等の補修工事を施工する。また、現有要員では復旧工事の実施が困難な場合は、関係機関の応援を要請する。
- 26-2.1.3 旅客、社員等の避難誘導、収容を行う
 災害や事故の発生時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、関係機関の協力を得るとともに、あらかじめ定められた方法により迅速かつ確に行うものとする。
- 26-2.1.4 代替輸送を実施する
 施設等の復旧に相当の期間、日数を要するときは、関係機関との相互協力のもと、バス利用、並行鉄道の振替輸送等により、代替輸送を行うものとする。
- 26-2.1.5 旅客等への広報、情報の提供を行う
 災害や事故の詳細な状況、応急復旧作業、回復や運転再開の見通し等について旅客等に情報提供し、また報道機関の協力を得て周辺地域住民に周知する。また、これらの情報に関する問い合わせ受付担当を定め、民生の安定に努めるものとする。
- 26-2.1.6 被害状況の収集、報告を行う
 鉄道事故等報告規則及び運転事故報告手続に従って被害状況の収集、報告を行うものとする。

(近畿統括本部緊急時連絡先)

区 分	昼 間	夜 間
近畿統括本部	施設課 (06)7668-7076	大阪総合指令所施設指令 (06)6376-6190

26-2.2 対策本部・現地対策本部の業務を行う

(1) 対策本部

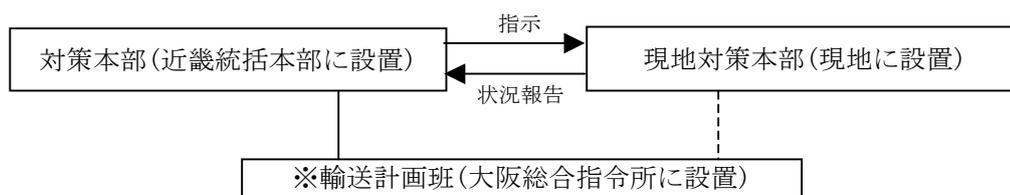
- 26-2.2.1 近畿統括本部内に対策本部を設置する
 事故が発生した場合は、近畿統括本部内に対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲)

種 別	設 置 標 準	召 集 範 囲 (支社内間接社員)
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき。 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。 ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき。 ・特に必要と認めたとき。 	召集可能者の全員
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき。 ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき。 ・特に必要と認めたとき。 	召集可能者の半数
第3種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要と認めたとき (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき) 	必要最小数

- ※ 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。
 ※ 上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別ごとに召集者を定めておくこと。
 ※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

(対策本部等の構成)



26-2.2.2 対策本部の業務を行う

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

(2) 現地対策本部

26-2.2.3 事故現場に現地対策本部を設置する

事故が発生した場合は、事故現場に現地対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

26-2.2.4 現地対策本部の業務を行う

現地対策本部においては、次の業務を行う。

(現地対策本部の業務)

ア	現場の状況を把握し、必要な作業班の組織、指揮者を指定する。
イ	指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて、救護、復旧に着手する。
ウ	復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。
エ	作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
オ	事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

26-2.2.5 部外協力要請機関に要請を行う

事故が発生した場合は、必要に応じて以下の部外協力要請機関に要請を行う。

(部外協力要請機関及び要請分担)

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自衛隊	知事	近畿統括本部長	企画課長	窓口と調整
警察本部	本部長			
府県	知事			
鉄道警察	隊長	近畿統括本部長	駅業務課長	
警察署	署長	保線区長	保線区長	
消防署	署長			
市町	市町長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	大阪総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
航空会社等その他の交通機関	関係機関の長	近畿統括本部長	企画課長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両受持区所が判断し、必要と認めるときはレッカー所有会社に出動を要請する。(その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	近畿統括本部長	関係課長	

第27節 建築物・住宅確保対策計画

(27 建築物・住宅確保対策を実施する)

■ 基本方針

大規模な震災時には、住宅が全壊又は全焼し、自己の資力では住宅を得ることができない市民に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。また、住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない市民に対し住宅の応急修理、市営住宅等の被災者向けへの一時転用、災害公営住宅建設等により住宅を確保する。

また、地震により被災した建築物の余震等による倒壊等から住民の安全を確保するため被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

27-1 応急仮設住宅供給計画

(27-1 応急仮設住宅を供給する)

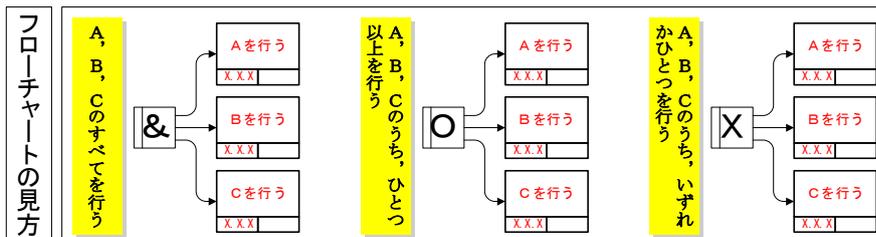
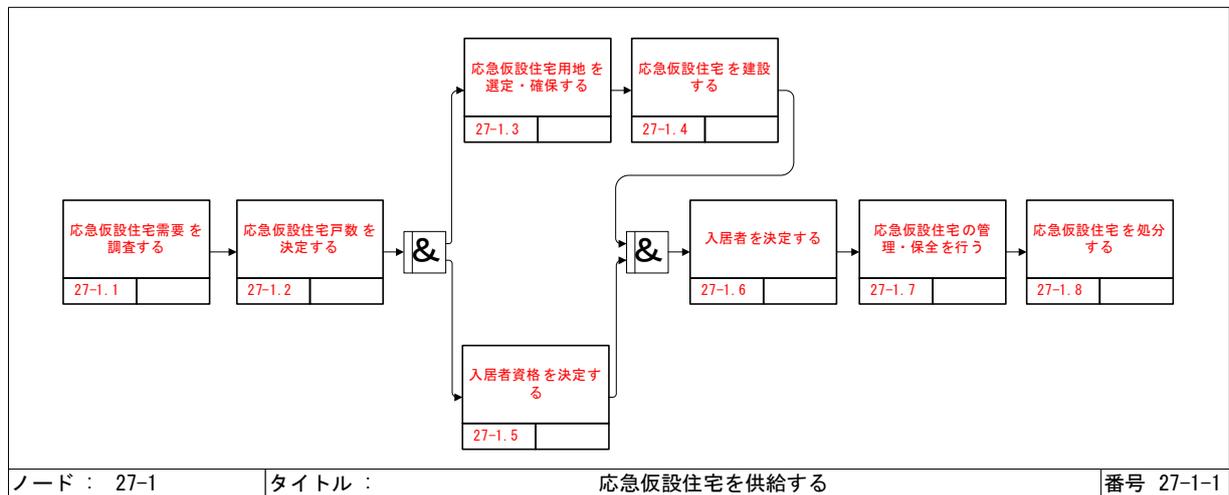
■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する 27-1.1.2 本部事務局から、災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する 27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する 27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する 27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する 27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する 27-1.1.7 本部長に報告する
27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する	本部長	27-1.2.1 応急仮設住宅の建設を判断する
	都市計画部	27-1.2.2 災害救助法の基準をもとに、応急仮設住宅の戸数を決定する
	保健福祉部	27-1.2.3 建設戸数引上げについて、京都府知事、厚生労働大臣と協議する
27-1.3 応急仮設住宅用地を選定・確保する	都市計画部	27-1.3.1 応急仮設住宅建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する
		27-1.3.2 応急仮設住宅、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する
		27-1.3.3 行財政部(オープンスペース調整チーム)と連携し、用地確保の方針を決定する
	行財政部等	27-1.3.4 応急仮設住宅建設用地を選定する
		27-1.3.5 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う
	都市計画部	27-1.3.6 応急仮設住宅用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う
27-1.4 応急仮設住宅を建設する	都市計画部	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する 27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注及び工事監理を行う 27-1.4.3 建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
27-1.5 入居者資格を決定する	保健福祉部, 区本部	27-1.5.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する
	保健福祉部	27-1.5.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する
		27-1.5.3 関係部に指示する
		27-1.5.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格, 優先順位, 割合の決定を行う
27-1.6 入居者を決定する	保健福祉部, 区本部	27-1.6.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する
		27-1.6.2 応急仮設住宅入居者受付の広報, 募集を行う
		27-1.6.3 応急仮設住宅入居者の審査, 入居決定を行う
		27-1.6.4 応急仮設住宅入居者の契約, 鍵の引渡しを行う
27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部	27-1.7.1 応急仮設住宅の維持管理を行う
	保健福祉部, 区本部	27-1.7.2 応急・福祉仮設住宅入居者, 要配慮者への生活支援を行う
		27-1.7.3 周辺住民との交流が図れるよう配慮する
		27-1.7.4 自治会等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する
		27-1.7.5 関係部相互に連絡を取り行政サービスを提供する
		27-1.7.6 被災者の中長期的なメンタルケアを実施する
27-1.8 応急仮設住宅を処分する	都市計画部	27-1.8.1 関係部と連携を取り, 被災者の恒久住宅への移転を推進, 支援する
	本部長	27-1.8.2 関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する
	都市計画部	27-1.8.3 用地所有者, 入居者との協議を行う
		27-1.8.4 応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる
		27-1.8.5 応急仮設住宅の撤去, 原状回復を行う

■ 応急対策の流れ



27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する

- 27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する（都市計画部）
都市計画部は、被災建築物応急危険度判定調査を実施したときは、判定結果を集計整理する。
⇒ 27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う
- 27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する（都市計画部）
都市計画部は、区本部、消防部が実施したり災証明発行のための建物被害調査の集計結果を本部事務局から入手する。
⇒ 23.1 被害の認定を行う
- 27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する（都市計画部）
都市計画部は、本部事務局から、避難者データベース及び要配慮者データベースを入手する。
⇒ 7.9 避難者のデータベースを活用する
- 27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する（都市計画部）
都市計画部は、区本部と保健福祉部が共同で実施する要配慮者の緊急安全調査の集計結果を入手する。
⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- 27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する（都市計画部）
都市計画部は、市営住宅、その他公営住宅等の入居可能戸数を把握する。
⇒ 27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる
- 27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する（都市計画部）
都市計画部は、建物の被害状況、要配慮者の状況及び市営住宅等の入居可能状況に基づき、住宅不足戸数の判断を行う。
- 27-1.1.7 本部長に報告する（都市計画部）
都市計画部長は、判断した住宅不足戸数を本部長に報告する。

27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する

- 27-1.2.1 応急仮設住宅の建設を判断する（本部長）
応急仮設住宅の建設の判断は、災害の規模に応じて本部長が決定する。
- 27-1.2.2 災害救助法の基準をもとに、応急仮設住宅の戸数を決定する（都市計画部）
本部長（都市計画部）は、災害救助法の基準をもとに応急仮設住宅の戸数を決定する。救助法の適用、方法及び期間は、資料3-23-1による。
※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

（災害救助法の基準）

ア 原則として、市内の住家の全壊、全焼した世帯数の3割以内とする。 イ 応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用できる施設を設置できる。 ウ 高齢者等の日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。

- 27-1.2.3 建設戸数引上げについて、京都府知事、厚生労働大臣と協議する（保健福祉部）
本部長（保健福祉部）は、災害救助法の基準以上の建設が必要な場合、又は市域外への応急仮設住宅の建設が必要な場合、建設戸数引上げ等について京都府知事、厚生労働大臣と協議する。

27-1.3 応急仮設住宅用地を選定・確保する

- 27-1.3.1 応急仮設住宅建設予定地の震災後の使用実態等の現況を把握する（都市計画部）
都市計画部は、事前に計画された応急仮設住宅建設予定地の震災後の使用実態等の現況を、オープンスペースデータベースより把握する。
- 27-1.3.2 応急仮設住宅、関連施設等の必要量から、建設用地の必要量を計画する（都市計画部）
都市計画部は、応急仮設住宅、福祉仮設住宅の全必要量及び集会施設等の関連施設の必要量から、建設用地の必要量を計画する。
- 27-1.3.3 行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し、用地確保の方針を決定する（都市計画部）
行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携して用地確保の方針を決定する。

27-1.3.4 応急仮設住宅建設用地を選定する（行財政部）

行財政部（オープンスペース調整チーム）は、都市計画部及び関係部と連携して、個々の用地について応急仮設住宅用地の選定を行う。

（応急仮設住宅用地の選定基準）

- ア 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。
- イ 被災者自身の土地への応急仮設住宅の建設は、個々に条件を判断する。
- ウ 企業等から提供の申込みがあった民有地については、公租公課の減免を前提とし、原則として無償提供の土地とする。

27-1.3.5 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う（行財政部、都市計画部、関係部）
行財政部（オープンスペース調整チーム）は、都市計画部及び関係部と連携して、個々の用地について応急仮設住宅の選定のための調整を行う。

27-1.3.6 応急仮設住宅用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う（都市計画部）

27-1.4 応急仮設住宅を建設する

27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する（都市計画部）

都市計画部は、以下の点に配慮し、応急仮設住宅の設計を実施する。

なお、応急仮設住宅の規模、費用等は、資料3-23-1による。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

（応急仮設住宅建設の方針）

- ア 高齢者、障害のある方等に配慮した住宅の仕様を原則とし、通常の応急仮設住宅にあってもバリアフリー仕様を考慮する。
- イ 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等を考慮する。
- ウ 応急仮設住宅設置後の町並みや地域社会づくりを考慮する。

27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注及び工事監理を行う（都市計画部）

27-1.4.3 建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する（都市計画部）

都市計画部は、応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する。

27-1.5 入居者資格を決定する

27-1.5.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する（保健福祉部、区本部）

保健福祉部及び区本部は、被災世帯のり災状況、家族構成、年齢構成、要配慮者の有無等の応急仮設入居者基礎データを作成する。

27-1.5.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する（保健福祉部）

本部長（保健福祉部長）は、京都府及び国等と協議し、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断する。

27-1.5.3 関係部に指示する（保健福祉部）

本部長（保健福祉部長）は、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断した結果を、関係部に指示する。

27-1.5.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う（保健福祉部）

保健福祉部は、都市計画部と協議して応急仮設住宅、福祉仮設住宅の入居対象者の資格、優先順位、割合の決定を行う。

27-1.6 入居者を決定する

27-1.6.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する（保健福祉部、区本部）

保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する。

27-1.6.2 応急仮設住宅入居者受付の広報、募集を行う（保健福祉部、区本部）

⇒ 4.2 一般広報を行う

27-1.6.3 応急仮設住宅入居者の審査、入居決定を行う（保健福祉部、区本部）

保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅入居者受付の審査、入居決定を行う。

(入居決定の方針)

- ア 入居の決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定し、抽選等にはよらない。ただし、入居順番、又は希望する応急仮設住宅への割当てはこの限りではない。
- イ 入居決定に当たっては、高齢者、障害のある方等の要配慮者を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することを考慮して、これらの要配慮者が集中しないことを考慮する。
- ウ 応急仮設住宅は、一時的に居住の場を提供するものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格であることを十分説明し、理解を得る。

- 27-1.6.4 応急仮設住宅入居者の契約、鍵の引渡しを行う（保健福祉部，区本部）
保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅の契約、鍵の引渡しを行う。

27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

⇒ 22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る

- 27-1.7.1 応急仮設住宅の維持管理を行う（都市計画部）
都市計画部は、応急仮設住宅の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。
- 27-1.7.2 応急・福祉仮設住宅入居者、要配慮者への生活支援を行う（保健福祉部，区本部）
保健福祉部及び区本部は、ボランティア等と協力して応急仮設住宅、福祉仮設住宅における入居者、要配慮者への生活支援を行う。
- 27-1.7.3 周辺住民との交流を図れるよう配慮する（保健福祉部，区本部）
応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図れるよう配慮する。
- 27-1.7.4 自治会等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する（保健福祉部，区本部）
高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に民生委員・児童委員やボランティア等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する。
- 27-1.7.5 関係部相互に連絡を取り行政サービスを提供する（保健福祉部，区本部）
行政サービスの提供に当たっては、関係部が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する。
- 27-1.7.6 被災者の中長期的なメンタルケアを実施する（保健福祉部，区本部）

27-1.8 応急仮設住宅を処分する

- 27-1.8.1 関係部と連携を取り、被災者の恒久住宅への移転を推進、支援する（都市計画部）

(移転推進支援策)

- ア 恒久住宅需要の的確な把握を行う。
- イ 住宅再建に対する支援策等の周知徹底を図る。
- ウ 市営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知を図る。
- エ 高齢者等に配慮した市営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等を図る。
- オ その他住宅等に関する情報の提供を行う。

- 27-1.8.2 関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する（本部長）
本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。
- 27-1.8.3 用地所有者、入居者との協議を行う（都市計画部）
都市計画部は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部，保健福祉部等と連携して、用地所有者，入居者との協議を行う。
- 27-1.8.4 応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる（都市計画部）
都市計画部は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部，保健福祉部等と連携して、応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる。
- 27-1.8.5 応急仮設住宅の撤去，原状回復を行う（都市計画部）
都市計画部は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、応急仮設住宅の撤去，原状回復を行う。

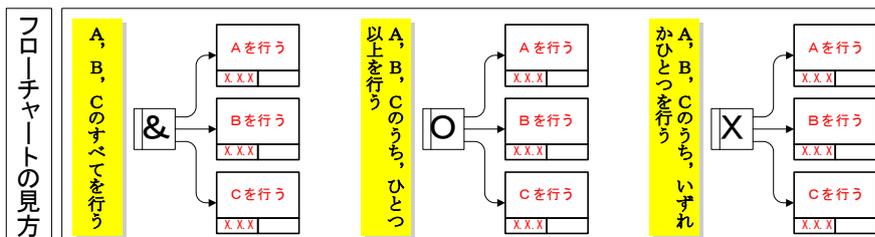
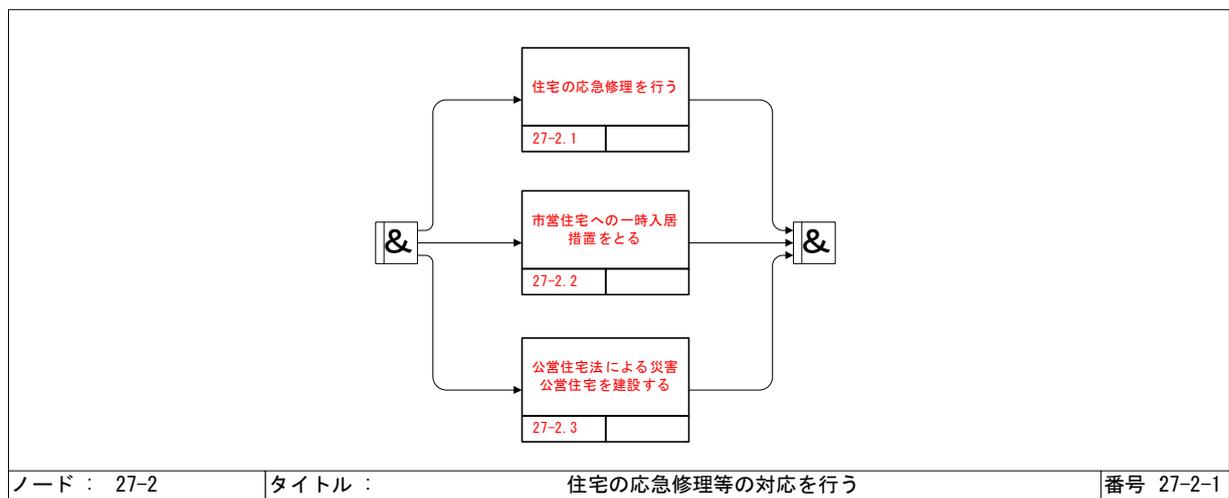
27-2 住宅の応急修理計画及び公営住宅による対応

(27-2 住宅の応急修理等の対応を行う)

- 実施責任者 : 都市計画部長
- 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
27-2.1 住宅の応急修理を行う	本部長	27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する
	区本部	27-2.1.2 応急修理申込書を配布する
		27-2.1.3 応急修理申込書を受け付ける
		27-2.1.4 応急修理受付結果を報告する
		27-2.1.5 住宅応急修理申込書を集計整理する
	都市計画部	27-2.1.6 応急修理に係る工事を発注する
		27-2.1.7 請負契約を締結する
		27-2.1.8 工事監理を実施する
27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる	都市計画部	27-2.2.1 市営住宅の一時入居募集を行う
		27-2.2.2 府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の空家の提供を要請する
		27-2.2.3 府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の一時入居募集計画の策定を要請する
		27-2.2.4 一時募集に関する情報を広報する
		27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する
27-2.3 公営住宅法による災害公営住宅を建設する	都市計画部	27-2.3.1 災害公営住宅の建設を判断する
		27-2.3.2 災害公営住宅用地を確保する
		27-2.3.3 災害公営住宅を建設する

■ 対策の流れ



27-2.1 住宅の応急修理を行う

- 27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する（本部長）
 災害救助法に基づく住宅の応急修理の判断は、災害の規模に応じて本部長が決定する。
※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表
- 27-2.1.2 応急修理申込書を配布する（区本部）
 住宅の応急修理を実施することが決定した場合、区本部は、被災者に対して、応急修理申込書を配布する。
- 27-2.1.3 応急修理申込書を受け付ける（区本部）
 区本部は、住宅の応急修理の申込書を受け付ける。
- 27-2.1.4 応急修理受付結果を報告する（区本部）
 区本部は、住宅の応急修理の受付結果を都市計画部長に報告する。
- 27-2.1.5 住宅応急修理申込書を集計整理する（都市計画部）
 都市計画部は、市内の住宅応急修理申込書を集計整理する。
- 27-2.1.6 応急修理に係る工事を発注する（都市計画部）
 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事を業者に発注する。
- 27-2.1.7 請負契約を締結する（都市計画部）
 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事に関し請負契約を締結する。
- 27-2.1.8 工事監理を実施する（都市計画部）
 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事監理を実施する。

27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる

- 27-2.2.1 市営住宅の一時入居募集を行う（都市計画部）
 都市計画部は、市営住宅の空家を対象施設として速やかに一時入居募集を行う。
- 27-2.2.2 府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の空家の提供を要請する（都市計画部）
- 27-2.2.3 府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の一時入居募集計画の策定を要請する（都市計画部）
 都市計画部は、府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅に対して、提供可能な空家について一時入居募集計画を策定することを要請する。
- 27-2.2.4 一時募集に関する情報を広報する（都市計画部）
 都市計画部は、市営住宅、府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の一時募集に関する情報を被災者に広報する。
⇒ 4.2 一般広報を行う
- 27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する（都市計画部）
 都市計画部は、住宅関係団体、不動産関係団体等に対し、空家住宅等の情報の提供を依頼する。

27-2.3 公営住宅法による災害公営住宅を建設する

- 27-2.3.1 災害公営住宅の建設を判断する（都市計画部）
 都市計画部は、以下の基準に基づき、災害公営住宅の建設を判断する。

（災害公営住宅の建設基準）

地震災害による場合、被災地全域で500戸以上、又は市の区域内で200戸以上若しくは市の区域内の住宅戸数の1割以上の全壊戸数があったとき、又火災による場合は被災地全域で200戸以上、又は市の区域内住宅戸数の1割以上の全壊（全焼）戸数があったとき、全壊（全焼）戸数の3割以内の災害公営住宅を建設する。

- 27-2.3.2 災害公営住宅用地を確保する（都市計画部）
 災害公営住宅の建設を決定したとき、都市計画部は、行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携して、災害公営住宅の用地を確保する。
- 27-2.3.3 災害公営住宅を建設する（都市計画部）
 都市計画部は、災害公営住宅の用地が確保されれば、災害公営住宅を建設する。

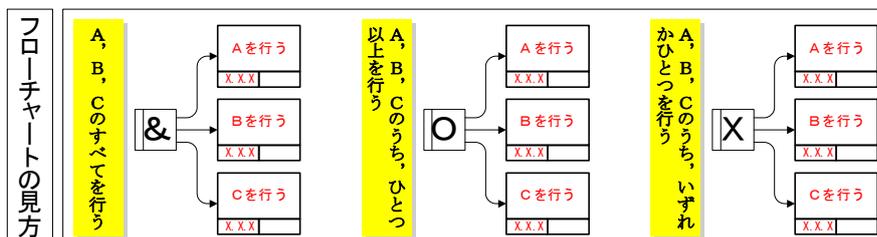
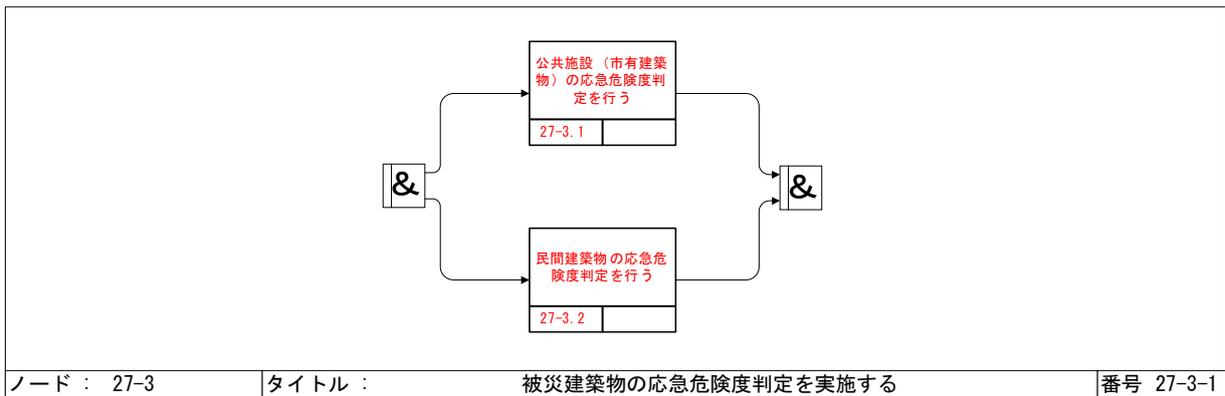
27-3 被災建築物の応急危険度判定 (27-3 被災建築物の応急危険度判定を実施する)

■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
27-3.1 公共施設 (市有建築物)の応急 危険度判定 を行う	施設管理者	(1) 施設管理者からの応急危険度判定の実施を要請 27-3.1.1 被害状況を確認し,安全点検を実施する 27-3.1.2 施設の使用中止を含めた安全措置を講じる 27-3.1.3 都市計画部長に応急危険度判定の実施を要請する
	都市計画部	(2) 実施対象が少ない場合の対応 27-3.1.4 職員等を派遣する 27-3.1.5 応急危険度を判定する 27-3.1.6 判定結果を各施設管理者に報告する (3) 実施対象が多数となった場合の対応 27-3.1.7 関係部と連携し優先施設に職員等を派遣する 27-3.1.8 優先施設の応急危険度を判定する 27-3.1.9 応援を要請する 27-3.1.10 応援要員を受け入れる
27-3.2 民間建築物の応急危 険度判定を 行う	都市計画部	27-3.2.1 応急危険度判定の必要性を検討する 27-3.2.2 本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を 具申する 27-3.2.3 実施本部を設置する 27-3.2.4 判定作業の準備を行う 27-3.2.5 判定士等の輸送手段を確保する 27-3.2.6 住民への広報を行う 27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談 に応じる 27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう, 建築関係団体への協力要請を行う 27-3.2.9 応急危険度判定を実施する

■ 応急対策の流れ



27-3.1 公共施設（市有建築物）の応急危険度判定を行う

(1) 施設管理者からの応急危険度判定の実施を要請

- 27-3.1.1 被害状況を確認し、安全点検を実施する（施設管理者）
地震災害が発生した場合、各施設管理者は、それぞれの所管する施設の被害の状況等を速やかに確認し安全点検を実施する。
- 27-3.1.2 施設の使用中止を含めた安全措置を講じる（施設管理者）
各施設管理者は、被害の状況等によっては、施設の使用の中止を含め、安全措置を講じる。
- 27-3.1.3 都市計画部長に応急危険度判定の実施を要請する（施設管理者）
余震等による二次災害を防止するため、各施設管理者は、必要に応じて本部長を通じて都市計画部長に建築物の応急危険度判定の実施を要請する。

(2) 実施対象が少ない場合の対応

- 27-3.1.4 職員等を派遣する（都市計画部）
都市計画部長は、各部等からの要請に基づき、関係部と連携して、速やかに職員等を派遣する。
- 27-3.1.5 応急危険度を判定する（都市計画部）
派遣された職員は、速やかに応急危険度判定を実施する。
- 27-3.1.6 判定結果を各施設管理者に報告する（都市計画部）
派遣された職員は、応急危険度判定終了後、判定結果を速やかに施設管理者に報告する。

(3) 実施対象が多数となる場合の対応

- 27-3.1.7 関係部と連携し優先施設に職員等を派遣する（都市計画部）
都市計画部長は、実施対象施設が多数となる場合にあっては、市・区庁舎、消防署、病院施設、福祉施設、避難所等災害時に拠点となる施設等を優先して職員等を派遣する。
- 27-3.1.8 優先施設の応急危険度を判定する（都市計画部）
優先施設に派遣された職員は、応急危険度判定を実施し、判定結果を施設管理者に報告後、順次他の施設へ移動する。
- 27-3.1.9 応援を要請する（都市計画部）
都市計画部長は、応急危険度判定の実施に当たって、市職員等の要員が不足する場合にあっては、本部長に応援を求め要員の確保を図るものとする。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- 27-3.1.10 応援要員を受け入れる（都市計画部）
都市計画部長は、応急危険度判定の応援要員を受け入れ、順次、応急危険度判定対象施設へ派遣する。

27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う

地震災害により被災した建築物の安全性を確保する第一義的な責任は原則としてその所有者であるが、余震による倒壊等危険な状況であるにもかかわらず、災害の状況によっては、所有者等が継続的に使用又は放置等し、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、緊急的な措置として被災建築物の応急危険度の判定を実施するとともに、居住者等に対し避難等の喚起を行う。

- 27-3.2.1 応急危険度判定の必要性を検討する（都市計画部）
都市計画部長は、地震発生後、概略的な被害情報に基づき、速やかに応急危険度判定の必要性を検討する。
⇒ 3.3.1 災害の概況を本部長に報告する
- 27-3.2.2 本部長に京都府への判定士等の必要な人員派遣を具申する（都市計画部）
都市計画部は、応急危険度判定の必要があると判断する場合には、本部長に報告するとともに、京都府への判定士等の必要な人員の派遣要請を具申する。
⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- 27-3.2.3 実施本部を設置する（都市計画部）
応急危険度判定の実施を決定したときは、都市計画部長は、関係部等と連携して実施本部を設置し、必要な体制を整える。
- 27-3.2.4 判定作業の準備を行う（都市計画部）
実施本部（都市計画部）は、判定作業を可能な限り効率的に実施できるよう以下の体制を整える。

(判定作業の実施体制)

ア 判定区域地図の準備, 判定区域の割当 イ 判定士等の受入調整, 名簿の作成, 判定チームの編成 ウ 判定実施マニュアル, 調査票, 標識, 備品等の準備, 調達
--

27-3.2.5 判定士等の輸送手段を確保する (都市計画部)

実施本部 (都市計画部) は, 関係部等と連携して, 判定士等の調査活動に必要な車両 (自転車, バイクを含む。) の確保に努める。

⇒ 10.5 輸送力を確保する

27-3.2.6 住民への広報を行う (都市計画部)

実施本部 (都市計画部) は, 被災地の住民に対して, 応急危険度判定の実施状況を広報することにより, 住民の理解を得るとともに円滑な判定実施を図るものとする。

⇒ 4.2 一般広報を行う

27-3.2.7 被災建築物の所有者からの建替や改修に係る相談に応じる (都市計画部)

実施本部 (都市計画部) は, 必要に応じて, 被災建築物の所有者から建替や改修に係る相談に応じる。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

27-3.2.8 被災建築物の所有者からの相談に対応できるよう, 建築関係団体への協力要請を行う (都市計画部)

実施本部 (都市計画部) は, 建築物等の所有者からの相談等に対応できるよう必要に応じ建築関係団体への協力要請を行う。

⇒ 5.6 防災関係団体へ応援を要請する

27-3.2.9 応急危険度判定を実施する (都市計画部)

実施本部 (都市計画部) は, 応急危険度判定を実施する。

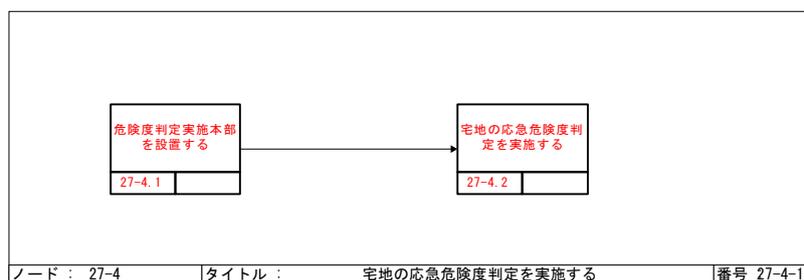
27-4 宅地の応急危険度判定 (27-4 宅地の応急危険度判定を実施する)

■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
27.4 宅地の応急危険度判定を実施する	都市計画部	27-4.1 危険度判定実施本部を設置する 27-4.2 宅地の応急危険度判定を行う

■ 応急対策の流れ



27-4.1 危険度判定実施本部を設置する（都市計画部）

地震の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、都市計画部は、京都府被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、危険度判定実施本部を設置する。

27-4.2 宅地の応急危険度判定を行う（都市計画部）

都市計画部は、京都府被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、宅地の応急危険度判定を実施し、二次災害の軽減、防止及び住民の安全の確保を図る。

第28節 オープンスペース利用の調整計画

(28 オープンスペース利用を調整する)

■ 基本方針

市内のオープンスペースは、震災直後から、市民の避難場所や防災関係機関の人命救助等緊急対策の基地として利用され、その後、ライフライン事業者や防災関係機関による応急活動や復旧活動のための資材や車両置場としての需要の増大が予想される。

また、復興に向けて、応急仮設住宅の用地や、被災建物の除去に伴うがれき等の仮置場としての需要が発生するなど、オープンスペースの需要は時系列的に変化する。

災害対策の迅速化を図るため、災害発生後、限られたオープンスペースの多目的利用を災害の状況に応じて時系列的に判断し、その効果的な活用を図る。

■ 実施責任者 : 行財政部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
28.1 オープンスペース利用計画策定の体制を整える	行財政部	28.1.1 オープンスペース調整の準備を行う 28.1.2 オープンスペース調整チーム要員を本部事務局に派遣する
	行財政部, 本部事務局, 関係部	28.1.3 オープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる 28.1.4 関係部, 関係機関によりオープンスペース調整チームを構成する
28.2 オープンスペースの利用状況を把握する	行財政部, 本部事務局	28.2.1 区本部から避難対策用オープンスペースの状況入手する 28.2.2 関係部, 関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する 28.2.3 航空調査等を実施し, 土地利用を把握する 28.2.4 緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部, 関係機関に指示する
28.3 オープンスペースデータベースを更新する	各部・区本部	28.3.1 オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する 28.3.2 オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する
	行財政部	28.3.3 オープンスペースデータベースを提供する
28.4 避難対策用オープンスペース利用計画を調整する	区本部	28.4.1 周辺の避難所等の状況を報告する
	行財政部, 本部事務局	28.4.2 避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する
28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する	行財政部, 本部事務局, 消防部, 建設部, 京都府警察, 自衛隊	28.5.1 最優先でオープンスペースの利用を図る 28.5.2 緊急対策用オープンスペースの確保を要請する 28.5.3 オープンスペース調整チームと調整を行う
28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する	行財政部, 本部事務局, 各部, 関係機関等	28.6.1 応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する 28.6.2 オープンスペース調整チームと調整を行う
28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する	行財政部, 本部事務局, 環境政策部, 都市計画部	28.7.1 復興対策用オープンスペースの確保を要請する
		28.7.2 オープンスペース調整チームと調整を行う

第5期「復興拠点用」 オープンスペース	ア 市街地整備用地
	イ 災害公営住宅用地
	ウ 復興用資材置場

- 28.1.2 オープンスペース調整チーム要員を本部事務局に派遣する（行財政部）
行財政部は、本部が設置されたときは、オープンスペースの調整に必要な資機材を整え、オープンスペース調整チーム事務局要員を本部に派遣する。
- 28.1.3 オープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる（行財政部、本部事務局）
行財政部から派遣されたオープンスペース調整チーム事務局要員は、本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能なようにオープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる。
- 28.1.4 関係部、関係機関によりオープンスペース調整チームを構成する（行財政部、本部事務局、関係部）
オープンスペース調整チームは、必要に応じて下記の関係部局及び国、京都府、自衛隊、ライフライン事業者等の関係機関との連携を図る。

(オープンスペース調整チーム関係部等の構成)

オープンスペースの管理者		文化市民部、建設部、教育部、上下水道部、交通部、京都市土地開発公社、京都府等
オープンスペースの利用者	避難対策用	区本部、消防部等
	緊急対策用	環境政策部、保健福祉部、建設部、消防部、自衛隊、京都府警察本部等
	応急・復旧、復興対策用	環境政策部、都市計画部、建設部、上下水道部、交通部、道路管理者、ライフライン事業者、交通事業者等

28.2 オープンスペースの利用状況を把握する

- 28.2.1 区本部から避難対策用オープンスペースの状況を入手する（行財政部、本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は、区本部から避難対策用オープンスペースの状況（避難施設の開設状況、避難者の状況等）を入手する。
⇒ 6.6.5 区本部に急報する
- 28.2.2 関係部、関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する（行財政部、本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は、関係部、関係機関から、緊急対策用オープンスペースの状況を把握する。
- 28.2.3 航空調査等を実施し、土地利用を把握する（行財政部、本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は、あらかじめ定められているオープンスペース事前利用計画に基づき、航空調査等を実施し、その土地利用現況を把握し、オープンスペース調整チームに報告する。
- 28.2.4 緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部、関係機関に指示する（行財政部、本部事務局）
オープンスペース調整チーム事務局は、オープンスペースデータベースに基づき、緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部、関係機関に指示する。

28.3 オープンスペースデータベースを更新する

- 28.3.1 オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する（各部・区本部）
各部、各区本部は、オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する。
- 28.3.2 オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する（各部・区本部）
各部、各区本部は、オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する。
- 28.3.3 オープンスペースデータベースを提供する（行財政部）
オープンスペース調整チーム事務局は、地震後のオープンスペースの利用に関する情報を迅速に整理するとともに、オープンスペースデータベースとして各部、各区本部及び関係機関へ提供し、利用の徹底を図る。

28.4 避難対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.4.1 周辺の避難所等の状況を報告する（区本部）

区本部は、緊急対策用、応急・復旧対策用、復興対策用に計画されているオープンスペースが避難施設として活用されている場合、本部に周辺の避難所の入所状況及び周辺の臨時の避難所への入所の可否を報告する。

28.4.2 避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する（行財政部、本部事務局）

オープンスペース調整チーム事務局は、これらのオープンスペースに対し周辺の避難所の入所状況をもとに、必要に応じオープンスペース調整チームと協議し、避難対策用オープンスペースとしての利用期間を調整する。

28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.5.1 最優先でオープンスペースの利用を図る（建設部、消防部、京都府警察、自衛隊）

消防部、建設部、京都府警察、自衛隊等が人命の確保、二次災害拡大防止、道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは、震災後利用の需要が発生した場合、迅速な対応が必要となるため、事前に定める利用計画により最優先でオープンスペースの利用を図る。

28.5.2 緊急対策用オープンスペースの確保を要請する（消防部、建設部、京都府警察、自衛隊）

消防部、建設部、京都府警察、自衛隊は、緊急対策を実施するに当たり、緊急対策用オープンスペースが事前に定める計画では不足する場合、オープンスペース調整チームへその確保を要請する。

28.5.3 オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部、本部事務局、消防部、建設部、京都府警察、自衛隊）

消防部、建設部、京都府警察、自衛隊は、オープンスペース調整チームを構成し、緊急対策用オープンスペース確保の調整を行う。

28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.6.1 応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する（各部、関係機関等）

各部、関係機関等は、物資集積・搬送拠点及び区の防災拠点となる避難所の利用が事前の計画だけで対応できなくなった場合、復旧作業等に必要な資機材・車両等の配置や期間等が事前の計画では対応できない場合等、オープンスペースが必要になった場合は、オープンスペース調整チームに確保を要請する。

28.6.2 オープンスペース調整チームと調整を行う（各部、関係機関等）

要請した各部、関係機関等は、オープンスペース調整チームを構成し、時系列的に調達物資、救援物資等の増大によるオープンスペースの利用が長期化することも考慮して利用計画を調整する。調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。

28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.7.1 復興対策用オープンスペースの確保を要請する（環境政策部、都市計画部）

ア 環境政策部は、事前に計画されたがれきの仮置場だけでは不足する場合は、オープンスペース調整チームにがれき仮置場の確保を要請する。

⇒ 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し、「がれき仮置場」の指定を行う

イ 都市計画部は、本部長から災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の指示があり、事前に計画された応急仮設住宅用地だけでは不足する場合は、オープンスペース調整チームへ応急仮設住宅用地の確保を要請する。

⇒ 27-1.3.3 行財政部（オープンスペース調整チーム）と連携し、用地確保の方針を決定する

28.7.2 オープンスペース調整チームと調整を行う（行財政部、本部事務局、環境政策部、都市計画部）

環境政策部、都市計画部は、オープンスペース調整チームを構成して、がれき仮置場の指定計画の調整及び応急仮設住宅用地の利用計画の調整を行う。

調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。

第29節 帰宅困難者対策計画

(29 帰宅困難者対策を実施する)

■ 基本方針

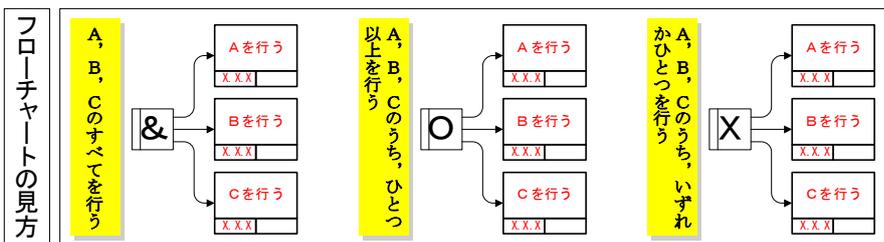
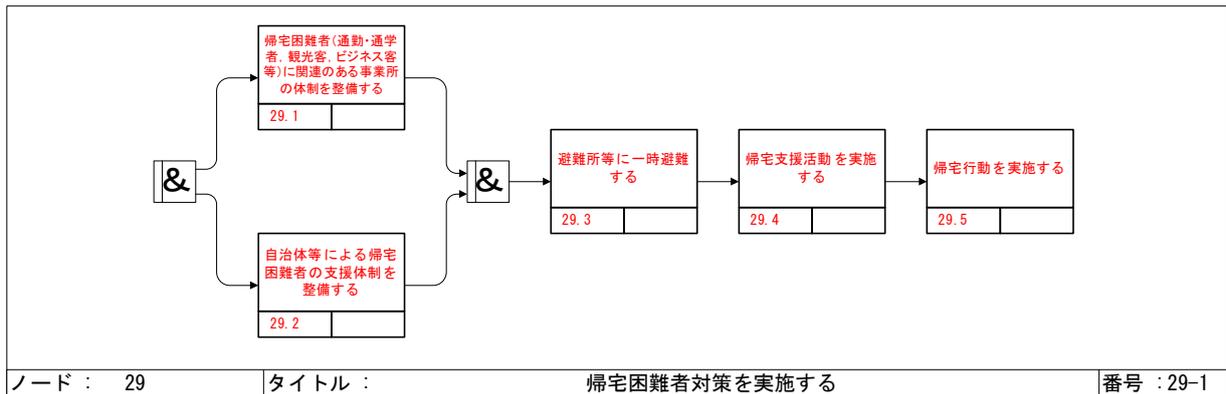
震災時には、鉄道、バス等の大量交通手段が停止することにより、通勤・通学者、観光客、ビジネス客等の帰宅が困難な状況に陥ることが予想される。こうした帰宅困難者は、地震の発生に際して、自らの身の安全を確保した後、行政機関及び報道機関等の防災関係機関が提供する情報等を入手するとともに、NTTの災害伝言ダイヤル（171）等により安否情報を登録して、安全を確保しながら帰宅することを原則とするが、帰宅困難者には様々な状況があることから、居住地のある自治体、外出先の自治体及び勤務先企業、宿泊施設、観光関連施設並びに帰宅経路沿線の事業所等は、防災情報や代替交通機関の提供等の支援策を連携して実施する。

■ 実施責任者 : 本部事務局

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
29.1 帰宅困難者（通勤・通学者、観光客、ビジネス客等）に関連のある事業所の体制を整備する	事業所	29.1.1 災害発生時における初動措置を行う 29.1.2 営業時の事業所防災体制を編成する 29.1.3 関係機関と連携する 29.1.4 区本部長に情報を適宜報告する	
29.2 自治体等による帰宅困難者の支援体制を整備する	本部事務局	29.2.1 J R、私鉄の運行状況等の情報を収集する	
	交通部	29.2.2 市バス、地下鉄の運行状況等の情報を収集する	
	建設部	29.2.3 道路関係情報（緊急交通路、緊急輸送道路）を収集する	
	産業観光部	29.2.4 帰宅困難者の所在、人数を推計する	
29.3 避難所等に一時避難する	事業所	29.3.1 被災地内外の情報の収集を行う 29.3.2 敷地内の建物の応急危険度判定（簡易判定を含む）を実施する 29.3.3 被災者支援活動に参画する	
29.4 帰宅支援活動を実施する	本部事務局	29.4.1 帰宅困難者の支援活動を要請する 29.4.2 徒歩避難経路、ターミナル施設を設定する 29.4.3 代替バス輸送を依頼する	
	総合企画部	29.4.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関等及び帰宅支援情報を広報する	
	本部事務局	29.4.5 混乱防止、誘導體制を整備する	
	建設部	29.4.6 徒歩避難経路の照明確保を要請する	
	本部事務局	29.4.7 関係自治体に帰宅支援を要請する	
	29.5 帰宅行動を実施する	帰宅困難者	29.5.1 速やかに帰宅行動を実施する

■ 対策の流れ



29.1 帰宅困難者（通勤・通学者，観光客，ビジネス客等）に関連のある事業所の体制を整備する

帰宅困難者（通勤・通学者，観光客，ビジネス客等）に関連のある企業・学校，宿泊施設，観光関連施設（以下，この節において「事業所」という。）の責任者等（以下，「事業所長等」という。）は，事業所において，地震の発生を知ったときは，防災体制を編成し，通常の事業活動から災害活動に移行して，帰宅困難者を支援する体制を確保する。

29.1.1 災害発生時における初動措置を行う（事業所）

事業所の従業員は，事業所内において地震の発生を知ったときは，速やかに，次の初動措置を講じる。

（災害発生時における初動措置）

- ア 施設内の人的，物的被害の状況を把握する。
- イ 初期消火，通報，避難誘導及び避難を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合には，応急救護活動を実施するとともに，医師による加療が必要と判断される場合には，緊急度に応じて自力による医療機関への搬送や119番通報を実施する。

29.1.2 営業時の事業所防災体制を編成する（事業所長等）

事業所長等を指揮者とする防災体制を速やかに編成し，通常の事業活動から災害活動に移行する。また，営業等通常の事業時間外においても当該事業所に関係のある帰宅困難者の安否確認等の対応が必要なときは，参集基準により従業員を動員して，以下により防災体制を編成する。

（防災体制の編成と役割の例）

- ア 事業所長等を指揮者として，任務分担に応じた班別編成とする。
- イ 班
 - (ア) 総務班
 - (イ) 被害調査・情報収集班
 - (ウ) 消火班
 - (エ) 避難誘導班
 - (オ) 救助・救護班

(地震発生時の参集基準の例)

ア	京都市域に震度4以下の地震が発生	……………	必要人員
イ	京都市域に震度5弱、5強の地震が発生	……………	従業員の半数程度
ウ	京都市域に震度6以上の地震が発生した場合	…	従業員全員
(イ、ウは自動参集とする)			

29.1.3 関係機関と連携する（事業所）

1 事業所だけでの対応が困難と想定されるときは、本社、支社等の防災担当部署に即時及び定時報告を行い、被害に応じた活動体制を確保するとともに、本社、支社等からも災害情報を収集し、災害に関する正確な状況把握に努める。

また、地元地域、関係団体と情報を交換し、適切な防災対策を実施する。

29.1.4 区本部長に情報を適宜報告する（事業所）

災害対応の前線にある所在地の区本部に事業所等の被害情報等を報告し、適切な防災対策を実施する。また、必要に応じて所管官庁へ適宜、情報連絡を行う。

29.2 自治体等による帰宅困難者の支援体制を整備する

市本部、区本部及び防災関係機関並びに帰宅困難者の帰宅経路沿線にある帰宅困難者を支援する事業所（以下「自治体等」という。）は、帰宅困難者の支援に必要な体制を整備する。

29.2.1 J R、私鉄の運行状況等の情報を収集する（本部事務局）

帰宅行動には、交通機関の利用が必要になることから、本部事務局は京都府を通じてJ R、私鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報を収集する。

29.2.2 市バス、地下鉄の運行状況等の情報を収集する（交通部）

交通部は、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報を収集し、本部事務局へ報告する。

29.2.3 道路関係情報（緊急交通路、緊急輸送道路）を収集する（建設部）

建設部は、徒歩の経路となる道路関係情報（緊急交通路、緊急輸送道路）を収集し、本部事務局へ報告する。

29.2.4 帰宅困難者の所在、人数を推計する（産業観光部）

産業観光部は、地震発生時間から帰宅困難者の所在、人数を推計し、本部事務局に報告する。

29.3 避難所等に一時避難する

地震発生に伴い、ライフライン機関等の停止が想定されることから、帰宅するまでの間、一時的に帰宅困難者を避難所等に避難させる。

29.3.1 被災地内外の情報の収集を行う（事業所）

本市、本市近隣地域及び従業員等の居住地に関する被災情報を収集する。

29.3.2 敷地内の建物の応急危険度判定（簡易判定を含む）を実施する（事業所）

帰宅することが可能かどうか判明するまでの間、従業員等を事業所の建物に収容するため、当該建物の安全性を確認するため応急危険度判定（簡易判定を含む）を実施する。

この結果、安全が確保されていると判断される場合は、敷地内の建物に、また、安全でないことが判明した場合には、地域の避難所等に従業員等を誘導する。

29.3.3 被災者支援活動に参画する（事業所）

避難した帰宅困難者の生活が適切に維持されるよう、備蓄物資を活用した物資の供給、調達等支援活動に参画する。

29.4 帰宅支援活動を実施する

29.4.1 帰宅困難者の支援活動を要請する（本部事務局）

本部事務局は、徒歩帰宅に対する支援活動の協力を、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、商店街それぞれの事業を統括する団体事務局に要請する。

※ 資料3-29-1 災害時の支援活動等における相互協力に関する協定（京都府石油商業組合）
資料3-29-2 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書（関西広域連合）

資料3-29-3 災害時における観光客等への支援に関する協定（京都商店連盟中京東支部等）

- 29.4.2 徒歩避難経路，ターミナル施設を設定する（本部事務局）
本部事務局は，JR，私鉄，市バス，地下鉄の被害，運行状況，代替輸送等の情報及び道路関係情報（緊急交通路，緊急輸送道路）から避難経路，ターミナルとなる施設を設定する。
- 29.4.3 代替バス輸送を依頼する（本部事務局）
本部事務局は，京都府バス協会に代替バス輸送（ターミナル施設，輸送区間等）を実施するよう要請する。
- 29.4.4 マスコミ，インターネット等を活用した道路，交通機関等及び帰宅支援情報を広報する（総合企画部）
総合企画部は，本部事務局から収集した道路，交通機関等及び帰宅支援情報をマスコミ，インターネット等を活用し，広報する。
- 29.4.5 混乱防止，誘導體制を整備する（本部事務局）
本部事務局は，京都府警察本部に徒歩帰宅が円滑に実施されるよう混乱防止，誘導體制を整備するよう要請する。
- 29.4.6 徒歩避難経路の照明確保を要請する（建設部）
建設部は，徒歩避難経路の安全を確保するため，道路管理者等に照明の確保を要請する。
- 29.4.7 関係自治体に帰宅支援を要請する（本部事務局）
本部事務局は，市域を超えた帰宅行動が円滑に実施されるよう京都府と連携し，関係自治体に帰宅支援を要請する。

29.5 帰宅行動を実施する

帰宅困難者は，速やかに帰宅行動を実施することが，駅，集客施設などにおけるパニックなどの混乱を防止し，被災者に対する生活支援等応急活動の円滑化に有効なことを認識して，速やかに帰宅行動を実施する。

- 29.5.1 速やかに帰宅行動を実施する（帰宅困難者）
帰宅困難者は自治体等から提供される様々な帰宅支援活動を活用して，次に示す帰宅行動実施要領により，速やかに帰宅行動を実施する。

（帰宅行動実施要領）

- | |
|--|
| <p>ア 周辺地域や居住地等に関する情報を入手する。</p> <p>イ 避難経路となる道路関係情報を入手する。</p> <p>ウ 帰宅支援施設に関する情報を入手する。</p> <p>エ 既存交通機関の利用の可否，代替輸送の実施状況に関する情報を入手する。</p> <p>オ 入手した情報から帰宅経路，利用交通機関等を設定し，帰宅行動計画を立てる。</p> <p>カ 帰宅行動開始前に帰宅の経路及び方法等を家族，関係者に可能な限り連絡する。</p> <p>キ 帰宅行動計画に沿いながら，常に情報の入手に努め，体調に配慮しながら居住地に戻る。また，適宜，家族，関係者に連絡する。</p> <p>ク 帰宅できたら，直ちにその旨を関係者に連絡する。</p> |
|--|

第30節 災害支援計画

(30 災害支援を実施する)

■ 基本方針

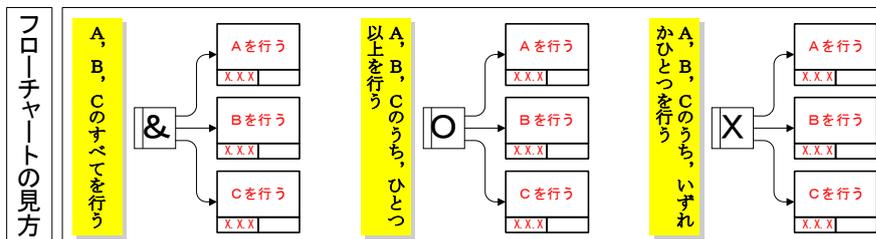
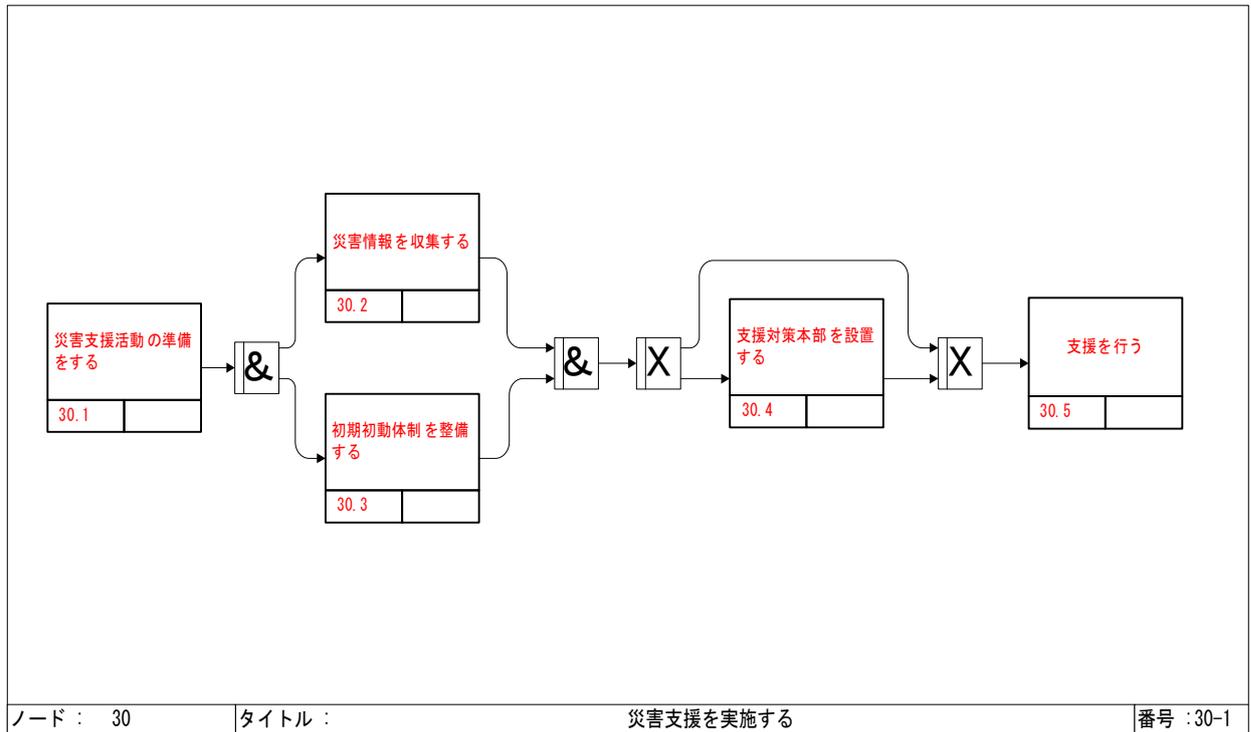
京都市域外において発生した大規模災害等に関して、災害対策基本法第67条第1項及び自治体間の災害応援協定に基づく応援要求があった場合に、又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援を実施する。

■ 実施責任者 : 各局等の長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
30.1 災害支援活動の準備をする	各局等	30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 30.1.2 体制等の整備を進める
30.2 災害情報を収集する	各局等	30.2.1 分担する支援内容に応じた情報の収集を行う
	防災危機管理室	30.2.2 概括的な情報を併せて収集する
		30.2.3 総括的な被害状況等を取りまとめる
		30.2.4 市長等へ取りまとめた情報を報告する
		30.2.5 各局等へ取りまとめた情報を伝達する
30.3 初期初動体制を整備する	各局等	30.3.1 支援に必要な要員, 器材を確保する
	防災担当副市長, 各局等	30.3.2 防災対策推進会議を開催する
30.4 支援対策本部を設置する	本部長(市長)	30.4.1 支援対策本部の設置を決定する
	本部事務局	30.4.2 支援対策本部の設置場所を決定する
	本部事務局, 各局等	30.4.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる
	本部事務局	30.4.4 支援対策本部の機能を確保する
	本部事務局, 総合企画局	30.4.5 支援対策本部設置を通知・公表する
30.5 支援を行う	各局等	30.5.1 個別の局等に対応する
		30.5.2 複数の局等が協同に対応する
		30.5.3 全庁体制に対応する
	本部長, 本部会議構成員	30.5.4 支援対策本部会議を開催する

■ 対策の流れ



30.1 災害支援活動の準備をする

- 30.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等）
 災害支援活動に関係する各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討しなければならない。
- 30.1.2 体制等の整備を進める（各局等）
 各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備しなければならない。
 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示することができる。

30.2 災害情報を収集する

- 30.2.1 分担する支援内容に応じた情報の収集を行う（各局等）
 支援対策を実施する必要があると見込まれる大規模な災害又は事故等（以下「災害等」という。）が発生したときは、各局等は、災害支援活動を円滑に実施するため、災害等の発生状況について、必要な情報の収集を行う。
- 30.2.2 概括的な情報を併せて収集する（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、各局等の収集した情報を取りまとめるとともに、必要に応じて、先遣隊を派遣すること等により、支援対策実施の要否の判断に必要な概括的な情報を併せて収集する。
- 30.2.3 総括的な被害状況等を取りまとめる（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、京都府、他都市又は国等と連携するとともに、テレビ・ラジオ等あらゆる

手段を活用して、被災自治体の総括的な被害状況等を取りまとめる。

30.2.4 市長等へ取りまとめた情報を報告する（防災危機管理室）

防災危機管理室は、一定の時間内で取りまとめた被害情報等を市長、副市長及び危機管理監（以下「市長等」という。）へ報告する。

30.2.5 各局等へ取りまとめた情報を伝達する（防災危機管理室）

防災危機管理室は、一定の時間内で取りまとめた被害情報等を、市長等の指示と併せて各局等へ伝達する。

30.3 初期初動体制を整備する

30.3.1 支援に必要な要員，器材を確保する（各局等）

各局等は、京都市災害支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）設置の基準に該当する災害等が発生したときは、被災自治体からの要請が予測される支援内容に合わせて、平常時から整備している支援体制に必要な要員，器材を確保する。

30.3.2 防災対策推進会議を開催する（防災担当副市長，各局等）

防災を担当する副市長は、支援対策の実施について協議を行うため、必要に応じて防災対策推進会議を開催する。

30.4 支援対策本部を設置する

30.4.1 支援対策本部の設置を決定する（本部長）

本部長（市長）は、被災自治体に対して全庁体制で支援を行う場合、又は複数の関係局等による支援を行う必要があると認めるときは、本市の支援方針等の重要事項を決定するために、支援対策本部を設置する。

支援対策本部の組織

ア 支援対策本部の構成は、市長を本部長、防災を担当する副市長を統括副本部長、その他の副市長を副本部長とし、関係局長等を本部長とする。

イ 支援対策本部は本部長が設置し、召集する。

ウ 支援対策本部に関する事務は、消防局防災危機管理室及び関係局（以下「本部事務局」という。）が行う。
（支援対策本部の組織及び運営については、京都市災害支援実施要綱に定めるところによる。）

※ 資料5-1-1 京都市災害等支援実施要綱

30.4.2 支援対策本部の設置場所を決定する（本部事務局）

本部は、原則として市役所本庁舎1階会議室（E、F、G会議室）に設置する。ただし、支援の状況等によっては、消防局本部庁舎内に設置する。

30.4.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる（本部事務局，各局等）

本部事務局及び各局等は、支援対策を実施するため、災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる。

※ 資料3-1-1 災害専用連絡電話

※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表

30.4.4 支援対策本部の機能を確保する（本部事務局）

支援対策本部を市役所本庁舎1階会議室に設置するときは、災害対策本部に準じて、情報処理に必要な情報機器（防災情報システム等）を設置する。

※ 資料3-1-2 本部室配置図

30.4.5 支援対策本部設置を通知・公表する（本部事務局，総合企画局）

支援対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知又は公表するものとする。また、総合企画局は、支援内容等に関する報道機関の取材が円滑に行われるよう連絡・調整を行い、本部事務局をはじめ各局は取材等に対応する。

下記以外の関係機関については、本部事務局が必要に応じて通知する。

(支援対策本部設置等の通知)

通知又は公表先	通知又は公表の方法	実施責任者
被災自治体 各局等 京都府	無線，有線電話 無線，庁内放送 無線，有線電話	本部事務局（防災課長）
市民 報道機関	報道機関を通じて公表 文書	総合企画局（広報課長）

30.5 支援を行う

各局等は、防災危機管理室と連携のうえ、被災自治体からの支援要請の状況等に応じて、京都府、他都市又は国等と連携して、必要な支援体制を構築し、対応する。

30.5.1 個別の局等で対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、個別の局等が単独で対応できる場合は、防災危機管理室と連携のうえ、個別の局等で対応する。

30.5.2 複数の局等が協同で対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、複数の局等の連携による対応が必要な場合は、防災危機管理室と連携のうえ、複数の局等で対応する。

30.5.3 全庁体制で対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、全庁体制での対応が必要な場合は、全庁体制で対応する。

30.5.4 支援対策本部会議を開催する（本部長，本部会議構成員）

本部長は、支援対策の実施方針について協議を行うため、必要に応じて支援対策本部会議を開催する。

(支援対策本部会議の構成)

本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員
市長	防災を担当する副市長	副市長	環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，各区長，各区役所担当区長及び本部長が指名する職員

(主な支援内容)

ア 他都市との応援協定等に定める支援
イ 援助物資の提供 被災地において、食料，生活必需品，災害応急用資器材等が不足し，その調達が困難な場合，被災自治体の要請を受けて，必要な物資を確保し，被災地に搬送する。
ウ 職員の応援 被災自治体から消防活動，医療活動その他災害応急対策活動に関する職員の応援要請があるときは，速やかに消防隊，医療救護班等の必要な職員を被災地に派遣する。
エ 義援金の募集 支援対策本部は，被災者の生活再建に役立てるため，関係団体と連携し，義援金の募集を実施し，被災自治体に送達する。
オ 行政事務の応援 災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため，被災自治体の要請を受けて，事務応援や職員の派遣を通して，被災自治体の行政事務の応援を行う。

第1節 復旧・復興方針の決定

(1 復旧・復興方針を決定する)

■ 基本方針

地震後、京都市災害対策本部は、緊急対策の実施後、応急対策の実施と並行してできるだけ早い段階で復旧対策に取りかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活の再建を中心として、被災産業の再建、被災都市施設の再建を並行して実施する。

一方、地震による被害が激甚なものとなった場合には、地震前の市民生活や産業、都市施設を復旧するだけでなく、より京都らしく復興していくという対応が求められるようになる。

本計画は、地震後、できるだけ早い段階で復旧対策を実施するための諸制度の計画を示すとともに、併せて、できるだけ早い段階で復興へ取り組むための基本的な方針を示すものである。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担 当	分 担 内 容
1.1 復旧・復興の方針を決定する	本部長, 本部員	1.1.1 本部員会議で復旧・復興方針を審議する 1.1.2 本部員会議で復旧方針を決定する 1.1.3 本部員会議で復興方針を決定する 1.1.4 復旧・復興方針を表明する

1.1 復旧・復興の方針を決定する

1.1.1 本部員会議で復旧・復興方針を審議する (本部長, 本部員)

本部長は、大規模な災害発生後、緊急対策が終了した段階で、直ちに本部員会議を招集し、災害からの復旧・復興方針を審議する。協議の内容は、基本的に「災害により現に被害を受けた市民、企業、都市をいかに早く再建（復旧）するか」、「被害規模から判断して、地震前の状態に戻すという復旧だけで十分か、本格的な復興対策を実施すべきか」の2点である。

1.1.2 本部員会議で復旧方針を決定する (本部長, 本部員)

被災者、被災企業、被災都市施設の再建はできるだけ急がれるものであるため、本部員会議においても迅速な判断が求められる。

災害からの復旧は、基本的に既存の制度を用いて、被災者への金銭的援助を中心とした生活の再建、中小企業を中心とした産業の再建、公共施設を中心とした都市の再建が行われる。しかし、被害規模から判断して、既存制度の活用だけでは不十分であり、全国の国民の善意に基づく義援金の募集や、国に対して新しい制度の設置要望等を含めて、より早い段階で被災者や被災企業、被災都市施設の復旧が可能となるための方針を決定する。

⇒ 2 市民生活の復旧を図る

⇒ 3 産業の復旧を図る

⇒ 4 都市施設の復旧を図る

1.1.3 本部員会議で復興方針を決定する (本部長, 本部員)

本部員会議では、復旧方針の審議と併せて本格復興の必要性、本格復興の実施体制についても審議する。災害による被害の程度により、既存制度を中心とした復旧だけでは不十分であり、本格的復興を目指すことが必要と判断された場合、応急対策及び復旧対策を中心に対策を実施する「市災害対策本部」とは別組織の、災害復興事業実施の総合調整を実施する「市災害復興本部」の設置を決定する。

⇒ 5 市民生活、産業、都市施設の復興を図る

1.1.4 復旧・復興方針を表明する (本部長, 本部員)

本部員会議で決定された復旧・復興方針は、速やかに市民、企業に対して表明し、公正、適正な復旧対策の推進、復興事業の推進を可能とするため、初期的段階から情報を公開して実施していくことを示し、市民や企業の理解を求める。

第2節 市民生活の復旧計画

(2 市民生活の復旧を図る)

■ 基本方針

災害によって被害を受けた市民が速やかに再起自立するよう、既存制度を活用して被災者に対して生活再建のための各種援助を実施する。

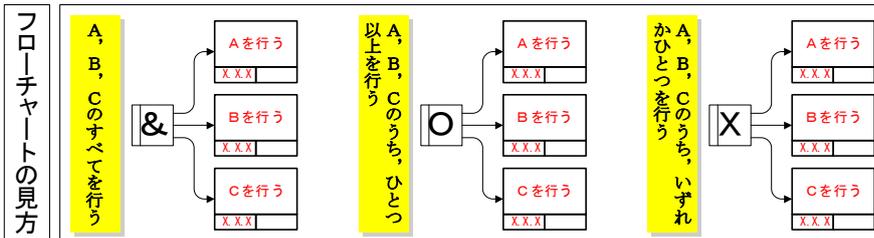
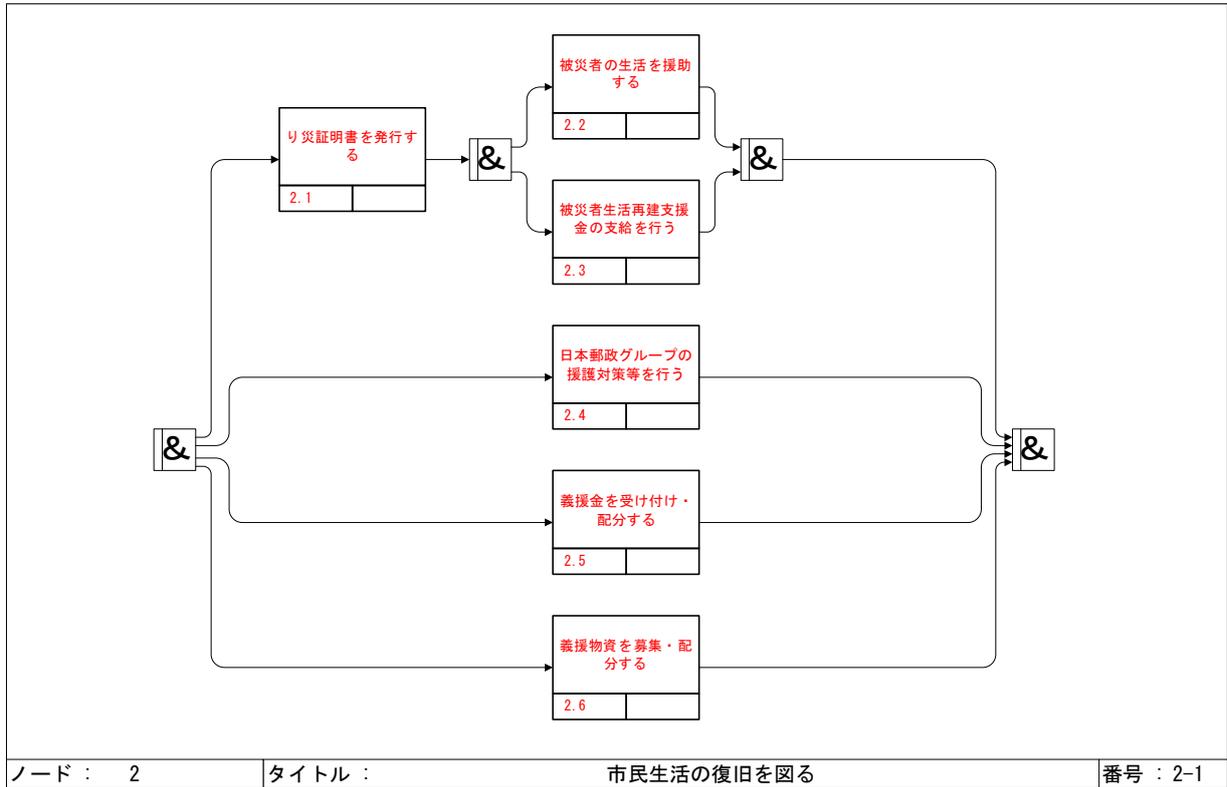
また、災害による被害が甚大な場合、被災者の生活再建のため全国から善意の義援金や義援物資が寄せられることが予想される。これらの義援金・義援物資を被災者に対し公平に分配し、被災者の生活再建に役立てる。

■ 実施責任者 : 文化市民部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担 当	分 担 内 容
2.1 り災証明書 を発行する	区本部, 消防部	2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する 2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する 2.1.3 り災証明書を発行する 2.1.4 り災証明書発行台帳を整備する
2.2 被災者の生 活を援助する	区本部	(1) 市税の減免措置等 2.2.1 市税の減免及び徴収猶予等の手続を行う 2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う 2.2.3 介護保険料の免除等を行う
	都市計画部 ----- 区社会福祉協議会	(2) 融資・貸付 2.2.4 災害復興住宅資金による融資を行う ----- 2.2.5 生活福祉資金の貸付けを行う ----- 2.2.6 災害援護資金の貸付けを行う
	保健福祉部, 区本部	(3) 災害弔慰金等の支給 2.2.7 京都市災害見舞金等の支給を行う 2.2.8 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給を行う
2.3 被災者生活 再建支援金の 支給を行う	保健福祉部, 区本部 ----- 区本部	2.3.1 支給申請手続を行う ----- 2.3.2 支給を行う
	保健福祉部, 区本部	2.3.3 使途実績報告書を受け付ける 2.3.4 支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書を交付する
2.4 日本郵政グ ループの援護 対策等を行う	郵便事業株式会社, 郵 便局株式会社	2.4.1 日本郵政グループの援護対策等を行う
2.5 義援金を受 け付け・配分 する	文化市民部	2.5.1 義援金募集(配分)委員会を設置する
	文化市民部, 区本部 ----- 文化市民部	2.5.2 義援金の受付窓口を開設する 2.5.3 義援金を受け付ける ----- 2.5.4 義援金の配分方法等を決定する
	区本部	2.5.5 義援金を配分する
2.6 義援物資を 募集・配分す る	産業観光部 ----- 文化市民部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する 2.6.2 義援物資受入準備を行う
	----- 総合企画部	2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する 2.6.4 義援物資の募集を広報する
	文化市民部 ----- 文化市民部, 区本部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する 2.6.6 義援物資を受け付け, 保管する
	文化市民部 ----- 区本部	2.6.7 物資集積・搬送拠点の義援物資を配分する 2.6.8 区本部の義援物資を配分する

■ 対策の流れ



2.1 り災証明書を発行する

り災証明書は、災害救助法による各種の救助活動や市税の減免措置等の援助活動等を実施するうえで、家屋の被害の程度によって救助や援助の対象者を証明するものであり、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として発行するものである。

2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する（区本部、消防部）

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、家屋の損壊状況（全壊、流出、半壊、床上浸水等）及び火災による損害状況について調査に基づき発行するものである。

区本部及び消防部は、災害救助法の適用申請時における保健福祉部長の判断に基づき、損壊家屋の調査等の体制を決定し、必要がある場合には、他都市等に対して調査要員の派遣の要請を行う。

⇒ 第3章 23.1 被害の認定を行う

⇒ 第3章 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

（損壊家屋の調査等の調査体制）

- ア 損壊家屋の調査、火災による消火損の調査結果により災害救助法の適用申請を行う場合
災害による被害の程度が小さい場合に想定され、原則として、区本部及び消防部職員だけで調査を実施する。
- イ 災害救助法の適用見込みにより申請を行う場合
災害による被害の程度が大きい場合に想定され、区本部及び消防部職員だけでは短期間での調査実施が不可能なため、災害救助法適用申請のための住家の滅失の被害認定とは切り離して行われる。
この場合、区本部、消防部職員だけで調査を実施することが困難となることが予想される

ため、他都市の職員等の派遣を要請し、応援職員を含めた調査体制をとる。
また、調査対象となる家屋が膨大なものとなり簡易調査の手法を採った場合には、当初の段階から再調査の実施を計画する。

2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する（区本部、消防部）

ア 区本部は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、家屋調査を実施する。

イ 消防部は、別に定める基準に基づき、火災、消火損の調査を実施する。

ウ 他都市の職員の応援を要請した場合は、応援職員を含めて調査を実施する。

2.1.3 り災証明書を発行する（区本部、消防部）

ア 区本部長は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、損壊家屋のり災証明書を発行する。

イ 消防部（消防署長）は、別に定める基準に基づき、火災、消火損のり災証明書を発行する。

2.1.4 り災証明書発行台帳を整備する（区本部、消防部）

区本部及び消防部は、り災証明書の発行を終えたものについて、その後の検索用としてり災証明書発行台帳の整備を行う。

2.2 被災者の生活を援助する

(1) 市税の減免措置等

2.2.1 市税の減免及び徴収猶予等の手続を行う（区本部）

本市は、災害により損害を受けた納税者について、損害の程度に応じて、市税の減免及び徴収猶予等を行う。市税の減免にかかわる損害程度の認定、減免手続については、調査に基づき区本部で行う。

※ 資料4-2-1 個人市民税及び固定資産税の減免の基準

(市税減免及び徴収猶予等)

ア 市税の減免

災害により損害を受けた納税者については、京都市市税条例の定めるところにより、損害の程度に応じて、個人市民税や固定資産税等を減免するものとする。

なお、個人市民税と固定資産税の減免については、「災害被害者に対する市民税及び固定資産税の減免に関する要綱」の規定に基づいて適用する。

イ 徴収猶予等

被災した市民が災害のため市税の申告その他の書類の提出や納付（納入）を所定の期限までに行うことができない場合、又は一時的に納付（納入）ができない場合は、地方税法、京都市市税条例等の規定に基づき、それぞれ期限の延長や徴収猶予を行う。

2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う（区本部）

本市は、京都市国民健康保険条例の規定により、災害のため損害を受け保険料及び延滞金（以下「保険料等」という。）の納付が困難と認められる市民に対し、保険料等及び一部負担金の減免及び徴収を猶予する。

損害の程度の認定、減免手続については、区本部において行う。

2.2.3 介護保険料の免除等を行う（区本部）

本市は、災害のため損害を受け、介護保険料等の納付が困難と認められる被保険者に対して、京都市介護保険条例の規定により、保険料の減免及び徴収猶予、京都市介護保険規則の規定により、利用者負担額の減免を行う。

保険料の免除等にかかる損害の程度の認定、手続については、区本部において行う。

※ 資料4-2-2 国民健康保険料の減免の基準及び介護保険料、利用者負担額の免除の基準

(2) 融資・貸付

2.2.4 災害復興住宅資金による融資を行う（都市計画部）

本市は、住宅に被害を受けた者に対して災害復興住宅資金の融資を行う。災害復興住宅に関する認定書の発行は、都市計画部が行う。

(災害復興住宅資金による融資)

ア 住宅金融支援機構法の規定により、大規模の災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害等）の場合に、住宅に被害を受けた者に対して災害復興住宅資金（建設資金、新築住宅購入資金、中古住宅購入資金又は補修資金等）の融資を行う。
 イ 申込受付は、建設、購入又は補修する住宅の所在地と同じ都道府県の「住宅金融支援機構業務取扱店」と標示された金融機関で行う。

2.2.5 生活福祉資金の貸付けを行う（区社会福祉協議会）

京都府社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生を図るため、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

貸付申込手続については、区社会福祉協議会が取り扱う。

※ 資料4-2-3 生活福祉資金（災害援護関係）の貸付基準

2.2.6 災害援護資金の貸付けを行う（保健福祉部，区本部）

災害により被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。貸付申込は各区本部福祉班で行い、保健福祉部長が貸付け決定し、各区本部福祉班から貸し付ける。

※ 資料4-2-4 災害援護資金貸付けの対象者、貸付限度額

(参考) 災害救助法による生業資金の貸与を行う（保健福祉部）

災害救助法による生業資金の貸与制度は、現在運用を停止しているため、その運用に関しては、厚生労働省等の指示に従うものとする。

ア 災害救助法が適用された場合、同法の規定により被災者に対し生業資金を貸与する。

イ 貸与申込手続等の事務は、災害があった都度、保健福祉部で取りまとめる。

(3) 災害弔慰金等の支給

2.2.7 京都市災害見舞金等の支給を行う（保健福祉部，区本部）

本市は、市内において災害によって被災した市民又はその遺族に対し、「京都市災害見舞金・弔慰金交付要綱」等に基づいて、災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

災害見舞金、災害弔慰金の支給依頼手続については、区本部において調書を作成し、保健福祉部長が支給決定を行い、各区本部から支給する。

※ 資料4-2-5 京都市災害見舞金・弔慰金の支給基準

2.2.8 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給を行う（保健福祉部，区本部）

本市は、災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による被害）によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害によって精神又は身体に著しい障害を受けた世帯の世帯主に対して、災害障害見舞金を支給する。

各区本部において調査を行い、保健福祉部長が支給決定を行い、各区本部から支給する。

※ 資料4-2-6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給基準

2.3 被災者生活再建支援金の支給を行う

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

2.3.1 支給申請手続を行う（保健福祉部，区本部）

被災者生活再建支援金の支給申請手続は、区本部において受付を行い、保健福祉部がとりまとめ府を經由し基金へ提出する。

2.3.2 支給を行う（区本部）

支給は区本部において行う（口座振込みを除く。）。

2.3.3 使途実績報告書を受け付ける（保健福祉部，区本部）

使途実績報告書の受付は区本部が行い、保健福祉部がとりまとめ府を經由し基金へ提出する。

2.3.4 支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書を交付する（保健福祉部，区本部）

区本部は支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書の交付を行う。

保健福祉部は返還金の取りまとめをし、基金へ送金する。

※ 資料4-2-7 被災者生活再建支援金の支給基準

2.4 日本郵政グループの援護対策等を行う（郵便事業株式会社、郵便局株式会社）

2.4.1 日本郵政グループの援護対策等を行う

郵便事業株式会社は、災害が発生した場合、公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

なお、郵便局株式会社は、災害が発生した場合、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険株式会社からの通知に基づき、郵便局において、郵便業務、貯金業務及び保険業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

（郵政事業計画）

<p><郵便事業株式会社></p> <p>ア 郵便物の送達の確保 災害の規模に応じて、運送または集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便または臨時収集便の開設等機宜の応急措置を講じ、郵便物の運送及び集配の確保または早期回復を図る。</p> <p>イ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 郵便法第18条の規定に基づき、被災者の安否通信等便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 郵便法第18条の規定に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。</p> <p><郵便局株式会社></p> <p>郵便局窓口業務の維持 被災地により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講じ、郵便局の窓口業務の維持を図る。</p>
--

※ 資料4-2-8 災害時における京都市と京都市内郵便局との相互協力に関する覚書

2.5 義援金を受け付け・配分する

2.5.1 義援金募集（配分）委員会を設置する（文化市民部）

ア 京都府において、日本赤十字社京都府支部等支援関係団体等を構成員とする「義援金募集（配分）委員会」が設置された場合、文化市民部は同委員会を通じて義援金の募集、配分を行う。

イ 京都府において義援金募集（配分）委員会が設置されない場合は、文化市民部が関係部、区本部、関係機関と協議して義援金の募集、配分を行うものとする。

2.5.2 義援金の受付窓口を開設する（文化市民部、区本部）

文化市民部及び区本部は、義援金の受付窓口を開設する。

2.5.3 義援金を受け付ける（文化市民部、区本部）

文化市民部及び区本部は、義援金の寄託の申込がある場合、義援金受付台帳に記入するとともに寄託者に受領書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。ただし、区本部が義援金を一時保管する場合は、その旨を文化市民部に報告するものとする。

※ 様式4-2-9 義援金受付台帳・義援金受領書

2.5.4 義援金の配分方法等を決定する（文化市民部等）

文化市民部又は義援金募集（配分）委員会は、義援金の配分方法を決定し、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

2.5.5 義援金を配分する（区本部）

区本部長は、決められた義援金配分基準、方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

2.6 義援物資を募集・配分する

2.6.1 義援物資募集品目を決定する（産業観光部）

産業観光部長は、義援物資の募集を広く国民に呼びかける必要があると判断した場合、食料、生活必需品等の配分計画をもとに必要な品目を特定したうえで、文化市民部に必要な要請を行う。

2.6.2 義援物資受入準備を行う（文化市民部）

文化市民部は、状況に応じて京都府、日本赤十字社等と義援物資に係る調整を行い、できるだけ被災地内での仕分け作業が発生しないような措置を講じる。

2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する（文化市民部）

文化市民部は、総合企画部に対し義援物資募集の広報を依頼する。

2.6.4 義援物資の募集を広報する（総合企画部）

総合企画部は、義援物資募集に際し、可能な限り一定量の取りまとめ及び整理のうえ、提供するよう広報する。

なお、食料については、長期保存可能な食品に限る旨依頼する。

⇒ 第3章 4.2 一般広報を行う

2.6.5 義援物資受付窓口を設置する（文化市民部）

文化市民部は、本編「第3章 第12節 食料の供給計画」及び「第3章 第13節 生活必需品の供給計画」に基づき、物資集積・搬送拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所及び区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。

⇒ 第3章 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する

2.6.6 義援物資を受け付け、保管する（文化市民部、区本部）

文化市民部は、物資集積・搬送拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行うものとする。

区本部は、区役所に届けられた義援物資を受領した場合、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、義援物資の数量、内容等を文化市民部に報告するものとする。

特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として区本部が受け付けず、物資集積・輸送拠点に搬送を依頼する。

⇒ 第3章 12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する

⇒ 第3章 13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する

※ 様式4-2-10 義援物資受付台帳・義援物資受領書

2.6.7 物資集積・搬送拠点の義援物資を配分する（文化市民部）

文化市民部は、本編「第3章 第12節 食料の供給計画」及び「第3章 第13節 生活必需品の供給計画」に基づき、物資集積・搬送拠点で受け付けた義援物資を配分するものとする。

⇒ 第3章 12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する

⇒ 第3章 13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する

2.6.8 区本部の義援物資を配分する（区本部）

区本部は、区役所に届けられた義援物資は、できるだけ直接避難所等に配分するものとする。

第3節 産業の復旧計画

(3 産業の復旧を図る)

■ 基本方針

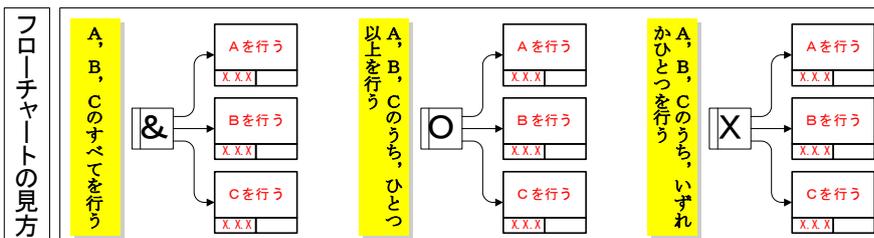
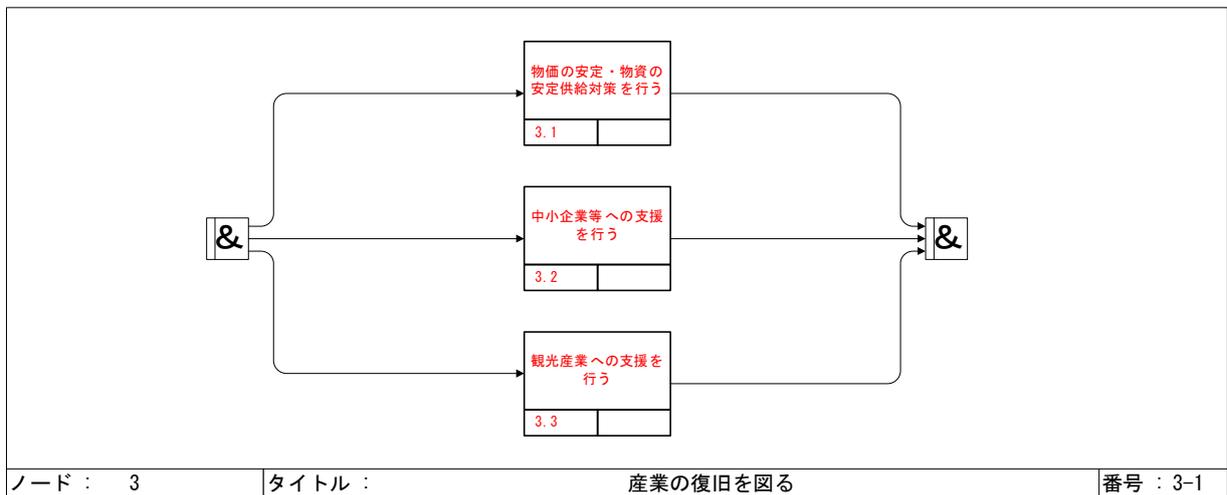
大規模な災害が発生し、市内の経済活動に支障が生じた場合、物価の高騰、物資の不足等の問題が生じることが考えられ、更に、事業所の被害が大きくなるほど、地域経済の停滞、雇用等の問題が深刻になり、市民生活にも大きな影響を及ぼすおそれがある。
このため、行政、地域、事業所等が相互に連携して、地域経済の復旧、復興に取り組んでいくものとする。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担 当	分 担 内 容
3.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う	産業観光部	3.1.1 経済団体等と連携し、営業状況等を調査する
	文化市民部	3.1.2 早期営業再開、物資安定供給を要請する
		3.1.3 物価を監視する
		3.1.4 便乗値上げ等の是正指導を行う
3.2 中小企業等への支援を行う	産業観光部	3.2.1 中小企業等の被害実態を調査する
		3.2.2 相談体制を確立する
		3.2.3 資金確保等の支援を行う
		3.2.4 仮設工場、共同仮設店舗等を設置する
	本部長	3.2.5 地元中小企業等への優先発注を要請する
		3.2.6 被災労働者に対する支援を要請する
3.3 観光産業への支援を行う	産業観光部	3.3.1 国内外に向けて復旧情報を発信する
		3.3.2 コンベンション等の誘致を行う
		3.3.3 観光イベント、キャンペーン等を開催する

■ 対策の流れ



3.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う

被災地内で物資を安定供給して市民の生活維持を図るため、生活必需品等の物価が高騰、また、買占め、売惜しみ等が生じないように措置を講じる。

3.1.1 経済団体等と連携し、営業状況等を調査する（産業観光部）

産業観光部は、経済団体、業界団体等と連携して、市内の量販店、商店街、市場等の事業者の被害状況及び営業状況等を調査する。

3.1.2 早期営業再開、物資安定供給を要請する（産業観光部）

産業観光部は、経済団体、業界団体等と連携して、市内の量販店、商店街、市場等の事業者に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請するとともに、被災企業に対して早期事業再開の支援策を検討する。

3.1.3 物価を監視する（文化市民部）

文化市民部は、消費生活総合センター等に寄せられる通報、物価調査モニター等の協力によって、物価の実態に関する情報収集に努め、物価を監視する。

3.1.4 便乗値上げ等の是正指導を行う（文化市民部）

文化市民部は、物価の監視の結果、便乗値上げや買占め、売惜しみ等の不適正な行為が行われている場合は、京都府、国と連携して是正指導等を行う。

3.2 中小企業等への支援を行う

被災企業、特に経営基盤が脆弱な中小企業に対し、産業観光部は、関係機関や団体等と連携して、各種の相談業務や早期事業再開のための資金援助等を行い、被災企業に対する早期事業再開を支援する。

3.2.1 中小企業等の被害実態を調査する（産業観光部）

産業観光部は、京都の地場産業である織物業を含めた被災中小企業等の被災実態を把握するため、関係機関や業界団体等と連携して、被害実態調査を実施する。

3.2.2 相談体制を確立する（産業観光部）

産業観光部は、被災中小企業等の事業再開に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、京都府や経済団体等と連携して総合的な相談窓口を開設し、被災中小企業等の支援を行う。

3.2.3 資金確保等の支援を行う（産業観光部）

産業観光部は、被災中小企業等の支援のため、本市の各中小企業向け融資制度による融資を的確かつ迅速に実施する。また、必要に応じて国、京都府等に対して緊急の金融対策、信用保険の特例等の措置が講じられるよう要請を行う。

※ 資料4-3-1 京都市の中小企業向け融資制度について

3.2.4 仮設工場、共同仮設店舗等を設置する（産業観光部）

産業観光部は、都市計画部と連携して、中小企業等向け仮設工場や共同仮設店舗等の設置を調整し、早期事業再開を支援する。

3.2.5 地元中小企業等への優先発注を要請する（本部長）

本部長は、各部等に対し、地元中小企業等への優先的な発注を指示し、早期事業再開を支援する。

3.2.6 被災労働者に対する支援を要請する（本部長）

本部長は、市内主要企業・経済団体等に対して、被災労働者の優先雇用を要請する。また、国、京都府に対して被災労働者雇用の緊急措置を実施するよう要請する。

3.3 観光産業への支援を行う

観光・集客産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが、災害による市内の文化財や交通機関等の被害により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。

このため産業観光部は、観光地としての都市イメージの回復を図るべく、観光関連団体等と連携して次のような対策を実施する。

3.3.1 国内外に向けて復旧情報を発信する（産業観光部）

産業観光部は、総合企画部と連携して、国内外の旅行代理店、報道機関、観光関係団体、行政機関等に向けて観光産業関連の復旧情報を発信し、国際観光都市京都の復旧支援を呼びかける。

また、海外向けの観光情報紙等に対し、復旧情報を提供し、海外からの観光客の集客を図る。

(観光産業関連の復旧情報)

- | |
|-------------------------|
| ア 宿泊施設，観光施設の営業状況 |
| イ 文化財等観光資源の公開状況，復旧状況 |
| ウ コンベンション施設等の営業状況，復旧状況等 |

3.3.2 コンベンション等の誘致を行う（産業観光部）

産業観光部は，京都の復旧支援のため，京都におけるコンベンション等の開催を誘致し，コンベンション参加者等に対して，京都の復旧情報を提供する。さらに，内外のコンベンション専門雑誌等へ復旧情報記事を提供する。

また，各局等は，各地で開催されるコンベンション等に参加し，積極的に京都の復旧支援を呼びかける。

3.3.3 観光イベント，キャンペーン等を開催する（産業観光部）

産業観光部等は，観光都市京都の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として，観光イベント，キャンペーンを実施する。また，観光関連団体等が開催するイベント，キャンペーン等に協力する。

第4節 都市施設の災害復旧計画

(4 都市施設の復旧を図る)

■ 基本方針

公共施設の災害復旧は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度被害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えて事業を実施する。

■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担 当	分 担 内 容
4.1 災害復旧計画を作成する	建設部	4.1.1 公共土木施設の災害復旧計画を作成する
	産業観光部	4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する
	教育部	4.1.3 文教施設等の災害復旧計画を作成する
	保健福祉部	4.1.4 厚生施設等の災害復旧計画を作成する
	各部等	4.1.5 その他の施設等の災害復旧計画を作成する
4.2 災害復旧事業を行う	各部等	(1) 法律により一部負担又は補助を受ける事業 4.2.1 一部国庫補助を受け災害復旧事業を行う
	本部長	(2) 激甚災害に関わる財政援助措置 4.2.2 激甚災害に対する報告及び調査協力を行う
	本部長、各部等の長	4.2.3 激甚災害指定を促進する
	各部等の長	4.2.4 特別財政援助の交付に係る手続を取る
		4.2.5 激甚災害に係る財政援助等を受け災害復旧事業を実施する

■ 対策の流れ



4.1 災害復旧計画を作成する

各部等は、所管する被災施設について、法律に基づき災害復旧計画を作成する。

※ 資料4-4-1 災害復旧事業の種類

- 4.1.1 公共土木施設の災害復旧計画を作成する（建設部）
被災した公共土木施設については、原形復旧をするとともに、被害の状況を十分勘案して、将来における被害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を計画する。
- 4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する（産業観光部）
被災した農林水産業施設については、速やかに原形を復旧するとともに、被害の状況を十分検討して防災に必要な施設の整備を計画する。
- 4.1.3 文教施設等の災害復旧計画を作成する（教育部）
被災した学校施設の復旧については、被害の状況を十分検討し、将来における被害の発生を防止するため、耐震診断・補強設計、窓ガラスの飛散防止、設備の転倒・落下防止、ソーラーシステムの導入、プールの耐震化等に考慮して、必要な施設の新設又は改良を計画する。
- 4.1.4 厚生施設等の災害復旧計画を作成する（保健福祉部）
被災した社会福祉施設、環境衛生施設、医療施設の復旧については、被害の状況を十分に検討して、将来における被害の発生を防止するため、耐震診断・補強設計、自家発電設備の強化、井戸水の利用によりライフライン確保に考慮して、必要な施設の新設又は改良を計画する。

なお、被災した民間医療施設等の復旧については、国の補助、融資制度と併せて、本市の特別融資等によって復旧を支援する。

4.1.5 その他の施設等の災害復旧計画を作成する（各部等）

その他、街路、公園等の都市施設、公営住宅、鉄道施設等の災害復旧計画を作成する。

4.2 災害復旧事業を行う

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は以下のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助を受ける事業

4.2.1 一部国庫補助を受け災害復旧事業を行う（各部等）

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、資料4-4-2のとおりである。各部等は、所管する施設について、法律に基づき国の援助を受け災害復旧事業を実施する。

※ 資料4-4-2 法律により補助を受ける事業

(2) 激甚災害に関わる財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

本市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受け、適切な復旧復興対策を実施する。

4.2.2 激甚災害に対する報告及び調査協力を行う（本部長）

本部長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を府知事に報告するとともに、府が行う調査に対しても積極的に協力する。

※ 資料4-4-3 激甚災害指定、局地激甚災害指定のための調査項目

4.2.3 激甚災害指定を促進する（本部長、各部等の長）

本部長及び各部等の長は、激甚災害の指定を受ける必要があると判断するときは、府知事及び担当部局長と連絡を取り、激甚災害指定を促進する。

（激甚災害の指定）

ア 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、府知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害に指定すべき災害かどうかを判断する。

イ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。

ウ 内閣総理大臣は、この答申を受け、激甚災害であるか否かの判断及び特別措置の範囲を閣議決定し、これらを政令で公布する。

4.2.4 特別財政援助の交付に係る手続を取る（各部等の長）

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部の長は、速やかに特別財政援助の交付に係る関係調書等を作成し、府に報告する。

4.2.5 激甚災害に係る財政援助等を受け災害復旧事業を実施する（各部等の長）

「激甚法」の適用対象事業を所管する各部の長は、財政援助等を受ける災害復旧事業を実施する。

「激甚法」により、財政援助等を受ける事業は、資料4-4-4のとおりである。

※ 資料4-4-4 激甚法により財政援助等を受ける事業

第5節 大規模災害発生時の復旧復興体制

(5 市民生活, 産業, 都市施設の復興を図る)

■ 基本方針

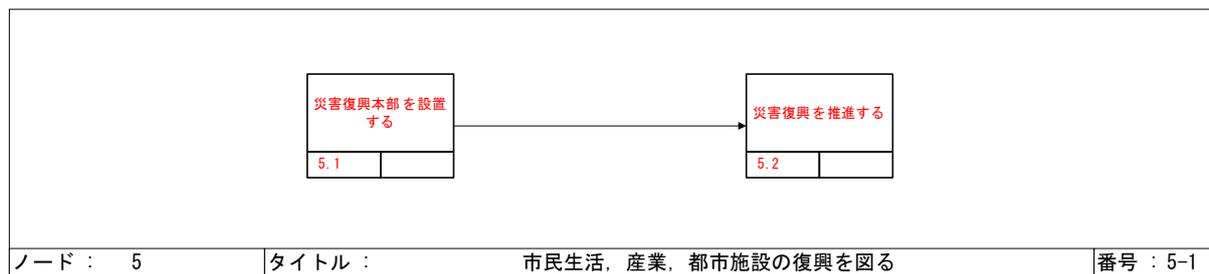
大規模な災害により本市が激甚な被害を被った場合, 市民生活の復興, 産業の復興, 都市施設の復興に迅速に着手し, 公正, 適正な復興を可能とするため, 災害発生 of 初期的段階から「災害復興本部」を設置し, 「災害復興基本計画」を策定し, 被災市民への災害復興計画の公表, 周知を図りながら, 災害復興事業を実施していく。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担 当	分 担 内 容
5.1 災害復興本部を設置する	本部長	5.1.1 災害復興本部を設置する 5.1.2 災害復興の取組方針を表明する
	総合企画部, 都市計画部	5.1.3 災害復興本部を運営する
5.2 災害復興を推進する	災害復興本部	5.2.1 災害復興体制を整備する (第1期) 5.2.2 災害復興の基本方針を策定する (第2期) 5.2.3 災害復興基本計画を策定する (第3期) 5.2.4 災害復興事業計画等を確定する (第4期) 5.2.5 災害復興事業を推進する (第5期)

■ 対策の流れ



5.1 災害復興本部を設置する

5.1.1 災害復興本部を設置する (本部長)

本部員会議において「災害復興本部」の設置が決定された場合は, 市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し, 災害復興に関する計画の策定, 災害復興事業実施の総合調整に着手する。

5.1.2 災害復興の取組方針を表明する (本部長)

本部長は, 市民に災害復興本部の設置と, 災害復興への取組方針を表明し, 市民, 企業, 行政の連携による復興体制づくりを呼びかける。

5.1.3 災害復興本部を運営する (総合企画部, 都市計画部)

総合企画部及び都市計画部は, 「災害復興本部」の事務局を設置し, 各部, 関係機関の協力のもと「災害復興本部」を運営する。

(注) 以下は, 災害復興の概ねの流れを示すものである。

5.2 災害復興を推進する

5.2.1 災害復興体制を整備する (第1期)

都市の復興に取り組む基本的な体制を確立し, 初期段階における適切な対応を図るため, 復興事業体制を確立し, 被害状況の把握等を行う。

(災害復興第1期における検討課題)

ア	災害復興ガイドライン（都市基盤，町並み，市民生活，産業，安全都市基準等の指針）の作成組織の設置と検討着手
イ	復興基本計画を策定する復興計画審議会（仮称）設置準備
ウ	庁内の復興検討組織の設置（必要に応じて，庁内の機構再編）と検討開始
	（ア）震災前のまちづくり計画の条件整理
	（イ）被害状況の早期把握
	（ウ）被害状況や基盤整備状況などの地域特性の整理
	（エ）関連諸制度の整理
エ	議会との連携（条例の制定）
オ	復興推進区域，重点復興地域指定の検討
カ	建築基準法に基づく建築制限の検討
キ	被災者，被災企業等の広報・広聴体制

5.2.2 災害復興の基本方針を策定する（第2期）

都市の復興に向けて，災害復興ガイドラインによって基本的な方針を明らかにするとともに，復興基本計画の策定の着手，地域指定等の都市計画決定を具体的に調整する。災害復興基本計画は，復興都市づくりをはじめ，経済復興，市民生活復興等市民生活のすべての分野を対象として策定する。

(災害復興第2期における検討課題)

ア	災害復興ガイドラインの策定，周知，意見聴取
イ	復興基本計画の策定の着手
ウ	復興推進区域，重点復興地域の都市計画決定の調整
エ	重点復興地域の整備事業手法の検討
オ	建築基準法に基づく建築制限の実施（ただし，権利者の意向を十分に考慮する必要）
カ	被災者，被災企業等の広報・広聴体制

5.2.3 災害復興基本計画を策定する（第3期）

災害復興基本計画を策定，公表し市民への周知を行う。また，全市及び地区ごとの復興の基本的な計画を策定するとともに，その実現手法を明らかにし，市民への周知を行う。

(災害復興第3期における検討課題)

ア	災害復興基本計画の策定，公表，周知
イ	地区別整備計画の策定，公表，周知

5.2.4 災害復興事業計画等を確定する（第4期）

復興のための具体的な事業計画を立案，作成し，住民との合意形成を進めながら，復興事業計画を決定する。

(災害復興第4期における検討課題)

ア	地区別細部計画の策定
イ	住民との合意形成
ウ	災害復興事業計画の決定

5.2.5 災害復興事業を推進する（第5期）

災害復興事業計画に基づき，復興事業を円滑に実施する。

なお，都市復興基本方針と整合のとれている既定の都市計画事業等については，住民との合意のもとに，被災後できるだけ早期に実施する。

第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

■ 計画の目的

東南海・南海地震が発生した場合、京都市の一部に震度6弱となる地域があり、地震災害が生じるおそれがあるため、平成15年12月17日付けで東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に指定されたことから、同法第6条の規定に基づく推進計画を本計画において定め、地震防災対策の推進を図ることにより、もって、市民の生命、身体、財産と暮らしを守ることを目的とする。

■ 基本方針

中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」において、京都市では東南海・南海地震が発生した場合に、一部地域では震度6弱以上となることが想定されている。京都市第3次地震被害想定では、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合の被害想定を実施し、地震の規模は、国と同じマグニチュード8.6で想定し、市街地のほとんどが震度5強、伏見区、東山区、山科区及び西京区の一部で震度6弱となり、全壊300棟、火災や屋外落下物による死者100人、出火件数5～18件などの被害を想定している。

第3次地震被害想定において、甚大な被害が想定されるのは、花折断層など都市直下の活断層によるものであり、地震防災対策の取組は最大の被害に対応することを目標に進めていることから、基本となるところについては、そこで対応できると考えられる。

しかし、東南海・南海地震は、『被災範囲が東海地方から九州地方に及ぶ超広域的災害であり、甚大な被害が予想されること』、『時間差をおいて二つの巨大地震の発生が予想され、その被害の拡大防止の対策が必要であること』及び『地震が長周期成分の揺れであり、地震動の継続時間も長いことから、高速道路や高層ビルなど長大構造物に対する影響が懸念されていること』などの対策が必要である。これらのことから、本章では、直接的な被害に対応するだけでなく、間接的な被害の大きいことを想定したうえで、海溝型の巨大地震固有に係るものを中心とした推進計画とする。

更に、国、地方公共団体等は、東南海・南海地震等に関する調査研究を連携して進め、新たな対策の検討が必要とされていることを初めとして、国や京都府など他の地方公共団体、地域住民等、様々な主体が相互に連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要がある。東南海・南海地震対策大綱に定められた方針や東南海・南海地震防災対策推進基本計画に示された内容を踏まえた取組を進めることにより、地震防災対策を充実させるものとする。

第1節 災害予防計画

■ 計画の目的

東南海・南海地震が発生すると、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に極めて広域で同時に甚大な被害が発生するおそれが高く、国や地方公共団体、防災関係機関等が連携して広域的な防災体制の確立が必要である。また、京都市域の被害は、震源域の地域や津波被害の予測される地域と比べ、比較的小さいと予測されていることから、近隣の他府県からの応援は期待できないと想定されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣の地域コミュニティによる「共助」の地域防災計画の理念のもとに、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に、本編「第2章 災害予防計画」に定めるところにより防災力の向上を図る。

1-1 災害に強いまちづくりの推進

1 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施

公共建築物については、その用途に応じて各施設の耐震不燃化の推進を図っていくものとする。とりわけ、災害時に防災活動の拠点となる庁舎・事業所、市民の避難拠点となる施設、学校施設、福祉施設等については、大規模地震が発生しても倒壊しないという構造的な耐震性を備えるだけでなく、震災直後においてもその機能が確保されるよう計画的にその耐震化の推進を図っていく。

なお、本事項は、東南海・南海地震だけでなく、花折断層など活断層地震にも共通する内容であるため、本編「第2章 第1部 第2節 建築物災害予防計画」及び「同部 第4節 道路・橋梁等の災害予防計画」に定めるところにより防災対策の充実を図る。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第2節 建築物災害予防計画
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第4節 道路・橋梁等の災害予防計画

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

本事項は、「1 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施」によるほか、東南海・南海地震だけでなく、花折断層など活断層地震にも共通する内容であるため、本編「第2章 第1部 第1節 災害に強い都市構造の形成」、「同部 第3節 地盤災害防止計画」、「第2章 第3部 第1節 災害応急体制の整備 災害予防計画」、「同部 第3節 情報・伝達体制の整備」、「同部 第6節 避難応急体制の整備」、「同部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備」、「同部 第14節 応急給水体制の整備」及び「同部 第25節 ライフライン施設等の機能の確保」に定めるところにより防災対策の充実を図る。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強い都市構造の形成
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第3節 地盤災害防止計画
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第1節 災害応急体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第3節 情報収集・伝達体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第6節 避難応急体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第8節 火災予防・消防活動体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第14節 応急給水体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第25節 ライフライン施設の機能の確保

3 長周期地震動対策の推進

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は一般的な地震による地震動と比較して長周期成分を多く含んだものとなっている。また、地震動の継続時間も長い。このため、国、地方公共団体、関係事業者等は、東南海・南海地震で発生すると予想される長周期地震動が構造物に及ぼす影響について調査研究を連携して進め、新たな対策の必要性を検討することとされており、本市においても国や研究機関と連携を図り、その研究成果を活用し、本編「第2章 第1部 災害に強いまちづくり」、「同章 第3部 災害応急対策への備え」に定めるところにより防災対策の充実を図る。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第2節 建築物災害予防計画
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第1部 災害に強いまちづくり 第4節 道路・橋梁等の災害予防計画
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第21節 文化財保護体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第25節 ライフライン施設の機能の確保
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第26節 交通施設応急体制の整備

4 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、本編「第2章 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり」に定める住民意識の啓発に努める。また、「同章 第3部 災害応急対策への備え」に定めるところにより、土砂災害により被害を受ける可能性がある地域における避難計画の検討並びに京都府等との連携のもとに連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域受援及び応援計画の策定を行う。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり 第1節 災害に強い人づくり
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり 第2節 災害に強い組織づくり
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第1節 災害応急体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第5節 応援要請体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第6節 避難応急体制の整備

1-2 災害に強い人づくり

1 防災啓発・教育

市職員をはじめ市民等に対する防災知識の普及啓発・教育の実施においては、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される長周期の地震動についての知識及び津波被害の想定される地域に旅行等を行った際に被災する場合に備える津波に関する知識及び時間差発生による災害の拡大防止についても内容とするなど東南海・南海地震の特性に留意し、本編「第2章 第2部 第1節 災害に強い人づくり」及び「同部 第2節 災害に強い組織づくり」に定めるところにより行う。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり 第1節 災害に強い人づくり
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり 第2節 災害に強い組織づくり

2 防災訓練

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねにより災害時に大きな力を発揮する。したがって、住民、事業所、ボランティア及び行政機関の連携体制を確立するため、本編「第2章 第2部 第1節 災害に強い人づくり」に定めるところにより、実践的な防災訓練を実施し、災害時の対応能力を高める。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第2部 災害に強い人づくり・組織づくり 第1節 災害に強い人づくり

1-3 災害応急対策への備え（災害発生時の広域防災体制の確立）

広域かつ甚大な被害が想定される東南海・南海地震発生時の広域防災体制を確立するため、国、地方公共団体は、相互に共同・連携をとり、整合性の確保を図っていく必要がある。

このため、国において、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急対策活動要領」を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を実施することとされている。

また、国、地方公共団体は、的確な応急対策を実施するため、被災情報等の収集・提供体制の整備、防災関係機関間の情報共有化の推進、防災活動拠点の指定、現地対策本部の設置場所の検討、国と地方公共団体との連絡調整体制の検討、広域防災活動の中心となるヘリコプター活用のためのヘリポート確保や安全確保要領の取決め等を行うこととしている。

本市は、今後、本編「第2章 第3部 災害応急対策への備え」の定めるところにより、国が策定する「東南海・南海地震応急対策活動要領」との整合をとりながら、国や京都府等地方公共団体及び防災関係機関と連携し、広域的な防災体制の確立を図るとともに応援や受援に備えて、平常時から必要な情報交換を定期的に行い、より実践的な体制の確立を図る。

また、駅周辺の繁華街や観光地等において、道路、鉄道の遮断等により帰宅困難者が滞留した場合、適切に避難誘導を行うとともに、不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等を講じる。

- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第1節 災害応急体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第5節 応援要請体制の整備
- ⇒ 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 第29節 帰宅困難者への対応体制の整備

第2節 災害応急対策計画

■ 基本方針

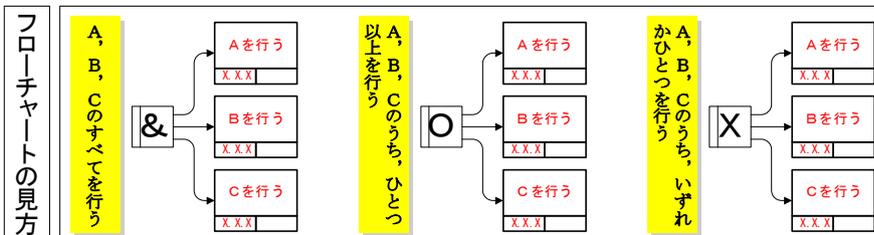
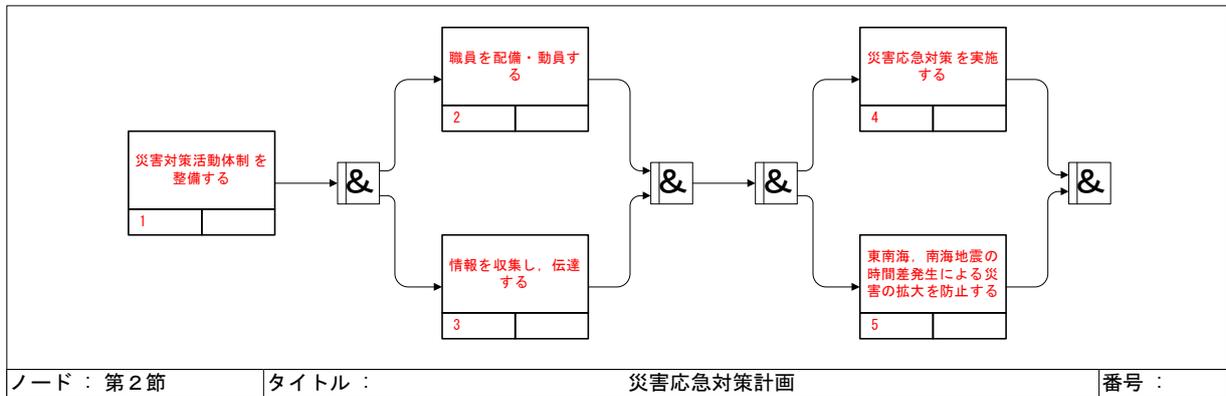
超広域的災害で甚大な被害が予想される東南海・南海地震に対する災害応急対策を行うためには、国及び地方自治体等との連携が不可欠であり、今後、国が策定する「東南海・南海地震応急対策活動要領」との整合を図りながら本編「第3章 災害応急対策計画」に定めるところにより対策の充実を図る。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1 災害対策活動体制を整備する	各局, 区役所	1.1 初期初動活動を実施する 1.2 初期活動体制を整える
	本部長	1.3 京都市災害対策本部を設置する
2 職員を配備・動員する	本部長	2.1 配備(活動)体制を発令する
	各部, 区本部	2.2 職員を動員する
3 情報を収集し, 伝達する	消防部, 各部, 区本部	3.1 地震に関する情報を収集・伝達する
		3.2 被害情報を収集・報告する
4 災害応急対策を実施する	各部, 区本部, 関係機関	4.1 災害応急対策を実施する
		4.2 帰宅困難者対策を実施する
5 東南海, 南海地震の時間差発生による災害の拡大を防止する	都市計画部	5.1 応急危険度判定を実施する
	総合企画部, 各部, 区本部	5.2 広報活動を行う
	各部, 区本部	5.3 応急避難対策を実施する

■ 応急対策の流れ



1 災害対策活動体制を整備する

1.1 初期初動活動を実施する (各局, 区役所)

各局, 区役所は, 勤務時間内, 勤務時間外に東南海・南海地震が発生した場合を想定し, 各局, 区役所別に定める計画に基づき迅速な初期初動活動を実施する。

⇒ 第3章 1.1 初期初動活動を実施する

1.2 初期活動体制を整える（各局，区役所）

各局，区役所は，東南海・南海地震発生直後からの確円滑な災害応急対策を実施するため，各局，区役所別に定める計画に基づき迅速な初期活動体制の整備を図る。

⇒ 第3章 1.2 初期活動体制を整える

1.3 京都市災害対策本部を設置する（本部長）

本部長（市長）は，超広域的災害で甚大な被害が予想される東南海・南海地震に対する災害応急対策を行うため，東南海・南海地震が発生したときは，災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき，京都市災害対策本部を設置する。

なお，本部体制，本部事務局体制，各部の体制，区本部・支所本部の体制等については，本編「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」に定めるところによる。

⇒ 第3章 1.3 京都市災害対策本部を設置する

2 職員を配備・動員する

2.1 配備（活動）体制を発令する（本部長）

本部長（市長）は，東南海・南海地震が発生したときは，京都市域の震度が4以下の場合においても第3号体制の配備（活動）体制を発令する。

なお，配備活動体制の伝達，職員の配備については，本編「第3章 第2節 配備及び動員」に定めるところによる。

⇒ 第3章 2.1 配備（活動）体制を発令する

2.2 職員を動員する（各部，区本部）

第3号体制の配備（活動）体制が勤務時間外に発令されたとき，各部長，区本部長は，あらかじめ定めた連絡体制により，配備体制に基づく動員を行うものとする。

なお，動員に該当する職員は，東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したことを聞知したときは，指令の伝達を待つことなく，速やかに自主参集するものとする。

⇒ 第3章 2.4 職員を動員する

3 情報を収集し，伝達する

3.1 地震に関する情報を収集・伝達する（消防部，各部，区本部）

消防部は，東南海・南海地震に対する災害応急対策を行うため，東南海・南海地震が発生したときは，本市域内の地震情報を収集するとともに，広域応援体制を判断するため，広域的な地震情報の収集に努め，各部等に地震情報の伝達を行う。

各部等は，テレビ，ラジオ等により情報の収集に努める。

⇒ 第3章 3.1 地震に関する情報を収集・伝達する

3.2 被害情報を収集・報告する（各部，区本部）

各部等は，震度4以下の地震の場合であっても，速やかに情報収集活動を実施し，管轄区域や所管施設等の被害状況等の把握を行い，本部長に報告する。

なお，被害情報の収集・報告については，本編「第3章 第3節 情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

⇒ 第3章 3.2 被害情報を収集する

⇒ 第3章 3.3 被害情報を報告する

4 災害応急対策を実施する

4.1 災害応急対策を実施する（各部，区本部，関係機関）

東南海・南海地震が発生した場合における被害の防止・軽減や二次災害防止のため必要な措置，救助・救急活動，医療活動，消火活動，物資調達，輸送活動，保健衛生活動，防疫活動その他の必要な応急対策については，本編「第3章 災害応急対策計画」に定めるところによる。

⇒ 第3章 災害応急対策計画

4.2 帰宅困難者対策を実施する（各部，区本部，関係機関）

東南海・南海地震発生による市内での道路，鉄道網の被害は軽微であると想定されるが，交通網は広域的に大きな被害を生じると考えられ，また，地震動は継続時間も長く続くと考えられるため，駅周辺の繁華街や観光地等において，多くの帰宅困難者が滞留した場合，本編「第3章 第6節 避難応急対策」に定めるところにより，適切に情報提供と避難誘導を行うとともに，不安を取り除き社会的混乱を防止するため，本編「第3章 第29節 帰宅困難者対策計画」に定めるところにより，徒

歩帰宅者のための支援を行う。

- ⇒ 第3章 6 避難応急対策を実施する
- ⇒ 第3章 29 帰宅困難者対策を実施する

5 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大を防止する

5.1 応急危険度判定を実施する（都市計画部）

都市計画部は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、京都府及び府内市町村並びに建築関係団体などと連携し、本編「第3章 第27節 建築物・住宅確保対策計画」に定めるところにより、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施する。

- ⇒ 第3章 6 避難応急対策を実施する
- ⇒ 第3章 27-3 被災建築物の応急危険度判定を実施する

5.2 広報活動を行う（総合企画部，各部，区本部）

総合企画部及び各部等は、東南海・南海地震が時間差をもって発生する可能性が高いことを広報し、市民、事業所における自主的な予防活動による被害の発生防止を期待する。なお、広報活動及び緊急問い合わせへの対応は、本編「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」に定めるところによる。

- ⇒ 第3章 4 広報活動・広聴活動を行う

5.3 避難応急対策を実施する（各部，区本部）

最初の地震で被害を受けた被災者、あるいは、応急危険度判定の結果、人的被害の発生が予想される場合には、本編「第3章 第6節 避難応急対策計画」に定めるところにより、危険な建築物や崖地等への立入禁止を強く呼びかける。

- ⇒ 第3章 6 避難応急対策を実施する

第3節 災害復旧計画

■ 基本方針

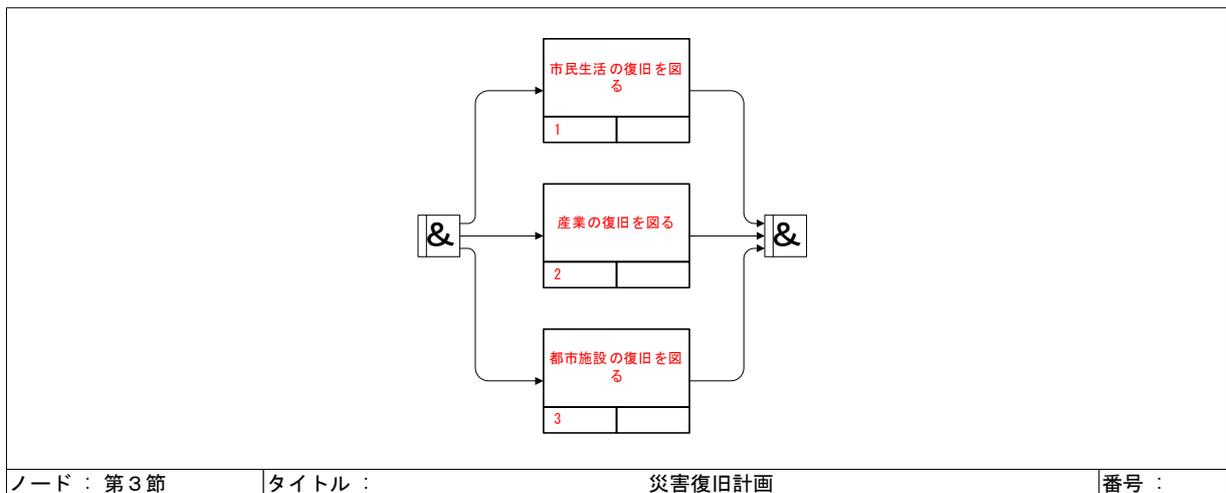
東南海・南海地震は、広域的な震災であり、長期にわたる広域的経済被害による影響が本市経済や市民生活に及ぼす間接的な被害も考慮し、京都の特徴である観光・商業・サービス業などの産業の復興のため、文化財、景観、伝統産業などの再生を明確に位置付け、近畿圏の広域的な取組の中で復興を進める必要があり、国や関係府県市と連携を図りながら本編「第4章 災害復旧計画」に定めるところにより災害復旧事業を実施する。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

復旧対策項目	担当	分担内容
1 市民生活の復旧を図る	区本部, 消防部	1.1 り災証明書を発行する
	各部, 区本部, 関係機関	1.2 生活再建の各種援助を実施する
2 産業の復旧を図る	産業観光部, 文化市民部	2.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う
	産業観光部	2.2 中小企業等への支援を行う
		2.3 観光産業への支援を行う
3 都市施設の復旧を図る	各部	3.1 災害復旧計画を作成する
		3.2 災害復旧事業を行う

■ 応急対策の流れ



1 市民生活の復旧を図る

1.1 り災証明書を発行する (区本部, 消防部)

区本部及び消防部は、災害救助法による各種の救助活動や市税の減免措置等の援助活動を実施するため、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、本編「第4章 災害復旧計画 第2節 市民生活の復旧計画」に定めるところにより、り災証明書を発行する。

⇒ 第4章 2.1 り災証明書を発行する

- 1.2 生活再建の各種援助を実施する（各部・区本部，関係機関）
各部等は，本編「第4章 災害復旧計画 第2節 市民生活の復旧計画」に定めるところにより，災害によって被害を受けた市民が速やかに再起自立するように，既存制度を活用して被災者に対して生活再建のための各種援助を実施する。
⇒ 第4章 2.2 被災者の生活を援助する
⇒ 第4章 2.3 被災者生活再建支援金の支給を行う

2 産業の復旧を図る

- 2.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う（産業観光部，文化市民部）
産業観光部は，経済関係団体と連携し，被災店舗等の営業状況を調査するとともに，被災企業の早期営業再開，物資安定供給を要請する。
文化市民部は，災害発生後の物価の監視を行うとともに，便乗値上げの是正指導を行う。
⇒ 第4章 3.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う
- 2.2 中小企業等への支援を行う（産業観光部）
産業観光部は，被災企業，特に経営基盤が脆弱な中小企業に対し，関係機関や団体等と連携して，各種の相談業務や早期事業再開のための資金援助等を行い，被災企業に対する早期事業再開を支援する。
⇒ 第4章 3.2 中小企業等への支援を行う
- 2.3 観光産業への支援を行う（産業観光部）
産業観光部は，観光地としての都市イメージの回復を図るべく，観光関連団体と連携して，観光産業への支援を行う。
⇒ 第4章 3.3 観光産業への支援を行う

3 都市施設の復旧を図る

- 3.1 災害復旧計画を作成する（各部）
各部等は，所管する被災施設について，法律に基づき災害復旧計画を作成する。
⇒ 第4章 4.1 災害復旧計画を作成する
- 3.2 災害復旧事業を行う（各部）
各部等は，所管する施設について，法律に基づき国の援助を受け，災害復旧事業を実施する。
⇒ 第4章 4.2 災害復旧事業を行う

第6章 警戒宣言の発令に伴う対応計画

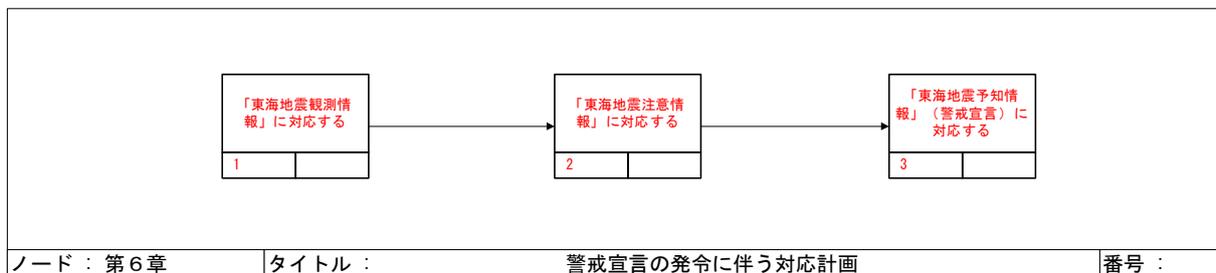
■ 計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、内閣総理大臣が警戒宣言を発令することに伴う本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置及び警戒体制について定め、震災による被害の軽減と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

■ 基本方針

本市は、東海地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）外にあるが、情報網や交通網がネットワークされた今日、強化地域に対して警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を未然に防止するため、「東海地震注意情報」が発表された段階から、必要な措置をとるとともに、警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言、大規模地震関連情報を防災関係機関、市民、事業者等に正確、迅速に周知、徹底し、地震防災応急対策を実施することにより、被害の軽減と社会秩序の維持を図る。
 なお、警戒宣言発令時においても、本市の市政、都市機能を極力平常どおり確保するものとする。

■ 対策の流れ



第1節 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時の対応

（1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に対応する）

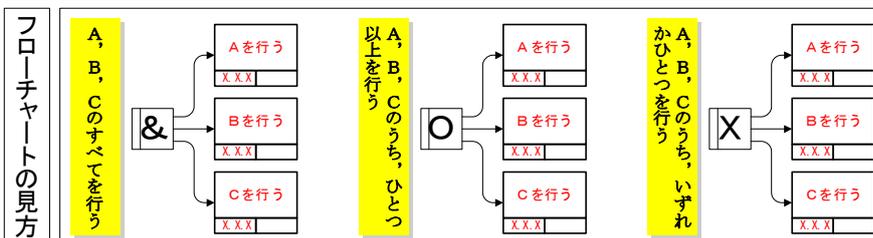
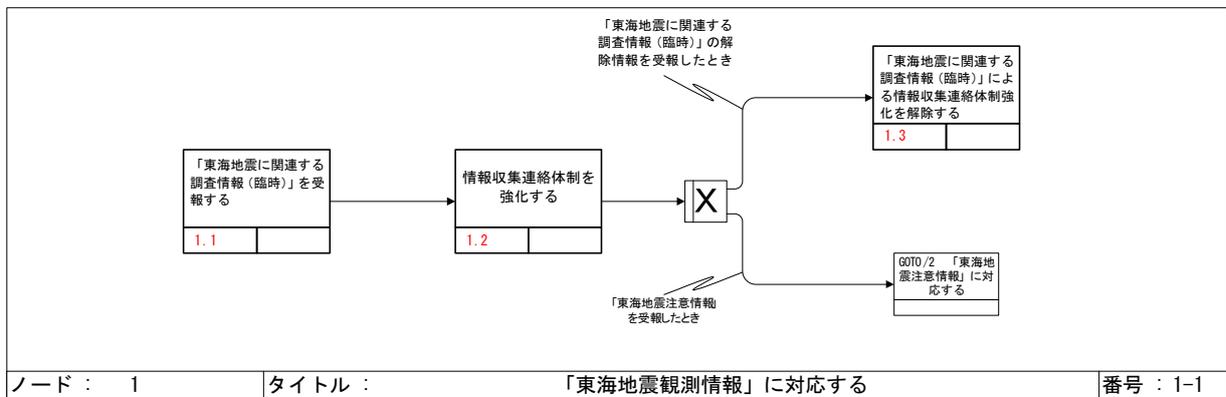
■ 基本方針

気象庁が、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表した場合、本市は、その後の東海地震関連情報の収集体制強化を図る。

■ 役割分担

対応項目	担 当	分 担 内 容
1.1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報する	消防局	1.1.1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報する 1.1.2 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の受信証を送信する
1.2 情報収集連絡体制を強化する	消防局	1.2.1 関係局等に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を連絡する
	消防局, 各局, 区役所	1.2.2 情報収集連絡体制を強化する
1.3 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」による情報収集連絡体制強化を解除する	消防局	1.3.1 関係局等に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の終了を連絡する
	消防局, 各局, 区役所	1.3.2 情報収集連絡体制強化を解除する

■ 対策の流れ



1.1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報する

1.1.1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報する（消防局）

気象庁は、東海地震に関連する現象について調査を行い、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表する。

消防局は、気象庁から配信を受けた京都地方气象台から、防災情報提供システムにより「東海地震に関連する調査情報（臨時）」（資料6-1-1）を受報する。

※ 資料6-1-1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」例文

（「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の基準）

発表基準
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する。

1.1.2 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の受信証を送信する（消防局）

消防局は、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報したときは、防災情報提供システムにより様式6-1-2受信証を京都地方気象台へ送信する。

なお、防災情報提供システムの障害時においては、様式6-1-2受信証を下記により京都地方気象台へ送信する。

※ 様式6-1-2 受信証

（防災情報提供システムの障害時の通報・送信方法）

ア	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報方法	
	第1位 NTT加入ファクシミリ	212-6790
	第2位 音声通話NTT加入電話	212-6791～6797
	（夜間）	212-6700
	第3位 京都府防災情報システムファクシミリ	8-731-8160
イ	受信証の送信方法	
	第1位 NTT加入ファクシミリ	823-4301
	第2位 音声通話NTT加入電話	841-3008
	第3位 京都府防災情報システムファクシミリ	8-717-8100

1.2 情報収集連絡体制を強化する

1.2.1 関係局等に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を連絡する（消防局）

消防局は、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を受報後、京都市防災情報システムにより各局、区役所・支所等へ送信する。

1.2.2 情報収集連絡体制を強化する（消防局、各局、区）

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」は、東海地震に関連する現象について調査が行われ、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されるため、状況の変化等に迅速に対応できるよう、関係局等は、その後の気象庁発表の情報に注意し、必要に応じて関係局、関係機関との連絡体制を強化する。

なお、市民や事業所から問い合わせがあった場合には、「テレビ、ラジオ等の情報に注意し、平常どおりお過ごしください。」といった旨の回答を行う。

1.3 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」による情報収集連絡体制強化を解除する

1.3.1 関係局等に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の終了を連絡する（消防局）

消防局は、受報した「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が解除の基準によるものであった場合、関係局等に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の終了を連絡する。

1.3.2 情報収集連絡体制強化を解除する（消防局、各局、区）

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の終了の連絡を受けた各局等は、情報収集連絡体制強化を解除する。

第2節 「東海地震注意情報」発表時の対応

(2 「東海地震注意情報」に対応する)

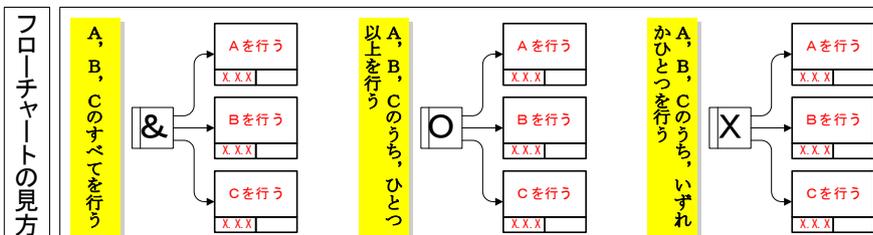
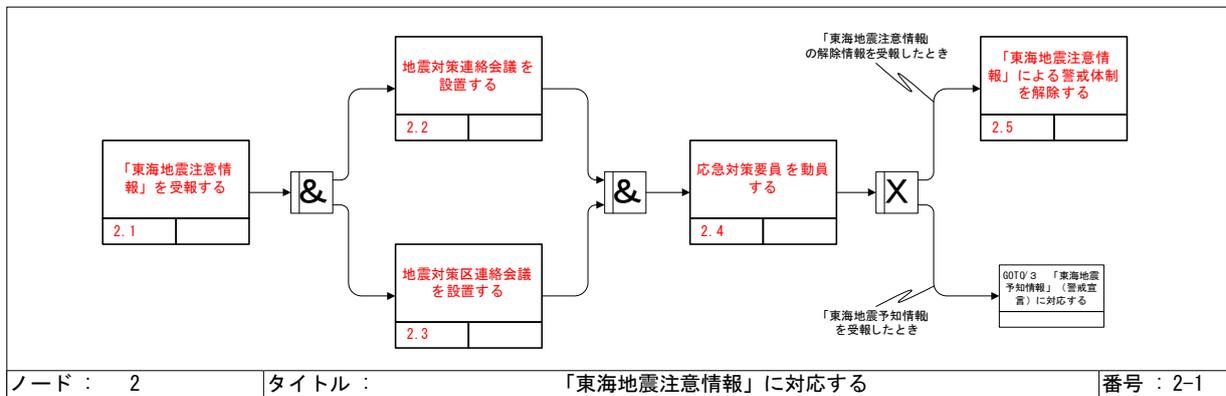
■ 基本方針

気象庁が、「東海地震注意情報」を発表し、地震防災対策強化地域判定会が招集された場合、本市は「地震対策連絡会議」を設置し、地震発生前に緊急に実施すべき応急対策の連絡調整を実施する。

■ 役割分担

対応項目	担 当	分 担 内 容
2.1 「東海地震注意情報」を受報する	消防局	2.1.1 「東海地震注意情報」を受報する 2.1.2 「東海地震注意情報」の受信証を送信する 2.1.3 関係局等に「東海地震注意情報」を連絡する
2.2 地震対策連絡会議を設置する	消防局 連絡会議	2.2.1 地震対策連絡会議を招集する 2.2.2 連絡会議を設置する 2.2.3 応急対策の確認、緊急措置の連絡調整を行う
2.3 地震対策区連絡会議を設置する	区役所 区連絡会議	2.3.1 地震対策区連絡会議を招集する 2.3.2 区連絡会議を設置する 2.3.3 応急対策の確認、緊急措置の連絡調整を行う
2.4 応急対策要員を動員する	連絡会議委員長 各局, 区役所	2.4.1 配備（活動）体制を発令する 2.4.2 本市の基準を超えた活動体制を発令する 2.4.3 参集状況を記録し、報告する
2.5 「東海地震注意情報」による警戒体制を解除する	消防局 連絡会議委員長 区役所	2.5.1 関係局等に「東海地震注意情報」の終了を連絡する 2.5.2 配備（活動）体制を解除する 2.5.3 連絡会議を解散する 2.5.4 区連絡会議を解散する

■ 対策の流れ



2.1 「東海地震注意情報」を受報する

2.1.1 「東海地震注意情報」を受報する（消防局）

気象庁は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合、「東海地震注意情報」を発表し、地震防災対策強化地域判定会において東海地震発生につながるかどうかの検討が行われる。

消防局は、気象庁の配信を受けた京都地方気象台から、防災情報提供システムにより「東海地震注意情報」（資料6-2-1）を受報する。

※ 資料6-2-1 「東海地震注意情報」例文

（「東海地震注意情報」の基準）

ア	発表基準 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 （2箇所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性があった場合等）
イ	解除基準 東海地震が発生するおそれなくなったと認められた場合 （全ての歪計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなったと認められた場合等）

2.1.2 「東海地震注意情報」の受信証を送信する（消防局）

消防局は、「東海地震注意情報」を受報したときは、防災情報提供システムにより様式6-1-2受信証を京都地方気象台へ送信する。障害時の措置は、「東海地震観測情報」の場合と同様とする。

※ 様式6-1-2 受信証

2.1.3 関係局等に「東海地震注意情報」を連絡する（消防局）

消防局は、「東海地震注意情報」を受報後、関係局等に「東海地震注意情報」を連絡する。

2.2 地震対策連絡会議を設置する

2.2.1 地震対策連絡会議を招集する（消防局）

消防局防災危機管理担当局長は、「東海地震注意情報」を受報した場合は、地震対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を招集する。

（連絡会議の構成）

委 員 長	：消防局防災危機管理担当局長
副 委 員 長	：消防局防災危機管理室長
委 員	：環境政策局環境企画部長
〃	：行財政局総務部長
〃	：総合企画局政策企画室長
〃	：文化市民局共同参画社会推進部長
〃	：産業観光局商工部長
〃	：保健福祉局保健福祉部長
〃	：都市計画局都市企画部長
〃	：建設局建設企画部長
〃	：消防局総務部長
〃	：交通局企画総務部長
〃	：上下水道局総務部長
〃	：教育委員会事務局総務部長

2.2.2 連絡会議を設置する（消防局）

連絡会議は、原則として本庁舎1階会議室に設置し、その庶務は消防局防災危機管理室において行う。

2.2.3 応急対策の確認、緊急措置の連絡調整を行う（連絡会議）

連絡会議は、地震発生前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき次の事項について連絡調整を行う。

(連絡会議における調整事項)

- ア 応急対策を行うために必要な職員の配備、動員に関する事
- イ 警戒宣言発令に伴う災害対策本部の設置、運営等に関する事
- ウ 大規模地震関連情報の収集、伝達に関する事
- エ 警戒宣言発令時の広報対策に関する事
- オ 児童生徒等の保護対策に関する事
- カ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備及び飲料水、食料、その他生活必需品の確保に関する事
- キ 医療救護対策に関する事
- ク 市が管理又は運営する施設等に係る対策に関する事
- ケ 消防対策に関する事
- コ 京都府、京都府警察本部並びに西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社等指定公共機関との情報連絡体制に関する事
- サ 地下鉄、市バス等交通の安全の確保に関する事

2.3 地震対策区連絡会議を設置する

2.3.1 地震対策区連絡会議を招集する(区役所)

区長は、「東海地震注意情報」の連絡を受けた場合は、必要に応じて地震対策区連絡会議(以下「区連絡会議」という。)を招集する。

(区連絡会議の構成)

- | | |
|------|--------------------|
| 委員長 | ： 区 長 |
| 副委員長 | ： 副区長 |
| 委員 | ： 総務課長 |
| 〃 | ： 土木事務所長又はそれに準ずる職員 |
| 〃 | ： 消防署長 |
| 〃 | ： 水道営業所長又はそれに準ずる職員 |
| 〃 | ： その他区長が必要と認める者 |

2.3.2 区連絡会議を設置する(区役所)

区連絡会議は、原則として各区庁舎に設置し、その庶務は区総務課において行う。

2.3.3 応急対策の確認、緊急措置の連絡調整を行う(区連絡会議)

区連絡会議は、地震発生前において実施すべき応急対策の確認及び緊急に措置すべき次の事項について連絡調整を行う。

(区連絡会議における調整事項)

- ア 警戒宣言発令に伴う、区災害対策本部の設置、運営等に関する事
- イ 大規模地震関連情報の収集、伝達に関する事
- ウ 警戒宣言発令時の広報対策に関する事
- エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備及び飲料水、食料、その他生活必需品の確保に関する事
- オ 医療救護対策に関する事
- カ 市が管理又は運営する施設等に係る対策に関する事
- キ 消防対策に関する事

2.4 応急対策要員を動員する

2.4.1 配備(活動)体制を発令する(連絡会議委員長)

連絡会議委員長(以下「委員長」という。)は連絡会議で調整のうえ、応急対策を行うために必要な職員の配備及び動員を行う。

配備及び動員の方法は、本編「第3章 第2節 配備及び動員」に基づき、動員の規模は第1号体制とする。

⇒ 第3章 2 職員を配備・動員する

- 2.4.2 本市の基準を超えた活動体制を発令する（各局，区役所）
各局等は，所管業務を実施するうえで必要と判断されるとき，第1号体制以上の職員を動員するものとする。
⇒ 第3章 2.1 配備（活動）体制を発令する
- 2.4.3 参集状況を記録し報告する（各局，区役所）
各局等の長は，職員の参集状況を記録し，定期的に（委員長が指示する時間ごとに，指示がない場合は，1時間ごとに）委員長に報告する。
⇒ 第3章 2.4 職員を動員する

2.5 「東海地震注意情報」による警戒体制を解除する

- 2.5.1 関係局等に「東海地震注意情報」の終了を連絡する（消防局）
消防局は，受報した「東海地震注意情報」が解除基準によるものであった場合，関係局等に「東海地震注意情報」の終了を連絡する。
- 2.5.2 配備（活動）体制を解除する（連絡会議委員長）
委員長は，解除を伝える「東海地震注意情報」を受報したときは，配備（活動）体制を解除する。
- 2.5.3 連絡会議を解散する（連絡会議委員長）
委員長は，解除を伝える「東海地震注意情報」を受報したときは，連絡会議を解散する。
- 2.5.4 区連絡会議を解散する（区役所）
区委員長（区長）は，解除を伝える「東海地震注意情報」の連絡を受けたときは，区連絡会議を解散する。

第3節 「東海地震予知情報」発表（警戒宣言発令）時の対応

（3 「東海地震予知情報」（警戒宣言）に対応する）

■ 基本方針

内閣総理大臣は気象庁長官から「東海地震予知情報」の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発令する。

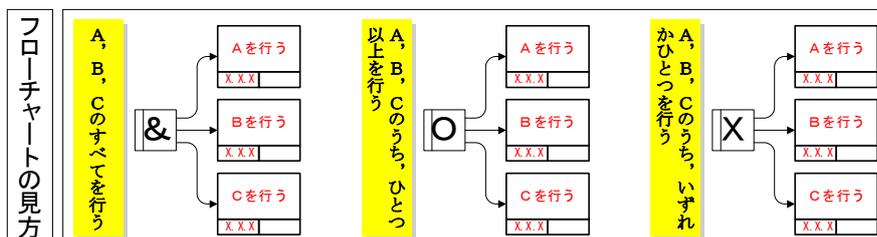
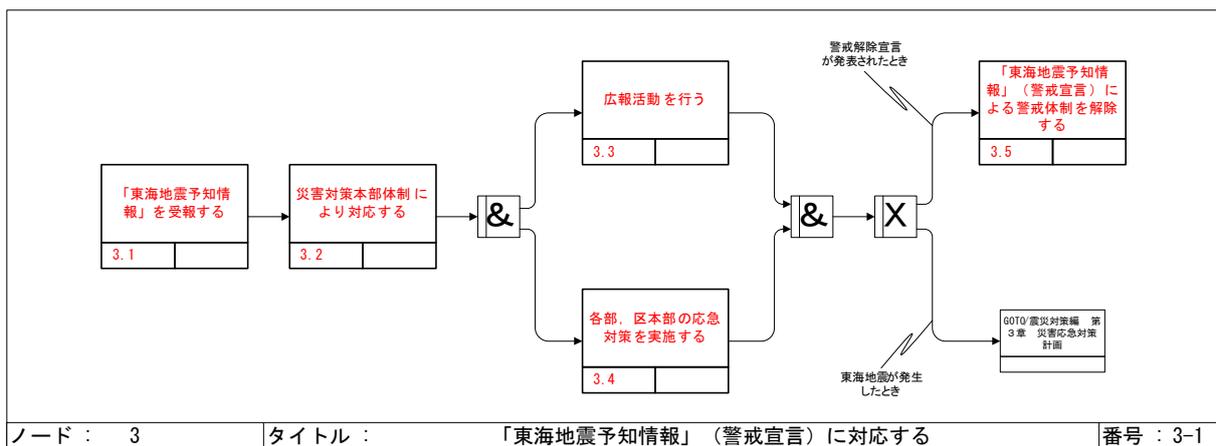
警戒宣言が発令されたとき、本市は、災害対策本部を設置し、市民や事業所等に対する広報活動を実施するとともに、地震災害防止のための緊急措置を講じる。

なお、警戒宣言発令時においても、本市の市政、都市機能を極力平常どおり確保する。

■ 役割分担

対応項目	担 当	分 担 内 容
3.1 「東海地震予知情報」を受報する	消防局	3.1.1 「東海地震予知情報」を受報する 3.1.2 「東海地震予知情報」の受信証を送信する 3.1.3 関係局等に「東海地震予知情報」を連絡する
	各局，区役所	3.1.4 「東海地震予知情報」を職員に周知する
3.2 災害対策本部体制により対応する	消防局	3.2.1 警戒宣言発令を市長等に報告する
	市長（本部長）	3.2.2 災害対策本部を設置する 3.2.3 配備（活動）体制を発令する
	連絡会議委員長	3.2.4 連絡会議を閉鎖する
	各部，区本部	3.2.5 参集状況を記録し報告する
3.3 広報活動を行う	各部，区本部	3.3.1 市民・事業所等への広報活動を行う
	総合企画部	3.3.2 放送機関に放送依頼を行う
3.4 各部，区本部の応急対策を実施する	各部，区本部	3.4.1 職員への情報伝達を行う 3.4.2 通常業務を確保する 3.4.3 応急対策事項の確認及び資機材の点検等を行う 3.4.4 職員等に対する安全措置を行う 3.4.5 非常設備等の点検を行う 3.4.6 管理委託施設等に対する処置を行う 3.4.7 工事中の建築物，工作物及び施設の管理を徹底する
	施設管理者	3.4.8 市民利用施設での対応を行う
3.5 「東海地震予知情報」（警戒宣言）による警戒体制を解除する	各部，区本部	3.5.1 警戒解除宣言を広報する
	本部長	3.5.2 本部を解散する

■ 対策の流れ



3.1 「東海地震予知情報」を受報する

3.1.1 「東海地震予知情報」を受報する（消防局）

気象庁は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合、「東海地震予知情報」を発表する。

消防局は、気象庁配信を受けた京都地方気象台から、防災情報提供システムにより、「東海地震予知情報」（資料6-3-1）を受報する。

※ 資料6-3-1 「東海地震予知情報」例文

（「東海地震予知情報」の基準）

ア	発表基準 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合 （3箇所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合）
イ	解除基準 東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合 （全ての歪計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなると認められた場合等）

3.1.2 「東海地震予知情報」の受信証を送信する（消防局）

消防局は、「東海地震予知情報」を受報したときは、防災情報提供システムにより様式6-1-2受信証を京都地方気象台へ送信する。障害時の措置は、「東海地震観測情報」の場合と同様とする。

※ 様式6-1-2 受信証

3.1.3 関係局等に「東海地震予知情報」を連絡する（消防局）

消防局は、「東海地震予知情報」を受報したときは、京都市防災情報システムにより各局、区役所・支所等へ直ちに伝達するものとする。

3.1.4 「東海地震予知情報」を職員に周知する（各局、区役所）

伝達を受けた局長及び区長は、速やかに職員にその内容を周知させるとともに、併せて関係先等へ伝達するなど適切な措置を講じるものとする。

3.2 災害対策本部体制により対応する

3.2.1 警戒宣言発令を市長等に報告する（消防局）

消防局長は、地震災害に関する警戒宣言を入手したときは、直ちに市長、副市長等に報告するとともに、各局及び各区に伝達するものとする。

3.2.2 災害対策本部を設置する（市長）

市長（以下「本部長」という。）は強化地域に対し、警戒宣言が発令された場合、直ちに災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア 本部の組織、運営方法については、「京都市災害対策本部条例」及び「京都市災害対策本部要綱」の定めるところによる。

イ 本部の運営に当たっては、京都府をはじめ、関係機関との情報連絡体制を密にする。

⇒ 第3章 1 災害対策活動体制を整える

3.2.3 配備（活動）体制を発令する（本部長）

本部長は、応急対策を行うために必要な職員を配備・動員するものとする。

配備・動員の方法は、本編「第3章 第2節 配備及び動員」に基づき、動員の規模は第2号体制とする。

⇒ 第3章 2 職員を配備・動員する

3.2.4 連絡会議を閉鎖する（連絡会議委員長）

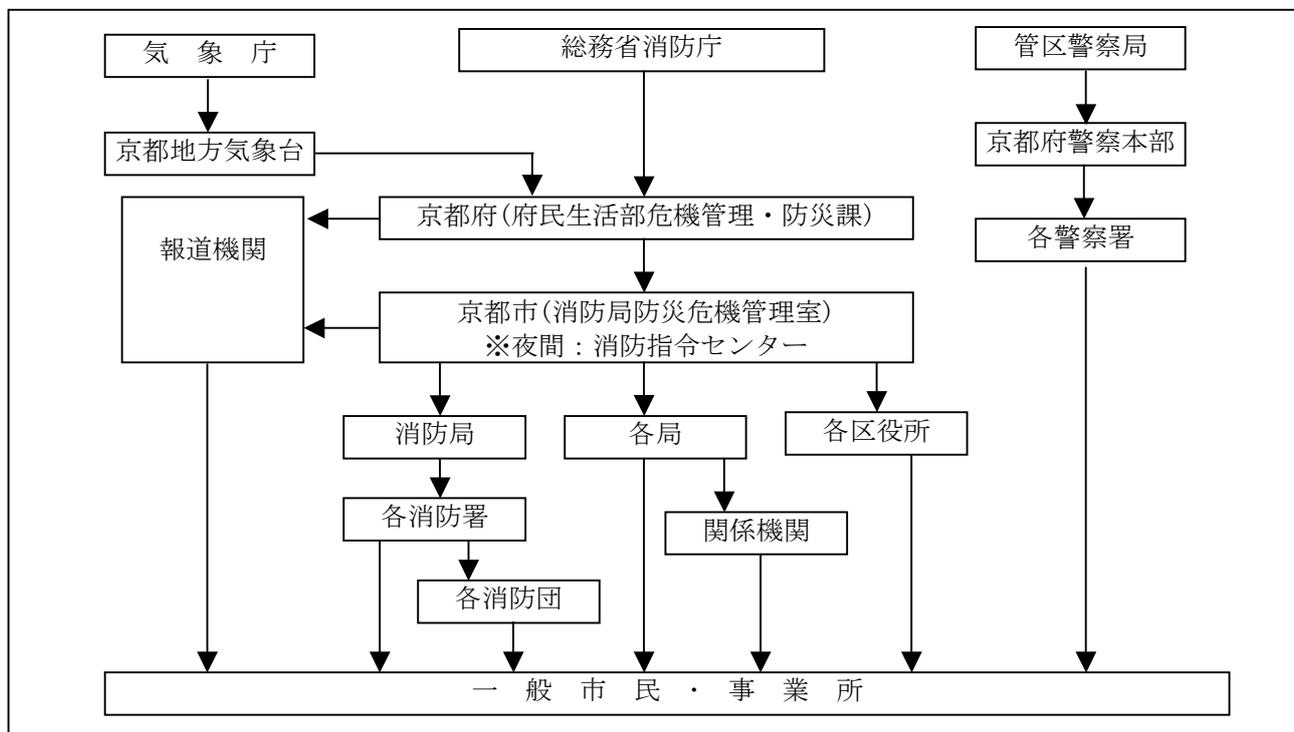
警戒宣言の発令により、災害対策本部が設置された場合、連絡会議委員長は連絡会議を閉鎖し、連絡会議の決定事項を災害対策本部会議に継続する。

3.2.5 参集状況を記録し報告する（各部、区本部）

各部等の長は、職員の参集状況を記録し、定期的に（本部長が指示する時間ごとに、指示がない場合は、1時間ごとに）本部長（本部事務局）に報告する。

⇒ 第3章 2.4 職員を動員する

（「東海地震予知情報」の伝達系統図）



3.3 広報活動を行う

市民に対して報道機関の協力を得て情報提供を行うとともに、各部等においては、広報車、航空機を活用して、警察機関と連携して情報伝達（広報）を行う。

3.3.1 市民・事業所等への広報活動を行う（各部、区本部）

各部、区本部は、警戒宣言発令後、市民・事業所等に対する広報活動を速やかに実施する。

(広報の内容)

- ア 警戒宣言の発令及び大規模地震関連情報の内容
- イ 東海地震による京都市域への影響
- ウ 市民、事業者等が取るべき措置・・・別記1
- エ その他必要と認めること

(広報の方法)

- ア テレビ、ラジオ等報道機関への発表
- イ 広報車、航空機等による広報
- ウ 庁内放送による広報
- エ その他あらゆる手段、方法

(広報車等で行う広報文例)

「本日〇時〇分、東海地震の警戒宣言が発表されました。市民の皆様はテレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ちついて行動してください。」
 (必要に応じ別記1の内容の全部又は一部を付け加える。)

〈参考 東海地震発生による京都市への影響〉

想定地震	発生日年月日	地震規模	震度階
東海地震	—	M8.4	震度5弱

被害：京都市域においては、家屋の倒壊等日常生活が大きく阻害されるような被害は生じないが、ブロック塀の倒壊、家具の転倒やガラスの破損、交通機関の事故等による人身被害の出るおそれがある。

(別記1)

(市民がとるべき措置)

- ア 落ちついて行動する。
- イ テレビ、ラジオ等による正確な情報を収集する。
- ウ 家族で防災について話し合い、仕事の分担を決めてとりかかる。
- エ 火気の使用を自粛する。
- オ 飲料水など水のくみおきをする。(バケツ、水筒、浴槽等)
- カ 家具や物が転倒、落下、破損するのを防止する措置をとる。
- キ 食料、医薬品、その他非常持出品を点検し、いつでも持ち出せるように準備する。
- ク 消火器、水バケツ等を準備したり使用方法等を点検、確認する。
- ケ 危険防止や消火、避難に適した服装等をする。
- コ 隣近所と連絡協力体制をつくっておく。
- サ 自動車及び電話の使用はなるべく控える。
- シ エレベーターをなるべく使用しない。
- ス 狭い路地、ブロック塀、石灯ろう、がけ等に近寄らない。

(事業者等とるべき措置)

- ア テレビ、ラジオ等による正確な情報を収集する。
- イ 消防用設備、避難施設等の点検整備を行う。
- ウ 百貨店、映画館、ホテル等不特定多数の顧客がいるところでは、従業員による避難誘導を円滑に行える体制を確立しておく。
- エ 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し、混触発火、漏洩、流出等の防止措置を行う。
- オ 一般の事業所においても火気の使用を自粛し、出火防止措置を行う。
- カ タンクローリー等による危険物等の輸送は自粛ないし最小限に止め、安全運転に留意する。
- キ 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- ク 店頭看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置をとる。
- ケ 営業車等自動車及び電話の使用はなるべく控える。
- コ 公共交通機関は安全運転に努め、乗客等の避難誘導體制等の安全対策に努める。
- サ 主要避難路等での工事は原則として中止し、応急措置等により緊急通行路の確保を図る。
- シ 建築中の工事責任者は地震発生に備え安全措置を講じる。

3.3.2 放送機関に放送依頼を行う（総合企画部）

総合企画部は、必要に応じて「災害時の放送に関する協定書」に基づき、放送機関に放送依頼を行う。またテレビ、ラジオ等の番組の利用を図り広報を実施する。

なお、テレビによる広報を実施する場合は、聴覚障害者に考慮して、保健福祉部と連携して手話通訳又は字幕スーパーによる広報を実施する。

⇒ 第3章 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

⇒ 第3章 22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

3.4 各部、区本部の応急対策を実施する

警戒宣言発令時において各部、区本部の実施する応急対策に係る分掌事務については、京都市災害対策本部要綱によるものとする。ただし、各部、区本部においては、次の事項について留意するものとする。

3.4.1 職員への情報伝達を行う（各部、区本部）

各部、区本部においては、職員に対し本部からの情報内容を的確かつ迅速に周知させる。

3.4.2 通常業務を確保する（各部、区本部）

応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中は通常業務体制をとり、市民サービスの低下を極力防止する。

3.4.3 応急対策事項の確認及び資機材の点検等を行う（各部、区本部）

各部、区本部においては、あらかじめ応急対策の内容を確認のうえ必要な資機材を点検し、必要な箇所へ配置するなど直ちに対策の実施に移れるよう備える。

3.4.4 職員等に対する安全措置を行う（各部、区本部）

各部、区本部は所管施設の点検を行い、地震発生時に書棚、什器等の転倒防止、出火危険場所の安全措置、その他職員等の安全確保のための措置を講じる。

3.4.5 非常設備等の点検を行う（各部、区本部）

自家用発電機、消防用設備、無線設備の非常電源を点検し、作動できる状態にしておく。

3.4.6 管理委託施設等に対する処置を行う（各部、区本部）

各部は関係施設に警戒宣言の発令及び施設の安全確保に必要な事項を伝達する。

3.4.7 工事中の建築物、工作物及び施設の管理を徹底する（各部、区本部）

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事担当局は、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせる。

（工事中建築物、工作物及び施設の管理）

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 建設機械類の危険防止措置 |
| イ | 工事箇所の崩壊、倒壊、落下物の防止及び埋め戻し等の補強措置 |
| ウ | 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置 |
| エ | 工事監督者、作業員による現場巡視と安全確保 |

3.4.8 市民利用施設での対応を行う（施設管理者）

市民利用施設の管理者は、施設の利用者等へ警戒宣言の発令を伝えるとともに、避難設備の点検、火気の管理を行う。

（市民利用施設での対応）

- | | |
|---|---|
| ア | 施設の利用者、来場者等へ警戒宣言が発令されたことを的確、簡潔に伝え、警戒宣言の意義を十分に認識させ、これらの人々が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。 |
| イ | 非常口、非常階段等の避難設備を点検し、発災に備え来場者の避難体制に万全を期する。 |
| ウ | 火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置するなど、地震発生時の出火防止に万全を期する。 |

3.5 「東海地震予知情報」（警戒宣言）による警戒体制を解除する

東海地震が発生せず、解除を伝える「東海地震予知情報」が発表されたとき（警戒解除宣言が発令されたとき）は、次の措置を講じる。

3.5.1 警戒解除宣言を広報する（各部，区本部）

各部等は，市民に対して，警戒解除宣言を広報する。

⇒ 第3章 4.2 一般広報を行う

3.5.2 本部を解散する（本部長）

市民に対する広報が完了したとき，本部長は本部を解散し，配備（活動）体制を解除する。